

博士論文

教育勅語の成立

——草案の推敲過程を中心に——

平成 26 年 3 月

中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程後期課程

麻尾 陽子





教育勅語の成立——草案の推敲過程を中心に——

目次

序章	論文の目的と先行研究と史料整理	・	・	・	・	・	一
第一章	教育勅語の起草						
第一節	明治二三年の建議	・	・	・	・	・	三七
	——教育勅語の起草の契機——						
第二節	中村正直草案の推敲過程	・	・	・	・	・	六四
第三節	元田永孚草案の推敲過程	・	・	・	・	・	一一四
第二章	井上毅草案の推敲過程						
第一節	井上毅の思想形成	・	・	・	・	・	一五三
第二節	井上毅草案一〇五	・	・	・	・	・	一七六
第三節	井上毅草案六〇一五	・	・	・	・	・	二〇九
第四節	教育勅語の完成と下賜	・	・	・	・	・	二六四

### 第三章 教育勅語の下賜後

第一節 井上毅が目指した日本の将来

——教育勅語と教育政策の共通点から——

・  
・  
・  
・  
・  
二九八

第二節 教育勅語についての評論

・  
・  
・  
・  
・  
三二六

### 終章

・  
・  
・  
・  
・  
三五九

### 付録

(一) 教育勅語草案一覧

・  
・  
・  
・  
・  
三八一

(二) 図版

・  
・  
・  
・  
・  
四〇五

## 序章 論文の目的と先行研究と史料整理

本論文の目的は、「教育ニ関スル勅語」（以下、「教育勅語」と称する）の成立過程、とりわけ、その草案の推敲過程に焦点を当て、これを明らかにすることによって、起草者らの考えに関する考察を従来の研究よりさらに深めることである。次に述べるように、教育勅語草案の推敲過程については、確かに梅溪昇、海後宗臣、稲田正次らが大きな業績を残しているが、それらは主に一九六〇～一九七〇年代に行われたものである。各草案の推敲過程や起草者らの意図の解明は、本当にそれで十分なのであろうか。

教育勅語とは、「忠君愛国」が教育の基本である、ということを示した勅語である。これは元田永孚（侍講兼枢密顧問官）・井上毅（法制局長官）らの起草によって、明治二三（一八九〇）年一〇月三〇日に下賜され、昭和二三（一九四八）年六月一九日に失効した<sup>\*1</sup>。海後や稲田らの研究によれば<sup>\*2</sup>、教育勅語の成立の経緯は次の通りである。

明治五年の「学制」制定以降<sup>\*3</sup>、日本の徳育の方針は混乱していた。初め、修身の授業は主に教師の口授によって行われていたが<sup>\*4</sup>、明治一二年の「教学聖旨」、明治一三年の「教育令」改正後、文部省は、修身の授業では儒教的な内容の教科書を使い、嘉言・名句を子供に暗唱させるという方針を採るようになった<sup>\*5</sup>。ところが、その後、文部大臣に就任した森有礼は、明治一九年にこの方針を批判し、教師が善良な言行について説いたり、その模範を示したりするという方針に転換した。このような文部省の方針に対して、福沢諭吉『徳育如何』（明治一五年）、加藤弘之『徳育方法案』（明治二〇年）など、様々な徳育論が出されていた<sup>\*6</sup>。

そして、明治二三年二月、府県知事一同は、国は「徳育ノ主義」を定めるべきである<sup>\*7</sup>、と榎本武揚（文部大臣）と山県有朋（総理大臣兼内務大臣）へ訴えた。この頃、閣議でも、民心を統一するために「道徳上の大本」を立てる必要性が問題になり、ついに天皇から「教育上の箴言を編むべしとの大命」が榎本へ下った<sup>\*8</sup>。

結局、その大命は次の文部大臣、芳川顕正（同年五月一七日就任）へそのまま持ち越された。五月下旬～六月上旬に、キ

リスト教徒の中村正直（元老院議員）ら文部省関係者がその起草を行い、「敬天敬神」を最も重視し、君父より天を上位に置く草案（本論文での「中村草案五―一」）が上奏された\*<sup>9</sup>。

ところが、六月中旬に元田も起草した。元田が草案を書き始めた経緯は史料によって明らかにされていないが、先行研究では、元田が自ら起草した\*<sup>10</sup>、あるいは、井上や山県から「内密に勅語案の構想について意見を問われて、急に書き出した」などと見られている\*<sup>11</sup>。だが、本論文では、天皇から元田へ内密の起草命令があったと考えている\*<sup>12</sup>。

その一方で、六月下旬に井上が山県に命じられて起草すると、その推敲作業に元田や芳川らも加わるようになった。そして、教育勅語草案は明治二三年一〇月二四日に裁可され、同月二五日に浄書・上奏され\*<sup>13</sup>、同月三〇日に下賜された。下賜された教育勅語の全文は次の通りである。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽\*<sup>14</sup>

ところで、教育勅語の成立過程についての研究は、戦前にも行われていた\*<sup>15</sup>。ただし、当時は、そのようなことは勅語の

神聖さを害すると考えられていたため、宮内省などに特殊な便宜のあるわずかな人々だけが、明治天皇の聖徳を顕彰するという立場で、限られた史料を使い行っていた<sup>\*16</sup>。

昭和五（一九三〇）年一〇月、渡辺幾治郎（臨時帝室編修官）は、教育勅語渙発四〇年に際して「聖勅を歴史的に拝察」しようとし、報知新聞に「教育勅語渙発の由来」を一六回連載した<sup>\*17</sup>。これは「明治天皇の教育に関する叡旨を拝すること、かくのごとく詳実なるものなしと、頗る世の好評」を博したが、渡辺は「職を帝室に」奉じていたため、「却て上司の注意を受け、将来を誠しめ」られた<sup>\*18</sup>。彼は昭和九年六月に官職を辞め<sup>\*19</sup>、この連載論文を増補し、昭和一〇年一〇月に同じ題で書籍として学而書院から出版した。これは「教育勅語の成立を歴史的に考察した最初の文献」であると見られている<sup>\*20</sup>。この渡辺の研究では、明治二三年六月二九日付の元田の教育勅語草案と、井上の教育勅語草案との関連が明らかでなく<sup>\*21</sup>、史料の解釈に多くの疑問が残されている。だが、これは限られた史料しか使えなかったという先の事情から、やむを得ないことであつたと思われる。

戦前、教育勅語の成立過程については、徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』中巻（山県有朋公記念事業会、一九三三年）や、渡辺幾治郎『教育勅語の本義と渙発の由来』（福村書店、一九四〇年）などでも考察されているが<sup>\*22</sup>、どれも草案を一つ一つ検討したようなものではない。

また、昭和一三〜一四年には、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』（全三巻、国民精神文化研究所）、昭和一六年には、教学局編『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』（内閣印刷局）が出版されたが、これらや他の史料が使われ、教育勅語の成立過程についての研究が本格的に行われたのは、戦後になってからである。

一九六三年に梅溪昇は、「諸外国に比べて短期間に近代国家化をなしとげ、永遠性を標榜する明治憲法を中核とした当該体制がなにゆえわずか二世代のうちに早くも崩壊したか」を明らかにする一方で、明治前半期の「民主主義的な動向とその本質とを正確に把握し、過大評価の弊におちいらぬ」ためには、「明治国家の構造、すなわち国家構成の三要素ともいべき法・権力・道德の相互関係を追求することが重要な課題の一つである」という思いから<sup>\*23</sup>、『明治前期政治史の研究――

明治軍隊の成立と明治国家の完成——（未来社）を著し、海後や稲田が言うように、その中で教育勅語草案の推敲過程について、詳細な検討が初めて行われた<sup>\*24</sup>。ただし、稲田が、この研究で使われた史料は、渡辺幾治郎が収集した「元田文書」と一部の芳川文書の写本であり、芳川文書の全部を使っていないところに制約<sup>\*25</sup>があったと指摘し、後に梅溪自身も、「勅語成立の主導力としての山県・井上のラインを重視し、芳川の役割を軽視していたのである。従って、明治天皇御紀の編纂事業に従事されていた渡辺幾治郎先生の収集資料に万福の信頼をおき、そこに井上・元田の勅語案共同修正の跡がうかがえるのに安んじて、芳川文書探査を怠る結果になったのである」と認めているように<sup>\*26</sup>、この研究では「芳川文書」に関する部分の解明が残された。

一九六五年に海後宗臣は『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会）で、その「芳川文書」も使って教育勅語草案の推敲過程を明らかにした。海後は、まず、明治初年から教育勅語の起草に至った事情について考察し、もし森有礼が明治一二年頃からの「儒教主義による修身教育の方針」を継続していたら<sup>\*27</sup>、「教育勅語の発布ということもなかったとみられる」と述べている<sup>\*28</sup>。

そして、海後は教育勅語草案を、中村草案、元田草案、井上草案の三系統に分類し、これらの推敲過程を明らかにし、「中村草案は、忠孝をもととするとしながら、西欧思想によって道德の根源を明らかに」したものであり、「元田草案は儒教思想によるもので、五倫三徳一誠で道德の内容をまとめ」ており、井上草案は「東洋道德を基としながら、市民生活の倫理もそれに組み合わせ国家興隆の目標にも適合するようにして道德の内容を組み立て」たものであると指摘している<sup>\*29</sup>。

それから、海後は起草者らの役割について述べ、「中村草案の存在が井上法制局長官の執筆を決意させる背景となったことは、中村の一つの役割であった。しかし中村の役割はこのような消極的な形のものにとどまるのではなく、「中村はこの草案によって近代西欧思想の立場から、伝統思想と対決したのであって、このことにおいて積極的な役割も果していると解しなければならぬ」と指摘している<sup>\*30</sup>。

元田については、当時七三歳で、酒匂の松濤園や熱海離宮などで保養を重ねており、そのためもあってか、彼は自分の草

案を公にせず、「井上草案の修文者であり同時に勅語案成文化への実質的な顧問役を担当し、天皇の意向を内閣における勅語案関係者に連絡して修文を推進する任務」についてと見ている<sup>\*31</sup>。

井上については、「法制局長官であり、勅語、詔書、勅令、法律その他の公文書を修文して公布できる形に成文することをその任務として」おり、中村草案を批判した後で自ら起草し、その下賜まで最も重要な役割を積極的に担ったと述べている<sup>\*32</sup>。

芳川については、「井上の草案修正を進め山県の意向を質ね、草案が一段落するごとに天皇に上申して内意をうけ、内閣の審議をまとめる」など、教育勅語の成立の全体的な運営を担ったと見ている<sup>\*33</sup>。

そして、梅溪が前掲書で、教育勅語成立における山県の役割を重視していたことに対して、海後は、「山県は教育勅語の成立を総理としてまとめたのであって」、彼が「兵備の必要と共に教育による愛国心養成についても考えていた」ことが、「教育についての勅諭を起草することに大きな力となったことは当然であるが」、教育勅語は「山県の指示」の前に、天皇からの「内意があつて」起草されたのであろうから、「勅語起草を山県総理の提唱で始められたと山県に強く帰着させることはできない」と指摘している<sup>\*34</sup>。

それから、海後は、明治天皇が教育勅語の成立に関わったことを示す文書や書簡を挙げているが、結局、このことの多くは、「宮中のことであるので究めつくすことはできない。また信任の篤かった元田との間に進められたと推測される草案審議の内容などについては明らかにすることは不可能である」と述べている<sup>\*35</sup>。さらに、海後は、「教育勅語の成立をもつて、天皇制を絶対化する教育の仕組がつくられて、半世紀にわたる日本の教育を決定したと簡単に論述しておくことはできない」と指摘している<sup>\*36</sup>。

海後のこの研究は確かに大著であるが、各草案の細かい修正点や、教育勅語の下賜後に出された勅語に関する評論や衍義書について、なお解明の余地が残されている。また、大久保利謙が言うように、海後は「史料的に確認しえないところには、みだりに推論を加え」ずに「事実の叙述に筆をとどめて」おり、また、教育勅語の「政治的な背景は捨象し、もっぱら教

育史、とくに修身教育の範囲に限定して「問題を整理しているため、「天皇の教育意見と政治との関連はどうであったという大きな問題が未解決のまま後に残され」ている<sup>\*37</sup>。

教育勅語の成立過程は、海後らの研究によって徐々に明らかにされてきたが、稲田正次は、それらの研究は「勅語の成立史において十分に究明されていない部分を少なからず残している」と考え<sup>\*38</sup>、一九七一年に『教育勅語成立過程の研究』（講談社）を著した。

稲田は、まず、海後らの研究で残された問題を明らかにした。例えば、海後が井上の初稿と捉えている草案を、稲田は井上の次稿と考えて、別の草案を井上の初稿として示している<sup>\*39</sup>。また、明治二三年九月二六日に、芳川が「徳教ニ関スル勅諭ノ議」と共に山県へ提出した草案を、海後は本論文での「井上草案一九」と捉えているが、稲田は本論文での「井上草案一五」と考えている<sup>\*40</sup>。あるいは、稲田は、井上草案の推敲過程で、国憲国法に関する言葉が一旦消された後に再び入れられた背景には、明治二三年九月に進歩主義者らが、大日本帝国憲法の第六七条の廃止を訴えたことがあると指摘している<sup>\*41</sup>。ただし、稲田は海後の前掲書ほど、草案を一つ一つ丁寧に取り上げていない。

そして、稲田は起草者らの役割について、海後の研究に新たな見方を加え、「中村案には、日本の国体思想の外、儒教的キリスト教的思想、イギリスの個人主義的道德思想などが混合されているのを見ることができ」<sup>\*42</sup>、中村案は井上に強く批判されて廃案になったが、「井上の案へも多少の影響は残していた」と見ている<sup>\*43</sup>。

元田については、明治二三年二月の地方官会議の後、「天皇に進言し、また山県にも助言して、榎本ついで芳川に対して勅語起草の勅命が下るように工作した<sup>\*44</sup>」り、草案に重要な修正を行ったり、教育勅語の宮中での下賜を天皇に助言したりしたと述べている<sup>\*44</sup>。

井上については、教育勅語草案において「水戸学的思想を採り、徳教の大本を祖宗の遺訓に求めた点は元田の立場と共通であった<sup>\*45</sup>」が、「元田の儒教主義へのかたよりを抑制したのであった。……勅語の文案に関する限りにおいては、彼の役割は最も重きをなした」と見ている<sup>\*45</sup>。



芳川については、井上だけでなく、中村や島田重礼らの意見も聞き、主任大臣として起草をまとめ、草案の修正にも直接関わったと述べている。<sup>\*46</sup>

山県については、地方官会議の後、閣議で徳育問題を取り上げたり、文部大臣を「徳教ノコトニハ熱心」でない榎本から芳川に代えたり<sup>\*47</sup>、井上に教育勅語の起草を命じたりして、総理大臣としてその完成に努めたと見ている<sup>\*48</sup>。

「教育勅語の問題」に対する明治天皇については、「天皇は普通の政治上の問題と同じように大臣の助言を重んじたのであった。……いろいろ個人的意見はもっていても、独裁的行動をとらず結局専断をしなかったといわば立憲的な動作が、君主としての明治天皇のすぐれていた点であった」と述べている<sup>\*49</sup>。

そして、稲田は、芳川が明治二三年一〇月二四日付の井上宛書簡で、同日に山県と「共ニ御<sup>(明治天皇)</sup> 前ニ出、師範校へ云々及奏上候処、他ニ少々御掛念之次第モ有之」(ルビ原文)<sup>\*50</sup>、と述べていることに触れている。稲田は天皇の「少々御掛念」に

ついて、天皇は、「徳教に関する勅語は、全国の国民に賜わるものであるのに、高等師範学校に臨幸の上下賜となれば、その学校の生徒に特に賜わったというようにもとられて勅語としての権威をおとすことになるかもしれない」と懸念されていたのであろう、と推測している<sup>\*51</sup>。

それから、稲田は教育勅語の下賜後間もない、明治二三年一月中旬に新聞・雑誌に掲載された評論を次の三つに分類している。

- 一 教育勅語を積極的に支持し、礼讃した評論を掲載したもの——『東京朝日新聞』、『日本』、『東京日日新聞』、『教育報知』(東京教育社)など<sup>\*52</sup>。
- 二 教育勅語を支持したが、やや冷ややかな態度をとった評論を掲載したもの——『時事新報』、『国民之友』(民友社)、『郵便報知新聞』など<sup>\*53</sup>。
- 三 教育勅語についての評論を掲載しなかったもの——『朝野新聞』、『国民新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』など<sup>\*54</sup>。

しかし、右の考察で扱われた評論は、明治二三年一月中旬といふかなり限られた期間に書かれたものであり、より多くの評論を対象とすれば、教育勅語が当時の人々にどのような受け入れられていたのかについて、より明らかにできると思われる。

ところで、先に梅溪の『明治前期政治史の研究』を挙げたが、梅溪は一九七八年に同じ題の増補版（未来社）を著し<sup>\*55</sup>、さらに二〇〇〇年に、その中の教育勅語に関する章を補訂してまとめ、教育勅語草案の写真版を図版として加え、『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版）を著した。

梅溪は、まず、井上の「儒教ヲ存ス」（明治一四〜一五年頃）に見える彼の思想を<sup>\*56</sup>、元田の思想と比較しながら考察し、井上の思想の特色を三つ示している。一つ目は、儒教主義である。梅溪によれば、元田は、「天皇による王道論的な道德政治が行なわれる限り、一般人民の絶対的な服従がおのずから生ずる」と考えて、徳治主義的な政治を目指し、彼にとつての儒教的な道德は、「政治の精神であり目的」であつた<sup>\*57</sup>。それに対して、井上は「西洋近代国家における政治の実状」を踏まえて、「国家権力を背後にもつ法の支配」、法治主義的な政治を目指し、彼にとつての儒教的な道德は、あくまで「政治の付加物であり手段」であつた<sup>\*58</sup>。梅溪は、「元田の思想を『封建的儒教主義』とよぶならば、井上の思想は『近代的儒教主義』とよばれるべきである」と指摘している<sup>\*59</sup>。

二つ目は、「極めて強いキリスト教に対する排斥の態度」である<sup>\*60</sup>。元田は様々な意見書でキリスト教を強く批判したり、明治二三年五月二〇日付の山田顕義宛書簡で、「宗教一条は後来の大害」であると述べたりしている<sup>\*62</sup>。そして、井上は「儒教ヲ存ス」で、キリスト教を「浅近」で「神怪」なもの、「君長ヲ仮尊トシテ、天神ヲ真父トシ、現世ノ政令ヲ外視シテ、……動モスレハ政府ニ抵抗ス」るものと捉えている<sup>\*63</sup>。これらのことから、梅溪は、井上と元田のキリスト教への態度は「相通するもの」であると指摘し<sup>\*64</sup>、「現世的道德を主とする儒教的立場」にいた井上には、「現実世界における人と人との間の倫理が最大関心事」であり、井上が、「神と人との間の紐帯ないし彼岸の世界における個人の魂の救済を説くキリスト

教が理解できなかったことは当然としなければならぬ」と述べている。<sup>\*65</sup>

三つ目は、井上が国体を思想の「核心」としていることである。<sup>\*66</sup> 梅溪は、元田が、唯一絶対的なものは儒教であり、「それを最もよく維持・体現しているもの」が国体であると考えていたのに対して、井上は、唯一絶対的なものは国体であり、「その維持のため」のものが儒教であると考えていた<sup>\*67</sup>、と二人の国体観・儒教観の違いに注目している。

梅溪は以上のように、井上と元田の思想を比較してから、「井上はその思想的性格において一応『近代的立憲主義』と規定されるものではあるが、それは本質において元田の思想と大きな距りをもつもの」ではなく、井上の『『近代性』を余り過大視することは慎むべきである。総体的に見て元田は道徳的思想家であったに対して、井上はどこまでも政略的色彩の強い政治的思想家であったと云うべきであろう」と指摘している。<sup>\*68</sup>

その一方で、梅溪は、井上は「近代的性格を有し、また立憲主義への顧慮を有していたために」、教育勅語が「一見普遍性を豊かに帯び」ているように<sup>\*69</sup>、それを「粉飾することに成功した」と述べ、「近代的性格」を持つ井上の役割を次のように評価している。

井上は元田ないし山県に比してみずからの思想構造の周辺を西洋文明によって粉飾するだけの近代的性格を有し、また立憲主義への顧慮を有していたために、かれは起草・修正に当って山県の「軍国主義的国家主義」的な意図や元田の「封建的儒教主義」の主張を併せ含みながらも、それらを極度に露呈させることなくよく「教育勅語」の性格を「頗る普遍性豊か」なものとして評せられるまでに粉飾することに成功したのである。ここにかれの勅語成立史上における歴史的役割の重要な意義が存する。<sup>\*70</sup>

すなわち、井上の「近代性」については様々な見方ができ、なお解明の余地が残されていると言える。

そして、梅溪は、渡辺幾治郎の収集「資料にもとづいて、諸草案の推進を明らかにし、もって草案起草・推敲の中心人物

である井上毅・元田永孚が勅語の思想的内容を形成していった経過を明らかにすること」を試み<sup>\*71</sup>、教育勅語における山県、伊藤博文と井上、元田の思想に言及している。梅溪は、教育勅語では「統帥権的・立憲的・王道的君主としての三大天皇観が一所に凝集せしめられるに至って」おり、この勅語は山県の軍国主義的国家主義、伊藤と井上の立憲君主主義、元田の封建的儒教主義を「統合してできた思想的産物である」と述べている<sup>\*72</sup>。

梅溪は海後と反対に、教育勅語発布計画における山県の動きに注目している。梅溪は、「勅語発布計画は、明治二十年代に入ってから東アジアの国際情勢の展開に対する戦争の危機意識を歴史的根底に、また同時に国民思想の悪化に伴う教育方針の根本的確立の必要という世論および地方長官有志の教育刷新運動を契機として」いるが<sup>\*73</sup>、「山県が推進者として積極的に尽力したことが、実は勅語の成立・発布を実現せしめるに至った最も重要な要因である」と述べている<sup>\*74</sup>。そして、梅溪は、山県が「勅語発布の計画を具体化するに積極的であった最も大きい理由」は、彼が「国家独立という国家目的へ奉仕すべきものとして国民教育を考え、具体的には戦争への精神的準備として国民愛国の精神を高揚することに教育の最も重要な意義を認め」ていたからであると指摘している<sup>\*75</sup>。

それから、梅溪は、教育勅語と明治憲法との「思想的な関連性」について考察している<sup>\*76</sup>。梅溪は、「明治憲法制定の直前に起稿したと思われる井上の意見草稿」から<sup>\*77</sup>、「井上が『明治憲法』の制定においてその核心をなす『国体』、具体的には万世一系の皇室の主権性を保護拡張するために、いかに孝を中核とする儒教道德の維持を緊要事と考えていたか」がわかると述べている<sup>\*78</sup>。梅溪は、井上の思想構造は「『国体』（古典・国籍における固有の精神）を核心とし、それを儒教によって抱擁して『倫理名教』の領域を形成し、さらにその周辺を西洋の文明によって粉飾するという性質を有していた」と見て<sup>\*79</sup>、井上が教育勅語の「原案において、冒頭『国体』を闡明し、つぎに『父母ニ孝ニ』以下の儒教道德を掲げ、『国憲ヲ重ジ国法ニ遵ヒ』におよんでいること」は<sup>\*80</sup>、井上の「思想構造の反映であると同時に、かれが『明治憲法』との関連を考慮して起草に当たった当然の結果である」と指摘している<sup>\*81</sup>。

つまり、梅溪は、教育勅語は井上の働きによって「『国体』の具体化としての意義をもち、『明治憲法』を支えるイデオロ

ギーとしての役割をもって成立した」ため、<sup>\*82</sup>教育勅語と明治憲法が「恰も思想的性格を異にし、相互に思想的な関連性がないかのように考えることは誤っている」と見ているのである。<sup>\*83</sup>

ただし、梅溪のこの研究では、教育勅語草案の推敲過程については、前掲の一九六三年の研究と同様に「芳川文書」が使われていないままである。この研究は、海後らの研究を踏まえて全面的に改められたものではない。

梅溪が、現存する教育勅語草案の数については「海後・稲田両前掲書の間にも相異があり、筆者の本論文（梅溪の二〇〇〇年の研究のこと―引用者注）での位置付けをもあわせて、より進んだ考察が必要である。……勅語諸草案の関係・推移について今後さらに既往の位置づけをよく検討した進んだ考察を期待する」と述べているように<sup>\*84</sup>、草案の推敲過程にはまだ解明の余地が残されている。あるいは、従来の研究が行われた時から、草案の所蔵場所や公開状況が変わっているものもある<sup>\*85</sup>。つまり、草案の推敲作業の背景にある起草者らの意図の解明が、教育勅語研究の核心的部分の一つでありながら、いまだ十分であるとは言えないのである。

それゆえ、本論文では、井上らが言葉の微妙な違いや濁点・送りがなにもこだわりながら、三一五文字の教育勅語を完成させた過程について、海後らの研究より細かく考察し、それによって、勅語草案の背景にある井上らの考えをより綿密に解明したい。そして、梅溪が、教育勅語と明治憲法が「恰も思想的性格を異にし、相互に思想的な関連性がないかのように考えることは誤っている」と述べているように<sup>\*86</sup>、教育勅語に関する研究は一つの研究領域に収まるものではないため、本論文では、政治史・政治思想史・教育史にも関係するものとして論を進めていきたい。また、本論文では、教育勅語の起草・成立に中心的な役割を果たした井上の思想にも言及するが、それは教育勅語と井上の関係する部分に限定し、彼の政治家や実務家としての側面には、課題に関わる限りで触れるにとどめる。

本論文の構成としては、第一章で、どのような流れで教育勅語が起草されることになったのかについて確認してから、なぜ府県知事一同が明治二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出したのかを明らかにし、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案と、元田永孚による教育勅語草案がどのように推敲されたのかを明らかにする。第二章では、まず、井上毅の青少

年期とその後の思想がどのように関連しているのかを明らかにする。そして、井上が起草した理由は、山県からの命令以外になかったのかについて確認してから、彼の教育勅語草案がどのように推敲されて、草案成立に至ったのか、また、井上はどのような役割を果たしたのかを明らかにし、教育勅語の下賜方法がどのように決定されたのかについて確認しておく。ここまでの草案の推敲過程が本論文のメインである。第三章では、勅語が下賜された後の明治時代に目を向け、文部大臣になった井上は日本の将来をどのようにしようと試みていたのか、及び、教育勅語は明治末年までどのように評価されていたのかについて論じることにする。

本論文で扱う主な史料を所蔵場所ごとに整理すると次の通りである。「R」はリール番号、「文」は文書番号、「資」は資料番号を意味する。史料の中には、海後らの前掲書に写真版が図版として所収されているものや、史料集に活字で所収されているものもあり、各所収先については注に記す。

なお、教育勅語草案には、「」内に本論文での草案番号などを記しておく。本論文では、教育勅語の起草初期に中村ら文部省関係者が作成した諸草案を「中村草案」、元田が一人で作成した諸草案を「元田草案」、井上の草案を基にして彼自身や元田らが作成した諸草案を「井上草案」と称する。

〈市販のマイクロフィルムがない史料〉

◆ 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館所蔵

◎ 「教育勅語草案一二種／大正九年」（識別番号 34654）

\*87

○ 「教育勅諭草案」

- ・ 一番目の草案（「勅諭文原稿」）〔推敲過程まとめ草案の下書き一一一〕
- ・ 二番目の草案〔井上草案八一一〕

◆ 国立公文書館所蔵

◎ 『公文類聚』第一四編第二卷（請求番号 類 00448100）

- 「三番目の草案〔井上草案九―一〕
- ・ 四番目の草案〔推敲過程まとめ草案の下書き二―一〕
- ・ 五番目の草案〔井上草案七―一〕
- ・ 六番目の草案〔井上草案六―一〕
- ・ 七番目の草案〔元田草案六―一〕
- ・ 八番目の草案〔元田草案四―一〕
- ・ 九番目の草案〔元田草案五―一〕
- ・ 一〇番目の草案〔井上草案一―一〕
- ・ 一一番目の草案〔井上草案一〇―一〕
- ・ 一二番目の草案〔井上草案一三―一〕
- 「井上文相書翰」<sup>\*88</sup>
  - ・ 八月二八日付<sup>\*89</sup>
  - ・ 九月三日付<sup>\*90</sup>
  - ・ 九月六日付<sup>\*91</sup>
  - ・ 一〇月二二日夕付<sup>\*92</sup>
- 「教育勅語草案」〔井上草案一九―一〕
- 「十月二十四日裁可」という付箋のある文書<sup>\*95</sup>
- 「徳教ニ関スル勅諭ノ議」<sup>\*93</sup>

◆ 国立国会図書館憲政資料室所蔵

- 「勅語発布手続」<sup>\*96</sup>
- 教育勅語草案<sup>\*97</sup>〔井上草案二〇〕
- 「文部大臣提出 徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議」<sup>\*98</sup>
- 「勅語発布手続左ノ通改正」<sup>\*99</sup>
- ◎ 『元田永孚関係文書』（全二三リール）<sup>\*100</sup>
  - 「教育勅語草案東塾翁尺牘」（資 97、R 5）<sup>\*101</sup>
    - ・ 教育勅語草案（318〜319コマ）〔井上草案一二〕<sup>\*102</sup>
    - ・ 一〇月二二日付の井上毅宛元田書簡<sup>\*103</sup>（320〜324コマ）
  - 「教育大旨 草稿 元田永孚筆 明治二三年六月一七日」（資 110―36、R 9、169〜179コマ）<sup>\*104</sup>〔元田草案一〕
  - 「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」（資 110―38、R 9）<sup>\*106</sup>
    - ・ 一番目の草案（「勅諭文原稿」）（203〜204コマ）〔推敲過程まとめ草案の下書き一―三〕
    - ・ 二番目の草案（205〜206コマ）〔井上草案八―三〕
    - ・ 三番目の草案（207〜209コマ）〔井上草案九―三〕
    - ・ 四番目の草案（209〜211コマ）〔推敲過程まとめ草案の下書き二―三〕
    - ・ 後掲の同室所蔵『芳川顕正関係文書』（資 8）の縮小白黒コピー（211〜213コマ）<sup>\*107</sup>

〔推敲過程まとめ草案の浄書―一〕



- ・五番目の草案 (215～216コマ)〔井上草案七―三〕
  - ・六番目の草案 (217～218コマ)〔井上草案六―三〕
  - ・七番目の草案 (218～219コマ)〔元田草案六―三〕
  - ・八番目の草案 (220～221コマ)〔元田草案四―三〕
  - ・九番目の草案 (222～223コマ)〔元田草案五―三〕
  - ・一〇番目の草案 (223～224コマ)〔井上草案一―三〕
  - ・一一番目の草案 (225～226コマ)〔井上草案一〇―三〕
  - ・一二番目の草案 (227～230コマ)〔井上草案一三―三〕
- 「元田永孚文書」一 (資173、R22)<sup>\*108</sup>
- ・「徳教之勅語案 元田朱字加筆」(394～395コマ)〔井上草案一四〕
  - ・「勅語案」(396～399コマ)〔割注付き完成文書〕
  - ・「勅論文不謬不悖の出处」(400コマ)〔悖ラス出处文書〕
- 「元田永孚文書」三 (資173、R23)
- ・「徳教資料 (文部省文書)」
    - 「一」(「徳育の主旨 中村正直案」)(5～10コマ)〔中村草案六―一〕
    - 「勅諭」(12～13コマ)〔井上草案一九―二〕
    - 「四」(14～17コマ)〔推敲過程まとめ草案の浄書―二〕
    - 「参」(18～19コマ)〔井上草案五―三〕
    - 「五」(20～21コマ)〔井上草案一六―二〕
    - 「二」(22～23コマ)〔井上草案四―二〕

○「六」(24～25コマ)〔島田参考草案―二〕

・「教育勅諭草案」

○ 一番目の草案(「勅諭文原稿」)(31～33コマ)〔推敲過程まとめ草案の下書き一―二〕

○ 二番目の草案(34～36コマ)〔井上草案八―二〕

○ 三番目の草案(37～40コマ)〔井上草案九―二〕

○ 四番目の草案(41～44コマ)〔推敲過程まとめ草案の下書き二―二〕

○ 五番目の草案(45～47コマ)〔井上草案七―二〕

○ 六番目の草案(48～49コマ)〔井上草案六―二〕

○ 七番目の草案(50～52コマ)〔元田草案六―二〕

○ 八番目の草案(53～55コマ)〔元田草案四―二〕

○ 九番目の草案(56～57コマ)〔元田草案五―二〕

○ 一〇番目の草案(58～60コマ)〔井上草案一―二〕

○ 一一番目の草案(61～63コマ)〔井上草案一〇―二〕

○ 一二番目の草案(64～69コマ)〔井上草案一三―二〕

○「元田永孚文書」四(資173、R23)

・「井上文相書翰」<sup>\*109</sup>

○ 八月二八日付(75～76コマ)

○ 九月三日付(77～81コマ)

○ 九月六日付(82～83コマ)

○ 一〇月二二日夕付（84〜87コマ）

・「教育勅語に就て 石井省一郎談」（88〜103コマ）

◎ 『芳川顕正関係文書』（全一リール）<sup>\*110</sup>

- 「文部省教育勅語草案 其ノ一」（資1）<sup>\*111</sup>〔中村草案七〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ二」（資2）〔中村草案二〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ三」（資3）〔中村草案四〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ四」（資4）〔中村草案三〕
- 「文部省教育勅語草案 其ノ五」（資5）<sup>\*112</sup>〔中村草案一〕
- 「文部省教育勅語浄書草案 其ノ一」（資6）<sup>\*113</sup>〔中村草案五―一〕
- 「文部省教育勅語浄書草案 其ノ二」（資7）<sup>\*114</sup>〔中村草案五―二〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一」（資8）<sup>\*115</sup>〔推敲過程まとめ草案の浄書―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ二」（資9）<sup>\*116</sup>〔島田参考草案―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ三」（資10）〔井上草案三―二〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ四」（資11）<sup>\*117</sup>〔井上草案四―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ五」（資12）<sup>\*118</sup>〔井上草案二〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ六」（資13）<sup>\*119</sup>〔井上草案一六―一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ七」（資14）〔井上草案一八〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ八」（資15）〔井上草案一五〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ九」（資16）<sup>\*122</sup>〔井上草案一〕
- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一〇」（資17）〔文部省参考草案の浄書〕

◆ 東京都公文書館所蔵

- 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一一」(資18) <sup>\*123</sup>〔文部省参考草案の下書き〕
  - 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一二」(資19)〔井上草案一七〕
  - 「井上・元田教育勅語草案 其ノ一三」(資20)〔井上草案三一〕
  - 「井上・元田教育勅語浄書草案 其ノ一」(資21) <sup>\*124</sup>〔井上草案五一一〕
  - 「井上・元田教育勅語浄書草案 其ノ二」(資22)〔井上草案五一二〕
  - 「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(資28) <sup>\*125</sup>
  - 「勅語衍義序文稿」(資29)
  - 「山県宛井上書簡写 六月二〇日」(資30) <sup>\*126</sup>
  - 「山県宛井上書簡写 六月二五日」(資31) <sup>\*127</sup>
- ◆ 東京都公文書館所蔵
- ◎ 「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」(DVD番号 D324、原本請求番号 618・B7・11) <sup>\*128</sup>
  - 「徳育涵養ノ義ニ付建議」(DVDの三〜六頁)
  - 「明治二三年二月地方長官会議筆記」(DVDの三一〜五六頁)
  - ◎ 「地方官会議々決書並筆記中『徳育涵養ノ義ニ付建議』写 明治二三年二月」(DVD番号 D325、原本請求番号 618・A5・15) <sup>\*129</sup>
  - 「徳育涵養ノ義ニ付建議」(DVDの二〜四頁)
- ◆ 早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵
- ◎ 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』(渡辺幾治郎が収集した二冊組の複写本の一冊目)(請求記号 05-11528-75) <sup>\*130</sup>
  - 「徳教之勅語案 元田朱字加筆」 <sup>\*131</sup>〔井上草案一四〕

- 「勅語案」<sup>\*132</sup>〔割注付き完成文書〕
  - 「勅論文不謬不悖の出処」<sup>\*133</sup>〔悖ラス出処文書〕
- ◎ 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（右の二冊組複写本の二冊目）（請求記号リ05―111528―76）

- 「徳教資料（文部省文書）」<sup>\*134</sup>
  - ・ 「一」（「徳育の主旨 中村正直案」）<sup>\*135</sup>〔中村草案六一〕
  - ・ 「勅諭」〔井上草案一九―二〕
  - ・ 「四」<sup>\*136</sup>〔推敲過程まとめ草案の浄書―二〕
  - ・ 「参」<sup>\*137</sup>〔井上草案五―三〕
  - ・ 「五」<sup>\*138</sup>〔井上草案一六―二〕
  - ・ 「二」<sup>\*139</sup>〔井上草案四―二〕
  - ・ 「六」<sup>\*140</sup>〔島田参考草案―二〕
- 「教育勅諭草案」<sup>\*141</sup>
  - ・ 一番目の草案（「勅諭文原稿」）<sup>\*142</sup>〔推敲過程まとめ草案の下書き一―二〕
  - ・ 二番目の草案<sup>\*143</sup>〔井上草案八―二〕
  - ・ 三番目の草案<sup>\*144</sup>〔井上草案九―二〕
  - ・ 四番目の草案<sup>\*145</sup>〔推敲過程まとめ草案の下書き二―二〕
  - ・ 五番目の草案<sup>\*146</sup>〔井上草案七―二〕
  - ・ 六番目の草案<sup>\*147</sup>〔井上草案六―二〕
  - ・ 七番目の草案<sup>\*148</sup>〔元田草案六―二〕

・ 八番目の草案 <sup>\*149</sup>〔元田草案四―二〕

・ 九番目の草案 <sup>\*150</sup>〔元田草案五―二〕

・ 一〇番目の草案 <sup>\*151</sup>〔井上草案一―二〕

・ 一一番目の草案 <sup>\*152</sup>〔井上草案一〇―二〕

・ 一二番目の草案 <sup>\*153</sup>〔井上草案一三―二〕

○ 「井上文相書翰」 <sup>\*154</sup>

・ 八月二八日付

・ 九月三日付

・ 九月六日付

・ 一〇月二二日夕付

○ 「教育勅語に就て 石井省一郎談」

〈市販のマイクロフィルムがある史料〉

◆ 国学院大学図書館に原本所蔵

◎ 国学院大学図書館調査室 梧陰文庫整理委員会編 『梧陰文庫井上毅文書』 国学院大学図書館調査室、一九六三年

○ 「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」 (R 1 0、文 A | 3 8 6) <sup>\*155</sup>

○ 「憲法制定ニ関スル意見書」 (R 4 0、文 B | 1 8 5 8) <sup>\*156</sup>

○ 「教育勅語ニ付総理大臣山県伯へ与フル意見」 (R 7 3、文 B | 4 2 5 6) <sup>\*157</sup>

○ 「教育勅語ニ関スル意見」 (R 7 3、文 B | 4 2 5 7) <sup>\*158</sup>

本論文と、先に述べた海後、稲田、梅溪の研究における各草案名・所蔵場所などの異同を表にし、また、主な原史料を図版にして、本論文の末尾に付録として掲載した。

- \*1 昭和二三年六月一九日、衆参両院で教育勅語、軍人勅諭などの失効確認・排除に関する決議案が可決された（岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第二版、岩波書店、一九八四年、三六七頁）。教育勅語の失効については、『官報』昭和二三年六月二四日付（第六四三一号）、印刷局、四頁を参照。なお、官報は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開。以下、本論文では、和暦の年月日を記し、括弧内に西暦を記す。
- \*2 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年。
- \*3 「学制」とは、明治五年八月三日の文部省布達第一三〇一四号（第一〇九章）、明治六年三月一八日の同第三〇号（第一一〇〜一五九章）、同年四月一七日の同第五一号（第一六〇〜一八八章）、同月二八日の同第五七号（第一八九〜二一三章）の総称と見られている（文部省編『学制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七二年、一一〜二九頁）。明治五年八月二日の太政官布告には「学制」の趣旨が示されており（同右、一一頁）、これは福沢諭吉の思想、すなわち、士農工商がそれぞれの家業を営み、一身一家を独立させ、その結果、一国を独立させなければならない（『学問のすすめ初編』明治五年二月）、という考え方の影響を受けていると見られている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一六頁）。
- \*4 前掲『教育勅語成立史の研究』三七八〜三七九頁。
- \*5 同右、三七九頁。
- \*6 同右、三七五〜三七七頁、三八四〜三八五頁。

- \*7 東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記中『德育涵養ノ義ニ付建議』写 明治二三年二月」(DVD番号D325、  
原本請求番号618・A5・15)DVDの三頁。
- \*8 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」(国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一  
九三九年、四五八頁)。「教育勅語御下賜事情」は、学制公布四〇年に際して、芳川が記した回顧録である(教学局編  
『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』内閣印刷局、一九四一年、一五九頁)。なお、貝塚茂樹監修『教育勅  
語と「教育と宗教」論争』(『文献資料集成 日本道徳教育論争史』第I期第二卷)日本図書センター、二〇一二年、一  
〇九頁にも所収。
- \*9 本論文第一章第二節の「中村草案四」と「中村草案五」を参照。
- \*10 前掲『教育勅語成立史の研究』二四九頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』青史出版、二  
〇〇〇年、七二頁。
- \*11 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九二〜一九三頁。  
本論文第一章第三節を参照。
- \*12 国立公文書館所蔵「十月二十四日裁可」という付箋のある文書(『公文類聚』第一四編第二卷(請求番号類  
00448100))。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、  
参照箇所は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 5。  
同右。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7〜8。本論文第二章第  
四節の「井上草案二〇」を参照。
- \*15 教育勅語の成立過程に関する戦前の研究については、前掲『教育勅語成立過程の研究』一〜三頁を参照。  
大久保利謙「海後宗臣著『教育勅語成立史の研究』」(史学会編『史学雑誌』七六編四号、山川出版社、一九六七年、八
- \*16



- 九頁)。
- \*17 渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』学而書院、一九三五年、著者の序の一頁。以下、本論文では、史・資料を引用する際に、旧字体の漢字を新字体に改める。
- \*18 同右。
- \*19 渡辺は、大正一一(一九二二)年六月に宮内省臨時帝室編修官になり、昭和八(一九三三)年六月〜昭和九年六月、同編集事務残務整理員であった(秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、五七二頁)。
- \*20 前掲、大久保利謙「海後宗臣著『教育勅語成立史の研究』」(『史学雑誌』七六編四号、九〇頁)。
- \*21 渡辺は、「元田文書の中には六月二十九日附の勅諭草案がある。この草案は井上とどれだけの連絡があるか明かでない」と述べている(前掲『教育勅語渙発の由来』一五二頁)。
- \*22 この研究は、前掲『教育勅語渙発の由来』の増補版であると見られる。
- \*23 梅溪昇『明治前期政治史の研究——明治軍隊の成立と明治国家の完成——』未来社、一九六三年、三〜四頁。梅溪は「明治憲法」と表記しているが、正式には「大日本帝国憲法」である。
- \*24 前掲『教育勅語成立史の研究』一六三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』五頁。
- \*25 前掲『教育勅語成立過程の研究』五頁。「元田文書」「芳川文書」とは、現在、国会図書館憲政資料室に所蔵されている『元田永孚関係文書』と『芳川顕正関係文書』のことである。渡辺幾治郎が収集した教育勅語関係の史料は、現在、早稲田大学中央図書館特別資料室に所蔵されている『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』(請求記号リ05—11528—75〜76)に含まれている。
- \*26 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』三四〇頁。
- \*27 前掲『教育勅語成立史の研究』三八一頁。

\*28 同右、三八三頁。

\*29 同右、三三七頁。五倫とは、父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信である。これらは孟子（前三七二年頃生く前二八九年没）の説いた教えであり、儒教において人の守るべき五つの道とされている。五常、五教とも言われる。三徳の内容は思想によって異なるが、『中庸』では智・仁・勇とされている。

\*30 同右、三四〇頁。

\*31 同右、三四三〜三四四頁。

\*32 同右、三四五〜三四六頁。

\*33 同右、三四九頁。

\*34 同右、三五二頁。

\*35 同右、三五八頁。

\*36 同右、三九九頁。

\*37 前掲、大久保利謙「海後宗臣著『教育勅語成立史の研究』」（『史学雑誌』七六編四号、九二〜九三頁）。

\*38 前掲『教育勅語成立過程の研究』八頁。

\*39 同右、一九八〜二〇〇頁。

\*40 同右、二四六〜二五〇頁。本論文第二章第三〜四節を参照。

\*41 同右、二四九頁、二八〇〜二八三頁。

\*42 同右、一八七頁。この「イギリスの個人主義的道德思想」とは、スマイルズ (Samuel Smiles, 一八一二年生〜一九〇四年没、イギリスの著述家) や、ミル (John Stuart Mill, 一八〇六年生〜一八七三年没、イギリスの思想家・経済学者) の思想のことである (同右、一八六〜一八七頁)。

- \*43 同右、二九四頁。
- \*44 同右、二九三頁。
- \*45 同右、二九四頁。
- \*46 同右。
- \*47 吉田熊次筆記「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」（前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四五四頁）。「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」は、大正五年一月二六日に山県が椿山荘（山県の別荘。現東京都文京区）で吉田熊次、江木千之、渡部董之介、中島力蔵、森岡常蔵に語ったことを、吉田が筆記したものである（同右、四五三頁）。
- \*48 前掲『教育勅語成立過程の研究』二九四頁。
- \*49 同右、二九五頁。
- \*50 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二九五頁。
- \*51 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八六頁。
- \*52 同右、二九六～三〇〇頁。
- \*53 同右、三〇〇～三〇三頁。
- \*54 同右、三〇三～三〇四頁。なお、ここでの『毎日新聞』とは、『東京横浜毎日新聞』の改題であり、現在の『毎日新聞』とは別の新聞である。
- \*55 梅溪の一九六三年の『明治前期政治史の研究』と、一九七八年のその増補版との主な違いは、補論として「わが国初期徴兵令に対するフランスの影響」と「参謀本部独立の決定経緯について」の考察が加えられた点である。梅溪は、この二冊の中の軍人勅諭に関する章を補訂してまとめ、軍人勅諭草案の写真版を図版として加え、二〇〇〇年に『軍人勅諭成立史——天皇制国家観の成立（上）——』（青史出版）を著した。

- \*56 「儒教ヲ存ス」の執筆年については、その解題（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三、国学院大学図書館、一九六九年、七二五頁）を参照。
- \*57 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一四七頁。
- \*58 同右。
- \*59 同右、一四八頁。
- \*60 同右。
- \*61 例えば、「教育議附議」（海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、一四一〜一四二頁）、「方今学科につき意見」（同右、一九七頁）、「国教論」（同右、二〇四頁）など。
- \*62 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、一九八五年、二三一頁。
- \*63 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九八〜四九九頁。
- \*64 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一五三頁。
- \*65 同右、一四九頁。
- \*66 同右、一五二頁。
- \*67 同右。
- \*68 同右、一五三頁。
- \*69 梅溪は、「外見的に立憲制的性格を、内面的には絶対的性格を具えている」明治憲法に、教育勅語は「緊密に対応して、一見普遍性を豊かに帯びながら、内に『国体』を核心とする特殊性を有していることが明らかである」と述べている（同右、一五九〜一六〇頁）。
- \*70 同右、一五三頁。

- \*71 同右、五六頁。
- \*72 同右、一六一頁。
- \*73 同右、五〇頁。
- \*74 同右、三七頁。
- \*75 同右、四九頁。
- \*76 同右、一五九頁。
- \*77 井上毅「憲法制定ニ関スル意見書」(国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号40、文書番号B-1858)のこと。
- \*78 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』一五七頁。
- \*79 同右、一五二頁。
- \*80 同右、一五七頁。
- \*81 同右。
- \*82 同右、一六七頁。
- \*83 同右、一五九頁。
- \*84 同右、三四三頁。
- \*85 例えば、現在、『芳川顕正関係文書』と『元田永孚関係文書』は、国会図書館憲政資料室に所蔵されているが、同室によれば、前者は一九八一年に芳川家から、後者は一九八八〜一九九〇年に元田家から寄贈されたものである。そのため、海後らは両家から史料を直接使ったと思われる。
- \*86 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』一五九頁。

- \*87 中表紙に「臨時帝室編修局」「台本出処 男爵元田亨吉 原本」「採集人名 編修官長股野琢」「採集年月 大正九年五月」「謄写人名 佐藤平作」「備考 原本ハ侍従落合為誠ヲ経テ借入レタルモノナリ」とある。この史料の原本は大正一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。
- \*88 元田永孚宛井上毅書簡四通の写し。年は記されていないが、内容が教育勅語に関係しているため、明治二三年のものと思われる。見られて活字化されている。
- \*89 活字化されたものは、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇三〜六〇四頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九二頁にも所収。
- \*90 活字化されたものは、同右、六〇四〜六〇五頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九一〜二九二頁にも所収。
- \*91 活字化されたものは、同右、六〇五頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九二頁にも所収。
- \*92 活字化されたものは、同右、六〇五〜六〇六頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』二九二〜二九三頁にも所収。
- \*93 『公文類聚』第一四編第二巻は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、「徳教ニ関スル勅諭ノ議」は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二巻・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 1〜3。前掲『教育勅語成立史の研究』三六八〜三七〇頁（図版一七）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一〜五にも所収。
- \*94 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 4〜5。前掲『教育勅語成立史の研究』四九三〜四九四頁（図版四〇ノ二）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版六〜七、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二六七〜二六九頁（図版三の図二二）にも所収。
- \*95 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 5。前掲『教育勅語成立史の研究』

- \*96 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 6。前掲『教育勅語成立史の研究』三七〇〜三七二頁（図版一八〜一九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版八にも所収。
- \*97 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7〜8。前掲『教育勅語成立史の研究』四九七〜四九九頁（図版四二）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一〇〜一二、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二七〇〜二七二頁（図版三の図二三）にも所収。
- \*98 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 9〜10。前掲『教育勅語成立史の研究』三六七頁（図版一七）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一三〜一四にも所収。
- \*99 「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 11。前掲『教育勅語成立史の研究』三七二頁（図版一九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭カラー図版一五にも所収。
- \*100 『元田永孚関係文書』の資料番号1〜143の目録については、沼田哲「『元田永孚関係文書補遺』並びに『元田永孚文書目録』（青山学院大学文学部史学科『青山史学』第一〇号、青山学院大学文学部史学研究室、一九八八年、七三〜三八頁）を参照。ただし、この沼田論文中の目録は、国会図書館所蔵の目録と一部異なっている。
- \*101 教育勅語草案と一〇月二二日付の井上宛元田書簡が横につながれ、巻物にされている。巻物の外側に「教育勅語草案尺牘」とある。
- \*102 前掲『教育勅語成立史の研究』四七〇〜四七三頁（図版三四）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版五〇、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二九〜二四〇頁（図版一の図一二）にも所収。
- \*103 活字化されたものは、前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二三〜二二四頁。なお、前掲『元田永孚関係文書』六六〜六七頁にも所収。年は記されていないが、内容が教育勅語に関係しているため、明治二三年のものと見られている。

\*104 貴春一〇行罫紙一〇頁（中央下部に「貴春」と印字された罫紙五枚）が横につながれ、巻物にされている。巻物の外側に「教育大旨 二」とある。

\*105 貴春一〇行罫紙一二頁（六枚）が横につながれ、巻物にされている。巻物の外側に「教育大旨 一」とある。

\*106 中表紙（国民精神文化研究所の一三行罫紙一頁）に「教育勅諭草案（元田家文書） 教育勅諭草案全部ニテ十二通アリ

元田永孚ノ控ナリ」とあり（194コマ）、次の頁（一〇行罫紙一頁）に「教育勅諭草案（原本ハ大正十一年宮内省ニ献納）」とある（201コマ）。この史料と共に、昭和八年一月一三日付で栗屋謙（国民精神文化研究所長事務取扱）が元田竹彦（永孚の曾孫）へ宛てた文書が残されている。その文書には、「本所々員海後宗臣德育ニ関スル資料調査ノ為メ元臨時帝室編輯局ニ罷越居候処同局所蔵ノ元田家御文書写拝見致度希望有之候ニ付テハ格別ノ御配慮ヲ以テ右閲覧方貴家ノ御承認ヲ得度此段及御依頼候」とあり、その後ろに、「草按は筆十二通並井上毅子の永孚宛書簡は朱記の通り一括宮内省に献納せるを以て海後教授に御願して此副本を大切な資料として永久家に保存することとしたものなり 曾孫竹彦謹識」というメモ書きがある（197コマ）。このことから、この史料は昭和八年一月以降に、海後によって作られたものであることがわかる。

\*107 「秘（元田文書 号中） 永孚翁自筆教育勅語草案ノ一（元芳川伯蔵 現藤田男蔵） 本文並欄外の書何れも東塾翁自筆也 曾孫竹彦識」というメモ書きがある（211〜212コマ）。

\*108 「元田永孚文書」は、A4版白黒片面コピーが簡易製本されたもの（一〜六の六冊組）、及び、それらがマイクロフィルム化されたもの（簡易製本の表紙のコマを含む）である。この六冊組のうち、一の原本（表紙に「元田文書 書翰建言及教育勅語関係文書」とある）は後掲の早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目、二〜四の原本（表紙に「元□□□文書」（□は文字が消えている箇所）とある）は同二冊目であると見られるが、五〜六の原本（表紙に「元田文書 元田岩倉書翰 独逸顧問招聘ノ件」とある）の現存場所は不明である。



- \*109 活字化されたものについては、前掲の宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「井上文相書翰」の注と同じ。
- \*110 このリールにコマ番号は付けられていない。なお、宮内公文書館に「芳川伯爵家所蔵文書」（識別番号37388）が所蔵されているが、これは芳川顕正宛伊藤博文書簡八通、芳川宛山県有朋書簡一八通、芳川宛井上馨書簡一二通の、臨時帝室編修局による写し（大正一三年四月に渡辺幾治郎が採集したもの）である。
- \*112\*111 前掲『教育勅語成立史の研究』四二三～四二八頁（図版二四）。
- \*113 同右、四〇三～四〇八頁（図版二一）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七五～七六（草案の一部分のみ）にも所収。
- \*114 同右、四〇九～四一五頁（図版二二）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七八（草案の一部分のみ）にも所収。
- \*115 同右、四一六頁（図版二二ノ二）（草案の一部分のみ）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七七（草案の一部分のみ）にも所収。
- \*116\*115 同右、巻頭カラー図版二。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版四五～四九にも所収。
- \*117 同右、四九五～四九六頁（図版四一）（付箋なし）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版八一～八二（付箋あり）にも所収。
- \*118 同右、四五六～四五七頁（図版二九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版七九～八〇、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三二五～三二六頁（図版四の図三一）にも所収。
- 同右、四五三～四五五頁（図版二八）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版三八～四〇、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三二二～三二四頁（図版四の図三〇）にも所収。

同右、四八九〜四九〇頁（図版三九）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版八三〜八四にも所収。  
 同右、四九一〜四九二頁（図版四〇）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻末図版八七〜八八にも所収。  
 同右、四八七〜四八八頁（図版三八）。  
 前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版三四〜三六。  
 同右、巻末図版八五〜八六。

前掲『教育勅語成立史の研究』四五八〜四六〇頁（図版三〇）。なお、前掲『教育勅語成立過程の研究』巻頭図版四一〜四三にも所収。

資料番号28には「徳教ニ関スル勅諭ノ議」が三通——①札が付いていないもの、②「芳川文書 五ノ二」と書かれた丸い札が付いているもの、③「芳川文書 五ノ三」と書かれた丸い札が付いているもの——がある。①は、一頁の右上欄外に朱で「秘」とあるもの。②は、「高等師範学校ニ 聖駕親臨ヲ仰キテ 勅諭ヲ賜ハラントヲ願ヒ本大臣之ヲ受ケテ訓令ヲ全国ニ発シ普ク衆庶ニ示スカ」（二〜三頁）の部分に墨で傍点が付けられ、二頁の上欄外に墨で「閣議……ニ決ス」と書かれているもの。③は、一頁の右上欄外に朱で「秘」とあり、四頁までしかない（①と②は六頁ある）ものである。①はマイクロフィルム化されているが、②と③はされていない。この三通（資料番号28）と前掲の国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二巻に所収の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」は、同じ複写版で作られたものであると見られるが、後者にのみ文部大臣の印が文末に押されているため、前者は後者の控えであると思われる。

前掲『教育勅語成立史の研究』一九八〜二〇〇頁（図版一六）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三一〜三一六頁（図版四の図二八）にも所収。活字化されたものは、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二三一〜二三二頁。年は記されていないが、内容が教育勅語に係っているため、明治二三年のものと思われる。

\*125

\*124\*123\*122\*121\*120\*119

\*126

\*135\*134\*133\*132\*131

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二四一〜二四二頁（図版一の図一三）。

同右、二四三〜二四六頁（図版一の図一四）。

同右、二四七頁（図版一の図一五）。

「一」、「勅諭」…の順に綴り込み。一〜六の漢数字は、各草案一頁目の右上欄外に黒の細ペンで書かれているもの。

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二四九〜二五四頁（図版二の図一六）（欄外の文字欠け）。

\*130

『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（二冊組）の白黒コピー、及び、白黒コピーのマイクロフィルムが、前掲の国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一〜四であると見られる。『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の表紙に「元田文書 書翰建言及教育勅語関係文書」とあり、二冊目の表紙に「元□□□文書」（□は文字が消えている箇所）とある。二〇一二年六月現在、早稲田大学中央図書館特別資料室に、右の二冊のマイクロフィルムは所蔵されていない。

\*129

『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（二冊組）の白黒コピー、及び、白黒コピーのマイクロフィルムが、前掲の国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一〜四であると見られる。『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の表紙に「元田文書 書翰建言及教育勅語関係文書」とあり、二冊目の表紙に「元□□□文書」（□は文字が消えている箇所）とある。二〇一二年六月現在、早稲田大学中央図書館特別資料室に、右の二冊のマイクロフィルムは所蔵されていない。

\*128

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三一七〜三二二頁（図版四の図二九）。活字化されたものは、前掲『井上毅伝』史料篇第二、二二三〜二三四頁。右と同様に、明治二三年のものが見られている。

\*127

他に、「小学校区域及簡易学科ヲ普及スルノ義ニ付建議」（DVDの七〜一一頁）、「林制ノ義ニ付建議」（DVDの一〜一五頁）、「郡長及判任官採用其他地方官々制ニ関スル事項建議」（DVDの一六〜二三頁）、「鉄道敷地買収ノ儀稟議」（DVDの二四〜二五頁）、「町村長ノ取締方法ヲ設ラレ度義ニ付建議」（DVDの二六頁）、「尋常師範学校長俸給其他ノ給与支給方ノ義ニ付建議」（DVDの二七〜三〇頁）を所収。

\*141\*140\*139\*138\*137\*136

同右、二五五〜二五八頁（図版二の図一七）（欄外の文字欠け）。  
同右、二五九〜二六〇頁（図版二の図一八）（欄外の文字欠け）。  
同右、二六一〜二六二頁（図版二の図一九）（欄外の文字欠け）。  
同右、二六三〜二六四頁（図版二の図二〇）（欄外の文字欠け）。  
同右、二六五〜二六六頁（図版二の図二一）（欄外の文字欠け）。

この史料は、前掲の宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の写しであると思われる（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。宮内公文書館所蔵の史料の中表紙には、「謄写人名 佐藤平作」と墨で書かれ、その下に丸い朱印（文字は不鮮明。漢字二字か）が押されている。それに対して、この早稲田大学所蔵の史料には、そこに墨で「朱印」と書かれている（前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一九八頁（図版一））。

\*142

前掲『教育勅語成立史の研究』四八〇〜四八二頁（図版三六）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二〇〇〜二〇二頁（図版一の図一）にも所収。

\*143

同右、四六一〜四六三頁（図版三一）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二〇三〜二〇五頁（図版一の図二）にも所収。

\*145\*144

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二〇六〜二〇九頁（図版一の図三）。  
前掲『教育勅語成立史の研究』四八三〜四八六頁（図版三七）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二一〇〜二一三頁（図版一の図四）にも所収。

\*147\*146

前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二一四〜二一六頁（図版一の図五）。  
同右、二一七〜二一八頁（図版一の図六）。

- \*149\*148 同右、二一九～二二一頁（図版一の図七）。
- \*151\*150 前掲『教育勅語成立史の研究』四五〇～四五二頁（図版二七）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二二～二二四頁（図版一の図八）にも所収。
- \*152 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二五～二二六頁（図版一の図八）。
- \*153 前掲『教育勅語成立史の研究』四六七～四六九頁（図版三三）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二二七～二二九頁（図版一の図九）にも所収。
- \*154 同右、四六四～四六六頁（図版三二）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二三〇～二三二頁（図版一の図一〇）にも所収。
- \*155 同右、四七四～四七九頁（図版三五）（草案の一部分欠け）。なお、前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二三三～二三八頁（図版一の図一一）（草案の一部分欠け）にも所収。
- \*157\*156 この史料は、前掲の宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「井上文相書翰」の写しであると見られている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。活字化されたものについては、右の史料に所収の「井上文相書翰」の注と同じ。
- \*155 活字化されたものは、井上毅「人心教導意見案」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年、二四八～二五一頁）。なお、これらの史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「十四年 進大臣」と題している（同右、二四八頁）。
- \*157\*156 この史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの文書に題を付けていない。
- \*157\*156 この史料名は編者が付けた見出しであり、この文書は明治二十三年六月二〇日付の山県宛井上書簡の写しである。活字化されたものについては、前掲の国会図書館憲政資料室所蔵『芳川頼正関係文書』の「山県宛井上書簡写 六月二〇日」

\*158

の注と同じ。

この史料名は編者が付けた見出しであり、この文書は明治二三年六月二五日付の山県宛井上書簡の写しである。活字化されたものについては、前掲『芳川頭正関係文書』の「山県宛井上書簡写 六月二五日」の注と同じ。

## 第一章 教育勅語の起草

### 第一節 明治二三年の建議——教育勅語の起草の契機——

本章では、教育勅語の起草の契機と、勅語の成立過程の前半について考えたい。第一節で、明治五（一八七二）年から二〇年頃までの徳育事情について確認してから、教育勅語の起草の契機として、府県知事一同が明治二二年でも二四年でもなく、二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにし、第二節で、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案（「中村草案」）の推敲過程を明らかにし、第三節で、元田永孚の基本的な思想について確認してから、元田による教育勅語草案（「元田草案」）の推敲過程を明らかにすることを試みる。

なお、明治五年から二〇年頃までの徳育事情については、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、洪川久子「教育勅語渙発前における徳育論争」（日本大学精神文化研究所・教育制度研究所編『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第一三集、日本大学精神文化研究所・教育制度研究所、一九八二年）、岩本努『教育勅語の研究』（民衆社、二〇〇一年）などに詳しい。また、序章で述べたように、梅溪昇は『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）で、総理大臣として勅語の起草に向けて動いた山県有朋に注目している。

これらの研究では、明治二三年に教育勅語が起草された背景については、同年二月の地方官会議の結果、「徳育涵養ノ義ニ付建議」が出されたことや<sup>\*1</sup>、山県が「国家独立という国家目的へ奉仕すべきものとして国民教育を考え、具体的には戦争への精神的準備として国民愛国の精神を高揚することに教育の最も重要な意義を認め」<sup>\*2</sup>、それまでの総理大臣と異なり、「極めて積極的意図をもって勅語発布の具体化にあたったこと」が指摘されている<sup>\*3</sup>。

確かに、山県が総理大臣として、教育勅語の成立に果たした役割は非常に大きい。文部大臣を「徳教ノコトニハ熱心」でない榎本武揚から<sup>\*4</sup>、「有朋の考へ通り」に動く芳川顕正に替えたのは山県であり<sup>\*5</sup>、井上毅に勅語の起草を命じたのも彼である<sup>\*6</sup>。

その一方で、府県知事一同は芳川の文部大臣就任よりも前に、榎本へ直接「徳育涵養ノ義ニ付建議」を提出しており、海後が指摘しているように、明治二三年の地方官会議は教育「勅語成立への発端」であるとして見てよいだろう<sup>\*7</sup>。

しかし、先行研究では、知事らが同年にこの建議を出した背景は明らかにされていない。したがって、本節では、教育勅語の起草の契機として、なぜ知事らが明治二三年に建議を出したのか、その要因を明らかにしたい。

文部省は明治五年八月三日に「学制」を制定し、九月八日には「小学教則」を制定した。それによれば、小学校には六〜九歳を対象とした下等小学校と、一〇〜一三歳を対象とした上等小学校があり、各八級に分けられ、生徒は学校で一日五時間、週（月々土曜日）三〇時間学び、下等八級から半年ごとに七級、六級と進み、上等一級に至って卒業するということがあった<sup>\*8</sup>。科目には「綴字」<sup>カサツカヒ</sup>、「習字」<sup>デナラヒ</sup>、「単語読方」<sup>コトバノヨミカタ</sup>、「算術」<sup>サツヨウ</sup>などと並んで、下等八〜五級にのみ「修身口授」<sup>ギョウキノサトシ</sup>という科目があった（八〜六級には週二時間、五級には週一時間）<sup>\*9</sup>。小学教則には、下等八〜七級の修身口授の教科書として、『民家童蒙解』、福沢諭吉『童蒙教草』（明治五年三月）、六級の教科書として、ボンヌ（箕作麟祥訳）『泰西勸善訓蒙』（明治四年仲秋）、フランシス・ウエーランド（阿部泰蔵訳）『修身論』、五級の教科書として、シモン・フィセリング口授、西周助・津田真一郎筆記（神田孝平訳）『性法略』（明治四年）が例示され、これらを使って教師が説くように定められていた<sup>\*10</sup>。小学教則に例示されている教科書の多くは、もともと教科書として書かれたものではなく、西洋書の翻訳やそれに近いものであった<sup>\*11</sup>。これらの教科書について、海後は次のように述べている。

これらの欧米倫理書が近代的な社会における個人の道義から出発して説いていることはいままでもない。忠孝を基本と



した五倫によつて道徳を立てているものとは異なっていた。……

儒教による道徳の教育から入る方法は前時代の固陋な教育であつて、このような教学思想を改めて欧米の文明開化の智識才芸を撰取する新時代の教育を進める方向へ進んでいた。そして人倫もこれを近代社会の倫理の原則によつて新しくつくり直さなければならぬとし、その内容は近代的なサイエンスとして合理的に組み立てられねばならないとする主張が受け入れられていたのである。<sup>\*12</sup>

また、稲田も、「いずれも多かれ少なかれすべての人の自由平等の権利を説いており、また政府は人民の自由と権利をまもるために存立するものであるとし、その多くが暴政を行う政府に対する人民の抵抗の権をもみとめているのである。……学制下の我が国の教育が、廢藩置県後の明治政府の四民同権の線に沿うた改革に照応して、急速な西欧化を目指してのかなりはげしい啓蒙教育の一面をもつていたことは疑ない」と指摘している。<sup>\*13</sup>

明治一〇年頃になると、アメリカの教育に関心を持つ田中不二麿（文部大輔）やダビッド・マレー（David Murray、文部省の最高顧問（学監）としてアメリカから招かれた御雇外国人）らは、地方の実情に合った公教育制度の形成を目指して、アメリカの地方分権的な教育をモデルにした案を準備し、明治一二年九月二九日、この案は「教育令」として公布された。<sup>\*14</sup>

ところで、教育令が準備されている頃、侍講兼侍補であつた元田は、「国民教育の基本となる教学に関する聖旨を成文して上書」していた。<sup>\*15</sup> この「教学聖旨」は明治一二年八月九月頃に、天皇から伊藤博文（参議兼内務卿）、寺島宗則（参議兼文部卿）ら政府要人に示された教育意見であり、教学の本意を示した「教学大旨」と、小学校教育の在り方を示した「小学校目二件」から成っている。<sup>\*16</sup>

教学聖旨起草の背景について、海後は、教育令の上奏と、教学聖旨の成立の時期が重なっていることは決して偶然ではなく、元田は教育令を改めようとしていたと指摘し<sup>\*17</sup>、さらに、明治一〇年以降、維新以来の功臣であつた西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通が亡くなる一方、自由民権運動が全国に広まる中で、「元田は天皇の奉仕者として万機御親裁をもつて、天

皇と政治との結びつきを深めると共に、民心を天皇に帰向させるためには教育から着手しなければならぬと考えていた」と述べている<sup>\*18</sup>。また、野口伐名は、教学聖旨は「元田永孚自らの教学観を端的に吐露したものである。元田の狙いとするところは、維新以来の国民道德の頹廢の原因が、明治政府の欧化政策、特に開明的教育政策『学制』にあることを、『天皇』の名において天下に明らかにすることによって、政府に反省を求め教学の刷新を図らんとするところにあった」と指摘している<sup>\*19</sup>。

まず、教学大旨についてであるが、その全文は次の通りである。

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才芸ヲ究メ以テ人道ヲ尽スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ效ヲ奏スト雖トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可ラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ヅキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トヒ然ル上各科ノ学ハ其才器ニ随テ益々長進シ道德才芸本末全備シテ大中至正ノ教学天下ニ布滿セシメハ我邦独立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カル可シ<sup>\*20</sup>

元田によれば、善くない行いをしたり、社会秩序を乱したりする者が少なくない現状は、明治維新後、日本が「智識才芸ノミ」を重んじてきたからである。今のまま「仁義忠孝」を後回しにして、知育偏重教育を続けていたら、日本人は将来、「君臣父子ノ大義」を知らなくなるかもしれない。歴代天皇の教えに基づいて、「仁義忠孝」を明らかにして、孔子の教えを中心として、誠実な行いを重んじることを「教学ノ要」とすべきである。

教学大旨での学制批判について、土屋忠雄は、『『学制』』は、近代教育の建設を指向していたにもかかわらず、徳育、体育、

情操教育については、これを欠如したか、その近代的な内容構成の努力に欠けるものがあつた。であるから、『教学大旨』に指摘されたように知育に偏向していたことは事実であつた」と指摘している<sup>\*21</sup>。

次に、小学条目二件では、元田は小学校教育の在り方について、次のように述べている。

一、仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為スカラス……忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス……  
一、……農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ……此輩他日業卒リ家ニ帰ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト為ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス実地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラシコトヲ欲ス<sup>\*22</sup>

元田は小学校教育に、二つのことを望んだ。一つは、先入観のない幼少時に、「仁義忠孝ノ心」や「忠孝ノ大義ヲ第一ニ」覚えさせること。もう一つは、「農商ノ子弟」には「高尚ノ空論」ではなく、「農商ノ学科」を教えることである。知識を鼻に掛けて、年上や目上の者をばかにして、役人の妨害をする者が少なくない現状は、教学がうまくいっていない結果である、と彼は考えた。

元田は同年九月の「教育議附議」でも、道德教育や国教について、次のように述べている。

廉恥を尚とび、礼讓を重んじ、倫理を篤くするの教育を施す時は、制行の敗れを救ふ可く、平易公正の論を主とし、激昂相凌ぐの風を戒め、人心を協和し、国体を扶植するの教育を施す時は、言論の敗れを救ふ可し、是 聖旨の本義にして、其要は仁義忠孝を明かにするに在る而已、……。

今 聖上陛下、君と為り師と為るの御天職にして、……且国教なる者亦新たに建るに非ず、祖訓を敬承して之を闡明するに在るのみ、……本朝 瓊々杵尊以降、欽明天皇以前に至り、其 天祖を敬するの誠心凝結し、加ふるに儒教を以てし、祭政教学一致、仁義忠孝上下二あらざるは、歴史上歴々証すべきを見れば、今日の国教他なし、亦其古に復せん而已。<sup>\*23</sup>

元田は、「倫理」を重んじて、国体（天照大神以降、代々続く天皇を現人神とする、当時の日本の国柄）を大切にす教育、すなわち、「仁義忠孝」を明らかにする教育を行えば、善くない行いも、過激な言論もなくなると考えた。彼は、「君と為り師と為る」天皇がいる今、儒教によって歴代天皇の教えを承って明らかにすることが、日本の「国教」であると述べ、「祭政教学一致」を主張した。

なお、教育議附議は、明治一二年九月に井上毅が起草した「教育議」への反論であると見られている。<sup>\*24</sup> 教育議とは、教育学聖旨を天皇から示された伊藤が、これに対する意見を井上（内務大書記官）に書かせて、「今陳スル所ノ者ハ、専ラ闕遺ヲ採拾シ、涓埃ノ微万一二裨補センコトヲ願フノミ」という形で同月に上奏した文書である。<sup>\*25</sup> 教育議において、井上は次のように、「制行ノ敗レ」や「言論ノ敗レ」という<sup>\*26</sup>、「風俗ノ弊」の原因は「維新以後教育」（「学制」）だけでなく、「世変」（世の中の移り変わりや乱れ）全体にあるので、「教育ノ法」の改革だけで「風俗ノ弊」を解決することはできないと述べている。また、彼は、「經典ヲ斟酌シ」た儒教的な「国教ヲ建立」することは、政府が関与すべきことではない、と政教分離を主張している。

風俗ノ弊ハ、実ニ世変ノ余ニ出ツ。……是レヲ以テ偏ニ維新以後教育其道ヲ得サルノ致ス所ト為スヘカラス。但タ之ヲ救フ所以ノ者如何ト云ニ至テハ、教育ノ法尤モ其緊要ノ一二居ルノミ。抑々弊端ノ原因ハ、既ニ専ラ教育ノ失ニ非ス、故ニ教育ハ此弊端ヲ療スル為ニ間接ノ藥石タルニ過キス。……

經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ以テ世ニ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ。而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所テ非サルナリ。<sup>\*27</sup>

政教一致の元田と、政教分離の井上。本章第三節以降で述べるように、この関係は教育勅語草案において、儒教を前面に出すか否かという形で表れている。

明治一三年一月二八日、河野敏謙（文部卿）や島田三郎（文部権大書記官兼調査局長）らにより教育令が改正されたが、これは侍講であった元田が、西村茂樹（文部省編輯局長兼文部省報告局長）や江木千之（文部一等属兼地方学務局）らを通じて働きかけたことによるものであると見られている。<sup>\*28</sup>

教育令の改正に伴って、明治一四年五月四日に「小学校教則綱領」が出され、小学校は初等科（第一～三学年）、中等科（第四～六学年）、高等科（第七～八学年）に分けられた。そして、「修身」が教科目の首位に置かれ、初等科と中等科に週六時間、高等科に週三時間設けられた。<sup>\*29</sup> それに比べて、先に述べたように、小学校教則（明治五年）では「綴字」が教科目の首位に置かれ、「修身口授」の授業は、下等八～六級に週二時間、五級に週一時間<sup>\*30</sup>、設けられただけであった。

文部省がこのように徳育を重視するようになったことは、政教一致の元田が教育令改正の陰にいたことと関係していると思われる。元田は教育令の改正にだけでなく、小学校教則綱領の制定にも何らかの働きかけをしたのではないだろうか。

先に述べたように、明治五年以降、修身の授業は「修身口授」であり、教科書は例示されていたものの、授業は主に教師の口授によって行われていた。<sup>\*31</sup> だが、教学聖旨や小学校教則綱領が出されてから、「文部省は修身の授業のためには先ず修身教科書を編集してこれを刊行して広く使用させ、その教科書には道德の基本となる有名な嘉言を集めてこれを誦読させて子どもの脳裏に入れなければならない」という方針を採るようになり、<sup>\*32</sup> 西村茂樹『小学修身訓』上・下（文部省、明治一三年）をはじめ、儒教的な内容の教科書が民間からも多数出版された。<sup>\*33</sup>

ところが、明治一八年一月二二日に初代文部大臣に就任した森有礼は、明治一九年五月二五日の「小学校ノ学科及其程

度」(文部省令第八号)第一〇条で、小学校の修身では、「内外古今人士ノ善良ノ言行ニ就キ児童ニ適切ニシテ且理會シ易キ簡易ナル事柄ヲ談話シ日常ノ作法ヲ教ヘ教員身自ラ言行ノ模範トナリ児童ヲシテ善ク之ニ習ハシムルヲ以テ專要トス」と定めた<sup>\*34</sup>。つまり、海後が言うように、森は明治一二年頃からの「儒教主義による修身教育の方針を批判し、嘉言名句を諳誦させるような修身教授を廃したのである。修身は教師の言行をもって生徒に模範を示し、授業は教科書を使用しないで説話のみ」というものになった<sup>\*35</sup>。それゆえ、海後は、もし森がそれまでの「儒教主義による修身教育の方針」を継続していたら、「教育勅語の発布ということもなかったとみられる」と指摘している<sup>\*36</sup>。

また、この頃、文部省の方針(儒教的な德育)を封建的なものと見て、これに反対する考え(福沢諭吉『德育如何』(明治一五年)、同『徳教主義の成跡甚だ恐るべし』(明治一六年)や、宗教を德育の基礎とすべきであるという考え(福沢諭吉『德育余論』(明治一五年)、加藤弘之『德育方法案』(明治二〇年)や、皇室を德育の基礎とすべきであるという考え(西村茂樹「土方宮内大臣へ建言」(明治二二年)など、様々な德育論が出されていた<sup>\*37</sup>。

ここまで、明治五年から二〇年頃までの德育事情について確認してきた。

ここから本節の本題に入るが、以上のように德育の方針が混乱している最中の、明治二三年二月一七〜二五日、地方官會議が高崎五六(東京府知事)を議長として東京で開かれた<sup>\*38</sup>。この會議に参加したと見られる知事(北海道庁長官を除く)は、次の表の通りである<sup>\*39</sup>。明治一九年七月一九日の地方官官制の公布以前は、県知事は県令であったが、表中の知事在任期間には県令であった期間も含む。資料により生年が異なる場合、「〇〇×年」または「〇年か×年」と記す。

〈表一〉

知事名	担当府県	上記府県の知事在任期間（県令期間を含む）	直前の職	生年	出身地
佐和正	青森県	明治二年二月二六日～明治二年八月二日	内務書記官	天保五年か一五年	東京
石井省一郎	岩手県	明治七年二月二六日～明治二四年四月二四日	内務省土木局長	天保一二年	小倉
松平正直	宮城県	明治二年七月二五日～明治二四年四月九日	宮城県権令	弘化元年	福井
岩崎小二郎	秋田県	明治二年二月二六日～明治二年三月二五日	法制局参事官	不明	長崎
長谷部辰連	山形県	明治二年二月二六日～明治二七年一月二〇日	元老院議官	天保一五年	石川
山田信道	福島県	明治二年一〇月一九日～明治二四年六月一五日	鳥取県知事	天保四年	熊本
安田定則	茨城県	明治二年五月八日～明治二四年四月二四日	元老院議官	天保一五年～弘化二年	鹿児島
折田平内	栃木県	明治二年二月二四日～明治二七年一月二〇日	警視總監	弘化三～四年	鹿児島
佐藤与三	群馬県	明治一七年七月三日～明治二四年四月九日	不明	不明	山口
小松原英太郎	埼玉県	明治二年二月二六日～明治二四年四月九日	内務大臣秘書官	嘉永五年	岡山
石田英吉	千葉県	明治二年一月二〇日～明治二三年七月一六日	元老院議官	天保一〇年	高知
高崎五六	東京府	明治一九年三月九日～明治二三年五月一九日	元老院議官	天保七年	鹿児島

林董	西村 捨三	北垣 国道	中井 弘	成川 尚義	白根 専一	時任 為基	小崎 利準	内海 忠勝	中島 錫胤	安立 利綱	岩村 高俊	藤島 正健	千田 貞暁	浅田 徳則
兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県
明治三年二月二六日 ～ 明治二四年六月一五日	明治三年三月一六日 ～ 明治二四年六月一三日	明治一四年一月一九日 ～ 明治二五年七月一六日	明治一七年七月九日 ～ 明治二三年五月二一日	明治三年二月二六日 ～ 明治二九年八月二一日	明治三年二月二六日 ～ 明治二三年五月一七日	明治三年六月八日 ～ 明治二五年八月二〇日	明治一二年七月二五日 ～ 明治二六年三月二二日	明治三年二月二六日 ～ 明治二四年四月九日	明治三年二月二七日 ～ 明治二六年三月二一日	明治三年二月二七日 ～ 明治二四年八月一三日	明治一六年一月一九日 ～ 明治二三年五月二一日	明治二年一〇月二九日 ～ 明治二三年七月二五日	明治三年二月二六日 ～ 明治二四年四月九日	明治三年二月二六日 ～ 明治二四年四月九日
香川県知事	内務省土木局長	高知県令	工部大書記官	大蔵省参事官	愛媛県知事	高知県知事	岐阜県権令	兵庫県知事	元老院議官	不明	内務大書記官兼戸籍局長	不明	広島県知事	外務省通商局長
嘉永三年	天保一四年	天保七年	天保九年	天保一二年	嘉永二年	天保一三年	不明	天保一四年	文政一二年	天保三年	弘化二年	弘化二年	天保七年	嘉永元年
静岡	滋賀	出石	鹿児島	千葉	山口	鹿児島	三重	山口	徳島	東京	高知	熊本	鹿児島	京都



第一章第一節 明治二三年の建議

富岡 敬明	中野 健明	樺山 資雄	安場 保和	調所 広丈	勝間田 稔	柴原 和	桜井 勉	原保太郎	鍋島 幹	千阪 高雅	籠手田 安定	武井 守正	石井 忠亮	小牧 昌業
熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県
明治一二年七月二五日～明治二四年四月九日	明治三年一月七日～明治二六年三月一〇日	明治三年一月二四日～明治二五年八月二〇日	明治一九年二月二五日～明治二五年七月二〇日	明治三年六月八日～明治二五年三月一日	明治三年一月二六日～明治二七年一月二〇日	明治三年一月二六日～明治二四年四月九日	明治三年一月二六日～明治二四年七月一〇日	明治一四年二月二日～明治二八年三月二六日	明治三年一月二六日～明治二九年四月二三日	明治一七年一月二七日～明治二七年九月一九日	明治一八年九月四日～明治二四年四月九日	明治二年一〇月一九日～明治二四年四月九日	明治三年一月二六日～明治二四年四月九日	明治三年一月二六日～明治二七年一月二〇日
熊本県権令	大蔵省関税局長	栃木県知事	元老院議員	元老院議員	愛知県知事	山形県知事	地理局長	不明	青森県知事	内務大書記官兼戸籍局長	元老院議員	無職（元農商務省山林局長）	元老院議員	内閣書記官長
文政五年	天保一四～一五年	享和元年	天保六年	天保一一年	天保一三～一四年	天保三年	天保一四年	弘化四年	弘化元年	天保一二年	天保一一年	天保一三年	天保一一年	天保一四年
小城	佐賀	鹿児島	熊本	鹿児島	山口	龍野	兵庫	山口	佐賀	米沢	長崎	姫路	長崎	鹿児島

西村 亮吉	大分県	明治一二年一〇月三〇日～明治二四年四月九日	山梨県大書記官	天保一〇年	高知
岩山 敬義	宮崎県	明治二〇年五月一八日～明治二四年四月九日	元老院議官	天保一〇年	鹿児島
渡辺 千秋	鹿児島県	明治一三年七月一日～明治二三年九月四日	鹿児島県大書記官	天保一四年	高島
丸岡 莞爾	沖縄県	明治二年九月一八日～明治二五年七月二〇日	内務省宗教局社寺局長	天保七年	高知

内務省主催のこの地方官会議は、「云はゞ二十三年の例会と見るべきものであるが、民心の離乖を奈何とは、此の会議の重要問題」であった<sup>\*40</sup>。二月二〇～二五日には主に徳育について議論され、二六日付で「徳育涵養ノ義ニ付建議」が作成された<sup>\*41</sup>。そして、同月二六日、府県知事一同は高崎を総代として、それを榎本武揚（文部大臣）と山県有朋（総理大臣兼内務大臣）へ提出した<sup>\*42</sup>。知事らはこの建議で、近頃、小学生が「父兄ヲ軽蔑スルノ心ヲ生シ軽躁浮薄」であったり、中学生が「天下ノ政事ヲ談シ」たり、「終ニ退校シテ政論ニ奔走」したりしており、このままでは人々は「漫リニ高尚ノ言論ヲ為シ」、「社会ノ秩序ヲ紊乱シ終ニ国家ヲ危フスル」であろうと心配している。知事らは、小中学生のこのような状況は「智育ノ一方ノミ進ミテ徳育ノ兼ネ進マサル」せいである、と当時の教育制度を批判した上で、国は「徳育ノ主義」を定め、「師範学校ヨリ中小学校ニ至ルマテ其倫理修身ノ学科」では選定された教科書を使い、その授業時間を増やすべきである、と次のように訴えた。

小学ニ就学セル子弟ノ情况ヲ見ルニ少シク博物ノ学理ヲ聴キ数学ノ初歩ヲ修メハ忽チ其智識芸術ニ誇リ父兄ヲ軽蔑スルノ心ヲ生シ軽躁浮薄ノ風ヲ長ス其進ンテ高等小学校ヲ卒業スル者ノ如キハ往々父祖ノ業ニ従事スルコトヲ屑シトセス或ハ官吏タラント欲シ或ハ政事家タラントコトヲ志シ尚進ンテ中学ニ入ルニ及ンテハ未タ其科程ノ半ヲモ卒ヘサルノ生徒ニ

シテ動モスレハ天下ノ政事ヲ談シ時ニ或ハ自ラ校則ヲ犯シナカラ職員処置ノ当否ヲ鳴ラシ漫リニ抗争紛擾ヲ事トスルモノアリ其極終ニ退校シテ政論ニ奔走スル者アルニ至ル是蓋シ教員ノ薰陶其宜ヲ得サルモノアルヘシト雖トモ抑亦学制ノ然ラシムル所アルカ如シ此情勢ヲ以テ荏苒推移スルトキハ実業ヲ重ンセスシテ漫リニ高尚ノ言論ヲ為シ未熟ノ學術智識ニ依テ僥倖ヲ事トスルノ風ヲ長シ長上ヲ凌キ社会ノ秩序ヲ紊乱シ終ニ国家ヲ危フスルニ至ラントス是レ智育ノ一方ノミ進ミテ德育ノ兼ネ進マサルヨリ致ス所ノ弊ナリ……

我国ニハ我国固有ノ倫理ノ教アリ故ニ我国德育ノ主義ヲ定メント欲スレハ宜ク此固有ノ倫理ニ基キ其教ヲ立ツヘキノミ而シテ德育ノ主義已ニ定マラハ宜ク師範学校ヨリ中小学校ニ至ルマテ其倫理修身ノ学科ニ用ユヘキ教科書ヲ選定シ全国一般之ニ依テ其教ヲ布カシメ且師範学校及中小学校ニ於ケル倫理修身ノ学科時間ヲ増シ盛ンニ德育ヲ興スヘシ<sup>\*43</sup>

なお、明治二三年二月当時の、各学校における修身や倫理の授業時間は次の通りである。尋常小学校と高等小学校には「修身」が週一時間三〇分<sup>\*44</sup>、尋常中学校と尋常師範学校には「倫理」が週一時間設けられていたが<sup>\*45</sup>、高等中学校には修身も倫理も設けられていなかった<sup>\*46</sup>。そして、高等師範学校では、「教育学・倫理学」が文・理化・博物学科の第一学年に週四時間、第二学年に週三時間、第三学年に週一三時間設けられ、「倫理」が女子師範学科に週二時間設けられていた<sup>\*47</sup>。

知事らが国内の学校に「我が日本を顧みないやうな様子が萌<sup>キザ</sup>して居る」ことを憂慮し、その改善に尽力しようとしたことは以前にもあった。石井は次のように述べている。なお、引用文中の山田信道とは、明治一四年九月一二日に鳥取県令に就任し、明治二一年一〇月一九日に福島県知事へ転任し、明治二四年六月一五日に大阪府知事へ転任した人物である（「表一」を参照）<sup>\*48</sup>。また、船越衛（天保一一年生まれ、広島出身）とは、明治一三年三月八日に内務権大書記官より千葉県令に就任し、明治二一年一月二〇日に元老院議官へ転任し、明治二三年五月二一日に石川県知事へ転任し、明治二四年四月九日に宮城県知事へ転任した人物である<sup>\*49</sup>。引用文中のように、石井が岩手県令、山田が鳥取県令、船越が千葉県令、籠手田が島根県令であった時期は、明治一八年九月四日〜明治一九年七月一九日であり<sup>\*50</sup>、地方官会議は毎年春に開かれていた

ことから、引用文中の同会議は明治一九年のものであると見られる。

私は初め内務省土木局長を奉職して居りましたが、明治十七年二月岩手県令に任ぜられました。赴任してから地方の様子を視る為に県内を巡廻し、学校なども悉く巡つて見ました。師範学校は無論の事、中学校、小学校をも巡廻して見ましたが、教育の主義といふものが那邊にあるのか、一般の風潮を総合して見ますと、どうも変な空気が漂うて居るやうに考へられる。例へば小さい事ではありますが、我が日本では、昔から児童は、勇者といへば鎮西八郎とか源義経とかいふ人物を語り、智者忠臣といへば楠、新田を語るといふのが習慣でありました。処がそんな風は殆ど無くなつて、欧羅巴や亜米利加の豪傑を理想とするやうな風潮が溢つて、どうも我が日本を顧みないやうな様子が萌して居る。

学校の教員なども、日本人は極めて劣等な国民である、欧米人に対しては、到底頭の上らぬ国民である、是れは日本の歴史、習慣其の他、何もかも無視して、只管に欧米に化してしまひたい、又そうしなければ駄目であるといふ様な考へであつたらしい。随つて学校教育を受けるものは、皆是れにかぶれて、そういう気風になる。私は之を見、之を聞いて、実に困つたものだと考へました。

毎年春になると地方官会議が東京で開かれる。私もそれに出て、色々他の地方の状態を聞いて見ますと、どこもこのも同じ様子である。私は実に是れでは日本将来の為に宜しくないと思ひまして、二三の信友に相談しました。一般の風潮がかうなつて来ては、日本の将来が思ひ遣られる、是は今の内に何とかせねばなるまいぢやないかといふので、丁度地方官会議の折でもあり、多数地方官が上京して居りますから、各同僚とも話し合ひまして、鳥取県令山田信道、千葉県令船越衛、島根県令籠手田安定などは大に同感で、私も此の人々と一緒に、此の事に就て奔走することに約束しました。そこで銘々手分けをして、尽力しようといふことになりました（ルビ原文）\*51。

この明治一九年頃の動きについて、梅溪は、「地方長官らの運動の積極化は民心の悪化を防止し建て直そうとしたもので、

当時急速に高まった政府の欧化政策に対する反動の一つの現われであった」と指摘している。<sup>\*52</sup>

この動きは建議の作成などには至らなかったが、明治二三年には、先の「徳育涵養ノ義ニ付建議」の作成・提出に至った。この違いは何であろうか。この会議の二か月前（明治二二年一月二四日）に山県内閣が発足したが、山県自身はそれ以前から、知事らを指揮する立場の（初代）内務大臣であった<sup>\*53</sup>。それゆえ、この建議には山県の働き以外の要因があったと考えられる。考えられる要因は三つある。

第一に、大日本帝国憲法の施行・帝国議会の開催の前に、様々な政治的な意見が出されていたことである。例えば、明治二三年一月三日に、板垣退助が愛国公党という自由主義政体を設ける趣意書を発表し、「夫れ藩閥政治は、封建割拠の余弊なり、立憲政体を望む者は、皆之を攻撃せざるは莫し」と唱えていた<sup>\*54</sup>。

「徳育涵養ノ義ニ付建議」から、知事らが、人々が「漫リニ高尚ノ言論ヲ為」すことを恐れていたことは明らかである。また、知事らは、町村長が政党に関わることも恐れて、同建議と共に作成した「町村長ノ取締方法ヲ設ラレ度義ニ付建議」において、町村長が政党に関わらないように、次のように訴えている。

元来町村長ハ公民ノ選挙ヨリ成立ツモノナレハ自然多数ノ党派ニ挙ケラル、ヲ以テ勢ヒ其党派ニ荷担セサルヲ得ス故ニ一方ヨリハ之ニ反対シ常ニ其町村ヲ統轄スルニ苦ミ為メニ往々政党ノ機関ト成リ其甚シキニ至テハ自カラ演舌場ニ臨ミ喋々政談スルモノアリト此ノ如キニ至テハ公益ヲ計ルコト能ハサルノミナラス常ニ紛争ノ衢トナリ終ニ町村ノ財産ヲ失フニ至ルヘシ……因テ町村長ハ政党ニ関スルコト不相成様取締方法ヲ速ニ發布セラレンコト希望ノ至ニ堪ヘス<sup>\*55</sup>

さらに、（表一）から、知事四六人中、二五人が薩摩（鹿児島一〇人）・長州（山口五人）・土佐（高知四人）・肥前（長崎三人、佐賀二人、小城一人）の出身であることがわかる。それゆえ、稲田が指摘しているように、「憲法施行、議会開設（明治二三年一月二九日―引用者注）を前に控えて、民権派の勢力の進出を内心恐れていた藩閥政府官僚の立場」にいた

地方長官らが<sup>\*56</sup>、知育より徳育を重視することによって、青少年を自由民権論から遠ざけようとしたと考えられる。

第二に、治外法権の撤廃を目的として、ボアソナード (Gustave Emile Boissonade, 明治政府の法律顧問としてフランスから招かれた御雇外国人) らがフランス流の急進的な民法典を編纂し、その公布 (明治二三年四月二一日) が迫っていたことである。

明治二三年の地方官会議に岩手県知事として参加した石井省一郎は、「欧米風の民法でないと治外法権の撤廃を各国が承知しないといふこと」ならば、「此の上は教育の方面でよく始末をせねばならぬ」と明治二一年から考えていた、と後に次のように述べている。

此の当時、一方に条約改正の問題がやかましくなりました。そして此の条約改正に依つて、どうしても治外法権を撤廃してしまはねばならぬ。それに就ては法律の改正を行はねばならぬ。殊に民法を改めねばならぬ、大体欧米同様の民法を実施しなければ外国の方で承知しないといふのが内閣及外務省司法省等の見込でありました。そしてソロソロ其の新民法が出来る、それに依ると、妻が夫を訴へ、子が父を訴へることが出来るといふ様な新民法、其の草稿が已に司法省に於て出来て居るといふ噂でありました。其の頃の司法大臣は山田顕義伯でした。そこで山田大臣に様子を質して見ると、是れはどうも已むを得まい、欧米風の民法でないと治外法権の撤廃を各国が承知しないといふことでした。それならば致方がない、此の上は教育の方面でよく始末をせねばならぬといふので、私も同志は、それから躍起運動を致しました。それが丁度二十一年からの事です。銘々手分をして、あちらこちらと関係の所を歩いて、現在のような有様では国家が立たぬ、何とか今の内に方針を立てねばならぬといふので、銘々激論をして巡つたやうな事でした (ルビ原文)<sup>\*57</sup>。

明治二三年に入り、新民法の公布が迫ってきた段階で、石井らは教育方面の「始末」の一つとして先の建議を出したと考

えられる。

第三に、過去一年間に約半数の知事が異動を経験していることである。前回の地方官会議が開かれたと見られる明治二二年春から<sup>\*58</sup>、明治二三年二月までに異動のあった知事は、四六人中、次の二四人である（表一を参照）。うち一人が明治二二年一月二四日以降に異動しているが、これは、同日に山県内閣が発足したと関係していると思われる。名前に「○」のある知事は、明治二三年の地方官会議で（主に徳育について議論された二月二〇〜二五日に）徳育について発言した人である<sup>\*59</sup>。

◎過去一年以内に初めて知事に就任した人 一人

○佐和正（青森県） ・岩崎小二郎（秋田県） ・長谷部辰連（山形県） ○小松原英太郎（埼玉県）

○浅田徳則（神奈川県） ・安立利綱（福井県） ・成川尚義（三重県） ・小牧昌業（奈良県）

・石井忠亮（和歌山県） ○桜井勉（徳島県） ・中野健明（長崎県）

◎過去一年以内に知事に就任した知事・県令経験者 一人

・折田平内（栃木県）<sup>\*60</sup> ○千田貞暁（新潟県） ・中島錫胤（山梨県）<sup>\*61</sup> ・内海忠勝（長野県）

・時任為基（静岡県） ○白根専一（愛知県） ・西村捨三（大阪府）<sup>\*62</sup> ・林董（兵庫県）

○鍋島幹（広島県） ○柴原和（香川県） ・勝間田稔（愛媛県） ・調所広丈（高知県）<sup>\*63</sup>

・樺山資雄（佐賀県）

二月二〇〜二五日の会議の正確な出席者は明らかでないが、概ね知事の四分の一は初めて地方官会議に出席した人、別の四分の一は、その府県の知事としては初めて出席した人であった。すなわち、前回と今回では、会議の出席者が大きく異なっていたのである。とりわけ、異動して間もない二四人の知事の役割は大きかったと思われる。初めて知事になった一人

は徳育の現状を見て驚き、知事・県令経験のある一三人は、徳育の衰頹が以前にいた県だけではないことを実感して慌てたのではないだろうか。

そして、知事らが徳育に積極的に動いたことは、彼らの多くが「文政天保の頃に生まれ、本格的な教育体制の下で体系的な儒教教育を授けられた世代」の人々であったことと関係していると思われる<sup>\*64</sup>。知事四六人中、文政生まれが二人、天保生まれが三〇人であった（表一）を参照）。石井と同じく天保生まれの高崎も、東京府内の学校（高等小学校か）の生徒が「五倫の道の何なるを知らざるもの如し」であることを、次のように嘆いている。

余モ管下学校ノ模様ヲ見ルニ実ニ悲シムヘキ有様ニテ其高等ノ生徒ニ向ヒ修身トハ何モノナルヤヲ問ふに只た品行方正とのみ答へ其他の細目は敢て答ふる能はず。五倫の道の何たるを知らざるもの如し。只是迄は開明々々とのみ走り今日に至りしは勢ひの止むへからざるも今日に於ては宜しく改良せざるへからず。余も曩に当局者に向て徳育の忽かせにすへからざることを屢々迫りたるも採用せられず止むを得ず管内学校に向て屢々説諭するも馬耳東風毫も其功を見ず。実に嘆かはしき次第なり。今にして之を涵養せされは此末如何せん<sup>\*65</sup>。

したがって、知事らが明治一九年頃からの教育運動の時と異なり、明治二三年に建議を出した要因は三つあると考えられる。一つ目は、様々な政治的な意見が特に出されている時期であったこと。二つ目は、急進的な民法典の公布が迫っていたこと。三つ目は、知事のメンバーが前回の会議の時と大きく替わっていたことである。

なお、梅溪は、「勅語発布計画は、明治二十年代に入ってから東アジアの国際情勢の展開に対する戦争の危機意識を歴史的根底に、また同時に国民思想の悪化に伴う教育方針の根本的確立の必要という世論および地方長官有志の教育刷新運動を契機として」いると指摘している<sup>\*66</sup>。この指摘の通り、当時、海外では「朝鮮事件（甲申事変のこと―引用者注）が清国と関聯し、清国にて陸海軍整備の報あり、露国が元山を窺ひ、或は対馬を窺ふとの報あり、年一年、形勢の切迫」を感じる



ような状況であった。<sup>\*67</sup> また、カナダ太平洋鉄道はすでに（一八八五年）開通し、パナマ運河やシベリア鉄道の建設が進められ、<sup>\*68</sup> 「欧人が容易に力を東亜に伸ぶるを得るの時」が近づいていた。<sup>\*69</sup> ただし、このような状況は明治二三年に限らず、その前後数年にも当てはまるため、右の要因からは外しておく。

ここまで、府県知事一同が明治二三年に「德育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにしてきた。次の節では、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程について考察したい。

- \*1 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、一三七〜一四八頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一六三〜一七一頁。
- \*2 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、四九頁。
- \*3 同右、三七頁。
- \*4 吉田熊次筆記「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、国民精神文化研究所、一九三九年、四五三〜四五四頁）。
- \*5 津田茂麿『明治聖上と臣高行』自笑会、一九二八年、六八九頁。
- \*6 明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡の文頭に、「被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候」とある（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二二二頁）。
- \*7 海後は、「教育勅語を成立させるようになった直接の動きは、明治二十三年二月に東京で開かれた地方長官会議における德育問題についての論議から発している。このことについては当時の教育勅語發布関係者の説明においても、また教育

勅語成立事情を記述した多くの著書においても明らかにされてきている。私もこれが勅語成立への発端とみてきている」と述べている（前掲『教育勅語成立史の研究』一三七～一三八頁）。

\*8 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第一巻、龍吟社、一九三八年、三九七～三九八頁。現在では小学生は「児童」であるが、小学教則では「生徒」とされていた。明治六年三月二日、授業は一日五時間、週四日二〇時間に變更され、それに伴って、小学教則は同年五月一九日に改正された（同右、四二〇～四二二頁）。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は208～209コマ、220コマ。

\*9 同右、三九八～四〇二頁、四一八頁。明治六年五月の小学教則の改正後、下等八～七級の修身口授の授業は週一時間に減った（六～五級は變更なし）（同右、四二一～四二五頁、四三九頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、209～211コマ、219～222コマ、229コマ。

\*10 修身口授の教科書については、同右、四一五～四一六頁、前掲『教育勅語成立史の研究』七四頁、前掲『教育勅語成立過程の研究』一七～二六頁を参照。『性法略』の「性法」とは、自然法のことである（前掲『教育勅語成立過程の研究』二五頁）。『泰西勸善訓蒙』の原著は、Bonnet, *Cours élémentaire et pratique de morale* であり、『修身論』の原著は、Francis Wayland, *Elements of Moral Science* である（同右、一七頁）。ウェーランドの倫理書は福沢諭吉によって移入・称揚され、訳本などは十数種類以上あり、原書も広く読まれていたと見られている（前掲『教育勅語成立史の研究』七四頁）。

\*11 前掲『明治以降教育制度発達史』第一巻、四一七頁。福沢諭吉の『童蒙教草』は、西洋の修身書を倣ったものである（同右、四一五頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、217～218コマ。

\*12 前掲『教育勅語成立史の研究』七四～七五頁。

\*13 前掲『教育勅語成立過程の研究』二六頁。

- \*14 教育令は、文部省編『学制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七二年、二九〇三一頁に所収。前掲『教育勅語成立史の研究』七五頁。国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷、吉川弘文館、一九八八年、二六三頁、「教育令」の項。前掲『教育勅語成立史の研究』七六頁。
- \*15 前掲『国史大辞典』第四卷、二七九頁、「教学聖旨」の項。教学大旨と小学条目二件は、前掲『学制百年史』資料編、七頁に所収。海後は、「今日元田家にはこの教学大旨の草案と推定せられる文書が数種残されてゐる」と述べているが（海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、五三頁）、これらの文書は現在、国会図書館憲政資料室に所蔵されている
- \*16 『元田永孚関係文書』の「聖旨教学大旨 明治一二年七月」（資料番号110-2）、「聖旨教学大旨 草稿 明治一二年七月」（同110-3）、「教学大旨 草稿 明治一二年」（同110-4）、「元田永孚手記（前半 教学大旨草稿 後半 上野公園臨幸についての意見） 明治一二年カ」（同110-5）のことであると思われる。
- \*17 前掲『教育勅語成立史の研究』七五〇七六頁。
- \*18 同右、七六頁。
- \*19 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、一三六頁。
- \*20 前掲『学制百年史』資料編、七頁。
- \*21 土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、三五九頁。
- \*22 前掲『学制百年史』資料編、七頁。「学制」の第二章では、「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス即チ尋常小学女兒小学村落小学貧人小学小学私塾幼稚小学ナリ」と定められている（同右、一三頁）。
- \*23 前掲『元田永孚』一四一〜一四三頁。
- \*24 井上が書いた「教育議」の草案は、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、

- 八五〇～八八頁。教育議と教育議附議については、前掲『井上毅の教育思想』、一三二頁、木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会、一九九五年、四六五頁、本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、一九九八年、一五四頁を参照。
- \*25 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、一四九頁。
- \*26 同右。
- \*27 同右、一五一～一五三頁。完成形の教育議は、前掲『井上毅伝』史料篇第六、八八～九〇頁にも所収。
- \*28 前掲『国史大辞典』第四巻、二六三頁、「教育令」の項。
- \*29 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第二巻、龍吟社、一九三八年、二五二頁、二五六頁と二五七頁の間の表。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は133コマ、136～139コマ。
- \*30 前掲『明治以降教育制度発達史』第一巻、三九八～四〇二頁、四一八頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、209～211コマ、219コマ。
- \*31 同右、三九八～四〇二頁。
- \*32 前掲『教育勅語成立史の研究』三七九頁。
- \*33 同右、三七九～三八〇頁。
- \*34 「小学校ノ学科及其程度」第一〇条（『官報』明治一九年五月二五日付（第八六七号）、内閣官報局、一頁）。
- \*35 前掲『教育勅語成立史の研究』三八一頁。
- \*36 同右、三八三頁。
- \*37 同右、三七五～三七七頁、三八四～三八五頁。
- \*38 東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」（DVD番号D324）DVDの三一～五六頁。二月

\*39

一七〜一八日、二〇〜二一日、二四〜二五日の議事録が残されている。二月一七日の出席者は、次の二府三四県知事である。東京、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、愛知、奈良、山梨、岐阜、長野、宮城、岩手、山形、富山、福井、島根、岡山、広島、山口、徳島、高知、香川、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖繩、鳥取。欠席者は、次の一府六県知事である。京都、栃木、三重、福島、秋田、石川、和歌山（同右、三一頁）。二月一八日の出席者は、次の三府三五県知事である。東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、新潟、埼玉、千葉、茨城、栃木、三重、静岡、奈良、山梨、岐阜、長野、福島、宮城、青森、秋田、山形、石川、富山、島根、鳥取、岡山、和歌山、徳島、高知、香川、愛媛、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島。同日の欠席者は、次の六県知事である。群馬、愛知、滋賀、福井、広島、山口（同右、三六頁）。記載されていない知事の出欠席、及び、二月二〇〜二五日の出欠席者は不明である。開催地は議事録に記されていないが、岩手県知事として参加した石井省一郎は後に、「毎年春になると地方官会議が東京で開かれる」と述べている（石井省一郎談「教育勅語に就て」（早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目）。同史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、91コマ。以下、『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』のマイクロフィルムについては、本論文序章の所蔵場所一覧を参照。

金井之恭他『明治史料顕要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開。大植四郎編『明治過去帳——物故人名辞典——』新訂版、東京美術、一九七一年。日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年。朝日新聞社編『朝日 日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年。安岡昭男編『幕末維新大人名事典』（上巻・下巻セット）、新人物往来社、二〇一〇年。日外アソシエーツ編集部編『新訂増補 人物レファレンス事典』明治・大正・昭和（戦前）編Ⅱ（二〇〇〇—二〇〇九）（二巻セット）、日外アソシエーツ、二〇一〇年。

\*40 芳川頭正「教育勅語御下賜事情」（前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、四五七頁）。

\*41 「徳育涵養ノ義ニ付建議」（東京都公文書館所蔵「地方官会議々決書並筆記中『徳育涵養ノ義ニ付建議』」写 明治二三年二月）（DVD番号D325）DVDの二〜四頁）。この会議では徳育以外のことについても議論され、他に次の六つの建議が作成された。「小学校区域及簡易学科ヲ普及スルノ義ニ付建議」、「林制ノ義ニ付建議」、「郡長及判任官採用其他地方官々制ニ関スル事項建議」、「鉄道敷地買収ノ儀稟議」、「町村長ノ取締方法ヲ設ラレ度義ニ付建議」、「尋常師範学校長俸給其他ノ給与支給方ノ義ニ付建議」（同右、DVDの五〜七頁。前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの二頁、七〜三〇頁）。

\*42 文部大臣への面陳は、知事らの代表者数名が行うという案もあったが、地方によって情況が異なるため、知事らは一同揃って面陳することにした（前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの五〇頁、五四頁）。

\*43 前掲「地方官会議々決書並筆記中『徳育涵養ノ義ニ付建議』」写 明治二三年二月「DVDの二〜三頁」。

\*44 前掲「小学校ノ学科及其程度」第九条（『官報』明治一九年五月二五日付、一頁）。

\*45 文部省令第九号「尋常師範学校ノ学科及其程度」第五条（『官報』明治一九年五月二六日付（第八六八号）、内閣官報局、一頁）。文部省令第一四号「尋常中学校ノ学科及其程度」第四条（『官報』明治一九年六月二二日付（第八九一号）、内閣官報局、一頁）。文部省令第八号「尋常師範学校ノ女生徒ニ課スヘキ学科及其程度」第五条（『官報』明治二二年一〇月二五日付（第一八九八号）、内閣官報局、二頁）。

\*46 文部省令第一六号「高等中学校ノ学科及其程度」第四条（『官報』明治一九年七月一日付（第八九九号）、内閣官報局、二頁）。

\*47 文部省令第一七号「高等師範学校ノ学科及其程度」第九条と第一四号（『官報』明治一九年一〇月一四日付（第九八八号）、内閣官報局、二〜三頁）。

- \*48 前掲『明治史料頭要職務補任録』上巻、五二六頁、五四八頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、305コマ、316コマ。
- \*49 同右、四九一頁、五四四頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、287コマ、314コマ。前掲『明治維新人名辞典』八六〇頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』四五一頁。
- \*50 籠手田安定が島根県令に就任してから、地方官官制の公布により県令が廃止されるまで。
- \*51 前掲、石井省一郎談「教育勅語に就て」（『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目）。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、88〜92コマ。
- \*52 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』三五頁。
- \*53 山県有朋は、天保九（一八三八）年閏四月二日生く大正一一（一九二二）年二月一日没。明治一六年一二月一二日、内務卿に就任し、内閣制度が発足した明治一八年一二月二日より内務大臣になり、明治二二年一二月二四日、現役陸軍中将のまま総理大臣兼内務大臣に就任した。明治二三年五月一七日、内務大臣の兼任を辞め、同年六月七日、陸軍大將に就任した。明治二四年四月九日、総理大臣の辞表を提出し、同年五月六日、元勲優遇の詔書を受けて元老になった（前掲『明治史料頭要職務補任録』上巻、八三〜八四頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、82〜83コマ。徳富猪一郎編述『公爵山県有朋伝』中巻、山県有朋公記念事業会、一九三三年、一〇八八頁。藤村道生『山県有朋』吉川弘文館、一九六一年、一二九頁。前掲『明治維新人名辞典』一〇二八頁。岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第二版、岩波書店、一九八四年、一二六頁）。
- \*54 三宅雪嶺『同時代史』第二巻、岩波書店、一九五〇年、四一〇頁。愛国公党は明治二三年五月五日に結党したが、同年八月四日に立憲自由党の結成のために解党した（前掲『近代日本総合年表』第二版、一二二〜一二四頁）。
- \*55 前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの二六頁。各府県知事総代の東京府知事より内務大臣宛。

\*56 稲田は、「徳育涵養ノ義ニ付建議」の中で知事らは、「実業を軽んじみだりに言論をなし長上を凌ぎ、社会の秩序を紊乱し国家を危うくするに至る、と当時の青少年の既成の権威に従順でない傾向があることを極度に憂えており、そしてそれは明治初年以来の智育偏重の弊としているが、ここに憲法施行、議会開設を前に控えて、民権派の勢力の進出を内心恐れていた藩閥政府官僚の立場からの教育観がよくあらわれているといえるであろう」と述べている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一六九頁）。

\*57 前掲、石井省一郎談「教育勅語に就て」（『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目）。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、95〜98コマ。同史料の文末に「大正十一年三月四日訪問、編修官上野竹次郎筆記」とある（同右、103コマ）。

\*58 石井は、「毎年春になると地方官会議が東京で開かれる」と述べているが（同右）、明治二二年の開催日は不明である。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」四、リール番号23、91コマ。

\*59 前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの四三〜五六頁。徳育について他に発言した人は、石井省一郎（岩手県）、松平正直（宮城県）、高崎五六（東京府）、籠手田安定（島根県）、安場保和（福岡県）、富岡敬明（熊本県）、西村亮吉（大分県）である。

\*60 折田平内は、明治一五年七月一三日から明治一九年七月一九日まで山形県令、明治一九年七月一九日から明治二一年一〇月一四日まで福島県知事であった（警視総監へ転任）（前掲『明治史料顕要職務補任録』上巻、五二六頁、五三六頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、305コマ、310コマ。

\*61 中島錫胤は、明治二年五月二一日から同年六月一日まで兵庫県知事、明治三年九月二日から明治四年一月一日まで岩鼻県（現群馬県南部）知事であった（同右、四七三頁、四八六頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、278コマ、285コマ。



- \*62 西村捨三は、明治一六年一二月二二日から明治一九年四月二七日まで沖縄県令であった（内務省土木局長へ転任）（同右、五八五頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、334コマ。
- \*63 調所広丈は、明治一五年四月八日から明治一九年一月二六日まで札幌県令であった（元老院議官へ転任）（同右、五八八頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、336コマ。
- \*64 渡辺和靖『明治思想史——儒教的伝統と近代認識論——』増補版、ペリかん社、一九八五年、四四頁。
- \*65 前掲「地方官会議々決書並筆記 明治二三年二月」DVDの四四頁。
- \*66 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』五〇頁。引用文中の、「明治二十年代に入ってから東アジアの国際情勢の展開に対する戦争の危機意識」とは、「東亞殊に朝鮮をめぐる戦争の危機意識」のことであると見られる（同右、四九頁）。
- \*67 前掲『同時代史』第二卷、三九二頁。
- \*68 パナマ運河は一九一四年、シベリア鉄道は一九一六年に完成した。
- \*69 前掲『同時代史』第二卷、三四六頁。

## 第二節 中村正直草案の推敲過程

前節では、明治五（一八七二）年から二〇年頃までの徳育事情について確認してから、府県知事一同が明治二三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにした。本節では、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直（元老院議官）ら文部省関係者による教育勅語草案（「中村草案」）の推敲過程を明らかにし、それによって草案の背景にある中村らの考えを従来の研究より明らかにしたい。

なお、教育勅語の起草に至った事情については、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）などに詳しい。

明治二三年二月に「徳育涵養ノ義ニ付建議」が出された頃、閣議でも「何等か道徳上の大本を立て、民心を統一せん」とが問題になり、「遂に畏多くも叡慮を煩はし奉るに至り、間もなく教育上の箴言を編むべしとの大命」が榎本武揚（文部大臣）へ下った<sup>\*1</sup>。

ところが、山県有朋から「理化学ニ興味ヲ有セシガ徳教ノコトニハ熱心ナラズ」と見られていた榎本は<sup>\*2</sup>、結局この件に着手せず、同年五月一七日、彼に代わって芳川顕正が文部大臣に任ぜられた<sup>\*3</sup>。芳川の文部大臣就任は、山県が周囲の反対を押し切って実現させたことであり、これに元田永孚が関わっていたと見られている<sup>\*4</sup>。佐々木高行の日記に次のように書かれている。

五月二十八日 山王茶寮会にて<sup>\*5</sup>、海江田いふ、過日三浦安来り曰く、此度陸奥芳川の大臣に任ぜられたるは甚だ不レ可レ然と存候、任ぜらるゝ前に洩れ聞きたるゆゑ、山県大臣に面会して然るべからずと申述べたれども採用なかりし。：

：一同種々議論ありたれども、陸奥芳川兩人は、大臣の任は不当と申す事は同論なれども、此上、奏上して免職の義は至難の事なり……

五月三十日 枢密院に出勤

元田翁内話に、芳川陸奥兩大臣被レ任候義に付ては、深く思召被レ為レ在、山県まで兩人大臣登用如何哉、……芳川も人望無レ之旨、今日兩人の処、篤と思慮可レ致との事にてありたれども、山県より強て申上候由。其の申上候次第は、……芳川も内務大臣には迎も相勤まり不レ申候得共、文部大臣に候へば、有朋の処にて指揮仕候はゞ、同人は如何とも相成候、教育の事は至極大事にて、榎本へも屢々申談じ候て、向來の規定の義相立ち候筈なれども、同人は兎角因循にて抄々敷無レ之候間、芳川の人物は十分には無レ之候へども、有朋の考へ通り相成候間、大原則を為レ立候はゞ、文部大臣の交代にも不レ拘、其御趣旨被レ相行一候様に可レ相成一に付、榎本にては迎も被レ行不レ申候間、芳川御採用相成度と、再三申上候事にて、遂に御許容相成候由<sup>\*6</sup>。

元田らは「人望無」い芳川の文部大臣就任に反対していたが、山県は因循な榎本より、「人物は十分には無レ之候へども、有朋の考へ通り」に動く芳川が文部大臣になった方が、「向來の規定の義」（「教育上の箴言」の起草のことと見られる）を進められると考えて、侍講兼枢密顧問官という天皇に近い立場の元田に、芳川の文部大臣就任への同意を強く求めたのである。

海後は芳川の文部大臣就任について、「芳川内務次官を文部大臣に任官して勅語起草へ拍車をかけたのは山県である。山県が内務大臣であった際に芳川が内務次官としてその下で努めるところがあったことと、勅語成立のためには山県の意向を受けて働くことのできる関係にあるものをということで芳川が選任された」と指摘している<sup>\*7</sup>。

そして、芳川は文部大臣就任の際に、「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」を受けたのであるが、梅溪は、「箴言編纂の沙汰が発せられたことについても山県の熱意もさることながら、元田が側面から熱

心に慙慙した」と推察している<sup>\*8</sup>。芳川は後年、次のように語っている。

二十三年の五月、当時内務次官であつた余は新たに大臣の榮任を拝せんが為に参内したれば、任文部大臣の大命が下ると、それに引續いて、教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰が下つた、尚ほ此事に就いては、宜しく総理大臣と協議して、其宜を失ふ勿れと云ふ旨も諭させられたのである、此の時には教育勅語と云ふ稱謂は無く、教育上の箴言と仰せられたのであり、……謹んで御請し、列席せられた山県総理大臣と共に、内閣へ下つたのであつた<sup>\*9</sup>。

山県は右の「御沙汰」について、「芳川ガ文部大臣ニ親任セラルルニ際シ例ノ如ク『文部大臣ニ任ス』トノ御詞アリシ後ニ徳教ノコト二十分力ヲ致セトノ御趣旨ノ御詞アリ此レ実ニ珍ラシキコトナリ」と述べている<sup>\*10</sup>。

岩本努は、「一八八九年から一八九〇年にかけての米騒動に関する数多くの先行研究の資料」から、「この期の米騒動の最大のピークとされる時期（一八九〇年四〜七月―引用者注）と教育勅語の制定作業が佳境に入っている時期とが見事に一致する」と指摘している<sup>\*11</sup>。そして、彼は、米騒動は「明治天皇―山県―芳川ラインを（教育勅語の―引用者注）制定へと突き動かすもの」であつたのであり<sup>\*12</sup>、「米騒動を抜きにしては教育勅語の早急な作成はなかつた」と論じている<sup>\*13</sup>。

しかし、本節では、米騒動が教育勅語の成立に与えた影響は、ほとんどなかつたと考える。なぜなら、明治二三（一八九〇）年四〜七月という時期は、すでに芳川が天皇から箴言編纂の御沙汰を受けた後であり、それに速やかに従うことは、むしろ当然であるからである。

ところで、国語辞典によれば、「箴言」とは戒めや教訓となる言葉のことであり、短いものである場合が多い。だが、これから見えていくように、中村ら文部省関係者による草案は一〇〜一三行野紙で五〜七頁、元田による草案も、前半のものは一〇行野紙で一〇〜一一頁あり、完成形の教育勅語でさえ三一五文字ある。

また、教育上の「箴言」を指す言葉として、井上毅は「教育勅語（または勅諭）」<sup>\*14</sup>、「教育勅諭（または勅諭）」<sup>\*15</sup>、山県有朋は「教育ニ関する勅諭（または勅諭）」<sup>\*16</sup>、芳川顕正は「勅語」を用いている<sup>\*17</sup>。つまり、起草者は「箴言」「勅語」「勅諭」の区別を特にしていなかったと見られる。

ここまで、教育勅語の起草に至った事情について確認してきた。

これから中村ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程について考察を進めていくが、本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号5（本論文での「中村草案一」）を基にして推敲された七種九編の草案を、先行研究と同様に「中村草案」と称する（付録一を参照）。

稲田は、この七種の草案のうち、本論文での「中村草案六」には触れず、それ以外の六種を「中村正直案」と称している。稲田は、佐々木高行が明治二三年一〇月三一日の日記に、「勅語の草稿を井上毅へ内命の処、同人は心配にて相断り申候、夫より学者中の西村茂樹又中村正直其他へも相談相成候」と記していることと<sup>\*18</sup>、稲田自身が、「西村が起草したと思われるものは全く残っていない」と見ていることから、「芳川顕正が文部大臣に就任して間もなく徳教上の箴言（教育上の勅諭）の草案の起草が始められ、最初はかつて東京大学教授をつとめ当時元老院議官であった中村正直が依嘱されて草案を作成した」と見ている<sup>\*19</sup>。

そして、海後は、「中村正直案」と書かれた草案（本論文での「中村草案六」）があることから、右の七種の草案を「中村正直草案」と称している<sup>\*20</sup>。梅溪昇も同じ草案を根拠に、文部省は中村に勅語の起草を依嘱したと捉えているが<sup>\*21</sup>、他の六種の草案には触れていない。

教育勅語の起草者については、右の佐々木の日記が残されている他に、渡辺幾治郎が、「西村茂樹・川田剛・中村正直・三島毅などいふ、学者文章家の意見を徴し、修正を求めたともいはれる。三島毅が有力な進言をしたことがある」と述べている<sup>\*22</sup>。右の七種の草案では、「天ヲ畏レ」「神ヲ敬フ」ことが強く説かれており、西村<sup>\*23</sup>・川田<sup>\*24</sup>・中村・三島の中で<sup>\*25</sup>、最

もそのように説きそうな人物は、唯一キリスト教徒である中村であろう。

確かに、中村は、「思想家としてまた名文を書きおろすことのできる学者の第一人者と認められていた」だけでなく<sup>\*26</sup>、「我が国家をして真に文明の域に進ましめようと欲するならば、必ず先づ国民の精神を根本から改造し、道徳心を教養して、精神的基礎を据えなければならぬと……福沢の物質的文明論に相對して、あくまでも精神的文明論を主張した」と見られている人物である<sup>\*27</sup>。文章が上手く、国民の精神養成を重視する中村が教育勅語の起草者として選ばれたことは、海後が言うように、「当時としては極めて至当なこと」であったと思われる<sup>\*28</sup>。

ただし、『芳川顕正関係文書』の中にある、「中村敬宇先生書」と書かれた付箋のある文書（資料番号29、「勅語衍義序文稿」と同じ筆跡が<sup>\*29</sup>、右の七種九編の草案の中に見つからない。この文書が代筆されたものであるとも考えられるし、右の「中村正直案」と書かれた草案があることから、中村が教育勅語の起草に関わっていたことは確かであるが、筆跡から、彼がどの程度、起草に関わっていたかを明らかにすることはできない。

中村草案は結局、国民に広められることにはならなかったが、教育勅語草案の原点として非常に大きな意味を持つものであると考える。それでは、これから九編の中村草案を七段階に分けて考察していく。

## 中村草案一

中村草案の中で最初に書かれたと見られている草案は<sup>\*30</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号5であり、これを「中村草案一」とする。本節では、中村草案が先行研究で指摘されている通りの順番で作成されたのか、改めて検討した結果、その順番に間違いないと判断した。草案一は一二行罫紙六頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられている。稲田は、草案一には「中村自身によっていくらかの加筆訂正がなされている」と述べている<sup>\*31</sup>。

しかし、先に述べたように、草案一の筆跡が中村のものであると断定することはできない。つまり、この草案が中村による原本であるのか、文部省関係者による写しであるのかは明らかでないのである。もし草案一が写しであれば、関係者が写

しを作成する際に修正を加えたとも考えられる。

修正前の草案一をすべて判読することはできないため、ここでは修正後の草案一を示しておく。

草案一には、上欄外に墨で二つの△印が付けられている。この△印は中村、あるいは、この草案を受け取った芳川が、その段落を残すかどうか迷っていたことを表していると見られる。だが、その二つの段落の文章も次の草案二に書かれているため、ここでは△印と共に全文を挙げておく。以下、それぞれの【草案】の上にある算用数字は、その草案の行数を示すために引用者が便宜的に付けたものである。

### 【中村草案一】

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ実ニ天ニ出ツ我国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナリ其君父タル万世一系ノ帝室ニ対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スヘキ職分ヲ尽シ天意ニ叶フコトヲ務ムベシ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ君ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ忠ト云ヒ父ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云ヒ対スル所ニ別アレドモ誠ヲ致スニ別アル事ナシ故ニ君父ニ対シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ得テ道ル可カラス又忠孝ヲ尽ス時ハ自ラ天意ニ叶ヒ幸福ハ求メスシテ来ルモノゾ或ハ不運ニシテ忠孝ノ為ニ禍ヲ蒙ル事ナキニ非ザレトモ其忠

孝ノ美名ハ千載ノ後ニ伝ハリテ永ク朽ズ後世子孫必ズ其余慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ叶フガ故ナリ

忠孝ノ心ハ天ヲ畏ル、ノ心ニ出テ天ヲ畏ル、ノ心ハ人々固有ノ性ニ生サレバ天ヲ畏ル、ノ心ハ即チ神ヲ敬フノ心ニシテ譬ハ木石ニ理紋アル愈々刮レハ愈々顕ハレ其体ヲ消滅セザル限リハ之ヲ除キ去ルコト能ハサルガ如ク人タル者ニ其生アラン限リハ畏天敬神ノ心ハ消滅スベカラザル者ナリ此心ノ発動ハ君父ニ対シテ忠孝トナル其忠孝ノ心ヲ

△ 拈メテ世間ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナリ万善ノ本源トナリ徳義ノ根元トナルモノゾ  
深夜暗室ノ中ニ在テ発生スル所ノ一念ハ善ニモアレ悪ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘトモ天ノ昭臨スル所ナレバ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ発覚シ掩ヘトモ掩ハレス隠セトモ隠サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ

応シ影ノ形ニ従フガ如シ天人一致内外洞徹顕微間ナシトハ即是ナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其独ヲ慎ミ天ヲ畏レ神ヲ敬ハデハアルベキ

15

△

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ敬フニハ先ツ我心ヲ清浄ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清浄ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキノ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ忠孝ニアラザレハ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

20

立憲政体ノ下ニ立ツ今日ニ於テハ君父ニ忠孝ナルト共ニ愛國ノ義ヲ専ラニ心掛ケヨ愛國ノ義ハ誠ヲ尽シテ天意ニ叶フニ在レバ常ニ仁愛信義ノ道ニ背カズ智識ト徳義ト並ビ長シ品行完全ナル國民トナリテ益々我国ノ品位ヲ進メ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

自治独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁栄ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我国ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪エ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レヨ

25

天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スルヲ常トスルガ故ニ善ヲ好シ悪ヲ憎ムハ人性ノ自然ニ出ツ去レハ勸善懲惡ノ教ヲ奉シ身ノ為メ國ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々忽ニス可カラザル務ナリ故ニ其奉スル所ノ何教タルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠義ヲ尽サント誓フ者ハ皆尽ク善良ナル我国ノ臣民ナルゾ

30

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ進メテ尊フベキ人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ詐ヲ恥チザルノ萌モアラハ其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ自治独立ノ良民トナルコトモ亦難カルベシ朕ガ臣子タランモノハ深く畏レ痛ク誠メ己ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ



## 中村草案二

中村草案一の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*32</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号2であり、これを「中村草案二」とする。草案二は文部省の一三行罫紙（中央下部に「文部省」と印字された罫紙）五頁に墨で書かれ、部分的に朱と黒鉛筆で修正と「」と囲み○を加えられている。「」や○で囲まれた言葉が次の草案三にないことから、この「」や○は削除を意味していると見られる<sup>\*33</sup>。

草案二の本文（墨書き）は修正後の草案一とかなり異なっているため、海後が推測しているように、「草案一から直ちに草案二が成立したのではなく、その間に今日伝えられていない修正草案があった」と思われる<sup>\*34</sup>。教育勅語草案の中には他にも、文章が前の段階から大きく変わっているものがあり、下書きのような修正草案は多数あったと思われる。だが、証拠はなく、また、このような大事な文章を書く際に、下書きをすることはむしろ当然であるため、以下、下書き草案の有無についての推測は省くことにする。

そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている中村以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。そのため、草案二の本文は中村の意見に基づいて書かれたと見られる。ただし、実際に文章を書いた人物は別人であるかもしれない。なお、先行研究では、草案二において修正を加えた人物は明記されていない。

中村草案一から草案二への修正点は次の通りである。（書き改め）は中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）が草案二を書く際に改めた部分、（朱）は朱で修正を加えた部分、（黒鉛筆）は黒鉛筆で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

以下、本論文では、直前の草案、あるいは、直前に修正した人との違いを明確にするため、同じ人が同じ草案で行った修正の途中経過（その人が考えをまとめていった過程）についての考察は省くことにする。そして、各草案において修正者などのように考えてその修正を加えたのか、できる限り推測し、「・」の下に記しておく。また、修正者がある修正について注や別案を挙げている場合、それを「※」の下に示しておく。（ ）内の行数は、その前に引用した草案における行数であ

る（例えば、左の①の場合、「忠孝」は先に示した【中村草案一】の一行目に書かれている）。

- ① 「忠孝」（1行目）↓「忠孝ノ道」（書き改め）
- ② 「原ハ実ニ天ニ出ツ我国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナリ其君父タル」（1行目）↓「原実ニ天ニ出ツ皇国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレハ」（書き改め）
- ③ 「帝室」（1行目）の前で改行した。
- ④ 「天意ニ叶フ」（2行目）↓「自己ノ良心ニ愧ズ天意ニ合フ」（書き改め）
- ⑤ 「君ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ忠ト云ヒ父ニ対シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云ヒ対スル所ニ別アレドモ誠ヲ致スニ別アル事ナシ」（3〜4行目）↓「君ニ対シ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ忠ト云イ父ニ対シ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云フ対スル所ニ別アレトモ誠ヲ致スノ心ニ別アルコトナシ」と書き改めてから、朱の「」でくくった（削除）。
- ⑥ 「得テ道ル可カラス」（4行目）↓「獲テ道ル可ラズ」（書き改め）
- ⑦ 「叶ヒ幸福」（5行目）↓「合イ福祉」（書き改め）  
・「福祉」という言葉は、その後、元田草案でも井上草案でも使われていない。
- ⑧ 「不運」（5行目）↓「不幸」（黒鉛筆）
- ⑨ 「禍」（5行目）↓「禍害」（書き改め）
- ⑩ 「忠孝ノ美名ハ千載ノ後ニ伝ハリテ」（5〜6行目）↓「美名ハ万世ノ後マデモ伝ハリ」（書き改め）
- ⑪ 「叶フ」（6行目）↓「合フ」（書き改め）
- ⑫ 「忠孝ノ心ハ天ヲ畏ル、ノ心ニ出テ天ヲ畏ル、ノ心ハ人々固有ノ性ニ生スサレバ天ヲ畏ル、ノ心ハ即チ神ヲ敬フノ心ニシテ譬ハ木石ニ理紋アル愈々刮レハ愈々顕ハレ其体ヲ消滅セザル限りハ之ヲ除キ去ルコト能ハサルガ如ク人タル者ニ其生アラン限りハ畏天敬神ノ心ハ消滅スベカラザル者ナリ此心ノ発動ハ君父ニ対シテ忠孝トナル其忠孝ノ心ヲ括メテ世間ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナリ万善ノ本源トナリ徳義ノ根元トナルモノゾ」（7〜10行目）↓「天ヲ畏レ神ヲ敬

フノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々顕ハレ出ヅ斯  
心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本ニシテ道義ノ根元ナ  
リ」(書き改めと黒鉛筆)

・「万善ノ本源」では、「en」の音が続いてきれいでないため、「本源」を「本」に改めたのであろう。

⑬ 「天」(11行目) ↓ 「天神」(朱)

・「天」と「神」の両方を掲げて、神をより尊重する形に改めた。

⑭ 「如シ」(13行目) ↓ 「如ク」(黒鉛筆)

⑮ 「間ナシトハ即是」(13行目) ↓ 「間ナキ」(黒鉛筆)

⑯ 「慎ミ天ヲ畏レ神ヲ敬ハ」(13～14行目) ↓ 「慎マ」(朱)

⑰ 「世間」(17行目) ↓ 「他人」(黒鉛筆)

⑱ 「立憲政体ノ下ニ立ツ今日ニ於テハ君父ニ忠孝ナルト共ニ愛国ノ義ヲ専ラニ心掛ケヨ愛国ノ義ハ誠ヲ尽シテ天意ニ叶フ  
ニ在レバ常ニ仁愛信義ノ道ニ背カズ智識ト徳義ト並ビ長シ品行完全ナル国民トナリテ益々我国ノ品位ヲ進メ外人ヲシ  
テ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ」(18～20行目) ↓ 「善ヲ好ミ悪ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スル  
ハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナ  
リ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ」(書  
き改め)

⑲ 「堪エ」(22行目) ↓ 「堪へ」(黒鉛筆)

・送りがなをこの文章の他の箇所と揃えた。

⑳ 「ヨ」(23行目) ↓ 黒鉛筆の○で囲んだ(削除)。

・この前に「決シテ」という強調する言葉があるため、それを受けて、「知レヨ」より「知レ」と言葉を強めたの

であろう。

②「天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スルヲ常トスルガ故ニ善ヲ好シ悪ヲ憎ムハ人性ノ自然ニ出ツ去レハ勸善懲悪ノ教ヲ奉シ身ノ為メ國ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々忽ニス可カラザル務ナリ故ニ其奉スル所ノ何教タルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠義ヲ尽サント誓フ者ハ皆尽ク善良ナル我國ノ臣民ナルゾ」(24〜26行目) ↓「立憲政体ノ下ニ立ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ」(書き改め)

・「拳々服膺」という言葉は、完成形の教育勅語でも使われている<sup>\*35</sup>。

②「進メ」(29行目) ↓「修メ」(黒鉛筆)

②「我國ヲ」(30行目) ↓「我國ヲシテ」(黒鉛筆)

中村(の意見に基づいて、実際には文部省関係者か)による修正後の中村草案二は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、……は朱で修正を加えられた部分、——は黒鉛筆で修正を加えられた部分を示す。以下、本論文で引用する各【草案】中の丸数字は、その草案の考察における修正番号に対応する。

### 【中村草案二】

① 忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ニシテ其原実ニ天ニ出ヅ皇國ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレハ万世一系ノ

③ 帝室ニ対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スヘキ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧ズ天意ニ合フコトヲ務ムベシ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ ⑤ 故ニ君父ニ対シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ遁ル可ラズ又忠孝ヲ尽ス時ハ自ラ天意

ニ合イ福祉ハ求メズシテ来ルモノゾ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非サレトモ其美名ハ万世ノ後マデモ

⑦ 伝ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ其余慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故ナリ

⑩ 天ヲ畏レ神ヲ敬フノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々

頭ハレ出ヅ斯心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本ニシテ道義ノ根元ナリ

10

深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善ニモアレ悪ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘトモ天神ノ昭臨スル所ナレバ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ發覺シ掩ヘトモ掩ハレズ隱セトモ隱サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ応シ影ノ形ニ從フガ如ク天人一致内外洞徹頭微間ナキナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其独ヲ慎マデハアルベキ

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ敬フニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清淨ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキソ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ忠孝ニアラザレハ他人ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ國ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ善良ナル臣民ナリ

20

自治独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁榮ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我國ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪ヘ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レ

立憲政体ノ下ニ立ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

25

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ修メテ尊フベキ人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ詐ヲ恥ヂザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我國ヲシテ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ自治独立ノ良民トナルコト

モ亦難カルベシ朕ガ臣子タランモノハ深く畏レ痛ク誠メ己ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ

### 中村草案三

中村草案二の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*36</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号4であり、これを「中村草案三」とする。草案三は文部省の一三行罫紙五頁に墨で書かれ、部分的に墨と朱で修正を加えられ、上欄外に墨で注を書かれている。

稲田は朱での修正を、「文部大臣の芳川自身の筆跡のように」見ている<sup>\*37</sup>。この朱での修正と、芳川が他の草案に加えた修正——「井上草案四——」における紫での修正<sup>\*38</sup>——を比べると、両者の筆跡は同じであると見られる。そのため、稲田が言うように、芳川が朱で修正を加えたと見てよいだろう。

ただし、墨での注記の筆跡は、朱文字の筆跡と異なっている。また、草案三の本文は、修正後の草案二から一か所を改められている。墨での注記・修正と本文は、芳川の意見に基づいて文部省関係者が書いたものであると思われる。

中村草案二から草案三への修正点は次の通りである。（書き改め）は芳川の意見に基づいて、文部省関係者が草案三を書き改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分、（朱）は芳川が朱で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「大本ニシテ其原実ニ天ニ出ヅ」（1行目）↓「大本ナリ」（朱）
- ② 「愧ズ天意ニ合フ」（2行目）↓「愧ザル」（朱）
- ③ 「故ニ」（3行目）の後に、「臣子ニシテ」を加えた（朱）。
- ④ 「受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故」（5行目）↓「受クベキ」（朱）
- ⑤ 「天ヲ畏レ神ヲ敬フ」（6行目）↓「敬神」（朱）
- ⑥ 「道義」（7行目）↓「教育」（朱）
- ⑦ 「在テ発生スル所ノ一念ハ善ニモアレ悪ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘトモ天神ノ昭臨スル所ナレ

「バ」(9～10行目) ↓ 「生ズル一念ハ其善其惡天地神明ノ昭臨スル所ニシテ」(朱)

⑧ 「敬フ」(12行目) ↓ 「敬セン」(朱)

⑨ 「他人」(14行目) ↓ 「世間」(書き改め)

・ 「真ノ仁愛」が向かう対象として、「他人」では狭いと考え、より広い他人という意味で「世間」に改めたのであろう。

⑩ 「自治」(18行目と26行目に一つずつ) ↓ 削除(一つ目は墨)と朱、二つ目は墨)

・ 「自治」はそれまで、日本が国際社会で自治・独立する、という意味で草案に入っていた。だが、藩閥政府の一員である芳川は、「自治」は国民に、自分たちで国を治めることや自由民権論を連想させるのではないかと恐れて、これを削除したのであろう。

⑪ 「立憲政体ノ下ニ立ツ」(21行目) ↓ 削除(朱)

・ この削除の理由として、①勅語と憲法・政治を分けようとしたから、②「立憲政体」を重視していなかったから、という二つが考えられる。削除の仕方を見ると、墨で傍点を付けられてから朱で消されており、熟考した跡が見られる。もし「立憲政体」を重視していなければ、熟考することはなかったであろう。つまり、②の理由ではない。

その一方で、芳川は明治二三年一〇月二二日付の井上毅宛書簡で、教育勅語の下賜方法は「政治的之方法ヲ脱シ」、「師範学校へ御臨幸之序、偶然御下賜相成候より他ニハ良法ハ有之間布ト致確信」と述べており<sup>\*39</sup>、その後、宮中での下賜が決まっただけから、高等師範学校での下賜(政令や勅令の場合とは異なる方法での下賜)を山県と共に再度上奏している<sup>\*40</sup>。それゆえ、芳川は①の理由から、「立憲政体ノ下ニ立ツ」という言葉を削除したと考えられる。

⑫ 「人民」(22行目) ↓ 「良民」(朱)

⑬ 「対立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ」（23行目）↓「対峙ノ今日ニ在テハ」（朱）

・諸外国を必要以上に刺激しないように、「対立」という動的な表現をやめて、もう少し静的な表現である「対峙」に改めたと思われる。また、天皇の言葉が戦争を引き起こすようなことがあつてはならないと考えたのであろう。

⑭ 「己」（27行目）↓「身」（朱）

※ 「国ノ強弱ハ国民ノ品行ニ係ルヲ以テ」（23行目）に修正はないが、墨の「」でくくられた、「我国固有尚武ノ氣象ヲ養成スル云々」という注記がある。

・注記があるということは、その箇所——「国ノ強弱」——への関心が強いということである。この背景には、前節で述べたように、甲申事変やカナダ太平洋鉄道の開通など、国際環境の変化があると見られる。

芳川（と文部省関係者）による修正後の中村草案三は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、……は朱で修正を加えられた部分を示す。

### 【中村草案三】

忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ナリ<sup>①</sup>皇国ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレバ万世一系ノ

帝室ニ対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スベキ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧ザル<sup>②</sup>コトヲ務ムベシ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ故ニ臣子ニシテ君父ニ対シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ道ル可ラズ又忠孝ヲ尽ス時ハ

自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ来ルモノゾ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非ザレトモ其美名ハ万世ノ

後マデモ伝ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ其余慶ヲ受クベキナリ<sup>④</sup>

敬神ノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々顕ハレ出ヅ斯

心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本ニシテ教育ノ根元ナリ<sup>⑥</sup>



10

深夜暗室ノ中ニ生ズル一念ハ其善其惡天地神明ノ昭臨スル所ニシテ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ發覺シ掩ヘトモ掩ハレズ  
 隠セトモ隠サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ応シ影ノ形ニ従フガ如ク天人一致内外洞徹頭微間ナキナリ之ヲ知ラバ人々  
 争デカ其独ヲ慎マデハアルベキ

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ敬セ<sup>⑧</sup>ニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清  
 淨ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキゾ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ  
 忠孝ニアラザレバ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ  
 国ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝国ヲ愛護シ帝室  
 ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ

⑩ 独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁榮ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我国ノ富強ヲ望ムベ  
 シ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪ヘ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タ  
 ルモノ、任ナリト知レ

20

⑪ 今日皇国ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナ  
 ル良民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

25

⑬ 国ノ強弱ハ国民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対峙ノ今日ニ在テハ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛  
 ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ修メテ尊フベキ  
 人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ詐ヲ恥ヂザルノ萌モアラ  
 バ其禍ハ忽ニ我国ヲシテ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ⑩ 独立ノ良民トナルコトモ亦難カルベシ朕  
 カ臣子タランモノハ深く畏レ痛ク誠メ身ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ

## 中村草案四

中村草案三の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*41</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号3であり、これを「中村草案四」とする。草案四は文部省の一〇行野紙七頁に墨の「浄書字体をもって」書かれ<sup>\*42</sup>、部分的に朱で修正を加えられ、上欄外に朱で注を書かれている。

草案四の本文は修正後の草案三と異なっており、その上から朱で修正を加えられている。すなわち、草案四では、本文を書く際の修正と朱での修正の、二段階の修正がなされている。海後は、この本文を書く際に修正した人物については明記していないが、朱で修正を加えた人物については、その修正された字句から、「芳川文相又は他の関係者」と見ている<sup>\*43</sup>。

しかし、本節では、二段階の修正はすべて、中村の意見に基づいてなされたと考える。まず、草案四の本文を書く際の修正についてであるが、これから考察するように、その本文は修正後の草案三から大きく改められている。そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている中村以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。また、その修正の中には、和より個人を重視する西洋の思想が見られるものもある。そのため、草案四の本文は、もともとの起草者であり、西洋のことに詳しい中村の意見に基づいて書かれたと見られる。ただし、実際に本文を書いた人物は別人であるかもしれない。

中村草案三から草案四への一回目の修正点は次の通りである。これらは、中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）が草案四を書く際に改めた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「道ハ人倫ノ大本ナリ」（1行目）↓「二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ」
- ② 「皆是レ朕ガ臣子」（1行目）↓「朕力恵愛スル所ノ臣民」
- ③ 「帝室」（2行目）の前で改行しなかった。
- ④ 「対シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其尽スベキ」（2行目）↓「対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ」
- ⑤ 「愧ザルコトヲ務ムベシ」（2行目）↓「愧サルヲ務ムベキナリ」

- ⑥ 「故ニ臣子ニシテ君父ニ対シテ」(3行目) ↓ 「臣子ニシテ若シ君父ニ対シ」
- ⑦ 「獲テ道ル可ラズ」(3行目) ↓ 「得テ逃ルベカラズサレバ」
- ⑧ 「時ハ自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ来ルモノゾ」(3～4行目) ↓ 「トキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ」
- ⑨ 「為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非ザレトモ其美名ハ万世ノ後マデモ伝ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ」(4～5行目) ↓ 「タメニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チズ後世子孫必ラズ」
- ⑩ 「性ニ」(6行目) ↓ 「性ヨリ」
- ⑪ 「如シ」(6行目) ↓ 「如ク」
- ⑫ 「斯心君父ニ対シテ発スレバ忠孝トナリ他人ニ対シテ発スレ」(6～7行目) ↓ 「斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘ」
- ⑬ 「本ニシテ」(7行目) ↓ 「本源ナリ」
- ⑭ 「其善其悪天地神明ノ昭臨スル所ニシテ自ラ」(8行目) ↓ 「ソノ善ソノ悪皆天地神明ノ昭監スル所ニシテ」
- ⑮ 「面前ニ発覚シ掩ヘトモ掩ハレズ隠セトモ隠サレズ其感応ノ捷ナルハ声ノ響ニ応シ影ノ形ニ従フガ如ク」(8～9行目) ↓ 「前ニ発現シテ掩フベカラズ」
- ⑯ 「間ナキナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其独ヲ慎マデハアルベキ」(9～10行目) ↓ 「間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レザルヘケンヤ」
- ⑰ 「吾心」(11行目) ↓ 「吾ガ心」
- ⑱ 「者ナリ天ヲ畏レ」(11行目) ↓ 「ナリ天ヲ敬シ」
- ⑲ 「我心ヲ清浄ニシテ誠実ナルヲ旨トセヨ我心清浄ナラズ誠実ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フトモ天意ニハ叶フマジキゾ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ対シテ真ノ忠孝ニアラザレバ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真ノ信義トモ」(11～13行目) ↓ 「吾ガ心ヲ清浄純正ニセザルヘカラズ苟モ吾ガ心清浄純正ナラザルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天

意ニ協ハズ君父ニ対シテ忠孝トナラズ世間ニ向ヒ仁愛トナラズ信義ト」

⑳ 「為メ」(14行目) ↓ 「タメ」

㉑ 「何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ」(15行目) ↓ 削除

㉒ 「独立ノ良民トナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁栄ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我国ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪ヘ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レ」(17、19行目) ↓ 削除

㉓ 「益々」(20行目) ↓ 削除

㉔ 「良民」(21行目) ↓ 「人民」

㉕ 「親ミ敬ハ」(21行目) ↓ 「望ンデ畏レ敬セ」

㉖ 「期スベシ」(21行目) の後で改行して、「独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ビ以テ一身一家及び社会ノ福祉ヲ造ルベシコレ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌベカラズ」を加えた。

㉗ 「国民ノ品行ニ係ルヲ以テ万国対峙ノ今日ニ在テハ神ヲ敬ヒ君父ニ対シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ」(22、23行目) ↓ 「人民ノ品行ニ係ルコトナレバ今日万国対峙ノ世ニ在テハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンジ」

㉘ 「一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ」(23行目) ↓ 削除

・この修正には、和より個人を重視する西洋の思想が見られる。それに対して、第二章で考察するように、井上草案では草案一から完成形の草案二〇まで、「夫婦の和」と「兄弟の友」が一貫して説かれている。「父母への孝」は中村草案と井上草案に共通して説かれているが、一家の和が国家の和の元であるという考え方や、「和を以て貴しとなす」という考え方は、この修正によって中村草案からなくなったと言える。

㉙ 「品行ヲ修メテ尊フベキ人タランコトヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立身報国ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ好ミ

## 【一回目の修正後の中村草案四】

中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）による一回目の修正後の中村草案四は次の通りである。傍線のは書き改められた部分を示す。

詐ヲ恥ヂザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我国ヲシテ衰弱ナラシメ万国ニ対立スルコト能ハザル而已カハ独立ノ良民トナルコトモ亦難カルベシ朕カ臣子タランモノハ深ク畏レ痛ク誠メ身ヲ修メテ以テ天意ニ叶フコトヲ務メヨ」（23～26行目）↓「尊貴ナル品行ヲ植立スルヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメザルコトヲ務ムベシ然ラザレバ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルベシ深ク畏レ痛ク誠メサルベケンヤ」

・⑳の修正について、稲田は、「万国対峙の状況下において自国が強者の餌とならぬよう人民各自の努力を強調したのである」と指摘している。<sup>44</sup>この背景には、「中村草案三」の考察で述べたように、国際環境の変化があると見られる。

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ朕カ<sup>①</sup>惠愛スル所ノ臣民ナレバ万世一系ノ<sup>②</sup>帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧サルヲ務ムベキナリ<sup>③</sup>

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ得テ逃ルベカラズサレバ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノタメニ禍害ヲ蒙ルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チズ後世子孫必ラズ其<sup>④</sup>余慶ヲ受クヘキナリ<sup>⑤</sup>

敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ズ恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルガ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レバ愈々顕ハレ出ヅ<sup>⑥</sup>

斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘバ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ<sup>⑦</sup>

深夜暗室ノ中ニ生ズル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ昭監スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フベカラズ天<sup>⑧</sup>

人一致内外洞徹頭微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レザルヘケンヤ<sup>⑬</sup>  
 吾ガ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ヅ吾ガ心ヲ清浄純正ニセザルヘカラズ苟モ吾ガ<sup>⑭</sup>  
 心清浄純正ナラザルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハズ君父ニ対シテ忠孝トナラズ世間ニ向ヒ仁愛トナラズ信義<sup>⑮</sup>  
 トナラザルナリ

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノタメ<sup>⑯</sup>  
 国ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルベカラザル務ナリ故ニ<sup>⑰</sup>苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者  
 ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ<sup>⑱</sup>  
 今日皇国ノ臣民タルモノハ<sup>⑲</sup>忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人<sup>⑳</sup>  
 民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンデ畏レ敬セシムルヲ期スベシ<sup>㉑</sup>  
 独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ビ以テ一身一家及ビ社会ノ福祉ヲ造ルベシコレ即チ人々<sup>㉒</sup>  
 自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌベカラズ

国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレバ今日万国対峙ノ世ニ在テハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンジ勤儉ヲ務メ<sup>㉓</sup>  
 剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡行ノ萌芽ヲ發生セシメザルコトヲ<sup>㉔</sup>  
 務ムベシ然ラザレバ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコ  
 ト能ハサルベシ深ク畏レ痛ク誠メサルベケンヤ

右の形になった草案四に、朱で修正が加えられており、海後は、「草案四の（朱での―引用者注）修正は極めて限られた  
 ものであり、以前の草案にあった字句にもどしているところから、文部省内においてこの草案に手をふれていた芳川文相又  
 は他の関係者による修文」であると見ている<sup>\*45</sup>。確かに、字句については、一度別の言葉に変えた所を、朱で元の言葉やそ  
 れに似た言葉に直している所がある。

しかし、上欄外に朱で、「罪ヲ天ニ得ルノ天及天心ノ天ハ上ノ又ヨリ見ルトキハ罪ヲ君父ニ得ルトナリ君父ノ心ニ合フトナルノ嫌アラン」、すなわち、君父より天が上に位置しているという趣旨の注記があり、ここに西洋の思想が見られる。そのため、草案四における朱での修正は、本文を書く際の修正と同じく、もともとの起草者であり、西洋のことに詳しい中村の意見に基づいて書かれたと見られる。ただし、実際に朱書きをした人物は別人であるかもしれない。

中村（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）は一回目の修正後の中村草案四に、さらに次のように朱で修正を加えた。

- ① 「朕カ恵愛スル所ノ臣民ナレバ」(1行目) ↓削除
- ② 「愧サル」(2行目) ↓「愧チサルコト」
- ③ 「タメ」(4行目と13行目と14行目に一つずつ) ↓「為メ」
- ④ 「必ラズ」(5行目) ↓「必ス」
- ⑤ 「敬神」(6行目)の前に、「敬天」を加えた。
  - ・ 草案二における修正と同様に、「天」と「神」の両方を掲げて、神をより尊重する形に改めた。草案四の一回目の修正に続き、ここにも西洋の思想が見られる。
- ⑥ 「昭監」(8行目) ↓「照臨」
  - ・ 「昭監」という言葉は一般的に使われていないため、神仏が人々を見守るといった意味の言葉に改めたのであろう。
- ⑦ 「故ニ」(14行目)の後に、「何ノ教規ニ服スルヲ問ハス」を加えた。
- ⑧ 「敬セシムル」(17行目) ↓「敬セシムルコト」
- ⑨ 「国タル」(18行目) ↓「国タルコト」
- ⑩ 「コレ」(18行目) ↓「是レ」
- ⑪ 「在」(20行目) ↓「在リ」

⑫ 「植立スル」(21行目) ↓ 「植立スルコト」

※ 「罪ヲ天ニ得テ」(3行目) に修正はないが、「罪ヲ天ニ得ルノ天及天心ノ天ハ上ノ又ヨリ見ルトキハ罪ヲ君父ニ得ルトナリ君父ノ心ニ合フトナルノ嫌アラン」と注記がある。

・ 中村は、君父より天が上に位置していると言いたい。ここにも西洋の思想が見られる。

さらに、濁点のあった本文から、朱で濁点をすべて消した。改まった文書には濁点を付けないようにしていたのであろうか、明治二三年九月の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」という閣議要請文書にも、同年一〇月に完成した教育勅語にも濁点はない。濁点を消すことよって、より改まった文章にしたと見られる。

中村(の意見に基づいて、実際には文部省関係者か)による二回目修正後の中村草案四は次の通りである。傍線の……は朱で修正を加えられた部分を示す。

#### 【二回目の修正後の中村草案四】

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ<sup>①</sup>万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧<sup>②</sup>チサルコトヲ務ムヘキナリ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為<sup>③</sup>メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス<sup>④</sup>其<sup>④</sup>余慶ヲ受クヘキナリ

5

敬<sup>⑤</sup>天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々顕ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨<sup>⑥</sup>スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ発現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ



10

吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清淨純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清淨純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ<sup>③</sup>國ノ為メ<sup>③</sup>禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇國ノ臣民タルモノハ忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳並ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ<sup>⑧</sup>

獨立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ國タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ<sup>⑩</sup>即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

20

國ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンシ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ國ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ獨立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ

## 中村草案五

中村草案四の浄書と見られている草案は二編ある<sup>\*46</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号6を「中村草案五―一」、同文書の資料番号7を「中村草案五―二」とする。この二編は、文部省の一〇行罫紙七頁に墨で同じ文章を書かれており、上奏のためのものであると見られている<sup>\*47</sup>。

草案五―一は、右上欄外の「乙案」という朱書きが墨で消され、その右側に墨で「第二」と書かれている。この「乙案」

「第二」の文字は、井上草案五―一の「甲案」、中村草案七の「第一案」、井上草案五―二の「第三」に対応すると見られている。<sup>\*48</sup> 稲田は「第一案」「第二」「第三」について、「芳川が恐らく単に整理のためにかように名づけたものらしく、それ以上の意味はなかったのではないか」と推測している。<sup>\*49</sup>

草案五―二は、右上欄外に朱で「此案廃棄単ニ御参考ニ供ス」と書かれている。

海後は「乙案」を、「用紙や浄書されてある形式からみて『甲案』と記した井上草案の一つ（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）と共に、天皇の内覧に供したものと推測している。<sup>\*50</sup> そして、稲田も草案五の「浄書された勅語案の体裁や書き入れなど」から、「甲案」は上奏用、「乙案」は参考用のものであった、と次のように見ている。

浄書された勅語案の体裁や書き入れなどについて検討すると、芳川文部大臣は一旦は井上・元田の前掲の案（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）を甲案とし、中村の前掲の案（本論文での「中村草案五―一」のこと―引用者注）を乙案として、両者を天皇に上奏しようとしたらしい。しかし、芳川は山県総理大臣と恐らく協議の上、結局甲案だけを天皇に上奏することにした。そこで、乙案は当然廃棄されたが「単ニ御参考ニ供ス」とあるから、なお参考までに天皇の内覧に供したのであった。<sup>\*51</sup>

すなわち、海後も稲田も、「甲案」と「乙案」は同時に天皇に示されたと捉えている。

しかし、天皇の内覧・上奏のための用紙や浄書形式というものは、同じ省から出されるものであれば、だいたいどれもいつも同じなのではないだろうか。つまり、この二案は別々に上奏され、その後「甲案」「乙案」の文字が書かれたとも考えられる。採用された草案に「甲」、廃棄された草案に「乙」と付けられているのは、偶然であろうか。

草案五の二編は同文であるが、上奏された正本と見られている草案五―一の方が<sup>\*52</sup>、草案五―二より重要であると思われる。そのため、ここでは中村草案四から草案五―一への修正として整理しておきたい。上奏草案におけるこの一か所の修正

は、中村か芳川の意見に基づいていると思われる。

①「並ヒ」（16行目）↓「并ヒ」

中村か芳川（の意見に基づいて、実際には文部省関係者か）による修正後の中村草案五―一は次の通りである。傍線の―は書き改められた部分を示す。

【中村草案五―一】

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ

5  
父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ

10  
敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々顕ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ  
深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ発現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ  
吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清浄純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清浄純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ  
国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室

ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇国ノ臣民タルモノハ忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳并ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ  
 独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重ンシ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深く畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ

## 中村草案六

中村草案五―二に「此案廃棄」と書かれていたが、それにもかかわらず、草案五の次に書かれたと見られている文書が二編（所蔵を確認できたものは一編）ある<sup>\*53</sup>。本論文では、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「一」（右上欄外に黒の細ペンで「一」と書かれている）を「中村草案六―一」<sup>\*54</sup>、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』の図版二三（原史料の現在の所蔵場所は不明）を「中村草案六―二」とする<sup>\*55</sup>。

右の「徳教資料」には、「教育勅語関係文部省所蔵文書 且ツテ文部省ニ蔵サル現在ハ写シノミ残 コノ写ハ吉田熊次筆写ニヨル」と書かれている<sup>\*56</sup>。海後は草案六について、「この原本は現存していないで、原本の写本（吉田熊次による写本のこと―引用者注）を更に写しとった資料（本論文での「中村草案六―一」のこと―引用者注）が存在しているに過ぎない」と述べている<sup>\*57</sup>（ということとは、草案六―二は、海後が草案六―一を写したものであろうか）。つまり、草案六は二編とも原

本ではなく、それらの筆跡は異なっている。

草案六一は一、二行罫紙六頁に墨で書かれ、部分的に朱で修正を加えられ、右欄外に朱で「(德育の主旨)」中村正直案」と書かれている。草案六一も同様であるが、白黒図版のため、色は不明である。

海後は、草案六の原本では、芳川が本文も朱文字も(欄外の文字もか)書いていたと見ている。海後は草案六の原本を、「芳川文相が井上書簡をみて、自から筆をとって」、「自分の見解によって修正を加えたならば、如何なる形になるかを、自から試みた」ものと推定し、次のように述べている。

この修正草案(本論文での「中村草案六」の原本のこと―引用者注)は芳川文相が(明治二三年六月二〇日付と同月二五日付の山県宛―引用者注)井上書簡をみて、自から筆をとって、文部省完成文(本論文での「中村草案五」と同じ内容の文章のこと―引用者注)に修正削除を加えたものと推定する。井上毅の書簡(右の二通の書簡の写しのこと―引用者注)は今日芳川文書の中に勅語諸草案と共に保存されていることから考えて<sup>\*58</sup>、芳川文相は勿論これを山県総理から受けとり、自分の見解によって修正を加えたならば、如何なる形になるかを、自から試みたとみななければならない。芳川文相としては、これをもって中村草案を勅語の一つの草案として更に成文化する意図をもっていたとも推測されるのである<sup>\*59</sup>。

しかし、本節では、草案六の原本では、中村が右欄外の「(德育の主旨)」中村正直案」の文字も、本文も朱文字も書いていたと考える。『芳川顕正関係文書』の中にある、「勅語衍義序文稿」(資料番号29)には「中村敬宇先生書」と書かれた付箋、「井上・元田教育勅語草案 其ノ一」(資料番号8)には「朱書ハ元田永孚先生之意見」と書かれた付箋、「井上・元田教育勅語草案 其ノ二」(資料番号9)には「此朱書ハ島田重礼氏ナラン」と書かれた付箋が貼られている。つまり、もし芳川が草案六を書いたのであれば、「中村正直案」ではなく、「中村正直先生案」や「中村正直氏案」と書かれているは

ずであるし、『芳川顕正関係文書』の中に草案六の原本や写しが残されていると思われる。また、同じ理由から、他の文部省関係者が草案六を書いたとも思えない。大臣の芳川が中村に対して敬称を付けていたのであれば、他の文部省関係者も彼に敬称を付けていたであろう。それゆえ、草案六の原本では、中村本人が欄外の文字も本文も朱文字も書いていたと思われる。

また、海後は、中村草案六―二の「(徳育の大意) 中村正直案」という文字について、「原本が存在しないためにこの筆蹟の字体を明らかにすることはできないが、他の中村草案に記されている文字、特に草案八(本論文での「中村草案七」のこと―引用者注)の字体などと関係をつけてみて、これは芳川顕正が覚えのために書き入れたもの」、「芳川が特に徳育の大意であると記して、中村草案の性格を明らかにしたもの」と推定している<sup>\*60</sup>。そして、海後は、芳川も中村も勅語草案ではなく、「徳育の根本となる箴言をつくるという方針で成文していた」と推測し<sup>\*61</sup>、次のように述べている。

この文字によって、中村正直の草案は、徳育の大意としてまとめられたものであって、勅語文体となっていないのは当然であるということが、ここから推察できる。これは芳川文相が親任式の際に受けた天皇の言葉が箴言を編ずるようなということであって、勅語の文を求められたのではないということによると考えられる。この点については初めは勅語文起草ということに着手されたのではなかったということとも照合している。中村正直は徳育の大意を書きあげたのであって、勅語草案ではなかったということはこの草案七(本論文での「中村草案六―二」のこと―引用者注)の書き入れが明らかにしている<sup>\*62</sup>。

しかし、一〇〇―一三行罫紙で五〇七頁の草案を書いている中村が、「箴言」(主に短い教訓のこと)を書いていたとは思えない。また、「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、芳川をはじめ関係者らは、「箴言」と「勅語」を区別していなかった。中村だけが両者を区別していたというのは不自然である。それゆえ、中村は箴言ではなく、勅語草案を書いていた

と考えられる。

なお、草案六―二については、現在の所蔵を確認できなかつたため、これ以上触れないことにする。

中村に修正を指示した人物は芳川であろう。「中村草案五」の考察で述べたように、中村草案五―一が廃棄され、井上草案五―一が採用されたと見られている。「廃棄」とされた草案の修正を続けさせることができる立場にあった文部省関係者は、彼しかいないと思われる。

まず、草案五―一から草案六―一への修正点を見ていく。(書き改め)は(原本では中村が)草案六―一を書く際に改めた部分、(朱)は朱で修正を加えた部分である。ひらがな・カタカナ変換のみの修正を除く。

① 「者」(1行目) ↓ 「モノ」(朱)

・ 漢字をカタカナにして文章を易しくした。

② 「帝室」(1行目) の前で改行した(朱)。

・ 皇室をさらに立てたのであろう。

③ 「常ニ忠順ノ」(1行目) ↓ 「忠愛の」(朱)

・ 「皇室に対して常に心から従う」という意味から、「皇室を心から愛する」という意味に改めた。中村は皇室に対する国民の気持ちをより重視したと見られる。

④ 「愧チサルコト」(2行目) ↓ 「愧サル」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑤ 「不幸ニシテ」(4行目) ↓ 削除(朱)

・ 「不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ」では、忠孝のために害を被ることは不幸なことである、という意味になると考えたため、「不幸ニシテ」を消したのであろう。中村は自分を犠牲にしても忠孝を尽くすことを、より強く国民に説こうとした。

⑥ 「蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト」(4行目) ↓ 「蒙むるときは美名」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑦ 「伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ」(5行目) ↓ 「万方ニ伝ハリ朽チざるべし、」(書き改めと朱)

・ 「忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙」むった際の「美名」、すなわち、忠孝のために犠牲になることの名譽を強調し、文章を簡潔にした。

⑧ 「敬天」(6行目) ↓ 削除(朱)

⑨ 「斯ノ心」(7行目) ↓ 「この敬神の心より」(朱)

・ 指示語を明確にして文章をわかりやすくしたのである。

⑩ 「本源ナリ教育ノ根元ナリ」(7行目) ↓ 「源ナリ、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑪ 「深夜暗室」(8行目) の前で改行しなかった。

⑫ 「影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ」(9行目) ↓ 「影響ヨリ捷ナリ、慎み畏れざるへけんや、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑬ 「通スル」(10行目) の後に、「もの」を加えた(朱)。

⑭ 「吾カ」(10行目の二つ目) ↓ 「吾」(朱)

⑮ 「苟モ吾カ心清浄純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ 善ヲ好ミ悪ヲ悪ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲悪ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服ス



ルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ」(10～15行目) ↓ 削除  
(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑩ 「今日」(16行目)の前に、「立憲政体の下に立つ」を加えた(朱)。

・ 「立憲政体の下に立つ」という言葉は芳川によって、草案二から草案三への修正(⑩)で熟考の末に削除されたものである。草案六―一では、次の「今日皇国ノ臣民タルモノ」に朱で傍点が付けられている。中村は、憲法の施行が近い中で、この言葉は「今日」の臣民に、やはり必要であると考えたのであろう。

⑪ 「臣民タルモノハ」(16行目)の後に、「益々」を加えた(朱)。

・ 「忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺」することを強調した。

⑫ 「拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス」(16行目) ↓ 「拳々服膺すへきは勿論なり、」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑬ 「完全」(16行目) ↓ 「完善」(朱)

⑭ 「望ンテ畏レ敬セシムルコト」(17行目) ↓ 「望テ畏れしむる」(朱)

・ 文章を簡潔にした。

⑮ 「独立」(18行目) ↓ 「自治」(朱)

・ 「自治」という言葉は芳川によって、草案二から草案三への修正(⑩)で削除され、本文からなくなっていたものである。学者である中村は、藩閥政府に直接関係していなかったため、「自治」と自由民権論をくっつけて考えず、単に「独立」より「自治」の方が国民になじみやすいと考えたのであろう。

⑯ 「期シ」(18行目)の後に、「各自其本分たる職業を勉め」を加えた(朱)。

・ 日本が「富強ノ国」になるためには、国民一人一人が仕事に励むことが必要であると考えたのであろう。

②③ 「是レ」(18行目) ↓ 「これ」(朱)

・漢字をひらがなににして文章を易しくした。

②④ 「決シテ」(19行目) ↓ 削除(朱)

・文章を簡潔にした。

②⑤ 「対峙ノ」(20行目) ↓ 「林立し、優勝劣敗の」(朱)

・「対峙」という言葉は芳川によって、草案二から草案三への修正(⑬)で「対立」から改められたものであるが、諸外国をできるだけ刺激しないように、「対峙」よりもっと穏和な表現である「林立」に改められたと思われる。

②⑥ 「忠信」(20行目) ↓ 「忠臣」(書き改め)

②⑦ 「悪行ノ萌芽ヲ発生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ」(21～23行目) ↓ 「悪行を以て深く戒と為すべし、是皆国をして衰弱ならしむるものなり、」(朱)

・文章を簡潔にした。

さらに、句読点のなかった本文に、朱で読点を付けた。

・文章を細かく区切って、推敲しやすくしたのであろう。

海後は⑮と⑳の修正、すなわち、「勸善懲悪の理」の削除と、文章の簡明化について、「それらの諸点が井上毅が山県総理宛に書いた六月二十日付の書簡において指摘して、文部省立案を批判した条項によつたと推測されるに十分なものがある」と述べているが<sup>\*63</sup>、他の修正点への井上書簡の影響については触れていない。

そこで、井上書簡の内容と、それを受けてなされたと思われる修正点(↓以下。丸数字は右の草案六―一における修正番号に対応する)を整理すると、次の通りである。

明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡<sup>\*64</sup>

「第二此勅語ニハ敬レ天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」

↓「敬天」や「天意」を削除した。|| ⑧ ⑮の修正

「第六消極的ノ砭シレ愚戒レ悪之語ヲ用ウヘカラズ君主ノ訓戒ハ汪々トシテ大海ノ水ノ如クナルヘク浅薄曲悉ナルヘカラズ」

↓「不幸ニシテ」を削除した。|| ⑤の修正

「文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ズ如是勅語ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ感激スル者少カルヘシ」

↓「宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義」にならないように、

- ・ 文章を簡潔にした。|| ④ ⑥ ⑦ ⑩ ⑫ ⑮ ⑱ ⑳ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔ ㉔の修正
- ・ 漢字をひらがな・カタカナにして文章を易しくした。|| ① ㉓の修正
- ・ 指示語を明確にして文章をわかりやすくした。|| ⑨の修正

六月二五日付の山県宛井上書簡<sup>\*65</sup>

「福善禍淫とハ古文尚書の偽作ニ出たる文字なる事ハ清朝学者の証明ニ備ハル……此陳腐之語、一タヒ勅語の中ニ顕レナハ世間ニ一場之宗門の争端ヲ啓クベシ」

↓「善ニ福シ淫ニ禍スル」を削除した。|| ⑮の修正

その一方で、書簡に書かれていたわけではないが、皇室をさらに尊重し、忠君愛国を強調した。|| ② ③ ⑤ ⑦ ⑰の修正

海後は、井上が右の書簡で批判した「文部ノ立案」を、「乙案」より早い段階（草案四以前）の中村草案と見ている。そ

して、海後は、芳川らは右の書簡の内容を、「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）を作成する前から知っていたが、それを無視して草案を上奏した、と次のように述べている。

中村草案は井上法制局長官によって既に批判されて、勅語の体をなさないとされたのである。しかるにここに「乙案」として中村案が浄書されているところを見ると、井上草案とならべて、恐らく併行して文部省内か或は中村との話し合いの下において修正が進められて、この最終文（「乙案」のこと―引用者注）にまで到達し、芳川文相としては、文部省案を断念していなかったであろう。<sup>\*66</sup>

右の六月二〇日付の井上書簡の文頭に、「被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候実ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ候テ兩三日来苦心仕候」とあることから<sup>\*67</sup>、井上草案の初稿は同書簡に添えられていたと見られている<sup>\*68</sup>。そして、その初稿が推敲を重ねられて、「甲案」（本論文での「井上草案五―一」）になったと考えられている<sup>\*69</sup>。つまり、井上書簡（「文部ノ立案」批判）・初稿と「甲案」の間には、推敲のための時間が必要である。

「中村草案五」の考察で述べたように、海後は「用紙や浄書されてある形式からみて」、「甲案」と「乙案」が同時に天皇の内覧に供されたと推測している<sup>\*70</sup>。そうであれば確かに、井上が批判した「文部ノ立案」は、「乙案」より早い段階の中村草案ということになる。

しかし、井上書簡を踏まえた修正は、草案六―一において初めて見られる。また、「中村草案五」の考察で述べたように、「甲案」と「乙案」が同時に天皇に示されたとは言い切れない。すなわち、「乙案」は「甲案」より早い時期に上奏され、井上が批判した「文部ノ立案」は「乙案」であるとも考えられる。そのため、本節では、「文部ノ立案」は遅くとも中村草案五の段階のものであった、と見ておきたい。

草案六―一から、芳川が中村草案をどうしても残そうとしていたことがわかる。なぜなら、彼は「廃棄」とされた草案の

修正を中村に、単に続けさせたのではなく、上奏対決で負けた相手である井上からの批判を踏まえた形になるように、修正を続けさせたからである。芳川は井上に中村草案を認めてもらうため、すなわち、勝ちを譲ってもらうために、そのように修正を続けさせたとと思われる。芳川は単に今までの努力を無駄にしたくないというのではなく、天皇から「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」を受けた一臣民として<sup>71</sup>、それをやり遂げようとしたと思われる。また、勅語を起草するという名誉を他人に横取りされたくないという気持ちも、彼にあったのではないだろうか。

(原本では中村による) 修正後の中村草案六一は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、……は朱で修正を加えられた部分を示す。

## 【中村草案六一】

忠孝ノ二者ハ、人倫ノ大本ナリ、殊ニ皇国ニ生ル、モノハ万世一系ノ<sup>①</sup>  
 ② 帝室ニ対シ、忠愛<sup>③</sup>の心ヲ以テ各々ツノ職分ヲ尽シ、自己ノ良心ニ愧サルヲ務ムヘキナリ、  
 父ハ子ノ天ナリ、君ハ臣ノ天ナリ、臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ、罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラス、サレハ又  
 忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ、或ハ<sup>⑤</sup>忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙むるときは美名<sup>⑦</sup>万古に万方ニ伝ハ  
 リ朽チざるべし、

⑧ 敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス、恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク、又木理石紋ノ如ク、愈々刮リ去レハ愈々顕  
 ハレ出ツ、この敬神<sup>⑨</sup>の心より君父ニ対シテハ忠孝トナリ、社会ニ向ヘハ仁愛トナリ、信義トナル、即チ万善ノ源ナリ、  
 ⑪ 深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハ、ソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ、青天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フヘカ  
 ラス、天人一致、内外洞徹、顕微間ナシ、神人ノ間感応影響<sup>⑫</sup>ヨリ捷ナリ、慎み畏れざるへけんや、  
 吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルものナリ、天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾心ヲ清浄純正ニセサルヘカラス、<sup>⑬</sup>  
 立憲政体<sup>⑭</sup>の下に立つ今日皇国ノ臣民タルモノハ益々忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺<sup>⑮</sup>すへきは勿論なり、智徳并ヒ長シ品行完善<sup>⑯</sup>

10

5

ナル人民トナリ、国ノ品位ヲ上進セシメ、外人ヲシテ望テ畏れしむるヲ期スヘシ<sup>21</sup>  
自治ノ良民トナリ、団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ、各自其本分たる職業を勉め艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ<sup>22</sup>  
社会ノ福祉ヲ造ルヘシ、コレ即チ人々自己ノ任ナリ、<sup>23</sup> 他人ニ委ヌヘカラス、<sup>24</sup>  
15 国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ、今日万国林立し、優勝劣敗の世ニ在リテハ、人民各自ニ忠臣ヲ主トシ、礼義<sup>25</sup>  
ヲ重シシ、勤儉ヲ務メ、剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ、尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス、而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡<sup>26</sup>  
行を以テ深く戒と為すべし、是皆国をして衰弱ならしむるものなり、<sup>27</sup>

## 中村草案七

中村草案六の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*72</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号1であり、これを「中村草案七」とする。草案七は一〇行罫紙六頁に墨で、変体仮名交じりで書かれ、部分的に朱で修正を加えられている。海後は草案七について、「芳川文相が自からの考えで、井上書簡による批判をうけて書き改めたものとみて誤りないであろう」と述べている<sup>\*73</sup>。草案七の筆跡は、芳川の自筆と思われる、『芳川顕正関係文書』の中のいくつかの史料に付けられている付箋の文字と<sup>\*74</sup>、同じであると見られる。そのため、本節でも、芳川が草案七を書いたと考える。

この草案の右上欄外に墨で「第一案」と書かれており、この文字は中村草案五―一の「第二」、井上草案五―二の「第三」に対応すると見られている<sup>\*75</sup>。

中村草案六―一から草案七への修正点は次の通りである。これらは、芳川が草案七を書く際に改めた部分である。ひらがな・カタカナ変換のみ、読点・濁点のみの修正を除く。

- ① 右欄外に書かれていた「德育の主旨」を題にした。
- ② 「モノ」(1行目) ↓ 「者」
- ③ 「為メニ禍害ヲ蒙むる」(4行目) ↓ 「為に禍害を蒙る」

④ 「万方ニ」(4行目) ↓削除

⑤ 「深夜暗室」(8行目) の前で改行した。

⑥ 「捷」(9行目) ↓「捷ヤカ」

⑦ 「吾」(10行目の二つ目) ↓「吾か」

⑧ 「并ヒ」(11行目) ↓「並び」

⑨ 「望テ」(12行目) ↓「望んで」

⑩ 「コト」(13行目と16行目に一つずつ) ↓削除

⑪ 「委ヌヘカラス、」(14行目) の後で改行して、「神儒仏の三道ハ、勸善懲悪の主意に本づかさるハ無し、外教と雖とも、その要こゝに帰す、故に何の教道を信するを問はず、苟も帝国に忠順を誓ふ者ハ、皆皇国の善良なる臣民なり、」を加えた。

・ 稲田によれば、「外教」とはキリスト教のことである。<sup>\*76</sup>

・ この修正は井上からの、「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語気アルヘカラズ」(明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡) という批判を踏まえたものであると見られている。<sup>\*77</sup>

⑫ 「コト」(15行目) ↓「事」

⑬ 「忠臣」(15行目) ↓「忠信」

⑭ 「深く戒と為すべし、是」(17行目) ↓「深戒となすべし、是れ」

さらに、読点と濁点の位置を改めた。

芳川による修正後の中村草案七は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分を示す。

### 【中村草案七】

徳育の大旨<sup>①</sup>

忠孝の二者ハ、人倫の大本なり、殊に皇国に生るゝ者ハ、万世一系の<sup>②</sup>

帝室に對し、忠愛の心を以て、各々その職分を尽し、自己の良心に愧ざるを務むべきなり、

父ハ、子の天なり、君ハ、臣の天なり、臣子にして、若し君父に對し、不忠不孝なれば、罪を天に得て逃るへからず、されハ、又忠孝を尽すときハ、自ら天心に合ひ福祉を得るの道なり、或ハ忠孝の爲に禍害を蒙るときハ、美名万古に<sup>③</sup>伝ハリ朽ちさるへし

敬神の心ハ、人々固有の性より生ず、恰も耳目の官に視聽の性あるか如く、又木理石紋の如く、愈々刮り去れハ愈々顕ハれ出づ、この敬神の心より、君父に對してハ、忠孝となり、社会に向へハ仁愛となり、信義となる、即ち万善の源なり、

⑤ 深夜暗室の中に生する一念ハ、その善、その惡、皆天地神明の照臨する所にして、青天白日公衆の前に発現して掩ふへからず、天人一致、内外洞徹、顕微間なし、神人の間、感応影響より捷ヤカなり、慎み畏れざるべけんや  
吾が心ハ、神の舍する所にして、天と通ずるものなり、天を敬し、神を敬せんにハ、先づ吾か心<sup>⑦</sup>を、清淨純正にせざるへからず

15 立憲政体の下に立つ今日皇国の臣民たるものハ、益々忠君愛国の義を拳々服膺すべきハ、勿論なり、智徳並び長じ、品行完善なる人民となり、国の品位を上進せしめ、外人をして望んで<sup>⑨</sup>恐れしむるを期すべし

自治の良民となり、団体上より富強の国たる<sup>⑩</sup>を期し、各自其本分たる職業を勉め、艱難辛苦を忍び、以て一身一家及び社会の福祉を造るべし、これ即ち人々自己の任なり、他人に委ぬべからず

⑪ 神儒仏の三道ハ、勸善懲惡の主意に本づかさるハ無し、外教と雖とも、その要こゝに帰す、故に何の教道を信するを問はず、苟も帝国に忠順を誓ふ者ハ、皆皇国の善良なる臣民なり、

20 国の強弱ハ、人民の品行に係る事なれば、今日万国林立し、優勝劣敗の世に在りてハ、人民、各自に忠信<sup>⑬</sup>を主とし、礼



義を重んじ、勤儉を務め、剛勇忍耐の気象を養ひ、尊貴なる品行を植立する<sup>⑩</sup>を要す、而して軽薄怠惰、詐偽驕佚等の悪行を以て、深戒となすべし、是れ皆国をして衰弱ならしむるものなり、

中村草案は以上のように、井上からの批判を踏まえて修正され、「徳育の大意」という題も付けられたが、結局、国民に広められることにはならなかった。草案六と七は、芳川が中村草案を残そうとして、井上に妥協しながら中村と修正したものである。そのため、本当の意味での中村草案、すなわち、芳川ら文部省関係者が国民に本当に伝えようとした文章は、上奏された草案五―一であった。草案五―一はこの意味で重要なものであるため、中村草案のまとめとして、ここでその内容を確認しておきたい。草案五―一は九節から成っている。

一 「忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ」

・ 忠と孝は、人倫（人間関係や道徳）の大本である。日本に生まれた者は、帝室に忠順な心を常に持って、各自の行うべきことをしっかりと行い、良心に恥じないようにしなければならない<sup>\*78</sup>。

二 「父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ」

・ 父は子の天であり、君主は臣民の天である。もし臣民が君主に不忠で、子が父に不孝であれば、それは天に対する罪である。忠孝を尽くすことは、幸福を得ることに通じる。その際に禍害を被ることがあっても、その名誉は広く伝わり、後世まで必ずその恩恵を受けるものである。

三 「敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聴ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々顕ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナ

リ

・敬天敬神の心は、人間固有の性質から生じる。これを取り除くことはできない。この心は君父に対しては忠孝となり、社会に向かえば仁愛や信義となる。すなわち、この心はすべての善の本源であり、教育の根元である。

四

「深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ悪皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹顕微間ナシ神人ノ間感應影響ヨリモ捷カナリ人々其独ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ」

・天地神明は、人間の考えている善いことも悪いことも、すべてお見通しである。それゆえ、人々は一人でいる時も、慎み深くしていなければならない。

五

「吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清浄純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清浄純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ」

・我々の心は神の宿る所であり、天と通じている。天と神を敬うためには、まず心を清浄純正にしなければならない。清浄純正でない心が、忠孝や仁愛や信義になることはできない。

六

「善ヲ好ミ悪ヲ悪ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲悪ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ」

・人々は勸善懲悪の教えに従い、自分のため、国のために、禍を避け福を求めることを少しの間も怠ってはならない。帝国を愛護し帝室に忠順を誓う者は皆、日本の善良な臣民である。

七

「今日皇国ノ臣民タルモノハ忠君愛国ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳并ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ」

・日本の臣民は、忠君愛国の義や、仁愛信義の道を忘れずに、知識と道徳を磨き、行いの完全な人民となり、国

の品位を上げ、外国人から畏れ敬われるようにならなければならない。

八 「独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス」

・日本が独立した富強の国になるため、人々には困難や苦しみに耐え、自分と家族と社会を幸福にする責任がある。

九 「国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重シ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ」

・国の強弱は、人民の行いと関わりがある。そのため、人民に忠信、礼儀、勤儉、剛勇、忍耐の気性を養わせ、尊い行いを教え込むことが必要である。彼らが輕薄、怠惰、詐偽、驕佚などの悪い行いに手を出さないように、力を尽くさなければならぬ。そうしなければ、国は衰弱し、外国と対峙することも、独立することもできないだろう。このことを人民によく戒めなければならぬ。

したがって、中村草案の特色は、「敬天敬神」を最も重視し、君父より天を上位に置いているところであると言える。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の九つである。

一つ目は、米騒動が教育勅語の成立に与えた影響は、ほとんどなかったと見たことである。

二つ目は、草案一における修正を、中村によるものと断定しなかったことである。

三つ目は、草案一の上欄外の△印は中村、あるいは、この草案を受け取った芳川が、その段落を残すかどうか迷っていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

四つ目は、草案二における修正は、中村が実質的に加えたものであると見たことである。先行研究では、草案二において修正を加えた人物は明記されていない。

五つ目は、草案四における修正も、中村が実質的に加えたものであると見たことである。

六つ目は、草案六の原本では、中村本人が欄外の文字も本文も朱文字も書いていた、と見たことである。

七つ目は、中村は「箴言」ではなく「勅語」として起草していた、と捉えたことである。

八つ目は、「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）は「甲案」（同「井上草案五―一」）より早い時期に上奏されたとも考えられると指摘し、井上が明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡で批判している「文部ノ立案」は<sup>\*79</sup>、遅くとも中村草案五の段階のものであったと見たことである。

九つ目は、草案を廃棄された側の芳川の心情に言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

それから、本節で示した草案における修正点の中で、特に政治に関係しているものは六点あり、これらは次の三つに分けられる。海後と稲田は、これらの修正点があることを示しているが、その背景には触れていない<sup>\*80</sup>。

一つ目は、「自治」についての修正である。

芳川は「自治」という言葉を、草案二から草案三への修正（⑩）で削除し、本文からなくした。「自治」はそれまで、日本が国際社会で自治・独立する、という意味で草案に入っていた。だが、藩閥政府の一員である芳川は、「自治」は国民に、自分たちで国を治めることや自由民権論を連想させるのではないかと恐れて、これを削除したのであろう。

ところが、（原本では）中村がこの言葉を、草案五―一から草案六―一への修正（⑫）で再び本文に入れた。中村はそれまで「独立」と書かれていた所を、「自治」に改めたのである。学者である彼は、藩閥政府に直接関係していなかったため、「自治」と自由民権論をくっつけて考えず、単に「独立」より「自治」の方が国民になじみやすいと考えたのであろう。

二つ目は、「立憲政体ノ下ニ立ツ」についての修正である。

芳川は「立憲政体ノ下ニ立ツ」という言葉を、草案二から草案三への修正（⑪）で熟考の末に削除し、本文からなくした。

これは、芳川が勅語と憲法・政治を分けようとしたためであると考えられる。

ところが、（原本では）中村がこの言葉を、草案五―一から草案六―一への修正（⑰）で再び本文に入れた。中村は、憲法の施行が近い中で、この言葉はやはり必要であると考えたのであろう。

三つ目は、「対立」「対峙」「林立」についての修正である。

まず、芳川が「対立」という言葉を、草案二から草案三への修正（⑬）で「対峙」に改めた。芳川は諸外国を必要以上に刺激しないように、「対立」という動的な表現をやめて、もう少し静的な表現に改めたと思われる。また、彼は、天皇の言葉が戦争を引き起こすようなことがあってはならないと考えたのであろう。

そして、その「対峙」を（原本では）中村が、草案五―一から草案六―一への修正（⑳）で「林立」に改めた。中村は諸外国をできるだけ刺激しないように、「対峙」よりもっと穏和な表現に改めたと思われる。

ここまで、中村ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程を明らかにしてきたが、明治二三年六月になると、元田永孚が「教育大旨」と題して草案を書き始めた。次の節では、元田の基本的な思想について確認してから、元田草案の推敲過程について考察したい。

\*1 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、国民精神文化研究所、一九三九年、四五八頁）。

\*2 吉田熊次筆記「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」（同右、四五三―四五四頁）。

\*3 芳川顕正は、天保一二（一八四二）年一月一〇日生く大正九（一九二〇）年一月一〇日没。明治一五年七月く明治一八年六月、内務少輔兼東京府知事を務め、東京の地区改正や築港に尽力した。明治二三年五月一七日、内務次官から文

- 部大臣に就任し、明治二四年六月一日、宮中顧問官へ転任した（金井之恭他『明治史料頭要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年、二七頁。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は54コマ。日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、一〇六五頁。白井勝美・高村直助・鳥海端・由井正臣編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、二〇〇一年、一一三三頁）。
- \*4 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、一五三頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一七二～一七四頁。
- \*5 この山王茶寮会には、元田永孚（侍講兼枢密顧問官）、佐々木高行（枢密顧問官）、副島種臣（同）、東久世通禧（同）、吉田清成（同）、浅野長勳（貴族院議員）、海江田信義（元老院議員）、谷干城（元学習院長兼華族女学校長）、西村茂樹（宮中顧問官兼華族女学校長）、三浦梧楼（学習院長）が同席していた（津田茂麿『明治聖上と臣高行』自笑会、一九二八年、六八八～六八九頁）。
- \*6 同右、六八七～六九〇頁。
- \*7 前掲『教育勅語成立史の研究』三五頁。
- \*8 梅溪昇『教育勅語成立史——天皇帝国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、七三頁。
- \*9 前掲、芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、四五六頁）。
- \*10 前掲、吉田熊次筆記「教育勅語発布ニ関スル山県有朋談話筆記」（同右、四五四頁）。
- \*11 岩本努『教育勅語の研究』民衆社、二〇〇一年、二五頁。
- \*12 同右、二四頁。
- \*13 同右、二六頁。
- \*14 明治二三年六月二〇日付、同月二五日付の山県宛井上書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院

大学図書館、一九六八年、二三一〜二三三頁）。同年一〇月二二日付、同月二六日付、十一月二日付の元田宛井上書簡

（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇五〜六〇七頁）。

\*15 明治二三年八月二六日付、同月三一日付、九月五日付、一〇月二二日付の井上宛元田書簡（井上毅伝記編纂委員会編

『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二二〇〜二二三頁）。

\*16 明治二三年七月二三日付、九月二三日付、同月二九日付の井上宛山県書簡（同右、二六〇頁）。

\*17 明治二三年一〇月二二日付、同日夜付、同月二三日付、同月二四日付の井上宛芳川書簡（同右、二九三〜二九五頁）。

\*18 前掲『明治聖上と臣高行』七〇六頁。

\*19 前掲『教育勅語成立過程の研究』一七七頁。中村正直は、天保三（一八三二）年五月二六日生〜明治二四（一八九一）

年六月七日没。雅号は、敬宇、無思散人、無思陳人、無所争斎。明治七年一二月二五日、カナダメソジスト教会の宣

教師カックラン（George L Cochran, 一八三四年生〜一九〇一年没）より洗礼を受けた。明治一四年八月一日、東京

大学文学部教授に就任し（明治一九年一月八日まで）、明治一九年二月二六日、元老院議官に就任した（明治二三年一〇

月まで）。明治二一年六月七日、文学博士の学位を授与された（金井之恭他『明治史料顕要職務補任録』下巻、成章堂、

一九〇三年、五五三頁、六〇六頁。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、

参照箇所は292コマ、319コマ。高橋昌郎『中村敬宇』吉川弘文館、一九六六年、二頁、二八七〜二八九頁。前掲

『明治維新人名辞典』七一〇頁。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、三七五頁。カッ

クランについては、日外アソシエーツ編集部編『外国人物レファレンス事典 古代—一九世紀』第一巻、日外アソシエ

ーツ、一九九九年、六〇七頁を参照）。

\*20 前掲『教育勅語成立史の研究』一六五頁、一八三〜一八五頁。海後は、「中村以外に起草者が別にあつたことは推定でき

ない」と述べている（同右、一六五頁）。

- \*21 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』六二頁、六七頁。
- \*22 渡辺幾治郎『明治天皇の聖徳 教育』千倉書房、一九四一年、二八〇頁。
- \*23 西村茂樹は、文政一一年三月一三日生く明治三五年七月（資料によっては八月）一八日没。思想家・教育家。明治一九年二月、宮中顧問官に就任した（明治三三年一月まで）（前掲『明治維新人名辞典』七四五〜七四六頁。朝日新聞社編『朝日 日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年、一二六二頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』三八八〜三八九頁）。
- \*24 川田剛は、文政一三年六月一三日生く明治二九年二月一日（資料によっては二日）没。雅号は、甕江。漢学者。明治二二年一月、諸陵頭に就任した（明治二六年六月まで）（前掲『明治維新人名辞典』三〇八〜三〇九頁。前掲『朝日 日本歴史人物事典』四八六頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』一七三頁）。
- \*25 三島毅は、文政一三年一二月九日生く大正八年五月一二日没。雅号は、中洲。漢学者・法律家。明治二二年三月、大審院検事に就任した（明治二三年一〇月まで）（前掲『明治維新人名辞典』九五頁。前掲『朝日 日本歴史人物事典』一六〇八頁。前掲『日本近現代人物履歴事典』四九三頁）。
- \*26 前掲『教育勅語成立史の研究』一六五頁。
- \*27 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和和教育思想説人物史』第一卷（明治前期篇）、東亜政経社、一九四二年、七四四〜七四五頁。
- \*28 前掲『教育勅語成立史の研究』一六五頁。
- \*29 「勅語衍義序文稿」の筆跡には、「民」の字の五画目が、上の「口」の部分縦に二分するように書かれているという特徴がある。
- \*30 前掲『教育勅語成立史の研究』一六六〜一七一頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一七七〜一七九頁。



- \*31 前掲『教育勅語成立過程の研究』一七七頁。
- \*32 前掲『教育勅語成立史の研究』一七一〜一七三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一七九頁。
- \*33 「井上草案一」でも、削除の箇所が「」でくくられている（本論文第二章第三節を参照）。
- \*34 前掲『教育勅語成立史の研究』一七〇頁。
- \*35 本論文第二章第三〜四節を参照。
- \*36 前掲『教育勅語成立史の研究』一七三〜一七七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一七九〜一八〇頁。
- \*37 前掲『教育勅語成立過程の研究』一八〇頁。
- \*38 本論文第二章第二節の「井上草案四」を参照。
- \*39 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九四頁。教育勅語の下賜方法については、本論文第二章第四節を参照。
- \*40 明治二三年一〇月二四日付の井上宛芳川書簡（同右、二九五頁）。
- \*41 前掲『教育勅語成立史の研究』一七七〜一八〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八〇〜一八一頁。
- \*42 前掲『教育勅語成立史の研究』一七七頁。
- \*43 同右、一八〇頁。
- \*44 前掲『教育勅語成立過程の研究』一八一頁。
- \*45 前掲『教育勅語成立史の研究』一八〇頁。
- \*46 同右、一八〇〜一八三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八一〜一八二頁。
- \*47 海後は中村草案五―一（「乙案」）を、「『甲案』」と記した井上草案の一つと共に、天皇の内覧に供したものと推測し（前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁）、稲田は草案五の二編を、「天皇に奉呈する用意をしたもの」と見ている（前掲『教育勅語成立過程の研究』一八一頁）。

- \*48 前掲『教育勅語成立史の研究』一八〇～一八二頁、二七一頁。
- \*49 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二五頁。
- \*50 前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁。
- \*51 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二五頁。
- \*52 前掲『教育勅語成立史の研究』一八一～一八二頁。
- \*53 同右、一八三～一八八頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』六七～六九頁。
- \*54 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号二、三、五～一〇コマ。
- \*55 前掲『教育勅語成立史の研究』四一七～四二二頁。
- \*56 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号二、三、三コマ。
- \*57 前掲『教育勅語成立史の研究』一八八頁。
- \*58 国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号30～31。
- \*59 前掲『教育勅語成立史の研究』一八七頁。
- \*60 同右、一八三～一八四頁。
- \*61 同右、一八四頁。
- \*62 同右。
- \*63 同右、一八七頁。
- \*64 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三一～二三二頁。漢字の右下に送りがなが小さく付けられている所があるが、原文のままである。

- \*65 同右、二三三頁。
- \*66 前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁。
- \*67 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三一頁。
- \*68 前掲『教育勅語成立史の研究』二五〇頁。
- \*69 同右、二五五〜二七三頁。
- \*70 同右、一八二頁。
- \*71 前掲、芳川顕正「教育勅語御下賜事情」(『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四五六頁)。
- \*72 前掲『教育勅語成立史の研究』一八八〜一九〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八二〜一八四頁。
- \*73 前掲『教育勅語成立史の研究』一九〇頁。
- \*74 前掲『芳川顕正関係文書』の資料番号8、資料番号9、資料番号29など。
- \*75 前掲『教育勅語成立史の研究』一八〇頁、一九〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二五頁。
- \*76 前掲『教育勅語成立過程の研究』一八三頁。
- \*77 前掲『教育勅語成立史の研究』一九〇頁。前掲『井上毅伝』史料篇第二、二二二頁。
- \*78 この「万世一系ノ帝室」という書き方は、大日本帝国憲法の第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」を意識したものであると見られている(前掲『教育勅語成立史の研究』一九三頁)。
- \*79 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二二二頁。
- \*80 前掲『教育勅語成立史の研究』一七五頁、一八五頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八〇〜一八一頁、一八三〜一八四頁。

### 第三節 元田永孚草案の推敲過程

前節では、「德育涵養ノ義ニ付建議」の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程を明らかにした。本節では、元田永孚（侍講兼枢密顧問官）の基本的な思想について確認してから<sup>\*1</sup>、元田による教育勅語草案（「元田草案」）の推敲過程を明らかにし、それによって草案の背景にある彼の考えを従来の研究より明らかにしたい。

なお、元田の基本的な思想については、海後宗臣『元田永孚』（文教書院、一九四二年）、同『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）などに詳しい。

元田の明治一〇年代の記述を整理すると、三つの主張が見えてくる。すなわち、一つ目は「学制」以降の德育状況への批判、二つ目は儒教の重視、三つ目は儒教に基づいた国教の樹立である。

まず、元田は「学制」以降の德育状況を次のように批判している。

・ 輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラス（「教学大旨」明治一二年八月頃）<sup>\*2</sup>

近年、日本は「智識才芸ノミ」を重んじてきたため、今の日本には、善くない行いをしたり、社会秩序を乱したりする者が少なくない。

・ 農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ……此輩他日業卒リ家ニ帰ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト為ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇リ長上ヲ侮リ県官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其

道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス実地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アラントコトヲ欲ス（「小学条目二件」明治一二年九月）<sup>\*3</sup>

「農商ノ子弟」には「高尚ノ空論」ではなく、「農商ノ学科」を教えるべきである。知識を鼻に掛けて、年上や目上の者をばかにして、役人の妨害をする者が少なくない現状は、教学がうまくいっていない結果である。

・専ら智識才芸をこれ務めば、則ち徳性を殞し、教化を傷る、其の害言ふに勝ふ可からず（「幼学綱要」の序、明治一四年六月）<sup>\*4</sup>。

「智識才芸」だけを重んじることは、道徳を損ない、教育を乱すという「害」を生じる。

右の「智識才芸」や「高尚ノ空論」は、具体的には「学制」第二章のことであると見られる。確認しておく、同章では尋常小学を「上下二等」とし、「下等小学ハ六歳ヨリ九歳マテ上等小学ハ十歳ヨリ十三歳マテニ卒業セシムルヲ法則」とすることや、それぞれの教科が次のように定められている。

下等小学の教科：…綴字、習字、単語、会話、読本、修身、書牘、文法、算術、養生法、地学大意、理学大意、体術、

唱歌（「当分之ヲ欠ク」）。

上等小学の教科：…「下等小学教科ノ上ニ左ノ条件ヲ加フ」。

史学大意、幾何学野画大意、博物学大意、化学大意。

「其他ノ形情ニ因テハ学科ヲ拡張スル為メ左ノ四科ヲ斟酌シテ教ルコトアルヘシ」。

外国語学ノ一二、記簿法、画学、天球学<sup>\*5</sup>。

このように「学制」下の教科は、寺子屋時代の読み・書き・そろばんという日常生活に直接役立つ教科と明らかに異なっ

ていた。

なお、元田は「古稀之記」（明治二二年）で、天皇は明治一一（一八七八）年八月三〇日〜十一月九日の北越巡幸の際に、「諸県学校ノ生徒」をご覧になり、「学制」が英語を日本語に翻訳できない生徒や、「家業モ知ラス高尚ノ生マ意気ノ演述」をする「農商ノ子弟」など、多くの「本末ヲ愆ルノ生徒」を育てるといふ害をもたらしたとおっしゃった、と次のように述べている。

北越 御巡幸諸県学校ノ生徒ヲ 御覧セラル、ニ英学ノ講釈ニ英語ハ能ク覚エタルニ之ヲ日本語ニ反訳セヨト仰セ付ケラレタレハ一切ニ能ハサリシナリ或ハ農商ノ子弟ニシテ家業モ知ラス高尚ノ生マ意気ノ演述ヲナス等皆本末ヲ愆ルノ生徒少ナカラス是全ク明治五年以来田中文部大輔カ米国教育法ニ拠リテ組織セシ学課ノ結果ヨリ此弊ヲ顕ハシタルナリト進講ノ次ニ 御諭アラセラレ誠ニ 御明鑑ニアラセラレタリト賛成シ奉リタルナリ<sup>\*6</sup>

しかし、これは榎本への箴言編纂命令より一〇年以上も前の話である。また、当時、元田が皇后宮大夫兼二等侍講兼二等侍補として天皇の側に仕えており<sup>\*7</sup>、右の天皇の言葉には、元田からの影響が大いにあると思われる。そのため、この天皇の言葉が、明治二三年の箴言編纂命令に直接つながったとは見られない。

元田は「学制」以降の徳育状況を批判する一方で、儒教道徳を次のように重視している。

・孔子ノ学ヲ学ヒテ、根本已ニ定マリタル後ハ、法律経済等、西洋ノ科学ヲモ学ヒ、識見ヲ博クスルハ可ナリト雖トモ、孔子ノ学ヲ後ニスル時ハ、根本立ス、遂ニ道徳ヲ損シ、人倫ニ悖リ、身修マラス、家斉ハスシテ、国治マラサルナリ（「論語学而首章講義」明治二一年）<sup>\*8</sup>、

国民が「法律経済等、西洋ノ科学」を学ぶことは良いが、その前に「孔子ノ学」を学んで「根本」を定めなければ

ば、国は治まらない。

・仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可ラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ツキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠実品行ヲ尚トヒ（「教学大旨」）<sup>\*9</sup>

今のまま「仁義忠孝」を後回しにして、知育偏重教育を続けていたら、日本人は将来、「教学ノ本意」に反して、「君臣父子ノ大義」を知らなくなるかもしれない。そのため、今後は歴代天皇の教えに基づいて、「仁義忠孝」を明らかにして、孔子の教えを中心として、誠実な行いを重んじるべきである。

・仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ為スコカラス……忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス（「小学条目二件」）<sup>\*10</sup>

先入観のない幼少時に、「仁義忠孝ノ心」や「忠孝ノ大義ヲ第一ニ」覚えさせるべきである。

・廉恥を尚とび、礼讓を重んじ、倫理を篤くするの教育を施す時は、制行の敗れを救ふ可く、平易公正の論を主とし、激昂相凌ぐの風を戒め、人心を協和し、国体を扶植するの教育を施す時は、言論の敗れを救ふ可し、是 聖旨の本義にして、其要は仁義忠孝を明かにするに在る而已、……。修身の書、（西洋の―引用者注）多くは耶蘇教法に出づ、故に四書五経を主とし、加るに国書の倫理に関する者を用ひ、更に洋書の品行性理に完全なる者を採り取るべし（「教育議附議」明治二二年九月）<sup>\*11</sup>

倫理を重んじて、国体を植え付ける教育、すなわち、「仁義忠孝」を明らかにする教育を行えば、善くない行いも、過激な言論もなくなる。そのため、修身の教科書には「四書五経」を中心としたものを用いるべきである。

・道德に本づきて、智識に達し、彝倫に始まりて、事業に及ぼすは、教学の要なり。……則ち其の智の進む所、其の才の成る所、言辞に発し、行実に顕れ、施して事実となるもの、仁義忠孝に出でざるはなし（「幼学綱要」の序）<sup>\*12</sup>

「道德」と「仁義忠孝」が「教学の要」である。

そして、元田は儒教に基づいた国教を樹立しようと、次のように述べている。

・今 聖上陛下、君と為り師と為るの御天職にして、……且国教なる者亦新たに建るに非ず、祖訓を敬承して之を闡明するに在るのみ、……本朝 瓊々杵尊以降、欽明天皇以前に至り、其 天祖を敬するの誠心凝結し、加ふるに儒教を以てし、祭政教学一致、仁義忠孝上下二あらざるは、歴史上歴々証すべきを見れば、今日の国教他なし、亦其古に復せん而已（「教育議附議」）<sup>\*13</sup>

「君と為り師と為る」天皇がいらっしやる今、儒教によって歴代天皇の教えを承って明らかにすることが日本の「国教」であり、「祭政教学一致」とすべきである。

- ・ 一 大日本国は天孫一系の皇統万世に君臨す。
  - 一 日本国の人民は万世一系の 天皇を敬戴す、何等の事変ありとも此 天皇に背くことを得ず。
  - 一 国教は仁義礼讓忠孝正直を以て主義とす、君臣上下政憲法律此主義を離るゝことを得ず。
  - 一 天皇は神聖にして犯す可からず、何等の事変ありとも其神体に管せず。
  - 一 天皇は全国治教の権を統ぶ。
  - 一 天皇は全国人民の賞罰黜陟生殺の権を統ぶ、一に憲法に拠て処断す。
  - 一 人民は身体居住財産自由の権を有す、法律に非ざれば妄に其権を制することを得ず。
  - ……右の七条は皇国君民の間必要の目なり（「国憲大綱」明治一三年九月）<sup>\*14</sup>、
- 神の子孫である天皇が日本を治めること、仁義・礼讓・忠孝・正直を国教の中心として、政治も憲法も法律も、すべてこれらから離れてはならないことなど、日本には七つの必要なことがある。
- ・ 天祖の徳は智仁勇にして人心の神府に賦在す。……我邦の教育また他に求むべからずして、これを修身の標準、政治



の基本にして、人道の極致と言はざるべからざるなり。それ 天祖の誠心をもつて立つ。……これを拡充するに孔子の道徳をもつてし、これを補益するに欧学の格物を以てす。これを用ひて国教となし、普ねく文部に命じて教育となす。……積むに十年を以てすれば、則ち必ず將に風俗を一変するあらんとす（伊藤博文に宛てた「国教論」明治一七年八月）<sup>\*15</sup>。

主に「孔子の道徳」によって、智・仁・勇という「天祖の徳」を「修身の標準、政治の基本」である「国教」とすれば、一〇年後には必ず風俗を善くすることができる。

ここまで、元田の基本的な思想について確認してきた。

これから元田による教育勅語草案の推敲過程について考察を進めていくが、この諸草案は二種類に分けることができる。見られている<sup>\*16</sup>。一種類は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号110—36（本論文での「元田草案一」。文末に「明治廿三年六月十七日」とある）と、これを基にして推敲された二編の計三編であり、これらには「教育大旨」という題が付けられている。もう一種類は、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の八番目の草案（本論文での「元田草案四」。文末に「六月廿九日」とある）と、これを基にして推敲された二編、及び、それらの写しの、計三種一二編であり、これらには井上毅による草案との共通点も見られる<sup>\*17</sup>。前者と後者では文章の書き方が大きく異なっているため、両者は別々に書かれたと思われる、日付から、前者の三編が書かれた後で、後者の三編が書かれたと見られる。本論文では、この六編の草案とその写し九編を「元田草案」と称する（付録一を参照）。

稲田は、「渡辺（幾治郎のこと―引用者注）、梅溪、海後三氏の著作に於て共通な点であるが、草案を中村案、元田案、井上案というように類別され、これによって起草過程が説明されているけれども（例えば六月二九日付の元田修正案は井上案の修正案と見ないなど）、この点問題があるのではないか。元田案と井上案は一連の草案として見るべきではないか」と考えている<sup>\*18</sup>。

しかし、右の六編には、「智ハ」「仁ハ」「勇ハ」という特徴的な書き方がある。そのため、本論文では、この六編を海後らと同様に「元田草案」と称することにしている。それでは、これから一五編の元田草案を六段階に分けて考察していく。

## 元田草案一

元田草案の中で最初に書かれたと見られている草案は<sup>\*19</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号10—36であり、これを「元田草案一」とする。本節では、元田草案が先行研究で指摘されている通りの順番で作成されたのか、改めて検討した結果、その順番に間違いないと判断した。草案一は貴春の一〇行野紙一〇頁（中央上部に菊の御紋、中央下部に「貴春」と印字された野紙五枚が横につながれ、巻紙状に加工されているもの）に墨で書かれ、部分的に墨と朱で修正を加えられており、すべて元田によるものであると見られている<sup>\*20</sup>。

草案一の文末に「明治廿三年六月十七日 東塾起稿」と書かれているが、元田が草案を書き始めた経緯は、史料によって明らかにされていない。海後は、元田は「天皇の側近奉仕者であって、教育の基本方針について特に意見をもっていた」ため、「教育勅語にも自から執筆に当らうとしたことは当然とみななければならない」と考えて<sup>\*21</sup>、「元田草案は別に勅語起草を正式に依頼されて試稿したとはみられない。元田が天皇の側近奉仕者であったところから、勅語起草のことが問題となつていることを知って、自からの決意で起草に着手した元田私案とみななければならない」と述べている<sup>\*22</sup>。梅溪も、「元田永孚が内密的にみずから案文を起草していた」と見ている<sup>\*23</sup>。そして、稲田は、元田は「井上毅自身から、あるいは山県（有朋のこと―引用者注）から、内密に勅語案の構想について意見を問われて、急に書き出した」か、「山県や井上毅からの求めによらず、単に将来、天皇あるいは政府筋から勅語案について意見を求められる場合があることを予想して、自分の構想をまとめるために『教育大旨』案を執筆した」かのどちらかであろうと推測している<sup>\*24</sup>。

しかし、「天皇の側近奉仕者」であったとはいえず、天皇に一言も相談なく自ら起草することなど、元田にできたのである<sup>\*25</sup>。それにより第一、天皇は芳川に「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよ」と命じたのである<sup>\*25</sup>。もし元田が自ら起草

したのであれば、彼は天皇の意思に逆らったということになる。それは考えられない。天皇から元田へ内密の起草命令があったと思われる。

また、海後は、「文部省からの中村草案が提出されていたので、推測するに元田も文部省立案に対しては井上と同意見で、これでは勅語案とはなり得ないと考え、自から筆をおろして起稿し始めた」と考えている<sup>\*26</sup>。つまり、元田は「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）をきっかけにして、言い換えれば、「乙案」に対抗して起草を始めた、と海後は見ている。

しかし、「文部省からの中村草案が提出されていたので」という理由だけでは、元田に起草のきっかけを与えた草案Ⅱ「乙案」、と断定することはできない。他の中村草案であるかもしれない。元田が他の中村草案の内容を関係者から見聞きしていたとしても、不思議ではないからである。

本節では、草案の題に着目したい。「乙案」以前のの中村草案に題は付けられていないが、元田草案Ⅰには「教育大旨」、中村草案Ⅵには「徳育の大旨」と付けられている<sup>\*27</sup>。元田草案Ⅰの「教育大旨」は、「教学聖旨」・「教学大旨」を起草した元田らしい題である<sup>\*28</sup>。それに比べて、中村草案Ⅵの「徳育の大旨」は、右欄外に本文と違う色（朱）で後から足されたように書かれており、「教育大旨」を模したようにも見られる題である。

それゆえ、「乙案」↓元田草案Ⅰ↓中村草案Ⅵの順に書かれたと考えられる。海後が言うように、元田は「乙案」をきっかけにして起草を始めたと見てよいだろう。

天皇の側に仕えていた元田は、文部省関係者が上奏した「乙案」では、「敬天敬神」が最も重視され、君父より天が上位に置かれていることを何かの折に知ったのであろう。先に、元田が強い儒教思想を持っていたことを確認したが、彼は「乙案」の内容に納得せず、儒教に基づいた勅語を完成させ、それを「国教」とすることによって、知育偏重の「学制」がもたらした弊を解決しようと考えて、天皇から内密に起草を命じてもらったと思われる。

元田に墨と朱で修正を加えられた後の草案Ⅰは次の通りである。なお、この草案には句読点を意味するような小さい○印が朱で付けられているが、修正とは異なるため、ここでは示さない。この○印は、元田が文章を細かく区切って、推敲しや

すくするために付けたものであろう。

## 【元田草案一】

### 教育大旨

我

天祖国ヲ開キ民ヲ育シ皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我

天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコト無シ是我国体ニシテ皇祖皇宗ノ教ト為ス所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナ  
リ

天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民共ニ由ル所ナリ

君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義有リト云父慈ニ子孝ニ父子相離レスシテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス  
五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ

10 天祖伝フル所ノ鏡璽劍ノ三器ニ顕ハレテ天下後世ニ示ス者昭トシテ日月星ノ如シ此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推  
シテ以テ天下万事ノ根本ト為スナリ

智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス善悪ヲ知り公私ヲ知り長短ヲ知り利害ヲ知り善ヲ取リテ悪ヲ舍テ公ヲ取リテ私ヲ舍  
テ長ヲ取リテ短ヲ舍テ利ヲ取リテ害ヲ舍テ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ知ノ徳トス徒ニ多聞博識分別スル所  
無キハ以テ知トナスヘカラス

15 仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下ノ人民ニ及ヒ以テ天下ノ事物  
ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔姑息ハ以テ仁ト為スヘカラス  
勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其善ノ為スヘキヲ為シ悪ノ為スヘカラサルヲ為サス取ルヘキヲ取リ取ルヘカラサル

20

ヲ取ラス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ不義ニシテハ万金モ取ラス仁ニ当テハ大敵モ懼ル、コト無キヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ是血氣ノ所為勇ノ徳ニ非サルナリ

智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ祖宗惟神ノ道誠ヲ思フハ人ノ道ナリ之ヲ誠ニスルハ人心ノ忠信ニアリ故ニ浮華輕薄虚誕詐偽痛ク戒ムル所ナリ

25

国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ異国ノ風ヲ模擬スルカ如キハ国ノ衰頹ヲ招ク所以ナリ譬へハ独逸国人ニシテ仏蘭西国人ヲ模擬シ露西亜国人ニシテ英吉利国人ヲ模擬センカ其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬ヲ欲セサルハ論ヲ待タサルナリ嗚呼我日本臣民亦自ラ異国人タラサランコトヲ思ハサルヘケンヤ

日本人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本人ノ精神ナリ氣魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ国体ヲ明ニシテ忠孝節義ヲ励マシ敬神報本ヲ勸ムルハ精神ヲ養フ所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ尚トヒ勇ヲ貴フハ氣魄ヲ養フ所以ナリ礼義廉恥ヲ守リ敦厚節儉ヲ行フハ徳性ヲ養フ所以ナリ老ヲ尊ヒ幼ヲ慈ミ婚娶ノ礼ヲ正シ親族ノ交ヲ篤クシ財ヲ通シ力ヲ合セ郷隣相助ケ患難相救フハ風俗ヲ養フ所以ナリ

30

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始メニ在リ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懷口中ヨリ教育スルヲ緊要トス之ヲ輔クルニ聖賢ノ記伝古今ノ歴史其年序ニ順ヒテ涉獵諳記セハ習ヒ性トナリ長スルニ随テ益々盛大ナルヘシ

中学ハ智ヲ發キ徳ヲ進ムルノ階梯ナリ諸科ノ学其才質ニ随テ学フヘシ然トモ其繁ニシテ雜ナランヨリハ寧口簡ニシテ精ナランコトヲ欲ス其博ニシテ泛ナランヨリハ寧口約ニシテ達センコトヲ欲ス虚文ヲ去リテ実業ヲ勉メ空論ヲ斥ケテ真理ヲ究ムヘシ

35

智育德育体育ト分ツハ初学ノ事ナリ智体皆徳ヲ離レス徳行ハ畢生ノ業俛焉孳々斃而後已ム聖賢ト為リ大人君子ト成ラサレハ敢テ至レリト云ヘカラス

師範学校ハ天下生徒ノ師表タリ宜シク中正良純標準タルヘキノ人ヲ鑄造スヘシ

大学ハ将来補弼ノ器経綸ノ材ヲ出スノ地ナリ宜シク卓識碩学徳量特異ノ人ヲ製出スヘシ

凡ソ学令校則教師ノ訓導ハ此大旨ヲ遵行シテ更ニ發揚拡充シ敢テ違フコト無カルヘシ

以上

明治廿三年六月十七日 東塾起稿

## 元田草案二

元田草案一の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*29</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号110―37であり、これを「元田草案二」とする。草案二は貴春の一〇行罫紙一一頁（罫紙六枚が横につながれ、巻紙状に加工されているもの）に墨で書かれ、部分的に墨と朱で修正を加えられており、すべて元田によるものであると見られている<sup>\*30</sup>。

元田草案一から草案二への修正点は次の通りである。（書き改め）は元田が草案二を書く際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分、（朱）は朱で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「皇統一系」（3行目）の前に、スペースを入れた（書き改め）。
  - ・ 皇室をさらに立てたのであろう。
- ② 「無シ」（3行目）の後に、「君猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ」を加えた（朱）。
  - ・ 君民一体を説いた。
- ③ 「皇祖」（4行目）、「皇宗」（4行目）の前で改行した（書き改め）<sup>\*31</sup>。
  - ・ 皇室をさらに立てたのであろう。
- ④ 「為ス」（4行目）↓「スル」（書き改め）
- ⑤ 「臣民」（6行目）↓「臣民ノ」（書き改め）
  - ・ 「天下臣民共ニ」では、漢字が続いて読みにくいため、「ノ」を入れて読みやすくしたのであろう。

- ⑥ 「有り」(7行目) ↓ 「アリ」(書き改め)
- ・ 「君臣義有り」では、漢字が続いて読みにくいため、「有」をカタカナにして読みやすくしたのであろう。
- ⑦ 「相離レス」(7行目) ↓ 「相合」(書き改め)
- ⑧ 「鏡璽劍ノ三器」(10行目) ↓ 「三種ノ神器」(書き改め)
- ・ 読んだ時の音を短くしたのであろう。
- ⑨ 「示ス者昭トシテ日月星ノ如シ」(10行目) ↓ 「示シ人々天性ノ固有ニ存ス」(書き改めと朱)
- ・ 比喩の部分削り、文章を簡潔にした。
- ⑩ 「推シ」(10～11行目) ↓ 「推」(書き改め)
- ⑪ 「為ス」(11行目) ↓ 「ナス者」(書き改め)
- ・ 「根本ト為ス」では、漢字が続いて読みにくいため、「為」をカタカナにして読みやすくしたのであろう。
- ⑫ 「徳トス」(12行目)の後に、「広ク万物ノ理ヲ知り」を加えた(墨)。
- ⑬ 「知り善ヲ取りテ悪ヲ捨テ公ヲ取りテ私ヲ捨テ長ヲ取りテ短ヲ捨テ利ヲ取りテ害ヲ捨テ」(12～13行目) ↓ 「知ル而シテ能ク善ヲ取りテ悪ヲ捨テ公ニ従ヒ私ヲ去リ長ヲ用ニ短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ」(書き改めと朱)
- ・ 「○ヲ取りテ×ヲ捨テ」を繰り返すので文章が単調になったため、言葉を繰り返さないように改めたのであろう。
- ⑭ 「知」(13行目と14行目に一つずつ) ↓ 「智」(書き改め)
- ・ 三徳の一つの「智」と知識の「知」を区別したのであろう。
- ⑮ 「多聞博識分別スル所無キ」(13～14行目) ↓ 「理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サル」(書き改め)
- ・ 文章をわかりやすくして、「理」(知識)より「義」(道徳)が大事であると説いた。
- ⑯ 「天下ノ」(15行目の一つ目) ↓ 「天下」(書き改め)

・「天下ノ人民」は「天下ノ事物」と対になっていが、それをやめた。

⑰ 「姑息ハ以テ仁ト為ス」(16行目) ↓ 「不断ハ以テ仁トナス」(書き改め)

・「優柔不断」という四字熟語にして、文章をわかりやすくした。また、「以テ仁ト為ス」では、漢字が続いて読みにくいため、「為」をカタカナにして読みやすくしたのである。

⑱ 「善ノ為スヘキヲ為シ悪ノ為スヘカラサルヲ為サス取ルヘキヲ取り取ルヘカラサルヲ取ラス」(17～18行目) ↓ 「義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス」(書き改め)

・「善」を「義理」、「悪」を「不義」と改めていることから、元田が義を重視していることがわかる。

⑲ 「不義ニシテハ万金モ取ラス」(18行目) ↓ 「取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク」(書き改め)

・不義な方法で金を入れること、すなわち、金に釣られて人や国を裏切るようなことをしないように、より強く戒めたのであろう。

⑳ 「懼ル、コト無キ」(18行目) ↓ 「避ケサル」(書き改め)

㉑ 「是血氣ノ所為勇ノ徳ニ非サルナリ」(19行目) ↓ 「勇トナスヘカラス」(書き改め)

・「智トナスヘカラス」と「仁トナスヘカラス」と、書き方を揃えた。

㉒ 「祖宗惟神ノ道」(20行目) ↓ 「誠ハ祖宗惟神ノ道ナリ」(書き改め)

㉓ 「之ヲ誠ニスルハ人心ノ忠信ニアリ故ニ浮華輕薄虚誕詐偽痛ク戒ムル所ナリ」(20～21行目) ↓ 「神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕虚妄詐欺ノ行為ヲ戒シム之ヲ誠ヲ思フノ道ト云ナリ」(書き改めと墨)

㉔ 「異国ノ風ヲ模擬スルカ如キハ国ノ衰頹ヲ招ク所以ナリ譬ヘハ独逸国人ニシテ仏蘭西人ヲ模擬シ露西亜国人ニシテ英吉利国人ヲ模擬センカ」(22～23行目) ↓ 「我国体二本ツカス我皇道ニ由ラス我祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西亜人ヲシテ英吉利国人ニ模擬セシメントセン乎」(書き改め)



- ・「異国ノ文物理学ヲ采用スル」ことの害を詳しく述べることによって、日本人は皇室を尊重すべきであると説いた。
- ②⑤ 「模擬」(24行目) ↓ 「模擬スル」(書き改め)
  - ・その前に「模擬シ」「模擬セシ」という「模擬スル」の活用形があるため、「模擬スル」に改めて文章の調子を整えたのであろう。
- ②⑥ 「臣民亦自ラ異国人タラサランコトヲ思ハサルヘケン」(24く25行目) ↓ 「人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナラン」(書き改め)
  - ・その前に「独逸人」「仏蘭西人」「露西亜人」「英吉利国人」とあるため、これらに合わせて「日本臣民」を「日本人」に改めたのであろう。
- ②⑦ 「日本国」(26行目の一つ目) ↓ 「我国」(書き改め)
  - ・日本は単なる一国家ではなく、「我国」であると説いた。
- ②⑧ 「日本人」(26行目の二つ目) ↓ 「日本国」(書き改め)
- ②⑨ 「国体ヲ明ニシテ忠孝節義ヲ励マシ敬神報本ヲ勸ムルハ精神ヲ養フ」(26く27行目) ↓ 「我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ奨励スルハ精神ヲ養成スル」(書き改め)
  - ・文章を簡潔にした。
- ③⑩ 「尚トヒ勇ヲ貴フ」(27行目) ↓ 「励マシ勇ヲ尚フ」(朱)
- ③⑪ 「養フ」(27行目の二つ目、28行目と29行目に一つずつ) ↓ 「養成スル」(書き改め)
- ③⑫ 「礼義廉恥ヲ守リ敦厚」(27く28行目) ↓ 「礼讓ヲ先ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ」(書き改め)
  - ・文章をわかりやすくした。
- ③⑬ 「尊ヒ幼ヲ慈ミ」(28行目) ↓ 「尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ」(書き改めと朱)

・ 神を祀ることを重んじた。本文に「誠ハ祖宗惟神ノ道ナリ」とあることから(②を参照)、この「祭祀」と「神祇」は「祖宗」を指していると思われる。

③④ 「正シ親族ノ交ヲ篤クシ財ヲ通シカヲ合セ郷隣相助ケ患難相救フ」(28〜29行目) ↓ 「正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスル」(書き改めと朱)

・ 文章を簡潔にした。「相助ケ」「相救フ」という同義語の重複をやめて、「交ヲ厚クスル」にまとめた。

③⑤ 「所以ナリ」(29行目)の後で改行して、「物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君父ハ本ナリ社会ハ末ナリ德行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナリ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラズトス本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然トモ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス」を加えた(書き改め)。

・ 皇室と德育は非常に大事であると説いた。

③⑥ 「始メニ在リ」(30行目) ↓ 「始ニアリ」(書き改め)

・ 「幼稚ノ始メニ在リ」では、漢字が続いて読みにくいため、「在」をカタカナにして読みやすくしたのである。

③⑦ 「懐口中ヨリ教育スルヲ緊要トス之ヲ輔クルニ聖賢ノ記伝古今ノ歴史其年序ニ順ヒテ涉獵諳記セハ習ヒ性トナリ長スルニ随テ益々盛大ナル」(30〜31行目) ↓ 「懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成ス」(書き改め)

・ 「国体ノ成立」を子供の頃から「感覺」として教え込むことを説いた。

③⑧ 「智」(32行目) ↓ 「知」(書き改め)

・ 三徳の一つの「智」と知識の「知」を区別したのである。

③⑨ 「階梯ナリ諸科ノ学其才質ニ随テ学フヘシ然トモ其繁ニシテ雑ナランヨリハ寧ロ簡ニシテ精ナランコトヲ欲ス其博ニシ

テ泛ナランヨリハ寧ロ約ニシテ達センコトヲ欲ス虚文ヲ去リテ実業ヲ勉メ空論ヲ斥ケテ真理ヲ究ムヘシ 智育德育体育ト分ツハ初学ノ事ナリ智体皆徳ヲ離レス德行ハ畢生ノ業俛焉孳々斃而後已ム聖賢ト為リ大人君子ト成ラサレハ敢テ至レリト云ヘカラス」(32〜36行目) ↓ 「要路」(書き改め)

・文章を簡潔にした。

④ 「師範学校」(37行目)の前で改行しなかった(書き改め)。

④ 「師表タリ宜シク中正良純標準タルヘキノ人ヲ鑄造ス」(37行目) ↓ 「方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ目的トス」(書き改め)

・「標準タルヘキノ人ヲ鑄造ス」には、師範学校は標準的な同じタイプの人を作り出す所であって、標準より優秀な人を輩出していないというイメージがあるため、「標準タルヘキ」を削ったのであろう。

④ 「経綸ノ材ヲ出スノ地ナリ」(38行目) ↓ 「経国ノ才ヲ出スノ地タリ」(書き改め)

・「経綸」では、国を治めるという意味が漢字自体からわかりにくいため、「経国」に改めたのであろう。

④ 「特異ノ人ヲ製出スヘシ 凡ソ学令校則教師ノ訓導ハ此大旨ヲ遵行シテ更ニ発揚拡充シ敢テ違フコト無カルヘシ」(38〜39行目) ↓ 「俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ」(書き改め)

・「特異ノ人ヲ製出スヘシ」には、大学は風変わりな人をモノのように製造しているというイメージがあるため、「俊秀ノ人ヲ養成スヘシ」に改めたのであろう。この「俊秀ノ人」とは知識の面だけでなく、道德の面でも優れた人のことである。

右の修正によって、草案二は草案一より文章が全体的にわかりやすくなっている。元田はこの文章の受け手である国民のことを、草案一の時よりよく考えて書いたと見られる。

また、右の修正から、元田草案の主題が「皇室尊重・祖宗崇拜・道德重視」であることがわかる。それに対して、「元田草案一」の考察で述べたように、文部省関係者が上奏した「乙案」(本論文での「中村草案五―」)では、「敬天敬神」が

最も重視され、君父より天が上位に置かれている。強い儒教思想を持つ元田は、「乙案」の内容に対抗して起草を始めたと考えられる。

ただし、草案二で一〇行野紙一頁にわたって「皇室尊重・祖宗崇拜・道徳重視」を説くということは、七三歳の元田（翌明治二四年一月に死去）にとって、非常にエネルギーのいる作業であつたと思われ、他にも動機があつたと考えられる。それは、自分より先に起草した文部省関係者へのライバル意識である。本節の初めに確認したように、元田はすでに明治一〇年代から教育に強い関心を持っていた。彼は他の誰でもなく、自分の手で勅語を完成させたいという思いが、人一倍強かつたと思われる。

元田による修正後の元田草案二は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分、⋮⋮は朱で修正を加えられた部分を示す。草案二には、上欄外に朱で九つの○印が付けられている。この○印は、元田がその段落を残して、他の段落を削除しようとしていたことを表していると見られるが、○印が付けられていない段落の文章も次の草案三に書かれているため、ここでは○印と共に全文を挙げておく。また、草案一と同様に、句読点を意味するような小さい○印が朱で付けられているが、修正とは異なるため、ここでは示さない。この小さい○印は、元田が文章を細かく区切って、推敲しやすくするために付けたものであろう。

## 【元田草案二】

### 教育大旨

○ 我

天祖国ヲ開キ民ヲ育シ<sup>①</sup> 皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我

天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコト無シ君<sup>②</sup>猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ是我国体ニ

シテ

25

○ 国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ我国体ニ本ツカス<sup>24</sup>

20

○ 勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク仁ニ当テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス<sup>21</sup>

○ 智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ誠ハ<sup>22</sup>

祖宗惟神ノ道ナリ誠ヲ思フハ人ノ道ナリ神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕佻虚妄詐欺ノ行

15

ヲ取リ惡ヲ捨テ公ニ從ヒ私ヲ去リ長ヲ用申短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス<sup>15</sup>

○ 仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下人民ニ及ヒ以テ天下ノ事物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔不断ハ以テ仁トナスヘカラス<sup>17</sup>

10

○ 智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス広ク万物ノ理ヲ知リ善惡ヲ知リ公私ヲ知リ長短ヲ知リ利害ヲ知ル而シテ能ク善ヲ取リ惡ヲ捨テ公ニ從ヒ私ヲ去リ長ヲ用申短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス<sup>15</sup>

○ 天祖伝フル所ノ三種ノ神器ニ顯ハレテ天下後世ニ示シ人々天性ノ固有ニ存ス此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下万事ノ根本トナス者ナリ<sup>11</sup>

○ 五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ<sup>8</sup>

○ 君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義アリト云父慈ニ子孝ニ父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス<sup>6</sup>

○ 天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ<sup>5</sup>

○ 皇宗ノ教トスル所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ<sup>4</sup>

○ 皇祖<sup>3</sup>

我皇道ニ由ラス我

祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無  
ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西亜人ヲシテ英吉利国人ニ模擬  
セシメントセン乎其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬スルヲ欲セサルハ論ヲ待タザルナリ嗚呼我日本  
人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナランヤ

○  
我国人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本国ノ精神ナリ気魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ獎  
励スルハ精神ヲ養成スル所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ励マシ勇ヲ尚フハ気魄ヲ養成スル所以ナリ礼讓ヲ先  
ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ節儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ老ヲ尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ婚娶  
ノ礼ヲ正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスルハ風俗ヲ養成スル所以ナリ

物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君  
父ハ本ナリ社会ハ末ナリ德行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナ  
リ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラズトス

本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然ト  
モ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニアリ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ  
成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成スヘシ  
中学ハ知ヲ發キ徳ヲ進ムルノ要路 師範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ  
目的トスヘシ

大学ハ将来補弼ノ器經国ノ才ヲ出スノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸  
科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ

### 元田草案三

海後によれば、「他の文書とは別に元田文書中『仁寿山房草稿』の中に」、「草案二に加えられた朱筆の訂正や削除の結果によって修文」されたものがあるという<sup>\*32</sup>。この文書の現在の所蔵場所を確認することはできず、海後による図版もないが、本論文ではこれを「元田草案三」とする。

海後は草案三について、草案二から「全文一字も改めたところがない浄書となっている」と述べている<sup>\*33</sup>。だが、草案二と、海後に引用された草案三を比べると、次の五か所が異なっている。

- ① 「採用」(27行目) ↓ 「採用」
- ② 「待タザル」(29行目) ↓ 「待タサル」
- ③ 「政事」(36行目) ↓ 「政治」
- ④ 「知識」(37行目) ↓ 「智識」
- ⑤ 「愆マラズ」(37行目) ↓ 「愆マラス」

右の五か所が元田による修正か、海後による写し間違いか明らかでないが、ここに元田草案三を引用しておく。傍線の―は草案二と異なっている部分を示す。

#### 【元田草案三】

教育大旨

我

天祖国ヲ開キ民ヲ育シ 皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我  
 天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコト無シ君猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ是我国体ニシテ

## 皇祖

皇宗ノ教トスル所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ

天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ

君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義アリト云父慈ニ子孝ニ父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス

五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ

天祖伝フル所ノ三種ノ神器ニ顕ハレテ天下後世ニ示シ人々天性ノ固有ニ存ス此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下万事ノ根本トナス者ナリ

智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス広く万物ノ理ヲ知り善悪ヲ知り公私ヲ知り長短ヲ知り利害ヲ知ル而シテ能ク善ヲ取リ悪ヲ捨テ公ニ從ヒ私ヲ去リ長ヲ用キ短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知リテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス

仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下人民ニ及ヒ以テ天下ノ事物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔不断ハ以テ仁トナスヘカラス

勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク仁ニ当テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス

智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ誠ハ

祖宗惟神ノ道ナリ誠ヲ思フハ人ノ道ナリ神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕佻虚妄詐欺ノ行為ヲ戒シム之ヲ誠ヲ思フノ道ト云ナリ

国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ我国体ニ本ツカス我皇



25

道ニ由ラス我

祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西人ヲシテ英吉利国人ニ模擬セシメントセン乎其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬スルヲ欲セサルハ論ヲ待タサルナリ嗚呼我日本人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナランヤ

30

我国人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本国ノ精神ナリ気魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ奨励スルハ精神ヲ養成スル所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ励マシ勇ヲ尚フハ気魄ヲ養成スル所以ナリ礼讓ヲ先ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ節儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ老ヲ尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ婚娶ノ礼ヲ正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスルハ風俗ヲ養成スル所以ナリ

35

物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君父ハ本ナリ社会ハ末ナリ徳行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政治法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナリ故ニ道徳ヲ明カニシテ智識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラストス<sup>④</sup>

本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然トモ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス

40

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニアリ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成スヘシ

中学ハ知ヲ發キ徳ヲ進ムルノ要路師範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ目的トスヘシ

大学ハ将来補弼ノ器經国ノ才ヲ出スノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ<sup>\*34</sup>

## 元田草案四

「元田草案一」の考察に入る前に述べたように、元田草案には三編の「教育大旨」案の他に、井上草案との共通点も見られる三種一二編の草案がある。そして、その中で最初に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*35</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」（臨時帝室編修局による複写本）に所収の「教育勅諭草案」の八番目の草案を「元田草案四―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の八番目の草案を「元田草案四―二」<sup>\*36</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」（海後宗臣による複写本）の八番目の草案を「元田草案四―三」、稲田が元田の初稿修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「元田草案四―四」とする<sup>\*37</sup>。

草案四―一と草案四―二は無野紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正（上欄外の文字も含む）を加えられており、文末に「六月廿九日」とある。草案四―三は一二行野紙三頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案四―四は「宮内省野紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*38</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案四―一について考察する。草案四の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*39</sup>。

次に示す明治二三年六月二九日付の井上宛元田書簡によれば、井上は六月二八日に元田を訪問し、「別紙ハ初稿ノ試筆ニテ固ヨリ不可分ノ物ニ有之、高慮概略明後朝マテニ御示教被給候へハ、安心奉存候」と書いた同日付の書簡と<sup>\*40</sup>、教育勅語草案を渡した。それに対して、元田は井上への同意を示してから、国家のために「一字一言」をよく考えたいので「明三日朝迄」に返事をする、と述べている。

昨日は御来話忝く奉存候、然ば御草案御別紙御贈示忝くとくと拝見仕、意見も有之候へば、具申可致、如貴論飽迄意必之癖を去り、天下万世に亘り、国家之為を考申度、一字一言大切之事と奉存候、明後朝迄ニ拝答仕候様承知仕候処、六月廿八日と御認めに而相考へ候得ば、明三十日朝迄之御期限歟と存候間、明朝返上可仕候<sup>\*41</sup>

元田草案四―一と井上草案一と井上草案二の、初めと終わりの部分を次のように比べると<sup>\*42</sup>、稲田が指摘しているように<sup>\*43</sup>、井上は六月二八日に井上草案一を元田へ渡し、元田はその返事として元田草案四（文末に「六月廿九日」とある）を書き、井上はそれを受け取った後で井上草案二を書いた、と見てよいだろう。

井上草案一……「我カ祖我カ宗……立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハズ以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ」

元田草案四―一……「朕惟フニ我皇祖皇宗……立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ伝ヘテ中外ニ施シテ悖ラス」

※右の「朕惟フニ」は、後から加えられたように書かれている。

井上草案二……「朕惟フニ我カ皇祖皇宗……古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ伝ヘテ謬ララス以テ中外ニ施シテ悖ラサルベシ」

元田は井上草案を受け取った後で元田草案四を書いた、と見る根拠は、草案四―一において「悖ラサルベシ」と書かれた所が、その上から墨で「悖ラス」に改められていることである（右の波線部分）。この部分については明治二三年一〇月二四日の裁可直前まで、元田は「悖ラス」、井上は「悖ラサルベシ」とするよう主張しているため<sup>\*44</sup>、元田が自分から「悖ラ

サルベシ」と書いたとは考えられない。

草案四―一の上欄外に、「教育ノ要ハ三徳ト達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ」と書かれているが、この句は次の草案五―一の修正で使われている。

(原本では元田による) 修正後の草案四―一は次の通りである。

#### 【元田草案四―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇メ民ヲ育シ厥徳深厚厥道久遠天壤窮リ無シ汝臣民汝ノ祖先ニ継キ克ク忠ニ克ク敬ニ億兆一心万世易ラス是我国ノ体ヲナス所人ノ道トスル所而シテ教ノ本トスル所ナリ

天下ノ達道五ツ君愛シ臣忠ナルヨリ大ナルハ莫ク父慈ニ子孝ナルヨリ重キハ莫シ兄弟ノ順ナル夫婦ノ和ナル朋友相信スル之ヲ合セテ五倫ノ道トス此ノ五倫ヲ本トシテ以テ他ニ及ホシ己カ欲セサル所ハ以テ人ニ施スコト無ク親族相親ミ郷隣相助ケ国人相保チ以テ万衆ヲ協和スルハ我国ノ達道ニシテ汝臣民ノ共ニ由ル所ナリ

人ノ徳ハ智仁勇ヨリ大ナルハ無シ知識ヲ開発シ仁義ヲ精熟シ勇武ヲ練磨シ以テ我国固有ノ善性美質ヲ拡張スヘシ教育ノ要ハ三徳ト達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ

智ハ事物ノ理ヲ窮メ世界古今ニ通達シ機敏鋭発善ニ明カニ私ヲ去リ進テ止マサルニアリ

仁ハ天地万物ヲ包含シテ愛セサルコト無ク富貴ニ驕ラス貧賤ヲ侮ラス民業ヲ広メ国益ヲ興シ万衆ヲ協和スルニアリ

勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ忤チス敢為邁往剛果決断武ヲ尚ビ義ヲ守リ臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ国家ヲ扞衛シテ富岳ノ安キニ置クニアリ

凡教育ノ要ハ知ヲ開キ徳ヲ成シ業ヲ広メ国ヲ安ンスル所以ニシテ其要ハ三徳ト達道トニアリ皆人心ノ良能純誠ニ本ツカサルハナシ斯道ノ則祖宗ノ遺訓我国臣民ヲ養成スル所以ニシテ立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ伝ヘ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣民ト俱ニ永久ニ率由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

## 元田草案五

元田草案四の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*45</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の九番目の草案を「元田草案五―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の九番目の草案を「元田草案五―二」<sup>\*46</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の九番目の草案を「元田草案五―三」、稲田が「仁ハ」以下の元田自筆の修正別案と見ている草案（図版なし）を「元田草案五―四」とする<sup>\*47</sup>。ただし、稲田が草案五―四の用紙について記していないため、草案五―四は右の三編のどれかと重複しているのか、別の場所にある草案であるのか不明である。

草案五―一と草案五―二は無罫紙二頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正（「」も含む）を加えられている。草案五―三は一〇行罫紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。「」でくくられた言葉が次の「元田草案六」にないため、この「」は削除を意味していると見られている<sup>\*48</sup>。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*49</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案五―一について考察する。草案五の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*50</sup>。

「元田草案四」の考察で述べたように、元田は六月二十九日付の井上宛書簡で「明三十日朝迄」に返事をするとして述べて、その返事として草案四を書いたと見られている。だが、草案五と、次の草案六があるということは、一日しか時間がなかったこともあり、彼が草案四に満足していなかったということであろう。これから考察するように、草案五は六月二十九日付の草案四に、少し修正が加えられたものである。そのため、文筆家の元田であれば、「明三十日朝迄」に一日で草案四と草案五

を書くことは、可能であったと思われる。

しかし、元田が「明三十日朝迄」にする返事として使ったものは、草案四であったと考えられる。なぜなら、草案五の前半が残されていないからである<sup>51</sup>。今日、元田に関する大量の文書が『元田永孚関係文書』として国会図書館憲政資料室に残されているように、彼は文書の整理にきちんとした人であった。もし草案五が、元田が井上に宛てた草案であれば、彼はそれを大事に残していると思われる。

元田は自分の草案二または草案三の文章を勅語として国民に広めようとしていたが、井上から彼の草案に対する意見を求められたため、井上草案の文章もある程度取り入れて、二人で協力して、よりすばらしい勅語を完成させた方がよいと考えようになつたのであろう。

元田草案四——から草案五——への修正点は次の通りである。(書き改め)は(原本では元田が)草案五——を書く際に改めた部分、(墨)は墨で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

① 「無ク」(9行目) ↓ 「ナク」(書き改め)

・ 文章を易しくした。

② 「侮ラス民業ヲ広メ国益ヲ興シ」(9行目) ↓ 「侮トラス民業ヲ興シ国益ヲ広メ」(書き改め)

③ 「臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ」(10行目) ↓ 「子ト為テハ孝ニ死シ臣ト為テハ忠ニ死シ」(書き改め)

・ この文章の受け手である国民には、自分が「臣」であるという意識より、「子」であるという意識の方が身近である。元田は考えて、言葉の順序を入れ替えたのであろう。

④ 「凡」(12行目) ↓ 墨の「」でくくった(削除)。

・ その文章全体の意味を強くした。

⑤ 「成シ」(12行目) ↓ 「進メ」(書き改め)

⑥ 「達道トニアリ皆人心」(12行目) ↓ 「達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ皆一ツ心」(墨)

⑦ 「斯道ノ」(13行目) ↓ 「斯道ハ」(書き改め)

・「斯道ハ」すなわち「祖宗ノ遺訓」である、とした方が、日本語として適切であると考えたのであろう。

⑧ 「遺訓我国臣民ヲ養成スル所以ニシテ」(13行目) ↓ 「遺訓ニシテ我カ国臣民ノ確信シテ勉励スヘキ所ナリ万国」(墨)

⑨ 「伝ヘ」(13行目) ↓ 「伝ヘテ」(書き改め)

・文章を易しくした。

右の①③⑨の修正から、元田はこの文章の受け手である国民のことを、草案四の時よりよく考えて書いたと見られる。右の修正でも、先の草案一から草案二への修正でも、元田は自ら文章をわかりやすく改めている。これは、元田がそれだけ強く、この文章を国民に広めたいと考えていたことの表れであり、その背景には本節の初めに述べたように、彼が儒教を重視し、儒教に基づいた国教を樹立しようとしていたことがあると思われる。

(原本では元田による) 修正後の元田草案五——は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分を示す。

【元田草案五——】

仁ハ天地万物ヲ包含シテ愛セザルコトナク富貴ニ驕ラス貧賤ヲ侮トラス民業ヲ興シ国益ヲ広メ万衆ヲ協和スルニアリ

勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ忤チス敢為邁往剛果決断武ヲ尚ビ義ヲ守リ子ト為テハ孝ニ死シ臣ト為テハ忠ニ死シ国家ヲ扞衛シテ富岳ノ安キニ置クニアリ

④ 教育ノ要ハ知ヲ開キ徳ヲ進メ業ヲ広メ国ヲ安ンスル所以ニシテ其要ハ三徳ト達道トヲ養成シテ国威ヲ充大ニスルニアリ皆一ツ心ノ良能純誠ニ本ヅカザルハナシ斯道ハ則祖宗ノ遺訓ニシテ我カ国臣民ノ確信シテ勉励スヘキ所ナリ万国立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ伝ヘテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣民ト俱ニ永久ニ率由シテ失ハザランコトヲ庶幾フ

5

## 元田草案六

元田草案四が元になっていると見られているが<sup>\*52</sup>、それとかなり異なる草案が四編（所蔵を確認できたものは三編）ある。

本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の七番目の草案を「元田草案六―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の七番目の草案を「元田草案六―二」<sup>\*53</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の七番目の草案を「元田草案六―三」、稲田が元田の初稿再修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「元田草案六―四」とする<sup>\*54</sup>。

草案六―一と草案六―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられている。草案六―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案六―四は「宮内省罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*55</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案六―一について考察する。草案六の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*56</sup>。

明治二三年七月一八日付の井上宛元田書簡に、「過日文箱入ニ而一書呈上之処、御旅行中ニ而御受取置被下、教育上之愚見草案御覽被下候と奉存候」とあり<sup>\*57</sup>、この「草案」が元田草案六であると見られている<sup>\*58</sup>。ところが、どの井上草案の中にも、元田草案六から影響を受けたと見られる所はない。そのため、元田から受け取った草案の文章を取り入れないということが、二五歳も年下の井上（元田は七三歳、井上は四八歳）にできたのかという疑問が出てくる。

しかし、井上は同年六月末に、自分の草案に対する意見を元田に求め<sup>\*59</sup>、その後も二人は書簡を通じて、修正意見をたびたび出し合っている。これらのことから、彼らの間には年の差を越えた信頼関係があったと見られる。それゆえ、井上は草案六を元田から受け取っても、その文章を自分の草案に無理に取り入れずに、自由に推敲を進めることができたと考えられ



る。

(原本では元田による) 修正後の草案六一は次の通りである。

【元田草案六一】

我皇祖皇宗国ヲ肇メ民ヲ育シ厥徳宏遠天壤窮リ無シ我臣民ノ祖先克ク忠ニ克ク敬シ万世易ラス是我国体ニシテ人道ノ基礎教育ノ本原ナリ

5 君ハ臣民ヲ愛シテ腹心股肱トナシ臣民ハ君ヲ敬シテ元首父母トナス父慈ニ子孝ニ兄友ニ弟恭ニ夫婦和順朋友相信ス之ヲ合セテ五倫ノ道トス此ノ五倫ヲ本トシテ推シテ他ニ及ホシ己カ欲セサル所ハ以テ人ニ施スコト無ク親族相睦シク郷隣相助ケ国人相保チ以テ億兆ヲ協和スルハ我国ノ大道ニシテ汝臣民ノ共ニ由ル所ナリ

此ノ大道ニ由ラント欲セハ智ヲ開キ仁ヲ体シ勇ヲ養ナハザルベカラス智ハ万物ノ理ヲ究メテ善ニ明カニ義ニ精シク進ンテ息マサルニアリ仁ハ国家万民ヲ保愛シテ公誠私無ク力行倦マサルニアリ勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ忤チス剛果決断敢為撓マザルニアリ此三ツヲ以テ人ノ大徳トシ人性ノ固有ニシテ我国ノ善風美俗ヲ為ス所以ナリ

10 斯道斯徳ハ則祖宗ノ遺訓我国臣民ヲ教育スルノ原理ニシテ各国立教ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ古今ニ照シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス汝臣民ト共ニ永久ニ率由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

元田草案の最終的な浄書は現存せず、「元田草案はそのものとしては後に退いたが、井上草案に融合して完成文に到達した」と解釈されている<sup>\*60</sup>。そして、これまで見てきたように、井上からの影響を受けていない元田草案は、草案一〜三であり、元田自身の考えは草案三の段階で一通りまとまっていたと見られる。ただし、草案三の現在の所蔵場所を確認できなかったため、ここでは元田草案のまとめとして、草案二の内容を確認しておきたい。草案二は一二節から成っている。

一 「我 天祖国ヲ開キ民ヲ育シ 皇統一系天壤窮リ無シ我臣民ノ先祖我 天祖ヲ奉シ我子孫ニ伝ヘ億兆一心万世易ルコ

ト無シ君猶父ノ如ク民ハ猶子ノ如シ君民密着一体ニナラズ是我国家ニシテ 皇祖 皇宗ノ教トスル所天下臣民ノ共ニ道トスル所ナリ」

・天祖（天皇の祖先）が国を開き、民を育てた。天皇の家系は永遠に続く。臣民は心を一つにして天祖を永遠に敬い、君主と臣民は父と子のように密着する。これが日本の国体であり、皇祖皇宗の教えであり、臣民の進むべき道である。

二 「天下ノ達道五ツ君臣ヲ第一トス父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ」

・世の中の不変の道德は、五倫である。

三 「君愛シ臣敬シ君臣一体ニシテ義其間ニ行ハル故ニ君臣義アリト云父慈ニ子孝ニ父子相合シテ親其間ニ行ハル故ニ父子親アリト云兄弟ノ順序アル夫婦ノ和シテ淫セス朋友ノ信ヲ以テ相交ハル之ヲ五倫ノ要義ト為ス」

・君主は臣民を愛し、臣民は君主を敬う。父は子を慈しみ、子は父に孝行する。兄弟はその順序を守る。夫婦は睦まじくする。朋友は信じ合う。これらが五倫の主意である。

四 「五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ智仁勇ナリ此ノ三徳ハ 天祖伝フル所ノ三種ノ神器ニ顕ハレテ天下後世ニ示シ人々天性ノ固有ニ存ス此ノ三徳アリ以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ以テ天下万事ノ根本トナス者ナリ」

・五倫の主意を行うためには、智・仁・勇という三つの徳が必要である。人間はこの三徳を生まれつき持つており、三徳を基として五倫の主意を行うことが、世の中すべての根本である。

五 「智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス広ク万物ノ理ヲ知り善悪ヲ知り公私ヲ知り長短ヲ知り利害ヲ知ル而シテ能ク善ヲ取り悪ヲ捨テ公ニ従ヒ私ヲ去リ長ヲ用キ短ヲ棄テ利ニ就キ害ヲ避ケ扱フコトノ精シク守ルコトノ堅キ之ヲ智ノ徳トス徒ニ理ヲ知りテ義ヲ知ラス博識ニシテ約ヲ得サルハ以テ智トナスヘカラス」

・智は、物事を明らかにして分別する徳である。無駄に理屈っぽいことは智ではない。

六 「仁ハ公誠ニシテ博愛スルヲ徳トス第一吾君ヲ愛シ吾父ヲ愛シ兄弟夫婦朋友相愛シ以テ天下人民ニ及ヒ以テ天下ノ事

物ニ及ヒ悉ク愛育保合シテ温和慈良ノ一団結ト成ルヲ仁ノ徳トス優柔不断ハ以テ仁トナスヘカラス」

・仁は、誠実で博愛する徳である。優柔不断は仁ではない。

七 「勇ハ義アリテ剛果決断アルヲ徳トス其義理ノ為スヘキハ進テ為シ不義ノ為スヘカラサルハ敢テ為サス臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ取ルヘカラサルハ万金モ塵芥ノ如ク仁ニ当テハ大敵モ避ケサルヲ勇ノ徳トス粗暴激昂人ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ勇トナスヘカラス」

・勇は、君主のために思い切った決断をする徳である。粗暴な態度や、激昂したり人を侮ったりすることは勇ではない。

八 「智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス一ハ誠ナリ誠ハ 祖宗惟神ノ道ナリ誠ヲ思フハ人ノ道ナリ神ノ道ニ随フヲ云ナリ神ノ道ニ随フハ忠信ヲ主トシ浮薄輕佻虚妄詐欺ノ行為ヲ戒シム之ヲ誠ヲ思フノ道ト云ナリ」

・智・仁・勇の三徳をまとめるものは、誠である。誠は主に忠と信のことであり、浮薄、輕佻、虚妄、詐欺などの行為を戒めることである。

九 「国体ニ由リテ道アリ道ニ由テ教アリ教育ハ我国人ヲ養成スル所以ナリ我国人ヲ養成セント欲シテ我国体ニ本ツカス我皇道ニ由ラス我 祖宗ノ教ニ率カハスシテ専ラ異国ノ文物理学ヲ採用スルハ猶魂魄ナキノ人ヲ粧飾スルカ如シ国家ヲ挙テ将ニ魂魄無ラシメントス国家ノ害是ヨリ太甚シキハナシ今独逸人ヲシテ仏蘭西人ニ模擬シ露西人ヲシテ英吉利国人ニ模擬セシメントセン乎其国ノ損害火ヲ見ルカ如クニシテ其決シテ模擬スルヲ欲セサルハ論ヲ待タザルナリ嗚呼我日本人ニシテ亦自ラ甘ンシテ異国人タラント欲シテ可ナランヤ」

・教育は日本人を養成する拠り所である。日本の国体に基づかない外国の教育方法では、魂のある日本人を養成することはできない。

一〇 「我国人ヲ養成スルハ何ヲ以テ先トスル日本国ノ精神ナリ氣魄ナリ徳性ナリ風俗ナリ我国体ヲ明カニシ忠君愛国ヲ奨励スルハ精神ヲ養成スル所以ナリ義ヲ重ンシ利ヲ輕ンシ武ヲ励マシ勇ヲ尚フハ氣魄ヲ養成スル所以ナリ礼讓ヲ

先ニシ廉恥ヲ守リ敦厚ヲ務メ節儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ老ヲ尊トヒ幼ヲ慈ミ祭祀ヲ慎ミ神祇ヲ敬シ婚娶ノ礼ヲ正クシ郷隣ノ交ヲ厚クスルハ風俗ヲ養成スル所以ナリ」

・日本人を養成する際には、まず、彼らに日本の精神・氣迫・徳性・風俗を身に付けさせなければならない。

一一 「物皆本末アリ学問ノ要本末ヲ明カニスルヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナリ我国ハ本ナリ海外諸国ハ末ナリ君父ハ本ナリ社会ハ末ナリ德行ハ本ナリ文芸ハ末ナリ国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ末ナリ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本末ヲ愆マラズトス 本末ヲ云ヘハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ体育ヲ末トス先後ヲ云ヘハ体育ヲ先キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然トモ体育知育モ徳ヲ離ルヘカラス故ニ德育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス」

・物事には皆、本末がある。教育においては、德育が本、知育がその次、体育が末である。

一二 「人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニアリ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中ヨリ養成スルヲ第一ノ教育トス国体ノ成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ艱難忠賢義烈ノ事歴等諳熟諷誦セシメテ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成スヘシ 中学ハ知ヲ発キ徳ヲ進ムルノ要路師範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所ナリ皆宜シク中正純良ノ人ヲ鑄造スルヲ目的トスヘシ 大学ハ将来補弼ノ器経国ノ才ヲ出スノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学等ノ諸科ノ芸技ノ達特ニアラサルナリ」

・人々には忠孝と仁義を幼少期からしっかりと教え込むべきである。中学では知識や道徳心を発達させ、師範学校では中正で純良な人を養成すべきである。大学は将来の日本の指導者を出す所であり、知識と道徳心を兼ね備えた俊秀な人を養成すべきである。

したがって、元田草案の特色は、国体を教育の源とし、五倫・三徳を中心に述べているところであると言える。そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の七つである。

一つ目は、元田は天皇から内密に起草命令を受けていた、と見たことである。

二つ目は、元田に起草のきっかけを与えた草案、すなわち、元田草案一の直前に書かれた草案は、他の中村草案ではなく「乙案」（本論文での「中村草案五―一」）である、と見る根拠として、草案の題を挙げたことである。

三つ目は、元田の修正の背景には、「乙案」の内容への対抗意識と、文部省関係者へのライバル意識がある、と指摘したことである。

四つ目は、草案二の上欄外の○印は、元田がその段落を残して、他の段落を削除しようとしていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

五つ目は、元田は井上草案を受け取った後で元田草案四を書いた、と見る根拠として、元田草案四―一において「悖ラサルベシ」と書かれた所が、その上から墨で「悖ラス」に改められていることを挙げたことである。

六つ目は、元田が明治二三年六月「三十日朝迄」に井上にする返事として書いた草案は<sup>\*61</sup>、草案五ではなく草案四である、と見る根拠として、草案五の前半が残されていないことを挙げたことである。

七つ目は、元田と井上の信頼関係について言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

ところで、本節の初めに述べたように、元田は儒教に基づいた国教を樹立し、「祭政教学一致」とすべきであると主張していた<sup>\*62</sup>。その一方で、元田は草案一から草案二への修正（<sup>35</sup>）で、「国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ」という言葉を加えている。すなわち、侍講兼枢密顧問官であった元田は、政治から一步離れていたため、政教一致を主張している、政治と教育を混合せずに、基本的には両者を分けて考えていたと思われる。

以上、本章では教育勅語の起草の契機と、勅語の成立過程の前半に着目し、第一節で、明治五年から二〇年頃までの德育事情について確認してから、教育勅語の起草の契機として、府県知事一同が明治二三年に「德育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにした。第二節で、同建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村正直ら文部省関係者による教育勅語草案の推敲過程を明らかにし、第三節で、元田永孚の基本的な思想について確認してから、元田による

教育勅語草案の推敲過程を明らかにした。

本章第二節の「中村草案六」の考察で少し述べたように、井上は中村草案を批判する一方で、山県有朋から命令を受けて教育勅語を起草した。そして、直接的には、教育勅語は彼の草案を基にして成立したのである。井上の草案は、どのような推敲過程をたどったのであろうか。次の章では、この点について考察したい。

- \*1 元田永孚は、文政元（一八一八）年一〇月一日生く明治二四（一八九一）年一月二一日没。雅号は、東野、茶陽。明治一四年五月、一等侍講に就任し、明治二一年五月、枢密顧問官に就任した（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、一〇〇一頁。秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、五二〇頁）。
- \*2 文部省編『学制百年史』資料編、ぎょうせい、一九七二年、七頁。教学大旨については、本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの徳育事情）を参照。土屋忠雄は、「明治五年の「学制」は、その教育内容において、著しく徳育を軽視していた。……『教学大旨』に指摘されたように知育に偏向していたことは事実であった」と指摘している（土屋忠雄『明治前期教育政策史の研究』文教図書、一九六二年、三五九頁）。
- \*3 前掲『学制百年史』資料編、七頁。小学条目二件については、本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの徳育事情）を参照。
- \*4 海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、一五九頁。
- \*5 前掲『学制百年史』資料編、一四頁。
- \*6 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第一卷（自伝・日記）、元田文書研究会、一九六九年、一七六〜一七七頁。「古稀之記」の執筆年については、同右、一七三頁を参照。東山・北陸・東海三道の巡幸については、本山幸彦『明治国家

- の教育思想』思文閣出版、一九九八年、一四九頁を参照。
- \*7 前掲『日本近現代人物履歴事典』五二〇頁。
- \*8 元田竹彦・海後宗臣編『元田永孚文書』第二卷（進講録）、元田文書研究会、一九六九年、一一二～一一三頁。執筆年については、同右、三六二～三六三頁を参照。
- \*9 前掲『学制百年史』資料編、七頁。
- \*10 同右。
- \*11 前掲『元田永孚』一四一～一四二頁。教育議附議については、本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの德育事情）を参照。
- \*12 同右、一五九頁。
- \*13 同右、一四二～一四三頁。
- \*14 同右、一四五～一四六頁。
- \*15 同右、二〇四～二〇六頁。
- \*16 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、二一五頁。
- \*17 本論文第二章第二節の「井上草案一」と「井上草案二」を参照。
- \*18 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、八頁。
- \*19 前掲『教育勅語成立史の研究』二二六～二二三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一八八～一九三頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、七三～七四頁。
- \*20 前掲『教育勅語成立史の研究』二一七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一九三頁。
- \*21 前掲『教育勅語成立史の研究』二一六頁。

- \*22 同右、二四九頁。
- \*23 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』七二頁。
- \*24 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九二～一九三頁。
- \*25 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一九三九年、四五六頁）。
- \*26 前掲『教育勅語成立史の研究』二一五頁。
- \*27 本章第二節の「中村草案六」を参照。
- \*28 本章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの德育事情）を参照。
- \*29 前掲『教育勅語成立史の研究』二二三～二二七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一九三～一九五頁。
- \*30 前掲『教育勅語成立史の研究』二二三～二二四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』一九三頁。
- \*31 皇祖は天照大神から神武天皇まで、皇宗は綏靖天皇から前代までの歴代の天皇を指している（野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、三一六頁）。
- \*32 前掲『教育勅語成立史の研究』二二七頁。
- \*33 同右。
- \*34 同右、二二七～二二九頁。
- \*35 同右、二三六～二四一頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一二～二一五頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』七四～七七頁。
- \*36 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、53～55コマ。



- \*37 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二～二一五頁。
- \*38 同右、一〇頁。
- \*39 前掲『教育勅語成立史の研究』二三七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一二頁。
- \*40 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇二頁。
- \*41 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二一九～二二〇頁。
- \*42 「井上草案一」と「井上草案二」については、本論文第二章第二節を参照。
- \*43 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一一～二一二頁、二一四～二一五頁。
- \*44 本論文第二章第三～四節を参照。
- \*45 前掲『教育勅語成立史の研究』二四一～二四二頁。
- \*46 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、56～57コマ。
- \*47 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一三頁。
- \*48 前掲『教育勅語成立史の研究』二四二頁。
- \*49 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。
- \*50 前掲『教育勅語成立史の研究』二四二頁。
- \*51 「元田草案五」はもともと二枚の紙に書かれていたが、前半の一枚は紛失されたと見られている（同右）。
- \*52 同右、二四三～二四五頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三～二二六頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』七八頁。
- \*53 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、50～52コマ。
- \*54 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三～二一六頁。

- \*62 \*61 \*60 \*59 \*58 \*57 \*56 \*55  
 同右、一〇頁。
- 前掲『教育勅語成立史の研究』二四三頁。
- 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁。
- 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一五頁。
- 明治二三年六月二八日付の元田宛井上書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇二頁）。
- 前掲『教育勅語成立史の研究』二四六頁。
- 明治二三年六月二九日付の井上宛元田書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第五、二一九～二二〇頁）。
- 元田永孚「教育議附議」（前掲『元田永孚』一四二～一四三頁）。

## 第二章 井上毅草案の推敲過程

### 第一節 井上毅の思想形成

本章では、教育勅語の成立過程の後半について考えたい。第一節で、井上毅（法制局長官）の青少年期とその後の思想との関連を明らかにし、第二～四節で、井上の起草理由について確認してから、彼の教育勅語草案（明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡に添えられた草案）を基とした諸草案（「井上草案」）の推敲過程と、井上の役割を明らかにすることを試みる。そして、最後に教育勅語の下賜方法の決定について確認しておく。

井上草案の推敲過程は二〇段階に及ぶ。本章では、それを三つに分けて、第二節で「草案一」から「草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）、第三節で「草案六」から「草案一五」（複写版の作成）まで、第四節で「草案一六」から「草案二〇」（草案の完成）までを考察する。

井上草案を見る前に、本節では、井上の青少年期とその後の思想との関連について考察しておきたい。

井上は教育勅語草案をはじめ、様々な文書において儒教を重視し、その一方でキリスト教を批判している。例えば、井上は「儒教ヲ存ス」（明治一四～一五年頃）で、キリスト教が怪しいものであるのに対して、儒教は立派な教えである、と次のように述べている。

其（キリスト教のこと―引用者注）所謂聖書ナルモノヲ讀ミ、耶蘇伝ヲ一閱スルニ及ンテ、始テ其浅近ニシテ、取ルニ足ラサルヲ知ル、……其説亦天神ヲ仮托シ、自ラ神子ト称シ、密法幻術ヲ行ヒ、未来ノ賞罰ヲ転シテ、更ニ現世ノ神通ヲ示ス、一生ノ言行、一ノ神怪ナラサルハナシ、……其（孔子と孟子のこと―引用者注）言、布帛菽粟、一毫ノ神怪ナク、一点ノ禍胎ナシ、真ニ千古ノ卓見ト云フヘシ、……余宇内ノ書ヲ読テ、断然トシテ、儒教ヲ以テ正大第一トス、……

：仰キ願クハ、今日ニ在テ広く万国ノ長短ヲ鑑ミ、治具、民法、農工、百般ハ、之ヲ西洋ニ取り、支那ノ衰風ヲ刪リ、又倫理名教ノ事ニ至テハ、断然天下ニ布キ示シ、古典国籍ヲ以テ父トシ、儒教ヲ以テ師トシ、……以テ百世ノ後、論定ルヲ待チ給ハンコトヲ<sup>\*1</sup>

井上は西洋のものをすべて否定しているわけではない。だが、彼によれば、キリスト教は浅くて、取るに足らない怪しいものである。それに対して、儒教は真に永遠の卓見であり、世の中で最も正しくて立派な教えであり、師とすべきものである。儒教には怪しいところや、災いを招くようなところがまったくない、と井上は捉えている。

その後、井上は大日本帝国憲法体制において忠と孝を重視し、「今我國民ノ習慣上何物カ尤モ此ノ憲法ノ首腦ト關係アルヤト尋ヌルニ父子ノ關係是レナリト答フベシ……夫レ家ハ小国家ニシテ父子ハ小君臣ナリ……未タ家ニ孝ニシテ国ニ忠ナラサルモノアラズ……父子ノ關係ハ君臣ノ關係ニ影響ヲ及スヘキ固ヨリ明ナリ」と述べている<sup>\*2</sup>。あるいは、彼は教育勅語草案の初稿から一貫して、その中心に五倫を書いたり<sup>\*3</sup>、文部大臣時代に「五倫は人とし人たるものゝ世に生活する為に必履み行ふべき道」であると述べたりしている<sup>\*4</sup>。

このような井上の儒教思想の基盤は、青少年期に形成されたと見られており、彼の青少年期については、野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房、一九九四年）、木野主計『井上毅研究』（続群書類従完成会、一九九五年）、家永三郎「教育勅語」（家永三郎『家永三郎集』第三卷、道徳思想史論、岩波書店、一九九八年）などで考察されている。

しかし、これらの研究では、井上の青少年期とその後の思想との関連について、まだ明らかにされていない部分がある。したがって、本節では、井上の青少年期を五つ――①長岡監物の必由堂<sup>\*5</sup>、②木下鞆村の木下塾<sup>\*6</sup>、③時習館菁莪齋（肥後藩の藩校）、④横井小楠と安井息軒<sup>\*7</sup>、⑤欧州視察――に分けて、井上がその環境で何をどのように学習し、それが彼にどのように影響したのかについて明らかにしたい。

長岡監物の必由堂（井上、一〇〇一五歳。嘉永五年一月〜安政四年七月）

天保一四年一二月一八日（一八四四年二月六日）、井上毅は飯田権五兵衛と美恵の三男として熊本坪井で生まれ<sup>\*8</sup>、幼名を多久馬といった<sup>\*9</sup>。古城貞吉によれば、「先生（井上のこと―引用者注）の生家飯田氏は、肥後細川公の三家老の一として、禄高一万五千石を食みたる長岡監物（今の米田男爵家）の家臣で中小姓を勤め、年米二十五俵を受けられたが、家は甚々貧困で、其の住宅も余り広からざる茅屋であった」という<sup>\*10</sup>。なお、彼の姓が井上になったのは、慶応二（一八六六）年二月二一日、井上茂三郎（肥後藩士）の養子になってからのことであるが<sup>\*11</sup>、本論文では「井上」で統一する。

「幼穉の時から穎悟絶倫」であった井上は、嘉永五（一八五二）年一月一五日、数え年で一〇歳の時、長岡が塾長を務める米田家の家塾「必由堂」に入門し、そこで「初歩の教育」を授けられた<sup>\*12</sup>。

必由堂は「大体に於て徂徠先生、南郭先生以来の学風」であったと伝えられており<sup>\*13</sup>、井上は儒学の中でも、古学派の古文辞学派の儒学を授けられていたと見られる<sup>\*14</sup>。後に、井上は教育勅語草案の推敲過程において、『詩経』『春秋左氏伝』『尚書』『中庸』にある言葉をそのまま勅語に取り入れるように、元田永孚に求めている<sup>\*15</sup>。経書を重んじる井上の考え方は、必由道の教育によって形成されたと思われる。

そして、「必由堂に於ける文芸の修業は時習館と其順序を異にせるが、但し大学より先きは時習館に於けると同じ」という程度の高いものであったが<sup>\*16</sup>、その中でも井上は「十二三歳の頃には、早くも無点の文選」や「左伝・史記など」を「流暢に誦読し」、「諸人皆舌を捲いて驚嘆した」ほど優秀な生徒であったと見られている<sup>\*17</sup>。

このような井上を指導していた長岡は、横井小楠と共に肥後実学党の指導者であった<sup>\*18</sup>。肥後実学党は「専ら治平の学を究め、利用厚生の術を講じ、力を経国済民、殖産興業に致し」ていたと見られている<sup>\*19</sup>。また、長岡は「忠孝の一致」・「文武の兼修」・「学問と事業の一致（実践性）」などを特色とした水戸学に深く傾倒した人であったと見られており<sup>\*20</sup>、平山岩彦は、「必由堂教育の主張は『和魂漢才に水戸学風真の髓を加へて人物を作るにあり』といふので尽きるようである」（傍点原文）と述べている<sup>\*21</sup>。

そして、水戸学は井上を通じて教育勅語の中に入っていると見られる。教育勅語の中に「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」という言葉があるが、前者は「忠孝の一致」、後者は「学問と事業の一致」であると言える。野口が言うように、井上は「かれの人間形成や思想的骨格の形成において、長岡監物を通じて水戸学思想の深い影響を受けていた」と見てよいだろう<sup>\*22</sup>。

したがって、井上が経書や「学問と事業の一致」を重視していることは、一〇〜一五歳頃に五年六か月にわたって、長岡から古文辞学派・水戸学系の教育を受けたことによると考えられる。ただし、ある研究によれば、人間は一五歳くらいにならないと、抽象的な事柄を正確に理解できないと言われている<sup>\*23</sup>。そのため、いくら井上が優秀であったとはいえ、長岡の教えの中の抽象的な部分については、当時はまだ正確に理解できていなかったと思われる。

#### 木下鞆村の木下塾（井上、一五〜二〇歳。安政四年七月〜文久二年一〇月）

必由堂で「非常の勉学を以て」優秀であった井上は<sup>\*24</sup>、安政四（一八五七）年七月二四日、一五歳の時に長岡から薦められて、木下鞆村（犀潭）の「木下塾（鞆村書屋）」に入門した<sup>\*25</sup>。長岡が井上を木下に託した理由について、野口は、「（一）長岡監物がかねてから木下犀潭の学問と教育に絶大なる信頼を置いていたことと、（二）木下犀潭の教学が、時習館の教官にあつては異例な、しかも独自の実学派に属していたことに事由があつた」と推測している<sup>\*26</sup>。木下は時習館の訓導を務める傍ら、自分の塾を開き、また、必由堂で安政三（一八五六）年三月から月に三回、儒学の勉強会を指導していた<sup>\*27</sup>。つまり、井上は少なくとも、必由堂にいた一四歳の時から木下塾を出るまでの六年七か月間は、木下の下で学んでいたということである（井上が時習館でも木下から学んでいたかは、明らかでない）。

塾の中で群を抜いていた井上は<sup>\*28</sup>、竹添進一郎（光鴻）・木村弦雄と共に「木門の三秀才」と称され、木下からも、「彼れ年幼なるも、筆を執つては、関西に並ぶ者なかるべし」と高く評価されていた<sup>\*29</sup>。

木下は朱子学に固執せず、世界の大勢を通観し、兵略を講究するために洋学を奨励していたと見られている<sup>\*30</sup>。木下の教

学について、竹添は「木下先生行状」で、「先生ノ学主ニ洛閩（朱子学のこと―引用者注）、而シテ墨守為サズ」（原漢文）、  
 「西人ニ及ブノ学興リ、門人或ハ其ノ書ヲ講ズル者有リ、勉ヲ以テ大勢ヲ通觀シ、兵略ヲ講究ス」（原漢文）と述べ<sup>\*31</sup>、安井  
 息軒も、木下が江戸を去る際の「送別の辞」で、「其ノ学、宋儒（朱子学のこと―引用者注）ヲ純守シ……其ノ学、時ニ洛  
 閩ニ於テ溢レル」（原漢文）と述べている<sup>\*32</sup>。

また、野口は、「木下犀潭が渋江松石、桑満伯順（桑満は木下の師、渋江は桑満の師―引用者注）を通じて、『古学派の徂  
 徠学派』を学んだことは明らかで、後の大成した犀潭学に徂徠学の經世済民の思想が継承されていることは想像に難くな  
 い」と指摘している<sup>\*33</sup>。

木下が師の桑満から、徂徠学（古文辞学派）の「經世済民の思想」を継いでいた、と見るのは自然である。また、実学重  
 視の長岡が、自分の塾（必由堂）で開く勉強会に木下を師として招いたり、井上という優秀な弟子を彼に託したりしている  
 ことから、木下は「經世済民の思想」を持っていたと考えられる。つまり、木下は単に朱子学に固執していなかったのだ  
 はなく、学派の枠にはまらずに儒学に通じ、かつ洋学にも通じた、視野の広い人物であったと見られる。

そして、竹添によれば、木下は生徒に対して一定の尺度を用いずに、一人一人の資質を見て指導し、「孔子の下では、弟  
 子はそれぞれの器量に合わせて科を分けられ、皆が世の中に適するように指導されたが、現在の教育は、これとまさに反対  
 で、実用的な才能を育てることが難しい」と語っていた。竹添は「木下先生行状」で、「人才ヲ造就シ、資稟ヲ視テ近キ所  
 ニ之ヲ誘フ、一定ノ繩尺ヲ以テ律セズ、嘗テ曰ク、……聖門ノ教、器ニ随ヒ科ヲ分ケ、皆以テ世ニ適シテ用ヒルニ足ル、後  
 世門戸ノ学、与此レト正ニ相反ス、実才ノ所以テ得難キ也」（原漢文）と述べている<sup>\*34</sup>。

このような木下の個性尊重教育は、「其の説全く近代教育学の力説する個性完成と符合している」<sup>\*35</sup>、あるいは、「かの自  
 学自習を奨励し生徒をして自ら啓発する所あらしむる所謂自発活動主義は断じてダルトンプラン（Dalton Laboratory Plan  
 のこと―引用者注）の独占物ではない」と高く評価されている<sup>\*36</sup>。

ところで、井上の儒教思想は現実的・実践的であると見られる。例えば、本節の初めに述べたように、彼は「儒教ヲ存

ス」で、儒教には怪しいところがまったくないと述べているが、『春秋左氏伝』は「伝奇小説」のように怪しい、と例外を認めて、「左伝、神怪不経、恐クハ占卜家ノ手ニ成ル、後世伝奇小説ノ類ナルノミ」と述べている<sup>\*37</sup>。また、井上は実践力に乏しい儒教を批判し、時習館居寮生の頃（文久三年元旦）、「章ヲ摘ミ句ヲ取ルハ兒戯タルヲ知ル、更ニ単刀ヲ要シ本根ヲ截ツ」（原漢文）と述べたり<sup>\*38</sup>、その後、「儒教ヲ存ス」で、「後世儒教変シテ、文字癖トナリ、陳編ニ沈ミ、詞章ニ泥ミ、科学ヲ知ラス、実業ヲ忘ル、学者盛年ノ精神、一切之ヲ虚文ニ用牛徒二人ヲ愚ニスルニ足ルノミ」と述べたりしている<sup>\*39</sup>。

そのため、井上は伊藤博文から、「明治維新以来沢山の学者が居たが井上の如く経国の事に涉りて学問を實際に応用した者は恐らくなからう」と評されたり<sup>\*40</sup>、小早川秀雄から、「先生（井上のこと―引用者注）の学問は学問としての学問にあらず総て経世有用の学問也」と評されたりしている<sup>\*41</sup>。

井上は教育勅語草案に関しても現実的であった。彼は宗教的な争いを避けるため、儒教を草案の前面に出さないようにしている<sup>\*42</sup>。あるいは、彼は草案の初稿に、「各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ広メ」という言葉を入れて<sup>\*43</sup>、「公」の土台として「各々」に目を向けている。

したがって、井上が現実的・実践的な儒教思想を身に付け、個人を尊重していることは、長岡から水戸学系（学問と事業の一致）の教育を受けた後、さらに一四〇歳頃に六年七か月にわたって、木下から視野の広い経世済民の教育と、個性尊重教育を受けたことによると考えられる。

### 時習館菁莪齋（井上、二〇〇〜二三歳。文久二年一〇月〜慶応元年十一月）

文久二（一八六二）年一〇月二十九日、井上は二〇歳の時に米田家から、「時習館居寮被仰付、弥以学問研究イタシ候様被仰付旨、御奉行ヨリ御直ニ御達之段可申聞旨、被仰渡候事」と達せられ<sup>\*44</sup>、時習館菁莪齋への入門を許可された。

時習館は下から順に、一〇歳頃からの「句読齋・習書齋」、「蒙養齋」、「講堂」、「菁莪齋」と四級に分かれており<sup>\*45</sup>、漢学、習字、習礼、算術、音楽、古実などが教えられていた<sup>\*46</sup>。これを現代の教育制度に当てはめると、句読齋・習書齋は初等科、



蒙養齋は中等科、講堂は高等科、菁莪齋は研究科に相当すると見られている<sup>\*47</sup>。小早川によれば、菁莪齋の門下生は将来「藩政の要地」に就く者として期待された、「僅かに十人にも達せざる少数」であった。彼らは藩から学費を給付され、「居寮生」と称された通り、寮に入って学問に専念した。小早川は、「居寮生とは幾多藩中の子弟より学力才幹の衆に秀で群を抜き<sup>（ハツマ）</sup>将来有望の目ある者を探りて之を特待し学費を給し優遇を為して館中の寮舎に居らしめ学問を勉強せしめ他日之を重用して藩政の要地に立たしむる者にして其数は僅に十人にも達せざる少数なれば此待遇を受くるは学生無上の名誉にして又登龍門に躋りたる者なり」と述べている<sup>\*48</sup>。

菁莪齋には時習館「講堂生の篤学者」や<sup>\*49</sup>、千石以上の肥後藩士の嫡子は優先的に入門することができ、また、訓導などから推薦された、藩の中で優秀な者は試験の結果次第で入門することができた<sup>\*50</sup>。井上は長岡や木下から推薦されたと見られている<sup>\*51</sup>。居寮生には大抵、細川家の直参が選ばれており、井上のように「陪臣より採用するの例は古来極めて僅少にして、之を絶無と称するも差支なき程」であった<sup>\*52</sup>。なお、下田一喜編『稿本肥後文教史』（共力舎、一九二三年）では、米田家の「臣下の中極めて稀に時習館に出でたるもあるが、井上梧陰先生の如きは藩公より招かれて居寮生となる、他に類例なしといふ」（傍点引用者）と述べられ<sup>\*53</sup>、井上毅伝編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三（国学院大学図書館、一九六九年）でも、井上は「藩命によつて藩費時習館居寮生となつてゐる」と見られている<sup>\*54</sup>。だが、木野は木下韓村の文久二（一八六二）年閏八月二四日の日記から、井上は少なくとも二日間にあたる試験を受けて入門したと考えている<sup>\*55</sup>。

ところで、アメリカにおけるある研究では、教育程度・学歴の高い人々には、次のような政治的傾向があると見られている<sup>\*56</sup>。

- 一 自分は政治過程に影響を及ぼすことができ、政府は自分のこと・自分の見解を考慮しており、政治権力への接近の途は自分にも開かれていると考える。
  - 二 政治的問題に強い関心を持ち、それに深く係わっている。
- さらに別の研究では、教育程度の高い人々には、宗教上の反対意見を持つ人々の言論の自由を支持する傾向があると見ら

れている。<sup>\*57</sup>

井上について見てみると、彼は「思付いたことは、必ず言つて隠す所」のない、<sup>\*58</sup>「剛直不屈の氣象」であつたと見られており、<sup>\*59</sup>「辛未学制意見」（明治四年一月）、官吏改革に関する無題の意見書（明治七年四月）、「試草呈大久保公」（明治七年）、「十四年 進大臣」（明治一四年一月七日）などで自分の意見を積極的に述べ、<sup>\*60</sup>さらに、明治二二年には、大隈重信（外務大臣）の条約改正案（特に外国人の法官任用条項）に猛然と反対している。<sup>\*61</sup>

その一方で、本節の初めに述べたように、井上はキリスト教を取るに足らない怪しいものとして批判しているが、キリスト教の即刻排除までは唱えていない。例えば、井上は時習館居寮生の頃（元治元年）、キリスト教は仏教より「倫理ヲ敗ルコト」が少ないと見て、横井小楠との対話（「沼山問答」）の中で、「仏ノ害耶蘇ニ比ヘ候エハ倫理ヲ敗ルコト甚シク候義尤ノコトニ被存候」と述べている。<sup>\*62</sup>

井上は官僚になつてからも、キリスト教に対して穏健な考えを示していた。彼は日本ではキリスト教をまだしばらく放つておいてよいと考えて、「為山県内務卿代草」（明治一七年）で、「我国仏教ノ外其他ノ宗教ニ至テハ未タ教会ヲ認可スルノ資格ニ達セサルナリ、其故一ハ、信仰ノ数、仍ホ甚タ低度ニ居ル、二ハ、外国ノ宣教ニ倚頼シ、教会ノ中心ハ外国ニ在テ内国ニ在ラズ、三ハ、未タ教会ノ組織ヲ構成スルニ足ラズ、此ノ三ノ理由ニ因リ、姑ク之ヲ不問ニ附シテ可ナリ」と述べている。<sup>\*63</sup>また、井上は「神祇局意見 宗教論」第三書（明治一七年四月一九日）で、治安維持のため、仏教徒とキリスト教徒の「軋轢」への対策として、「法律上各宗旨ノ自由ヲ許ス」ことを提言している。<sup>\*64</sup>あるいは、彼は、キリスト教がヨーロッパの人々の精神を育てていると見て、「故森文部大臣の教育主義」（明治二二年三月九日）で、「欧羅巴には宗旨（キリスト教のこと―引用者注）があつて少年の精神を確むる故に、其結果を得て居る」と述べている。<sup>\*65</sup>

したがって、井上が自分の意見を積極的に表したり、キリスト教との共存を提言したりしていることは、二〇〇〜二三歳頃に三年一か月にわたつて、時習館菁莪齋というエリート養成機関で学んだことによると考えられる。

横井小楠と安井息軒（井上、二二〜二六歳。元治元年一〇月〜慶応四年三月）

元治元（一八六四）年一〇月末、井上は時習館居寮生であった二二歳の時、沼山津の草廬に横井小楠を訪ねて<sup>\*66</sup>、横井から、争いの元になるキリスト教を絶対に日本に入れてはならない、と次のように説かれている。なお、この対話は「沼山問答」と呼ばれている。

此ニ一ツノ慮ルベキコト御座候仏日本ニ入シ以来其教深ク民心ニ染タリ今耶蘇教ト姑ク其説ノ是非ヲ論ゼズ只耶蘇若モ日本ニ入込候エバ必仏トノ宗旨争ヲ起シ乍ニ乱ヲ生シ生靈ノ塗炭ト相成可レ申此患顕然タルコトニテ何分ニモ耶蘇教ヲ入レ込候テハ相成マジク被存候全体宗旨乱ト申スコト成程不慮ノ変ヲモ起シ至極恐ルベキモノニ候日本ノ神道ナドモ尤害アルモノニテ近来水戸長州ノ滅亡ヲ取候ニテ知ラレ候<sup>\*67</sup>

横井は、もしキリスト教が日本に入れば、必ず仏教との「宗旨争」が起こり、これが国全体に広がって「宗旨乱」になれば「不慮ノ変」も起こり、「至極恐ルベキモノ」になると考えていた。

そして、井上は「沼山問答」から間もない頃に、開国によって日本の風習や国体が変わることだけでなく、キリスト教が日本人の心に「伝染」することを非常に恐れている。彼は交易に関する意見書で、「今外国ト、全体ノ国体不レ同ヲモ顧ズ、交易シテ彼此ヲ平均セバ、不レ久人心モ彼ニ平均サレテ、風習モ変シ、国体モ失ヒ、終ニハ耶蘇教ヲモ伝染スル様ニ成果ツベキナリ、大ニ可レ恐コトナラズヤ、……彼ノ大砲モ恐ル、ニ足ズ、巨艦モ恐ル、ニ足ズ、只恐ルベキハ此邪説ナリ、古人ノ邪説之害甚於洪水猛獸ト云シコト、思合サレタリ」と述べている<sup>\*68</sup>。

ところで、時習館菁莪齋には、優秀な成績での満期（三年）を迎えた者は、藩から遊学を許可されるという制度があった<sup>\*69</sup>。井上はこれに該当し、慶応元（一八六五）年一月、菁莪齋を満期で退寮する際に米田家から、「退寮イタシ候テモ、不相変赴館イタシ、居寮生同様相心得勤学致候様、御奉行ヨリ御直ニ御達有之候、此段可申聞旨被仰付候事」と達せられ<sup>\*70</sup>、

その後も居寮生と同様に学問に励むことになった<sup>\*71</sup>。そして、慶応二年六く九月、井上は第二次長州戦争に「宿舍係の一員」として小倉へ従軍した後<sup>\*72</sup>、慶応三年九月く慶応四年四月、横浜や江戸へ仏語遊学をし、林正十郎（開成所の教授職並）などから学んだと見られている<sup>\*73</sup>。

その間の慶応三年一二月く慶応四年三月、井上は二五く二六歳の時、江戸の安井息軒の三計塾で学んだ<sup>\*74</sup>。

安井はキリスト教排斥論者であった。彼は、「耶蘇已マズンバ陥ツテ無君無父ノ人ト為ル。邪説ノ人ヲ惑ハス、阿片ノ飲夢ヲ醸スガ如シ」と述べている<sup>\*75</sup>。安井の『弁妄』（明治六年五月）は、キリスト教が「君と父、国と家をないがしろにすることを非難し、また天地創造やアダム、イブ物語りを妄誕であると主張したものである」と見られており<sup>\*76</sup>、安井が「耶蘇教に対する世間の迷妄を啓こうとして」著したものであるとか<sup>\*77</sup>、「日本の旧き思想を以て新しき信仰を批判したる最も聡明なもの」であるとか<sup>\*78</sup>、「明治初年におけるキリスト教排斥の最大の論文」であると評されている<sup>\*79</sup>。

安井がキリスト教を排斥した主な理由は、隅谷三喜男によれば、次の三つである<sup>\*80</sup>。一つ目は、聖書の記述は荒唐無稽であるから。二つ目は、キリスト教は忠孝の道を軽んじるものであるから。三つ目は、キリスト教は破壊的で、至る所に争論の種子を播くからである。

井上は遊学後、単にキリスト教を批判するのではなく、あらゆる宗教・宗派による争いを警戒している。例えば、彼は「儒教ヲ存ス」で、ヨーロッパ諸国における「中世ノ大乱」の多くは、キリスト教の「教旨」に限らず、様々な「教旨」が原因になっている、と次のように述べている。

洋史ノ載スル所、十字軍百年ノ戦、新旧三十年ノ争、皆人ヲ殺スコト幾千万、其他、羅馬法王ノ専裁、僧門ノ横暴、各国中世ノ大乱、大抵皆教旨ノ禍、其惨酷ナルコト、実ニ洪水猛獸ノ比フヘキニアラス、……専ラ教旨ヲ以テ兵ヲ用ユルノ機械トシ、東西二万余里ヲ侵シ奪ヒタリ、是蓋シ神教ノ通患、独リ耶蘇ノミニアラス、凡ソ神明ヲ仮リ、人民ヲ誘フモノ、流传スルコト、必ス易シ、而シテ其害ハ血ヲ流スニ至ル<sup>\*81</sup>、

また、井上は教育勅語の起草の際には、この勅語が「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」ことを避けるため、これに「敬レ天尊神等ノ語」や一つの宗旨に偏った語を入れないように、山県有朋へ注意を促している<sup>\*82</sup>。

したがって、井上がキリスト教を批判したり、宗教・宗派による争いを警戒したりしていることは、二二〜二六歳頃に、横井と安井からキリスト教排斥論を説かれたことによると考えられる。梅溪昇や野口は、井上のキリスト教排斥態度の形成には、安井からの影響が大きかったと見ているが<sup>\*83</sup>、横井からの影響もあると思われる。

#### 欧州視察（井上、三〇〜三一歳。明治五年九月〜明治六年九月）

横浜や長崎での仏語遊学を終えた井上は、明治三（一八七〇）年九月二〇日、大学小舎長に任ぜられ、明治五年二月一五日、司法中録に任ぜられた<sup>\*84</sup>。そして、彼は欧州各国の司法制度を調査するため、明治五年九月から一年間、三〇〜三一歳の時、河野敏鎌（司法少丞）、鶴田皓（明法助）、岸良兼養（司法権中判事）、益田克徳（司法省八等出仕）、沼間守一（司法省七等出仕）、名村泰蔵（司法省七等出仕）、川路利良（警保助）らと共に洋行した<sup>\*85</sup>。

井上ら一行は明治五年九月一三日に横浜を出航し、一〇月二八日にマルセイユ、十一月一日にパリに到着した<sup>\*86</sup>。明治六年、井上は鶴田、岸良らと共に、パリ大学でボアソナードから三か月にわたって「憲法及び刑法」を学び<sup>\*87</sup>、同年九月六日に帰国した。野口は、「井上毅が、この欧行を通じて、西欧における近代的な人間観に直接肌で触れたことによって、近代的な人間観を形成・確立していったその意義は極めて大きい」と指摘している<sup>\*88</sup>。

井上は帰国後、人権を尊重する記述を残している。ヨーロッパで、国民の「身体ノ自由、家宅ノ不侵」を「治罪ノ原則」としていることを実感した井上は、『治罪法備考』上編第一（明治七年八月）の緒言で、日本でも「断シテ拷訊ヲ廃スル」べきである、と次のように述べている。

毅等、命ヲ奉シ西航スルノ日、目視ル所ニ据ルニ、囚ノ獄ニ在ルハ、幾ント兵ノ營ニ在リ、兎ノ鬢ニ在ルニ等シ、衢ニ縛ヲ受ルノ賊ヲ見ズ、訟廷対理、衣髮常ノ如シ、之ヲ問テ後ニ、方ニ其何レカ罪人タルコトヲ知ル、絶エテ菜色鬼面ナシ、退イテ其然ル所以ヲ問フニ、蓋シ各国建国法、首メニ身体ノ自由、家宅ノ不侵ヲ掲ケテ、以テ治罪ノ原則トシ、凡ソ被告人、其ノ裁判宣告ノ日ニ至ルマテ、視テ無罪人トシ、不法ノ拏捕勾留必ズ重律ヲ以テ嚴究ス、……（日本では引用者注）但タ凡ソ罪ヲ定ムルハ、必ズ口供結案ニ据ル、是レ拷訊ノ用ヒ仍ホ已ムコトヲ得ザル所以ニシテ、其ノ実所謂口供結案ナル者、即チ正ニ隋唐以来ノ陋風ニ坐スルナリ、話聖東氏ワシントン、亜墨利加ノ建国法ヲ定ム、曰、何等ノ罪ニ於テモ、自ラ己レニ害スルノ証拠ヲ為スコトヲ強ユベカラズト、……歐洲各国、罪人ノ口供ハ、甘服承認スル者ト云ドモ、視テ以テ証款ノ一端トスルニ過キズシテ、据テ以テ結案トスルコトナン、話聖東ママノ此ノ原則ヲ定ムル、即チ断シテ拷訊ヲ廢スル所以ナリ、今マ拷訊ヲ廢セント欲セバ、先ツ口供結案ヲ廢セザルベカラズ（ルビ原文）<sup>\*89</sup>、

井上によれば、アメリカの建国法では、自白の強要が禁止されている。そして、ヨーロッパでは、容疑者の供述は証拠の一つにすぎない。それに対して、日本では、たとえ拷訊によるものであっても、容疑者の供述が決定的な証拠として扱われている。まず、この古い習慣を廃止しなければ、日本から拷訊はなくなならない、と彼は考えた。

また、井上は右の著書において、自由権や平等権のあるフランスの一七九一年建国法に言及し、その第一条「凡ソ人タル者ハ、其ノ権利ニ於テ、自由ニシテ、且平等ニ、是ヲ以テ生レ、是ヲ以テ止マル」について、「天生固有ニシテ、又確定不拔ナルヲ云」と共感を示している<sup>\*90</sup>。

それから、井上は日本の憲法にも、法の下での平等や拷訊の永久禁止を入れようと考えて、「憲法私案」（明治一五年）で、「第四条 凡ソ国民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ、平等ニ公権及私権ヲ有シ、同一ノ保護ヲ受クベシ。文武ノ官職ハ門地ニ拘ラズ」（句読点引用者）、「第五条 人身及財産ハ法律ヲ以テ之ヲ保護ス。治罪法及其他ノ法律ニ定メタル規程ニ依ルヲ除ク外、人身ヲ拏捕勾禁シ及人家ヲ搜索シ、物件ヲ追取スルコトヲ得ズ。拷訊ハ何等ノ罪犯ニ拘ラズ、永久ニ禁止ス」（句

読点引用者」と述べている<sup>\*91</sup>。さらに、彼は教育勅語草案においても、その初稿に「隣里相保チテ相侵サズ」、「己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」という言葉を入れている<sup>\*92</sup>。

したがって、井上が帰国後に人権の尊重を唱えていることは、三〇〜三一歳頃に、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したことによると考えられる。

以上から、教育勅語草案などに見られる井上の思想は、彼の青少年期の環境や経験のうち、特に次の五つのが影響していると言える。一つ目は、長岡から古文辞学派・水戸学系の教育を受けたこと。二つ目は、木下から視野の広い経世済民の教育と、個性尊重教育を受けたこと。三つ目は、時習館菁莪齋というエリート養成機関で学んだこと。四つ目は、横井と安井からキリスト教排斥論を説かれたこと。五つ目は、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したことである。

ここまで、井上の青少年期とその後の思想との関連を明らかにしてきた。次の節から三節にわたって、井上草案の推敲過程について考察していきたい。

\*1 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三、国学院大学図書館、一九六九年、四九八〜五〇〇頁。

\*2 井上毅「憲法制定ニ関スル意見書」(国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号40、文書番号B-1858の二〜三コマ目)。この文書は大日本帝国憲法制定の直前に書かれたと見られている(梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』青史出版、二〇〇〇年、一五六頁)。

\*3 本章第二〜四節を参照。

\*4 井上毅「五倫と生理との関係」（前掲『井上毅伝』史料篇第三、六四一頁）。『井上毅伝』史料篇第三に所収の「五倫と生理との関係」は、井上が『教育時論』第三五一号（開発社、明治二八年一月一五日）に発表した後、補筆したものである（同右、七三〇頁）。

\*5 長岡監物は、文化一〇（一八一三）年二月一日生く安政六（一八五九）年八月一〇日没。諱は、米田是容（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、六九一頁）。米田家は代々、家老職に就き、当主は「長岡監物」を襲名した（野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、三二頁）。

\*6 木下韓村は、文化二（一八〇五）年八月五日生く慶応三（一八六七）年五月六日没。諱は、木下業広。雅号は、韓村、犀潭、澹翁（前掲『明治維新人名辞典』三三六頁。前掲『井上毅の教育思想』五一頁。市古貞次他編『国書人名辞典』第二卷、岩波書店、一九九五年、四九頁）。木下は、嘉永元（一八四八）年一〇月に藩の学校方奉行より時習館への出講を命じられ、嘉永二年に訓導、安政六（一八五九）年に助教之助になり（前掲『井上毅の教育思想』三六頁。木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会、一九九五年、一〇頁）、栃原伯立と共に時習館の「巨擘」と称されていた（山崎正董『横井小楠』上巻（伝記篇）、明治書院、一九三八年、八二頁）。

\*7 横井小楠は、文化六（一八〇九）年八月一三日生く明治二（一八六九）年一月五日没。諱は、横井時存（山崎正董『横井小楠伝』上巻、日新書院、一九四二年、五頁。前掲『明治維新人名辞典』一〇五六頁）。安井息軒は、寛政一一（一七九九）年一月一日生く明治九（一八七六）年九月二三日没。諱は、安井朝衡（または衡）（前掲『明治維新人名辞典』一〇一七頁）。

\*8 前掲『井上毅研究』四四七頁。井上は、明治二八（一八九五）年三月一五日没（同右、四九五頁）。雅号は、梧陰。  
\*9 安政元（一八五四）年八月の算数のノートに「飯田毅」の名が残されているが（同右、四四八頁）、井上は明治二年頃まで多久馬を通称としていた（梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿井上毅先生伝』木鐸社、一九九六年、三五〜三六頁）。



- \*10 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三七頁。古城は大正八年頃に井上家から毅の伝記の執筆を依頼され、昭和一六年頃にこの原稿を書き上げた（同右、三頁）。
- \*11 前掲『井上毅研究』四五二頁。
- \*12 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三七頁。必由堂は「専ら藩学の規模に準じて」いたと見られている（同右）。
- \*13 下田一喜編『稿本肥後文教史』（共力舎より一九二三年刊の複製）第一書房、一九八一年、二九〇頁。荻生徂徠（一六六六年生〜一七二八年没）については、吉川幸次郎『仁斎・徂徠・宣長』（岩波書店、一九七五年）などに詳しい。服部南郭（一六八三年生〜一七五九年没）は、荻生徂徠の門下生である。必由堂の教育については、前掲『井上毅の教育思想』一六〜一九頁を参照。
- \*14 古学派の古文辞学派とは、孔子や孟子らの真意を明らかにするためには、古典の文章や言葉を学び、経書（『論語』『孟子』など）を直接研究しなければならないと考える儒学の一派である。荻生徂徠がこの考えを最初に唱えた。
- \*15 本章第三節の「井上草案一一」と「井上草案一二」を参照。
- \*16 前掲『稿本肥後文教史』二九〇頁。
- \*17 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三七〜三八頁。『文選』は中国の詩文集である。周から梁までの約千年間の代表的な詩・賦・文章七六〇編が、文体別・時代順に三七部門に収録されている。もともとは全三〇巻であったが、唐の李善が注を付けて全六〇巻とした。左伝とは『春秋左氏伝』（全三〇巻）のことであり、これは『春秋』（中国の春秋時代の歴史書）の注釈書である。『史記』は上古の黄帝から前漢の武帝まで、二千数百年間の中国の通史（全一三〇巻）である。紀元前九一年頃に前漢の司馬遷がこれを著した。
- \*18 前掲『井上毅の教育思想』二二頁。
- \*19 赤星典太（熊本県教育会長）の記述（熊本県教育会編『熊本県教育史』上巻、熊本県教育会、一九三一年、序の三頁）。

\*20 同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、引用箇所は5コマ。

\*21 前掲『井上毅の教育思想』一四頁、二九〜三〇頁。

\*22 前掲『熊本県教育史』上巻、二九五頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、169コマ。

\*23 前掲『井上毅の教育思想』二九頁。

\*24 エーデルソンとロバート・オニールによる研究(R・ドーンソン、K・プルウィット、K・ドーンソン(加藤秀治郎・中村

昭雄・青木英実・永山博之訳)『政治的社会的な市民形成と政治教育——芦書房、一九八九年、九七頁(原書: Dawson,

Richard E. and Prewitt, Kenneth and Dawson, Karen S., *Political Socialization: an analytic study*, Little, Brown and Company, 2nd ed., 1977)。

\*25 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』三八頁。安政四(一八五七)年六月、井上は米田家から、「読書拔群相進ミ候ニ付、為

修業毎歳御心附米式俵宛被下置、学問ヲ主ニイタシ、向後弥以相励可申」と達せられ(同右)、学費を給与されて学問研

究を命じられた。古城は、「是は先生の主君が特に其の学費を給与せられたもので、先生の家は、貧困であつたとはいへ、纔わずかに十五歳の少年に対しては異数の賞励で、而かも其れが大器を成就さすべき主家の楽しき心遣であつた」(ルビ原文)

と述べている(同右)。

\*26 前掲『井上毅の教育思想』三四〜三五頁。

\*27 同右、三五頁。

\*28 前掲『井上毅研究』九頁。

文久二(一八六二)年一月、井上は米田家から、「読書拔群相進候ニ付、米式俵宛被下置候処、其後心掛厚く出精イタシ、学業拔群進歩致候ニ付、尚為御心付毎歳米三俵宛増被下置候間、向後弥以相励可申旨、御達御座候」と達せられ(前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四〇頁)、学費の給与を増やされた。

\*29 同右、三八〜三九頁。

\*30 前掲『井上毅の教育思想』四二頁。

\*31 原文は、「先生学主洛閩、而不為墨守」、「及西人之学興、門人或講其書者、勉以通觀大勢、講究兵略」（武藤敵男『肥後先哲偉蹟』後篇、肥後先哲偉蹟刊行会、一九二八年、四四〜四五頁）。洛閩とは、洛陽の程顥、その弟の程頤、閩中の朱熹のことであるが、ここでは朱子学のことである。なお、「木下先生行状」は、野田寛口述、山本十郎編『肥後文教と其城府の教育』熊本市教育委員会、一九五六年、一四〇〜一四二頁にも所収。

\*32 原文は、「其学純守宋儒……其学時溢於洛閩」（前掲『肥後文教と其城府の教育』一三六頁）。宋儒とは、程顥、程頤、朱熹など、中国の宋代の儒学者の総称であるが、ここでは朱子学のことである。安井と木下は、佐藤一斎の門で親交があったと見られている（前掲『井上毅の教育思想』四二頁）。

\*33 前掲『井上毅の教育思想』四四頁。

\*34 原文は、「造就人才、視資稟所近而誘之、不律以一定繩尺、嘗曰、……聖門之教、隨器分科、皆足以適世用、後世門戸之学、与此正相反、実才之所以難得也」（前掲『肥後先哲偉蹟』後篇、四四頁）。

\*35 山口泰平「木下韓村」（荒木精之編『肥後先哲評伝』日本談義社、一九四一年、一一四頁）。

\*36 前掲『肥後文教と其城府の教育』一三七頁。「ドルトンプラン」とは、ドルトン実験室案（ドルトン・プラン）のことであり、これは、パーカースト（Helen Parkhurst、一八八七年生〜一九七三年没、アメリカの教育者）が一九二〇年にアメリカのマサチューセッツ州ドルトンのハイスクールで実施した、生徒の自主性や自学を尊重した教育方法である。自分で計画・実行することのできる人間を育成するため、彼女は学校を従来の教師主体の組織から、生徒主体の「実験室」にすることを提唱した。このプランでは、生徒は自主的に学習し、教師は主にもそのアドバイザーになる（細谷俊夫・奥田真丈・河野重男・今野喜清編集代表『新教育学大事典』第五卷、第一法規出版、一九九〇年、三七二〜三七三頁）。

- \*37 井上毅「儒教ヲ存ス」(前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九七頁)。
- \*38 原文は、「摘章取句知兒戯、更要单刀截本根」(前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四一頁)。
- \*39 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九七頁。
- \*40 井上の一〇年祭での伊藤博文の言葉(熊本県教育会編『熊本県教育史』中巻、熊本県教育会、一九三一年、一七〇一八頁)。
- \*41 同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、引用箇所は18〜19コマ。小早川秀雄「井上梧陰先生」(平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』元田井上両先生頌徳会、一九一三年、二〇頁)。
- \*42 同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、引用箇所は48コマ。本章第二〜四節を参照。
- \*43 本章第二節の「井上草案一」を参照。
- \*44 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四〇頁。
- \*45 前掲『井上毅の教育思想』一六頁。
- \*46 「古実」は「故実」(昔の儀式・法令・作法など)と同意であると思われる。時習館の学科には他に、馬術、気合、薙刀、剣術、槍術、砲術、射術、軍学、柔術、棒、陣貝、太鼓、犬追物、遊泳(五〜八月のみ)などがあつた(前掲『稿本肥後文教史』二〇四頁、二三〇頁)。
- \*47 後文教史』二〇四頁、二三〇頁)。
- \*48 前掲『井上毅の教育思想』一六頁。
- \*49 前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」(『元田井上両先生事蹟講演録』六頁)。「国立国会図書館デジタル化資料」では、41コマ。
- \*49 「講堂生の篤学者は擢んでられて、菴菴齋に入るの経路順序であつた」と伝えられている(前掲『稿本肥後文教史』一八九頁)。

- \*50 前掲『井上毅研究』一五〇～一六頁。肥後藩の学制によって、他藩の者は時習館に入門することはできなかったが（同右、一三頁）、肥後藩の者であれば、軽輩・陪臣や農民・商人でも入門することができた。肥後藩が時習館（学寮）と東西両樹（武芸所）を創設する際に出した「宝曆四（一七五四―引用者注）年十二月達文」に、「今度申附候稽古場之儀、学寮は時習館、武芸所は、東西両樹と可レ称候 一、知行取の子弟、中小姓の嫡子、凡士席以上は、大小身之無ニ差別、時習館両樹へ可ニ罷出一候 一、軽輩陪臣たりとも拔群之者、内膳承届罷出申附候 一、農商も同断」と述べられている（宇野哲人「細川靈感公と時習館」（宇野哲人・乙竹岩造他『藩学史談』文松堂書店、一九四三年、三〇頁））。
- \*51 前掲『井上毅研究』一六頁。
- \*52 \*51 前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」（『元田井上両先生事蹟講演録』六頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、41コマ。
- \*53 前掲『稿本肥後文教史』二九二頁。
- \*54 \*55 \*54 \*53 「横井沼山問答書留」の解題（前掲『井上毅伝』史料篇第三、七一二頁）。
- \*56 \*55 \*54 \*53 前掲『井上毅研究』一六〇～一七頁。
- \*56 前掲『政治的社會化―市民形成と政治教育―』二四〇頁。同様の結果は、アーモンドとヴァーバによる国際比較研究や（同右、二四一～二四二頁）、ラントンが示している研究にも見られる（K・P・ラントン（岩男寿美子・真鍋一史・山口晃訳）『政治意識の形成過程』勁草書房、一九七八年、一二九～一三〇頁（原書：Langton, Kenneth P., *Political Socialization*, Oxford University Press, 1969））。
- \*57 前掲『政治意識の形成過程』一二九～一三〇頁。
- \*58 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四三～四四頁。
- \*59 前掲『熊本県教育史』中巻、一九頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、19コマ。

\*60 「辛未学制意見」などは、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年に所収。

ただし、同史料篇における見出しと、井上本人が文書に付けた題は異なっており、「辛未学制意見」は「学制意見案」（同右、一〇九頁）、官吏改革に関する無題の意見書は「官吏改革意見」（同右、一四〇―一九頁）、「試草呈大久保公」は「台湾事件対清通牒案」（同右、二五〇―二六頁）、「十四年 進大臣」は「人心教導意見案」（同右、二四八―二五一頁）、という見出しで所収されている。「辛未学制意見」で、外国人教師による外国語中心の教育を重んじる明治政府の文教政策を批判したことが、井上の大学南校中舎長の辞任（明治四年二月一日）を引き起こしたと見られている（前掲『井上毅の教育思想』一三二頁。前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四四頁）。

\*61 前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」（『元田井上両先生事蹟講演録』二九〇―三〇頁）。「国立国会図書館デジタル化資料」では、52〜53コマ。この大隈重信の条約改正案については、三宅雪嶺『同時代史』第二卷、岩波書店、一九五〇年、三七六頁を参照。

\*62 前掲『井上毅伝』史料篇第三、三〇―四頁。

\*63 井上毅「山県参議宗教処分意見」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、一六五頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「為山県内務卿代草」と題している（同右、一六二頁）。この文書の執筆時期は、明治一六年と推定されているが（同右）、新田均によれば、明治一七年である（新田均『近代政教関係の基礎的研究』大明堂、一九九七年、一二八―一二九頁）。

\*64 井上毅「教導職廃止意見案」（前掲『井上毅伝』史料篇第一、三九二頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「神祇局意見 宗教論」と題している（同右、三八六頁）。

\*65 大久保利謙編『森有礼全集』第二卷、宣文堂書店、一九七二年、五三〇頁。

\*66 山崎正董『横井小楠伝』下巻、日新書院、一九四二年、二八頁。前掲『井上毅研究』二五二頁。

- \*68 \*67 井上毅「横井沼山問答書留」(前掲『井上毅伝』史料篇第三、四頁)。  
井上毅「交易論」(同右、一七〇―一八頁、二二二頁)。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの文書に題を付けていない。この文書の執筆時期は、「沼山問答」から程遠くない頃と推定されている(同右、七一―三頁)。なお、井上が時習館に入門するまで、キリスト教や宗教全般について、どのように考えていたのかは明らかでない。
- \*69 『稿本肥後文教史』に、「居寮は一期日教三ヶ年に相究居申候間年は四ヶ年に懸申候、格別出精学業進歩謹慎宜敷有之候人柄は一期の場に至り、今一ヶ年留学被仰付候。弥以進歩仕候へば、猶一ヶ年一ヶ年と留学被仰付、数年被差置候儀に御座候」と述べられている(前掲『稿本肥後文教史』二六〇頁)。
- \*70 前掲『古城貞吉稿井上毅先生伝』四二頁。井上は慶応元年一二月二三日には、「学業ニ付テハ、於御家来中而モ、年齢ニハ拔群及進達、旁々ニ付此段ヲ以テ目錄(御紋付染地一反金子百疋)之通被下置、弥以テ一器ヲ致成就旨被仰付候事」と達せられた(同右)。
- \*72 \*71 前掲『井上毅の教育思想』七八頁。  
前掲、小早川秀雄「井上梧陰先生」(『元田井上両先生事蹟講演録』七頁)。「国立国会図書館デジタル化資料」では、4コマ。
- \*73 前掲『井上毅の教育思想』七八―八〇頁。  
同右、八〇頁。
- \*74 \*75 山路愛山『基督教評論・日本人民史』岩波書店、一九六六年、三一頁。  
船山信一『明治哲学史研究』ミネルヴァ書房、一九五九年、一四一頁。
- \*76 隅谷三喜男『近代日本の形成とキリスト教』新教出版社、一九六一年、四九頁。
- \*77 前掲『基督教評論・日本人民史』三〇頁。
- \*78

- \*79 前掲『井上毅の教育思想』八七頁。
- \*80 前掲『近代日本の形成とキリスト教』四九頁。
- \*81 前掲『井上毅伝』史料篇第三、四九九頁。
- \*82 明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二三二頁）。
- \*83 梅溪昇『明治前期政治史の研究』、未来社、一九六三年、三一九〜三二〇頁。前掲『井上毅の教育思想』八七頁。
- \*84 前掲『井上毅研究』四五六〜四五七頁。
- \*85 井上と共に洋行した司法省関係者については、菅原彬州「岩倉使節団のメンバー構成」（中央大学法学会編『法学新報』第九一卷第一・二号、中央大学法学会、一九八四年、一〇六〜一〇七頁）を参照。当初、井上らは江藤新平（司法卿）に随行する予定であったが、江藤の洋行は「司法事務の組織創定を必要とする事情」により中止された（的野半介『江藤南白』下、原書房、一九六八年、一二二頁）。
- \*86 洋行の日程については、前掲『井上毅研究』四五七〜四五八頁を参照。
- \*87 稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、一九六〇年、一九一頁。井上は鶴田皓、岸良兼養、名村泰蔵、川路利良、今村和郎、岩下大尉と共にボアソナードから教えを受けた（同右）。
- \*88 前掲『井上毅の教育思想』一〇七頁。
- \*89 前掲『井上毅伝』史料篇第三、一一二〜一一三頁。
- \*90 同右、一二四頁。
- \*91 前掲『明治憲法成立史』上巻、五四五〜五四六頁。「憲法私案」は明治一五年四〜五月頃に書かれ、岩倉具視（右大臣）に読まれた後、ドイツで憲法調査中の伊藤博文に送られたと見られている（同右、五四四〜五四五頁）。



\*92

本章第二節の「井上草案」を参照。

## 第二節 井上毅草案一〇五

前節では、井上毅の青少年期とその後の思想との関連を明らかにした。本節からは三節にわたって、井上の教育勅語草案（明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡に添えられた草案）を基とした諸草案（「井上草案」）の推敲過程を明らかにし、それによって草案の背景にある井上らの考えを従来の研究より明らかにしたい。

これから井上草案の推敲過程を、初稿の「草案一」から、下賜された（完成形の）教育勅語と同文の「草案二〇」まで、二〇段階に分けて見ていく。本節では、井上が教育勅語を起草した理由について確認してから、「草案一」から「草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）の推敲過程を明らかにしたい。

なお、井上が勅語を起草した理由については、海後宗臣『元田永孚』（文教書院、一九四二年）、同『教育勅語成立史の研究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）などに詳しい。

法制局長官であった井上は<sup>\*1</sup>、明治二三（一八九〇）年六月二〇日付の山県有朋宛書簡に、「演説ノ体裁トシ文部省ニ下付サレズシテ学習院カ又ハ教育会へ臨御ノ序ニ下付セラル（政事命令ト区別ス）」つもりで書いた草案を添えている<sup>\*2</sup>。この書簡の文頭に、「被仰付候教育主義ノ件ニ付遅延ノ罪恐縮奉存候実ニ此事ニ付テハ非常ノ困難ヲ感シ候テ両三日来苦心仕候」とあることから<sup>\*3</sup>、彼は山県からの命令で起草したと見られている<sup>\*4</sup>。この経緯について、海後は次のように推測している。

井上が文部省立案の勅語案を恐らく一読して山県総理にこれを酷評して語ったと推測して誤りないであろう。それで山県は井上にそのように批評するのであれば、法制局長官ではあり、政府部内の文筆家でもあるので、自から勅語案を気の向くように起草してみてもどうかと井上に話を進めたのであろう。それで井上はこの山県の意見を聞き入れて、それ

では自分が筆をとって一つの草案を書きあげてみようかと答え、兩人の間では少くともこの点の了解ができていたのであるとみる<sup>\*5</sup>。

また、野口伐名と祝淑春によれば、井上が起草した理由として、山県からの命令以外に、次の三つが考えられている。

- 一 井上が法制局長官であり、明治政府のブレーションであったから<sup>\*6</sup>。
- 二 井上が「かねてから国民教育問題に対して深い関心と識見を備えて」おり、「更に明治憲法起草の関係者として、明治国家、つまり天皇制国家体制を、内面的且つ実質的に支える国民形成＝国民教育の問題に無関心ではいられなかった」から<sup>\*7</sup>。

三 井上が、自分が「最初に教育勅語起草の主導権を握ることによって」、教育勅語が「中村正直の宗教的（キリスト教）な教育勅語制定観」や、「元田永孚の儒教主義的な政教一致の教学思想（国教主義、天皇治教の思想）」に支配されることを避けようとしたから<sup>\*8</sup>。彼は「宗教に必然的に内包する『宗旨上ノ争端』に問題を認めていた」ため<sup>\*9</sup>、政教一致に反対し、宗教ではなく、国体を国民形成（教育）の基礎・原理にしようとした<sup>\*10</sup>。

右の三つの中で、井上の最も強い起草理由は「三」であると考えられる。なぜなら、もし「一」または「二」が井上の最も強い起草理由であるならば、彼は中村や元田より先に起草していたと考えられるからである。確かに、井上は明治政府のブレーションであり、例えば、明治一四年に三大臣宛の意見書において、「中学并職工農業学校ヲ興ス」ことや漢学を勧めたり<sup>\*11</sup>、明治二〇年に森有礼（文部大臣）の閣議案を起草したりしているように<sup>\*12</sup>、国民教育の問題に深い関心があったと見られる。しかし、井上は教育勅語の作成に慎重であった。中村や元田らがそれぞれに草案の推敲を重ねている中で、井上は右の六月二〇日付の山県宛書簡に草案を添えながらも、教育勅語を作成する際の七つの注意点を挙げ、「此ノ数多ノ困難ヲ避ケテ真成ナル王言ノ体ヲ全クスルハ実ニ十二楼台ヲ架スルヨリ難事ニ可有之候歟」と述べている<sup>\*13</sup>。井上が教育勅語の作成に慎重であった背景には、二つのことがある。一つは教育勅語と宗教・哲学の関係であり、もう一つは、教育勅語が政治家によ

る作品と見られないようにすることの難しさである。

まず、教育勅語と宗教・哲学の関係についてであるが、井上が右の書簡で挙げている七つの注意点のうち、四つは宗教・哲学に関するものである。

第二此勅語ニハ敬レ天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ此等ノ語ハ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ

第三此勅語ニハ幽遠深微ナル哲学上ノ理論ヲ避ケザルベカラズ何トナレハ哲学上ノ理論ハ必反対ノ思想ヲ引起スヘシ：

：

第五漢学ノ口吻ト洋風ノ氣習トヲ吐露スヘカラズ……

第七世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ<sup>\*14</sup>

右の「第二」のように、井上が宗教的な争いに言及することは、以前にもあった。彼は「為山県内務卿代草」（明治一七年）で、「宗教ノ事、本ト政事ト顕冥ノ域ヲ殊ニス、之ヲ御スルニ其術ヲ得ル寸ハ、以テ互ニ局外ニ居リ、相妨ケ相触ル、コトナカルベク、又タ以テ其ノ力ヲ得テ、風化ヲ維持スルノ便ヲ致スベシ、若シ之ヲ御スルニ其ノ術ヲ失フトキハ、或ハ内変ヲ激シ外寇ヲ招キ、意外ノ禍ヲ醸スニ足ル」と述べている<sup>\*15</sup>。

次に、教育勅語が政治家による作品と見られないようにすることの難しさについてである。井上は右の六月二〇日付の山県宛書簡で、「第四此勅語ニハ政治上ノ臭味ヲ避ケザルヘカラズ何トナレバ時ノ政事家ノ勸告ニ出テ至尊ノ本意ニ出ズトノ嫌疑ヲ来スベシ」と述べている<sup>\*16</sup>。また、彼は同月二五日付の山県宛書簡でも、「若シ真誠之叡旨ニ出ずして地の學理的之議論を代表したる之意味ありて十目所視内閣大臣之意見又ハ何某之勸告ニ出たり即チ入レ智恵なりとの感触あらしめハ誰れか中心ニ悦服佩服するものあらん哉」と述べ<sup>\*17</sup>、教育勅語が政治家たちに「入レ智恵」されたものとして見られないように、注意を促している。

そして、井上は右の二〇日付の書簡で、「文部ノ立案ハ其ノ体ヲ得ズ如是勅語ハムシロ宗教又ハ哲学上ノ大知識ノ教義ニ類シ君主ノ口ニ出ツヘキモノニ非ス世人亦其ノ真ニ至尊ノ聖旨ニ出タル事ヲ信シテ感激スル者少カルヘシ」と述べて<sup>\*18</sup>、「文部ノ立案」（遅くとも「中村草案五」の段階のものであったと見られる）<sup>\*19</sup>は宗教（特にキリスト教）的・哲学的な「教義」であり、これを天皇の言葉として信じる臣民は少ないだろう、とこの草案を批判している。

しかし、先の宗教・哲学に関する四つの注意点から、井上が「文部ノ立案」を批判した理由は、他にもあると見られている<sup>\*20</sup>。すなわち、井上は、その草案は「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」かもしれないから<sup>\*21</sup>、これを成立させてはならない、と考えたのである。なお、前節で述べたように、彼が宗教による争いを警戒していたことには、横井小楠からの影響があると思われる。

ところで、第一章第二～三節で考察したように、中村草案では「神」（キリスト教思想）、元田草案では「五倫」「三徳」（儒教思想）が前面に出されていた。それに対して、これから見ていくように、井上草案では五倫に基づいた上で「国体」が前面に出されている。なぜ彼は国体を選んだのであろうか。

その理由は、欧州のように宗教の力が強くない日本では、宗教を教育の基礎とすることは難しいため、皇室を中心とした国体の他に、それに適したものがない、と井上が考えたからである。明治二年六月一日に行われた伊藤博文（枢密院議長）の演説（第一回憲法制定会議での開会冒頭演説）は、井上からの影響を受けていると見られているものであるが<sup>\*22</sup>、この中で伊藤は、「歐洲に於ては……宗教なる者ありて之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此に帰一せり。然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。……我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ」と述べている<sup>\*23</sup>。

したがって、井上は、教育勅語自体が「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」こと、あるいは、政治と宗教という、まったく「域ヲ殊ニス」るものを一緒にすることから様々な混乱や争いが生じることを避けるため<sup>\*24</sup>、教育勅語を作成する困難さを認識しながらも、山県からの命令を契機として、中村や元田らに任せずに、自分が国体を基礎とした草案を書き、それ

を教育勅語として成立させることを試みたのである。

ここまで、井上が教育勅語を起草した理由について確認してきた。

これから井上や元田らによる教育勅語草案の推敲過程について考察を進めていくが、本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号16（本論文での「井上草案一」）を基にして推敲された二〇種五三編の草案を「井上草案」と称する（付録一を参照）。それでは、これから一回目の上奏までに書かれた一一編の井上草案を、五段階（草案一〜五）に分けて考察していく。

## 井上草案一

井上草案の中で最初に書かれた草案、すなわち、明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡に添えられていた草案の写しと見られているものは<sup>\*25</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号16であり、これを「井上草案一」とする。草案一は内閣の一〇行野紙（中央下部に「内閣」と印字された野紙）三頁に墨で書かれており、部分的に墨で修正を加えられている。

海後は、本論文での「井上草案二」が最も早い段階の井上草案であり、それを内閣で修正したものが、この草案一であると考えている<sup>\*26</sup>。それに対して、稲田は、草案一の後には草案二が書かれたと見ている<sup>\*27</sup>。

本論文での「井上草案三」と比べてみると、草案一より草案二の方が、草案三に近い形であることは明らかである。そのため、稲田が言うように、草案一→草案二の順に書かれたと見てよいだろう。本節では、草案二以降の井上草案についても、先行研究で指摘されている通りの順番で作成されたのか、改めて検討したが、その順番にほぼ間違いないと判断した<sup>\*28</sup>。

修正後の草案一は次の通りである。文字の上から墨で〇印が付けられている部分は、削除されていると見なした。

## 【井上草案一】

5  
 我カ祖我カ宗、国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚臣民厥ノ祖考ニ継キ王室ニ忠ニ世々厥ノ美ヲ濟シ以テ邦ノ光ヲ為セリ朕カ躬ニ逮テ大業ヲ中興シ首メニ有司ニ詔シテ最モ教育ヲ慎マシム教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ムルニ在リ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シクシ隣里相保チテ相侵サズ朋友相厚クシテ相欺カズ自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ其ノ国ニ在リテハ万衆心ヲ一ニシ義勇公ニ奉シ山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何ソ乎人知ノ發達ハ世々其ノ歩ヲ進メ窮極アルコト無シ乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導キ業ヲ勉メ芸ヲ習ヒ各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ広メ以テ俊良ノ民ト為リ身ヲ立テ家ヲ利シ国ノ興運ヲ助ク、知ニ非スシテ何ソ乎斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ立教ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ古今ニ伝ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ朕衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハザラムコトヲ願フ

草案一は下賜された教育勅語と同様に、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前 文 … 朕（天皇）の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。臣民はその徳を継いで皇室に忠を尽くし、代々そのことを美として国を繁栄させてきた。

道徳内容 … 朕は役人らに最も教育に注意させる。教育の要は、善と知である。あなたたちは父母に孝行し、兄弟、夫や妻、親族、隣里、友達と仲良くし、自分も他人も愛して、自分が欲しないことを人に施さず、心を一つにして義勇をもって奉仕し、郷土を守り、天皇が行う政治を永遠に頂き、仕事や学業に励み、各自が人としての器を完成させ、自立して国の役に立ち、国の発展を助けなさい。

結 語 … これらは朕の先祖が残した教訓であり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらに従い、これらがなくならないことを願う。

草案一の中に、周囲の人々への配慮や個人に関する言葉——「隣里相保チテ相侵サズ」「自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」「各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ」——が入れられていることは注目すべきことである。これは前節で述べたように、井上が青少年期に、木下鞆村から個性尊重教育を受けたり、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したりしたことによると考えられる。

「自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ」は『論語』の、「子貢問うて曰わく、一言にして以て終身これを行なうべき者ありや。子の曰わく、其れ恕か。己れの欲せざる所、人に施すこと勿かれ」（衛霊公第一五——二四）<sup>\*29</sup>、に拠るものと思われる。孔子の言う「恕」とは、自分への「思いやり」、「自分を励まし、自分を磨くこと」であり、孔子は「自分を大切にできてこそ、初めてまわりの人間も大切にできる」と考えていた<sup>\*30</sup>。井上は国民全体の発展を願って、この文章を草案に入れたのであろう。

先に述べたように、井上は、教育勅語が宗教的なものになれば、その言葉を天皇の言葉として信じる臣民は少ないと考え、さらに、教育勅語が「宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナル」ことを警戒して、勅語に「アラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜ハシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルヘカラズ」と考えていた<sup>\*31</sup>。そのため、彼は宗教を教育勅語草案の前面には出さず、「五倫」・「三徳」などの儒教的な言葉を使っていないが、五倫・三徳を草案一の中心に書いていることは明らかである。前節で述べたように、幼少年期から儒教教育を受けてきた彼が、儒教を日本の教育の基礎にしようとしたことはごく自然なことである。

ところで、先に述べたように、井上草案一は「文部ノ立案」（遅くとも「中村草案五」の段階のものであったと見られる）に反対して書かれたものである。両者がどのくらい異なっているのか比較するため、第一章第二節と同じ、修正後の中村草案五——を再び引用する。傍線の~~~~は、キリスト教に基づいた忠・孝に関する部分を示す。



## 【中村草案五―一】

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇国ニ生ル、者ハ万世一系ノ帝室ニ対シ常ニ忠順ノ心ヲ以テ各々ソノ職分ヲ尽シ自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナリ

父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニシテ若シ君父ニ対シ不忠不孝ナレハ罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝ヲ尽ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ為メニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然ト万古ニ伝ハリテ長ク朽チス後世子孫必ス其余慶ヲ受クヘキナリ

敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス恰モ耳目ノ官ニ視聽ノ性アルカ如ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レハ愈々頭ハレ出ツ斯ノ心君父ニ対シテハ忠孝トナリ社会ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即チ万善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソノ惡皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青天白日公衆ノ前ニ発現シテ掩フヘカラス天人一致内外洞徹頭微間ナシ神人ノ間感応影響ヨリモ捷カナリ人々其獨ヲ慎ミ之ヲ畏レサルヘケンヤ

吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬センニハ先ツ吾カ心ヲ清淨純正ニセサルヘカラス苟モ吾カ心清淨純正ナラサルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ対シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナラス信義トナラサルナリ

15

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ為メ国ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務ナリ故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝国ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇国ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇国ノ臣民タルモノハ忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルヘカラス智徳并ヒ長シ品行完全ナル人民トナリ国ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ンテ畏レ敬セシムルコトヲ期スヘシ

独立ノ良民トナリ団体上ヨリ富強ノ国タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ヒ以テ一身一家及ヒ社会ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委ヌヘカラス

10

5

国ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレハ今日万国対峙ノ世ニ在リテハ人民各自ニ忠信ヲ主トシ礼義ヲ重シ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ国ヲ衰弱ニ陥イレ万国ニ対峙スルコト能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ独立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深く畏レ痛ク誠メサルヘケンヤ<sup>\*32</sup>

海後は、「中村草案は、忠孝をもととするとしながら、西欧思想によって道德の根源を明らかに」したものであり、井上草案は「東洋道德を基としながら、市民生活の倫理もそれに組み合わせ国家興隆の目標にも適合するようにして道德の内容を組み立て」たものである、と指摘している<sup>\*33</sup>。両草案を比べると、確かに、中村草案の中心部分は「西欧思想」に基づいたものであるが、それ以外の部分は、井上草案とかなり近い、「東洋道德」に基づいた文章であると言える。つまり、両草案はまったく別々の思想に基づいているのではない。

## 井上草案二

井上草案一の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*34</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号12であり、これを「井上草案二」とする。草案二は法制局の一〇行罫紙（中央下部に「法制局」と印字された罫紙）三頁に墨で書かれ、一か所だけ墨で修正を加えられている。海後は、草案二の本文は井上の自筆であり、墨での修正（墨で「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」の部分が消されている）についても、その仕方が無造作であること、また、井上が他の文書にしている修正の仕方と似ていることから、井上の自筆であると見ている<sup>\*35</sup>。

しかし、草案二の本文の筆跡と、井上の自筆と見られている他の文書——「井上草案一」の考察に入る前に触れた、三大臣宛の意見書「十四年 進大臣」（明治一四年）<sup>\*36</sup>——の筆跡を比べると、「所」や、全体的に右肩上がりの文字は似ているが、「変」「風」「能」「為」「民」イ（ぎょうにんべん）の書き方などは、同じであると断定しがたい。したがって、法制局

罫紙に書かれた草案二は、同局関係者が代筆したものであるとも考えられる。

その一方で、これから考察するように、草案二は修正後の草案一から大きく改められている。そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている井上以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。そのため、草案二は代筆であるとしても、井上の意見に基づいて書かれたと見られる。

第一章第二節の「元田草案四」の考察で述べたように、井上草案二の初めの部分（「朕惟フニ……教育ノ本源ナリ」と文末の「庶幾フ」には、井上が元田草案を参照したことが、よく表れている。

ところで、山県が明治二三年七月二三日夕五字半付の井上宛書簡で、「拝読仕候、會而御内話仕候教育ニ関スル勅諭一篇草按、御送附忝多謝、丁度文部大臣（芳川顕正）も参り合居候付、是より熟読可仕と奉存候、今晚ハ八字過ならてハ芽城（目白にある山県の私邸のこと―引用者注）ニ罷越候様不相成歟ト察申候、御来訪被下候へ者、八字後相願度候」（ルビ原文）と述べているが<sup>\*37</sup>、この「草按」について、海後と稲田と梅溪の意見が異なっている。

海後は、「七月二十三日という頃は井上草案四（本論文での「井上草案五」のこと―引用者注）の段階のものが浄書された時期である」と推測して、「この時間の経過と、この書簡から山県に送付された勅語草案は井上草案四を浄書したものであった」と見ている<sup>\*38</sup>。

それに対して、稲田は、井上は七月四日から一三日まで<sup>\*39</sup>、神奈川県への「養病旅行中勅語案の再検討を試みた結果、初稿（本論文での「井上草案一」のこと―引用者注）とはかなり内容の構成を異にした次稿（本論文での「井上草案二」のこと―引用者注）を作成するに至った」と考えて、この「次稿」を右の「草按」と見ている<sup>\*40</sup>。

そして、梅溪は本論文での「井上草案五―三」を、右の「草按」と見ている<sup>\*41</sup>。

本節では稲田と同様に、右の「草按」は「井上草案二」であると考えられる。ただし、その根拠は稲田と異なる。まず、七月二三日付ということは、山県が草案一を井上から受け取った六月二〇日頃から、約一か月が経っているということであり、この時点で「拝読仕候」「御送附忝多謝」と述べるのは不自然である。すなわち、右の「草按」は草案一ではない。そして、

後で述べるように、草案三は内閣の一〇行罫紙に書かれたものと、文部省の一三行罫紙に書かれたものであるため、井上が山県や芳川と「草按」を熟読した後に書かれたと見られる。つまり、草案一と草案三の間に書かれた草案二が、右の「草按」であると考えられる。草案一から約一か月かけて草案二が推敲されたことになるが、時間がかかったのは、井上の養病旅行を挟んだためであろう。

井上草案一から草案二への修正点は次の通りである。(書き改め)は井上(の意見に基づいて、実際には法制局関係者か)が草案二を書く際に改めた部分、(墨)は墨で修正を加えた部分である。濁点のみの修正を除く。

①「我カ祖我カ宗、」(1行目)↓「朕惟フニ我カ皇祖皇宗」(書き改め)

・冒頭に「朕惟フニ」を加えて、この言葉が天皇のものであることを明確にした。また、「我カ祖我カ宗」を「我カ皇祖皇宗」に改めて(「皇」の字を入れて)、天皇制を強調したと見られる。井上がこのように修正した背景には、「井上草案一」の考察に入る前に述べたように、彼や伊藤が国体や皇室を日本の機軸にしようと考えていたことがあると思われる。

・「朕惟フニ」という言葉は、明治一四年一〇月一二日の「国会開設之勅諭」でも使われており<sup>42</sup>、教育勅語独自のものではない。

②「深厚臣民」(1行目)↓「深厚ニ臣民亦」(書き改め)

③「王室ニ忠ニ世々厥ノ美ヲ濟シ以テ邦ノ光ヲ為セリ朕カ躬ニ逮テ大業ヲ中興シ首メニ有司ニ詔シテ最モ教育ヲ慎マシム教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ムルニ在リ」(1〜2行目)↓「克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ此レ乃国体ノ美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶」(書き改め)

・臣民が忠孝を尽くし、心を一つにして国を光り輝かせることは、国体の美しさであり、実に「教育ノ本源」である、と教育の拠り所を示した。

④「相欺カズ」(3行目)の後に、「虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ」を加えた(書き改め)。

⑤ 「其ノ国ニ在リテハ万衆心ヲ一ニシ」(4行目) ↓ 「子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ若夫レ国ニ在リテハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ」(書き改め)

・この修正については長くなるため、草案一から草案二への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。  
⑥ 「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」(4～5行目) ↓ 削除(墨)

・この修正についても長くなるため、草案一から草案二への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。  
⑦ 「善ニ非スシテ何ソ乎人知ノ發達ハ世々其ノ歩ヲ進メ窮極アルコト無シ乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導キ業ヲ勉メ芸ヲ習ヒ各々其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ大ニシテハ公益ヲ広メ以テ俊良ノ民ト為リ身ヲ立テ家ヲ利シ国ノ興運ヲ助ク、知ニ非スシテ何ソ乎」(5～7行目) ↓ 「此ノ如キハ即チ朕力善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興運ノ元素タルベシ」(書き改め)

⑧ 「立教」(7行目) ↓ 「子孫臣民ノ俱ニ守ルベキ所凡ソ古今」(書き改め)

⑨ 「古今」(8行目) ↓ 「上下」(書き改め)

⑩ 「朕」(8行目)の後に、「爾」を加えた(書き改め)。

・「朕爾」と、「ン」を続けて、音の調子を良くしたのであろう。

⑪ 「願フ」(9行目) ↓ 「庶幾フ」(書き改め)

まず、⑤の修正——井上が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を入れたこと——についてである。

稲田は、『国憲ヲ重シ』とは、その文字の通り天皇から下賜された憲法——欽定憲法を尊重するの意であって、どうかような句が設けられたかという点、国民の中に憲法の条項に対する不満があり、国民が憲法を軽んずることをおそれたのではないかと考えている。<sup>43</sup> 稲田によれば、「明治二十二年二月十一日の憲法発布当時すでに民間の新聞雑誌の中に憲法に対するかなりの批判」があり、例えば、明治二三年一月末頃に、自由党员の中江篤介は「衆議院議員の一大義務」と題する

論文において、憲法制定には内閣、枢密院、法制局が参加したが、彼らと多数人民の意思が一致しているとは言い難いため、人民の代表者である国会は、憲法を点閲・審査する権能を持つべきであると主張している<sup>\*44</sup>。確かに、「国民の中に憲法の条項に対する不満」があつたことは、井上が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を草案に入れた背景の一つであろう。

しかし、その背景として他に二つ考えられる。一つは、井上が憲法の起草者の一人であり、法の責任者（法制局長官）であつたことである。彼はそのような立場にあつたため、教育勅語において国憲国法の遵守、すなわち、前年二月一日に發布された大日本帝国憲法をはじめ、すでに施行されていた刑法や治罪法（共に明治一五年一月一日施行）、公布後間もない民事訴訟法（明治二三年四月二一日公布、法律第二九号）<sup>\*45</sup>や商法（同年四月二六日公布、法律第三二号）<sup>\*46</sup>、さらに、公布間近の刑事訴訟法（同年一〇月七日公布、法律第九六号）<sup>\*47</sup>など、各種法令の遵守を教育勅語に示した。これは憲法を「国ノ生命」として重視した<sup>\*48</sup>、井上らしい修正である。

もう一つは、日本が条約改正の前提である「文明国家」になるためには<sup>\*49</sup>、国民に子供の頃から「憲法」や「法」の意識をしつかりと身に付けさせる必要がある、と井上が考えていたことである。教育勅語が日本全国、小学生にまで下賜されるということは、井上にそのような考えがあつたということであろう。

次に、⑥の修正——井上が「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土惟レ守リ惟レ固クシ」を消したこと——についてである。

この削除について、海後は、「義勇公に奉じとした後に、山海八道以下の国土を防衛する意味の文字があつて、消極的な国土保全の考え方となつている。こうした国土を防いで堅固にする意味の文字を除いて、天壤無窮へと続けたのである」と考えている<sup>\*50</sup>。

さらに、本節では、「山海八道……惟レ固クシ」の削除、すなわち、「消極的な国土保全の考え方」の削除は、当時の諸外国との緊張した関係を暗示していると見る。第一章第一節で述べたように、当時、清国は軍の整備を進め、ロシアは朝鮮や対馬を狙い、さらに、世界各地で鉄道や運河の建設が進められ、ヨーロッパとの距離が以前より近くなつていた。諸外国と

の関係について、山県は明治二三年三月の「軍備意見」で、「完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ム」ならば、「疆土」という「主権線ヲ守禦スル」だけでは足りず、「已ムヲ得サルトキハ、強力ヲ用キテ」でも、朝鮮を「焦点」とした「利益線」も積極的に防護しなければならぬ、と次のように述べている。

国家独立自衛ノ道ニツアリ、一二曰、主権線ヲ守禦シ、他人ノ侵害ヲ容レス、二二曰、利益線ヲ防護シ、自己ノ形勝ヲ失ハス、何ヲカ主権線ト謂フ、疆土是レナリ、何ヲカ利益線ト謂フ、隣国接触ノ勢、我カ主権線ノ安危ト緊ク相関係スルノ区域是レナリ、凡ソ国トシテ主権線ヲ有タサルハナク、又均ク其ノ利益線ヲ有タサルハナシ、而シテ外交及兵備ノ要訣ハ専此ノ二線ノ基礎ニ存立スル者ナリ、方今列国ノ際ニ立チテ、国家ノ独立ヲ維持セントセハ、独リ主権線ヲ守禦スルヲ以テ足レリトセス、必ヤ進ンテ利益線ヲ防護シ、常ニ形勝ノ位置ニ立タサルヘカラス、利益線ヲ防護スルノ道如何、各国ノ為ス所苟モ我レニ不利ナル者アルトキハ、我レ責任ヲ帯ヒテ之ヲ排除シ、已ムヲ得サルトキハ、強力ヲ用キテ我カ意志ヲ達スルニ在リ、蓋利益線ヲ防護スルコト能ハサルノ国ハ、其ノ主権線ヲ退守セントスルモ、亦他国ノ援助ニ倚リ、纔ニ侵害ヲ免ル、者ニシテ、仍完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ムヘカラサルナリ、……  
我カ国、利益線ノ焦点ハ、実ニ朝鮮ニ在リ、<sup>\*51</sup>

この「軍備意見」の起草者でもある井上は<sup>\*52</sup>、草案一から草案二への修正の際に、「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即千臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」は、利益線（朝鮮）を積極的に防護することと矛盾する、と考えたのであろう。

井上（の意見に基づいて、実際には法制局関係者か）による修正後の井上草案二は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。

### 【井上草案二】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一  
 ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ此レ乃国体ノ美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相  
 睦シクシ隣里相保チテ相侵サズ朋友相厚クシテ相欺カズ虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セサル  
 所ハ以テ人ニ施サズ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公  
 益ヲ広メ世用ヲ助ケ若夫レ国ニ在リテハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ<sup>⑥</sup>以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴  
 ス此ノ如キハ即チ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興運ノ元素タルベシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ<sup>⑧</sup>  
 俱ニ守ルベキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ伝ヘテ謬ララス以テ中外ニ施シテ悖ラサルベシ朕爾<sup>⑩</sup>  
 衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ<sup>⑪</sup>

### 井上草案三

井上草案二の浄書と見られている草案は二編ある<sup>\*53</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資  
 料番号20を「井上草案三―一」、同文書の資料番号10を「井上草案三―二」とする。草案三―一は文部省の一三行罫紙  
 （中央下部に「文部省」と印字された罫紙）二頁、草案三―二は内閣の一〇行罫紙三頁に墨で書かれている。稲田は草案三  
 ―二について、「この内閣用罫紙の筆者は前掲の井上毅の初稿（本論文での「井上草案一」のこと―引用者注）と同じであ  
 るので、井上毅の手許でつくられたものではないか」と推測している<sup>\*54</sup>。

しかし、草案一も草案三―二も「井上毅の手許でつくられたもの」であれば、法制局罫紙に書かれていたり、その控えが  
 井上の他の文書類と同じ場所（国学院大学）に残されていたりすると思われる。草案一と草案三―二はそうではなく、内閣  
 罫紙に書かれており、『芳川顕正関係文書』の中に残されている。そのため、これらは内閣で控えとして作られたものであ  
 ると考えられる。

草案三―一と草案三―二と、次の草案四―一（修正前）の関係を明らかにするため、草案二において「一ニシテ」「其



業」などと書かれていた所が、各草案においてどのように書かれているか、比較してみたい。結果は次の通りである。

草案二 …… 「一ニシテ」「其業」「凡ソ古今」「相侵サズ」「相欺カズ」「欲セサル」「施サズ」

「元素タルベシ」「守ルベキ」「問ハス」「<sup>(マ)</sup>謬ララス」「悖ラサルベシ」「失ハサラム」

草案三 …… 「一ニシテ」「其業」「凡ソ古今」「相侵サス」「相欺カス」「欲セサル」「施サス」

「元素タルヘシ」「守ルヘキ」「問ハス」「謬ラス」「悖ラサルヘシ」「失ハサラム」

草案三―二 …… 「一ニシ」「其ノ業」「古今」「相侵サス」「相欺カズ」「欲セザル」「施サズ」

「元素タルベシ」「守ルベキ」「問ハズ」「謬ラズ」「悖ラザルベシ」「失ハザラム」

修正前の草案四―一 …… 「一ニシテ」「其業」「凡ソ古今」「相侵サス」「相欺カス」「欲セサル」「施サス」

「元素タルヘシ」「守ルヘキ」「問ハス」「謬ラス」「悖ラサルヘシ」「失ハサラム」

草案三―一と草案四―一では、言葉も、濁点なしの文体も共通しているため、草案四―一は草案三―一を基にして書かれたと見られる。そのため、ここでは草案三―一を示しておく。草案二と比べると、濁点がすべて除かれ、「謬ララス」の誤字が直されている。

### 【井上草案三―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光ヲ為セルハ此レ乃国体ノ美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シクシ隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サス子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公

益ヲ広メ世用ヲ助ケ若夫レ国ニ在リテハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス此ノ如キハ即チ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興運ノ元素タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ伝ヘテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

## 井上草案四

井上草案三の次に書かれたと見られている草案は三編（所蔵を確認できたものは二編）ある<sup>\*55</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号11を「井上草案四―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「二」（右上欄外に黒の細ペンで「二」と書かれている）を「井上草案四―二」<sup>\*56</sup>、海後が「元田文書として所蔵されていた」と見ている同文の草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案四―三」とする<sup>\*57</sup>。草案四―一は無罫紙二頁に墨で草案三―一と同文を書かれ、部分的に朱と紫で修正を加えられ（朱↓紫の順に加えられたと見られる）、上欄外に朱で別案を書かれている。紫での修正について、海後は「紫色鉛筆」<sup>\*58</sup>、稲田は「紫の鉛筆らしいもの」で行われたと見ているが<sup>\*59</sup>、鉛筆ではなく、紫のインク（蒟蒻刷りで使う液か）のように見られる。

草案四―一において墨で本文を書き、朱で修正と別案を加えた人物について、海後と稲田の意見が異なっている。海後は筆跡から、元田が本文も朱文字もすべて一人で書いたと考えている<sup>\*60</sup>。

それに対して、稲田は、朱での「加筆は元田の筆蹟ではない」と見て<sup>\*61</sup>、さらに、本論文での「井上草案二〇」の上奏後の修正で明らかのように、「『中外ニ施シテ』の次を『悖ラス』とするのは元田の熱心な持論であったのであるが、前掲の加筆（草案四―一における朱での修正と別案のこと―引用者注）では『悖ラサルヘシ或ハ悖ルコトナシニ作ル』とあって、それが元田の意見でないことは明らかである」と指摘している<sup>\*62</sup>。そして、稲田は草案四―一と、墨で「此朱書ハ島田重礼氏

(帝国大学文科大学教授―引用者注) ナラン」と書かれた付箋のある『芳川顕正関係文書』の資料番号9(本論文では「島田参考草案―」と称する)を比較して、いずれの草案でも「ある字句について二つ以上の修正文をかかげているやり方」が採られていると指摘し<sup>\*63</sup>、さらに次のように述べている。

いずれも無罫の白紙を使っており、筆蹟も似ていることなどから考えると、前掲の加筆の場合も、やはり島田の意見ではなかったかと一応推定できると思う。前掲の加筆は本文と同じ人の筆蹟であるが、恐らくは島田自身のものではないかと思われる。無罫の白紙を使っているので芳川の秘書が写したものではない。島田は恐らく芳川文部大臣から勅語案の字句の点について、修正意見を徴せられて、それに応じたのであつたらう<sup>\*64</sup>。

しかし、本節では、草案四―の本文と朱文字は、島田の意見に基づいて<sup>\*65</sup>、文部省関係者が書いたものであると考える。まず、草案四―では、朱で「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」の部分が消されているが、「井上草案一」の考察で述べたように、この言葉は孔子の教えに基づいていると見られる。そのため、儒教を重視していた元田が、この言葉を削除するとは思えない。また、草案四―の本文と朱文字の筆蹟は、「民」「此」「器」「訓」「凡」「今」の字に特徴があり、確かに、「元田草案一」「元田草案二」の筆蹟と異なっている。

それから、草案四―の本文と朱文字、島田参考草案―の本文の筆蹟は、文部省罫紙に書かれた草案三―の筆蹟と同じである。すなわち、これらの筆蹟は文部省関係者のものであると見られ、この三編は『芳川顕正関係文書』の中に残されている。そして、島田参考草案―の付箋には、「朱書ハ」島田によると書かれており、同草案の朱文字の筆蹟と本文の筆蹟は異なっている(朱文字は本文の文字より丸みがある)。つまり、草案四―の本文と朱文字の筆蹟は、島田のものであるとは言えないのである。

ただし、草案四―と島田参考草案―を比べると、本文の筆蹟だけでなく、稲田が指摘しているように、別案の書き方

や用紙も共通している。それゆえ、草案四―一における朱での修正と別案は、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見られる。おそらく、もともとは島田が自ら朱で修正と別案を加えた草案も存在していたが、それを文部省関係者が写したものの（草案四―一）と、その写し（草案四―二）だけが残されたのであろう。

草案四―一の本文と朱文字を書いた人物について、海後と稲田と本節の違いを整理すると、海後は元田、稲田は島田、本節では、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたと考えている。

草案四―二は一二行罫紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。

井上草案三―一から草案四―一への一回目の修正点は次の通りである。これらは島田の意見に基づいて、文部省関係者が草案四―一に朱で修正を加えた部分である。草案四―一の上欄外に朱で書かれている別案も示す。濁点のみの修正を除く。

① 「国ノ光ヲ為」（2行目）↓「国家ヲ保持」

※ 「或ハ国家ノ光輝ヲ発揚セルハニ作ル」と別案がある。

② 「美」（2行目）↓「粹美ナル所」

・「美」の意味を強めたのであろう。

③ 「衆庶」（2行目）の後に、「善ク此ノ意ヲ体シ」を加えた。

・その前にある、「臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国家ヲ保持セルハ此レ乃国体ノ粹美ナル所ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ」の部分を、よく心にとどめるように強調した。

④ 「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」（3〜4行目）↓削除

・他者への配慮については特に触れないことにした。

⑤ 「若夫レ国ニ在リテハ」（5行目）↓「常ニ」

⑥ 「義勇公ニ奉シ」（5行目）↓「義勇ヲ奮テ公ニ奉シ」

・文章をわかりやすくした。

⑦ 「翼戴」(5行目) ↓ 「翼賛」

※ 「天壤無窮ノ皇祚ヲ光隆ス光隆ハ鞏固ニ作ル天壤無窮ノ皇基ヲ恢弘ス」と別案がある。

・ 「皇道ヲ」(天皇が行う政治を) に続く言葉としては、「翼戴ス」(助けて上位に頂く) より「翼賛ス」(補佐する)の方が適していると考えたのであろう。

⑧ 「即チ」(6行目) ↓ 「独リ」

⑨ 「国家興運ノ元素」(6行目) ↓ 「国運昌盛ノ基礎」

・ 「元素」より「基礎」の方がわかりやすいと考えたのであろう。

⑩ 「伝へ」(7行目) ↓ 「推シ」

※ 「推ノ字或ハ及ホスニ作ル」と別案がある。

※ 「又」(6行目) に修正はないが、「又ノ字或ハ実ニ作ル実ノ字或ハ即チニ作ル」と別案がある。

※ 「悖ラサルベシ」(7行目) には、濁点以外の修正はないが、「悖ラサルヘシ或ハ悖ルコトナシニ作ル」と別案がある。

島田の意見に基づいた、文部省関係者による一回目の修正後の井上草案四―一は次の通りである。傍線の……は朱で修正を加えられた部分を示す。

### 【一回目の修正後の井上草案四―一】

5 朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ繼キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国家ヲ保持セルハ此レ乃国体ノ粹美ナル所ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶善ク此ノ意ヲ体シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親族相睦シク隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ④子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇ヲ奮テ公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼賛ス此ノ如キハ独リ⑧

朕力善良ノ臣民ナルノミナラス又国運昌盛ノ基礎タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

右の形になった草案四―一に、紫で修正が加えられている。その修正を加えた人物についても、海後と稲田の意見が異なっている。海後は筆跡と、井上の他の文書に同様の修正が見られることから、井上が紫で修正を加えたと考えている<sup>\*66</sup>。

それに対して、稲田は、井上は明治二三年九月三日付の元田宛書簡で、「無悖ハ、ヤハレ中庸ニ依リ不レ悖ニ作ル方強シ、文部省ニテ不ヲ無ニ易ヘタルハ、出典ヲ忘レタルナリ」<sup>\*67</sup>、と文部省を批判しているため、彼が紫で「悖ラサルヘシ」を「悖ルコトナシ」に改める（次の⑨の修正）はずはないと考えている<sup>\*68</sup>。そして、稲田は、草案四―一に紫で修正を加えた人物は、「勅語案作成について責任をもっていた芳川ではなかったか」と考えている<sup>\*69</sup>。

本節では稲田と同様に、芳川が紫で修正を加えたと考ええる。文章の専門家（帝国大学文科大学教授）である島田の文章を、上奏直前（次の草案五は上奏されたと見られている）という大事な時期に修正することが、最も可能な人物は芳川であろう。また、稲田が指摘しているように、「不レ悖ニ作ル方強シ」と言う井上が、「悖ルコトナシ」に修正することはないと思われる。

芳川は一回目の修正後の井上草案四―一に、さらに次のように紫で修正を加えた。

① 「深厚ニ」（1行目）↓「深厚ナリ」

・一つの文として長すぎるため、ここで分けたのであろう。

② 「国家ヲ保持」（2行目）↓「国ノ光輝ヲ発揚」

・今のままの「国家ヲ保持」するのではなく、これから近代的な国家として積極的に「国ノ光輝ヲ発揚」する、という文章に改めた。

③ 「粹美ナル所」(2行目) ↓ 「粹美」

・ 「粹美ナル所ニシテ」では、ナ行の文字が二つ入って読みにくいため、「ナル所」を削除したのであろう。

④ 「善ク此ノ意ヲ体シ」(2行目) ↓ 削除

・ その前にある、「臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国家ヲ保持セルハ此レ乃国体ノ粹美ナル所ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ」の部分を、特に強調しなくてもよいと考えたのであろう。

⑤ 「相和シ親族和睦シクシ」(3行目) ↓ 「相和キ親族和睦ヒ」

⑥ 「義勇ヲ奮テ公ニ奉シ」(5行目) ↓ 「義ニ奉シ」

・ 文章を簡潔にした。

⑦ 「皇道ヲ翼賛」(5行目) ↓ 「皇運ヲ恢弘」

・ この文章の受け手は政治家ではなく一般国民であるため、「皇道ヲ翼賛ス」(天皇が行う政治を補佐する)より「皇運ヲ恢弘ス」(皇室の運を広げる)の方が適していると考えたのであろう。また、「皇」「弘」と、「コウ」で揃えた。

⑧ 「国運昌盛」(6行目) ↓ 「国家興隆」

・ ⑦の修正によって「皇運」と「国運」が近くにあることになり、読みにくいため、後者を「国家」に改めたのであろう。また、「国家」「興隆」と、「コ」で揃えた。

⑨ 「悖ラサルヘシ」(7行目) ↓ 「悖ルコトナシ」

芳川による二回目の修正後の井上草案四―一は次の通りである。傍線の~~~~~は紫で修正を加えられた部分を示す。

### 【二回目の修正後の井上草案四―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深<sup>①</sup>厚ナリ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ

一ニシテ以テ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶<sup>④</sup>父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相<sup>⑤</sup>和キ親族和睦ヒ隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘ス此ノ如キハ独リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又<sup>⑥</sup>国家興隆ノ基礎タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

## 井上草案五

井上草案四の浄書と見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*70</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号21を「井上草案五―一」、同文書の資料番号22を「井上草案五―二」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「参」（右上欄外に黒の細ペンで「参」と書かれている）を「井上草案五―三」<sup>\*71</sup>、海後が「元田文書の中に収められたものがある」と見ている同文の草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案五―四」とする<sup>\*72</sup>。

草案五―一と草案五―二は、文部省の一〇行罫紙三頁に墨で同じ文章を書かれており、「所謂草案文書ではなく、上奏のために作製された特別な浄書文」であると見られている<sup>\*73</sup>。この二編の筆跡は、先の草案三―一、草案四―一の本文と朱文字、島田参考草案―一の本文と同じ文部省関係者のものであると見られる。

草案五―一は、右上欄外に朱で「甲案」と書かれており、草案五―二は、同じく右上欄外に墨で「第三」と書かれている。「甲案」「第三」の文字は、中村草案五―一の「乙案」「第二」、中村草案七の「第一案」に対応すると見られている<sup>\*74</sup>。

そして、草案五―三は一二行罫紙二頁に墨で書かれている。この草案は、渡辺幾治郎が収集した写しであるが、「文部省文書」の中にあるため、原本は芳川（または代筆者）が書いたものであったと思われる。草案五―三には「我カ皇祖皇宗国



ヲ肇ムルコト久遠ニ」の、「我」の右下と「久」の右横に朱点が付けられている。海後は、「この朱点が両者に入っている意味はこれを明らかにすることはできない」と述べている<sup>\*75</sup>。

しかし、本節では、この二つの朱点は、芳川が「我カ」のままか「我」とするか、「久遠」のままか「久」とするか、迷った跡であると考えられる。なぜなら、「我カ」は草案五―一と草案五―二で「我」に改められており、「久遠」もその後、草案一三で元田によって「宏遠」に改められているからである。

また、草案五―三では、「古今ノ異同」が「方今ノ異同」になっている。海後は、草案五―一と草案五―二では、このように書き改められていないため、これを写し間違いと見ている<sup>\*76</sup>。「方今ノ異同」では、「ただ今の違い」という意味不明の言葉になるため、海後が言うように、写し間違いと見てよいだろう。

草案五の四編の中では、上奏された草案五―一が最も重要であると思われる。そのため、ここでは草案四―一から草案五―一への修正を整理しておきたい。上奏前の最終修正という責任重大な作業を行うことが、最も可能な人物は芳川であろう。井上草案四―一から草案五―一への修正点は次の通りである。これらは芳川の意見に基づいて、文部省関係者が草案五―一を書く際に改めた部分である。

① 「我カ」(1行目) ↓ 「我」

② 「義」(5行目) ↓ 「義勇公」

芳川の意見に基づいた、文部省関係者による修正後の井上草案五―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分である。

### 【井上草案五―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ国ノ光輝ヲ発揚セルハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ

親族相睦ヒ隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ広メ世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘ス此ノ如キハ独リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又国家興隆ノ基礎タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

草案五―一は、前文・道德内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前文 … 朕が思うに、朕の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。臣民がその徳を継いで忠孝を尽くし、心を一つにして国を光り輝かせることは、国体の美しさであり、実に教育の本源である。

道德内容 … あなたたちは父母に孝行し、兄弟、夫や妻、親族、隣里、友達と仲良くし、嘘をつかず、仕事に励み、むだ遣いをせず、自分も他人も愛して、各自が学業に励み、知能を発達させて、人としての器を完成させ、自立して国の役に立ち、常に憲法を重んじて法に従い、いざという時には義勇をもって奉仕し、永遠に続く皇室の運を広げなさい。このように振る舞う人々は、朕の善良な臣民であるというだけでなく、国家を繁栄させる基礎である。

結語 … これらは朕の先祖が残した教訓であり、これからも代々守っていくべきものであり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらに従い、これらがなくならないことを強く願う。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の四つである。

一つ目は、法制局野紙に書かれた草案二は、井上が墨で本文を書いて修正を加えたのではなく、同局関係者が代筆したものである、という可能性を示したことである。

二つ目は、草案一と草案三―二は内閣で控えとして作られたものである、と見たことである。

三つ目は、草案四―一の本文と朱文字は、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見たことである。

四つ目は、草案五―三における「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ」の、「我」の右下と「久」の右横に付けられている朱点は、芳川が「我カ」のままか「我」とするか、「久遠」のままか、迷った跡であると見たことである。

それから、本節で示した草案における修正点の中で、特に政治に関係しているものは四点あり、これらは次の三つに分けられる。海後と稲田は、これらの修正点があることを示しているが、そのすべての背景に触れているわけではない。<sup>\*77</sup>

一つ目は、天皇制に関する修正である。

井上は草案一から草案二への修正(①)で、冒頭に「朕惟フニ」を加えて、この言葉が天皇のものであることを明確にした。また、そのすぐ後の「我カ祖我カ宗」を「我カ皇祖皇宗」に改めて(「皇」の字を入れて)、天皇制を強調したと見られる。井上がこのように修正した背景には、「井上草案一」の考察に入る前に述べたように、彼や伊藤が皇室を日本の機軸にしようと考えていたことがあると思われる。

二つ目は、憲法と法に関する修正である。

井上は草案一から草案二への修正(⑤)で、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」という言葉を草案に入れた。稲田は、『国憲ヲ重シ』とは、その文字の通り天皇から下賜された憲法――欽定憲法を尊重するの意であって、どうしてかような句が設けられたかという点、国民の中に憲法の条項に対する不満があり、国民が憲法を軽んずることをおそれたのではないかと考えている。<sup>\*78</sup> 確かに、「国民の中に憲法の条項に対する不満」があったことは、井上が「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を草案に入れた背景の一つであろう。

しかし、その背景として他に二つ考えられる。一つは、井上が憲法の起草者の一人であり、法の責任者(法制局長官)であったことである。彼はそのような立場にあったため、教育勅語において国憲国法の遵守、すなわち、前年二月一日に發布された大日本帝国憲法をはじめ、各種法令の遵守を示したのである。

もう一つは、日本が条約改正の前提である「文明国家」になるためには、国民に子供の頃から「憲法」や「法」の意識をしつかりと身に付けさせる必要がある、と井上が考えていたことである。教育勅語が日本全国、小学生にまで下賜されるということは、井上にそのような考えがあったということであろう。

三つ目は、国の在り方に関する修正である。

井上は草案一から草案二への修正(⑥)で、「山海八道実ニ祖宗ノ旧物ニシテ即チ臣民ノ郷土、惟レ守リ惟レ固クシ」の部分削除した。この削除について、海後は、「義勇公に奉じとした後に、山海八道以下の国土を防衛する意味の文字があつて、消極的な国土保全の考え方となつてゐる。こうした国土を防いで堅固にする意味の文字を除いて、天壤無窮へと続けたのである」と考えている。<sup>\*79</sup>

さらに、本節では、「山海八道……惟レ固クシ」の削除、すなわち、「消極的な国土保全の考え方」の削除は、当時の諸外国との緊張した関係を暗示していると見る。諸外国との関係について、山県は明治二三年三月の「軍備意見」で、「完全ナル独立ノ邦国タルコトヲ望ム」ならば、「疆土」という「主権線ヲ守禦スル」だけでは足りず、「已ムヲ得サルトキハ、強力ヲ用キテ」でも、朝鮮を「焦点」とした「利益線」も積極的に防護しなければならぬと述べている。<sup>\*80</sup> この「軍備意見」の起草者でもある井上は、草案一から草案二への修正の際に、「山海八道……惟レ固クシ」は利益線(朝鮮)を積極的に防護することと矛盾する、と考えたのであろう。

また、芳川は草案四―一の二回目の修正(②)で、今のままの「国家ヲ保持」するのではなく、これから近代的な国家として積極的に「国ノ光輝ヲ発揚」する、という文章に改めた。

なお、国の在り方に限った修正ではないが、島田は井上草案三―一から草案四―一への一回目の修正(④)で、「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」の部分削除した。つまり、起草者らは日本の積極的な活動を促す一方で、他者への配慮については特に触れないことにしたのである。

ここまで、一回目の上奏までの、井上草案の推敲過程を明らかにしてきた。次の節では、複写版の作成までの推敲過程に

ついで考察したい。

- \*1 井上毅は明治二十二年二月七日、図書頭から法制局長官に就任した（明治二十四年五月八日まで）（金井之恭他『明治史料頭要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年、四八頁）。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、参照箇所は65コマ。
- \*2 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二三二頁。
- \*3 同右、二三一頁。
- \*4 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、二五〇頁。
- \*5 同右。
- \*6 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、二五九頁。
- \*7 同右、二五九～二六〇頁。
- \*8 同右、二九七～二九八頁。
- \*9 同右、二六六～二六七頁。
- \*10 同右、三〇一頁。祝淑春「井上毅の国体実用教育思想」（国学院大学総合企画部編『国学院雑誌』第一〇五卷第三号、国学院大学総合企画部、二〇〇四年、一五頁）。
- \*11 井上毅「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」（国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号10、文書番号A-386）。
- \*12 井上毅「森文部大臣教育議」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、一七

三（一七五頁）。井上は明治二十二年三月九日に皇典講究所での演説「故森文部大臣の教育主義」で、「一昨年の夏でありましたが、故文部大臣が教育の事に就て意見書を認められたことがある。……其意見書を認むるときに、私は相談に与つて森子の為に起草したることである」と述べている（大久保利謙編『森有礼全集』第二卷、宣文堂書店、一九七二年、五二九頁）。

\*13 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁。

\*14 同右、二三一〜二三二頁。

\*15 井上毅「山県参議宗教処分意見」（前掲『井上毅伝』史料篇第六、一六二頁）。

\*16 前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁。

\*17 同右、二三三頁。

\*18 同右、二三二頁。

\*19 「文部ノ立案」については、本論文第一章第二節の「中村草案六」を参照。

\*20 前掲『教育勅語成立史の研究』一九七〜二一一頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一九五〜一九八頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、六二〜六四頁。

\*21 明治二十三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁）。

\*22 前掲『井上毅の教育思想』二二〇頁。

\*23 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、六一五〜六一六頁。

\*24 前掲、井上毅「山県参議宗教処分意見」（『井上毅伝』史料篇第六、一六二頁）。

\*25 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九八〜二一〇頁。

\*26 前掲『教育勅語成立史の研究』二六〇〜二六二頁。

- \*27 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九八～二一〇頁。
- \*28 「井上草案一三」と「井上草案一四」の順番については、先行研究によって異なっている（本章第三節を参照）。
- \*29 日本放送協会・NHK出版編、佐久協『論語——孔子は「白熱教室」の先生だ！——』（NHKテレビテキスト「二〇〇分de名著」二〇一一年五月号）NHK出版、二〇一一年、二三～二四頁。
- \*30 同右、二三～二八頁。
- \*31 前掲、明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡（『井上毅伝』史料篇第二、二三二頁）。
- \*32 国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』資料番号6。本論文第一章第二節の「中村草案五」を参照。
- \*33 前掲『教育勅語成立史の研究』三三七頁。
- \*34 同右、二五五～二六〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一六～二二二頁。
- \*35 前掲『教育勅語成立史の研究』二五五～二五六頁、二五九～二六〇頁。
- \*36 前掲、井上毅「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」（『梧陰文庫井上毅文書』リール番号10、文書番号A-386）。この文書は井上の自筆であると思われる（前掲『井上毅伝』史料篇第一、二五一頁）。
- \*37 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二六〇頁。
- \*38 前掲『教育勅語成立史の研究』二七一頁。
- \*39 明治二三年七月の官報によれば、「井上法制局長官ハ養痾願濟神奈川県下ニ向ヒ本月四日出発」し（『官報』明治二三年七月七日付（第二一〇五号）、内閣官報局、四頁）、「願濟神奈川県下へ転地療養中ノ処、本月十三日帰京」した（『官報』明治二三年七月一日付（第二一一五号）、内閣官報局、四頁）。
- \*40 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一七～二一八頁。
- \*41 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八〇～八二頁、一二二頁。

\*42 国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」（請求番号 附 A00304115）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」

（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「公文附属の図・勅語類・（一五）国会開設之勅諭」Page 12。

\*43 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一九頁。

\*44 同右。

\*45 『官報』明治二三年四月二一日付（号外）、内閣官報局、一一一〜一六九頁。

\*46 『官報』明治二三年四月二六日付（号外）、内閣官報局、一〜六四頁。

\*47 『官報』明治二三年一〇月七日付（号外）、内閣官報局、一〜二二頁。

\*48 明治二二年春、井上は黒田清隆（総理大臣）への憲法に関する意見書で、「憲法ハ国ノ生命ナリ国民ニシテ憲法ヲ遵守スルノ精神微弱ナルトキハ從テ国家ノ健全ヲ望ムヘカラス」と述べている（井上毅「立憲施政意見」（前掲『井上毅伝』史料篇第二、八四頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「二十二年春進黒田総理大臣」と題している（同右、八三頁）。

\*49 「文明国家」とは、国民の基本的人権が保障されていて、法の支配が行われている国、すなわち、民衆だけでなく、統治者であっても法に従わなければならない国のことである。当時の国際社会では、文明国家は、そうではない国を「野蛮な国家」と見なし、対等に扱わなくてもよいと考えられていた。すなわち、幕末に欧米諸国と不平等条約を結んだ日本は、野蛮な国家と見られていたのである。そのため、日本が条約を改正するためには、まず文明国家になることが必要であった。

\*50 前掲『教育勅語成立史の研究』二六〇頁。

\*51 前掲『井上毅伝』史料篇第六、二〇七頁。



- \*52 井上が書いた「軍備意見」の草案は、同右、二〇四～二〇六頁。
- \*53 前掲『教育勅語成立史の研究』二六三～二六四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二頁。
- \*54 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二頁。
- \*55 前掲『教育勅語成立史の研究』二六五～二六九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二一～二二四頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八〇～八一頁。
- \*56 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、22～23コマ。
- \*57 前掲『教育勅語成立史の研究』二六五頁。稲田は、この草案は存在しないと指摘している（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。
- \*58 前掲『教育勅語成立史の研究』二六五頁。
- \*59 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三頁。
- \*60 前掲『教育勅語成立史の研究』二六七頁。
- \*61 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三頁。
- \*62 同右、二二四頁。
- \*63 同右、二二三頁。
- \*64 同右。
- \*65 島田重礼は、天保九（一八三八）年八月一八日生く明治三一（一八九八）年八月二七日没。雅号は、篁村（朝日新聞社編『朝日 日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年、八〇二頁）。明治一四年八月一日、東京大学文学部教授に就任し、明治一九年三月六日、文科大学教授に更任され、明治二二年五月七日、文学博士の学位を授与された（金井之恭

- \*66 他『明治史料頭要職務補任録』下巻、成章堂、一九〇三年、五五三頁、六〇六〜六〇七頁。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は292コマ、319コマ。
- \*67 前掲『教育勅語成立史の研究』二六八〜二六九頁。
- \*68 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇五頁。
- \*69 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二四頁。
- \*70 同右。
- \*71 前掲『教育勅語成立史の研究』二六九〜二七三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二四〜二二六頁。
- \*72 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、18〜19コマ。
- \*73 前掲『教育勅語成立史の研究』二六九〜二七〇頁。
- \*74 同右、二七〇頁。
- \*75 同右、一八〇頁、二七一頁。
- \*76 同右、二七〇頁。
- \*77 同右。
- \*78 同右、二五九〜二六〇頁、二六六頁、二六九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二一八〜二二〇頁、二二三〜二二四頁。
- \*79 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一九頁。
- \*80 前掲『教育勅語成立史の研究』二六〇頁。
- 前掲『井上毅伝』史料篇第六、二〇七頁。

## 第三節 井上毅草案六～一五

前節では、井上毅が教育勅語を起草した理由について確認してから、「井上草案一」から「井上草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）の推敲過程を明らかにした。本節では、その次の「井上草案六」から「井上草案一五」（複写版の作成）までの推敲過程を明らかにしたい。

## 井上草案六

井上草案五の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*1</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」（臨時帝室編修局による複写本）に所収の「教育勅諭草案」の六番目の草案を「井上草案六一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の六番目の草案を「井上草案六一二」<sup>\*2</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」（海後宗臣による複写本）の六番目の草案を「井上草案六一三」、稲田が元田自筆の文部上奏案の最初の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案六一四」とする<sup>\*3</sup>。

草案六一と草案六一二は無野紙二頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられている。草案六一三は一〇行野紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案六一四は「宮内省野紙」に書かれていると見られている。

右の一二三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*4</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案六一一について考察する。草案六の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*5</sup>。

井上草案六一一から草案六一一への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では元田が）草案六一一を書く際に

改めた部分、(墨) は墨で修正を加えた部分である。

① 「臣民亦厥ノ祖考ニ継キ」(1行目) ↓ 「我臣民亦」(墨)

② 「一ニシテ」(2行目) ↓ 「一ニシ」(墨)

・「一ニシテ以テ」では、「テ」が続いてきれいでないため、「一ニシ以テ」に改めたのであろう。

③ 「爾衆庶」(2行目) ↓ 「今爾衆庶此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ継キ」(墨)

・国体と、皇祖皇宗が立てた徳を強調した。

④ 「隣里相保チテ相侵サス朋友相厚クシテ相欺カス」(3行目) ↓ 「朋友相信シテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス」(墨)

・「父母」「兄弟」「夫婦」「親族」と、人物が挙げられているため、「朋友」をその後につけて、「隣里」を後にしたのであろう。

⑤ 「勤儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々」(3行目) ↓ 「誠実ヲ主トシ恭儉己レヲ持シ公愛衆ニ及フ子弟各々其学ヲ勤メ」(墨)

⑥ 「啓発シ」(4行目) の後に、「徳量ヲ拡充シ」を加えた(墨)。

・徳をさらに強調した。

⑦ 「其ノ」(4行目) ↓ 「其」(書き改め)

・その前にある「其業」に合わせて、「其器」に改めたのであろう。

⑧ 「小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ」(4行目) ↓ 「皆其身家ヲ安ンスルニ止マラス進テ」(墨)

・積極的に国の役に立つように説いた。

⑨ 「世用ヲ助ケ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ」(4、5行目) ↓ 「世道ヲ助ケ進ンテ国憲ヲ章カニシ国威ヲ振ヒ緩急事アレハ義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ揚ケ」(墨)

・「世用」(世の中で用いるもの、風習) より「世道」(道德) を尊重するように改めた。また、元田は、「国法」は

5

「国憲」に含まれると解釈したため、「国法ニ遵ヒ」を消したのであろう。そして、「国威ヲ振ヒ」「国威ヲ揚ケ」「義勇難ニ殉シ」「武勇ヲ奮ヒ」と、日本の威力を他国に示したり、戦ったりすることをより強調する文章に改めた。

⑩ 「恢弘ス」(5行目) ↓ 「恢弘ニスヘシ」(墨)

・ 国民が皇室の運を広げるべきである、と意味を強めた。

⑪ 「国家興隆ノ基礎」(6行目) ↓ 「世界ニ顕明ナル国粹」(墨)

・ 「日本は他国より優れている」という意味の言葉を加えた。

⑫ 「失ハサラム」(7行目) ↓ 「失ハサラン」(書き改め)

(原本では元田による) 修正後の井上草案六一は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分を示す。

### 【井上草案六一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾衆庶此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ継キ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ親族和睦ヒ朋友相信シテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス虚偽ヲ去リ誠実ヲ主トシ恭儉己レヲ持シ公愛衆ニ及フ子弟各々其学ヲ勤メ其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ其器ヲ成シ畜其身家ヲ安ニスルニ止マラス進テ公益ヲ広メ世道ヲ助ケ進ンテ国憲ヲ章カニシ国威ヲ振ヒ緩急事アレハ義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ揚ケ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又世界ニ顕明ナル国粹タルヘシ斯ノ道ハ実ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ

## 井上草案七

井上草案六の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*6</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の五番目の草案を「井上草案七―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の五番目の草案を「井上草案七―二」<sup>\*7</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の五番目の草案を「井上草案七―三」、稲田が元田自筆の文部上奏案の第二の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案七―四」とする<sup>\*8</sup>。

草案七―一と草案七―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正と、句読点を意味するような小さい○印を加えられている。草案七―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で修正（文末に追加した一文も含む）と○印を加えられている。草案七―四は「宮内省野紙」に書かれていると見られている。

右の一〜三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*9</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案七―一について考察する。草案七の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*10</sup>。

井上草案六―一から草案七―一への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では元田が）草案七―一を書く際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分である。

- ① 「一ニシ以テ国ノ光輝ヲ發揚セル」（1〜2行目）↓「一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セシ」（書き改め）
- ② 「衆庶」（2行目と8行目に一つずつ）↓「臣民」（墨）

・「国民」を表す語を、大日本帝国憲法の表記と一致させたのであろう。元田は草案七―一の最後に墨で、「按スルニ衆庶ノ二字ハ汎ク臣民ニ係ルト雖トモ貴族ニ及ハサルノ嫌ヒアリ故ニ臣民ト改ムレハ難ナシ」と記しているが、

憲法を意識していた部分もあったと思われる。

③ 「継キ」(2行目) ↓ 「述へ愛敬惟レ一始終渝ラス」(書き改めと墨)

・愛と尊敬の念をずっと抱いて父母に孝行する、というように「父母ニ孝」を強調した。

④ 「相和キ」(3行目) ↓ 「相和ラキ」(書き改め)

・現代と同じ送りがなに改めた。

⑤ 「相信シテ」(3行目) ↓ 「相厚クシテ」(墨)

⑥ 「去リ」(3行目) ↓ 「去リテ」(書き改め)

⑦ 「己レヲ持シ公愛衆ニ及フ子弟」(3～4行目) ↓ 「己ヲ持シ信愛衆ニ及ホシ貴賤」(墨)

・「愛」だけでなく「信」も周囲に与えるということに改めた。また、「子弟」には、子供というイメージがあるた

め、皇族・華族から一般庶民までという意味で「貴賤」に改めたのであろう。

⑧ 「進テ」(4～5行目) ↓ 「進ンテ」(書き改め)

⑨ 「助ケ進ンテ国憲ヲ章カニシ国威ヲ振ヒ」(5行目) ↓ 「興シ国憲国法ヲ章明シ以テ国家ノ基礎ヲ隆盛ニシ」(書き改め

と墨)

・「世道」(道德)を「助ける」のではなく、国民が自分たちで積極的に「興す」ように改めた。また、草案六で消

した「国法」を再び本文に入れた。そして、「国威ヲ振ヒ」「国威ヲ揚ケ」と、「国威」に関する言葉が近くに二

つあったため、一つを消したのであろう。

⑩ 「義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ揚ケ」(5～6行目) ↓ 「大節難ニ殉シ義勇ヲ奮

ヒ国威ヲ宣へ以テ」(書き改め)

・「義勇」(正義のために発する勇氣)より、緊張感のある「大節」(国家の存亡に関わる重大事)に改めたのであ

らう。

⑪ 「恢弘ニス」(6行目) ↓ 「恢弘ス」(書き改め)

⑫ 「善良」(6行目) ↓ 「忠良」(書き改め)

・単なる善い国民ではなく、忠を尽くす国民が必要であると考えたのであろう。また、「朕カ忠良」と、「c h」の音が続けて、音の調子を良くしたのであろう。

⑬ 「顕明ナル国粹タルヘシスノ道ハ実ニ」(6〜7行目) ↓ 「顕著ナル国粹タルヘキナリスノ道ハ我」(書き改め)

⑭ 「凡ソ」(7行目) ↓ 「凡」(書き改め)

⑮ 「失ハサラン」(8行目) ↓ 「益々光大ナラン」(書き改め)

・これまでに述べた道徳を単に「失わない」のではなく、積極的に「ますます輝きを増す」という意味に改めた。

⑯ 「庶幾フ」(8行目) の後に、「爾臣民宜シク本末ノ序ヲ明ラカニシテ内外ノ弁ヲ審カニシテ教育ノ標準ヲ愆ルコトナカルヘシ」を加えた(書き改めと墨)。

・これまでに述べた道徳をしつかりと心にとどめておくように念を押しした。元田はそれだけ強く、国民にこの文章を伝えようとしていたと見られる。

(原本では元田による) 修正後の井上草案七―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分、――は墨で修正を加えられた部分を示す。なお、この草案には句読点を意味するような小さい○印が墨で付けられているが、修正とは異なるため、ここでは示さない。この○印は、元田が文章を細かく区切って、推敲しやすくするために付けたものであろう。

### 【井上草案七―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セシハ此レ乃国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ述<sup>③</sup>ヘ愛敬惟レ一始終渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ親族相睦ヒ朋友相厚クシテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス虚偽ヲ去リテ誠実<sup>⑥</sup>



5

ヲ主トシ恭儉己ヲ持シ信愛衆ニ及ホシ貴賤各々其学ヲ勤メ其業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ德量ヲ拡充シ以テ其器ヲ成シ畜其身  
 家ヲ安ンスルニ止マラス進ンテ公益ヲ広メ世道ヲ興シ<sup>⑧</sup>國憲國法ヲ章明シ以テ國家ノ基礎ヲ隆盛ニシ緩急事アレハ大節難<sup>⑩</sup>  
 ニ殉シ義勇ヲ奮ヒ國威ヲ宣ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢弘スヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民ナルノミナラス又世界ニ<sup>⑪</sup>  
 顕著ナル國粹タルヘキナリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハ<sup>⑫</sup>  
 ス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト俱ニ遵由シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ爾臣民<sup>⑬</sup>  
 宜シク本末ノ序ヲ明ラカニシテ内外ノ弁ヲ審カニシテ教育ノ標準ヲ愆ルコトナカルヘシ

## 井上草案八

井上草案七の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*11</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案八―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案八―二」<sup>\*12</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の二番目の草案を「井上草案八―三」、稲田が元田自筆の第三の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案八―四」とする<sup>\*13</sup>。

草案八―一と草案八―二は無野紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正（上欄外の文字も含む）を加えられている。草案八―三は一〇行野紙三頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案八―四は「五楽園野紙」に書かれていると見られている<sup>\*14</sup>。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*15</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案八―一について考察する。草案八の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*16</sup>。

井上草案七―一から草案八―一への修正点は次の通りである。(書き改め)は(原本では元田が)草案八―一を書く際に改めた部分、(墨)は墨で修正を加えた部分である。

① 「深厚ナリ」(1行目) ↓ 「深厚ニ」(墨)

・芳川が草案四において文を分けた所を、元田が再びくつつけた。

② 「発揚セシ」(2行目) ↓ 「発揚セル」(書き改め)

③ 「乃」(2行目) ↓ 「我」(墨)

④ 「述へ愛敬惟レ一始終」(2行目) ↓ 「継キ愛敬惟レ一終始」(書き改め)

⑤ 「親族和睦ヒ朋友相厚クシテ相欺カス隣里相保チテ相争ハス虚偽ヲ去リテ誠実ヲ主トシ」(3〜4行目) ↓ 「朋友相信シ賢ヲ尊ヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈シミ誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンジ」(墨)

・「隣里相保チテ相争ハス」を消し、利益線を積極的に防護することを妨げないようにしたのである。<sup>\*17</sup>元田は枢密顧問官として、山県有朋内閣の方針を理解していたと思われる。

⑥ 「己」(4行目) ↓ 「己レ」(書き改め)

⑦ 「信愛衆ニ及ホシ貴賤各々其学ヲ勤メ其業ヲ習ヒ」(4行目) ↓ 「義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ率ヒテ学ヲ勤メ才ニ依テ業ヲ習フ」(墨)

⑧ 「其器」(4行目) ↓ 「各其ノ器」(墨)

⑨ 「成シ啻其身家ヲ安ンスルニ止マラス」(4〜5行目) ↓ 「成ス唯身家ヲ成立スルニ止マラス進ンテ必済スコトアリ近利ヲ謀ラス遠猷ヲ思ヒ小功ヲ見ス大忠ニ志シ」(書き改めと墨)

・一文が長すぎるため、「成ス」で文章を分けたのであろう。また、小さい成功に満足せずに、積極的に大きい目標に挑むように説いた。元田は、日本がこれから近代国家として生きていくためには、このような姿勢が国民に必要であると考えたのであろう。

⑩ 「世道」(5行目) ↓ 「経綸」(墨)

・「公益」「国憲国法」「国家隆盛」と、国に関する言葉が続いているため、「世道」(道德)より「経綸」(国を治めること)の方が適していると考えたのであろう。

⑪ 「章明」(5行目) ↓ 「宣揚」(墨)

⑫ 「国家ノ基礎ヲ隆盛」(5行目) ↓ 「国家隆盛ノ基礎ヲ鞏固」(書き改め)

⑬ 「大節難ニ殉シ」(5、6行目) ↓ 「鞠躬難ニ殉シ屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ」(墨)

・「鞠躬」して(天皇や皇室を)敬つて) 困難な事態に身を投げ出すように、と心構えまで説いた。元田がそれだけ天皇を敬っていたということであろう。

⑭ 「宣へ」(6行目) ↓ 「伸へ」(墨)

⑮ 「恢弘スヘシ」(6行目) ↓ 「恢張スヘキナリ」(墨)

⑯ 「世界ニ顕著ナル国粹タルヘキナリ」(6、7行目) ↓ 「我国ノ粹美ヲシテ世界ニ表彰スルニ足レリ」(書き改めと墨)

・「世界ニ顕著ナル国粹タルヘキナリ」では、日本の長所がまだ世界で際立っていないように聞こえるため、「日本の美しさはすでに世界に誇れるものである」という意味に改めたのであろう。

⑰ 「守ルヘキ所凡」(7行目) ↓ 「遵守スル所凡ソ」(墨)

・これまでに述べた道徳を単に守るのではなく、それにきちんと従いながらそれを守る、という意味に改めた。

⑱ 「遵由」(8行目) ↓ 「脩明」(墨)

・⑰の修正によって「遵守」と「遵由」(頼りにしてそれに従う)が近くにあることになり、読みにくいため、後者を「脩明」(明らかにする)に改めたのであろう。

⑲ 「爾臣民宜シク本末ノ序ヲ明ラカニシテ内外ノ弁ヲ審カニシテ教育ノ標準ヲ愆ルコトナカルヘシ」(8、9行目) ↓ 削除(書き改め)

・元田は草案七においてこの一文を加えたが、しつこくなると思つて消したのであろう。

元田による修正後の井上草案八―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分、――は墨で修正を加えられた部分を示す。

### 【井上草案八―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ニ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我<sup>③</sup>国体ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民此ノ国体ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ繼<sup>④</sup>キ愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ賢ヲ尊ヒ老ヲ安シ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈シミ誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重<sup>⑤</sup>ンジ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ率ヒテ学ヲ勤メ才ニ依テ業ヲ習フ知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ各其ノ器ヲ成ス唯身家ヲ成立スルニ止マラス進ンテ必済スコトアリ近利ヲ謀ラス遠猷ヲ思ヒ小功ヲ見ス大忠ニ志シ進ンテ公益ヲ広メ經綸ヲ興シ国憲国法ヲ宣揚シ以テ国家隆盛ノ基礎ヲ鞏固ニシ緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ義勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢張スヘキナリ此ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民ナルノミナラス又我國ノ粹美ヲシテ世界ニ表彰スルニ足レリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スル所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト俱ニ脩明<sup>⑬</sup>シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ<sup>⑭</sup>

### 井上草案九

井上草案八の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*18</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の三番目の草案を「井上草案九―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の三番目の草案を

「井上草案九―二」<sup>\*19</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の三番目の草案を「井上草案九―三」、稲田が前掲のもの（本論文での「井上草案八」）に次ぐ元田自筆の修正試案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案九―四」とする<sup>\*20</sup>。

草案九―一と草案九―二は無罫紙四頁に墨で書かれ、部分的に墨で修正を加えられ、上欄外に墨で別案を書かれている。草案九―三は一〇行罫紙四頁に墨で書かれ、朱で修正と別案を加えられている。草案九―四は「五楽園罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*21</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案九―一について考察する。

海後宗臣も稲田正次も梅溪昇も、草案九の原本では、本文は元田によって書かれていたと見ている<sup>\*22</sup>。だが、これに修正と別案を加えた人物については、三人の意見が異なっている。まず、海後は草案の修正方法（修正の別案を上欄外に「……如何」と書くなど）が、「井上が後の修正（本論文での「井上草案一―」など―引用者注）においても使っている形式である」こと、あるいは、元田が草案九における修正をすべて認めて、次の「井上草案一〇」以降で使っていることなどから、井上が修正と別案を加えたと考えている<sup>\*23</sup>。

それに対して、稲田は、草案九における「この書き入れ（修正と別案のこと―引用者注）は明らかに井上の自筆ではなく<sup>\*24</sup>、またこの段階でかような字句の修正を井上が元田へ申し入れるはずはないと思われる」こと、さらに、明治二三（一八九〇）年「八月二十六日付の元田の井上毅宛書翰を見ても（稲田は、この書簡に草案九が添えられていたと捉えている―引用者注）、その書翰を出す直前に元田が井上に意見を求めたと見られる形跡はない」ことから、草案九における「字句の修正を求めた書き入れは元田にきわめて近い別人によってなされた」と考えている<sup>\*25</sup>。

そして、梅溪は、元田が修正と別案を加えたと見ているが、その根拠を示していない<sup>\*26</sup>。しかし、本節では、徳大寺実則（侍従長）が修正と別案を加えたと考える。この修正と別案について探る手がかりは、井

上と元田の書簡にあるため、まず、明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡と、同月二八日付の元田宛井上書簡と、同月三一日付の井上宛元田書簡を見ておきたい。

明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡

先頃御内示之教育勅諭文、近日上奏ニ相成候由ニ而、老拙儀へ御下問被為在、段々思召被為在候而、熟考申上候様御内命を蒙り候故、不得止御受申上候、……実ニ重要之勅諭ニ而、誰か草案致候而も批難無之様ニ者至り兼候ト、貴兄ニも御辞退之由、御沙汰ニ而拝承致し、実ニ御尤ニ奉存候、……既に老拙へ被仰付候上者、愚味ながら考案を運らし、則別紙原稿ニ意見を加へ、修正致し候間、一応御内見へ入申候、貴兄御立案者御断ニ候得共、何卒老拙之為メニ御助力被下、別紙修正案御一見無御遠慮御刪正被下度相願申候、幸ニ首尾之文者、貴兄之御初稿を存し有之候、老拙も素より御同案ニ而間然無之候処、中間修身之条目を掲ケ候最緊要之処、聖慮ニ叶ヒ不申、則 旨を奉し而改正致し候へ共、文意適当もいかゞと恐怖仕候<sup>\*27</sup>、

八月二八日付の元田宛井上書簡

教育勅語案ニ付、縷々懇示之趣奉敬領候、……高示之旨ニ従ひ、憚らず愚見申述候間、可然御取捨被成下度奉願候、此様之文字ハ、可成典故ありて莊重温雅ニ重複ヲ避ケ、又文人風ノ纖巧手段ノ嫌ヲ避ケ候方可然歟ニ奉存候<sup>\*28</sup>、

八月三一日付の井上宛元田書簡

昨日者遠方御使を被立、御懇書を以勅諭文案ニ羅縷之御教示を蒙り、御厚意忝く再三拝読仕候処、一々敬服之外無之、感謝之至ニ候、尤愚意猶足らざる所有之候故、再考修正致し、別紙ニ漢文ニ写し、呈上、更ニ御刪正ヲ願ヒ申候<sup>\*29</sup>、

元田は、「近日上奏」された「教育勅論文」（本論文での「井上草案五―一」）について天皇から下問されて、「熟考申上候様御内命を蒙り」、八月二六日付の井上宛書簡で、「愚味ながら考案を運らし則別紙原稿ニ意見を加へ、修正致し」たので、「御一見無御遠慮御刪正」して欲しいと述べ、この書簡と共に一編の草案を送った。これを草案「X」としておこう。草案Xを受け取った井上は八月二八日付の元田宛書簡で、教育勅語の「文字ハ、可成典故ありて莊重温雅ニ重複ヲ避ケ、又文人風ノ纖巧手段ノ嫌ヲ避ケ」るべきであると批判し、「憚らず愚見申述」べた文書を添えている。そのため、井上は草案Xには関わっていないと見られる。元田は、この二八日付の井上書簡を八月三〇日に受け取ると、「再考修正致し、別紙ニ漢文ニ写し」、それを八月三一日付の書簡と共に井上へ送った。現在残されている漢文の教育勅語草案は、本論文での「井上草案一二」と、九月三日付の元田宛井上書簡の通りに修正されている「井上草案一四」だけである。そのことから、元田が八月三一日付の書簡と共に井上へ送った漢文草案は、草案一二であると見られている<sup>\*30</sup>。

つまり、海後が言うように、井上が八月二八日付の元田宛書簡に添えた「憚らず愚見申述」べた文書は、漢文草案の直前に井上が書いた草案一<sup>\*31</sup>であり、元田が八月二六日付の書簡と共に井上へ送った草案Xは、その前の草案一〇であると見てよいだろう<sup>\*32</sup>。整理すると、次の通りである。

八月二六日付の元田書簡∥井上へ草案一〇を送った。

八月二八日付の井上書簡∥元田へ草案一<sup>\*31</sup>を送った。

八月三一日付の元田書簡∥井上へ草案一二（漢文草案）を送った。

先に述べたように、草案九―四は「五楽園野紙」（元田専用の紙）に書かれていると見られている。また、これから考察するように、草案九から草案一〇への修正はわずかであり、草案九は草案一〇の下書きのように見られる。それゆえ、草案

九は、稲田と梅溪が言うように、元田側で書かれたと考えられる。

それでは、侍講であり、枢密院の長老である元田が書いた文章（草案九）に、修正と別案を加えられる人物、すなわち、「その言葉ではなく、別の言葉にしてはいかがか」と言える人物とは、誰であろうか。しかも、その修正と別案に基づいて、元田は草案一〇を書いているのである。先に述べたように、井上は草案一〇を批判しているため、その人物ではない。山県や芳川がここに急に出てきたとも思えない。

最も考えられる人物は、侍従長の徳大寺である。徳大寺は元田より二〇歳ほど年下であるが<sup>\*33</sup>、二人は共に宮中関係者であり、元田はその後、一〇月二四日に草案の最終修正意見を徳大寺に伝えている。そのため、二人は草案の文章について意見を言い合える関係にあったと思われる。

草案九の原本に修正と別案を加えた人物について、海後と稲田と梅溪と本節の違いを整理すると、海後は井上、稲田は「元田にきわめて近い別人」、梅溪は元田、本節では、徳大寺が加えたと考えている。

ところで、元田は右の八月二六日付の井上宛書簡で、教育勅語の推敲作業を一度辞退した井上に、「御助力」を要請している。梅溪は、井上が元田からの協力要請の後で積極的に起草に当たった理由は、「井上が『明治憲法』の制定においてその核心をなす『国体』、具体的には万世一系の皇室の主権性を保護拡張するために、……孝を中核とする儒教道徳の維持を緊要事と考えて」、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろうと意図したためであった」と考えている<sup>\*34</sup>。

しかし、大日本帝国憲法の前文に、「帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」とあり<sup>\*35</sup>、明治一四年からの予定通り<sup>\*36</sup>、間もなく国会が開かれるということは、一年以上も前からわかっていたことである。井上が元田から協力を要請された明治二三年八月下旬の時点で、急に慌てたように、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろう」と考えたとは思えない。

井上は同年七月に養病旅行に出掛けており<sup>\*37</sup>、体調に不安を抱えていたと思われる。そこに、元田が教育勅語の推敲作業に加わるようになったため、井上は元田に作業を任せようとしたが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加



わることにしたと考えられる。

井上草案八―一から草案九―一への一回目の修正点は次の通りである。これらは、(原本では元田が)草案九―一を書く際に改めた部分である。濁点のみの修正を除く。

① 「深厚ニ」(1行目) ↓ 「深厚ナリ」

・元田は草案八においてここで文をくつつけたが、やはり一つの文として長すぎると思って、再び分けたのである。

② 「国体」(2行目の1つ目) ↓ 「国」

③ 「此ノ」(2行目に2つ) ↓ 削除

・わざわざ「此ノ」を付ける必要はないと考えたのであろう。

④ 「継キ」(2行目) ↓ 「述へ」

⑤ 「尊ヒ」(3行目) ↓ 「尊トヒ」

⑥ 「慈シミ」(3行目) ↓ 「慈ミ」

⑦ 「依テ業ヲ習フ」(4行目) ↓ 「因テ業ヲ習ヒ」

⑧ 「各其ノ」(5行目) ↓ 「各々其」

⑨ 「唯」(5行目) ↓ 「啻」

⑩ 「進ンテ必済スコトアリ近利ヲ謀ラス遠猷ヲ思ヒ小功ヲ見ス大忠ニ志シ進ンテ」(5～6行目) ↓ 「進テ必済スコトアリ小利ヲ見スシテ大忠ヲ志シ進功ヲ計ラスシテ遠猷ヲ思ヒ」

⑪ 「宣揚」(6行目) ↓ 「顕章」

⑫ 「基礎ヲ鞏固ニシ」(6行目) ↓ 「規模ヲ恢弘ニス」

⑬ 「屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ」(7行目) ↓ 削除

⑭ 「国威ヲ伸へ」（7行目）の後に、「神武殺サス謀ヲ好ンテ善ク断シ」を加えた。

⑮ 「恢張スヘキナリ」（7行目）↓「鞏固ニスヘシ」

・⑫の修正によって「恢弘」と「恢張」が近くにあることになり、読みにくいいため、後者を「鞏固」に改めたのであろう。また、皇室の運を「恢張ス」（広げる）より「鞏固ニス」（強くする）の方が、日本語として適していると考えたのであろう。

⑯ 「臣民ナル」（8行目）↓「臣民タル」

⑰ 「粹美ヲシテ」（8行目）↓「粹美ヲ」

⑱ 「遵守スル」（8行目）↓「遵守スヘキ」

・これまでに述べた道徳に従い、それを守るべきである、と意味を強めた。

⑲ 「俱ニ」（9行目）↓「共ニ」

・「俱ニ脩明」ではイ（にんべん）が続くため、「共ニ脩明」に改めたのであろう。

（原本では元田による）一回目の修正後の井上草案九―一は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。なお、文章の一部の右横や文字に○印が付けられているが、<sup>\*38</sup>修正とは異なるため、ここでは示さない。

### 【一回目の修正後の井上草案九―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民<sup>③</sup>国体ニ基ツキ<sup>③</sup>祖徳ヲ述ヘ<sup>④</sup>愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ賢ヲ尊トヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈ミ<sup>⑥</sup>誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンシ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ率ヒテ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ<sup>⑦</sup>知能ヲ啓發シ徳量ヲ拡充シ以テ各々其器ヲ成ス畜身家ヲ成立スルニ止マラス進テ必済スコトアリ小利ヲ見スシテ大忠ヲ志シ進功ヲ計ラス<sup>⑧</sup><sup>⑨</sup><sup>⑩</sup>

シテ遠猷ヲ思ヒ公益ヲ広メ経綸ヲ興シ国憲国法ヲ顕章シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニス緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ<sup>⑬</sup>義  
 勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ神武殺サス謀ヲ好ンテ善ク断シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民<sup>⑭</sup>  
 タルノミナラス又我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリス道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ<sup>⑮</sup>  
 古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト共ニ脩明シテ<sup>⑯</sup>  
 益々光大ナランコトヲ庶幾フ

井上草案九の原本では、徳大寺が一回目の修正後の草案九に、さらに次のように墨で修正を加えたと見られる。草案九  
 一の上欄外に墨で書かれている別案も示す。

① 「一ニシテ」(1行目) ↓ 「一ニシ以テ」

② 「賢ヲ尊トヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈ミ」(3行目) ↓ 削除

・もし本当に「緩急事アレハ」、敵味方を問わず、老人や幼児に被害が及ぶこともある。そのため、徳大寺は「賢  
 ヲ尊ヒ老ヲ安ンシ弱キヲ扶ケ幼キヲ慈シ」の部分を消したのであろう。

③ 「率ヒ」(4行目) ↓ 「循ヒ」

④ 「成ス畜身家ヲ成立スルニ止マラス進テ必済スコトアリ小利ヲ見スシテ大忠ヲ志シ進功ヲ計ラスシテ遠猷ヲ思ヒ」(5  
 行目) ↓ 「成シ宜シク小成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ進テ」

※ 「宜シクヲ更ニノ字ニ換フ如何」と別案がある。

・文章を簡潔にした。

⑤ 「国法ヲ顕章シ」(6行目) ↓ 「国法ニ率ヒ由リ」

⑥ 「恢弘ニス」(6行目) ↓ 「恢弘ニシ」

⑦ 「義勇」(6～7行目) ↓ 「武勇」

⑧ 「神武殺サス謀ヲ好ンテ善ク断シ」（7行目）↓削除

・「謀ヲ好ンテ」には、謀反や陰謀を好むというイメージがあるため、これを消したのである。

※ 「臣民」（2行目）に修正はないが、「臣民ノ下ニ斯ノヲ入ル如何」と別案がある。

（原本では徳大寺による）二回目の修正後の井上草案九―一は次の通りである。傍線の――は墨で修正を加えられた部分を示す。

### 【二回目の修正後の井上草案九―一】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ国ノ  
光輝ヲ発揚セルハ此レ我国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民国体ニ基ツキ祖徳ヲ述ヘ愛敬惟レ一終始渝ラス父  
母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ② 誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンシ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及  
ホシ和シテ同セス性ニ循ヒテ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ徳量ヲ拡充シ以テ各々其器ヲ成シ宜シク小成ニ安  
ンセスシテ大忠ニ志シ進テ公益ヲ広メ経綸ヲ興シ国憲国法ニ率ヒ由リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急事アレハ鞠躬  
難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ⑧ 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又  
我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリスノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣  
ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト共ニ脩明シテ益々光大ナランコト  
ヲ庶幾フ

### 井上草案一〇

井上草案九の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*39</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「井上草案一〇―一」、早稲田大

学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅諭関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「井上草案一〇―二」<sup>\*40</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の一番目の草案を「井上草案一〇―三」、稲田が元田の上奏案修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案一〇―四」とする<sup>\*41</sup>。

草案一〇―一と草案一〇―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に墨で傍点（小さい〇印）を付けられている。草案一〇―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で傍点を付けられている。草案一〇―四は「五楽園罫紙」に書かれていると見られている。

右の一〇―三は写しであり、これらの原本は大正一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*42</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案一〇―一について考察する。草案一〇の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られ、「井上草案九」の考察で述べたように、元田はそれを八月二六日付の書簡と共に井上へ送ったと見られている<sup>\*43</sup>。

井上草案九―一から草案一〇―一への修正点は次の通りである。これらは、（原本では元田が）草案一〇―一を書く際に改めた部分である。

- ① 「臣民」（2行目）の後に、「斯ノ」を加えた。
  - ・ この修正は、草案九―一の上欄外の別案によるものである。
- ② 「循ヒテ」（4行目）↓「循ヒ」
- ③ 「宜シク」（4行目）↓「更ニ」
  - ・ この修正は、草案九―一の上欄外の別案によるものである。
  - ・ 「宜シク」には天皇が国民に頼んでいるイメージがあるため、「更ニ」に改めたのであろう。
- ④ 「事アレハ」（5行目）↓「事アラハ」

⑤ 「共ニ」(8行目) ↓ 「俱ニ」

(原本では元田による) 修正後の井上草案一〇——は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分を示す。なお、文章の一部の右横に墨で○印が付けられているが<sup>\*44</sup>、修正とは異なるため、ここでは示さない。

### 【井上草案一〇——】

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ国ノ光輝ヲ発揚セルハ此レ我国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民斯<sup>①</sup>ノ国体ニ基ツキ祖徳ヲ述ヘ愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重シ恭儉己レヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及ホシ和シテ同セス性ニ循ヒ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ徳量ヲ拡充シ以テ各々其器ヲ成シ更ニ<sup>③</sup>小成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ進テ公益ヲ広メ経綸ヲ興シ国憲国法ニ率ヒ由リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ此ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリスノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民ト俱ニ<sup>⑤</sup>脩明シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ

### 井上草案一一

井上草案一〇の次に書かれたと見られている草案は四編(所蔵を確認できたものは三編)ある<sup>\*45</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種/大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の一〇番目の草案を「井上草案一一——」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の一〇番目の草案を「井上草案一一——」<sup>\*46</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚

の控」の一〇番目の草案を「井上草案一一―三」、稲田が元田の上奏案修正案に対する井上の修正意見と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、凶版もない）を「井上草案一一―四」とする<sup>\*47</sup>。

草案一一―一と草案一一―二は無罫紙三頁に墨で書かれ、部分的に朱で修正（「」も含む）を加えられ、上欄外に朱で注が書かれている。草案一一―三は一〇行罫紙三頁に墨で書かれ、朱で修正と注を加えられている。草案一一―四は「法制局罫紙」に書かれていると見られている。「」でくくられた言葉が次の「井上草案一二」にないため、この「」は削除を意味していると見られている<sup>\*48</sup>。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*49</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案一一―一について考察する。草案一一の原本では、本文も修正もすべて井上によって書かれていたと見られ、「井上草案九」の考察で述べたように、井上はそれを八月二八日付の書簡と共に元田へ送ったと見られている<sup>\*50</sup>。

井上草案一〇―一から草案一一―一への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では井上が）草案一一―一を書く際に改めた部分、（朱）は朱で修正を加えた部分である。草案一一―一の上欄外に朱で書かれている注も示す。濁点のみを修正を除く。

① 「我」（1行目に2つ、2行目に1つ）↓「我カ」（朱）

※ 「我ハワ（又ハア）ト訓ム字ニテワカワレト訓マストキニハ振仮名ナカルヘカラズ」（傍点原文）、「我国ノ粹美ト謂フコト物足ラス心地ス我カ国風ノ粹美トシテハ如何」（傍点原文）と注記がある。

・ 井上は「我カ」「我レ」には送りがながいると述べている（注記の「振仮名」とは、送りがなの誤りであろう）。だが、現代では「我が」には送りがながいるが、「我」にはいらぬ。

② 「今」（2行目）↓朱の「」でくくった（削除）。

・ 「今爾臣民」では、今の臣民だけ（将来の臣民には関係ない）、という意味になると考えたため、「今」を消した

のであろう。

③ 「斯ノ国体ニ基ツキ」(2行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

・この前に「国体」という言葉が一度も出てきていないのに、「斯ノ国体」という言葉がここに急に出てくるのはおかしいと考えたのであろう。

④ 「祖徳ヲ述へ」(2行目) ↓「祖考ニ継述シ」(朱)

⑤ 「愛敬惟レ一終始渝ラス」(2、3行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

※「愛敬ヲ一物トシタルハ孝経ニ資ニ於事ニ母而以事ニ於父、其愛同也資ニ於事ニ君以事ニ於父、其敬同也トアレトモ此ハ惟一ノ意ニ非ス此ノ句恐ラクハ典故ヲ欠ク『終始渝ラズ』ノ一句亦突出ヲ覺ユ」と注記がある<sup>\*51</sup>。

⑥ 「相和ラキ」(3行目) ↓「相和キ」(朱)

・元田が草案七において現代と同じ送りがなに改めた所を、元に戻した。

⑦ 「誠実ヲ主トシ廉恥ヲ重ンシ」(3行目) ↓削除(朱)

・井上は、誠実さや恥の意識の比重を軽くしたと見られる。

⑧ 「義ヲ見テ敢テ為シ」(3行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

⑨ 「和シテ同セス」(4行目) ↓朱の「」でくくった(削除)。

※「和而不<sub>レ</sub>同、孔子ハ以テ君子ノ徳ヲ顕セリ今之ヲ衆庶ニ望ムハ恐クハ語ノ上ニ過ク且政堂ヲ諷諭スルノ嫌アリ之ヲ削ルコト如何」と注記がある。

・「和して同ぜず」(君子は協調するが、安易に同調しない)という言葉は、もともとは『論語』に書かれている。

この言葉は君子の行為を表しているため、井上はこれを国民の行為として教育勅語の中に入れるべきではないと考えた。

⑩ 「循ヒ」(4行目) ↓「循ヒテ」(書き改め)



⑪ 「徳量ヲ拡充シ以テ」(4行目) ↓ 削除(朱)

※ 「徳量ノ事ハ上文ニ之ヲ悉セリ此ニ挿入スルハ贅復ニ似タリ」と注記がある。

⑫ 「更ニ小成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ」(4～5行目) ↓ 削除(朱)

⑬ 「経綸ヲ興シ国憲国法ニ率ヒ由リ以テ国家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ国威ヲ伸ヘ」(5～6行目) ↓ 「世務ヲ開キ緩急事アレバ躬ヲ以テ国ニ殉シ」(朱)

※ 「経綸ノ字ハ中庸ニテハ聖人神聖ノ大作用トス此ニハ穩当ナラサルニ似タリ」と注記がある。

・ 「経綸」(国を治めること) という言葉は、『中庸』では聖人(高い学識や徳を備えている人)による尊い行為として書かれているため、井上はこれを国民の行為として教育勅語の中に入れるべきではないと考えた。

・ 井上が国憲国法に関する言葉を消したことについては長くなるため、草案一〇——から草案一一——への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。

・ 「公益ヲ広メ世務ヲ開キ」と、漢字二文字の目的語＋「ヒ」で始まる二文字の動詞、を二セット続けて対を作った。

・ 「鞠躬難ニ殉シ」という言葉は、一般国民には難しいため、「躬ヲ以テ国ニ殉シ」に改めたのであろう。

⑭ 「鞏固ニ」(6行目) ↓ 「扶翼」(朱)

⑮ 「我国ノ粹美ヲ世界ニ表彰スル」(6～7行目) ↓ 「興国ノ元素タル」(朱)

⑯ 「推シテ謬ラス」(8行目) ↓ 「通シ」(朱)

⑰ 「悖ルコトナシ」(8行目) ↓ 「悖ルコトナカルヘシ」(朱)

⑱ 「俱ニ脩明シテ益々光大ナラン」(8行目) ↓ 「共ニ修習シテ益々光明ニ進マム」(書き改めと朱)

※ 「詩(『詩経』のこと―引用者注)ニ文王ノ質ヲ頌シテ学有<sub>三</sub>緝<sub>三</sub>熙于光明ト云ヘリ」と注記がある。

さて、⑲の修正——井上が国憲国法に関する言葉を消したこと——についてである。

稲田は、「元来彼の初稿には国憲国法のこととはかかげられていなかったし、彼はこのことを必ず勅語の中に入れておらず、寧ろ不要でないかと考えていた」と推察している<sup>\*52</sup>。

しかし、大日本帝国憲法の起草に関わり、憲法を「国ノ生命」と重視し<sup>\*53</sup>、法制局長官であった井上が、国憲国法に関する言葉を彼の初稿に入れていなかったとはいえ（この言葉が入ったのは草案二から）、「寧ろ不要でないかと考えていた」とは思えない。その一方で、元田は、「斯の如き句は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのである」と主張していた<sup>\*54</sup>。つまり、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせて、国憲国法に関する言葉を消したと考えられる。

（原本では井上による）修正後の井上草案一一一は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、⋮は朱で修正を加えられた部分を示す。

### 【井上草案一一一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ  
国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我カ国ノ粹美ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ<sup>②</sup>爾臣民<sup>③</sup>祖考ニ繼述シ<sup>⑤</sup>父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫  
婦相和キ朋友相信シ<sup>⑦</sup>恭儉己レヲ持シ<sup>⑧</sup>博愛衆ニ及ボシ<sup>⑨</sup>性ニ循ヒテ学ヲ勤メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ<sup>⑩</sup>各々其  
器ヲ成シ<sup>⑫</sup>進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ緩急事アレバ躬ヲ以テ国ニ殉シ<sup>⑬</sup>以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ此ノ如キハ独リ  
朕ガ忠良ノ臣民タルノミナラズ又興国ノ元素タルニ足レリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所凡  
ソ古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ上下ニ通シ<sup>⑭</sup>以テ中外ニ施シテ悖ルコトナカルヘシ朕爾臣民ト共ニ修習シテ  
益々光明ニ進マムコトヲ庶幾フ

### 井上草案一一一

井上草案一の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*55</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅語草案東塾翁尺牘」の中にあり、これを「井上草案一二」とする。草案一二は漢文体で巻紙（横長の無野紙）に墨で書かれ、墨で修正を加えられ、右欄外に墨で注を書かれている。この草案は、元田が八月三十一日付の書簡と共に井上へ送った草案の「草稿」であると見られている<sup>\*56</sup>。

元田が草案一二を漢文で書いた理由として、二つ考えられる。一つは、送りがななどの細かい点は井上に任せるつもりであったから。もう一つは、漢文としても美しい文章にしたかったからである。

なお、梅溪は、草案一二は本論文での「井上草案一三」を「漢文とし修正を加えたもの」であると見ているが<sup>\*57</sup>、これは誤りであろう。草案一二の方が早い（草案一三に近い）段階のものであることは明らかである。

井上草案一——から草案一二への修正点は次の通りである。（書き改め）は元田が草案一二を書く際に改めた部分、（墨）は墨で修正を加えた部分である。草案一二の右欄外に墨で書かれている注も示す。

① 「我カ国ノ粹美」（2行目）↓「我国体元素」（書き改め）

※ 「原文国風ノ粹美ヲ国体ノ元泰ニ換フ重一重ヲ加フ」と注記がある。

② 「祖考ニ継述シ」（2行目）↓「継述祖考終始一誠」（墨）

※ 「祖考ノ下ニ終始一誠ノ一句ヲ加ヘテ一篇ノ骨子トス」と注記がある。

③ 「性ニ循ヒテ学ヲ勤メ」（3行目）↓「率性為学」（書き改め）

④ 「各々其器ヲ成シ」（3〜4行目）↓「成其德器」（書き改め）

※ 「原文各其器ヲ成スニ徳ノ字ヲ挟入スルハ器ヲ成スト徳ヲ成スト学問ノ功大ニ差アルヲ以テ器ヲ成スノ一偏ニ止マラサルヲ示ス為メナリ」と注記がある。

・「成其徳」の右横に小さく、「各成其」と書き加えられている。だが、右の注記と、「成其徳」が消されていないこと、さらに、井上が明治二三年九月三日付の元田宛書簡で「成其德器」について意見を述べていることから、

ここでは「各成其」の書き加えを修正とは見ないことにする。

⑤ 「興国ノ元素タルニ足レリ」(5行目) ↓ 「足以濟皇国之美矣」(墨)

※ 「興国ノ元素タルニ足レリヲ皇国ノ美ヲ濟スニ換フ」と注記がある。

⑥ 「爾臣民ト共ニ修習シテ益々光明ニ進マムコトヲ庶幾フ」(6〜7行目) ↓ 「庶幾与爾臣民俱脩明而益進光大也」(墨)

※ 「末句脩習光明ノ修正ハ原案優レルヲ覺フ且光大ノ文字熟字モアレハナリ進ムノ字ハ省クヲ可トスルニ似タリ」と注記がある。

元田による修正後の井上草案一二は次の通りである。傍線の——は書き改められた部分、——は墨で修正を加えられた部分を示す。

### 【井上草案一二】

朕惟我皇祖皇宗肇国久遠樹德深厚我臣民亦克忠克孝億兆一心以發揚国之光輝此我国体元素而実教育之本源也爾臣民繼述祖考終始一誠孝於父母友於兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博愛及衆率性為学因才習業啓發知能成其德器進広公益開世務緩急有事以身殉国可以扶翼天壤無窮之皇運矣如是不特朕忠良之臣民又足以濟皇国之美矣斯道也我祖宗之遺訓而子孫臣民所當俱遵守凡不問古今異同与風氣變遷可以通上下而不謬以施中外而無悖朕庶幾与爾臣民俱脩明而益進光大也

次に引用するように、井上は明治二三年九月三日付の元田宛書簡で、元田の書いた草案(草案一二を浄書したもの)を、「簡逕明確字々有千金之重」と賞賛しながらも、「漢文として玩味する時ハ、稍あきたらぬ心地の文字あり」と述べ<sup>\*58</sup>、再考すべき箇所を列挙し、細かい部分については元田に任せた。なお、引用文の上にあるアルファベットは、次の「井上草案一三」と「井上草案一四」の考察で使うために、引用者が便宜的に付けたものである。また、引用する際に、改行の箇所を一部変えた。

- A 発揚国之光輝<sup>一</sup>ハ、發揚耿光としては如何……又ハ世済<sup>二</sup>厥ノ美<sup>一</sup>伝左としたら尤佳……
- B 繼<sup>二</sup>述祖考<sup>一</sup>ハ、祖先ノ方妥貼ナラン、下ニ孝<sup>二</sup>於父母<sup>一</sup>とあれハ又重複ノ嫌モアリ、
- C 終始一誠ハ、名臣ノ伝銘ニ熟用スレトモ、此処ニハオリアヒ悪シ、
- D 率性云々、四句駢驪軽浮ノ嫌アリ、率<sup>レ</sup>性為<sup>レ</sup>学ハ修<sup>レ</sup>学ニ作ルヘシ、
- E 成<sup>二</sup>其德器<sup>一</sup>ハ、成<sup>二</sup>就德器<sup>一</sup>ニ作ル、却テ古ナリ、
- F 又、足以济皇国之美也ハ<sup>\*59</sup>、又足<sup>三</sup>以承<sup>二</sup>祖考<sup>一</sup>之大烈<sup>一</sup>尚書也に作る歟、或ハ下文と重複之嫌あらハ、又足<sup>三</sup>以宣<sup>二</sup>揚国之耿光<sup>一</sup>也となし、
- G 上文発揚国之光輝<sup>一</sup>ノ句ハ断シテ世済<sup>二</sup>厥美<sup>一</sup>ニ作るへし、惟タ閣下ノ扱フ所ノミ、
- H 斯道也ノ下、実<sup>ニ</sup>ノ一字不可欠、
- I 我祖宗之遺訓ハ、皇祖皇宗之遺訓ニ作ラハ、冒頭ト相応シテ鏘然ノ響アリ、
- J 無悖ハ、ヤハレ中庸ニ依リ不<sup>レ</sup>悖ニ作ル方強シ、……
- K 脩明而益光大ノ一句、精練ヲ欠ク、服庸而不<sup>レ</sup>失、又ハ拳々服膺而終始惟一とすへし、修明ノ字古雅ナリヤ、
- L 再読スルニ、肇<sup>レ</sup>国久遠ハ宏遠ニ作ルヘシ史記高祖本記ニ規模弘遠……
- 右、可然御取捨被成度、高示ニ任候而御参考ニ供候（傍点原文）<sup>\*60</sup>

そして、井上はこの書簡の最後で、「再申、他ハとも角も終始一誠ノ一句ハ、必不可不削修明光大之末句ハ不可不改」と述べ<sup>\*61</sup>、「終始一誠」の削除と文末の修正を強く求めた。

## 井上草案一三

井上草案一二の次に書かれたと見られている草案（草案一二がほぼそのまま和文にされたもの）は五編（所蔵を確認できたものは三編）ある<sup>\*62</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案一三一―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の二番目の草案を「井上草案一三―二」<sup>\*63</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の二番目の草案を「井上草案一三一―三」、稲田が日本文の再修正案と見ている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「井上草案一三一―四」、彼がその浄書と見ている草案（同）を「井上草案一三一―五」とする<sup>\*64</sup>。

草案一三一―一と草案一三一―二は無罫紙六頁に墨で書かれ、部分的に朱と墨で修正を加えられている。草案一三一―三は一〇行罫紙六頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。草案一三一―四は「巻紙」、草案一三一―五は「貴春罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*65</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。そのため、本節では草案一三一―一について考察する。草案一三の原本では、本文も修正もすべて元田によって書かれていたと見られている<sup>\*66</sup>。

修正前の井上草案一三一―一は次の通りである。これは、草案一二（漢文）がほぼそのまま和文にされたものである。

### 【修正前の井上草案一三一―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ  
国ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我カ国体ノ元素ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾臣民祖考ニ継述シ終始一誠レ父母ニ孝ニ兄弟ニ友  
ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ性ニ率ヒテ学ヲ為シ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ其ノ徳器ヲ  
成シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ緩急事アレハ躬ヲ以テ国ニ殉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠

良ノ臣民タルノミナラス又以テ皇国ノ美ヲ済スニ足レリスノ道ハ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ通シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナカルヘシ朕爾臣民ト俱ニ脩明シテ益々光大ナランコトヲ庶幾フ

右に引用した文章への修正点は次の通りである。これらは、(原本では元田が) 墨で修正を加えた部分である。アルファベットは、「井上草案一二」の考察の最後に引用した九月三日付の元田宛井上書簡における、井上の修正意見に対応する。

① 「久遠」(1行目) ↓ 「宏遠」 L

・ 「国ヲ肇ムルコト久遠ニ」では、「ク」と「キュ」が近くにあって読みにくいと、井上は「久遠」を「宏遠」に改めるように、意見を出したのであろう。

② 「以テ国ノ光輝ヲ発揚」(1、2行目) ↓ 「世々厥ノ美ヲ済」 A、G

・ 井上の修正意見 A → 『左伝』には「世済ニ厥ノ美」と書かれており、それに倣った方がよい → に基づいている。

③ 「祖考ニ継述シ終始<sup>ニ</sup>惟<sup>レ</sup>」(2行目) ↓ 「祖先ニ継述シ」 B、C

・ 朱で「一誠」を消してから、墨で「祖先ニ継述シ」に改めている。

・ 井上の修正意見 B → 「祖考ニ継述シ終始<sup>ニ</sup>惟<sup>レ</sup>」父母ニ孝ニ」では、「コウ」が続く → に基づいている。

④ 「為シ」(3行目) ↓ 「脩メ」 D

・ 「為シ」を朱で「勤メ」に一旦改めてから、それを墨で「脩メ」に改めている。

・ 井上の修正意見 D → 「為<sup>レ</sup>学」では表現が軽い → に基づいている。

⑤ 「其ノ徳器ヲ成シ」(3、4行目) ↓ 「徳器ヲ成就シ」 E

・ 井上の修正意見 E → 徳器を「成シ」という表現は古めかしい → に基づいている。

⑥ 「又以テ皇国ノ美ヲ済ス」(5行目) ↓ 「又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スル」 F

・ 「又以テ皇国ノ美ヲ済ス」を朱で「実ニ以テ国家興隆ノ基礎タル」に一旦改めてから、それを墨で「又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スル」に改めている。

⑦ 「我カ祖宗」(5行目) ↓ 「実ニ我カ皇祖皇宗」 H、I

・ 井上の修正意見 I——冒頭の「皇祖皇宗」と揃えた方がよい——に基づいている。

⑧ 「悖ルコトナカル」(6行目) ↓ 「悖ラザル」 J

・ 井上の修正意見 J——『中庸』には「不悖」と書かれており、それに倣った方がよい——に基づいている。

⑨ 「脩明シテ益々光大」(6〜7行目) ↓ 「拳々服膺シテ終始惟レ一」 K

・ 井上の修正意見 K——「修明」という言葉は古めかしい——に基づいている。

(原本では元田による) 修正後の井上草案一三——は次の通りである。傍線の——は墨で修正を加えられた部分を示す。

### 【修正後の井上草案一三——】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠<sup>①</sup>ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ世々<sup>②</sup>厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ元素ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ爾臣民祖先<sup>③</sup>ニ継述シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ性ニ率ヒテ学ヲ脩メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ緩急事アレハ躬ヲ以テ国ニ殉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ此ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スルニ足レリス道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ通シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ終始惟レ一ナランコトヲ庶幾フ



## 井上草案一四

井上草案一二（漢文）と同じ文章が、右の九月三日付の元田宛井上書簡における井上の意見の通りに修正を加えられていると見られている草案は<sup>\*67</sup>、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目に所収の「徳教之勅語案 元田朱字加筆」であり<sup>\*68</sup>、これを「井上草案一四」とする。

草案一四の原本の、現在の所蔵場所は不明である。本論文で扱う草案一四は、二〇〇字詰の原稿用紙二頁に黒の細ペンで書かれ、部分的に同じペンで修正を加えられ、上欄外に同じペンで注を書かれている。草案一四の一行目に「元田朱字加筆」と書かれていることから、草案一四の原本では、元田によって本文が墨で書かれ、それに元田による朱での修正と注が加えられていたと見られている<sup>\*69</sup>。草案一四の原本は、教育勅語の文章が完成した後で、他の文書と共に上奏されたと思われるが、これについては本章第四節の、「井上草案二〇」の考察の後で詳しく述べたい。

井上草案一二から草案一四への修正点は次の通りである。（書き改め）は（原本では元田が）草案一四を書く際に改めた部分、（朱）は原本では朱（現存の草案では黒の細ペン）で修正を加えた部分である。アルファベットは、「井上草案一二」の考察の最後に引用した九月三日付の元田宛井上書簡における、井上の修正意見に対応する。

- ① 「久遠」（1行目）↓「宏遠」（朱） L
- ② 「以發揚国之光輝」（1行目）↓「世濟厥美」（朱） A、G
- ③ 「祖考終始一誠」（2行目）↓「祖先」（朱） B、C
- ④ 「為学」（2行目）↓「脩学」（朱） D
- ⑤ 「成其」（2行目）↓「成就」（朱） E
- ⑥ 「身」（3行目）↓「躬」（書き改め）
- ⑦ 「矣」（3行目の1つ目）↓削除（朱）
- ⑧ 「濟皇国之美矣」（3行目）↓「宣揚国之耿光也」（書き改めと朱） F

⑨ 「我祖宗」(3行目) ↓ 「実我皇祖宗」(朱) H、I

⑩ 「無悖」(4行目) ↓ 「不悖」(朱) J

⑪ 「脩明而益進光大也」(4行目) ↓ 「拳々服膺而終始惟一也」(朱) K

右の元田による草案一二から草案一四への修正は、次に示す九月五日付の井上宛元田書簡の内容と一致している。また、井上は同月六日付の元田宛書簡で、修正意見を受け入れてくれたことに感謝している。これらのことから、元田は草案一四の原本を浄書したものを、九月五日付の書簡と共に井上へ送ったと考えられている。<sup>\*70</sup>

明治二三年九月五日付の井上宛元田書簡

高諭之如ク、世済厥美、又足以宣揚国之耿光と改メ、終始一誠ノ句者削除し、祖先ニ改メ成就徳器ニ作り、実我皇祖宗之遺訓となし申候、末文修明光大ノ字典故を覚へ不申候得共、修学明徳、又者修身明道と連続仕候へ者難なしと存し申候、然し御修正ニ従ひ、拳々服膺而終始惟一ニ致シ申候<sup>\*71</sup>、

九月六日付の元田宛井上書簡

五日之貴書、只今拝読、愚見御参考迄ニ申上候処、一々御採用被下候事、実ニ小生ニ於而本懐之至、挹遜之高誼深重感佩之外無之候<sup>\*72</sup>、

草案一四における元田の修正について、稲田は、「元田は自説を少しも固執することなく、井上の意見を殆んど全部容れるという雅量を示したのであって、このことは元田が勅語起草の重大性を深く自覚していたためであると思われる」と述べている。<sup>\*73</sup>

さらに、本節では、教育勅語の制定を強く望んでいた元田は<sup>\*74</sup>、もし井上と意見が対立すれば、勅語の制定計画自体が滞

ったり、廃止されたりすることになりかねないと察していたため、できるだけ井上に合わせようとしたと考える。

ところで、海後と稲田は、本論文での「井上草案一四」↓「井上草案一三」の順に考察しているが<sup>\*75</sup>、梅溪は本論文と同様に、「井上草案一三」↓「井上草案一四」の順に考察している<sup>\*76</sup>。草案一三と草案一四における修正を比べると、次の通りである。

#### 井上草案一三における修正

「学ヲ為シ」↓「学ヲ勤メ」に一旦改めてから↓「学ヲ脩メ」

「又以テ皇国ノ美ヲ済ス」↓「実ニ以テ国家興隆ノ基礎タル」に一旦改めてから↓「又以テ国ノ耿光ヲ宣揚スル」

#### 井上草案一四における修正

「為学」↓「脩学」

「済皇国之美」↓「宣揚国之耿光」

草案一四には途中の修正過程（「勤メ」など）の形跡がないため、本論文では「井上草案一三」↓「井上草案一四」の順に考察した。

（原本では元田による）修正後の井上草案一四は次の通りである。この文章は草案一三、及び、次に考察する「浄書一」が漢文にされたものである<sup>\*77</sup>。傍線の――は書き改められた部分、⋮は原本では朱（現存の草案では黒の細ペン）で修正を加えられた部分を示す。草案一四には送りがなや返り点も付けられているが、ここでは示さない。

#### 【井上草案一四】

徳教之勅語案 元田朱字加筆

朕惟我皇祖皇宗肇国宏遠樹徳深厚我臣民亦克忠克孝億兆一心世濟厥美此我国体元素而実教育之本源也爾臣民繼述祖先孝於父母友於兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博愛及衆率性脩学因才習業啓發知能成就徳器進広公益開世務緩急有事以躬殉国可以扶翼天壤無窮之皇運 ⑦如是不特朕忠良之臣民又足以宣揚国之耿光也斯道也實我皇祖皇宗之遺訓而子孫臣民所當俱遵守凡不問古今異同与風氣變遷可以通上下而不謬以施中外而不悖朕庶幾与爾臣民俱拳々服膺而終始惟一也

5

さらに、草案一四の上欄外には、(原本では元田による朱で)次のように記されている。この注記は草案一二の右欄外の注記と少し異なっており、その内容は草案一一から草案一二への修正に関わるものである。

国風ノ粹美ヲ国体ノ元泰ニ換ヘテ重一重ヲ加フ

祖考ノ下ニ終始一誠ノ一句ヲ加ヘテ一篇ノ骨子トス

原文学ヲ勤ムニ作ル為スノ字恰モ好シ

其器ヲ成スニ徳ノ字ヲ挟入スルハ器ヲ成スト徳ヲ成スト学問ノ効等差アルヲ以テ器ヲ成スノ一偏ニ止マラサルヲ示スナリ

興国ノ元素ヲ皇国ノ美ヲ済スニ換フ

不謬ノ二字削ラスシテ脱カ可ナランカ

脩習光明ハ原案ノ脩明光大ノ文字優レルヲ覺フ進ムノ字モ省クヲ可トスルニ似タリ

字再按

それから、元田が草案一四の完成後に、草案五から草案一三までの推敲過程をまとめたと見られている草案が三種類ある

(以下、「推敲過程まとめ草案」と称する)<sup>\*78</sup>。次に述べるように、その二種類は下書き、残りの一種類は浄書と見られ、ここでは、これらを「下書き一」「下書き二」「浄書」と称する。これらの内容はこれまでの考察と重複するため、本節では、現在の所蔵場所などを整理するにとどめたい。

### 下書き一

推敲過程まとめ草案の中で、最初に書かれたと見られている草案は四編(所蔵を確認できたものは三編)ある<sup>\*79</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種/大正九年」に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「下書き一―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の一番目の草案を「下書き一―二」<sup>\*80</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の一番目の草案を「下書き一―三」、稲田が「勅諭文原稿」と題する草案と見ている草案(現在の所蔵場所は不明で、図版もない)を「下書き一―四」とする<sup>\*81</sup>。

下書き一―一と下書き一―二は無罫紙三頁に、墨で「勅諭文原稿」という題と本文(草案五―一とほぼ同文)を書かれ、上欄外に墨で注を書かれている。下書き一―三は一〇行罫紙三頁に墨で題と本文を書かれ、朱で注を書かれている。下書き一―四は「五楽園罫紙」に書かれていると見られている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*82</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。

「井上草案九」の考察で引用したように、元田は明治二三年八月二六日付の井上宛書簡で、「先頃御内示之教育勅諭文(本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注)、近日上奏ニ相成候由ニ而、老拙儀へ御下問被為在、段々思召被為在候而、熟考申上候様御内命を蒙り候故、不得止御受申上候」と述べている<sup>\*83</sup>。

梅溪は右の書簡から、『勅諭文原稿』(本論文での「下書き一」の本文のこと―引用者注)は、天皇が元田に修正を命じ

て下付したものに相当し、したがってこれは内閣から内覧に供した勅語（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）の原案」であり、「事実八月末以降、この『勅諭文原稿』を原文として（本論文での「井上草案六」以降の―引用者注）修正が進められていくのである」と捉えている<sup>\*84</sup>。確かに、下書き一の本文（『勅諭文原稿』の上欄外の注を除いた部分）の内容は、草案五―一と同じであり、「八月末」には作られていたと考えられる。

しかし、下書き一自体は、「八月末」にはまだ書かれていない。下書き一の上欄外の注の最後に「拳々云々ニ脩正ス」と書かれているため、下書き一は草案一三の修正後に書かれたものである。そして、先に述べたように、草案一四は草案一三が漢文にされたものであり、草案一三の浄書のようなものである。そのため、「井上草案一三」↓「井上草案一四」↓「下書き一」の順に、原本が作成されたと見られる。草案一四（原本）が九月五日付の井上宛元田書簡に添えられたものであると考えられるため、下書き一（原本）は九月五日以降に書かれたものである。すなわち、草案六以降の修正は下書き一（『勅諭文原稿』）ではなく、草案五―一を原文として進められたのである。

また、海後は、元田は「修正の責任者」であり、「また天皇に修正の結果どのような勅語案文となったのかも奏上しなければならぬ任務をもっている」ため<sup>\*85</sup>、下書き一を作って推敲過程をまとめたと考えている。確かに、元田にはそのような任務があったと思われる。

しかし、元田が下書き一を書いた理由は、それだけではないだろう。今日、元田に関する大量の文書が『元田永孚関係文書』として国会図書館憲政資料室に残されているように、彼は文書の整理にきちんとした人であった。そのため、草案が閣議に掛けられる直前の段階で（次の草案一五は閣議に掛けられたと見られている）、元田はそれまでの推敲過程をまとめておいたと思われる。

## 下書き一

下書き一の次に書かれたと見られている草案は三編ある<sup>\*86</sup>。本論文では、宮内公文書館所蔵「教育勅語草案一二種／大正

九年」に所収の「教育勅諭草案」の四番目の草案を「下書き二―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「教育勅諭草案」の四番目の草案を「下書き二―二」<sup>\*87</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅諭草案 一二種 元田永孚の控」の四番目の草案を「下書き二―三」とする。下書き二―一と下書き二―二は無罫紙四頁に墨で本文と修正過程を書かれ、上欄外に墨で注を書かれている。下書き二―三は一〇行罫紙四頁に墨で書かれ、朱で修正過程と注を書かれている。

右の一―三は写しであり、これらの原本は大正一一年頃に元田家から宮内省に献納されたと見られているが<sup>\*88</sup>、二〇一三年三月現在、一般公開されていない。

海後は下書き二について、「このような修正草案は元田がこれまでの本文修正を想起し、それをまとめて覚えとすためにつくったもので、これを（そのまま―引用者注）他人に示したりするような文書ではない」と見ている<sup>\*89</sup>。また、海後と稲田は、次の浄書は下書き二を基にして書かれていると指摘している<sup>\*90</sup>。

しかし、海後は下書き一と下書き二の大きな違い、すなわち、下書き二が作られた理由については触れていない。なぜ下書き二は作られたのか。それは、元田が草案の行と行の間に推敲過程を書き込むことにしたからである。下書き一において、彼は注で推敲過程を説明しているが、それでは読みにくいと感じたのであろう。下書き二は、元田が推敲過程をわかりやすく書き示そうと考えた末に生み出されたものなのである。

## 浄書

下書き二の浄書と見られている草案は二編ある<sup>\*91</sup>。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号8を「浄書―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「四」（右上欄外に黒の細ペンで「四」と書かれている）を「浄書―二」とする<sup>\*92</sup>。

浄書―一は貴春の一〇行罫紙（中央上部に菊の御紋、中央下部に「貴春」と印字された罫紙）五頁に、墨で一行空きに本

文（草案五―一とほぼ同文）を書かれ、そこに推敲過程を朱で書き加えられ、上欄外に朱で注を書かれている。

稲田は、浄書―一にある「芳川自筆の付箋には朱書は代書と認むとあるけれどもそれは誤解である」、すなわち、朱書きも元田の自筆である、と指摘している<sup>\*93</sup>。「浄書―一」と、元田による「元田草案一」と「元田草案二」を比べると、すべて同じ罫紙に同じ筆跡で書かれている<sup>\*94</sup>。つまり、稲田が指摘しているように、浄書―一は本文も朱文字も、元田によって書かれたものであると見てよいだろう。元田は浄書―一以外の草案（「元田草案一」など）では、削除する字句を朱線などで塗り消しているが、浄書―一では、削除する字句を朱線で囲み、元の字句を判別できるようにしている。

浄書―二は一二行罫紙四頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。

梅溪は、浄書―一は「天皇に対する修正報告案ともいうべき性質のものであった」と見て、「さきに八月末、元田へ天皇から修正の内命があった事情から<sup>\*95</sup>、恐らく元田はこの案（本論文での「浄書―一」のこと―引用者注）を九月上旬ころ内覧に供し、やがて山県・芳川らへ廻付された」と推察している<sup>\*96</sup>。

浄書―一は非常に丁寧に書かれているため、本節でも、これは天皇の内覧に供されたと考える。先に述べたように、下書き一は、元田が九月五日以降に書いたものである。そのため、梅溪が推察しているように、浄書―一は九月上旬中旬に内覧に供されたと考えられる。

海後も、元田は「詳細に修正の結果を天皇の内覧に供する責任をもっていた」ため、「浄書修正文」を作った、と次のように述べている。

元田が天皇から原文（本論文での「井上草案五―一」のこと―引用者注）修正の内命を受けていたのであるから<sup>\*97</sup>、天皇の内覧を願うことが必要で、そのために普通の修正文の形ではなくこのような浄書修正文が作られたのであるろう。：殊に書簡（明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡のこと―引用者注）にある如く、中間修身の内容についての井上の立案が天皇の意にかなわなかったということであった<sup>\*98</sup>。その点を如何に修正したかについては、詳細に修正の結



果を天皇の内覧に供する責任をもっていたのである。<sup>\*99</sup>

確かに、元田には修正の結果を天皇の内覧に供する責任があった。

しかし、彼にはもつと簡単に、修正の結果（草案一三）だけを天皇の内覧に供して、その報告を終わりにすることもできたはずである。元田がそのようにせずに、草案五から草案一三までの推敲過程を詳細にまとめた背景には、「下書き一」の考察で述べたように、彼が文書の整理にきちんとした人であったということがあると思われる。

なお、海後は、元田文書の中に浄書より後の草案が少ないことから、本論文での「井上草案一五」以降は「文部省、内閣その他において検討され、更に修正を重ねられること」になり、「この後の修正には元田が常に関係していたことではない」と見ている。<sup>\*100</sup> 元田の役目は、浄書の作成によって一段落付いたと見てよいだろう。

## 井上草案一五

井上草案一四、及び、元田による推敲過程まとめ草案の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*101</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号15であり、これを「井上草案一五」とする。草案一五は文部省の一〇行罫紙（中央下部に「文部省」と印字された罫紙）二頁に、複写版（紫インクの蒟蒻版）で印刷されたものであり、内閣などでの審議に使われるために、文部省で作成されたと見られている。<sup>\*102</sup>

山県有朋は明治二三年九月二三日付の井上宛書簡で、「勅諭改正按御送附拝承、簡短にして主義明瞭尤妙と存候」と述べている。<sup>\*103</sup> そして、芳川は九月二六日に「徳教ニ関スル勅諭ノ議」という閣議要請文書で、「案成リ浄写シテ恭ク之ヲ 陛下ニ捧ケ内旨ヲ伺ヒ奉リタルニ大要別紙ノ通ニテ然ルヘシトノ 御沙汰ヲ蒙レリ」と述べ、この文書を「別紙 勅諭草案」と共に山県へ提出した。<sup>\*104</sup>

まず、右の「別紙」と「別紙 勅諭草案」は同じものを指していると思われるが、これはどの草案のことであろうか。

海後は、これを本論文での「井上草案一九一一」と見ている<sup>\*105</sup>。それに対して、稲田は「井上草案一五」と見ている<sup>\*106</sup>。草案一九は修正箇所を紙を貼られ、その上に墨で修正を加えられている。そのため、閣議要請文書に添えられた草案としては雑な印象がある。それに比べて、草案一五は閣議要請文書と同じ文部省の一〇行野紙に、同じ筆跡の複写版で印刷されており、修正の書き加えなどもなされていない。稲田が言うように、草案一五が閣議要請文書に添えられていたと見てよいだろう。

そして、このことから、閣議要請文書の数日前（九月二二日頃）に井上から山県へ送られた「勅諭改正按」は、草案一五とほぼ同文であったと思われる。

右の山県書簡と芳川の閣議要請文書から、稲田は芳川らの当時の動きを次のように推測している。

芳川文部大臣は元田の奉答修正案（本論文での「浄書――」のこと――引用者注）を天皇から受取った後、いくらかの修正を必要とすると考え、山県総理大臣と会って協議した結果、やはり井上毅の意見をきくことにしたのである。……そこで、井上毅は芳川の意見を恐らく受け入れた上で、九月二十三日修正案を脱稿、山県の許へ提出し……山県は直ちにこの井上修正案を芳川に送り、芳川はそれをそのまま採択して文部案とし、三日後すなわち九月二十六日に閣議のたぬ提出したのであると思われる<sup>\*107</sup>。

本節でも、右の山県書簡と芳川の閣議要請文書から、草案一三（その漢文が草案一四）から草案一五への修正点には、井上と芳川の意見が含まれていると考える。そして、芳川が修正にどのように関わっていたのかという点については、これから修正点を考察していく中で述べたい。

井上草案一三―一から草案一五への修正点は次の通りである。これらは草案一五の印刷の前に、井上（芳川・山県）らが改めた部分である。濁点のみの修正を除く。

- ① 「勅諭案」と題を付けた。
- ② 「一ニシ世々」(1行目) ↓ 「一ニシテ世二」  
 ・ 「世二」を、海後は「世リ」、稲田は「世々」と読んでいる<sup>\*108</sup>。
- ③ 「元素ニシテ実ニ教育ノ本源ナリ」(2行目) ↓ 「粹美ニシテ教養ノ道亦実ニ此ニ淵源ス」
- ④ 「性ニ率ヒテ学ヲ脩メ才ニ因テ業ヲ習ヒ知能」(3行目) ↓ 「学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能」  
 ・ 文章を簡潔にし、「学ヲ修メ業ヲ習ヒ」と、「g」の音で始まる漢字一文字の目的語十二文字の動詞、を二セット続けて対を作った。
- ⑤ 「開キ」(4行目) の後に、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を加えた。  
 ・ 国憲国法に関する言葉は草案二から草案一までであったが<sup>\*109</sup>、この言葉を再び本文に入れることについて内閣で意見が分かれた。この修正については長くなるため、草案一三―一から草案一五への修正点を一通り挙げてから、詳しく述べることにする。
- ⑥ 「躬ヲ以テ国ニ殉シ」(4行目) ↓ 「義勇公ニ奉シ」  
 ・ 「義勇公ニ奉シ」は草案一から草案五まで、本文に入っていた言葉である。元田と井上は草案六から草案一三まで、これよりもっと適した言葉がないか考えてみたが、結局、この言葉に戻った。
- ⑦ 「此ノ」(4行目) ↓ 「是ノ」
- ⑧ 「国ノ耿光ヲ宣揚スルニ足レリ」(5行目) ↓ 「皇祖皇宗ノ遺烈ヲ宣揚スルニ足ラン」
- ⑨ 「斯ノ道」(5行目) の前で改行した。
- ⑩ 「皇祖皇宗」(5行目) ↓ 「祖宗」  
 ・ ⑧の修正によって「皇祖皇宗ノ遺烈」と「皇祖皇宗ノ遺訓」が近くにあることになり、読みにくいいため、後者を「祖宗ノ遺訓」に改めたのであろう。

①「凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ変遷トヲ問ハス以テ上下ニ通シテ謬ラス以テ」(5く6行目) ↓「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ」

・ 文章を簡潔にした。

まず、⑤の修正——井上らが「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び入れたこと——についてである。

江木千之によれば、「元田侍講は、斯の如き句(「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」のこと——引用者注)は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのであると主張し、芳川文部大臣は、今日の時勢に於ては、特に斯くの如き句を加へて、明かに此意を示さなくてはならぬと云ふことを主張し、中々議論が纏まらなかつた」とのことである。<sup>\*10</sup>そして、山県によれば、結局、「国憲国法云々ノコトニツキテハ芳川ノ上奏ニテ原案ニ復活スルコトナリ陛下ヨリモソノ通りニセヨトノ御詞アリシトノコト」であつた。<sup>\*11</sup>これらの記述から、国憲国法に関する言葉の復活は、一度これを消した井上ではなく、芳川の考えによるものであると思われる。

芳川が「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、次の二つがあると考えられる。一つは、稲田が指摘しているように<sup>\*12</sup>、進歩主義者らによる騒動である。

明治二三年九月一日、名古屋に集まっていた約百人の進歩主義者らが、内藤魯一(自由黨員、自由民権運動家)の提案で、「山県総理大臣に奉つる書」と「内閣諸公に呈して辞職を勧むるの書」を山県ら各大臣へ送つた。<sup>\*13</sup>進歩主義者らは前者において、大日本帝国憲法の第六七条——「憲法上ノ大権ニ基ケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス」——に「政府ノ同意」という条件があるということは、議会の力が制限されているということであり、この条項は政府の「無限の特権を明記したるもの」、「臣民の福利を危くする」ものである、とこの条項の廃止を主張した。<sup>\*15</sup>そして、同月一五日、大井憲太郎らの自由党、板垣退助らの愛国公党、河野広中らの大同俱樂部などが合同して、立憲自由党を結成した。

元田は教育勅語の完成後、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」が再び草案に入れられたことについて、「今之ヲ加フルハ方今：

：憲法ヲ非議スルコトアリ故ニ教育上此ノ二句ヲ加ヘテ要旨ヲ示ス」と述べており<sup>\*116</sup>、稲田は、この「憲法ヲ非議スルコト」を右の騒動と見ている<sup>\*117</sup>。

それから、本節では、芳川が「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、もう一つあると考える。それは、山県が存在である。右のような自由民権運動が行われていた明治二三年当時、山県は藩閥政府のリーダーであり、芳川はその一員であった。そして、二人とも「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」が、以前の草案に入っていた言葉であるということを知っていた<sup>\*118</sup>。つまり、芳川は藩閥政府を維持し、民権運動や進歩主義者らを合法的に鎮めるため、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び草案に入れて、これを国民にしつかりと教え込むことを山県と合意し、その上で、この言葉の復活を主張していたと考えられる。バックに山県がいたため、芳川はより強くこれを主張することができたと思われる。

井上らによる修正後の井上草案一五は次の通りである。傍線の——は印刷の前に改められた部分を示す。

### 【井上草案一五】

勅諭案<sup>①</sup>

5  
朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世<sup>②</sup>  
ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ粹美ニシテ教養ノ道亦実ニ此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ継述シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫<sup>③</sup>  
婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世<sup>④</sup>  
務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ緩急事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠<sup>⑤</sup>  
良ノ臣民タルノミナラス又以テ皇祖皇宗ノ遺烈ヲ宣揚スルニ足ラン<sup>⑥</sup>  
⑨ 斯ノ道ハ実ニ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサル<sup>⑩</sup>  
ヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ終始惟一ナランコトヲ庶幾フ

草案一五は、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前文… 朕が思うに、朕の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。朕の臣民が忠孝を尽くし、心を一つにして世の中にその美しさを示すことは、日本の国体の美しさであり、教養の道は実にここを源とする。

道徳内容… あなたたちは先祖が行ったように父母に孝行し、兄弟、夫や妻、友達と仲良くし、礼儀正しく、慎み深く、皆を愛して、学業を修めて、知能を発達させ、人徳や能力を完成させ、進んで国の役に立ち、常に憲法を重んじて法に従い、いざという時には義勇をもって奉仕し、永遠に続く皇室の運を助けるべきである。このように振る舞う人々は、朕の忠良な臣民であるというだけでなく、朕の先祖が残した功績を世の中にはつきりと示すことになるであろう。

結語… これらは朕の先祖が残した教訓であり、これからも代々守っていくべきものであり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらを心に刻んで、ずっと守っていくことを強く願う。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の八つである。

一つ目は、草案九における修正と別案は、徳大寺が加えたものであると見たことである。

二つ目は、井上は教育勅語の推敲作業を一度辞退したが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加わることにしたと見たことである。

三つ目は、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせたため、草案一一において国憲国法に関する言葉を消した、と見たことである。

四つ目は、元田が草案一二を漢文で書いた理由を二つ示したことである。一つは、送りがななどの細かい点は井上に任せるともりであったから。もう一つは、漢文としても美しい文章にしたかったからである。

五つ目は、元田は「推敲過程まとめ草案」の下書き一を九月五日以降に書いた、と見たことである。

六つ目は、元田は任務や責任のためだけでなく、文書の整理にきちんとした性格であったため、「推敲過程まとめ草案」の下書き一（原本）と浄書一を書いたと見たことである。

七つ目は、元田は草案の行と行の間に推敲過程を書き込むことにしたため、「推敲過程まとめ草案」の下書き二を作ったと見たことである。先行研究では、下書き二が作られた理由は触れられていない。

八つ目は、芳川が草案一五において「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、山県が存在もあつたと見たことである。

それから、本節で示した草案において、特に政治に関係し、修正を重ねられた部分が二か所ある。それは、国憲国法に関する言葉と、義勇に関する言葉の所である。

まず、国憲国法に関する言葉についてである。

井上草案五―一では「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」と書かれていたが、元田は草案六において、これを「進ンテ国憲ヲ章カニシ」に改めた。だが、元田は草案七で「国法」を再び本文に入れて「国憲国法ヲ章明シ」に改め、さらに、草案八で「国憲国法ヲ宣揚シ」、草案九で「国憲国法ヲ顕章シ」に改めた。それから、徳大寺が草案九で「国憲国法ニ率ヒ由リ」に改めたが、井上が草案一―一で、これをすべて消した。

しかし、井上は芳川らと草案一五で、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び本文に入れた。国憲国法に関する言葉の復活は、一度これを消した井上ではなく、芳川の考えによるものである。芳川がこの言葉を復活させた背景には、稲田が指摘しているような進歩主義者らによる騒動だけでなく<sup>119</sup>、山県が存在もあつたと考えられる。

次に、義勇に関する言葉についてである。

井上草案五―一では「義勇公ニ奉シ」と書かれていたが、元田は草案六において戦うことをより強調して、「緩急事アレハ義勇難ニ殉シ以テ国家隆盛ノ規模ヲ鞏固ニシ以テ武勇ヲ奮ヒ」に改めた。そして、元田は草案七で、これを「緩急事アレハ大節難ニ殉シ義勇ヲ奮ヒ」に改め、草案八では、天皇や皇室を敬って、困難な事態に身を投げ出すように、と心構えまで

説き、「緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ屈セス撓マス謀ヲ好テ善ク断シ義勇ヲ奮ヒ」に改めた。草案九で元田と徳大寺による修正の結果、「緩急事アレハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ」になった。

それから、元田が草案一〇で「緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ」に改めたが、井上が草案一一で「緩急事アレバ躬ヲ以テ国ニ殉シ」に改めた。井上は「鞠躬難ニ殉シ」という言葉は、一般国民には難しいと考えたのであろう。その後、井上や芳川らは草案一五で「緩急事アレハ義勇公ニ奉シ」に改めた。

「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」も「義勇公ニ奉シ」も、草案五―一に入っていた言葉である。元田や井上らはいろいろなじつてみたが、結局、「シンプル イズ ベスト」ということになったと思われる。そして、彼らが義勇に関する言葉の所に、特に力を入れて推敲していた背景には、軍の整備を進める清国や、朝鮮や対馬を狙うロシアが存在していたこと、さらに、世界各地で運河や鉄道の開発が進み、ヨーロッパ諸国の軍隊が日本に近づきやすくなっていたことがあると考えられる<sup>\*120</sup>。

ここまで、複写版の作成までの、井上草案の推敲過程を明らかにしてきた。次の節では、完成までの推敲過程について考察したい。

\*1 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、二七三―二八〇頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、二二八―二二九頁。梅溪昇『教育勅語成立史――天皇制国家観の成立（下）――』青史出版、二〇〇〇年、八八―八九頁。

\*2 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、48―49コマ。



- \*3 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二八～二二九頁。
- \*4 同右、一〇頁。
- \*5 前掲『教育勅語成立史の研究』二七八頁、二八五頁。
- \*6 同右、二八〇～二八二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二九～二三〇頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九〇～九二頁。
- \*7 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、45～47コマ。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二九～二三〇頁。
- \*8 同右、一〇頁。
- \*9 前掲『教育勅語成立史の研究』二八〇頁、二八五頁。
- \*10 同右、二八二～二八四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三〇～二三二頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九一～九二頁。
- \*11 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、34～36コマ。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三〇～二三二頁。
- \*12 五楽園とは、元田永孚の私塾名である。
- \*13 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。
- \*14 前掲『教育勅語成立史の研究』二八二頁、二八五頁。
- \*15 利益線については、本章第二節の「井上草案二」を参照。
- \*16 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五～二八八頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一～二三二頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九二～九三頁。

- \*19 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、37〜40コマ。  
 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一〜二三二頁。
- \*20 同右、一〇頁。
- \*21 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八八頁、九二〜九三頁。
- \*22 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五頁。
- \*23 前掲『教育勅語成立史の研究』二八五頁。
- \*24 稲田は「井上草案九」の原本を使ったのであろうか。
- \*25 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一〜二三二頁。
- \*26 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八八頁、九二〜九三頁。
- \*27 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二二〇〜二二二頁。
- \*28 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇三〜六〇四頁。
- \*29 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二二頁。
- \*30 前掲『教育勅語成立史の研究』二九三〜二九七頁。
- \*31 同右、二九〇〜二九二頁、二九三頁。
- \*32 同右、二八九頁。
- \*33 元田永孚は、文政元（一八一八）年一〇月一日生、明治二四（一八九一）年一月二二日没（秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、五二〇頁）。徳大寺実則は、天保一〇（一八四〇）年一二月六日生、大正八（一九一九）年六月四日没（同右、三五二頁）。徳大寺は明治一七年三月二二日、宮内卿から侍従長に就任した（大正元年八月まで）（同右。金井之恭他『明治史料要職補任録』下巻、成章堂、一九〇三年、八九頁）。同史料は「国立国

- \*34 会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>) で公開されており、参照箇所は60コマ。  
 \*35 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』一五七～一五八頁。  
 国立公文書館所蔵「大日本帝国憲法」(請求番号 御 00284100)。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>) で公開されており、引用箇所は「大日本帝国憲法・御署名原本・明治二十二年・憲法二月十一日」Page 2。  
 \*36 同右。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、Page 1。国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」(明治一四年一月一日)(請求番号 附 A00304115)。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>) で公開されており、参照箇所は「公文附属の図・勅語類・(一五)国会開設之勅諭」Page 1～2。  
 \*37 本章第二節の「井上草案二」を参照。  
 \*38 この○印について、海後は、「その意味が確実には判断できないが、後に削除された字句であるので、(この草案を元田から内密に示された―引用者注) 井上が一読して問題があるので更に考案をめぐらす必要があるとの意を示したとも考えられる」と述べている(前掲『教育勅語成立史の研究』二八七頁)。それに対して、稲田は、この○印は「筆者である元田が、上奏案と彼の修正案(本論文での「井上草案五―」と、「井上草案九」の原本のこと―引用者注)との相違点をあらわすために付したものであると見ている(前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二頁)。  
 \*39 前掲『教育勅語成立史の研究』二八八～二八九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二～二二三頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』八七～八八頁。  
 \*40 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、61～63コマ。  
 \*41 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二二～二二三頁。

\*42 同右、一〇頁。

\*43 前掲『教育勅語成立史の研究』二八八〜二八九頁。

\*44 同右、二八九頁。海後は、この〇印の「多くが中間修身の条目のところであることから、（元田が―引用者注）特に重要であると考えられるところに」付したものであると見ている（同右）。それに対して、稲田は、この〇印は「文部上奏案（本論文での「井上草案五―」のこと―引用者注）になく、元田の修正にかかるもの（元田の修正によって変わったところ―引用者注）であることを示している」と見ている（前掲『教育勅語成立過程の研究』二三三頁）。

\*45 前掲『教育勅語成立史の研究』二九〇〜二九三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三四〜二三六頁。前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』九四〜九七頁。

\*46 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、58〜60コマ。

\*47 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三四〜二三六頁。

\*48 前掲『教育勅語成立史の研究』二九一頁。

\*49 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。

\*50 前掲『教育勅語成立史の研究』二九〇〜二九三頁。前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』九四頁、九六〜九七頁、一二三頁。

\*51 『孝経』は儒教の經典の一つであり、孝行についての孔子と曾参（孔子の弟子）の問答である。

\*52 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三三頁。

\*53 井上毅「立憲施政意見」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、八四頁）。

\*54 江木千之「教育勅語の渙発」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一九三九年、四六五頁）。江木は明治二三年当時、文部省参事官であった（前掲『日本近現代人物履歴事典』八九頁）。

- \*55 前掲『教育勅語成立史の研究』二九三～二九四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二六頁。
- \*56 前掲『教育勅語成立史の研究』二九四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二二六頁。
- \*57 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』二三九頁（図版一の図一二）。
- \*58 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇四頁。
- \*59 「井上草案一二」（元田が井上へ送った草案の草稿と見られているもの）では、「又足以濟皇国之美也」ではなく、「又足以濟皇国之美矣」である。
- \*60 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇四～六〇五頁。漢字の右下に送りがなが小さく付けられている所があるが、原文のままである。
- \*61 同右、六〇五頁。
- \*62 前掲『教育勅語成立史の研究』二九八～三〇〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三七～二三八頁、二四一～二四二頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九七～九九頁。
- \*63 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、64～69コマ。
- \*64 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三七～二三八頁、二四一～二四二頁。
- \*65 同右、一〇頁。
- \*66 前掲『教育勅語成立史の研究』二九九頁。
- \*67 同右、二九三～二九七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三六～二三七頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』九九～一〇〇頁。
- \*68 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、394～395コマ。

\*70 \*69 前掲『教育勅語成立史の研究』二九四～二九七頁。  
海後は、井上が明治二三年九月六日付の元田宛書簡で、同月「五日の手紙を六日にみたところ漢文案につけた九月三日

の井上修正意見が日々採用されているので私（井上のこと―引用者注）は本懐の至りであると元田に感謝の意を述べている」ことから、「この五日の元田書簡と共に井上に送られたのが草案十二（本論文での「井上草案一四」のこと―引用者注）である」と推定している（同右、二九八頁）。

\*71 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二二頁。

\*72 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五頁。

\*73 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四二頁。

\*74 本論文第一章第三節の初め（元田の基本的な思想）を参照。

\*75 前掲『教育勅語成立史の研究』二九三～三〇〇頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二三六～二三八頁。

\*76 前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』九七～一〇〇頁。

\*77 「井上草案一三」と「浄書―一」の違いは、文章の一部の濁点と送りがなの付け方である。そのため、草案一四は、草案一三が漢文にされたものであり、浄書―一が漢文にされたものでもある。

\*78 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇〇～三〇九頁。

\*79 同右、三〇〇～三〇三頁。前掲『教育勅語成立史―天皇制国家観の成立（下）―』八二～八四頁、一二三頁。

\*80 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、31～33コマ。

\*81 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三頁。

\*82 同右、一〇頁。

\*83 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁。

- \*84 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八四頁。
- \*85 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇一頁。
- \*86 同右、三〇三～三〇六頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇六～一〇八頁。
- \*87 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、41～44コマ。
- \*88 前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁。
- \*89 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇三頁。
- \*90 同右、三〇七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三頁。
- \*91 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇六～三〇九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三～二四五頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇四～一〇六頁。
- \*92 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、14～17コマ。
- \*93 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四三頁。
- \*94 「元田草案一」と「元田草案二」については、本論文第一章第三節を参照。
- \*95 明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁）。
- \*96 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇九頁。
- \*97 前掲、明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡（『井上毅伝』史料篇第五、二二〇頁）。
- \*98 右の書簡に、「中間修身之条目を掲ケ候最緊要之处、聖慮ニ叶ヒ不申」とある（同右、二二二頁）。
- \*99 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇六頁。
- \*100 同右、三〇八～三〇九頁。
- \*101 同右、三〇九～三一頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四六～二五〇頁。

\*104\*103\*102

前掲『教育勅語成立史の研究』三〇九頁。

前掲『井上毅伝』史料篇第五、二六〇頁。

国立公文書館所蔵「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(『公文類聚』第一四編第二卷(請求番号類 00448100))。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、参照箇所は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 13。「徳教ニ関スル勅諭ノ議」の文末に、「茲ニ別紙 勅諭草案及其発表ノ方法等ニ就キ謹テ閣議ヲ請フ」とある。同史料の控えが、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(資料番号28)であると見られる(本論文序章の所蔵場所一覧を参照)。

前掲『教育勅語成立史の研究』三一七〜三一九頁。

前掲『教育勅語成立過程の研究』二四六〜二五〇頁。

同右、二四六頁。

\*109\*108\*107\*106\*105

前掲『教育勅語成立史の研究』三〇九頁、三一九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二四七頁、二五四〜二五五頁。

「井上草案一五」とまったく同じ、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」という言葉があったのは、「井上草案四」と「井上草案五」のみ。

前掲、江木千之「教育勅語の渙発」(『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四六五頁)。

吉田熊次筆記「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」(同右、四五五頁)。

前掲『教育勅語成立過程の研究』二四九頁、二八一〜二八三頁。

同右、二八一頁。

\*114\*113\*112\*111\*110

前掲「大日本帝国憲法」。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、Page 15〜16。



\*116\*115

前掲『教育勅語成立過程の研究』二八一～二八二頁。

早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目に所収の「勅語案」。元田が完成形の教育勅語と同じ文章に、朱で一句ごとに二行の割注を付けた文書において。同史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、396～399コマ。

\*117

前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九～二八三頁。本章第四節の「井上草案二〇」の考察の後で述べる「悖ラス出処文書」を参照。

\*120\*119\*118

本章第二節の「井上草案二」を参照。「常二」は「井上草案四」において加えられた。

前掲『教育勅語成立過程の研究』二四九頁、二八一～二八三頁。

井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」(前掲『井上毅伝』史料篇第五、四四九～四五二頁)。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。本論文第一章第一節の最後、第三章第一節を参照。

## 第四節 教育勅語の完成と下賜

前節では、「井上草案六」から「井上草案一五」まで（一回目の上奏後から、複写版の作成まで）の推敲過程を明らかにした。本節では、その次の「井上草案一六」から「井上草案二〇」（草案の完成）までの推敲過程と、井上の役割を明らかにし、最後に教育勅語の下賜方法の決定について確認したい。

草案一六の考察に入る前に、その修正の参考に使われたと見られている二種類の草案を示しておきたい。

一種類は、「勅語案」という題で文部省野紙（中央下部に「文部省」と印字された野紙）に書かれた草案と、その下書きと見られている草案である<sup>\*1</sup>。本論文では、前者（国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号17）を「文部省参考草案の浄書」、後者（同文書の資料番号18）を「文部省参考草案の下書き」とする。

浄書は文部省の一〇行野紙三頁に墨で書かれている。下書きは一二行野紙二頁に墨で書かれ、中央下欄外に朱で「先」と書かれている。これは、芳川がこの史料を整理する際に、この草案は浄書より先に書かれた、という意味で付けた印であると思われる。

稲田正次は、この下書きについて、「前出の六月芳川へ提出したと見られる中村正直案（本論文での「中村草案一」のこと―引用者注）も同じように無銘の野紙を使い、筆蹟も全く同じであり、両者共中村の自筆であることは疑いない」と見ている<sup>\*2</sup>。確かに、参考草案の下書きと中村草案一の筆跡はよく似ている。

しかし、第一章第二節で「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、これらの筆跡が中村のものであると断定することはできない。参考草案は文部省野紙に浄書されているため、本節では、文部省関係者が参考草案の下書きと浄書を作成したと見ることにする。

文部省参考草案の浄書は次の通りである。傍線の~~~~は、次の井上草案一六における修正に関わる箇所を示す。

## 【文部省参考草案の浄書】

## 勅語案

5  
 我カ皇祖皇宗ノ国ヲ肇ムルヤ宏遠ニシテ徳ヲ樹ルヤ深厚ナリ我カ臣子克ク忠ニ克ク孝ニ億兆其心ヲ一ニシテ世ニ厥美ヲ  
 濟スルハ是レ実ニ我国体ノ精華ニシテ教養ノ大道モ亦寔ニ此ニ淵源ス爾臣子祖先ヲ繼承シテ此大道ヲ履ミ父母ニ孝ニ兄  
 弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉以テ己ヲ持シ博愛以テ衆ニ及ホスヘシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智識ヲ啓発シ材器ヲ養  
 成シ以テ公益ヲ広メ世務ヲ勉メ進取ノ元氣ヲ旺ニスヘシ常ニハ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ事アレハ則チ義勇公ニ奉シ以テ朕  
 ト共ニ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如クハ独リ朕カ忠良ノ臣子タルノミニ非ス又以テ祖先ノ功烈ヲ宣揚スル者ナリ  
 斯ノ大道ハ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫ノ俱ニ遵守スヘキ所タリ之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス爾臣子朕ト  
 共ニ此遺訓ヲ服膺シ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

そして、草案一六における修正の参考に使われたと見られているもう一種類は、島田重礼（帝国大学文科大学教授）が朱筆を加えたと見られている草案とその写しであり<sup>\*3</sup>、計三編（所蔵を確認できたものは二編）ある。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号9を「島田参考草案―一」、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』（臨時帝室編修局にいた渡辺幾治郎が収集した複写本）の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「六」（右上欄外に黒の細ペンで「六」と書かれている）を「島田参考草案―二」<sup>\*4</sup>、海後宗臣が「元田文書」の中にある「井上草案二十」としている草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）を「島田参考草案―三」とする<sup>\*5</sup>。

参考草案―一は無罫紙二頁に墨で書かれ、部分的に朱で修正と別案を加えられ、上欄外に朱で注を書かれている。この草案には、墨で「此朱書ハ島田重礼氏ナラン」と書かれた付箋がある。この付箋があるため、本節でも先行研究と同様に、島田が朱で修正と別案と注を加えたと考える。

稲田は、「朱書だけでなく本文（原案）の浄書（墨書きの本文のこと―引用者注）も前出の八月上旬頃の無罫白紙の勅語（本論文での「井上草案四―」のこと―引用者注）の本文（原案）と筆蹟が似ており、やはり島田重礼ではないか」と推定している\*6。

しかし、本章第二節の「井上草案四」の考察で述べたように、参考草案―一の本文の筆跡は、草案四―一の本文と朱文字だけでなく、井上草案三―一（草案二の浄書）の筆跡とも同じであると見られ、この三編は『芳川顛正関係文書』の中に残されている。そのため、本節では、参考草案―一の本文は文部省関係者によって書かれたと考える。

参考草案―二は一二行野紙二頁に墨で書かれ、朱で修正と別案と注を加えられている。

島田による修正後の島田参考草案―一は次の通りである。傍線の~~~~~は次の井上草案一六における修正、|||は井上草案一七における修正に関わる箇所を示す。

#### 【島田参考草案―一】

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々  
厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ自然ノ国体ニシテ教養ノ道実ニ此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ継述シ君上ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ  
友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ  
広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独  
リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾カ祖先ノ令子孫宣揚スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘ  
シ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

右の草案には、「我カ自然ノ国体」（2行目）について、本文の行間に「我カ国固有ノ美風」と別案があり、上欄外に「此

レ我カ国体云々或ハ此レ我カ特殊ノ国体ニ作ル併シ穩当ヲ欠クニ似タリ」と注記がある。

「教養ノ道実ニ此ニ淵源ス」(2行目)について、上欄外に「教養ノ道ニ句此儘ニ致シタシ若シ差支アラハ或ハ(教養ノ淵源実ニ此ニアリ)ト改ム」と注記がある。

「一旦緩急アレハ」(4行目)について、本文の行間に「若シ事アルニ臨テハ」と別案がある。

「爾カ祖先ノ令子孫宣揚」(5行目)について、本文の行間に「或ハ好子孫」「爾カ祖徳ヲ宣揚」「爾カ祖先ノ遺徳ヲ発揚」と別案がある。

「斯ノ道」(6行目)について、上欄外に「道ノ字(言)ニ作ルサレトモ穩ナラス」「斯道ノ二字ハ可成此儘ニ致シタシ是ニ代ユル好字面ナキノミナラス頗ル全体ニ関係ヲ生セン」と注記がある。

ところで、海後と稲田は、「島田参考草案」↓「文部省参考草案」の順に考察している\*7。

しかし、本節では、「文部省参考草案」↓「島田参考草案」の順に書かれたと考える。なぜなら、「国体ノ精華」という言葉は草案一五以前にはなく、文部省参考草案において初めて入れられた言葉であるが、島田参考草案一ではこの言葉が本文に書かれ、その上から朱で「自然ノ国体」(2行目)や「国固有ノ美風」になるように書き加えられているからである。

## 井上草案一六

井上草案一五の次に書かれたと見られている草案は三編(所蔵を確認できたものは二編)ある\*8。本論文では、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号13を「井上草案一六一」<sup>1</sup>、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料(文部省文書)」の中の「五」(右上欄外に黒の細ペンで「五」と書かれている)を「井上草案一六一二」<sup>2</sup>、海後が「元田文書」の中に存在していると見ている同文の草案(現在の所蔵場所は不明で、図版もない)を「井上草案一六一三」<sup>3</sup>とする\*9。

草案一六一一は、草案一五と同じ複写版(紫インクの蒔莢版)で印刷された草案(文部省の一〇行野紙二頁。以下、「複

写草案」と称する)に、墨と朱と紫で修正を加えられている。草案一六一二は一二行罫紙二頁に墨で書かれ、朱で修正を加えられている。

海後は、草案一六一一における修正点は、「閣内における審議によってなされた修正であったと考えられるので、井上も関係していたであろう」と推測している<sup>\*10</sup>。梅溪昇もほぼ同様に、「山県・芳川・井上らは内閣ないし文部省において、なおも諸学者の意見をききつつ推敲を加え、上奏案の作成に努めた」と見ている<sup>\*11</sup>。

それに対して、稲田は、芳川が草案一六一一において朱と紫で修正を加えたとしている<sup>\*12</sup>。

確かに、草案一六一六は明治二三(一八九〇)年九月二六日付の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」という閣議要請文書の後に書かれたと見られるため<sup>\*13</sup>、内閣で修正が加えられたとしてもおかしくない。

しかし、本節では稲田と同様に、芳川が草案一六一一において修正を加え、井上毅はその修正に関わっていなかったと考える。その理由は三つある。第一に、草案一六一一における朱と紫、さらに墨での修正は、井上草案四における芳川による修正(紫)と、同じ筆跡であると思われるからである。

第二に、草案一六一一も文部省参考草案の浄書も、文部省の一〇行罫紙に書かれて、島田参考草案一と共に『芳川顕正関係文書』の中に残されているからである。そのため、芳川が二種類の参考草案を基にして、草案一六一一に修正を加えたと考えられる。

第三に、草案一六一一において、「拳々服膺シテ終始惟一」に修正が加えられているからである。この言葉は、井上が同年九月三日付の元田宛書簡で、「脩明而益光大ノ一句、精練ヲ欠ク、服膺而不<sub>レ</sub>失、又ハ拳々服膺而終始惟一とすへし」(傍点原文)と注文を付けたことよって<sup>\*14</sup>、本文に入れられたものである。元田が注文を受け入れて直した所を、井上自身が別の言葉に改めるとは思えない。

井上草案一五から草案一六一一への修正点は次の通りである。(墨)は芳川が墨で修正を加えた部分、(紫)は朱で修正を加えた部分、(紫)は紫で修正を加えた部分である。

- ① 「勅諭」(1行目) ↓ 「勅語」(紫)
  - ・ 文部省参考草案の浄書による。
- ② 「亦」(2行目) ↓ 削除(墨)
  - ・ 文部省参考草案の浄書と、島田参考草案―による。
- ③ 「粹美」(3行目) ↓ 「精華」(墨)
  - ・ 文部省参考草案の浄書による。
- ④ 「道亦実ニ此ニ淵源ス」(3行目) ↓ 「淵源実ニ此ニ在リ」(朱)
  - ・ 島田参考草案―による。
- ⑤ 「継述シ」(3行目) の後に、「君上ニ忠ニ」を加えた。(朱)
  - ・ 島田参考草案―による。
- ⑥ 「緩急事」(5行目) ↓ 「一旦緩急」(朱)
  - ・ 島田参考草案―による。
  - ・ 「緩急」の後に「事」がなくても意味が通じるため、「事」を消したのであろう。
- ⑦ 「皇祖皇宗ノ遺烈」(6行目) ↓ 「爾祖先ノ遺勲」(朱)
  - ・ 文部省参考草案の浄書と、島田参考草案―による。
  - ・ ⑧の修正によって「皇祖皇宗」が近くに二つあることになり、読みにくいため、一つ目を「祖先」に改めたのであろう。
- ⑧ 「祖宗」(7行目) ↓ 「皇祖皇宗」(朱)
  - ・ 冒頭の「我カ皇祖皇宗」と揃えて、文章に統一感を出した。
- ⑨ 「終始惟レ一ナラン」(8行目) ↓ 「威其徳ヲ一ニセン」(墨)

・文部省参考草案の浄書と、島田参考草案一による。

※②③④⑨の修正は、貼り紙の上からなされている。

芳川による修正後の井上草案一六一は次の通りである。傍線の——は墨で修正を加えられた部分、……は朱で修正を加えられた部分、~~~~は紫で修正を加えられた部分を示す。

### 【井上草案一六一】

勅語案<sup>①</sup>

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民<sup>②</sup>克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華<sup>③</sup>ニシテ教養ノ淵源<sup>④</sup>実ニ此ニ在リ爾臣民祖先ニ継述シ君上<sup>⑤</sup>ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナス又以テ爾祖先ノ遺勳ヲ宣揚スルニ足ラン<sup>⑦</sup>

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗<sup>⑧</sup>ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ<sup>⑨</sup>

### 井上草案一七

井上草案一六の浄書と見られている草案は<sup>\*15</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号19であり、これを「井上草案一七」とする。草案一七は文部省の一〇行野紙三頁に墨で書かれている。

海後は、草案一七が「文部省用紙に謹書されている」こと、その直前の草案（本論文での「井上草案一六一三」）が「元田のもとにもとどけられている」と見ていること、そして、「この頃の草案は複写版をもって内閣へも提出されているので、



このような謹直な浄書文は政府内では必要がなかったこと」から、草案一七は「元田の内意を得てから上奏された」と見ている。<sup>\*16</sup>

それに対して、稲田は、「九月の元田の奉答修正案（本論文での「推敲過程まとめ草案」の「浄書―」のこと―引用者注）が文部大臣に下付されてから、十月下旬まで文部または内閣から天皇へは上奏しなかったのではないかと見ている。<sup>\*17</sup>確かに、草案一七は、上奏されたと見られている「中村草案五―」や「井上草案五―」と同様に、丁寧に書かれている。だが、この草案が実際に上奏されたかは明らかでない。また、今回、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の中に、草案一六―三を確認することができなかったため、元田と草案一七の関係も明らかでない。

本節では、草案一七は上奏のためではなく、芳川が井上との相談に使うために用意したものであると考える。芳川は明治二三年一〇月二二日付の井上宛書簡で、「過日ハ推参、御清閑ヲ妨ケ奉謝候……陳者其節御相談ヲ遂候勅語案、山（有明）県総理ト遂相談候末、昨日兩人打揃、御（明治天皇）前へ出、該案奏上致置候」（ルビ原文）<sup>\*18</sup>、と裁可直前に井上と「勅語案」について相談していたことを述べている。芳川は、複写草案の上から修正を加えたものでは、井上と相談する際に読みにくいだろうと考えたとと思われる。すなわち、草案一七における修正は、芳川の意見に基づいていると考えられる。

井上草案一六―一から草案一七への修正点は次の通りである。これらは芳川の意見に基づいて、文部省関係者が草案一七を書く際に改めた部分である。

- ① 「我カ」（2行目の1つ目と7行目）↓「我」  
 ② 「世ニ」（2〜3行目）↓「世々」

・島田参考草案―一による。

芳川の意見に基づいた、文部省関係者による修正後の井上草案一七は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。

## 【井上草案一七】

勅語案

朕惟フニ我皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々<sup>①</sup>ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教養ノ淵源実ニ此ニ在リ爾臣民祖先ニ継述シ君上ニ忠ニ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺勲ヲ宣揚スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

## 井上草案一八

井上草案一七の次に書かれたと見られている草案は<sup>\*19</sup>、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の資料番号14であり、これを「井上草案一八」とする。草案一八は複写草案（文部省の一〇行野紙二頁）の上から墨で、草案一七と同じ文章になるように改められ、さらに、墨で新たな修正を加えられている。

海後は、草案一八には「芳川文書と内閣文書との二つがある（本論文での「井上草案一九―一」が『公文類聚』に所収されているということ。海後は草案一八と草案一九―一をまとめて考察している―引用者注）ことから、内閣において勅語草案修正の最終段階に達したために、これを公文書として残すこととなった」と見ている<sup>\*20</sup>。つまり、海後は、草案一八における修正は内閣で加えられたと考えている。

それに対して、稲田は、「井上草案一七」の考察で引用した一〇月二二日付の井上宛芳川書簡から、「十月十七、八日あたり、芳川は井上を訪問し打合せた上勅語の文案について最終的修正を行なったと見られる。その修正の結果は、芳川顕正文

書中のこんにやく刷りの閣議案に芳川が墨をもって加筆したもの（本論文での「井上草案一八」のこと―引用者注）によって示されている」と述べている。<sup>\*21</sup>

本節では稲田と同様に、芳川が井上との相談に基づいて、草案一八において墨で修正を加えたと考える。その理由は二つある。一つは、先に述べたように、その直前の草案一七が、芳川と井上の相談に使われたと見られるから。もう一つは、草案一八における修正は、草案一六一一における芳川による修正と、同じ筆跡であると見られるからである。

井上草案一七から草案一八への修正点は次の通りである。（墨）は芳川が墨で修正を加えた部分、（複写草案のまま）は草案一五の状態に戻した部分である。

① 「我」（2行目の一つ目と7行目）↓「我カ」（複写草案のまま）

② 「教養ノ淵源」（3行目）↓「教育ノ淵源亦」（墨と複写草案のまま）

③ 「在リ爾臣民祖先ニ継述シ君上ニ忠ニ」（3行目）↓「存ス爾臣民」（墨）

・稲田は、「勅語は『父母ニ孝ニ』から『義勇公ニ奉シ』までの道を行なうことによつて『朕カ忠良ノ臣民』となるとしているのであるから、『父母ニ孝ニ』と並べて『君上ニ忠ニ』をかゝげるとは重複でもあり不体裁でもあるとされたのであろう」と推測している。<sup>\*22</sup>

④ 「遺勲ヲ宣揚」（6行目）↓「遺風ヲ顕彰」

「世々」（2行目）は、草案一八では複写草案のまま「世ニ」であるが、次の草案一九でも「世々」と書かれている。そのため、ここは今回の修正点ではなく、芳川が墨を加え忘れた所であると思われる。

芳川による修正後の井上草案一八は次の通りである。傍線の――は墨で修正を加えられた部分、……は草案一五の状態に戻された部分を示す。なお、「世ニ」の所は史料通りに示しておく。

### 【井上草案一八】

朕惟フニ我カ<sup>①</sup>皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源<sup>②</sup>亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン<sup>④</sup>

斯ノ道ハ実ニ我カ<sup>①</sup>皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

## 井上草案一九

井上草案一八の次に書かれたと見られている草案は四編（所蔵を確認できたものは二編）ある<sup>\*23</sup>。本論文では、国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二巻に所収の一つ目の教育勅語草案を「井上草案一九―一」<sup>\*24</sup>、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の二冊目に所収の「徳教資料（文部省文書）」の中の「勅諭」を「井上草案一九―二」<sup>\*25</sup>、海後が「芳川文書」と「元田文書」の中に存在していると見ている同文の草案（現在の所蔵場所は不明で、図版もない）をそれぞれ「井上草案一九―三」「井上草案一九―四」とする<sup>\*26</sup>。

草案一九―一は複写草案（文部省の一〇行罫紙二頁）の上から貼り紙と墨で、修正後の草案一八と同じ文章になるように改められている。この草案では、草案一八と同じ内容の修正がきれいに行われている。

草案一九―二は一二行罫紙二頁に墨で書かれており、「夫婦相和キ」と「悖ラサルヘシ」に朱点が付けられている。

「井上草案一八」の考察で述べたように、海後は、草案一九―一は内閣で作成されたと見ている<sup>\*27</sup>。

しかし、草案一九―一と草案一八における修正の内容が同じであるため、本節では、芳川ら文部省関係者が草案一八に引

き続き、草案一九一一を作成したと考える。

ところで、海後は本論文での草案一九一一を、「井上草案十九ノ二」と「井上草案二十二」という二つの草案として扱っている。海後は、まず、「草案十九」の考察で、「草案十九は芳川文書と内閣文書との二つがある」と述べて<sup>\*28</sup>、前者を「草案十九」、後者を「草案十九ノ二」として、その二編の図版を載せている<sup>\*29</sup>。前者は本論文での草案一八、後者は草案一九一一と同じものである。

そして、海後は「草案二十二」の考察では、「複写版による本文の上にはり紙をして修正したもの」と、それが付けられていた『『徳教ニ関スル勅諭ノ議』の文書は内閣文書に保存されているのが原本であるが、それと同文のものが芳川文書、元田文書、文部省文書にも存在しているので、草案二十二としては四つの文書が所蔵されていたこととなる』と述べて<sup>\*30</sup>、その修正の内容を示している<sup>\*31</sup>。だが、その「草案二十二」における修正の方法・内容が、「草案十九ノ二」の図版と一致しているのである。

芳川ら文部省関係者による修正後の井上草案一九一一は次の通りである。なお、左の「世々」（2行目）は、「世二」と書かれた上から墨で「世々」に改められている。執筆者は草案一八を見ながら「世二」と書いた後で、ここが「世々」に改め忘れられていることに気付いたのであろう。

### 【井上草案一九一一】

#### 勅語案

5 朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々  
 厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相  
 信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国  
 憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タル

ノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

## 井上草案二〇

国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷に、山県有朋が「徳教ニ関スル勅語ノ件」の裁可を仰ぐ、明治二三年一月二〇日付の文書が残されている。<sup>\*32</sup> この文書に付けられていたと見られている草案は<sup>\*33</sup>、同巻に所収の二つ目の教育勅語草案であり<sup>\*34</sup>、これを「井上草案二〇」とする。

草案二〇は内閣の一〇行野紙（中央下部に「内閣」と印字された野紙）二頁に墨で書かれている。草案二〇も右の裁可を仰ぐ文書も重要な文書であるため、山県の意見に基づいて、浄書を担当する内閣関係者によって書かれたと思われる。

草案二〇における修正は、送りがな一か所だけであるため、これは山県一人の判断で行われたものであると思われる。また、井上は一〇月一八日から養病旅行中であり<sup>\*35</sup>、同月二二日夕付の元田宛書簡で、「爾来医師之勸ニ従ひ、三浦郡ニ而静養罷在候而、御疎濶打過候、偕ハ教育勅諭、其後如何相運候哉」と述べているため<sup>\*36</sup>、しばらく教育勅語に関わっていないと見られる。

井上草案一九―一から草案二〇への一回目（上奏前）の修正点は次の通りである。これは山県の意見に基づいて、内閣関係者が草案二〇を書く際に改めた部分である。

### ① 「相和キ」（3行目）↓「相和シ」

・次の「朋友相信シ」に合わせて、「夫婦相和シ」に改めたのであろう。

山県の意見に基づいた、内閣関係者による一回目の修正後の井上草案二〇は次の通りである。傍線の――は書き改められた部分を示す。

## 【一回目の修正後の井上草案二〇】

## 勅語案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

ここから教育勅語の下賜までの経緯については、先行研究でも考察されているが、確認しておきたい。草案二〇が裁可されるまでの経緯は、後で引用する五通の書簡——明治二三年一〇月二二日付の井上宛芳川書簡、同日付の井上宛元田書簡、同日夕付の元田宛井上書簡、同月二四日付の井上宛元田書簡、同月二五日付の元田宛徳大寺書簡——と、先の「徳教ニ関スル勅語ノ件」の裁可を仰ぐ文書の付箋——「十月二十四日裁可<sup>書上奏<sub>廿五日</sub>淨</sup>」——と墨で書かれている——によれば、次の通りである。

一〇月二一日、芳川と山県は御前に出て、草案二〇と「徳教ニ関スル勅語ノ件」の裁可を仰ぐ文書を上奏した。彼らは天皇の御沙汰を何日か待つことになった。

一〇月二二日の夕方、元田は風邪のため出勤していなかったが、上奏された草案二〇について天皇から徳大寺実則（侍従長）を通して下問された。元田は、草案の「悖ラサルヘシ」（7〜8行目）を「悖ラス」に改めるべきであると考え、二二日付の井上宛書簡の追伸に、「別紙は御返却可被下、廿四日中ニ御返答御待申候也」と書いた。この「別紙」とは、元田が

『中庸』を根拠として「悖ラス」に改めたことを記したと見られている文書（草案二〇の考察の後で述べる「悖ラス出処文書」の原本）のことであると思われる。元田はこの文書を後で徳大寺に渡すつもりであったため、井上に返却を頼んだのであろう。

ところが、この日（二二日）、井上は「三浦郡ニ而静養」中であった。彼は同日夕付の元田宛書簡で、「悖ラス」の修正について何も触れておらず、元田の書簡を受け取った様子がない。そして、この井上宛書簡は今日、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「教育勅語草案東塾翁尺牘」の中に残されている。

稲田は、「十月二十二日の元田の井上宛書翰は翌二十三日朝使を出して井上の許に届けようとしたが、彼は葉山別邸に行っており、便もなく、二十四日の朝まで井上の返事を得る望みもなくなったので、結局その書翰は出さずじまいに終わったのであった」と述べている<sup>\*37</sup>。だが、この書き方では、稲田が、元田は二三日の朝に井上の所へ使いを出したが書簡を渡せなかったと見ているのか、使いを出そうとしたがやめたと見ているのか、はつきりしない。

本節では、元田は使いを出したと考える。その理由は二つある。一つは、元田が「悖ラス」に改めることを、二二日付書簡の本文だけでなく追伸にも書き、井上に強く同意を求めているからである。そのような書簡を「出さずじまい」にしたとは思えない。もう一つは、元田が一〇月二四日付の井上宛書簡で、「今朝迄之御往反も成不申候」、すなわち、今朝までに返事がないと述べているからである。元田は二二日付の書簡を「出さずじまい」にしたのではなく、出したけれど井上に渡せなかったため、その書簡が元田の手元に残されたと思われる。

井上は、まだ「何個度も文部井内閣と打合せ」を行うつもりであった。だが、元田は二四日の朝までしか井上からの返答を待たずに、自分の判断で草案の「悖ラルヘシ」を「悖ラス」に修正することにした。彼は風邪がまだ治っていなかったため、この修正を自分で天皇に申し上げずに、すぐに徳大寺に伝えた。元田は早く天皇に奉答しなければならぬと考えていただけでなく、七三歳という高齢であったため<sup>\*38</sup>、一刻も早く教育勅語を完成したかったのであろう。

そして、元田の意見に基づいて修正を加えられた草案は、二四日のうちに徳大寺から上奏され、同日中に裁可された。



明治二三年一〇月二二日付の井上宛芳川書簡

陳者其節御相談ヲ遂候勅語案、山(有朋) 県総理ト遂相談候末、昨日兩人打揃、御(明治天皇) 前へ出、該案奏上致置候、定而  
日何分ノ御沙汰可有之ト頗待罷在候処、想フニ又々元(永孚) 田翁へ御相談可被為在方ト奉恐察候(ルビ原文) \*39、

一〇月二二日付の井上宛元田書簡

近日御旅行之由、御恙如何哉、折角御自愛專一ニ深祈仕候、老拙ニも両三日来時氣之感冒ニ而出仕を不仕、加養罷  
在候、然処今夕急ニ德大寺(実則)侍従長を以直接御下間被遊候儀は、山(有朋) 県大臣并芳川(顯正)より例之勅論文ニ修正を加へ、奏  
上候処、右者貴兄ニも御加班候而御修正ニ相成候由、……貴兄へ侍従長を以御下間ニ相成可申筈之処、御旅行ニ付、  
老拙へ御下間被遊候間、得斗拝見、意見申遣候様との伝達にて、老拙直ニ右修正案拝見仕候処、……之ヲ中外ニ施  
シテ悖ラザルベシ、此句は此前の修正ニ而悖ラズをベシと、貴兄之御改正ニ相成、猶愚考致候へは、……中庸之原  
文ニ拠リ、不レ悖ラと改メ候方勅論文ニは特ニ堅確ニ相成可申ト存候、……  
尚々悖らざるべしにては、文氣弛慢決し而勅論文ニよろしからすと存候、再拝、  
三日、別紙は御返却可被下、廿四日中ニ御返答御待申候也(ルビ原文) \*40、

一〇月二二日夕付の元田宛井上書簡

爾来医師之勸ニ従ひ、三浦郡ニ而静養罷在候而、御疎濶打過候、偕ハ教育勅諭、其後如何相運候哉、……若老台更  
ニ御意見被為在候ハ、生ニ而承り、何個度も文部并内閣と打合せいたし度存候間、乍御手数至急ニも御一价被下  
度、早々帰京之上拝晤可仕候事、既ニ持満之時ニ至候へハ、一日モ不可緩、又一字も不可苟と奉存候 \*41

一〇月二四日付の井上宛元田書簡

羅縷之御懇書、今朝接手薫誦仕候、然者教育勅諭之儀、其後如何と御同心ニ憂念罷在候処、近日山(有朋)県・芳(頭正)川二大臣ヨリ奏上有之候由ニ而、右勅諭之修正文、老拙へ更ニ御下問ニ相成候、老拙ニも去ル十八日ヨリ風邪ニ而出勤不致候ニ付、一昨廿二日夕、徳大寺(実則)を以拙邸へ御使ニ而、委細之御沙汰を奉敬承、右修正文拜見致し候処、……原文の中にて之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラザルベシ、此ノ悖ラザルベシのベシ之一字、弛寛にして堅確ならず、……勅諭文ニ卑弱を覚へ申候間、老拙反復熟考、中庸之原文ニ拠り候而、不レ悖ラニ修正致し、聖裁を仰き奉り置申候、今一応御相談致し度、昨朝使をさし出候処、御別荘へ御出ニ而、且御便も無之由、右ニ付、御用使を發せんと存候へ共、遅刻ニ相成り、今朝迄之御往反も成不申候ニ付、不得止独断を以右之通りニ悖らざるへしを悖らすニ改正致し置申候、御賢慮ニ者相違も難量候へ共、老拙ニ者如何ニも不レ悖ラニ致し度候也(ルビ原文) \*42

一〇月二五日付の元田宛徳大寺書簡

昨朝御意見御申出有之候勅諭文之事、早速奏聞仕候処、逐一被聞召候。直ニ総理大臣・文部大臣へ、御沙汰被遊候御模様に奉伺候。不悖之一点は修正之通可致旨、文部大臣へ御沙汰被遊候 \*43。

つまり、一〇月二一日に芳川と山県が上奏した草案二〇に対して、二四日の朝に元田はさらに次の修正を加えることとしたのである。この修正は貼り紙と墨で行われており、実際にこれを行ったのは内閣関係者であろう。

① 「悖ラサルヘシ」(7〜8行目) ↓ 「悖ラス」

・元田は『中庸』を根拠として「悖ラス」に改めた(後で述べる「悖ラス出処文書」を参照)。

草案二〇の最後に、下賜の予定日である「明治二十三年十月三十日」と、「御名 御璽」の文字が書かれている。先の「十月二十四日裁可書上奏」と書かれた付箋から、「十月三十日」などの文字は二五日の浄書の際に書かれたと思われる。

井上は一〇月二六日付の元田宛書簡で、「御違和之由、御書ニ而承知如何候哉、……ベシ之二字削去之事、聊異存無之候、内閣ハ可成速ニ發布之都合ニ至可申存候」と述べ<sup>\*44</sup>、右の修正を了承している。

元田による二回目目の修正後の井上草案二〇は次の通りである。傍線の——は貼り紙と墨で修正を加えられた部分を示す。

【二回目目の修正後の井上草案二〇】

勅語案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々  
 厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相  
 信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国  
 憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タル  
 ノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖<sup>①</sup>ラス  
 朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

10  
 なお、史料では、「悖ラス」（7行目）の次に朱で「——」が書かれているが、これは貼り紙の下から透けて見える文字を  
 隠すためのものである。また、「御名 御璽」（10行目）の左の余白に、「軍人へノ勅諭ト同一ノ体ニテ別ニ文部大臣等ノ  
 副署ナシ」と朱で書かれた付箋がある。

草案二〇（完成形）は、前文・道徳内容・結語の三節から成っている。各内容は次の通りである。

前 文 … 朕が思うに、朕の先祖がはるか昔に国を建て、深厚な徳を立てた。朕の臣民が忠孝を尽くし、心を一つにして代々その美しさを示すことは、日本の国体の最も優れたところであり、教育の源は実にここにある。

道徳内容 … あなたたちは父母に孝行し、兄弟、夫や妻、友達と仲良くし、礼儀正しく、慎み深く、皆を愛して、学業を修めて、知能を発達させ、人徳や能力を完成させ、進んで国の役に立ち、常に憲法を重んじて法に従い、いざという時が一旦始まれば義勇をもって奉仕し、永遠に続く皇室の運を助けるべきである。このように振舞う人々は、朕の忠良な臣民であるというだけでなく、あなたたちの先祖が残した風習を世の中に知らせて褒め称えることになるであろう。

結 語 … これらは朕の先祖が残した教訓であり、これからも代々守っていくべきものであり、古今東西誤りのないものである。朕も臣民と共にこれらを心に刻んで、その徳の下に一つにまとまることを強く願う。

元田がその後、完成形の教育勅語と同じ文章を、割注を付けながら書いたものと見られている文書の写しが残されている。早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目に所収の「勅語案」がそれである。<sup>\*45</sup> 本論文では、これを「割注付き完成文書」とする。この文書は黒の細ペンで本文、黒と赤の細ペンで割注を書かれ、部分的に赤の細ペンで傍点（小さい○印）を付けられている。

この割注には「旧文」からの修正点がかかれていて、この「旧文」とは、元田が以前に書いて天皇の内覧に供した、「推敲過程まとめ草案」の「浄書―」のことであると見られている。<sup>\*46</sup>

海後は、この割注付き文書は、元田が一〇月「二十四日に（徳大寺を通して―引用者注）天皇の下問に奉答するにあたって、旧文を如何に修正して最終の本文となったかを明らかにした文書ではないか」と考えて<sup>\*47</sup>、次のように述べている。

徳大寺が元田から返してきた勅語案について二十四日に奏聞したところ（一〇月二五日付の元田宛書簡で―引用者注）

「逐一被聞召候」と書いているのであって、それは単に悖らずの修正箇所を奏聞したことだけであったとはみられない。それかといつて内閣よりの勅語案（本論文での「井上草案二〇」の完成形のこと―引用者注）は既に奉呈してあるので、それを逐一聞こし召されるといふことは当らない。そこで奏聞したのは、この元田朱筆による勅語案の文であったと推定する<sup>\*48</sup>。

ところで、右の『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の中には、元田が『中庸』を根拠として「悖ラス」に改めたことを記したと見られている文書の写しが残されている<sup>\*49</sup>。本論文では、これを「悖ラス出処文書」とする。この本文は黒の細ペンで書かれ、赤の細ペンで「不繆」と「不悖」に傍点（小さい〇印）を付けられている。

海後は、元田はこの文書を「内閣に提出しているのであって、これは公文書に附されて残っている」と述べ、『公文類聚』第一四編第二巻を挙げている<sup>\*50</sup>。だが、今回、同巻の中に「悖ラス出処文書」を確認することはできなかった。

それに対して、稲田は、元田は「割注付き完成文書」だけでなく、それに「悖ラス出処文書」を付けて天皇に奉呈したと見ている<sup>\*51</sup>。

しかし、本節では、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」、さらに「井上草案一四」をセットにして、一月二四日の朝に徳大寺に渡したと考える。なぜなら、現在、この三種類の文書の写しが、右の『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の中に連続して、同じ原稿用紙に書かれて残されているからである。この写しが作られた当時、三種類の文書の原本はセットになっていたと思われる。

ここまで二章にわたって教育勅語草案の推敲過程について考察してきたが、この中での井上の役割（果たしたこと）は二つあると考えられる。一つは、教育勅語を簡潔なものにし、そのインパクトを強めたこと。もう一つは、教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったことである。

まず、前者についてであるが、中村草案は一〇〇一三行罫紙五〇七頁であり、元田草案も、井上との意見交換の前に書かれた草案一〇〇二は、一〇行罫紙一〇〇一頁であった。参考までに他の詔勅を見ると、明治一四年一〇月一二日の「国会開設之勅諭」は太政官の八行罫紙四頁<sup>\*52</sup>、明治一五年一月四日の「陸海軍人へ勅諭」（軍人勅諭）は枢密院の一〇行罫紙一五頁である<sup>\*53</sup>。

それに比べて、井上草案一〇二は一〇行罫紙三頁であり、最終的に教育勅語は一〇行罫紙二頁、三一五文字にまとめられた。もし井上が起草に関わっていなければ、教育勅語はこのような簡潔な文章になっていなかったと思われる。

井上が簡潔でインパクトの強い教育勅語を作ろうとした理由として、次の二つが考えられる。一つは、国民の精神的な柱を作り、国民を一つにまとめて、日本を独立した富強国にするため。もう一つは、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させるためである。これについては、第三章第一節で考察したい。

次に、もう一つの井上の役割——教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったこと——についてである。井上がそのようにした理由は、本章第二節の初め（井上が教育勅語を起草した理由）に述べたように、教育勅語をきっかけにして、宗教的な様々な混乱や争いが生じることを避けるためであった。

先行研究では全体的に、井上の役割は、教育勅語が宗教的に偏ったものになることを防いだことであると見られている。例えば、ヨゼフ・ピタウは、「信教の自由の原理および国家と宗教の分離の原理は、教育勅語の起草に当たっても支持されていた。教育の目的は五倫三徳を教導することにある、という個所を含む原草案（元田草案のことか——引用者注）の、いたく儒教的な表現は変えられた。井上毅は、道徳的・宗教的原理の押しつけを防止するのに指導的な役割を果たした」と述べている<sup>\*54</sup>。さらに、ピタウは、「教育勅語の最終草案は、井上毅によって編纂されたが、表現に細心の注意が払われていたために、儒学も西欧思想も何ら感じられず、すべての人に納得のいくものであった」と評価している<sup>\*55</sup>。

また、稲田は、井上は教育勅語草案において、「水戸学的思想を採り、徳教の大本を祖宗の遺訓に求めた点は元田の立場と共通であった」が、「彼の意見は常に尊重されて、元田の儒教主義へのかたよりを抑制したのであった。内閣、文部にお

いて勅語案の最後の検討を行なったときも、彼の意見は用いられたようで、結局勅語の文案に関する限りにおいては、彼の役割は最も重きをなした」と見ている<sup>\*56</sup>。

そして、中島昭三は、「元田は、儒教の国教化論者であった。それが直接表現されたときなにも起こらないであろうか。井上が中村草案を批判したとき最も恐れたことは勅語が論争の焦点となることであった。儒教は哲学上思想上論争になることは必定であった。そこに井上が登場する意味があったといわざるをえない」と述べている<sup>\*57</sup>。

あるいは、梅溪は、井上は「起草・修正に当って山県の『軍国主義的国家主義』的な意図や元田の『封建的儒教主義』の主張を併せ含みながらも、それらを極度に露呈させることなくよく『教育勅語』の性格を『頗る普遍性豊か』なものと評せられるまでに粉飾することに成功した」と指摘している<sup>\*58</sup>。

確かに、井上は勅語草案で「五倫」「三徳」などの儒教的な言葉を使っていないため、「儒教主義へのかたより」を少し抑えることはできたと見られる。

しかし、井上は教育勅語を極端に宗教的なものにしなかっただけである。彼が五倫・三徳を草案の中心に書いていることは明らかである。

明治二四年一月九日、キリスト教徒の内村鑑三は、「勅語にそえられた天皇の署名」に対して、「拒絶ではなく、ためらいと良心のどがめ」（傍点原文）からおじぎをしなかった<sup>\*59</sup>。それに対して、井上哲次郎は、内村が「我は基督教者なり、基督教の信者は、斯る偶像や、文書に向て礼拝せず、又礼拝するの理由なし」という理由で教育勅語への拝礼を拒否したと見て<sup>\*60</sup>、キリスト教を国体に反するものとして批判し、明治二五〇二六年に、談話や「教育と宗教の衝突」と題する論説を『教育時論』や『教育報知』などに掲載した<sup>\*61</sup>。すると、今度は井上哲次郎の意見に対して、あるいは、教育と宗教の関係について、様々な人々が論説を書いた<sup>\*62</sup>。結局、井上毅は、教育勅語が「道徳的、宗教的原理の押しつけ」や「論争の焦点となること」を防ぎきれなかったのである。

最後に、教育勅語の下賜方法の決定について確認しておきたい。なお、これについては、海後宗臣『教育勅語成立史の研

究』（東京大学出版会、一九六五年）、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）などに詳しい。

明治二十三年一〇月三〇日、教育勅語は軍人勅諭の時と同様に、黒塗り御紋付の箱に入れられて、宮中で山県と芳川へ下賜された<sup>\*63</sup>。そして、同月三十一日、芳川の訓示と共に、文部省訓令によって発布されたのである<sup>\*64</sup>。

なお、これらの訓令は、井上が芳川から依頼されて起草したものであると見られている<sup>\*65</sup>。芳川は一〇月二三日付の井上宛書簡で、「果然勅語御下賜相成候節ハ、直チニ本官より全国ニ向イ、訓令ヲ発スヘキ手筈ニ候処、其訓令ナルモノハ、如何ナル風ニ認候ハ、可然哉、……乍序老兄御一考被下度候、若シ御起稿被成下候ハ、無限之幸福ト存候」と述べ<sup>\*66</sup>、同月二四日付の井上宛書簡で、「本大臣之添書ハ、御送越之稿ニ基キ、少々添刪致シ、尚御相談可願タメ、明日ハ秘書官ヲ派遣可致ト心算中へ恰モ御投書ニ預リ、好都合ヲ得申候」と述べている<sup>\*67</sup>。

大臣へ下賜されるという方法は、法律や勅令が出される時と同じ方法であった<sup>\*68</sup>。すなわち、これは、教育勅語が「政事上ノ命令」であることを意味し<sup>\*69</sup>、井上や芳川が望んだ方法ではなかった。井上らは次のように、教育勅語を「政海之變動」と関わりのない「千載不滅之聖勅」・「万世ニ伝ヘテ易ユヘカラサルモノ」にしようと考えていたのである。

井上は同年一〇月二二日付の元田宛書簡で、「発布方法之事ニ付而者、先頃申上候通、生之愚見ニテハ内閣之政事ニ混雑せずして、一ニ聖主之親衷ヨリ断セラレ、内閣大臣之副署なき勅語、又ハ御親書之体裁ニして、広く公衆へ御下ケに相成候方可然歟、……若副署アル一ノ政令となりて発せらるゝ時ハ、国会ニ而喙ヲ容るゝ所之内閣責任政略之一と見做され、後日ニ政海之變動と共に紛更ヲ招ク之虞あるべく、却而千載不滅之聖勅之結果ヲ薄弱ならしむへき歟」と述べている<sup>\*70</sup>。

また、芳川は後年、「凡ソ詔勅ハ多ク政事ニ属シ時ト消長ス 憲法ト雖モ或ハ改正ヲ得ヘシ 而シテ此レハ則チ専ラ教育ニ属ス 万世ニ伝ヘテ易ユヘカラサルモノナリ 安ソ副書<sup>(マユ)</sup>ヲ須<sup>モテ</sup>ンヤ 若シ副書<sup>(マユ)</sup>ヲ用イテ政事ト混セハ則チ後世或ハ喙ヲ容ルモノアランモ知ルヘカラサルナリ」(ルビ原文)と語っている<sup>\*71</sup>。

芳川は教育勅語を公にする方法として、明治二十三年九月二六日付の「徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議」という閣議案で、次の二つを挙げている<sup>\*72</sup>。一つは、「高等師範学校ニ 聖駕親臨シ勅諭ヲ文部大臣ニ授ケ給ヒ文部大臣訓令ヲ全国ニ発スル」方法。



もう一つは、「小学校令発布ノ同時ニ勅諭ヲ公布セラル、」方法である。そして、その後の閣議で前者を採ることが決められ<sup>\*73</sup>、一〇月二二日に芳川と山県が、「高等師範学校へ 車駕親臨シ勅語ヲ降シ給フ文部大臣之ヲ奉シ訓令ヲ全国ニ頒布シテ普ク衆庶ニ示ス」と書かれた「勅語発布手続」の文書を<sup>\*74</sup>、「井上草案二〇」と共に上奏したと見られている<sup>\*75</sup>。

しかし、一〇月二二日に芳川は、教育勅語が宮中で文部大臣に下賜される旨を、土方久元（宮内大臣）から通知された。土方によれば、下賜方法が変更された理由は、天皇が高等師範学校での方法を好まれないからであった。芳川は同日夜付の井上宛書簡で次のように述べている。

於閣議ハ政治的之方法ヲ脱シ、師範校へ御臨幸ヲ機トシ、偶然御下賜相成候方可然ト評決候末、昨日総理大臣ト共  
（明治天皇）  
 御 前へ出、其旨詳細ニ奏上及置候処、本日宮内大臣ヲ以右者文部大臣ヲ宮中へ被召、御下賜可相成御臨幸之儀ハ  
（土方久元）

不被為好ト之旨ニ接シ、大ニ失望致候、……宮内大臣之内話ニ依レハ、於宮中御下賜之事ハ元田モ、同論ナリト之御話  
 有之候哉ニ承リ申候、……曾テ御談話致候通り、陸軍武官へ賜ハリ候訓諭トハ、其実種類之異リタルモノ故、発布之方  
 法ヲ撰択スルコト極メテ肝要ニシテ、其方法ハ師範学校へ御臨幸之序、偶然御下賜相成候より他ニハ良法ハ有之間布ト  
 致確信候<sup>\*76</sup>、

高等師範学校での下賜が「良法」であると「確信」していた芳川は、一〇月二四日に山県と共に、高等師範学校での下賜を再上奏した。だが、変更は叶えられなかった。芳川は同日付の井上宛書簡で、「昨夕之尊書ニ依リ、尚熟思之末、総理  
（山県有朋）  
 ト遂相談、本日共ニ御<sup>（明治天皇）</sup> 前ニ出、師範校へ云々及奏上候処、他ニ少々御掛念之次第モ有之、押而願上不申而ハ不叶事ニも  
 無之故、勅語ハ本大臣ヲ宮中へ被為召候上ニ而御下賜可相成、師範校へハ別ニ御臨幸可相成与之事ニ御治定相成、是ニ而一段落付キ申候」（ルビ原文）と述べている<sup>\*77</sup>。

海後は右の一〇月二二日夜付の芳川書簡から、「発布の方法は既に十月二十二日には天皇の意向によって決定していたこ

とは明らかである」(傍点引用者)と指摘している。<sup>\*78</sup>

あるいは、稲田は、一〇月二四日の再上奏の際に、天皇は、「徳教に関する勅語は、全国の国民に賜わるものであるのに、高等師範学校に臨幸の上下賜となれば、その学校の生徒に特に賜わったというようにもとられて勅語としての権威をおとすことになるかもしれない」と懸念されていたのであろう<sup>\*79</sup>、と推測している。

しかし、本節では、天皇が宮中での下賜を選んだ背景には、元田の意志があったと考える。芳川が右の一〇月二日夜付の書簡で、「於宮中御下賜之事ハ元田モ、同論ナリト之御話有之候哉ニ承リ申候」と述べているように、天皇の近くには、かねてから国教の樹立を主張している元田がいた<sup>\*80</sup>。教育勅語を、法律や勅令を出す時と同じ方法で下賜する、すなわち、政治的な命令と同格のものとして扱うという「天皇の意向」の背景には、元田の強い意志があったと考えられる。もし元田が高等師範学校での下賜を天皇に勧めていたら、教育勅語は同学校で下賜されたと思われる。

一説によれば、教育勅語は高等師範学校で全国民に下賜されると決まっていたが、天皇が茨城県への行幸後に「御風邪に罹らせ給ひ、表御殿に御出ましも叶はせられなかつたからして、高等師範学校へ臨幸などいふことは、逆も叶はせ給ふ所でなかつた」ため<sup>\*81</sup>、急遽宮中で文部大臣に下賜されることになったと言われている。

確かに、天皇は教育勅語の下賜当日(一〇月三〇日)に風邪をひかれていたようである。渡辺幾治郎は、「明治天皇は演習御覧のため水戸地方に行幸あそばされ、十月二十九日還幸あらせられたが、寒気甚しきため、御風気にかゝらせられ、翌三十日は御仮床に就かせられたが、同日午前、山県内閣総理大臣と芳川文部大臣とを御内儀に御召しあそばされて、御仮床近くに於て、金罫紙に謹書した勅語を黒塗御紋付箱に入れて、文部大臣に親しく御授けあそばされた」と述べている<sup>\*82</sup>。

あるいは、稲田は、天皇が一〇月三〇日にお風邪であったと見る根拠として、「十月二十二日に、天皇陛下来る三十日午後一時大山陸軍大臣邸へ行幸の旨仰出さると宮内省から発表され」、「大山邸では数日前から行幸を迎える準備に忙殺されていたのであったが、当日になってから天皇風気のため行幸延引と発表された」ことを挙げている<sup>\*83</sup>。

しかし、先に海後が指摘しているように<sup>\*84</sup>、天皇がお風邪であろうとなかろうと、宮中での下賜は、すでに一〇月二二日

の時点で決まっていたと言える。

なお、天皇の風邪は寒さのせいだけでなく、宮中で風邪がはやっていたせいもあると思われる。「井上草案二〇」の考察で述べたように、元田は一〇月一八〜二四日頃に風邪をひいており、また、徳大寺も同月一九日付の元田宛書簡で、「風邪にて明日より両三日は出勤も難仕」と述べている<sup>\*85</sup>。

そして、本節において、各草案の修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方をした点は次の一一点である。一つ目は、文部省参考草案の下書きの中央下欄外に書かれている「先」という文字は、芳川がこの史料を整理する際に、この草案は同草案の浄書より先に書かれた、という意味で付けた印であると見たことである。先行研究では、この文字の意味は触れられていない。

二つ目は、文部省参考草案の下書きを、中村正直が書いたものと断定しなかったことである。

三つ目は、島田参考草案一の本文は、文部省関係者が書いたものである、と見たことである。

四つ目は、「文部省参考草案」↓「島田参考草案」の順に書かれた、と見たことである。

五つ目は、草案一七は、芳川が井上との相談に使うために用意したものである、と見たことである。

六つ目は、草案一九―一は、芳川ら文部省関係者が作成したものである、と見たことである。

七つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡の追伸に、「別紙は御返却可被下、廿四日中ニ御返答御待申候也」と書いているが、この「別紙」は「悖ラス出処文書」のことであると見たことである。先行研究では、「別紙」のことは触れられていない。

八つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡を一旦出したが、井上に渡せなかったと見たことである。

九つ目は、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」と「井上草案一四」をセットにして、徳大寺に渡したと見たことである。

一〇点目は、草案の推敲過程における井上の役割は、二つあると見たことである。一つは、教育勅語を簡潔なものにし、

そのインパクトを強めたこと。もう一つは、教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったことである。

一 一点目は、天皇が宮中での下賜を選んだ背景には、元田の意志があったと見たことである。

以上、本章では教育勅語の成立過程の後半に着目し、第一節で、井上毅の青少年期とその後の思想との関連を明らかにした。第二～四節で、井上の起草理由について確認してから、彼の教育勅語草案を基とした諸草案の推敲過程を明らかにし、最後に、教育勅語の下賜方法の決定について確認した。明治二三年二月の地方官会議以来、政府首脳の関心の一つであった教育勅語は、このようにして国民に広く知られることになったのである。

ところで、井上はその後、文部大臣に就任したが、教育勅語と井上の教育政策には、何か共通点はあるのだろうか。また、明治時代の国民は教育勅語をどのように見ていたのであるか。次の章では、この点について考察したい。

- \*1 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、三一六～三一七頁。稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、二五六～二五七頁。
- \*2 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五六頁。
- \*3 前掲『教育勅語成立史の研究』三一四～三一六頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四～二五五頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、一一〇～一一一頁。
- \*4 この史料のマイクロフィルムは、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、24～25コマ。
- \*5 前掲『教育勅語成立史の研究』三一五頁。稲田は、この草案は存在しないと指摘している（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁）。

- \*6 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四頁。
- \*7 前掲『教育勅語成立史の研究』三一四～三一七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四～二五七頁。
- \*8 前掲『教育勅語成立史の研究』三一～三一二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五三～二五五頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇九～一一〇頁。
- \*9 前掲『教育勅語成立史の研究』三一頁。稲田は、この草案は存在しないと指摘している（前掲『教育勅語成立過程の研究』一〇頁、二八〇頁）。
- \*10 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二頁。
- \*11 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一〇九頁。
- \*12 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五五頁。
- \*13 本章第三節の「井上草案一五」を参照。
- \*14 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇四～六〇五頁。
- \*15 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二～三一三頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五五頁。
- \*16 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二頁。
- \*17 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八〇頁。「浄書一」については、本章第三節の「井上草案一四」を参照。
- \*18 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二九三頁。一〇月二二日に芳川顕正は井上宛書簡を二通出しており、これはその一通目である。
- \*19 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三～三一四頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六八～二六九頁。
- \*20 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三頁。
- \*21 前掲『教育勅語成立過程の研究』二六八頁。

- \*22 同右、二六九頁。
- \*23 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三～三一四頁、三一七～三一九頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六九頁。
- \*24 国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷（請求番号類 00448100）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)で公開されており、参照箇所は「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 4～5。
- \*25 この史料のマイクロフィルムは、前掲『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」三、リール番号23、12～13コマ。前掲『教育勅語成立史の研究』三一七頁。
- \*26 同右、三一三頁。
- \*27 同右。
- \*28 同右、四九一～四九四頁（図版四〇～四〇ノ二）。
- \*29 同右、三一七頁。
- \*30 同右、三一七頁。
- \*31 同右、三一七頁。
- \*32 「十月二十四日裁可」という付箋のある文書（前掲『公文類聚』第一四編第二卷）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 5。
- \*33 前掲『教育勅語成立史の研究』三一九～三二二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六九～二七〇頁、二七四～二八六頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一一七～一一八頁。
- \*34 前掲『公文類聚』第一四編第二卷。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7～8。
- \*35 明治二三年一〇月の官報によれば、「井上法制局長官ハ養痾願濟近県旅行トシテ本月十八日出発」した（『官報』明治二

- \*36 三年一〇月二二日付（第二一九五号）、内閣官報局、六頁）。
- \*37 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五頁。
- \*38 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七七頁。
- \*39 元田は、文政元（一八一八）年一〇月一日生まれ。明治二四年一月二一日、七四歳で没した（日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、一九八一年、一〇〇一頁）。
- \*40 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九三頁。
- \*41 同右、二二三～二二四頁。
- \*42 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五～六〇六頁。
- \*43 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二四～二二五頁。
- \*44 沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』山川出版社、一九八五年、三六五頁。
- \*45 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇六頁。
- \*46 この史料のマイクロフィルムは、前掲、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、396～399コマ。
- \*47 前掲『教育勅語成立史の研究』三二六頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二八〇頁。前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一一七頁。「浄書——」については、本章第三節の「井上草案一四」を参照。
- \*48 前掲『教育勅語成立史の研究』三二五頁。
- \*49 同右。
- この史料のマイクロフィルムは、前掲、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の「元田永孚文書」一、リール番号22、400コマ。前掲『教育勅語成立史の研究』三二六頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九～二八〇

- 頁。
- \*50 前掲『教育勅語成立史の研究』三二六～三二七頁。
- \*51 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九～二八〇頁。
- \*52 国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」（請求番号 附 A00304115）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「公文附属の図・勅語類・（一五）国会開設之勅諭」Page 1～2。
- \*53 国立公文書館所蔵「陸海軍人へ勅諭」（『明治詔勅』乾（請求番号 勅 00001100））。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「勅語類・明治詔勅・自明治元年至同二十九年十二月・乾」の「陸海軍人へ勅諭」Page 1～8。
- \*54 ヨゼフ・ピタウ（内田文昭訳）『日本立憲国家の成立——明治初期政治思想に関する一考察——』時事通信社、一九六七年、二七六～二七七頁。
- \*55 同右、二七八頁。
- \*56 前掲『教育勅語成立過程の研究』二九四頁。
- \*57 中島昭三「井上毅と教育勅語の制定」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、五〇二頁）。
- \*58 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一五三頁。
- \*59 一八九一年三月六日付のベル宛内村鑑三書簡（山住正己校注『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年、三八六～三八七頁）。書簡の原文は英文であるが、ここでは山住による和訳を引用した。
- \*60 井上哲次郎『教育と宗教ノ衝突』敬業社・文盛堂・哲学書院、一八九三年、六頁。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、引用箇所は11コマ。



- \*61 同右、緒言の一〜二頁、一〜三頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、2〜3コマ、8〜9コマ。「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」は『教育時論』の第二七二号（明治二五年一月五日）、「教育と宗教の衝突」は『教育時論』の第二七九〜二八一号（明治二六年一月一五日、同月二五日、同年二月五日）、『教育報知』の第三五二号（明治二六年一月一四日）、第三五四号（同年一月二八日）、第三五六号（同年二月一日）、第三五八号（同年二月二五日）などに掲載されている。
- \*62 本論文第三章第二節を参照。
- \*63 「勅語発布手続左ノ通改正」（前掲『公文類聚』第一四編第二卷）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 11。
- \*64 「教育ニ関シ勅語ヲ文部大臣ニ下サレシ旨ヲ訓示」（同右）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「教育ニ関シ勅語ヲ文部大臣ニ下サレシ旨ヲ訓示」Page 1〜3。
- \*65 『官報』明治二十三年一月三十一日付（第二二〇三号）、内閣官報局、二頁。教育勅語は北海道庁と府県へは文部省訓令第八号、直轄学校へは無号の文部省訓令によって発布された。
- \*66 前掲『教育勅語成立史の研究』三六五頁。
- \*67 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九五頁。
- \*68 同右。
- \*69 本論文第三章第一節の初め（井上毅の教育政策数）を参照。
- \*70 明治二三年六月二〇日付の山県有朋宛井上書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第二、二三一頁）。
- \*71 前掲『井上毅伝』史料篇第四、六〇五〜六〇六頁。
- 四宮桂筆記「芳川頤正伯謹話『教育勅語渙発由来』（教学局編『教育に関する勅語渙発五十年記念資料展覧図録』内閣

印刷局、一九四一年、一一八頁)。「芳川顕正伯謹話『教育勅語渙発由来』」は、明治二五年秋に芳川が鎌倉で四宮桂(秘書)に語ったことを、四宮が筆記したものである(同右、一五九頁)。

\*72 「文部大臣提出 徳教ニ関スル勅諭宣布ノ議」(前掲『公文類聚』第一四編第二卷)。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 9〜10。

\*73 同右。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、Page 10。同史料の上欄外に、「第一案ニ同意ス」という墨書きと、数名のサインや花押がある。国会図書館憲政資料室所蔵『芳川顕正関係文書』の「徳教ニ関スル勅諭ノ議」(資料番号28)の中の一通は、「高等師範学校ニ 聖駕親臨ヲ仰キテ 勅諭ヲ賜ハラントヲ願ヒ本大臣之ヲ受ケ以テ訓令ヲ全国ニ発シ普ク衆庶ニ示スカ」の部分に墨で傍点が付けられ、その上欄外に墨で「閣議……ニ決ス」と書かれている(本論文序章の所蔵場所一覽、本章第三節の「井上草案一五」を参照)。前掲『教育勅語成立史の研究』三六一頁。

\*74 「勅語發布手続」(前掲『公文類聚』第一四編第二卷)。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 6。

\*75 前掲『教育勅語成立史の研究』三六一〜三六二頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二六九〜二七〇頁。

\*76 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九四頁。

\*77 同右、二九五頁。

\*78 前掲『教育勅語成立史の研究』三六四頁。

\*79 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八六頁。

\*80 本論文第一章第三節の初め(元田の基本的な思想)を参照。

\*81 稲富栄次郎『日本の道德教育』第一法規出版、一九六六年、二〇八頁。

\*82 渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』学而書院、一九三五年、一六九〜一七〇頁。渡辺は『教育勅語の本義と渙発の由

\*85 \*84 \*83

来』福村書店、一九四〇年、二九二頁でも同様に述べている。  
前掲『教育勅語成立過程の研究』二八九頁。  
前掲『教育勅語成立史の研究』三六四頁。  
前掲、沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』一九一頁。

### 第三章 教育勅語の下賜後

#### 第一節 井上毅が目指した日本の将来——教育勅語と教育政策の共通点から——

本章では、教育勅語が下賜された後の明治時代について考えたい。第一節で、教育勅語と井上毅の文部大臣期（明治二六年三月七日～明治二七年八月二十九日）の政策との共通点を探り、そこから彼が目指していた日本の将来像を明らかにし、第二節で、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論の傾向を明らかにすることを試みる。

教育勅語の下賜から約二年半後の明治二六（一八九三）年三月七日、枢密顧問官であった井上は、第二次伊藤博文内閣において文部大臣に就任した<sup>1</sup>。井上の教育政策と、それに関わる彼の思想については、海後宗臣編『井上毅の教育政策』（東京大学出版会、一九六八年）、本山幸彦「井上毅の教育思想」（日本思想史懇話会編『季刊日本思想史』第七号、ペリカン社、一九七八年）、藤原保利「教育と明治国家——井上毅の教育観・学問観の分析を通して——」（日本大学教育学会機関誌編集委員会編『教育学雑誌』第一四号、日本大学教育学会、一九八〇年）、野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房、一九九四年）、同『文部大臣井上毅における明治国民教育観』（風間書房、二〇〇一年）、祝淑春「井上毅の国体実用教育思想」（国学院大学総合企画部編『国学院雑誌』第一〇五巻第三号、国学院大学総合企画部、二〇〇四年）などで考察されている。

しかし、これらの研究では、教育勅語と井上の教育政策が総合的に捉えられておらず、教育勅語と井上の思想、あるいは、井上の政策と思想というように、別々に考察されている。したがって、本節では、まず、教育勅語と井上の政策との共通点を探り、そこから彼が日本の将来をどのようにしようとしていたのかを明らかにしたい。

初めに、井上の政策の数について確認しておく、「文部大臣 井上毅」に向けて出された法律は一つ（明治二七年法律第二一号）、勅令は三〇（明治二六年勅令第一〇号、第二二号、第三三～三四号、第五九号、第六二号、第八二～九〇号、第九三～九六号、第一〇四号、第一三二号、第一四四号、第一九三号、第二〇八号、第二二六号、第二六〇号、明治二七年

勅令第二五〇二六号、第七五号、第一四一号)あり、「文部大臣 井上毅」の名で出された文部省令は三八(明治二六年文部省令第一〇一六号、明治二七年文部省令第一〇二二号)、文部省訓令は二〇(明治二六年文部省訓令第一〇一四号、明治二七年文部省訓令第一〇六号)ある\*2。

そして、教育勅語と井上の政策との共通点として、次の四つが考えられる。一つ目は教育の普及である。これは他の三つの前提にもなっている。二つ目は国体の重視である。一般的に、当時の「国体」とは、天照大神以降、代々続く天皇を現人神とする日本の国柄のことであるが、本節では、井上は愛国心や日本の歴史・言語・文化なども含めて、「国体」を重視していたと見る。三つ目は実業教育(実業に関する専門的な教育)の重視。四つ目は健康の重視である。

まず、教育の普及についてであるが、教育勅語には、「学ヲ脩メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ」とある\*3。この部分は、国民に就学を促している、と解釈することができる。

その後、井上は文部大臣になると、教育を普及させること、特に小学校への就学率を上げることに力を入れた。その事例を、ここでは三つ挙げておきたい。一つ目は、明治二六年五月一八日に、市町村立尋常小学校の授業料について勅令が公布されたことである(勅令第三四号)。市町村や尋常小学校に経済的余裕がある場合、その「尋常小学校ニ就スル全員又ハ或学級ノ児童ノ授業料ヲ徴収セサルコト」が可能になった\*4。

二つ目は、女子の小学校への就学を奨励したことである。同年七月二二日、井上は北海道庁と各府県へ次のような訓令を出した(文部省訓令第八号)。

普通教育ノ必要ハ男女ニ於テ差別アルコトナク且女子ノ教育ハ将来家庭教育ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナリ現在学齡児童百人中修学者ハ五十人強ニシテ其ノ中女子ハ僅二十五人強ニ過キス今不就学女子ノ父兄ヲ勧誘シテ就学セシムルコトヲ怠ラサルヘキト同時ニ女子ノ為ニ其ノ教科ヲ益々実用ニ近切ナラシメサルヘカラス裁縫ハ女子ノ生活ニ於テ最モ必要ナルモノナリ故ニ地方ノ情况ニ依リ成ルヘク小学校ノ教科目ニ裁縫ヲ加フルヲ要ス\*5

三つ目は、貧困などの事情のある児童に対して、小学校を卒業しやすくしたことである。明治二十七年一月二二日、「貧窮又ハ其ノ他ノ事情ノ為ニ小学校令ノ規定ニ依リ就学ノ免除ヲ得タル児童ニシテ夜間日曜日又ハ便宜ノ日時ニ於テ近易ナル方法ニ依リ相当ノ教育ヲ受ケタル者ニハ其ノ望ニ依リ尋常小学校ニ於テ試験ノ上其ノ課程ニ照シ相当ノ証明書又ハ卒業証書ヲ与ヘシムルノ方法ヲ設クル」ように、井上は北海道庁と各府県へ訓令を出した（文部省訓令第一号）<sup>\*6</sup>。

井上は右の法令に関わることを、大臣就任直後からしばしば述べている。例えば、明治二十六年四月一日、彼は西村正太郎（開発社の社長）、日下部三之介（東京教育社の社長）らを官邸に招いて<sup>\*7</sup>、「小学校教育費の国庫支弁は、余も実に是れに賛成す、……小学教育費国庫支弁の大主眼は、貧困にして教育を受くる能はさるものを教育するにあらむ」と語っている<sup>\*8</sup>。

また、明治二十六年七月一日、井上は大日本教育会第一〇回総集会で演説し、教育を普及させるためには、次の三つのことが必要であると説いている<sup>\*9</sup>。一つ目は、国や市町村が教育にかかる費用を「国家又ハ地方経済ノ事情ノ許ス限り」捻出することによって、「児童ノ教育ノ為ニ父兄ノ困難ヲ感セシメサルヤウニ」、「授業料ヲ減スル事」や「教科書ヲ低廉ニスル事」である。二つ目は、「女子ノ就学ヲ奨励スル為ニ、小学校ニ裁縫科ヲ加フル」こと。三つ目は、「貧民教育ノ有志者ノ企ヲ助ケテ、夜学校或ハ半日学校、或ハ日曜学校ノ類」を保護することである。

なお、井上は官立も公立も私立も分け隔てなく、同じ「学校」として考えていた。彼は先の西村らとの談話において、「文部省は官公立学校の為めに設けられたるものにあらず、而して余は文部大臣たり、其の眼中豈に官公私立の別あるあらんや」と語っている<sup>\*10</sup>。

それでは、なぜ井上は教育を普及させようとしたのであろうか。これについて、彼は明治二十七年四月九日に京都教育会で次のように演説している。

一体、諸君と予て普通教育の普及を計るは何故かと云ふに、第一、君徳を仰ぎ、至尊陛下の教育上に寄せさせ給ふ大御心を奉体し、之れか普及を計るは我々の責任たるに在り、第二、何故に教育の普及を計るかと云ふに、国を強うなさんか為めなり、……四千万の同胞をして日本を尊ひ、日本を愛し、事あるの日に当りては、帝室の御為めには生命をも財産をも犠牲に供する覚悟ある忠君愛国の人民たらしめる可からず<sup>\*11</sup>、

つまり、井上が教育を普及させようとした理由は二つある。一つは、「至尊陛下の教育上に寄せさせ給ふ大御心」、すなわ

〈表二〉

計	女子	男子	
3,748.93% 7,195,412人中	1,306.713% 3,429,428人中	2,376.514% 4,530,199人中	明治二三年
4,758.73% 2,263,590人中	1,383.59% 3,407,703人中	2,882.76% 4,155,499人中	明治二六年
4,761.72% 3,201,191人中	1,503.07% 3,412,842人中	3,390.714% 4,142,333人中	明治二七年

ち、教育勅語を賜わった者として、教育を普及させる責任を感じていたから。もう一つは、「忠君愛国の人民」を育てることによって、国を強くするためである。

しかし、明治二六年当時、男子の四分の一、女子の六割は小学校に就学していなかった。教育勅語が下賜された明治二三年と、井上が文部大臣であった明治二六く二七年の、小学校への就学率は〈表二〉の通りである<sup>\*12</sup>。マスの右側から、就学義務のある子供の数、就学者数、就学率である。

明治五年に「学制」が公布されてから二〇年近く経っても、就学率は男女平均で六割であり、特に女子において低かった。そのため、井上は小学校に女子のための裁縫科を設けることや、授業料・教科書代を安くすることに努めたのである。

それでは、次に、教育勅語と井上の教育政策との二つ目の共通点——国体の重視——について考えていきたい。

井上は教育勅語、すなわち、教育に関する天皇の言葉を元田永孚らと起草した。そして、その勅語（完成形）には、「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」（傍点引用者）とある<sup>\*13</sup>。

その後、井上は文部大臣になると、明治二七年三月一日、「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正して（文部省令第七号）、「国語及漢文」「地理」「歴史」の一週間当たりの授業時間を全体的に増やした（第三学年の地理・歴史を除く）<sup>\*14</sup>。改正前（明治一九年六月二二日、文部省令第一四号として公布）と改正後の授業時間（／週）の違いは<sup>\*15</sup>、〈表三〉の通りである。

上段が改正前、下段が改正後の時間である。地理と歴史については、改正前は一科目ごと（上が地理・下が歴史）、改正後は二科目合計の授業時間である。なお、学習内容については、国語及漢文は「漢字交リ文及漢文ノ講読書取作文」、地理は

〈表三〉

学年	国語及漢文	地理・歴史
一年	5 ↓ 7	1・1 ↓ 3
二年	5 ↓ 7	2・1 ↓ 3
三年	5 ↓ 7	2・2 ↓ 3
四年	3 ↓ 7	1・1 ↓ 3
五年	2 ↓ 7	0・2 ↓ 4

「地文及政治地理」、歴史は「日本及外国ノ歴史」と定められた<sup>\*16</sup>。

井上は右の改正の構想を、かなり前から練っていたと思われる。なぜなら、彼は以前から、歴史や国語・漢文は国家にとって重要で



ある、としばしば述べているからである。例えば、井上は明治一二年九月に起草した「教育議」で、「唯タ政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史文学慣習言語ハ国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ、之ヲ混乱シ及ヒ之ヲ残破スルコトアルヘカラス」と述べている<sup>\*17</sup>。また、彼は明治一四年一月七日付の「十四年 進大臣」では、「忠愛恭順ノ道ヲ教ユルハ、未タ漢学ヨリ切ナル者ハアラス」と述べている<sup>\*18</sup>。

ただし、井上は、漢文はあくまで補助的なものであり、国語・国文を中心としなければならぬと考えていた。確かに、彼は、「支那の経学（近時の語にて哲学）は、道德の為に必要なり。……支那の文字は、国語の材料として必要なり」<sup>\*19</sup>、「漢文ハ国文ニ取ツテノ良友デアル、決シテ反対ノ敵テナイ」と見ている<sup>\*20</sup>。だが、「今日国文ヲ發達サセヤウト云フ為ニハ、国文ヲ主トシテ、漢字漢文ヲ客トスルコトヲ主義トセネバナラス」と考えていた<sup>\*21</sup>。

そして、井上は明治二一年一月二日、皇典講究所での「国典講究ニ関スル演説」で、「国の歴史と国語を教ふると云ふことは、人民に愛国心をふきこむために随一の必要」なことであると述べ、さらに、愛国心は「国を護る」ため、「国の独立を保つ為め」に必要である、と次のように語っている。

凡そ人民が集まって国を為す以上ハ、従て其の国を護ることの必要がある、人民が自ら其国を護ることは、人民が其の国を愛するより生ずる所の結果である、人民愛国の心は、総て普通の国民教育によつて生成發達するもので有る、故に是れまた海の東西を問はず、何れの国を於ても国の独立を保つ為めには、国民教育を第一の貴重なるものとしなければならぬ、国民教育の材料は、一つには普通教育の生徒に向つて本国の歴史を教ふること、二つには国語を教ふること、  
……

若し反対に於て一つの国の人民の愛国心を磨滅せしめむとせば、其国の人民に国の歴史を読むことを妨げ、及び本国の国語を忘れしむる為めに、他の国語を教へ込むと云ふことが至つて巧みなる策略である、露西亞が中央亞細亞の人民を手につけるには、則ち此の策略を用ひてある、此の反対の点より觀察すれば、国の歴史と国語を教ふると云ふことは、

人民に愛国心をふきこむために随一の必要と云ふことが明瞭いたすで有りませう<sup>\*22</sup>。

さらに、井上は「皇典講究所員ニ対スル口話筆記」（明治二六年六月）で、「国ノ歴史国語国文ヲ教科ノ中ニ重キモノニシテ国民ノ特性ヲ養フト云フコトガ必要ト思フ」と述べている<sup>\*23</sup>。また、彼は「船越氏塙国スタイン博士の説話を録したる国粹論を読みて」（明治二六年頃）でも、「一国民は必一国民の特性あり国民固有の特性を保存し愛国心を固くするは教育の基礎にして文明進歩の諸般の科学は其の堂構なり国民固有の特性を養ふ為の要件は国語と国の歴史とを貴重することにあることをスタイン博士の言挙げせるは吾人の心を得たるものなり」と述べている<sup>\*24</sup>。

野口は、井上の『国体』研究に決定的な影響を与えているのが、日本の古典文学ならびに、古代法制についての造詣の深い小中村清矩と小中村（池辺）義象である」と指摘し<sup>\*25</sup>、清矩と井上は、明治一二年頃にはすでに密接な関係があったと見ている<sup>\*26</sup>。

本節では、義象より清矩の方が、井上へ大きな影響を与えたと考える。義象は「東京大学古典講習科」に在籍中の「明治十八年の秋」に、むしろ井上から、「歴史法制は国の大本なれば心を入れてまなへよ」と説かれている<sup>\*27</sup>。そして、井上が文部大臣であった頃（一八九三〜一八九四年）、文政四（一八二二）年生まれ清矩が七〇代前半のベテラン国学者であったのに対して<sup>\*28</sup>、文久元（一八六一）年生まれの義象はまだ三〇代前半であった<sup>\*29</sup>。

それから、井上は歴史・国語教育に限らない、教育と国体の関係についても、しばしば語っている。例えば、森有礼が文部大臣であった明治二〇年夏、井上は「相談に与つて森子の為に」起草した「閣議案」で<sup>\*30</sup>、「人民護国ノ精神、忠武恭順ノ風」は「一國富強ノ基ヲ成ス」ものであり、国民の「忠君愛国ノ氣」が「一國ノ文明」を進めたり、「富源ヲ開發」したり、「国運ノ進歩ヲ迅速」にしたりすると指摘し、日本が国際社会で独立するためには、「国民ノ志氣ヲ培養發達スル」ことを教育の目的としなければならない、と次のように述べている。

今夫国ノ品位ヲシテ進ンテ列国ノ際ニ対立シ、以テ永遠ノ偉業ヲ固クセント欲セハ、国民ノ志氣ヲ培養發達スルヲ以テ、其根本ト為サ、ルコトヲ得ス、此レ乃チ教育一定ノ準的ニ非ス乎、……人民護国ノ精神、忠武恭順ノ風ハ、亦祖宗以来ノ漸磨陶養スル所、未タ地ニ墮ルニ至ラス、此レ乃チ一國富強ノ基ヲ成ス、為ニ無二ノ資本至大ノ宝源ニシテ、以テ人民ノ品性ヲ進メ、教育ノ準的ヲ達スルニ於テ、他ニ求ムルコトヲ仮ラサルヘキ者ナリ、蓋国民ヲシテ忠君愛国ノ氣ニ篤ク、……学ヲカメ、智ヲ研キ、一國ノ文明ヲ進ムル者、此ノ氣力ナリ、生産ニ勞動シテ富源ヲ開發スル者此ノ氣力ナリ、凡ソ万般ノ障碍ヲ芟除シテ、国運ノ進歩ヲ迅速ナラシムル者、總テ皆此ノ氣力ニ倚ラサルハナシ<sup>\*31</sup>、

また、井上は山県有朋の「軍備意見」（明治二三年三月）も起草した。その完成形では、「国ノ独立ヲ完全ニスル為ニ必要ノ条件」として<sup>\*32</sup>、教育が「外交及兵備」と共に挙げられ<sup>\*33</sup>、国民に「愛国ノ念」を持たせることは、教育によってのみ可能であるが、もしそれができなければ、その国は「一日モ自ラ存スルコト」ができない、と次のように述べられている。

国ノ強弱ハ国民忠愛ノ風氣之カ元質タラスンハアラス、国民父母ノ邦ヲ愛恋シ、死ヲ以テ自守ルノ念ナカリセハ、公私ノ法律アリト雖、国以テ一日モ自ラ存スルコト能ハサルヘシ、  
国民愛国ノ念ハ、独教育ノ力以テ之ヲ養成保持スルコトヲ得ヘシ、歐洲各国ヲ觀ルニ、普通教育ニ依リ、其ノ国語ト、其ノ国ノ歴史ト、及他ノ教科ノ方法ニ從ヒ、愛国ノ念ヲ智能發達ノ初期ニ薰陶シ、油然トシテ發生シ、以テ第二ノ天性ヲ成サシム<sup>\*34</sup>、

つまり、井上と山県は、日本を強い独立国にするためには、「教育ノ力」によって国民に「愛国ノ念」を持たせなければならぬ、と考えていたのである。

そして、文部大臣に就任した井上は、明治二六年四月一日、先の西村らとの談話において、教育に「欠くへからさるも

の」の一つとして、「一の国家に国民たるものには、其の国家の良民となり、以て其の国家を尊愛する心ある様養成せざるへからず」と語っている。<sup>\*35</sup>

それから、明治二七年三月三〇日、井上は高等師範学校の卒業生を官邸に招いて<sup>\*36</sup>、「国民ノ精神ヲ養成スルコトガ、普通教育ニ於ケル第一ノ目的」であり、その背景には「東洋ニ於ケル歴史及地理上ノ一大変遷ノ局面」、すなわち、朝鮮をめぐる清との関係が悪化していること、あるいは、世界各地で運河や鉄道の開発が進み、ヨーロッパ諸国の軍隊が日本に近づきやすくなっていることがある、と次のように語っている。

教育ト言ヘバ、申スマデモナイ、国民教育トシテ、国民ノ精神ヲ養成スルコトガ、普通教育ニ於ケル第一ノ目的デアル、  
……

教育ノ上ニ、国民ハ上トナク下トナク、寸時モ愛国ノ一点ヲ忘ルベキデナイ、愛国心ナケレバ国民ナシ、……  
時ニ注意スヘキハ、此ノ歴史及地理上ノ変遷デアル、西洋人が喜望峰ヲ廻ツテ印度ニ到着シタノガ、歴史及地理上ノ一大変デアル、蘇士<sup>スエズ</sup>ノ地峡ヲ開鑿シテ、マルセーユカラ横浜マデ、五十日デ到着スルヤウニナツタノガ二大変デアル、近ク大西洋ト太平洋トヲ一貫スルノ陸海便路ヲ開キ、又追々西比利亜鉄道ガ出来レハ、二十日或ハ二十五日間ニ、我国ト欧羅巴トノ往復ガ出来ルヤウニナル、誠ニ宇内ノ局面ヲ縮ムル者デアツテ、是ガ三大変デアル、我々ハ、今殊ニ東洋ニ於ケル歴史及地理上ノ一大変遷ノ局面ニ臨ンデ居ル、此ノ歴史地理上ノ変遷ニ向ツテ、我国ハ如何ナル要衝ノ位置ニ立ツカ、実ニ非常ナ感慨ヲ持ツヘキコトデアル、此ノ感慨コソ、今日国民教育ノ熱心ナル原素デアルト信ス、  
故ニ、善良勇武ニシテ、愛国ニ厚キ所ノ国民ヲ養成セネバナラヌ（ルビ原文）<sup>\*37</sup>、

さらに、同年四月五（二〇）日、井上は京都・大阪・岡山地方を巡視し<sup>\*38</sup>、一五日に大阪教育会総会で、「教育ハ国及国体トイフ大目的ヲ忘レサルニ在リ、教育ハ国トイフ有機体ノ細胞分子ナル人民ヲ密着固結セシムヘキモノナリ、国及国体ヲ忘

ル、トキハ、教育ハ教育ニ非ス」と語っている<sup>\*39</sup>。

つまり、井上は日本を独立した富強国にしようと考えていたため、教育において歴史や国語をはじめ、国体を重視したのである。

しかし、それだけではなかった。井上は日本で立憲政治を成功させるためにも、国体を重視していたと考えられる。

明治二一年六月一日、伊藤博文（枢密院議長）は第一回憲法制定会議で、開会冒頭演説を行った。当時、井上は法制局長官兼枢密院書記官長であり<sup>\*40</sup>、伊藤の側にいた。だが、井上は同月一九日付の伊藤宛書簡の追伸で、「昨日之御演説之如キハ、可成十分ニ筆記いたし置度候処、何分書記官手足り兼候哉ニ存候」と述べているため<sup>\*41</sup>、彼がこの演説を起草したのではないと思われる。

しかし、野口が指摘しているように、ここでの伊藤の憲法制定観は、「井上毅の思想的影響が極めて大きかった」と考えられる<sup>\*42</sup>。なぜなら、伊藤は右の演説の一〇年以上も前から井上を重用し、「教育議」の上奏（明治一二年九月）や大日本帝国憲法の起草などを<sup>\*43</sup>、井上に支えられながら行ってきた人だからである。伊藤は井上について、「明治八年四月十四日の勅諭を起草することになったが、その文章はよほどうまく書かなければならぬので、思案を凝らしてをると、井上毅が九州から帰って来たので井上に書かせた。この時から井上を用ひたのである」と語っている<sup>\*44</sup>。

伊藤と井上の親密さについては、先行研究でも指摘されている。例えば、小早川秀雄は、「先生（井上のこと―引用者注）は公（伊藤のこと―引用者注）と親しき関係を結ばれて以来、常に公の背後に在り公の左右に在りて曾て公と相離れざりしを以て、常に公を通じてあらゆる国家の大問題に接触し其発言者となり助言者となり時に又指導者となりて冥々の中に尽力されし功勞は誠に多大なる者あり」と評価している<sup>\*45</sup>。そして、小早川は、伊藤と井上は「日本の国体と国家の歴史的要素」を「帝国憲法の制定に関する根本の主義精神」とし、「国体主義の憲法」を制定することで意見が一致していた、と次のように述べている。

伊藤公と先生との帝国憲法の制定に関する根本の主義精神は、日本の憲法は日本の国体と国家の歴史的要素とを調和し之を基礎として成立せしめざる可らず我国の国体歴史と契合せざる者は到底完全に実行の効力を現すを得ずと、是れ実に公と先生との憲法起草に就ての根本観念なりし也、……仏蘭西流の政論の熾んに流行したる際に於て公と先生とが軽浮なる時論に動かされず確乎たる所見によりて国体主義の憲法を起草する事に勉められしは洵に卓見として之を称せざる可らず<sup>\*46</sup>、

あるいは、渡辺幾治郎は、「当時井上は、政府唯一の憲法学者であつた。彼が立憲的日本主義ともいふべき思想とその学者的表現法とは、岩倉（具視のこと―引用者注）、伊藤等の大に歓迎した所で、彼等の意見書奏議書等の起草には、多くは井上を煩した」と述べている<sup>\*47</sup>。

なお、井上は伊藤からだけでなく、政府全体の顧問として重用されていた。先に示した森有礼の「閣議案」（明治二〇年）や山県有朋の「軍備意見」（明治二三年）の起草、後で示す岩倉具視への憲法に関する意見書（明治一四年）は、その例である。後年、井上は「森子以来の名文相」である<sup>\*48</sup>、あるいは、彼の教育主義は「凡そ故森子と軒輊なき」などと評価されているが<sup>\*49</sup>、彼が森の相談に乗ったり、森の代わりに起草したりしていたのであれば、それは当然であろう。古城貞吉は、「上司も亦善く先生（井上のこと―引用者注）の言を採納して、決して越権としてそれを咎めなかつたのみならず、亦能く大小の政事を問ふた。先生は自らの要路の顧問たることを自覚せなかつたであらうが、要路は先生を官職外の顧問として重用したことは、たしかに事実であつた」と述べている<sup>\*50</sup>。

そして、伊藤は先の六月一八日の演説で、「憲法政治」を成功させるためには、まず「人心」を統一する「機軸」が必要であるが、日本において「機軸とすべき」ものは皇室だけである、と次のように述べている。

今憲法を制定せらるゝに方では、先づ我国の機軸を求め、我国の機軸は何なりやと云ふ事を確定せざるべからず。機軸

なくして政治を人民の妄議に任す時は、政其統紀を失ひ国家亦た随て廃亡す。……抑歐洲に於ては憲法政治の萌せる事千余年、独り人民の此制度に習熟せるのみならず、又た宗教なる者ありて之が機軸を為し、深く人心に浸潤して人心此に帰一せり。然るに我国に在ては宗教なる者其力微弱にして一も国家の機軸たるべきものなし。仏教は一たび隆盛の勢を張り、上下の人心を繋ぎたるも、今日に至ては已に衰替に傾きたり。神道は祖宗の遺訓に基き之を祖述すと雖も、宗教として人心を帰向せしむるの力に乏し。我国に在て機軸とすべきは独り皇室あるのみ。是を以て此憲法草案に於ては専ら意を此点に用ひ、君権を尊重して成るべく之を束縛せざらん事を勉めたり。<sup>\*51</sup>

井上が教育勅語や教育政策の基礎を国体に置いた理由も、まさにここにあつた。つまり、欧州のように宗教の力が強くない日本では、宗教を教育の基礎とすることは難しく、皇室を中心とした国体こそがそれに適している、と井上は考えたのである。この考えは、彼が忠を重視する儒教を幼少年期から学んできたことと<sup>\*52</sup>、大いに関係していると思われる。

周知の通り、井上が目指した立憲政治とは、イギリス型の議院内閣制ではなく、ドイツ型の立憲君主制の政治である。<sup>\*53</sup>井上は明治一四年六月に、憲法に関する意見書を岩倉具視へ書いており、それによれば、イギリスでは、「行政ノ実権ハ実ニ議院ノ政党ノ把握ノ中ニ在リ」、国王は議院の決定に従うだけである。議院が変われば、国王の決定も変わる。それに対して、ドイツでは、「行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在リ」、国王は議院と関係なく行政権を發揮することができる、と井上は次のように述べている。

英国ノ習慣法ニ従へハ、英国王ハ自ラ政治ヲ行ハズシテ、専ラ内閣宰相責成シ内閣宰相ハ、即チ議院多数ノ進退スル所タリ、内閣ハ多数政党ノ首領組織スル所タリ、議院政党多数ノ変更アルゴトニ、従テ内閣宰相ノ変更ヲ致シ輾転相代リ、一輪動イテ二輪之ニ応スルニ異ナラズ、而シテ国王ハ一ニ議院多数ノ為ニ制セラレ、政党ノ勝敗ニ任シ、式ニ依リ成説ヲ宣下スルニ過キズシテ、一左一右、宛カモ風中ノ旗ノ如キノミ、故ニ名ハ行政権専ラ国王ニ属スト称スト雖モ、其実

ハ行政長官ハ即チ議院中、政党ノ首領ナルヲ以テ、行政ノ実権ハ、実ニ議院ノ政党ノ把握ノ中ニ在リ、名ハ国王ト議院ト主権ヲ分ツト称スト雖モ、其実ハ、主権ハ専ラ議院ニ在リテ、国王ハ徒ニ虚器ヲ擁スルノミ、……

是ニ反シ普魯西ノ如キハ国王ハ国民ヲ統フルノミナラス且国政ヲ理シ立法ノ権ハ議院ト之ヲ分ツト雖モ行政ノ権ハ専ラ国王ノ手中ニ在リテ敢テ他ニ譲予セズ国王ハ議院政党ノ多少ニ拘ラズシテ其宰相執政ヲ撰任スルモノトス但實際ノ事情ニ従ヒ、多クハ議院輿望ノ人ヲ採用スト雖モ其権域ヲ論スルトキハ決シテ議院政党ノ左右ニ任スルコトナシ<sup>\*54</sup>

そして、井上はこの意見書で、明治維新以来、人心の不安定な日本が、もしイギリス型の議院内閣制を採れば、すぐに「内閣ヲ一変」する事態になるに違いないため、まずはドイツ型の立憲君主制を採って、「歩々漸進」すべきであると主張している。

更新以来王化未タ人心ニ浹洽セズ、廢藩ノ舉、怨望ノ氣、正ニ政府ニ集マル、今若シ俄カニ英国政党政府ノ法ニ効ヒ、民言ノ多数ヲ以テ政府ヲ更替スルノ塗轍ヲ踏ムトキハ、今日国会ヲ起シテ明日内閣ヲ一変セントスルハ、鑑ヲ懸ケテ視ルニ均シ、……

今一時ニ急進シテ、事後ノ悔ヲ致シ、或ハ予ヘテ後ニ奪フノ不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>已アラシメンヨリハ寧ロ普国ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信スルナリ<sup>\*55</sup>

したがって、井上は日本を独立した富強国にし、さらに、皇室を軸として人心を統一し、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させようと考えていたため、教育において国体を重視したのである。

それでは、次に、教育勅語と井上の教育政策との三つ目の共通点——実業教育（実業に関する専門的な教育）の重視——について考えていきたい。



まず、教育勅語には、「学ヲ脩メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ」とある<sup>\*56</sup>。この部分は先の「教育の普及」にも関係する所であるが、さらに、国民が「公」や「世」の役に立つ「学ヲ脩メ業ヲ習」うこと、すなわち、実業教育や実践的な教育を国が推進している、と解釈することができる。

その後、井上は文部大臣になると、様々な実業教育政策を行った。その事例を、ここでは四つ挙げておきたい。一つ目は、明治二七年六月一二日に「実業教育費国庫補助法」が公布されたことである（法律第二一号）<sup>\*57</sup>。「実業教育ヲ奨励スル為ニ国庫ハ毎年金一五万円ヲ支出シテ其ノ費用ヲ補助ス」ることになった<sup>\*58</sup>。

二つ目は、明治二七年六月二五日に「高等学校令」が公布されたことである（勅令第七五号）<sup>\*59</sup>。第一から第五までの五つの高等中学校が「高等学校ト改称」され<sup>\*60</sup>、「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所」と位置づけられた<sup>\*61</sup>。なお、高等学校の法・工・医学部は四年制、医学部薬学科・大学予科は三年制であった<sup>\*62</sup>。

その二か月前の四月二三日、井上は尋常中学校の校長を官邸に招いて行った演説で、日本が「文明国」になるためには、「高等ノ事業ヲナス人ニ高等教育ヲ受ケタル人ノ割合」を増やす必要がある、と次のように述べている。

是マデ一府県ニ一ノ尋常中学ニ限ルト云ガ正則トナリテ居ツタ故ニ、中学教育ヲ受ル者ハ甚タ少イ、欧洲各国ニ比較スルトキハ十分一乃至十五分一ニ当ルホド少イ、或ル外国人ガ書イタモノ、中ニ、「日本ヲ船ニ喩ヘテ見レバ、百人ノ船員ヲ要スル場合ニ九十人マデハ、必要ナル知識技能ヲ欠ク所ノ船員ヲ以テ充ツルカ如シ、総テ文明国ハ行政官・裁判官・財務官・工芸家・土木家・農業者等、皆高等教育ヲ受ケタル人デアアル、日本ハ不幸ニシテ高等ノ事業ヲナス人ニ高等教育ヲ受ケタル人ノ割合ガ甚タ少ク、又之ヲ増加スルノ見込ガナイ、日本ト云フ船ニ適當ノ船員ガ十分ナラヌ、故ニ保険附ル資格ガナイ」ト云テ居ル、此ノ言取ルニ足ラスト雖、亦参照スベキコトデアアル<sup>\*63</sup>、

そして、同年五月一二日、井上は、「地方ノ青年子弟」が「容易ニ完全ナル専門学科」を修められるように「高等学校

令」を成立させたい、という趣旨の「高等学校令理由書」を、高等学校令案と共に伊藤へ提出し、閣議を要請した<sup>\*64</sup>。井上は理由書で次のように述べている。

爾来ノ沿革ヲ觀ルニ高等中学校ノ教科ハ大学ノ予備ヲ為サシムルノ一方ニ傾キ其ノ生徒ハ概ネ大学入学ノ志望ヲ以テ進学ノ標準トシ中途未完ノ学科ニ属シテ未ダ人材ヲ養成スル高等学校ノ実ヲ挙ルニ至ラズ現ニ本科ノ外傍ラ法医諸学部ヲ設ケテ専門学科ヲ教授スト雖其ノ卒業生ハ未ダ学制上何等ノ資格ヲ得ルニ至ラズ今高等中学校ノ専門学科ヲ擴張シテ此ヲ以テ其ノ本科トシ以テ地方ノ青年子弟ヲシテ容易ニ完全ナル専門学科ヲ修ムルノ便ヲ得シメ其ノ卒業生ニハ高等学校ノ学士ノ名称ヲ授ケテ其ノ成学ヲ表シ以テ本校ヲ起スノ当初ノ目的ヲ成遂スヘシ而シテ其ノ校ノ名称ハ之ヲ高等学校ト改メ従来ノ第一第二第三第四第五高等中学校ヲ以テ之ニ充テムト欲ス<sup>\*65</sup>

周知の通り、日本が幕末に欧米諸国と結んだ不平等条約を改正するためには、まず文明国家として認められることが必要であった。井上は、多くの青年たちが専門的な教育を受けられるようになれば、日本は文明国家として認められること、さらに条約を改正することに一歩近づけると考えたのである。

実業教育政策の三つ目の事例は、明治二十七年七月二五日に「簡易農学校規程」を公布したことである（文部省令第一九号）<sup>\*66</sup>。簡易農学校とは、「年齢十四年以上」の者に<sup>\*67</sup>、「簡易ナル方法ニ依リ農事教育」を施す学校であり<sup>\*68</sup>、同校において「授業料ヲ徴収スルト否トハ各地方ノ便宜」に任されていた<sup>\*69</sup>。

四つ目は、同日に「徒弟学校規程」を公布したことである（文部省令第二〇号）<sup>\*70</sup>。徒弟学校とは、「年齢十二年以上及尋常小学校卒業以上」、または、それと同程度の学力のある者に<sup>\*71</sup>、「六箇月以上四箇年以下」の間<sup>\*72</sup>、「職業教科」を授ける学校であり<sup>\*73</sup>、「市町村立徒弟学校ニ於テ授業料ヲ徴収スルト否トハ市町村ノ便宜」に任されていた<sup>\*74</sup>。井上は「徒弟学校ハ初歩ノ専門学校」と位置づけて<sup>\*75</sup>、同校の卒業生には「一ノ職工タルニ欠ク所ナカラント」を期待した<sup>\*76</sup>。

井上はその前年（明治二六年）に、報知新聞の社員との談話で、「余か理想を云へは、余は民力に懇へて、農工商業に關する数多の小専門学校を、全国各地に設け、国民全般に実業上の思想を注入し、智識を高め、技能を研かしめんと欲す」と語っている<sup>\*77</sup>。徒弟学校は、この「理想」を実現したものであると言える。

井上は実業教育においても、その基礎は道德教育にあると考えていた。徒弟学校では、「尋常小学校ヲ卒業セサル者及自己ノ志望ニ依ル者ヲ除ク外」<sup>\*78</sup>、普通教育は授けられなかったが、修身は必修科目とされた。「徒弟学校規程」の省令説明に、「徒弟学校ニ普通科ヲ授ケス而シテ独リ修身ヲ必修科トスルモノハ凡百ノ少年教育ハ總テ修身ヲ本トスレハナリ但徒弟学校ニ於ケル修身科ハ其ノ多キヲ要セス（一週一時ヲ以テ足レリトス）又必シモ教科書ヲ用イルヲ要セサルヘシ」とある<sup>\*79</sup>。この授業時間は、決して少なくない。徒弟学校の生徒と同年代の子供が通う尋常中学校（五年制）では、明治一九年以降、倫理の授業は全学年で週一時間と定められている<sup>\*80</sup>。

なお、井上は、日本の教育が「チグハグ」なものにならないように、小学校から大学まで「原則ト系統トヲ一斉ニシテ運歩」しようと考えていた。井上は明治二六年六月八日朝付の伊藤宛書簡で、「兎角教育事務ハ、大中小学ともニ原則ト系統トヲ一斉ニシテ運歩イタサズシテハ、チグハグノ改革ハ成兼候ヘハ、生之苦心御憐察可被給候」と述べている<sup>\*81</sup>。また、彼は明治二七年三月二四日付の伊藤宛書簡では、「学制改革ノ上ニ於テモ困難ヲ感候、不得已現在ノ大学連中ニ拘ラズ、高等中学已下ヨリ着手シテ近実ヲ務ムル外無之存候」と述べている<sup>\*82</sup>。すなわち、井上は実業重視の教育を大学まで一貫して行おうとしていたと見られるが、その実現は難しかった。本山は、「帝国大学はアカデミズム派の力が強く、井上の実業主義的改革に抵抗した」と指摘している<sup>\*83</sup>。

それでは、なぜ井上は実業教育を重視したのであろうか。これについて、彼の演説を二つ挙げておきたい。まず、明治二七年三月三〇日、井上は高等師範学校の卒業生を官邸に招いて、教育と陸海軍は「富強」という「車ノ両輪デアル」、と次のように語っている。

今日欧羅巴デハ、実業及実業教育競争デアル、此ノ競争ノ有様ハ、恰モ陸海軍ノ操練ト同様テアル、教育ハ決シテ平和ノ為ノミノ品物デハナイ、即チ陸海軍ト富強ノ目的ニ於ケル車ノ両輪デアル、……

教育デ国ヲ強クスルコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ弱クスルコトモ出来ル、教育デ国ヲ富マスコトガ出来ル、又、教育デ国ヲ貧乏ニスルコトモ出来ル、教育ノ方針ヲ誤ルトキハ、国ガ文弱ニナリ、貧乏ニナル<sup>\*84</sup>、

また、明治二七年四月一五日、井上は大阪教育会総会で、「富國ノ要素元質ハ、第一ニ石炭、第二ニ産鉄、第三ニ国民ノ工業智識ニ在リ、此ノ三箇ハ実ニ富國元素ニシテ、特ニ第三ヲ以テ要件トス」と語っている<sup>\*85</sup>。

つまり、野口が、「井上の場合、教育は、それ自体が目的であつたと云うよりも、国家目的、具体的には、明治天皇制国家体制確立のたに對外的危機意識を克服し、富國強兵を実現していくための手段として考えられている」と指摘しているように<sup>\*86</sup>、井上が実業教育を重視した理由は、日本を富強國にするためであつた。

それでは、次に、教育勅語と井上の教育政策との四つ目の共通点——健康の重視——について考えていきたい。

まず、教育勅語には、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」とある<sup>\*87</sup>。この部分は、いざという時に國のために戦える、健康で体力のある國民を國が求めている、と解釈することができる。

その後、井上は大臣辞任当日の明治二七年八月二九日、小学生の運動と健康に関する訓令を定め（同年九月一日公布、文部省訓令第六号）、小学生には「活潑ナル運動ニ便スル為ニ不得已場合ノ外学校内ニ於テハ洋服又ハ和服ヲ問ハス都テ筒袖ヲ用イ」ることや、「男女トナク成ルヘク活潑ニ大氣中ニ運動スルノ遊戯ヲ誘フ」ことや、登下校の際、「成ルヘク歩行セシムルコト」を奨励した<sup>\*88</sup>。この訓令は、その一方で、「生徒ヲシテ筆記及誦讀ヲ務メシムルハ過度ニ腦力ヲ勞セシムルモノナレハ特ニ必要ノ場合ノ外之ヲ用イサラン」ように指示したり、「小学校ノ課業ノ中生徒ノ尤困難ヲ感スル作文」を、「初級ノ生徒ニハ」原則的に授けないようにして、「若シ簡單ナル作文ヲ授クルモ此ヲ以テ試験ノ問題トス」ることを禁じたりしている<sup>\*89</sup>。また、小学生が「喫煙スルコト及煙器ヲ來帶スルコト」を禁じている<sup>\*90</sup>。

それでは、なぜ井上は健康を重視したのであろうか。彼が教育において健康を重視するようになった背景には、次の三つのことがあると考えられる。一つ目は、御雇外国人から生徒の健康についての意見を聞いたこと。二つ目は、地方巡回で生徒の健康状態を見たこと。三つ目は、彼自身が病気がちであったことである。

まず、一つ目の背景についてである。

井上が明治二七年四月二三日に、尋常中学校の校長に行った演説によれば、彼はレーンホルム（ドイツの法律博士）から「日本デハ学校生徒ガ身体ガ弱イ、畢竟、授業時間ノ多キニ過ルト授業法ガ生徒ノ記憶力ヲ利用スルコトガ過ギルノガ原因デアル」と言われたり、ベルツ（医学博士）から「日本ノ生徒ハ勉強スル割合ニ体育運動ガ足ラヌ、卒業スルト命ヲ殞ス人ガ沢山有ルハ甚タ残念ナリ」と言われたり、ゼーンズ（アメリカ出身の京都第三高等中学校の御雇外国人教師）から「今ノ有様デ推行イタラバ、授業時間ガ多キニ過ルト、生徒ノ栄養不足ナル為ニ生徒ハ身体ヲ弱クスル、生徒ノ孱弱ニナルハ国ノ為ニ甚タ憂フベキコトデアル」と言われたりしたことがあった<sup>\*91</sup>。

また、この演説によれば、ヒルシベルグ（ドイツのベルリンの大学教授）が前年に来日した際に、「日本国ノ学生ノ身体孱弱ニシテ夭死スル者多キヲ歎シテ、学校衛生ノ不行届ト云フコトヲ論ジタ」ことがあった<sup>\*92</sup>。これを聞いた井上は、「教育ノ弊ト云フモノハ、古今ノ歴史ニ徴スルニ文弱カ一<sup>コソ</sup>番恐イ、人ノ身体ヲ弱クシ、天然ノ發育ヲ害スルト云フコトガアツタラバ、如何ナル哲理、又ハ學術ヲ教ヘ込ンデモ駄目デアル」（ルビ原文）と述べている<sup>\*93</sup>。

次に、二つ目の背景についてである。

井上は右の演説で、日本の生徒には近視と肺病の者が多く、日本の生徒の体重は少ない、と次のように語っている。

余ハ今度巡回シテ京都第三高等中学デ氣ヲ付ケテ見ルト、一ノクラスニ生徒十七名居ル中ニ、七人マデ眼鏡ヲ掛ケテ居ル、因テ統計表ヲ取寄セテ見タ所ガ、近視眼ガ学級ト共ニ進ンテ居ル、五年目ノ生徒、即チ本科ノ二年生ニナルト百人ニ付テ六十人ノ近視眼ガアル、……

大坂ニ行ツテ大坂ノ病院デ聞クト、病院長清野氏ノ言ニ、学校生徒ニ肺病ガ多イ、肺病患者ハ生徒ガ多数ヲ占メテ居ルト云フ、ソコデ患者表ヲ見ルト、二十六年ニ男女学生ノ肺結核患者ガ五十一人<sup>五男四十六女</sup>デ、結核性肋膜炎ガ七人男デアル、  
…  
…

一体、日本人ハ体量ガ少ナイ、…然ルニ体操ノ結果ニ依リテ或程度マテハ体量ヲ増スコトガ出来ル、或西洋人ノ説ニ、国民ノ体育ヲ励マストキハ、国ノ強力ヲ二倍以上ニ昇ラシムルコトヲ得ヘシト云ヘリ、…現ニ師範学校ハ体量ガ稍々宜イ、余ガ巡回ノ沿路ニ就テ云ニ、名古屋・静岡デハ卒業生ハ十五貫ニ平均スル、是レハ一<sup>マ</sup>周六時間体操ヲ課シ、其ノ外ニモ随意体操ヲスル結果デアラウト信ズル、尋常中学ヲ経テ高等中学ニ入ル生徒ガ十八位ノ少年ニシテ十三貫位デア<sup>ル</sup>、(各校小異同アリ)其ノ卒業生ガ一四貫強デア<sup>ル</sup>(亦異同アリ)、大学ノ卒業生ガ二十四五ノ壮年生ガ平均一四貫弱デア<sup>ル</sup>、(各学部ニ異同アリ)今ノ中学大学ノ生徒ハ体量ガ少ナイ、体育ノ好結果ヲ見ナイ、其ノ上ニ又注意スヘキコトアリ、凡ソ人ノ体量ハ四十五歳迄ハ増加スルモノデア<sup>ル</sup>ニ、二十三歳ノ大学生ニ限り、多クハ三年又ハ四年ノ在学中ニ却テ遞減ノ平均ヲ示スハ如何、  
如何ニ士氣ヲ鼓舞シテモ、上等人種ノ体力カ弱イト、都テノ事業ガ振ハナクナル<sup>\*94</sup>、

ただし、井上が体操の授業に注目するようになったのは、この演説の少し前からであると考えられる。なぜなら、明治二七年三月一日の「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正によつて(文部省令第七号)、それまで週五時間あつた四〜五年生の「体操」の授業は、「現在各学校ニ於テ科外ニ随意ノ体操法ヲ用イルカ故ニ」、週三時間に減らされているからである<sup>\*95</sup>。当時の井上は、生徒の健康のためには運動をやりすぎないことも大事である、と考えていたと見られる。

なお、当時は小学生もあまり健康的でなかったと見られている。ある医師は、小学校で「生徒を見るに大抵容姿嫩嬌顔色蒼白にして眼目陥落筋肉弛緩し細視すれば多くは頭部耳辺に湿疹を生し或は眼瞼<sup>マ</sup>爛し耳竅<sup>マ</sup>よりは臭液流出するを見る」と述べている<sup>\*96</sup>。

そして、井上が教育において健康を重視するようになった、三つ目の背景についてである。

井上が病気がちであったことはよく知られており、本論文でも彼の養病旅行について触れた<sup>\*97</sup>。井上は大臣に就任して間もなく、「身体の羸弱は男子の最も恥る処」であると述べており<sup>\*98</sup>、健康には人一倍気を付けていたと見られる。

つまり、井上は御雇外国人からの意見や、実際の生徒の健康状態を踏まえた上で、健康は「国ノ強力」と「都テノ事業」の土台であると考えたため<sup>\*99</sup>、青少年の健康を重視したのである。そして、そのように健康に目を向けることができたのは、彼自身が病気がちであったためであると思われる。

ここまで、教育勅語と井上の教育政策との共通点——教育の普及、国体の重視、実業教育の重視、健康の重視——を示し、そこから彼が日本の将来をどのようにしようとして試みていたのかについて考察してきた。その結果、第一に、日本を独立した富強国にすること、第二に、皇室を軸として人心を統一し、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させることを、井上が目指していたということが明らかになった。次の節では、教育勅語の普及に関する明治時代の評論の傾向について考察したい。

\*1 井上毅の文部大臣の任期については、金井之恭他『明治史料顕要職務補任録』上巻、成章堂、一九〇二年、二九頁を参照。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は55コマ。

\*2 海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、一九六八年、一〇六七〜一〇七四頁。内閣官報局『法令全書』明治二六年、内閣官報局、一九一二年。内閣官報局『法令全書』明治二七年、内閣官報局、一九一二年。なお、法令全書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開。

\*3 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。

- \*4 『官報』明治二六年五月八日付（第二九六三号）、内閣官報局、一頁。
- \*5 『官報』明治二六年七月二日付（第三〇一九号）、内閣官報局、七頁。
- \*6 『官報』明治二七年一月二日付（第三一五九号）、内閣官報局、一頁。
- \*7 「井上新文相を訪ふ」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第一九卷、ゆまに書房、一九八六年、三六五号（明治二六年四月一五日）の一四頁）。なお、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、四一〜四二二頁にも所収。
- \*8 同右、三六五号の一六頁。
- \*9 井上毅「大日本教育会集会ノ演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四二七頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。
- \*10 前掲「井上新文相を訪ふ」（『教育報知』複製版、第一九卷、三六五号の一五頁）。
- \*11 井上毅「京都教育会ノ演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四五九〜四六〇頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。
- \*12 文部省教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第三卷、龍吟社、一九三八年、一〇九一〜一〇九二頁。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、参照箇所は552〜553コマ。
- \*13 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- \*14 『官報』明治二七年三月一日付（第三一九九号）、内閣官報局、二〜三頁。
- \*15 改正前の「尋常中学校ノ学科及其程度」については、『官報』明治一九年六月二二日付（第八九一号）、内閣官報局、一〜二頁を参照。
- \*16 同右、一頁。



- \*17 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、一五三頁。
- \*18 井上毅「人心教導意見案」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年、二五〇頁）。
- \*19 「井上文部大臣の教育意見」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第二一卷、ゆまに書房、一九八六年、四一九号（明治二七年四月二九日）の付録の九頁）。
- \*20 井上毅「国語教員ノ講習会演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四三九頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人（または筆者）は「国文」と題している（同右、四三四頁）。これは明治二六年八月六日に、第一高等中学校で開催された国語教員の夏期講習会において、井上が行った演説である（同右）。
- \*21 同右、四三九頁。
- \*22 同右、三八四〜三八五頁。
- \*23 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、六〇四頁。
- \*24 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第三、国学院大学図書館、一九六九年、六六八〜六六九頁。執筆年については、その解題（同右、七三二頁）を参照。
- \*25 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、一九九四年、二二三頁。
- \*26 同右、二二三頁、二三四頁。
- \*27 小中村義象「梧陰存稿の奥に書きつく」（前掲『井上毅伝』史料篇第三、七〇二〜七〇三頁）。
- \*28 小中村清矩は、文政四（一八二二）年一二月三〇日生く明治二八（一八九五）年一〇月一日没（秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』東京大学出版会、二〇〇二年、二一九頁）。明治一五年二月一五日、東京大学文学部教授に就任し、明治一九年三月六日、文科大学教授に更任され（明治二四年三月三一日まで）、明治二一年五月七日、文学博士の学位を授

- \*29 与された（金井之恭他『明治史料頭要職務補任録』下巻、成章堂、一九〇三年、五五三頁、六〇六〜六〇七頁）。同史料は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は292コマ、319コマ。小中村義象は、文久元（一八六一）年一〇月三日生く大正一二（一九二三）年三月六日。義象は明治一七年に清矩の四女多いと結婚し、入婿になったが、明治三〇年に池辺姓に戻った（昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二二巻、昭和女子大学、一九六四年、一七頁、二〇頁。下中邦彦編『日本人名大事典』第一巻、覆刻版（同出版社より一九三七年刊の『新撰大人名辞典』の改題複製）、平凡社、一九七九年、二〇五頁）。
- \*31 \*30 井上毅「故森文部大臣の教育主義」（大久保利謙編『森有礼全集』第二巻、宣文堂書店、一九七二年、五二九頁）。井上毅「森文部大臣教育議」（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第六、国学院大学図書館、一九七七年、一七三〜一七四頁）。
- \*32 山県有朋「軍備意見」（同右、二二二頁）。「軍備意見」については、本論文第二章第二節の「井上草案二」を参照。
- \*33 同右、二〇七頁。
- \*34 同右、二一〇〜二一一頁。
- \*35 前掲「井上新文相を訪ふ」（『教育報知』複製版、第一九巻、三六五号の一八頁）。
- \*36 井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四四八頁）。
- \*37 同右、四四九〜四五二頁。
- \*38 木野主計『井上毅研究』続群書類従完成会、一九九五年、四九四頁。
- \*39 井上毅「大阪教育会総会ノ演説」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四五六頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人はこの演説に題を付けていない。
- \*40 前掲『井上毅研究』四八一〜四八二頁。

- \*41 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、一二四頁。
- \*42 前掲『井上毅の教育思想』二二〇頁。
- \*43 「教育議」については、本論文第一章第一節の初め（明治五年から二〇年頃までの徳育事情）を参照。大日本帝国憲法は明治一九年末から起草され、明治二一年四月に最終案にまとめられ、同年六月から枢密院で審議され、明治二二年二月一日に発布された（北岡伸一『日本政治史——外交と権力——』有斐閣、二〇一一年、七四頁）。
- \*44 小松緑編『伊藤公直話』千倉書房、一九三六年、二八頁。伊藤がこれを語った時期は不明である。この勅諭の内容は、元老院と大審院の設立、地方官会議の開催、内閣の二分割についてである（同右、二三〜二四頁）。
- \*45 小早川秀雄「井上梧陰先生」（平田信治編『元田井上両先生事蹟講演録』元田井上両先生頌徳会、一九一三年、一一頁）。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開されており、引用箇所は43コマ。
- \*46 同右、一四〜一五頁。「国立国会図書館デジタル化資料」では、45コマ。
- \*47 渡辺幾治郎『日本憲法制定史講』千倉書房、一九三七年、一五一頁。
- \*48 「井上文相は森子以来の名文相たり」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第二二巻、ゆまに書房、一九八六年、四三二号（明治二七年七月二一日）の二七頁）。
- \*49 前掲「井上文部大臣の教育意見」（『教育報知』複製版、第二二巻、四一九号の付録の四頁）。
- \*50 梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿井上毅先生伝』木鐸社、一九九六年、四四頁。古城は大正八年頃に井上家から毅の伝記の執筆を依頼され、昭和一六年頃にこの原稿を書き上げた（同右、三頁）。
- \*51 春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中巻、春畝公追頌会、一九四〇年、六一五〜六一六頁。
- \*52 本論文第二章第一節を参照。
- \*53 前掲『井上毅の教育思想』第二章第四節一「井上毅のドイツ国家主義への傾倒」などを参照。

- \*54 井上毅 「憲法意見（第一）」（前掲『井上毅伝』史料篇第一、二二六頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「右大臣ノ下問ニ答フ 意見第一」と題している（同右、二二五頁）。同右、二二八頁。
- \*55 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- \*56 『官報』明治二七年六月一二日付（第三二八四号）、内閣官報局、八頁。
- \*57 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二八四号）、内閣官報局、八頁。
- \*58 『実業教育費国庫補助法』第一条（同右）。
- \*59 『官報』明治二七年六月二五日付（第三二九五号）、内閣官報局、二頁。
- \*60 「高等学校令」第一条（同右）。
- \*61 「高等学校令」第二条（同右）。
- \*62 文部省令第一六号「高等学校修業年限及入学程度」第一条（『官報』明治二七年七月一二日付（第三三一〇号）、内閣官報局、五頁）。医学部薬学科の修業年限については、文部省令第二号「附設薬学科ノ学科及其程度」第三条（『官報』明治二二年三月二二日付（第一七一五号）、内閣官報局、二頁）を参照。
- \*63 井上毅 「中学制度ノ改正及体育ノ欠点」（前掲『井上毅伝』史料篇第五、四六五頁）。
- \*64 国立公文書館所蔵『公文類聚』第一八編第三三卷（請求番号 00704100）。同史料は「国立公文書館デジタルアーカイブ」（<http://www.digital.archives.go.jp>）で公開されており、参照箇所は「公文類聚・第十八編・明治二十七年・第三十三卷・学事門・学制（小学校〜海軍兵学）」の「高等学校令ヲ定ム」Page 1。
- \*65 「高等学校令理由書」（同右）。「国立公文書館デジタルアーカイブ」では、「高等学校令ヲ定ム」Page 5〜6。活字化されたものは、寺崎昌男「高等教育」（前掲『井上毅の教育政策』四二八〜四二九頁）。
- \*66 『官報』明治二七年七月二五日付（第三三二二号）、内閣官報局、一頁。

- \*67 「簡易農学校規程」第四条（同右）。
- \*68 「簡易農学校規程」第一条（同右）。
- \*69 「簡易農学校規程」第六条（同右）。
- \*70 同右、一〜二頁。
- \*71 「徒弟学校規程」第二条（同右、一頁）。
- \*72 「徒弟学校規程」第七条（同右）。
- \*73 「徒弟学校規程」の末尾に付されている「省令説明」（同右、二頁）。
- \*74 「徒弟学校規程」第一四条（同右）。
- \*75 井上毅「徒弟学校規程要項意見案」（明治二十七年）（前掲『井上毅伝』史料篇第二、六七二頁）。なお、同史料名は編者が付けた見出しであり、井上本人は「徒弟学校規程要項」と題している（同右、六七二頁）。
- \*76 前掲「徒弟学校規程」の末尾に付されている「省令説明」（『官報』明治二十七年七月二五日付、二頁）。
- \*77 「井上文相の談話を評す」（久木幸男監修『教育報知』複製版、第二〇巻、ゆまに書房、一九八六年、三八六号（明治二十六年九月九日）の一四頁）。
- \*78 前掲「徒弟学校規程」の末尾に付されている「省令説明」（『官報』明治二十七年七月二五日付、二頁）。
- \*79 同右。
- \*80 前掲「尋常中学校ノ学科及其程度」（『官報』明治一九年六月二二日付、一〜二頁）。尋常中学校への入学年齢については、その第六条で「年齢満十二年以上」と定められている。この文部省令は明治二十七年に改正されたが、改正後も倫理の授業は全学年で週一時間である（前掲『官報』明治二十七年三月一日付、二頁）。
- \*81 前掲『井上毅伝』史料篇第四、二二二頁。

- \*82 同右、二四六〜二四七頁。
- \*83 本山幸彦『明治国家の教育思想』思文閣出版、一九九八年、二八四頁。
- \*84 前掲、井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」(『井上毅伝』史料篇第五、四五二頁)。
- \*85 前掲、井上毅「大阪教育会総会ノ演説」(同右、四五七頁)。
- \*86 前掲『井上毅の教育思想』三六五頁。
- \*87 本論文第二章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- \*88 『官報』明治二七年九月一日付(第三三五四号)、内閣官報局、一〜二頁。
- \*89 同右、二頁。
- \*90 同右。
- \*91 前掲、井上毅「中学制度ノ改正及体育ノ欠点」(『井上毅伝』史料篇第五、四六六頁)。
- \*92 同右、四六七頁。
- \*93 同右。
- \*94 同右、四六八頁。一貫は三・七五キログラム。
- \*95 「尋常中学校ノ学科及其程度ニ関シ改正スルコト」第二条と、同省令の末尾に付されている「省令説明」(前掲『官報』明治二七年三月一日付、二〜三頁)。なお、一〜三年生の体操の授業は、改正前も改正後も週三時間である(同右、二頁)。改正前の「尋常中学校ノ学科及其程度」については、前掲『官報』明治一九年六月二二日付、一〜二頁を参照。
- \*96 「体育に関する某医の観察」(前掲『教育報知』複製版、第二二卷、四三五号(明治二七年八月一日)の一九頁)。
- \*97 本論文第二章第二節の「井上草案二」、同章第四節の「井上草案二〇」を参照。
- \*98 「人焉んぞ隠さんや」(前掲『教育報知』複製版、第一九卷、三六一号(明治二六年三月一八日)の一二頁)。

\*99

前掲、井上毅「中学制度ノ改正及体育ノ欠点」(『井上毅伝』史料篇第五、四六八頁)。

## 第二節 教育勅語についての評論

前節では、教育勅語と井上毅の教育政策との共通点から、井上が目指していた日本の将来像を明らかにした。本節では教育勅語、とりわけ、その普及について明治時代に書かれた評論の傾向を明らかにしたい。

まず、「教育勅語についての評論」というものを広く捉えると、それらは三つに分けられる。教育勅語に直接関わるものから順に、一つ目は勅語の普及についてのもの、二つ目は勅語の衍義についてのもの、三つ目は教育と宗教の関係についてのものである。

勅語の普及についての評論は、稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、一九七一年）で考察されているが、この研究では、勅語の下賜後間もない、明治二三年一―一月中の評論しか取り上げられていない。また、鈴木理恵「教育勅語暗記・暗誦の経緯」（『長崎大学教育学部紀要 教育科学』第五六号、一九九九年）でも評論が扱われているが<sup>\*)</sup>、勅語の暗記・暗誦に関わるものに限られている。

そのため、本節では、勅語の普及についての明治末年までの評論全般を対象とし、それらにどのような傾向があるのかを指摘してみたい。そして、勅語の衍義についての評論と、教育と宗教の関係についての評論に関しては、「教育勅語の成立」という本論文のテーマから少し離れているため、本節の最後で触れるにとどめる。

教育勅語の普及についての評論を、勅語の下賜直後（明治二三年一―一月）に書かれたものから順に見ていくと、明治二五年頃を境に、内容に違いが見られる。すなわち、初期の評論には勅語の意義についての記述が多く、その後の評論には、勅語の効果を出す方法を模索している記述が多いのである。

それでは、これから初期の評論を一三点示してみたい。なお、各評論を要約する際に、「勅語」「勅諭」「聖勅」などの言葉を用いているが、これらはすべて教育勅語のことである。各評論の原文を尊重するため、言葉を統一していない。



社説「教育に関する勅語」(『東京朝日新聞』明治二三年一月一日)

我日本帝国に於る教育の大本之に存し、我が国民教育の主義全く此勅語に在り。蓋し此勅語は必ずしも敢て新奇なるに非ざるなり。我が皇祖皇宗の遺訓なり、我が国風国俗の有体なり。……(この勅語は―引用者注)我教育の散漫にして大本を失するを憂ひ給ひ、我国体の存する所を示し給ひて以て此迷夢を喚醒し給へるなり。……

国家独立富強の基本は一に善良なる教育に在て存す。……而して教育のことたるものは、独り学校教育に由りて其完全を期すべきものに非ず、社会教育の更に最も重大なるものあり。社会風教の如何は以て学校教育の如何を左右す。社会の上流に立ち社会の識者たるものは、其教育の職に在ると在らざるとに係はらず、皆深く聖意を奉体して、上は叡慮を安んじ奉り、下は善良なる国民を作り、永く君子国の名実を存して、益々之を發揚せざる可らざるなり。<sup>2)</sup>

教育勅語が、日本の国体の抛り所は天皇にあると示したことによつて、教育の方向が明らかになつた。ただし、これは「皇祖皇宗の遺訓」を、日本の「教育の大本」や「国民教育の主義」としているため、まったく「新奇な」ものではない。独立した富強国家になるための一番の基本は、「善良なる教育」を行うことである。ただし、教育は学校だけで完全にできるものではなく、「社会風教」に左右されるものである。社会の指導者や有識者らは皆、勅語をしっかりと理解しなければならぬ。

社説「教育に関する勅諭」(『東京日日新聞』明治二三年一月二日)

此の勅諭は主として教育の為に下させ玉ふものなりと雖ども、凡そ日本国民としてはこれを以て日本国民の資格とせざるべからざれば苟も教育の職に在るものは……、生徒をして夙夜に佩服する所あらしめざるべからざるは勿論教育以外の者たりとも又た時々これを奉誦して国民の資格を失はざるの心掛なかるべからざるなり。

勅諭の冒頭……は、教育の精神は国体を以て其本たらしめざるべからず而して我が国体は国民忠孝の大節を重んずるに

成りたるを示させたるものなり。……日本の教育は日本の歴史よりせる国体を以て其の精神たらしめ而して日本国民の資格を有せざるべからずといふの大御心たること其の勅語に於て昭々たりといふべし。……

我が国体は臣民忠孝の大義を重んずるに成りたるに依て斯く勅させたるものなれば是れ儒教主義に非ずして国体主義なり。……勅諭には智識才能を發達して世に益すべき旨を詔らせたり。是れ実に道德智能其一を欠くべからざるを諭させ玉ひしものにして教育の方針斯くありてこそ其の完全を得たるものといふべきなれ<sup>\*3</sup>。

勅諭は、教育の基本は国体、すなわち、忠孝を重んじることであると示した。この「国体主義」の精神は、すべての日本国民が持たなければならぬ「資格」である。

また、勅諭には、国民は知識を広げたり才能を伸ばしたりして、社会に貢献すべきであると説かれている。教育を完全なものにするためには、道德と知能、そのどちらも欠いてはならない。

「斯道論」(『日本』明治二十三年一月三日)

教育に關する勅旨の如きは独り教育家の奉して以て之を施すの責任あるにあらず、凡そ今日上に在りて権柄を占むる人々は自ら省みて之を躬行すへきの責任ありと謂はざるべからず。若し然らずして「是れ教育の事なり小学生徒の課程に適用すへきものなり」として毫も顧慮する所なきか、是れ独り聖旨に背くの罪人にあらずして又た社会の斯の道を汚すの罪人なり、……。

父母に孝、兄弟に友、夫婦の和、朋友の信、及び皇室に対する忠、是れ皆な日本国民の固有なる倫道なり、日本国民の歴史的慣習なり、日本社会の由りて建つ所の元素なり、是れ学理を以て推究すへきものにあらずして、感情を以て断定すへきものなり、……。若し其の不完全なる学理を以て之を読まば必ず多少の疑問を此の神聖の勅文に下さん。若し此に疑問を下たすものは是れ国民教育の何物たるを知らざるものなり、殆んど日本の教育を一層破壊せんと欲するものな

り、是れ亦た斯の道の罪人にして吾輩は共に教育を論ずることを欲せざるなり（傍点原文）<sup>\*4</sup>、

教育勅語を奉じて施す責任は、教育家だけでなく、権力を持つ人々にもある。もし彼らが勅語を、「小学生徒の課程（だけ―引用者注）に適用すべきもの」と捉えるのであれば、彼らは勅語に背く「罪人」や社会を汚す「罪人」である。

教育勅語は「日本国民の固有なる倫道」であり、「日本国民の歴史的慣習」であり、「日本社会の由りて建つ所の元素」である。これは「学理を以て推究すべきもの」ではなく、「感情を以て断定すべきもの」である。「不完全なる学理」によつて「此の神聖の勅文」に疑問を下す者は、「日本の教育を一層破壊」しようとする「罪人」である。

社説「是れ豈青年子弟の為のみならんや」（『東京朝日新聞』明治二三年一月五日）

今教育に関する勅語の煥發せらるゝあり。其最も直接する所は学校教育の指針たるに在り、学校教育の主義たるに在り。青年子弟を教育し、また青年子弟の服膺すべき所たるは明けしと雖も、単に之を以て青年子弟の為に發せられたるなりといひ、単に之を以て青年子弟若くは教育者其ものゝみの服膺すべき所なりとするに至りては過れるもまた甚しといふべし。

…是れ豈単に青年子弟のみの服膺すべき所ならんや、教育者のみの服膺すべき所ならんや、我が日本臣民たるものゝ挙げて服膺遵守すべき所なり。決して単に青年子弟教育一辺の為のみの勅語に非ず。…社会の風教如何、是れ教育の本にして学校教育の如きは寧ろ末のみ。如何に末なる学校教育を励精するも本なる社会の風教にして立たざらしめば、安んぞ能く其道を生ずるを得んや。本なる社会の風教淳良にして始めて学校教育の完美を見るべきなり<sup>\*5</sup>。

教育の基本は「社会の風教」である。学校教育は、「社会の風教」が淳良であつて、初めて成り立つものである。したがつて、教育勅語は学校教育の指針や主義を定めたものであるが、決して単に青年子弟と教育者だけが心にとどめるべきもの

ではない。これは、すべての日本国民が心にとどめて守るべきものである。

「教育方針の勅語」(『国民之友』第一〇〇号、民友社、明治二十三年一月一三日)

此勅語なる者は、此勅語の下らざる前に於ても、矢張り我邦教育の方針たりしに相違なし、此勅語なる者は只従来の方針をば、辱なくも天皇陛下の勅語に依りて、明かに我邦人民の心裡に彫刻銘記せる者にして、別に新たなる教育の方針を開示せられたるには非らざるなり\*6、

教育勅語は従来と同じ教育の方針を、勅語という形で我々に改めて明らかにしたものであり、「別に新たなる教育の方針」を示したのではない。

「教育の方針」(『郵便報知新聞』明治二十三年一月一七〜一八日)

維新前は徳育に偏し、維新後は智育に偏せり。蓋し西洋の学校は智育一方を主とするも不可なし。其の不可なき者は別に宗教なる者有て徳育を担当するを以てなり。日本の教育は従来徳育を基礎と為し、徳育は儒者の専任する所たり。学校にして徳育なければ西洋の如く其他に徳育を主るの場所なきなり\*7。……

維新以前の旧時の如く、教育とさへ云へは唯徳育の一方に偏するに至らは、民智進まず芸術退歩して其極は遂に国勢の不振を来たすこと明白なり。故に徳育に偏す可らず、智育に偏す可らず。而て智育の方針は之れを西洋日進の芸術に採らざるを得ざるなり。富を競ひ武を競ひ少しく油断すれば忽ち強国の為に凌辱せらるゝの大患あるに当り、国民の芸術開けず智識進まずんば夫れ將た何を以て四海の列国と対峙するを得んや。勅語中に智能啓発云々の条あるは、則ち徳育のみに偏重す可らざるの明戒を垂れさせ玉ふ所以なるへしと恐察す。国民にして国体を忘るゝときは其国立たす。徳育の一方に偏して文明の大勢を催さゝれば其国立たす。智育に偏すれば其俗頹廢す。我国今日教育の方針は実に其の権衡

を制し決して一方に偏せしめざるに在り\*8。

維新前の日本は徳育に偏っていた。だが、これからの日本は「富を競ひ武を競ひ」、「四海の列国と対峙する」ため、西洋の新しい知識や技術を取り入れる必要がある。ただし、日本の学校は徳育もすっかりと行わなければならない。なぜなら、西洋では日常生活での宗教が徳育の役割も果たしているが、多くの日本人の場合、学校以外で徳育を受ける機会がほとんどないからである。

「謹ミテ勅語ヲ拝読ス」(『教育』第四一号、学海指針社、明治二十三年一月二五日)

我国ノ国民教育ハ、維新以来創始スル所ニシテ今日ニ至ルマデ、殆ト二十年所ヲ経タリ。当初学制ヲ頒布シテ全国ニ画一ノ制度ヲ布クニ当リテハ、欧米ノ思想漸ク其勢ヲ起シテ、幕末封建ノ思想ヲ輕蔑シ、社会ノ事物細大トナク、欧米ノ模倣スルノ風潮ナリシカバ、学制ノ如キモ、本邦ノ旧慣ニ取ル所殆ンド絶無ニシテ、全ク欧米ノ制度ニ由リ、武門武士タル者ガ忠孝節義ヲ貴ビ武芸ヲ励ミテ体力ヲ養成シタルガ如キ、漢儒者ノ徳育ノ如キ、寺子屋流ノ普通教育ノ如キモ、全ク之ヲ排斥シテ、其間ニ絶テ採ルベキモノナシトシ、唯一概ニ従来ノ習慣ヲ非トシ、之ヲ破壊シテ遺ス所ナカラントシ、…：欧米ノ智識ノ開ケタルニ眩惑シテ、学制ノ行ハレタル当時ニ於テハ、我国ノ普通教育ヲ占領スルモノハ、智育ノ外ニ出デザリシモノ、如シ。…：

明治二十三年十月三十日ヲ以テ、国民教育ノ基礎、創メテ定マレリト云ハザルベケンヤ\*9。

学制が公布されてからの約二〇年間、日本の教育は欧米の制度や知識を模倣することを優先し、従来ノ習慣や道徳を軽視してきた。日本の「国民教育ノ基礎」は明治二十三年一〇月三〇日に初めて定まったと言える。

「国家教育」(『国家教育』第二号、明治館、明治二三年一二月)

今日遂ニ斯ル勅語ノ宣布アリ。我国家教育ノ本体、依テ以テ明カニ、我国家教育ノ針路、依テ以テ定マレリ。……  
謹テ惟フニ、此 勅語ニ包含セル所ノ理義ハ至大至精至微ナルヲ以テ、能ク 聖旨ノ存スル所ヲ解シ、之ヲ後進ニ  
伝ヘテ愆ラズ、能ク 聖慮ノ向フ所ヲ奉ジ、之ヲ実地ニ施シテ其当ヲ得ンコト、固ヨリ容易ノ業ニアラズ。……其方法  
手段ノ如キハ、自今相共ニ研究磨礪ノ功ヲ積ミ、以テ適良ノ成果ヲ得ンコトヲ期スルノミ。<sup>\*10</sup>

教育勅語は「我国家教育ノ本体」を明らかにして、「我国家教育ノ針路」を定めた。勅語に含まれている道理と正義は、  
広大で細かいため、これを理解して後進に正しく伝え、実地に施して効果を出すことは容易でない。その方法や手段につい  
ては、今後の研究に期待する。

三刀谷扶綱「徳育ノ救護」(『東京茗溪会雑誌』第九五号、東京茗溪会事務所、明治二三年一二月二〇日)

幸ナルカナ去々月三十一日、一教諭ノ頒布アリ。教育ノ大方針ヲ示サレ、最モ徳育ノ点ニ切ナリ。謹ンデ案ズルニ、是  
レ皇朝建国ノ骨髓ニシテ、我ガ臣民ノ固有シ来リシ所、又将来ニ固有スベキノ道ナリ。……吾人臣民タルモノ是ヨリ后、  
家ニ在テハ父兄タルモノ其子弟ニ善ク其旨ヲ服膺セシメ、校ニ在テハ教師タルモノ其生徒ニ善ク其意ヲ奉載セシメ、児  
童タルモノヲシテ日夜其中ニ浸潤シテ忘レント欲シテ忘ル、コト能ハザルニ至ラシムベシ。<sup>\*11</sup>

一〇月三十一日に教育勅語が文部省訓令によって全国に頒布され、「教育ノ大方針」が示されたが、これは我々が今まで受  
け継いできた道であり、また将来に受け継がれていくべき道である。我々はこれから、家でも学校でも子供たちに勅語の内  
容をよく説き、子供たちがそれを忘れたくても忘れられないようにすべきである。

丸尾錦作「徳性涵養ノ一方案」(『国家教育』第六号、明治館、明治二四年三月一二日)

今ヤ我国徳育ノ基礎トナル 勅語下レリ。……然レトモ如何ニシテ我等臣民ハ此精神ヲ煥發シ如何ニシテ実行ヲ期スベキヤ。全国数百万ノ子弟ヲシテ如何ニ指導スベキヤ。其方法ヲ講ズルハ実ニ今日ノ急務ト云ハザルベカラズ。……

第一 徳育ニ直接ノ関係ヲ有スル学校教育ニ就キ教授ノ方法ヲ考フルニ 勅語ノ額ヲ毎教場ニ掛ケ校長或ハ首座教員毎日課業前ニ於テ全校生徒ヲ整列セシメ礼儀ヲ正ウシテ 勅語ヲ讀ミ聞カスベシ。又一ヶ月一回校長或ハ其地方ニ於テ徳望アル人ヲ聘シテ全校生徒ニ勅語ノ講義ヲ聞カシム。……校長ハ必ず全校生徒ニ直接シテ其方針ヲ示シ身自ラ実践シテ其模範タルベシ。其他ノ教員ハ各自受持学課ヲ教ヘ修身(びん)ノ時間ニ於テ徳育ノ補助トシテ説明ヲナスベシ。……

第二 勅語ハ全国一般ノ臣民服膺実践スベキモノナレバ毎戸ニ勅語ヲ掲ゲシメ知ラズ識ラズ其精神ヲ理解シ言行ニ発スルコトヲ務メザルベカラズ。其方法ハ各府県ニ於テ、知事自ラ尽力シテ郡長或ハ有志家ヲ奨励シ郡長ハ町村長ヲ奨励シテ各所ニ奉誦会ヲ興シ勅語ヲ講解シテ聞カシメ或ハ寄附金ヲ募集シ其金ヲ以テ勅語ヲ上梓シ適宜ノ額面ニ製シ之ヲ毎戸ニ与ヘテ掲ゲシム。知事郡長町村長ノ尽力ヲ以テ傍ラ有志家ノ補助ヲ受クルトセバ毎戸ニ掲グル勅語ヲ出版セシムルト難キニアラザルベシ。又各所ニ奉誦会ヲ興スモ難キニアラズ。奉誦会ヲ興ス便宜法ハ各小学区ニ於テ毎月或ハ隔月ニ其小学校ニテ開キ学校教員或ハ其土地ノ学識徳望アル人 勅語ヲ講ジ古人ノ嘉言善行ニ照シ我国ノ歴史ニ準拠シテ説明セバ必ず其効顯ヲ見ルベシ。<sup>\*12</sup>

我が国の「徳育ノ基礎」となる勅語が下されたが、我々は全国の子供たちにこの精神をどのように指導していくべきであるか。その方法を考えることは「実ニ今日ノ急務」である。教育勅語に関して学校で行うべきことは、次の五つである。

- 一 「勅語ノ額」をすべての教室に掛けること。
- 二 毎朝、「校長或ハ首座教員」が全校生徒に勅語を讀み聞かせること。
- 三 一か月に一回、「校長或ハ其地方ニ於テ徳望アル人」が全校生徒に勅語の講義を行うこと。

四 校長が全校生徒に勅語の方針を直接示し、自ら実践してその模範になること。

五 教員が修身の授業で勅語を説明すること。

また、勅語は一般の人々も心にとどめて「実践スベキモノ」であるため、各府県で知事・郡長・町村長が尽力すべきことは、次の二つである。

一 有志の者から集めた寄附金で勅語を印刷して額に入れ、それをすべての家に配り、人々がいつの間にか勅語の趣旨を理解し、実行できるように務めること。

二 一〜二か月に一回、各小学校で「奉誦会」を開き、「学校教員或ハ其土地ノ学識徳望アル人」が勅語の講義を行うこと。

伊藤武寿「日本道德ノ立法ヲ論シテ聖勅ノ義ヲ明ス」(『教育報知』第二七四号、東京教育社、明治二四年七月二五日)

従来我国教育当局者ハ、道德教育ヲ軽視シ去リタル者ノ如ク、明治維新後ノ智育専重教育ハ、大ニ日本道德ノ壊乱ヲ馴致シタルノ形迹ヲ遺存シタルカ如シ、……

聖勅ノ煥發セラル、ヤ、世間学者教育者ノ迷想モ、忽ニシテ醒覺セラレ、天下翕然トシテ嚮フ所ヲ一ニシ、拳々服膺唯其ノ及ハサルヲ憂フルノミ、是ニ於テ乎道德ハ今ヤ議論紛擾ノ時代ヲ過シテ実践躬行ノ時代ニ移レリ、国家教育ハ正ニ一歩ヲ進メタリト謂フヘシ(傍点原文)<sup>\*13</sup>

明治維新後、文部省が德育軽視・「智育専重」の方針を採ってきた結果、日本の道德はひどく乱れた。だが、聖勅が発せられたことよって、教育の方向が定まった。次は、これを国民にどのように広めるかである。道德教育は、方向が定まらない時代から、実践する時代に移った。



社説「十月三十日の勅語」(『東京朝日新聞』明治二四年一〇月三一日)

此勅語は必ずしも新なるものに非ず、素より徳教の主義、特に新なるものあるべきの理なし、乃ち皇祖皇宗の遺訓にして、古今臣民の遵守する所、古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざるもの。……

学校教育は寧ろ末にして、社会の風教之が本たり、学校教育如何に其宜しきに適するも、社会の風教にして頽廢せば、恰かも泥中に白布を投ずるが如し、穢らざらんとするも能はず。……是れ(学校教育のこと―引用者注)教育の一部にして、感化薰陶の最要は、社会の風教如何に存すること之を争ふ可らず。所謂家庭教育と、所謂社会教育と、其子弟の脳髓に浸染すること、決して学校教育の下に出でず。……

十月三十日の勅語一たび出で、徳育問題は其帰する所を知り、所謂徳育の主義なるもの、亦特に之を争ふものなきを得たりと雖も、社会の風教其ものにして未だ善美ならざれば、学校教育亦遂に其充全を望む可らず。……然るに世の輕薄兒は、彼の勅語を以て、唯偏に児童教育の爲めなりとし、亦曾て之を己に顧みるを知らず、曰く青年子弟の爲めなり、曰く児童の教育の爲めなりと。嗚呼豈青年子弟の爲めのみならんや。彼等成年の徒、先づ深く奉戴自悟して、風教の維持に務めざる可らざるなり。<sup>14</sup>

教育勅語によって「徳育の主義」が定まったが、「皇祖皇宗の遺訓」をその主義とすること自体は、日本においてまったく新しいことではない。また、学校教育は「教育の一部」であり、学校教育の基本である「社会の風教」がよくならなければ、いつまでたっても充分によくならないだろう。勅語は「青年子弟」や「児童の教育」のためだけのものではない。まず大人が勅語の内容を実践し、手本を示して、「風教の維持」に務めなければならない。

ここまで、明治二四年までに書かれた一三点の評論を見てきた。これらには教育勅語の意義についての記述が多いが、勅語の目新しさについては見方が分かれている。例えば、「謹ミテ勅語ヲ拝読ス」(『教育』第四一号)、伊藤武寿「日本道德ノ

立法ヲ論シテ聖勅ノ義ヲ明ス」(『教育報知』第二七四号)では、「教育勅語はまったく新しいものだ」と見ている。それに対して、「教育に関する勅語」(『東京朝日新聞』明治二十三年十一月一日)、「教育方針の勅語」(『国民之友』第一〇〇号)、三刀谷扶綱「徳育ノ救護」(『東京茗溪会雑誌』第九五号)、「十月三十日の勅語」(『東京朝日新聞』明治二十四年一〇月三日)では、「勅語の内容は以前から日本にあったものだ」と見ている。

次に、明治四三年までに書かれた評論を一四点示してみたい。

「勅語の旨趣を貫徹せしむる方法如何」(『教育時論』第三三八号、開発社、明治二十七年九月五日)

此頃熊本県庁に於て召集せる、高等小学校長会議の知事の諮問に対する答申は、能く時弊を観破して、吾等の意に適合せるものなるを以て、特に之を左に掲ぐ。

勅語の御旨趣は小学教員の実践を第一とし生徒に対しては修身以下各学科教授の際機に乗じ折に触れて敷衍するは勿論にて、修身、歴史、地理の各科は最も其旨趣を児童の脳裡に感得せしむるに便なり。而して之を将来の実行上に見るには、毎年一二回家庭に就きて児童の素行を調査し或は父兄を集め談話会等を開き兼て其父兄へも 聖旨を感得せしむることを務めば必ず効あらん<sup>\*15</sup>。

熊本県の高等小学校長会議が、知事の諮問に対して行った答申によれば、小学校の教員が、修身をはじめ各学科を教える際に教育勅語の内容を説明したり、毎年一〜二回、家庭での児童の行いや態度を調査したり、父兄に勅語の内容を理解させる「談話会」などを開いたりすれば、勅語の効果は必ず出る、とのことである。

松永莊吉「勅語読法私見」(『教育時論』第三八二号、開発社、明治二十八年一月二五日)

(教育勅語は―引用者注) 僅に三百余字、之を旨よりしていへば僅に忠君愛国に外ならず。∴∴我は其遂に貫徹せざら

んことを患ふ。何故ぞ、文字の崇高典麗なる、旨趣の幽奥深遠なる到底之を拝誦したるのみにては解すべからざるなり。或は恐る斯の如くして止まんには、拝聴者の多くは、何の意たるかを悟らず、漫然聴き去りて些兒も止むる所なからんを。……

最も卑近明瞭なる文字を以て最も簡易明瞭なる解義を作り、いかなるものにも、苟も普通の文字を解し得るものは一読聖意のある所を悟り得べく、いかなる文旨漢も一度之を聞けば直に解しうるが如くし且つ之を、勅諭を奉読すべき祭祝日等に朗読すること、せんには、深遠なる聖意も幽邃なる文字も容易に解せらるゝを得ん。……

然りと雖も、前述の如き旨にかなはせん文字を作らんは容易の事にあらず。其字句の卑近明瞭ならんは云ふ迄もなし、聖旨を解する上に於ては些も誤謬あるべからず、聊かも管見を加ふるを許さず、聖旨のまゝをさながらに写さざる可からず。我国体の美と、我風俗の醇とを最も解し易く表彰せざるべからず。もし此約束に違はんか、却て聖諭を瀆し聖旨にさかふ可く、なまじひに管見を加へんか、あらぬ方に聖旨を解し、天下万衆を誤るの恐なしとせず。……

思ふに濟々たる幾多の教育者は聖諭の我徳育の標準なるべきを知るも、いかにして聖諭の旨を普遍ならしめんかといふに至りては、従来苦心焦慮して、しかも得る能はざるものならん。僅に修身の教科書によりて、講ずるあらんも、得る所蓋し甚だ尠少なるべし。若し幸にして我が説の用ゐられて山間僻邑に至る迄、日夕奉読して朝暮聖意のある所を服膺せば果して如何なるべき。斯くしてこそ勅諭を下し賜ひし聖旨にも協ふならめ。僅に大祭祝日に於て奉読するものも拝聴するものも、殆んど何の意たるかを解せずして読み去り、きゝ去らんは果して如何あるべき。遂には一片の儀式と化し去りて勅諭を瀆すなきか<sup>\*16</sup>。

教育勅語はわずかに約三〇〇文字であり、その要点は「忠君愛国」である。だが、整った美しい言葉が使われているため、人々の多くはこの意味を理解できていない。

教育者の多くは、勅諭が「徳育の標準」であることを知っているが、その内容を広める方法に苦心し、焦っている。修身

の教科書で勅諭を説明するだけでは、その効果は少ない。大祭祝日にだけ、意味もわからずに勅諭を奉読・拝聴することは、そのうちに単なる「儀式と化し去りて勅諭を瀆す」ことになるであろう。

そのようにならないため、「最も卑近明瞭なる文字」で「最も簡易明晰なる解義」を作るべきである。これは容易なことではないが、日本中で人々が常にこれを読み、勅諭の内容を理解できるようになれば、その効果は大きいだろう。

ただし、解義では、少しも誤ったり、私見を加えたりせずに、日本の国体の美しさと、風俗の純粹さを最もわかりやすく説かなければならない。そうしなければ、かえって人々を誤った方へ導くことにもなりかねない。

「教育勅語の聖旨の貫徹如何」(『教育時論』第四二九号、開発社、明治三〇年三月一五日)

勅語の一たび下るや多年囂々たりし、我邦徳育の方針、始めて確立し、……。聞く先年 陛下地方長官に向はせ給ひ、教育勅語下賜以来、教育上に於ける結果如何を御下問ありし時、一言の天聴に即答し奉りしものなかりしと。各県教育の代表者たるべき知事にして、一言の御下問に即答し奉ること能はざりしは、是れ明に其 勅語の御精神の未だ貫徹するに至らざるを言せしもの、我教育者たるもの、宜しく恐縮審慮すべき所なり。……我國民教育の大精神たるべき教育勅語の効果にして、未だ少しも教育上に現はるゝに至らざらんか、……國民精神の統一上、実に憂慮慨嘆に堪へざるなり。教育勅語の聖旨をして、教育上に貫徹せしむると否とは、一に全國教育者の覚悟如何に存すと謂ふべし<sup>\*17</sup>。

教育勅語が下されたことによって、長年いろいろと議論されてきた「我邦徳育の方針」が初めて確立した。だが、先年、地方長官らが教育勅語の下賜以来の「教育上に於ける結果」について、天皇から下問されたところ、誰も即答できなかつたようである。これは、勅語の精神がまだ国民に行き渡っていないことの表れであり、実に心配なことである。全国の教育者らは、「我國民教育の大精神」である教育勅語の効果を出すことについて、よく考えなければならぬ。

鈴木龜寿「教育勅語の主旨の実際に行はるゝ状況」(『教育公報』第二一〇号、帝国教育会、明治三十一年四月一五日)

其(教育勅語のこと―引用者注)関する所は主に修身科の教授及其実行如何にあれば、特に其実際の状況を観るに、実に満足し能はさるもの少からず。即多くの学校は何れも教育の手不足なるがため、青年未熟なる准教員若くは無資格なる雇教員に該科の教授を一任しあるもの多く、又然らざるに於ても其教授法たるや規定の教科書により説明的の方法を以て教授を完了し、此他祝祭日等に於て時々訓誡をなすも、多くは学力年齢の異なる多数の児童を一室に集むることなれば、到底適當なる感情を喚起する能はず。……此の如くにして何そ充分なる奏効を望むべけんや。されとも亦多くの学校中には種々の方法を執り、其成績の見るべきものも尠からず。今左に之を挙げん。

- 一、修身時間の始めに高等科一学年生以上をして、各自の教室に於て起立低頭謹んで一斉に 勅語を捧読せしむ。
- 二、毎朝始業前に各教室に於て 陛下に奉対する考を以て最敬礼を行はしめ、然る後教師に敬礼せしむ。
- 三、御影を教室に奉置せる学校に於ては、毎朝其教室の生徒をして全校生徒の総代たる考を以て最敬礼を行はしむ。
- 四、御影を教員室に奉置し、毎朝各学級より総代一名を出し最敬礼を行はしむ。……
- 五、学校の境内に 御影を安置せる宝蔵を建立し、毎朝職員生徒校門に入るや否や直に其前に最敬礼を行ふ。
- 六、校長自ら全校の修身科を担当し、時に会集教訓を行ふ<sup>\*18</sup>。

教育勅語の主旨が実際に行われている状況は、実に満足できるものではない。多くの学校では、「青年未熟なる准教員」や「無資格なる雇教員」に修身科を一任していたり、祝祭日などに「学力年齢の異なる多数の児童」を一室に集めて、物事の善悪などを教え諭したりしている程度である。

その一方で、勅語の効果が見られる学校もある。そのような学校では、児童は修身の授業の始めに教育勅語を読んだり、教室などに掲げられている天皇の写真に毎朝、最敬礼したりしている。

「勅語の御趣旨を児童に会得せしむる順序方法」(『教育公報』第二一一号、帝国教育会、明治三十一年五月一日)

神奈川県に於て此程議定したる 勅語の御趣旨を最も明確に尋常小学校在学児童に会得せしむる順序方法左の如し。

尋常第一学年より勅語の意義及び勅語御下附の年月日の観念を確実に与へ、并に勅語の御趣意の在る所を簡明に教示し、而して勅語中の諸徳は皆悉く忠孝の二字に教示し統一し、且つ忠孝は二義一意なるの観念をも与ふるものとす。<sup>19)</sup>

神奈川県で、勅語の趣旨を「尋常小学校在学児童に会得せしむる順序方法」が定められた。これによれば、一年生から勅語の意義や内容を簡明に教えられ、勅語の中にある教えはすべて「忠孝」と結び付けて説かれる。

渡辺金作「教育勅語につきて」(『教育実験界』第一巻第五号、教育実験社、明治三十一年五月一日)

生は昨年九月より数村組合立の高等小学校に奉職し全校の修身教授を受持つこととなりたり。或時読書科受持教員をして書取の練習として、第四学年に 教育勅語の謄写を試みしめしに、其成績甚だ不良なりしかば、修身科教授に際し、一生徒をして奉読せしめしに、多少の誤読を免れず。之を各生に試むるに、殆んど通読し難きもの多々あるを發見せり。他の学年に於ても同様なりき。……教育勅語は、生徒用修身書每巻の首に掲げらるゝも、尋常小学校に在りては勿論高等小学校に在りても、当該修身書の教授のみに注意して曾て 勅語の読み方を授けず、生徒の 勅語奉読に接するは僅に大祭祝日の儀式(本県にては紀元節天長節の二祝日)若くは始業式閉校式免状授与式等に於て、学校長主席訓導の奉読を敬聴するに止まるのみ、其生徒の奉読し能はざる誠に所以ある哉と。是に於てか、生は一週二時の修身科教授に於て、毎回必ず 勅語の奉読を行ふことゝなせり。其方法は先づ生徒着席の後静肅に至るを待ち、修身書を出さしめ、正しく机の上に置き一同起立の後、命じて書を執らしめ、巻首に掲ぐる 教育勅語に注目せしめ、敬礼を行はしめ、而して教師恭く奉読す。(此間各生徒は頭を垂れ敬意を表す) 畢れば直に敬礼を行ひ着座せしめ、以て当日の課目を授く。又優等生をして奉読せしむることあり。……

生は此の如くすること二三ヶ月にして、全校生徒中 教育勅語を奉読し得ざるもの殆んどこれなきに至り、而して所定の修身科教材を授くるに於て格別の障碍を受けしを發見せざるのみならず、其利益せし所は左の諸点なるを認めたり。

一、修身科の神聖と教授時間の静肅を保つこと。

二、説話の材料に関し直に 勅語中の何れの項に該当するかを訓誡し、若しくは想起せしむるに便なること。……

生は尋常小学校にありても亦前述の方法によりて、毎時奉読せんことを希望するものなり。然れども尋常小学校に在りては、第三学年以上に於て、最初は毎時間適宜一二句の読方を授け以て全体の読方を畢りたる後にあらざれば、前述の方法に依ること能はざるべし。<sup>\*20</sup>

高等小学校に入っても、教育勅語を正しく謄写・奉読できない生徒が多い。これは、彼らが勅語の読み方を教えられておらず、一年に数回、儀式で校長らが読む勅語を聞くだけだからである。ある高等小学校の、四学年すべての修身の授業で、毎回必ず教師または優等生が勅語を読み上げるようにしたら、二〜三か月で、ほとんどの生徒が勅語を読めるようになっただけでなく、「修身科の神聖と教授時間の静肅」を保ったり、修身の説話（教材）を勅語と関連させたりすることが容易になった。高等小学校だけでなく、尋常小学校の第三学年以上でも、これを実行すべきである。

社説「教育勅語の普及貫徹」（『教育時論』第五三五号、開発社、明治三三年二月二五日）

明治二十三年十月三十日を以て、御下賜相成りたる教育に関する 勅語は、其教育に關すと云ふの故を以て、小中学校に於ける道徳教育の規範として、下賜せられたるものにて、学校以外の父兄を始め、又此等学校の教育を受けざる子弟は、如何にありとも関係なきものゝ様心得る者ありとは、吾等の屢屢耳聞せる所なるが、這は大なる心得違ひと云はざるべからず。……

教育に関する 勅語の道徳主義は……、我国建国以来流行せる国民固有の道徳なり。換言すれば 皇祖皇宗の遺訓にし

て、又吾等国民の祖先が世を累ねて実践躬行し来れる所のものなり。然るを今や国民が、単に物質文明に狂惑し、或は此の固有の道徳主義をも放失し、億兆心を億兆にせんとするの虞あるより、之を成文の教条となし、国民の反省を促かし、其守る所を明知せしめ給はんとの聖慮よりして、此に其煥發くわつぱつを觀るに至りたるなるべしと恐察せらる。……

苟も然りとせば、則ち次代の国民たる小中学校生徒のみが、此勅語の 聖旨を服膺するを以て足れりと云ふべけんや。……勅語にも「我カ臣民」若くは「爾臣民」とこそ宣へれ「我が学生生徒」とは宣はざるによりても、一般臣民の、必ず之を服膺して、以て億兆一心、上下同徳の実あらんことを望ませ給へるものなることの明かなるに於てをや。……

吾等の聞く所によれば、小学校を卒業し、又其高等二年より中学校に入れる生徒にして 勅語の大意をすら語ること能はず、否、其読方も覺束なく、否、否、勅語と曰ふものは、学校に於て、校長が祝日に奉読するを聞けるのみと答へし生徒も往々ありたる由、斯かる状態にて、いかでか学校が本源となり、以て一般国民に 勅語の普及貫徹するに至るを望むことを得んや。……

之を要するに、吾等は教育に関する 勅語の、独り学校内の教授に止まらずして、必ず国民一般に、其普及貫徹を望むもの、而して其普及貫徹の最大方便は、即ち学校教育なりとするもの、是の故に学校教員は其生徒に之を深刻的に自覚せしむべきこと勿論、又学校外にも、如何にせば之を普及することを得べきかの方法も、併せて考究すべき職責ありとするもの也。<sup>\*21</sup>

教育勅語は、物質を重視し、道徳を軽視し、日本国民として心をついにしていないすべての人々に反省を促すために下賜されたものである。そのため、小中学生のみが勅語の趣旨を心にとどめるのでは十分でない。勅語にも、「我が学生生徒」や「爾学生生徒」ではなく、「我カ臣民」や「爾臣民」と書かれている。

しかし、勅語を単に「小中学校に於ける道徳教育の規範」として捉えたり、中学生になっても勅語の意味や読み方を知ら



ない者は多い。学校の教員には、生徒だけでなく、一般国民へも勅語を普及させる方法を考える責任がある。

加藤末吉「教育勅語の教授は何時如何になすべきか」(『教育研究』第二八号、初等教育研究会、明治三十九年七月一日)

予輩の考ふる処では、尋常一年から尋常三年までの間は<sup>\*22</sup>、準備教授をなすべき時期と申してよからうと思ふ、それは、どうするかといへば、尋常一年位の子供は、まだ何事も分らぬのであるから、あからさまに、勅語の貴い話をする事は出来ぬが、教科書第十四の 天皇陛下の課、又は天長節等拝駕式場に於ける心得を授ける場合に、校長の捧読する勅語てふものは、謹聴すべきものであることに端緒を開いて、爾後尋常二年の、日の丸の旗、紀元節、天皇陛下の課、及び毎回の拝駕式場の心得を説く折々に、次第次第に注意しつつ、尋常三年頃に進めば、忠義といふ言葉が出る時には、勅語の中には、「よく忠に」とあるといふことをつけ置き、孝行といふことの序に、「よく孝に」と示されてあるといふやうに、勅語中の御文句を、少しづつなりとも児童の耳にやらして置きつつ、其意義も自然と察し得らるゝやうにとめるのである、……

次に、尋常四年に進んでは、……何時授けるのが至当であらうかと考ふるに、大体三時期あるやうに思ふ、それは、第一案は、尋常四年の学年初、……しかしまだ児童の学力の点から顧みると、どうしても無理なやうに思ふ、……第二案の学年末に、最終の課を授ける時に於いて教授するならば如何といふに、此頃は、……一学年間の総括をなさんがために、既に重き負担のある箇所であつて、其上に、勅語を教授するといふは、要求の多きに過ぐる感がある、……第三案の学年の中葉頃に於いて授けるといふ工夫がある、それは、恰も十月三十日の勅語発布記念日、十一月三日の天長節前後約二週間以内(一週二時なるが故に約四時間と見る<sup>トマ</sup>)に於いて教授するとしたならば、時期も恰好ではあるし又第一案の如く、早きに過ぐることもなく、第二案の如く多用の時期でもないのであつて、比較上この案を優良とせねばならぬのである。<sup>\*23</sup>

尋常小学校では、一、三年生の間は勅語教授の準備期間と考えてよい。教師は、校長が読む勅語を謹んで聞くように指導することから始めて、勅語にある言葉を修身の授業などで、少しずつ児童の耳に慣れさせておけばよい。

次に、四年生のいつ頃に、勅語を授けるのが最も適しているかと考えると、三つの案がある。第一案は学年の初め、第二案は学年末、第三案は学年の中頃である。四年生の最初では、勅語を理解するために必要な学力がまだ足りない。かといって、学年末に一年間のまとめと、勅語の教授を両方行うことは難しい。したがって、学年の中頃、一、一月が最も適している。

「教育勅語」(『教育時論』第七七六号、開発社、明治三九年一月五日)

教育勅語の御発布相成りて以来、茲に十六年、……吾等は尚ほ其国民一般に、普及貫徹せりと云ひ難きを憾みとなす、彼の大日本実行会の如きは、学校教育と相須ちて、之が普及貫徹に力を尽し、帝国議會をして其普及貫徹の方法を講ぜんことを、政府に建議せしめたること数次、然も政府が之が爲めに何等計画せしことあるなし。加之過般牧野文相が視学講習會にて「この勅語は現にいづれの学校に於ても、極めて莊嚴に尊崇せられ居れども、……徒に形式に拘泥して、其御趣意の籠れる内容の教訓に至りては、未だ充分に一般に徹底せず、従て児童が学校以外に於て朝夕起居眠食の間に、實際に之を遵奉実践するの觀念確かならず。……在学中祝祭日其他に於て、屢々拝聴したる勅語は、卒業と共に忘却し去りて、極端にいへば全く關係を離れたるものゝ如く思惟する者すら多少なきにしもあらずといふ。云々」と云はれたる事実すらあるなり。吾等は……、此の弊を除き、且一般に其普及貫徹をも亦司教庁当然の責任として、図られんことを切望す<sup>\*24</sup>。

教育勅語の下賜から一六年が経つが、残念ながら、まだこれが国民に普及したとは言えない。大日本実行会は政府に対して、勅語の普及方法を帝国議會で講じることが数回建議した。また、牧野伸顯(文部大臣)は、勅語の教訓が国民に行き渡っていない現状では、児童はこれを実践することを身に付けられず、中には卒業と同時に勅語を忘れたり、これと「全く関

係を離れた」と考えたりする者もいるようであると嘆いている。政府は勅語を国民に普及させるために、まだ何も行っていないが、この対策を「当然の責任として」行うことを、我々は切望する。

福島治三郎「勅語の暗誦と暗写」(『教育時論』第八一四号、開発社、明治四〇年一月二五日)

教育勅語は、我国徳教の大經典にして、国民道德の標準なり。……如何にして聖旨を児童に貫徹せしむべきか、其方法や幾多あるべしと雖も、聖勅の内容を理解せしむると同時に、之が暗誦と暗写とに熟達せしめ、以て彼等をして造次顛沛も忘れざるに至らしむるは、亦適良なる方法たるべし。<sup>\*25</sup>

教育勅語は「我国徳教の大經典」であり、「国民道德の標準」である。その内容を児童に染み込ませるためには、理解させることと同時に、勅語の「暗誦と暗写」をよく行わせて、少しの間も勅語を忘れさせないことが必要である。

沢柳政太郎「詔勅捧読所感」(『教育時論』第八八五号、開発社、明治四二年一月一日)

教育勅語は、去る明治二十三年の本月本日に下賜せられたるもので、屈指すれば既に滿十九年の久しきを経たのであるが、今日まで此勅語の御旨趣が如何に奉戴せられ如何に実践躬行せられたかと云ふことを考へて觀れば、尚ほ大に奮励努力しなければならぬと、痛切に感ずるものである。

云ふ迄もないことであるが、此勅語の御旨趣を実行せんとするには先づ此勅語を知り、其御旨趣のある所を知るといふことが必要であるが、これに就て聞く所に依れば、師範学校の卒業生が六週間現役兵として入営した、そこでこれに教育勅語を奉写せしめた所が、一人も充分に写し得たものはなかつたと、其聯隊長が語つたといふことである。……

奉写、朝夕捧読、誦誦誦書は、善い事である。乍併……、それを以て足れりとする事は出来ぬ。必ずや勅語の御精神が、各人の実践躬行上に發揮せられることを必要とする。<sup>\*26</sup>

教育勅語の下賜から一九九九年が経つが、師範学校を卒業しても、勅語を十分に書き写せない者も多いようである。人々が勅語を「奉写、朝夕捧読、誦誦誦書」することは善いことであるが、それだけでは十分でない。その内容を実践することが重要であり、我々はさらに励まなければならない。

水戸部寅松「教育に関する御勅語御本文の教授に就いて」(『教育研究』第六九号、初等教育研究会、明治四二年一二月一日)

(読み方を暗記することは)誰にしても器械的にやつて行つて成功することが出来るのである。所が御勅語の御趣旨を伺ひ奉らすといふの点、即ち言ひ換へて見れば、御本文によつて御趣旨のある所を自由に自分の言葉を以て御話申上げ得るといふの点に達せしむることが、それが一般に困難であるといはれて居る所であつて、研究の要点は寧ろ茲に存在して居るのである。……

先づ普通に何人も取る様に、御本文を三段に分節して、其各段毎に、修身教授に於いて取扱つた個々の例話や訓辞を以つて、御趣旨を伺ひ奉る基礎の材料とし、之れを御本文の句に結合するといふことが大切である。……  
それから、次には御本文の一語一句を抜き取りて、之れを解釈して、よく其意義を語らするといふことである。之れは普通御聖諭を解義した本などにかいてあるものを参考し、之れをわかり易くといつて聴かせるのである。……

#### 第一段

「朕」とは、我といふと同じい。天皇陛下御自身をおつしやる言葉である。

「惟フ」とは、深く考へることで、篤と考へて見るといふこと。

「皇祖皇宗」とは、皇室の御先祖の方々といふこと。……

斯様に、一節一節が呑みこめて居たならば、之れを通じて御話することは、何んでもない訳ではあるが、そこがさう甘

く行かぬ所が、子供相手の仕事の六ヶ敷所であると感じたのであつた、それが如何してもうまくいかなぬ。級中最優等生であつてさへもうまく行かぬ。丸で物にならない。そこで次の様な方法を取るべき必要を認め、器械的ながらもこれを取つて見たのである。それは御本文を適当な話語に翻訳したものを定めて、先づこれによつて御話さして見たのである。  
 ……

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

(朕ガトクト考ヘテ見ルニ、我ガ御先祖ノ方々ガ、此ノ日本ノ国ヲ御開キニナツタ御仕事ハ、誠ニ大シタモノデ、イツマデモシツカリトツク様ニナサレ、臣民ヲ可愛ガツテ下サツタコトハ、マタ誠ニ御手厚イモノデアツタ。) ……

以上の翻訳文は、教師の手許に記しおいて、先づ之れによつて一同に教授してやる。大抵お話しが出来さうになつた児童から之れをいはして見ると、間違つた話をする節もある。すると之れを標準にして之れによつて訂正してやる。又つかへる節もある。之れによつてきかしてやる。……斯様にして順次に進めて行くと、段々にお話の出来る子供がふえて来る。……余輩の経験では、四年卒業時期に於いて、一人一人に調査して見た所で、四十一名中極めて劣等な児童二名を除いて、他は先づ読方話し方共に、一通りは出来上つたのである<sup>27</sup>。

児童が勅語の趣旨を自分の言葉で話せるようになるために、教師はどのように指導すべきか。これが研究の要点である。まず、よく行われているように、勅語の本文を三つに分けて、本文にある言葉と、修身の授業で扱つた例話や教えを結び付けることが大切である。それから、本文の一語一句を児童にわかりやすく教えるのである。

しかし、児童は一語一句を理解することができても、すぐに勅語の趣旨を話すことはできない。そこで、教師(水戸部)が本文を口語文に訳して、その趣旨を児童が話すようにしてみた。すると、ほとんどの四年生が卒業までに、勅語の趣旨を自分の言葉で話せるようになった。

「道德勅語の滿二十年」(『教育時論』第九二〇号、開發社、明治四三年十一月五日)

道德に関する勅語を下し給はりてより、既に疾くも滿二十年を経過したり。我等は今日に於て過去二十年を回顧し、我  
国体の精華たる忠孝の大義が幸に我国に維持せられつゝあるは実に全然此勅語の恩沢なりしことを感謝し、次に徳教に  
関係する人士が此勅語を奉戴服膺し且つ之を普及せしむるに於て大体上よりは充分なりきと評すべきものなるを認む<sup>\*28</sup>。

過去二〇年間、「忠孝の大義」が我が国で維持されていることは、教育勅語とその普及に努めた人々の成果である。

山本良吉「勅語教授上の注意」(『教育時論』第九三五号、開發社、明治四四年四月五日)

もし教室内に於て、勅語の本文について直に之を教授せんとする時には、少からざる用意を要すべし。

一、勅語に対しては苟くも敬虔を欠くの態度あるべからず。……

二、勅語の教授に当るものは、年齢に於て少なくとも三十歳を超過せるを要す。敬虔の態度は人の性質により、必ずしも  
年齢によらざれども、大体に於ては、二十台<sup>(ママ)</sup>のものに向ひて之を求むるは甚だ難し。……

三、勅語の教授は独り校長をして之に当らしむべきに至るべし。……

四、勅語教授上特に注意すべきは教育学の原理の此方面にも亦適用すべきこと之なり。……生徒が全く理會<sup>(ママ)</sup>し得ざる観  
念を強圧する如きことあらば、独り勅語の御趣意を正解せしめざるのみならず、勅語に対して誤れる感情を抱くに至ら  
しむるなきを必せず。勅語が全体として、小学校の六年生の学力にて理解し得べきものにあらざるは<sup>\*29</sup>、常識あるも  
のゝすべて注意し得る所。国語読本及修身教科書をば、生徒の力に依じて勅語の御趣意を明知せしむる様に編纂するは  
可なり、……

五、勅語の暗記及暗写は生徒自然の熟達に任すべく、之を命令し又は其結果によりて成績上を定むる如きことあるべか  
らず。普通教育に於て、中等以下の生徒が数学に対して一種不良の感情を抱けるは教師の常に見る所これ数学と不良の

感情と相関するにあらず、中等以下の生徒は概ね数学について困難を感じるが故に、其困難の源と思惟するものに対して此感を抱くのみ。勅語の暗記不十分なるが為に成績点数不良なる如きことありては、多数の中には或は数学に対すると同一の感を抱くもの出づるなきを必せず、これ極めて勅語の尊崇の念を害す。

六、勅語に対し常に生鮮の興味を抱かしむべし。……

読本数学の如きは教授法を失ふとも多くは生徒の知識を増さざるに止まり、積極的永遠の損害を残すことは比較的少きも、勅語教授は則ち之と異なり。これ勅語教授の事容易に言ふべからざる所以なりとす<sup>\*30</sup>。

小学校で勅語を教授する時には、次の六点に注意すべきである。

一、勅語を深く敬うこと。

二、敬虔な態度を身に付けた三〇歳以上の者が、勅語の教授を担当すること。

三、校長だけが勅語の教授を担当すること。

四、生徒に強圧して勅語を理解させないこと。強圧された生徒が勅語の趣意を正しく理解できないだけでなく、勅語に対して誤った感情を抱くようになる恐れがある。勅語を理解することは、六年生（高等小学校の二年生）にも難しいことである。国語や修身の教科書に、勅語の趣意を生徒にわかりやすく書けばよい。

五、勅語の暗記と暗写を生徒に命じたり、その結果で成績を付けたりしてはならない。勅語を覚えられないために成績の悪い生徒が、勅語に対して良くない感情を抱くようになる恐れがある。そのような生徒を出してしまったら、勅語の尊さを害することになる。

六、生徒が常に勅語に興味を持つように指導すること。

勅語の教授法を誤ると、日本の将来に大きな損害を出すことになる。それゆえ、勅語の教授は難しい。

以上から、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論には、次のような傾向があることが明らかになった。

一 児童・生徒だけでなく、すべての国民が勅語を心にとどめて、その趣旨を実践しなければならない、という記述が貫いて見られる。

二 明治二五年頃までに書かれた評論には、勅語の意義についての記述が多く、勅語の効果を出す方法の考究や、徳育と知育の両方の尊重を促す記述もいくつかある。ただし、勅語の目新しさについては見方が分かれている。

三 明治二〇年代後半以降に書かれた評論には、勅語の効果を出す方法を模索している記述が多い。勅語の効果が見られなかった事例もいくつか挙げられているが、それが見られない現状への不満についての記述が目立つ。

それでは、最後に、教育勅語の衍義についての評論と、教育と宗教の関係についての評論に触れておきたい。

まず、衍義についてであるが、勅語の下賜（一八九〇年）から昭和一四（一九三九）年頃までの約五〇年間に、二百数十部の衍義書が単行本として出版され、「衍義書は衍義者の思想や態度によつてその説き方が様々であり、又これを幼童の読物として編輯するか、或は中等教育の教科書となすか、又は児童教育のための参考書として著作したか、国民一般を対象とした衍義書であるかといふこと等によつて著しい内容の差異が見られる」と言われている<sup>\*31</sup>。初期の衍義書として、例えば、那珂通世・秋山四郎『教育勅語衍義』（共益商社、明治二四年一月）<sup>\*32</sup>、内藤恥叟、生田目経徳『聖訓述義』（金港堂、同年四月）<sup>\*33</sup>、中村正直、井上哲次郎『勅語衍義』（敬業社・哲眼社、同年九月）<sup>\*34</sup>、末松謙澄『勅諭修身経詳解』（金港堂、同年十一月）<sup>\*35</sup>、今泉定介『教育勅語衍義』（普及舎、同年十一月）<sup>\*36</sup>、重野安繹『教育勅諭衍義』（小林喜右衛門、明治二五年八月）<sup>\*37</sup>、内藤恥叟『教育勅語訓義』（金港堂、明治二九年一〇月）<sup>\*38</sup>などが挙げられる。

そして、衍義についての評論として、「重野安繹氏誤れり」（『国民之友』第一〇〇号、明治二三年一月一三日）<sup>\*39</sup>、遂志生「井上哲次郎氏カ所述ノ勅語衍義ノ自序ヲ読ミテ悲憤ニ堪ヘズ」（『教育報知』第二九四号、明治二四年一月九日）<sup>\*40</sup>、井上哲次郎「遂志生ニ答フ」（『教育報知』第二九七号、明治二五年一月九日）<sup>\*41</sup>、大西祝「私見一束 教育勅語と倫理説」（『教育時論』第二八四号、開発社、明治二六年三月五日）<sup>\*42</sup>、三宅雄二郎「勅語衍義を読む」（『哲学雑誌』第八卷第七五号、



有斐閣、同年五月一〇日）などがある。

それから、衍義についての近年の研究として、山本哲生「教育勅語衍義書の教育史的一考察——明治二十年代の場合——」（『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第六集、一九七四年）<sup>\*43</sup>、三宅守常「明治仏教と教育勅語（そのⅠ）——仏教系の勅語衍義書を材料にして——」（『大倉山論集』第二〇輯、一九八六年）<sup>\*44</sup>などがある。

次に、教育と宗教についてであるが、ここでは比較的に教育勅語に関係している評論、すなわち、第二章第四節で触れた井上哲次郎『教育ト宗教ノ衝突』（敬業社・文盛堂・哲学書院、明治二六年四月）をはじめとした、「教育と宗教」の関係について明治二五〜二六年に書かれた評論と、それに関する研究をいくつか示しておきたい。まず、評論には、柏木義円「勅語と基督教」（『同志社文学』第五九〜六〇号、同志社文学社、明治二五年一月二〇日・同年一月二〇日）<sup>\*45</sup>、関臯作編『井上博士と基督教徒——一名「教育と宗教の衝突」顛末及評論——』（哲学書院・敬業社・文盛堂、明治二六年）<sup>\*46</sup>、境野哲「教育と宗教の衝突に就て」（『東洋学芸雑誌』第一〇巻第一四一〜一四三号・第一四五号、東洋学芸社、同年六〜八月・一〇月）、社説「教育と宗教」（『日本』同年九月一六〜二〇日）などがある。

また、教育と宗教の関係についての評論は、『教育時論』（開発社）にしばしば掲載されており、井上哲次郎「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」第二七二号、（明治二五年一月五日）<sup>\*47</sup>、本多庸一「宗教と教育との関係につき井上氏に質す」第二七六号（同年一月一日）<sup>\*48</sup>、同「井上氏の談話を讀む」第二七七号（同年一月二五日）<sup>\*49</sup>、内村鑑三「文学博士井上哲次郎君に呈する公開状」第二八五号（明治二六年三月一日）<sup>\*50</sup>、井上哲次郎「再寄開発社書」第二八六号（同年三月二五日）<sup>\*51</sup>、社説「教育と宗教との関係」第二九一号（同年五月一日）<sup>\*52</sup>、元良勇次郎「宗教ト教育ノ関係ニ就テ」第二九四号（同年六月一日）<sup>\*53</sup>、大西祝「当今の衝突論」第二九五号（同年六月二五日）<sup>\*54</sup>、第二九六号（同年七月五日）<sup>\*55</sup>、大内青巒「衝突論に就て」第二九六号<sup>\*54</sup>、同「大西君の衝突論に就て」第二九七号（同年七月一日）<sup>\*55</sup>などがある。

そして、右のような教育と宗教の関係についての評論に関する近年の研究として、生松敬三「『教育と宗教の衝突』論

争」(宮川透他編『近代日本思想論争』一九六三年)<sup>\*56</sup>、赤松徹真「明治中期における政教の関係構造——「不敬事件」・「教育と宗教の衝突」をめぐる——」(『龍谷史壇』第六六・六七合刊号、一九七三年)<sup>\*57</sup>、山本哲生「『教育と宗教の衝突』論争をめぐる仏教側の対応——仏教関係雑誌を中心に——」(『教育学雑誌』第一一号、一九七七年)<sup>\*58</sup>、福島清紀「近代日本における政治・宗教・教育——「内村鑑三不敬事件」と「教育と宗教の衝突」論争を中心に——」(『法政大学教養部紀要』第五八号、一九八六年)<sup>\*59</sup>、帆苅猛「教育と宗教の衝突——明治国家の形成とキリスト教——」(『関東学院大学人文科学研究所報』第二四号、二〇〇一年)<sup>\*60</sup>、繁田真爾「一九〇〇年前後日本における国民道徳論のイデオロギー構造(上)——井上哲次郎と二つの『教育と宗教』論争にみる——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊』第五四輯、二〇〇九年)<sup>\*61</sup>、同「一九〇〇年前後日本における国民道徳論のイデオロギー構造(下)——井上哲次郎と二つの『教育と宗教』論争にみる——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊』第五四輯、二〇〇九年)<sup>\*62</sup>、福島清紀「明治期における政治・宗教・教育」(『富山国際大学現代社会学部紀要』第一巻、二〇〇九年)<sup>\*63</sup>などがある。

以上、本章では教育勅語が下賜された後の明治時代に着目し、第一節で、教育勅語と井上毅の文部大臣期の政策との共通点から、井上が目指していた日本の将来像を明らかにし、第二節で、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論の傾向を指摘した。

\*1 長崎大学教育学部編『長崎大学教育学部紀要 教育科学』第五六号、長崎大学教育学部、一九九九年、四七〜六一頁。

同論文はインターネット上に公開。<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/5983/1/KJ00000045666.pdf>

\*2 『東京朝日新聞』明治二十三年一月一日付、二面。なお、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、

国民精神文化研究所、一九三九年、四七二〜四七三頁にも所収。以下、『東京朝日新聞』の原文にはルビがあるが、本節

- ではルビを省略し、同資料集を参照して句読点を付けている。
- \*3 『東京日日新聞』明治二十三年一月二日付、二面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四七六〜四七八頁にも所収。『東京日日新聞』の原文には句読点がないが、本節では同資料集を参照して句読点を付けている。
- \*4 北根豊監修『日本』複製版、第六卷、ゆまに書房、一九八八年、明治二十三年一月三日付の一面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四八一〜四八三頁にも所収。
- \*5 『東京朝日新聞』明治二十三年一月五日付、二面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四八四〜四八五頁にも所収。
- \*6 藤原正人編『国民之友』複製版、第七卷、明治文献、一九六六年、二四〇頁（第一〇〇号の四二頁）。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四九八頁にも所収。
- \*7 郵便報知新聞刊行会編『郵便報知新聞』復刻版、第七〇卷、柏書房、一九九二年、明治二十三年一月一七日付の一面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五一八〜五一九頁にも所収。以下、『郵便報知新聞』の原文にはルビがあるが、本節ではルビを省略し、同資料集を参照して句読点を付けている。
- \*8 同右、明治二十三年一月一八日付の一面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五二一〜五二二頁にも所収。
- \*9 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五二二〜五二三頁、五二七頁。
- \*10 同右、五三〇〜五三一頁。
- \*11 『東京茗溪会雑誌』復刻版、第一〇卷、現代情報社、第九五号の九頁。この復刻版の出版年は不明である。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五三六頁にも所収。『東京茗溪会雑誌』の原文には句読点がないが、本節では同資料集を参照して句読点を付けている。
- \*12 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五四三〜五四五頁。同資料集では、評論の著者名は「丸屋錦作」、所収雑誌の

- 出版年月は「二十三年 月不詳」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集 成』第Ⅰ期第一七巻、日本図書センター、一九八七年を参照した。
- \*13 久木幸男監修『教育報知』複製版、第一四巻、ゆまに書房、一九八六年、第二七四号の九〜一〇頁。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、五五一〜五五二頁にも所収。
- \*14 『東京朝日新聞』明治二四年一〇月三一日付、二面。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、五八〇〜五八二頁にも所収。
- \*15 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六〇八頁。
- \*16 同右、六一四〜六一六頁。
- \*17 同右、六一九〜六二〇頁。
- \*18 中野光監修『教育公報』復刻版、第二巻、大空社、一九八四年、第二一〇号の三五〜三六頁。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六二七〜六二八頁にも所収。以下、『教育公報』の原文には句読点がないが、本節では同資料集を参照して句読点を付けている。
- \*19 同右、第二一一号の四一頁。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六三五頁にも所収。
- \*20 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、六三七〜六三九頁。同資料集では、評論の題は「教育勅語に就きて」、所収雑誌の出版年月日は「三十一年五月二十五日」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第九〜一〇巻、日本図書センター、一九八六年を参照した。
- \*21 同右、六四四〜六四八頁。同資料集では、評論の所収雑誌は『教育時論』の「第五三号」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第三巻、日本図書センター、一九八七年を参照した。
- \*22 明治三三年に小学校令が改正され（勅令第三四四号）、その第一八条で、尋常小学校は四年制に統一された（『官報』明

- \*23 治三三年八月二〇日付（第五一四〇号）、内閣官報局、二二頁）。
- \*23 貝塚茂樹監修『教育勅語と「教育と宗教」論争』（「文献資料集成 日本道徳教育論争史」第Ⅰ期第二卷）日本図書センター、二〇一二年、三七一〜三七二頁。同資料集成には、評論の所収雑誌の出版月日が書かれていない。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅱ期第八卷、日本図書センター、一九八九年を参照した。
- \*24 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、六五六頁。
- \*25 同右、六六三頁。同資料集では、評論の題は「勅語の誦誦と暗写」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第四卷、日本図書センター、一九八七年を参照した。
- \*26 同右、六六三〜六六四頁。沢柳政太郎は、前文部次官。
- \*27 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三八〇〜三八四頁。同資料集成には、評論の所収雑誌の出版月日が書かれていない。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅱ期第八卷を参照した。
- \*28 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、六六七頁。
- \*29 ここでの「小学校の六年生」とは、高等小学校の二年生を指していると思われる。明治二三年に小学校令が改正され（勅令第二一五号）、その第八条によれば、尋常小学校は三〜四年制、高等小学校は二〜四年制であった（学校により異なっていた）（『官報』明治二三年一〇月七日付（第二一八三号）、内閣官報局、一頁）。
- \*30 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三八五〜三八六頁。同資料集成の目次には、評論の所収雑誌の出版年月は「一九一〇（明治四三）年四月」と書かれている。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第四卷を参照した。
- \*31 国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第三卷、国民精神文化研究所、一九三九年、解説の一頁。
- \*32 同右、一〇一〇五頁。以下七点の衍義書は「国立国会図書館デジタル化資料」（<http://dl.ndl.go.jp>）で公開。ただし、重野安繹の『教育勅諭衍義』は、デジタル化資料では『教育勅語衍義』とされている。

- \*33 同右、一〇七〜二二六頁。
- \*34 同右、二二七〜二九二頁。
- \*35 同右、二九三〜三〇八頁。
- \*36 同右、三〇九〜三四〇頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』五一〜八〇頁にも所収。
- \*37 同右、三四一〜四二五頁。
- \*38 同右、四二七〜五七八頁。
- \*39 藤原正人編『国民之友』複製版、第七卷、明治文献、一九六六年、二四〇頁（第一〇〇号の四二〜四三頁）。なお、前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四九八〜五〇〇頁にも所収。
- \*40 前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、五八七〜五九五頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』二九九〜三〇七頁にも所収。
- \*41 同右、五九五〜六〇〇頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三〇七〜三一二頁にも所収。
- \*42 同右、六四〇〜六四四頁。同資料集では、評論の所収雑誌の出版年月は「明治三十六年三月」と書かれている。本節では、教育ジャーナリズム史研究会編『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第二卷、日本図書センター、一九八七年を参照した。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』三一四〜三一八頁にも所収。
- \*43 日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所編『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第六集、日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所、一九七四年、八三〜一二四頁。
- \*44 大倉精神文化研究所編『大倉山論集』第二〇輯、大倉精神文化研究所、一九八六年、一二五〜一五〇頁。
- \*45 山住正己『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年、三九六〜四〇七頁。
- \*46 関臯作編『井上博士と基督教徒——一名「教育と宗教の衝突」顛末及評論——』複製版、みすず書房、一九八八年。『井

- 上博士と基督教徒』は正・続・収結編に分かれており、正は明治二六年五月、続は同年七月、収結編は同年一〇月に発行された。
- \*47 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四五三〜四五五頁。
- \*48 同右、四七三〜四七五頁。同資料集成では、評論の題は「宗教と教育との関係につき井上氏に資す」と書かれている。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第二巻を参照した。
- \*49 同右、四七六〜四七九頁。
- \*50 内村祐之編『内村鑑三全集』第二巻（初期の著作下）、岩波書店、一九三三年、一七七〜一八五頁。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四八〇〜四八三頁にも所収。
- \*51 井上哲次郎『教育と宗教の衝突』敬業社・文盛堂・哲学書院、一八九三年、一四八〜一五八頁。同書は「国立国会図書館デジタル化資料」(<http://dl.ndl.go.jp>)で公開されており、参照箇所は82〜87コマ。なお、前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四六二〜四七二頁にも所収されているが、同資料集成には、評論の所収雑誌について書かれていない。本節では、前掲『教育関係雑誌目次集成』第Ⅰ期第二巻を参照した。
- \*52 前掲『教育勅語と「教育と宗教」論争』四八四〜四九二頁。
- \*53 同右、五五九〜五七〇頁。
- \*54 同右、五七一〜五七四頁。
- \*55 同右、五七五〜五七六頁。
- \*56 宮川透・中村雄二郎・古田光編『近代日本思想論争』青木書店、一九六三年、二三四〜二六一頁。
- \*57 龍谷大学史学会編『龍谷史壇』第六六・六七合刊号、龍谷大学史学会、一九七三年、一七五〜一八九頁。
- \*58 日本大学教育学会編『教育学雑誌』第一一号、日本大学教育学会、一九七七年、一二〜二四頁。同論文はインターネット

ト上に公開。 <http://www.nuedu-db.on.arena.ne.jp/pdf/011/11-r-002.pdf>

\*59 法政大学教養部編『法政大学教養部紀要』第五八号（人文科学編）、法政大学教養部、一九八六年、七一～九四頁。

\*60 関東学院大学人文科学研究部編『関東学院大学人文科学研究部報』第二四号、関東学院大学人文科学研究部、二〇〇一年、一一八～一三四頁。

\*61 早稲田大学大学院文学研究科編『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊（日本語日本文学・演劇映像学・美術史学・日本語日本文化）』第五三輯、早稲田大学大学院文学研究科、二〇〇八年、一八七～一九五頁。同論文はインターネット上に公開。

\*62 [http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/31907/1/BungakukenkkyukaKiyoNo.3\\_53\\_00\\_013\\_SHIGETA.pdf](http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/31907/1/BungakukenkkyukaKiyoNo.3_53_00_013_SHIGETA.pdf)  
早稲田大学大学院文学研究科編『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第三分冊（日本語日本文学・演劇映像学・美術史学・日本語日本文化）』第五四輯、早稲田大学大学院文学研究科、二〇〇九年、一七三～一八四頁。同論文はインターネット上に公開。

\*63 [http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/32271/1/BungakukenkkyukaKiyo\\_54\\_03\\_Shigeta.pdf](http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/bitstream/2065/32271/1/BungakukenkkyukaKiyo_54_03_Shigeta.pdf)  
現代社会学部紀要編集委員会編『富山国際大学現代社会学部紀要』第一巻、富山国際大学、二〇〇九年、一七～三五頁。同論文はインターネット上に公開。 <http://www.tuins.ac.jp/library/pdf/2009kokusai-PDF/2009-02fukushimakkiyo.pdf>



## 終章

ここでは、本論文の目的について確認してから、本論文で明らかにしたことをまとめ、最後に今後の課題を示しておく。

本論文の目的は、教育勅語の成立過程、とりわけ、その草案の推敲過程に焦点を当て、これを明らかにすることによって、起草者らの考えに関する考察を従来の研究よりさらに深めることであった。そして、第一章では勅語の起草の契機と、勅語の成立過程の前半、第二章では成立過程の後半、第三章では勅語が下賜された後の明治時代に着目して、この課題に取り組んだ。

第一章第一節「明治二三年の建議——教育勅語の起草の契機——」では、明治五（一八七二）年から二〇年頃までの徳育事情について確認してから、府県知事一同が明治二・三年に「徳育涵養ノ義ニ付建議」を出した要因を明らかにした。その要因は三つあると考えられる。一つ目は、様々な政治的な意見が特に出されている時期であったこと。二つ目は、急進的な民法典の公布が迫っていたこと。三つ目は、知事のメンバーが前回の会議の時と大きく替わっていたことである。

第一章第二節「中村正直草案の推敲過程」では、右の建議の後、教育勅語の起草に至った事情について確認してから、中村ら文部省関係者による教育勅語草案（「中村草案」）の推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を九つ示した。

一つ目は、米騒動が教育勅語の成立に与えた影響は、ほとんどなかったと見たことである。

岩本努は、明治二二〜二三年にかけての「米騒動の最大のピークとされる時期（明治二三年四〜七月―引用者注）と教育勅語の制定作業が佳境に入っている時期とが見事に一致する」ことから、「米騒動を抜きにしては教育勅語の早急な作成はなかった」と論じている<sup>\*1</sup>。

しかし、明治二三年四〜七月という時期は、すでに芳川顕正が天皇から箴言編纂の御沙汰を受けた後であり、それに速や

かに従うことは、むしろ当然である。

二つ目は、草案一における修正を、中村によるものと断定しなかったことである。

稲田正次は、草案一には「中村自身によっていくらかの加筆訂正がなされている」と述べている<sup>\*2</sup>。

しかし、「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、草案一の筆跡が中村のものであると断定することはできない。つまり、この草案が中村による原本であるのか、文部省関係者による写しであるのかは明らかでないのである。もし草案一が写しであれば、関係者が写しを作成する際に修正を加えたとも考えられる。

三つ目は、草案一の上欄外の△印は中村、あるいは、この草案を受け取った芳川が、その段落を残すかどうか迷っていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

四つ目は、草案二における修正は、中村が実質的に加えたものであると見たことである。先行研究では、草案二において修正を加えた人物は明記されていない。

草案二の本文は修正後の草案一とかなり異なっており、そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている中村以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。

五つ目は、草案四における修正も、中村が実質的に加えたものであると見たことである。

草案四では、本文を書く際の修正と朱での修正の、二段階の修正がなされている。海後宗臣は、この本文を書く際に修正した人物については明記していないが、朱で修正を加えた人物については、その修正された字句から、「芳川文相又は他の関係者」と見ている<sup>\*3</sup>。

しかし、修正箇所が多いことと、その中に西洋の思想が見られることから、二段階の修正はすべて、もともとの起草者であり、西洋のことに詳しい中村の意見に基づいて書かれたと見られる。

六つ目は、草案六の原本では、中村本人が欄外の文字も本文も朱文字も書いていた、と見たことである。

海後は草案六の原本を、「芳川文相が井上書簡をみて、自から筆をとって」、「自分の見解によって修正を加えたならば、

如何なる形になるかを、自から試みた」ものと推定している\*<sup>4</sup>。つまり、海後は、草案六の原本では、芳川が本文も朱文字も（欄外の文字もか）書いていたと見ている。

しかし、もし芳川が草案六を書いたのであれば、「中村正直案」ではなく、「中村正直先生案」や「中村正直氏案」と書かれているはずであるし、『芳川顕正関係文書』の中に草案六の原本や写しが残されていると思われる。また、同じ理由から、他の文部省関係者が草案六を書いたとも思えない。大臣の芳川が中村に対して敬称を付けていたのであれば、他の文部省関係者も彼に敬称を付けていたであろう。

七つ目は、中村は「箴言」ではなく「勅語」として起草していた、と捉えたことである。

海後は、中村草案六一二の「(徳育の大意) 中村正直案」という文字から、中村は「徳育の大意を書きあげたのであって、勅語草案ではなかった」と考えて、芳川も中村も勅語草案ではなく、「徳育の根本となる箴言をつくる」という方針で成文していた」と推測している\*<sup>5</sup>。

しかし、中村草案の文章の長さ(一〇〇〜一三行野紙で五〜七頁)から、中村が「箴言」を書いていたとは思えない。また、芳川や山県有朋らの書簡から\*<sup>6</sup>、関係者らは「箴言」と「勅語」を区別していなかったと見られる。中村だけが両者を区別していたというのは不自然である。

八つ目は、「乙案」(本論文での「中村草案五―一」)は「甲案」(同「井上草案五―一」)より早い時期に上奏されたとも考えられると指摘し、井上毅が明治二三年六月二〇日付の山県宛書簡で批判している「文部ノ立案」は\*<sup>7</sup>、遅くとも中村草案五の段階のものであったと見たことである。

海後は、「用紙や浄書されてある形式からみて」、「甲案」と「乙案」が同時に天皇の内覧に供されたと推測して\*<sup>8</sup>、「文部ノ立案」を「乙案」より早い段階の中村草案と見ている。

しかし、用紙や浄書されてある形式からでは、「甲案」と「乙案」が同時に上奏されたとは言い切れない。井上が批判した「文部ノ立案」は「乙案」であるとも考えられる。

九つ目は、草案を廃棄された側の芳川の心情に言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

芳川は中村草案を廃棄された後も、上奏対決で負けた相手である井上からの批判を踏まえた形になるように、中村に草案の修正を続けさせていた。芳川は単に今までの努力を無駄にしたくないのではなく、天皇から「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」を受けた一臣民として<sup>\*9</sup>、それをやり遂げようとしたと思われる。また、勅語を起草するという名誉を他人に横取りされたくないという気持ちも、彼にあつたのではないだろうか。

それから、この第一章第二節では、中村草案における修正点の中で、特に政治に関係しているものは六点あると捉えた。そして、これらは三つ——①「自治」についての修正、②「立憲政体ノ下ニ立ツ」についての修正、③「対立」「対峙」「林立」についての修正——に分けられると指摘し、それぞれの背景にも触れた。

第一章第三節「元田永孚草案の推敲過程」では、元田の基本的な思想について確認してから、元田による教育勅語草案（「元田草案」）の推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を七つ示した。

一つ目は、元田は天皇から内密に起草命令を受けていた、と見たことである。

元田が草案を書き始めた経緯は、史料によって明らかにされていない。海後と梅溪昇は、元田は他人から求められたわけではなく、自ら書き始めたと見ている<sup>\*10</sup>。そして、稲田は、元田は井上や「山県から、内密に勅語案の構想について意見を問われ」たか、そのような「場合があることを予想して、自分の構想をまとめるために『教育大旨』案を執筆した」かのどちらかであろうと推測している<sup>\*11</sup>。

しかし、「天皇の側近奉仕者」であつたとはいえず<sup>\*12</sup>、天皇に一言も相談なく自ら起草することなど、元田にできたのであるうか。それに第一、天皇は芳川に「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよ」と命じたのである<sup>\*13</sup>。もし元田が自ら起草したのであれば、彼は天皇の意思に逆らつたということになる。それは考えられない。

二つ目は、元田に起草のきっかけを与えた草案、すなわち、元田草案一の直前に書かれた草案は、他の中村草案ではなく「乙案」（本論文での「中村草案五——」）である、と見る根拠として、草案の題を挙げたことである。

海後は、「文部省からの中村草案が提出されていたので、推測するに元田も文部省立案に対しては井上と同意見で、これでは勅語案とはなり得ないと考え、自から筆をおろして起稿し始めた」と考えている<sup>\*14</sup>。つまり、元田は「乙案」をきつかけにして、言い換えれば、「乙案」に対抗して起草を始めた、と海後は見ている。

しかし、「文部省からの中村草案が提出されていたので」という理由だけでは、元田に起草のきっかけを与えた草案Ⅱ「乙案」、と断定することはできない。他の中村草案であるかもしれない。元田が他の中村草案の内容を関係者から見聞きしていたとしても、不思議ではないからである。

この第一章第三節では、草案の題に着目した。「乙案」以前のの中村草案に題は付けられていないが、元田草案Ⅰには「教育大旨」、中村草案Ⅵには「德育の大旨」と付けられている。元田草案Ⅰの「教育大旨」は、「教学聖旨」・「教学大旨」を起草した元田らしい題である。それに比べて、中村草案Ⅵの「德育の大旨」は、右欄外に本文と違う色（朱）で後から足されたように書かれており、「教育大旨」を模したようにも見られる題である。

それゆえ、「乙案」↓元田草案Ⅰ↓中村草案Ⅵの順に書かれたと考えられる。

三つ目は、元田の修正の背景には、「乙案」の内容への対抗意識と、文部省関係者へのライバル意識がある、と指摘したことがある。

草案Ⅱにおける修正から、元田草案の主題が「皇室尊重・祖宗崇拜・道徳重視」であることがわかる。それに対して、文部省関係者が上奏した「乙案」では、「敬天敬神」が最も重視され、君父より天が上位に置かれている。強い儒教思想を持つ元田は、「乙案」の内容に対抗して起草を始めたと考えられる。

ただし、草案Ⅱで一〇行野紙紙一頁にわたって「皇室尊重・祖宗崇拜・道徳重視」を説くということは、七三歳の元田（翌明治二四年一月に死去）にとつて、非常にエネルギーのいる作業であったと思われる。他にも動機があったと考えられる。それは、自分より先に起草した文部省関係者へのライバル意識である。同節の初めに確認したように、元田はすでに明治一〇年代から教育に強い関心を持っていた。彼は他の誰でもなく、自分の手で勅語を完成させたいという思いが、人一倍強

かったと思われる。

四つ目は、草案二の上欄外の○印は、元田がその段落を残して、他の段落を削除しようとしていたことを表している、と見たことである。先行研究では、この印の意味は触れられていない。

五つ目は、元田は井上草案を受け取った後で元田草案四を書いた、と見る根拠として、元田草案四―一において「悖ラサルベシ」と書かれた所が、その上から墨で「悖ラス」に改められていることを挙げたことである。

この部分については明治二三年一〇月二四日の裁可直前まで、元田は「悖ラス」、井上は「悖ラサルベシ」とするよう主張しているため、元田が自分から「悖ラサルベシ」と書いたとは考えられない。

六つ目は、元田が明治二三年六月「三十日朝迄」に井上にする返事として書いた草案は<sup>\*15</sup>、草案五ではなく草案四である、と見る根拠として、草案五の前半が残されていないことを挙げたことである。稲田も井上への返事を草案四と見ているが<sup>\*16</sup>、草案五ではないという根拠は示していない。

草案五は六月二九日付の草案四に、少し修正が加えられたものである。そのため、文筆家の元田であれば、「明三十日朝迄」に一日で草案四と草案五を書くことは、可能であったと思われる。

しかし、元田が「明三十日朝迄」にする返事として使ったものは、草案四であったと考えられる。なぜなら、草案五の前半が残されていないからである。元田は多くの文書をこまめに残している人であるため、井上に宛てた草案であれば、それを大事に残していると思われる。

七つ目は、元田と井上の信頼関係について言及したことである。先行研究では、この点は触れられていない。

井上は明治二三年六月末に、自分の草案に対する意見を元田に求め<sup>\*17</sup>、その後も二人は書簡を通じて、修正意見をたびたび出し合っている。これらのことから、彼らの間には二五歳の年の差を越えた信頼関係があったと見られる。

元田は儒教に基づいた国教を樹立し、「祭政教学一致」とすべきであると主張していた<sup>\*18</sup>。その一方で、元田は草案一から草案二への修正で、「国体風俗ハ本ナリ政事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ」という言葉を加えている。すなわち、侍講兼枢密

顧問官であった元田は、政治から一步離れていたため、政教一致を主張していても、政治と教育を混合せずに、基本的には両者を分けて考えていたと思われる。

第二章第一節「井上毅の思想形成」では、井上の青少年期とその後の思想との関連を明らかにした。教育勅語草案などに見られる井上の思想は、彼の青少年期の環境や経験のうち、特に次の五つのが影響していると考えられる。一つ目は、一〇〜一五歳頃に、長岡監物から古文辞学派・水戸学系の教育を受けたこと。二つ目は、一四〜二〇歳頃に、木下鞆村から視野の広い経世済民の教育と、個性尊重教育を受けたこと。三つ目は、二〇〜二三歳頃に、時習館善菴斎というエリート養成機関で学んだこと。四つ目は、二二〜二六歳頃（善菴斎在学中〜遊学中）に、横井小楠と安井息軒からキリスト教排斥論を説かれたこと。五つ目は、三〇〜三一歳頃に、ヨーロッパで人権が尊重されていることを実感したことである。

第二章第二〜四節では、井上の教育勅語草案（明治二三年六月二〇日付の山県宛井上書簡に添えられた草案）を基とした諸草案（「井上草案」）の推敲過程を明らかにした。第二節「井上毅草案一〜五」では、井上が教育勅語起草した理由について確認してから、「草案一」から「草案五」まで（井上の起草から、一回目の上奏案の作成まで）の推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を四つ示した。

一つ目は、法制局野紙に書かれた草案二は、井上が墨で本文を書いて修正を加えたのではなく、同局関係者が代筆したものである、という可能性を示したことである。

海後は、草案二の本文は井上の自筆であり、墨での修正についても、その仕方が無造作であること、また、井上が他の文書にしている修正の仕方と似ていることから、井上の自筆であると見ている<sup>\*19</sup>。

しかし、草案二の本文の筆跡と、井上の自筆と見られている他の文書——三大臣宛の意見書「十四年 進大臣」（明治十四年）<sup>\*20</sup>——の筆跡を比べると、全体的には似ているが、同じであると断定しがたい部分もある。

その一方で、草案二は修正後の草案一から大きく改められており、そのような多くの修正を、もともとの（草案一の）起草者と見られている井上以外の人物（芳川ら）が行ったとは考えにくい。そのため、草案二は代筆であるとしても、井上の

意見に基づいて書かれたと見られる。

二つ目は、草案一と草案三―二は内閣で控えとして作られたものである、と見たことである。

稲田は草案三―二について、「この内閣用野紙の筆者は前掲の井上毅の初稿（本論文での「井上草案一」のこと―引用者注）と同じであるので、井上毅の手許でつくられたものではないか」と推測している。<sup>\*21</sup>

しかし、草案一も草案三―二も「井上毅の手許でつくられたもの」であれば、法制局野紙に書かれていたり、その控えが井上の他の文書類と同じ場所（国学院大学）に残されていたりすると思われる。草案一と草案三―二はそうではなく、内閣野紙に書かれており、現在、国会図書館憲政資料室所蔵『芳川颯正関係文書』の中に残されている。

三つ目は、草案四―一の本文と朱文字は、島田重礼の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見たことである。

これを書いた人物について、海後と稲田の意見が異なっている。海後は筆跡から、元田が本文も朱文字もすべて一人で書いたと考えている。<sup>\*22</sup>

それに対して、稲田は筆跡、朱書きの内容、別案の書き方などから考えて<sup>\*23</sup>、島田が墨で草案四―一の本文を書き、朱で修正と別案を加えたと見ている。

しかし、草案四―一では、朱で「己レカ欲セサル所ハ以テ人ニ施サズ」の部分が消されているが、「井上草案一」の考察で述べたように、この言葉は孔子の教えに基づいていると見られる。そのため、儒教を重視していた元田が、この言葉を削除するとは思えない。また、草案四―一の本文と朱文字の筆跡は、確かに、「元田草案一」「元田草案二」の筆跡と異なっている。

それから、草案四―一の本文と朱文字、島田参考草案―一の本文の筆跡は、文部省野紙に書かれた草案三―一の筆跡と同じである。すなわち、これらの筆跡は文部省関係者のものであると見られ、この三編は『芳川颯正関係文書』の中に残されている。そして、島田参考草案―一の付箋には、「朱書ハ」島田によると書かれており、同草案の朱文字の筆跡と本文の筆



跡は異なっている。つまり、草案四―一の本文と朱文字の筆跡は、島田のものであるとは言えないのである。

ただし、草案四―一と島田参考草案―一を比べると、本文の筆跡だけでなく、稲田が指摘しているように、別案の書き方や用紙も共通している。それゆえ、草案四―一における朱での修正と別案は、島田の意見に基づいて、文部省関係者が書いたものであると見られる。おそらく、もともとは島田が自ら朱で修正と別案を加えた草案も存在していたが、それを文部省関係者が写したものの（草案四―一）と、その写し（草案四―二）だけが残されたのであろう。

四つ目は、草案五―三における「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト久遠ニ」の、「我」の右下と「久」の右横に付けられている朱点は、芳川が「我カ」のままか「我」とするか、「久遠」のままか、「久遠」のままでよいか、迷った跡であると見たことである。

なぜなら、「我カ」は草案五―一と草案五―二で「我」に改められており、「久遠」もその後、草案一三で元田によって「宏遠」に改められているからである。それに対して、海後は、「この朱点が両者に入っている意味はこれを明らかにすることはできない」と述べている。<sup>\*24</sup>

それから、この第二章第二節では、井上草案一―五における修正点の中で、特に政治に関係しているものは四点あると捉えた。そして、これらは三つ――①天皇制に関する修正、②憲法と法に関する修正、③国の在り方に関する修正――に分けられると指摘し、それぞれの背景にも触れた。

第二章第三節「井上毅草案六―一五」では、「草案六」から「草案一五」（複写版の作成）までの推敲過程を考察し、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を八つ示した。

一つ目は、草案九における修正と別案は、徳大寺実則が加えたものであると見たことである。

海後は、草案の修正方法や、元田が草案九における修正をすべて認めて、次の草案一〇以降で使っていることなどから、井上が修正と別案を加えたと考えている。<sup>\*25</sup> それに対して、稲田は、筆跡と明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡の内容から、「元田にきわめて近い別人」が修正と別案を加えたと考えている。<sup>\*26</sup> そして、梅溪は、元田が修正と別案を加えたときに見ているが、その根拠を示していない。<sup>\*27</sup>

元田の草案に修正と別案を加えた、すなわち、元田長老に意見することができたと思える人物は、侍従長の徳大寺である。徳大寺は元田より二〇歳ほど年下であるが、二人は共に宮中関係者であり、元田はその後、一〇月二四日に草案の最終修正意見を徳大寺に伝えている。そのため、二人は草案の文章について意見を言い合える関係にあったと思われる。二つ目は、井上は教育勅語の推敲作業を一度辞退したが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加わることにしたと見たことである。

梅溪は、井上が元田からの協力要請の後で積極的に起草に当たった理由は、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろうと意図したためであった」と考えている<sup>\*28</sup>。

しかし、大日本帝国憲法の前文に、「帝国議会ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ」とあり<sup>\*29</sup>、明治一四年からの予定通り<sup>\*30</sup>、間もなく国会が開かれるということは、一年以上も前からわかっていたことである。井上が元田から協力を要請された明治二三年八月下旬の時点で、急に慌てたように、「国会開会前に『明治憲法』の観念的支柱を樹立し終ろう」と考えたとは思えない。

井上は同年七月に養病旅行に出掛けており<sup>\*31</sup>、体調に不安を抱えていたと思われる。そこに、元田が教育勅語の推敲作業に加わるようになったため、井上は元田に作業を任せようとしたが、元田から熱心に協力を要請されたため、再び作業に加わることにしたと考えられる。

三つ目は、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせたため、草案一において国憲国法に関する言葉を消した、と見たことである。

稲田は、「元来彼の初稿には国憲国法のこととはかかげられていなかったし、彼はこのことを必ず勅語の中に入れなければならぬとは、考えておらず、寧ろ不要でないかと考えていた」と推察している<sup>\*32</sup>。

しかし、大日本帝国憲法の起草に関わり、憲法を「国ノ生命」と重視し<sup>\*33</sup>、法制局長官であった井上が、国憲国法に関する言葉を彼の初稿に入れていなかったとはいえ、「寧ろ不要でないかと考えていた」とは思えない。その一方で、江木千之

によれば、元田は「斯の如き句は教育勅語に加はらなくても、忠孝の教旨が徹底すれば、当然其目的を達することになるのである」と主張していた<sup>\*34</sup>。つまり、井上は推敲作業の相方である元田の主張に合わせたと考えられる。

四つ目は、元田が草案一二を漢文で書いた理由を二つ示したことである。一つは、送りがななどの細かい点は井上に任せるともりであったから。もう一つは、漢文としても美しい文章にしたかったからである。

五つ目は、元田は「推敲過程まとめ草案」の下書き一を九月五日以降に書いた、と見たことである。

梅溪は明治二三年八月二六日付の井上宛元田書簡から、「事実八月末以降、この『勅諭文原稿』（本論文での「下書き一」の本文のこと―引用者注）を原文として（本論文での「井上草案六」以降の―引用者注）修正が進められていくのである」と捉えている<sup>\*35</sup>。確かに、下書き一の本文（『勅諭文原稿』の上欄外の注を除いた部分）の内容は、草案五―一と同じであり、「八月末」には作られていたと考えられる。

しかし、下書き一自体は、「八月末」にはまだ書かれていない。下書き一の上欄外の注の最後に「拳々云々ニ脩正ス」と書かれているため、下書き一は草案一三の修正後に書かれたものである。そして、草案一四は草案一三が漢文にされたものであり、草案一三の浄書のようなものである。そのため、「井上草案一三」↓「井上草案一四」↓「下書き一」の順に、原本が作成されたと見られる。草案一四（原本）が九月五日付の井上宛元田書簡に添えられたものであると考えられるため、下書き一（原本）は九月五日以降に書かれたものである。すなわち、草案六以降の修正は下書き一（『勅諭文原稿』）ではなく、草案五―一を原文として進められたのである。

六つ目は、元田は任務や責任のためだけでなく、文書の整理にきちんとした性格であったため、「推敲過程まとめ草案」の下書き一（原本）と浄書―一を書いたと見たことである。

海後は、元田には修正の結果を天皇に奏上するという任務や責任があったため、彼は下書き一と浄書―一を書いたと考えている<sup>\*36</sup>。

しかし、元田がこれらの草案を書いた理由は、それだけではないだろう。彼にはもっと簡単に、修正の結果（草案一三）

だけを天皇の内覧に供して、その報告を終わりにすることもできたはずである。元田がそのようにせずに、草案五から草案一三までの推敲過程を詳細にまとめた背景には、彼が文書の整理にきちんとした人であったということがあると思われる。

七つ目は、元田は草案の行と行の間に推敲過程を書き込むことにしたため、「推敲過程まとめ草案」の下書き二を作ったと見たことである。先行研究では、下書き二が作られた理由は触れられていない。

下書き一において、元田は注で推敲過程を説明しているが、それでは読みにくいと感じたのであろう。下書き二は、彼が推敲過程をわかりやすく書き示そうと考えた末に生み出されたものなのである。

八つ目は、芳川が草案一五において「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を復活させた背景には、山県の存在もあつたと見たことである。

稲田は右の背景として、進歩主義者らによる騒動があつたと指摘している<sup>\*37</sup>。

この第二章第三節では、もう一つ、山県の存在もあつたと考えた。自由民権運動が行われていた明治二三年当時、山県は藩閥政府のリーダーであり、芳川はその一員であつた。そして、二人とも「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」が、以前の草案に入っていた言葉であるということを知っていた<sup>\*38</sup>。つまり、芳川は藩閥政府を維持し、民権運動や進歩主義者らを合法的に鎮めるため、「常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」を再び草案に入れて、これを国民にしっかりと教え込むことを山県と合意し、その上で、この言葉の復活を主張していたと考えられる。バックに山県がいたため、芳川はより強くこれを主張することができたと思われる。

それから、同節では、井上草案六〇一五において、特に政治に関係し、修正を重ねられた部分が二か所あると指摘した。それは、国憲国法に関する言葉と、義勇に関する言葉の所である。元田や井上らは義勇に関する言葉の所に、特に力を入れて推敲していた。その背景には、軍の整備を進める清国や、朝鮮や対馬を狙うロシアが存在していたこと、さらに、世界各地で運河や鉄道の開発が進み、ヨーロッパ諸国の軍隊が日本に近づきやすくなっていたことがあると考えられる<sup>\*39</sup>。

第二章第四節「教育勅語の完成と下賜」では、「草案一六」から「草案二〇」（草案の完成）までの推敲過程と、井上の役

割を明らかにし、最後に教育勅語の下賜方法の決定について確認した。同節では、修正点に付けたコメントの他に、先行研究と異なる見方を一一点示した。

一つ目は、文部省参考草案の下書きの中央下欄外に書かれている「先」という文字は、芳川がこの史料を整理する際に、この草案は同草案の浄書より先に書かれた、という意味で付けた印であると見たことである。先行研究では、この文字の意味は触れられていない。

二つ目は、文部省参考草案の下書きを、中村正直が書いたものと断定しなかったことである。

稲田は、この下書きについて、「前出の六月芳川へ提出したと見られる中村正直案（本論文での「中村草案一」のこと―引用者注）も同じように無銘の罫紙を使い、筆蹟も全く同じであり、両者共中村の自筆であることは疑いない」と見ている<sup>\*40</sup>。確かに、参考草案の下書きと中村草案一の筆蹟はよく似ている。

しかし、第一章第二節で「中村草案一」の考察に入る前に述べたように、これらの筆蹟が中村のものであると断定することはできない。参考草案は文部省罫紙に浄書されているため、同節では、文部省関係者が参考草案の下書きと浄書を作成したと考えた。

三つ目は、島田参考草案一の本文は、文部省関係者が書いたものである、と見たことである。

稲田は、「朱書だけでなく本文（原案）の浄書（墨書きの本文のこと―引用者注）も前出の八月上旬頃の無罫白紙の勅語（本論文での「井上草案四―一」のこと―引用者注）の本文（原案）と筆蹟が似ており、やはり島田重礼ではないか」と推定している<sup>\*41</sup>。

しかし、同章第二節の「井上草案四」の考察で述べたように、参考草案一の本文の筆蹟は、草案四―一の本文と朱文字だけでなく、井上草案三―一（草案二の浄書）の筆蹟とも同じであると見られ、この三編は『芳川顕正関係文書』の中に残されている。そのため、同節では、文部省関係者が島田参考草案一の本文を書いたと考えた。

四つ目は、「文部省参考草案」↓「島田参考草案」の順に書かれた、と見たことである。

海後と稲田は、「島田参考草案」↓「文部省参考草案」の順に考察している<sup>\*42</sup>。

しかし、草案が作成された順番は、その逆である。なぜなら、「国体ノ精華」という言葉は草案一五以前にはなく、文部省参考草案において初めて入れられた言葉であるが、島田参考草案一ではこの言葉が本文に書かれ、その上から朱で「自然ノ国体」や「国固有ノ美風」になるように書き加えられているからである。

五つ目は、草案一七は、芳川が井上との相談に使うために用意したものである、と見たことである。

海後は、草案一七は「元田の内意を得てから上奏された」と見ている<sup>\*43</sup>。

それに対して、稲田は、「九月の元田の奉答修正案（本論文での「推敲過程まとめ草案」の「浄書一」のこと―引用者注）が文部大臣に下付されてから、十月下旬まで文部または内閣から天皇へは上奏しなかったのではないか」と見ている<sup>\*44</sup>。

草案一七が実際に上奏されたかは明らかでない。また、今回、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の中に、草案一六―三を確認することができなかつたため、元田と草案一七の関係も明らかでない。

その一方で、芳川は明治二三年一〇月二二日付の井上宛書簡で、裁可直前に井上と「勅語案」について相談していたことを述べている<sup>\*45</sup>。芳川は、複写草案の上から修正を加えたものでは、井上と相談する際に読みにくいだろうと考えたと思われる。

六つ目は、草案一九―一は、芳川ら文部省関係者が作成したものである、と見たことである。

海後は、草案一九―一は内閣で作成されたと見ている<sup>\*46</sup>。

しかし、草案一九―一と草案一八における修正の内容が同じであるため、同節では、芳川ら文部省関係者が草案一八に引き続き、草案一九―一を作成したと考えた。

七つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡の追伸に、「別紙は御返却可被下、廿四日中ニ御返答御待申候也」と書いているが<sup>\*47</sup>、この「別紙」は「悖ラス出処文書」のことであると見たことである。先行研究では、「別紙」のことは触れられていない。

元田は「別紙」を後で徳大寺に渡すつもりであったため、井上に返却を頼んだと思われる。

八つ目は、元田は一〇月二二日付の井上宛書簡を一旦出したが、井上に渡せなかったと見たことである。

稲田は、「十月二十二日の元田の井上宛書簡は翌二十三日朝使を出して井上の許に届けようとしたが、彼は葉山別邸に行っており、便もなく、二十四日の朝まで井上の返事を得る望みもなくなったので、結局その書簡は出さずじまいに終わったのであった」と述べている<sup>\*48</sup>。だが、この書き方では、稲田が、元田は二三日の朝に井上の所へ使いを出したが書簡を渡せなかったと見ているのか、使いを出そうとしたがやめたと見ているのか、はっきりしない。

同節では、元田は使いを出したと考えた。その理由は二つある。一つは、元田が「悖ラス」に改めることを、二二日付書簡の本文だけでなく追伸にも書き、井上に強く同意を求めているからである。そのような書簡を「出さずじまい」にしたとは思えない。もう一つは、元田が一〇月二四日付の井上宛書簡で、「今朝迄之御往反も成不申候」、すなわち、今朝までに返事がないと述べているからである。元田は二二日付の書簡を「出さずじまい」にしたのではなく、出したけれど井上に渡せなかったため、その書簡が元田の手元に残されたと思われる。

九つ目は、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」と「井上草案一四」をセットにして、徳大寺に渡したと見たことである。

海後は、元田は「悖ラス出処文書」を「内閣に提出しているのであって、これは公文書に附されて残っている」と述べ、『公文類聚』第一四編第二巻を挙げている<sup>\*49</sup>。だが、今回、同巻の中に「悖ラス出処文書」を確認することはできなかった。

それに対して、稲田は、元田は「割注付き完成文書」だけでなく、それに「悖ラス出処文書」を付けて天皇に奉呈したと見ている<sup>\*50</sup>。

しかし、同節では、元田は「割注付き完成文書」と「悖ラス出処文書」、さらに「井上草案一四」をセットにして、一〇月二四日の朝に徳大寺に渡したと考えた。なぜなら、現在、この三種類の文書の写しが、早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』の一冊目の中に連続して、同じ原稿用紙に書かれて残されているからであ

る。この写しが作られた当時、三種類の文書の原本はセットになっていたと思われる。

一〇点目は、草案の推敲過程における井上の役割（果たしたこと）は、二つあると見たことである。

一つは、教育勅語を簡潔なものにし、そのインパクトを強めたことである。井上草案一〇行罫紙三頁であり、最終的に教育勅語は一〇行罫紙二頁、三一五文字にまとめられた。これは中村草案や元田草案、あるいは他の詔勅と比べて短いものである。もし井上が起草に関わっていなければ、教育勅語はこのような簡潔な文章になっていなかったと思われる。

井上が簡潔でインパクトの強い教育勅語を作ろうとした理由については、次の第三章第一節で考察した。

もう一つの井上の役割は、教育勅語を極端に宗教的なものにしなかったことである。井上がそのようにした理由は、第二章第二節の初め（井上が教育勅語を起草した理由）に述べたように、教育勅語をきっかけにして、宗教的な様々な混乱や争いが生じることを避けるためであった。

先行研究では全体的に、井上の役割は、教育勅語が宗教的に偏ったものになることを防いだことであると見られている。

例えば、ヨゼフ・ピタウは、「井上毅は、道徳的・宗教的原理の押しつけを防止するのに指導的な役割を果たし」、教育勅語は「儒学も西欧思想も何ら感じられず、すべての人に納得のいくものであった」と評価している<sup>\*51</sup>。また、稲田は、井上は教育勅語草案において、「元田の儒教主義へのかたよりを抑制した」と見ている<sup>\*52</sup>。そして、中島昭三は、「勅語が論争の焦点となること」を防いだところに、「井上が登場する意味があった」と述べている<sup>\*53</sup>。あるいは、梅溪は、井上は『教育勅語』の性格を『頗る普遍性豊か』なものとして評せられるまでに粉飾することに成功した」と指摘している<sup>\*54</sup>。確かに、井上は勅語草案で「五倫」「三徳」などの儒教的な言葉を使っていないため、「儒教主義へのかたより」を少し抑えることはできたと見られる。

しかし、井上が五倫・三徳を草案の中心に書いていることは明らかである。そして、明治二四年一月、キリスト教徒の内村鑑三が、「勅語にそえられた天皇の署名」への拝礼を拒否し<sup>\*55</sup>、それに対して、明治二五〇二六年、井上哲次郎がキリスト教を国体に反するものとして批判した。すると、今度は井上哲次郎の意見に対して、あるいは、教育と宗教の関係について、



様々な人々が論説を書いた<sup>\*56</sup>。結局、井上毅は、教育勅語が「道徳的、宗教的原理の押しつけ」や「論争の焦点となること」を防ぎきれなかったのである。

一 一点目は、天皇が宮中での下賜を選んだ背景には、元田の意志があつたと見たことである。

芳川が明治二三年一〇月二日夜付の井上宛書簡で、天皇は高等師範学校へ「御下賜可相成御臨幸之儀ハ不被為好」と述べていることから<sup>\*57</sup>、海後は、「発布の方法は既に十月二十二日には天皇の意向によって決定していたことは明らかである」（傍点引用者）と指摘している<sup>\*58</sup>。

あるいは、稲田は、一〇月二四日の再上奏の際に、天皇は、「徳教に関する勅語は、全国の国民に賜わるものであるのに、高等師範学校に臨幸の上下賜となれば、その学校の生徒に特に賜わつたというようにもとられて勅語としての權威をおとすことになるかもしれない」と懸念されていたのであろう<sup>\*59</sup>、と推測している。

しかし、芳川が右の二二日夜付の書簡で、「於宮中御下賜之事ハ元田モ、同論ナリト之御話有之候哉ニ承リ申候」と述べているように、天皇の近くには、かねてから国教の樹立を主張している元田がいた<sup>\*60</sup>。教育勅語を、法律や勅令を出す時と同じ方法で下賜する、すなわち、政治的な命令と同格のものとして扱うという「天皇の意向」の背景には、元田の強い意志があつたと考えられる。

第三章第一節「井上毅が目指した日本の将来——教育勅語と教育政策の共通点から——」では、教育勅語と井上の文部大臣期（明治二六年三月七日〜明治二七年八月二九日）の政策との共通点を探り、そこから彼が目指していた日本の将来像を明らかにした。

同節では、教育勅語と井上の政策との共通点として、次の四つを示した。一つ目は教育の普及、二つ目は国体の重視、三つ目は実業教育の重視、四つ目は健康の重視である。それらから、井上は第一に、日本を独立した富強国にすること、第二に、皇室を軸として人心を統一し、日本で立憲政治（ドイツ型の立憲君主制）を成功させることを目指していた、ということが明らかになった。

第三章第二節「教育勅語についての評論」では、教育勅語の普及について明治時代に書かれた評論には、次のような傾向があることを指摘した。

一 児童・生徒だけでなく、すべての国民が勅語を心にとどめて、その趣旨を実践しなければならない、という記述が貫徹して見られる。

二 明治二五年頃までに書かれた評論には、勅語の意義についての記述が多く、勅語の効果を出す方法の考究や、徳育と知育の両方の尊重を促す記述もいくつかある。ただし、勅語の目新しさについては見方が分かれている。

三 明治二〇年代後半以降に書かれた評論には、勅語の効果を出す方法を模索している記述が多い。勅語の効果が見られた事例もいくつか挙げられているが、それが見られない現状への不満についての記述が目立つ。

それから、同節では、教育勅語の衍義についての評論と、教育と宗教の関係についての評論にも触れた。

最後に、今後の課題を示しておきたい。本論文で触れなかった、教育勅語に関わる重要なテーマはいくつかある。例えば、教育勅語と軍人勅諭の関係や、教育勅語と大日本帝国憲法の関係である。これらについては、梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』（青史出版、二〇〇〇年）で述べられており、特に憲法との関係については、高柳雅子「教育勅語渙発の政治的背景」（『史論』第三集、一九五五年）<sup>\*61</sup>、小林昭三「教育勅語における考え方——起草者の意図と憲法史的意味——」（『早稲田政治経済学雑誌』第二六四号、一九八〇年）<sup>\*62</sup>、野口伐名『井上毅の教育思想』（風間書房、一九九四年）、家永三郎「教育勅語」（家永三郎『家永三郎集』第三卷、岩波書店、一九九八年）などでも考察されている<sup>\*63</sup>。だが、まだ解明されていない部分が残されているかもしれない。

他にも重要なテーマとして、教育勅語が果たした役割、徳育と実学の両立、皇室の政治利用、そして、第三章第二節で触れた、教育と宗教の関係などが考えられる。これらのテーマが今後の課題である。

- \*1 岩本努『教育勅語の研究』民衆社、二〇〇一年、二五〇～二六頁。
- \*2 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、一九七一年、一七七頁。
- \*3 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会、一九六五年、一八〇頁。
- \*4 同右、一八七頁。
- \*5 同右、一八四頁。
- \*6 明治二三年一〇月二二日付、同日夜付、同月二三日付、同月二四日付の井上毅宛芳川顕正書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第五、国学院大学図書館、一九七五年、二九三～二九五頁）。明治二三年七月二三日付、九月二三日付、同月二九日付の井上宛山県有朋書簡（同右、二六〇頁）。
- \*7 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第二、国学院大学図書館、一九六八年、二二二頁。
- \*8 前掲『教育勅語成立史の研究』一八二頁。
- \*9 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、国民精神文化研究所、一九三九年、四五～六頁）。
- \*10 前掲『教育勅語成立史の研究』二四九頁。梅溪昇『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』青史出版、二〇〇〇年、七二頁。
- \*11 前掲『教育勅語成立過程の研究』一九二～一九三頁。
- \*12 前掲『教育勅語成立史の研究』二一六頁、二四九頁。
- \*13 前掲、芳川顕正「教育勅語御下賜事情」（『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四五～六頁）。
- \*14 前掲『教育勅語成立史の研究』二一五頁。
- \*15 明治二三年六月二九日付の井上宛元田永孚書簡（前掲『井上毅伝』史料篇第五、二一九～二二〇頁）。

- \*16 前掲『教育勅語成立過程の研究』二一三～二一五頁。
- \*17 明治二三年六月二八日付の元田宛井上書簡（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第四、国学院大学図書館、一九七一年、六〇二頁）。
- \*18 元田永孚「教育議附議」（海後宗臣『元田永孚』文教書院、一九四二年、一四二～一四三頁）。
- \*19 前掲『教育勅語成立史の研究』二五五～二五六頁、二五九～二六〇頁。
- \*20 井上毅「政府ノ政策ニ関スル意見書草稿」（国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫井上毅文書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号10、文書番号A-386）。この文書は井上の自筆であると見られている（井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一、国学院大学図書館、一九六六年、二五一頁）。
- \*21 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二一頁。
- \*22 前掲『教育勅語成立史の研究』二六七頁。
- \*23 前掲『教育勅語成立過程の研究』二二三～二二四頁。
- \*24 前掲『教育勅語成立史の研究』二七〇頁。
- \*25 同右、二八五頁。
- \*26 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三一～二三二頁。
- \*27 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』八八頁、九二～九三頁。
- \*28 同右、一五七～一五八頁。
- \*29 国立公文書館所蔵「大日本帝国憲法」（請求番号 御 00284100）。
- \*30 同右。国立公文書館所蔵「国会開設之勅諭」（請求番号 附 A00304115）。
- \*31 第二章第二節の「井上草案二」を参照。

- \*32 前掲『教育勅語成立過程の研究』二三五頁。
- \*33 井上毅「立憲施政意見」(前掲『井上毅伝』史料篇第二、八四頁)。
- \*34 江木千之「教育勅語の渙発」(前掲『教育勅語渙発関係資料集』第二卷、四六五頁)。
- \*35 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立(下)——』八四頁。
- \*36 前掲『教育勅語成立史の研究』三〇一頁、三〇六頁。
- \*37 前掲『教育勅語成立過程の研究』二四九頁、二八一〜二八三頁。
- \*38 本論文第二章第二節の「井上草案二」を参照。「常二」は「井上草案四」において加えられた。
- \*39 井上毅「高等師範学校卒業生ノ義務及国民教育ノ精神」(前掲『井上毅伝』史料篇第五、四四九〜四五一頁)。本論文第一章第一節の最後、第三章第一節を参照。
- \*40 前掲『教育勅語成立過程の研究』二五六頁。
- \*41 同右、二五四頁。
- \*42 前掲『教育勅語成立史の研究』三一四〜三一七頁。前掲『教育勅語成立過程の研究』二五四〜二五七頁。
- \*43 前掲『教育勅語成立史の研究』三一二頁。
- \*44 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八〇頁。
- \*45 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九三頁。
- \*46 前掲『教育勅語成立史の研究』三一三頁。
- \*47 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二二四頁。
- \*48 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七七頁。
- \*49 前掲『教育勅語成立史の研究』三二六〜三二七頁。

- \*51 \*50 前掲『教育勅語成立過程の研究』二七九〜二八〇頁。  
ヨゼフ・ピタウ（内田文昭訳）『日本立憲国家の成立——明治初期政治思想に関する一考察——』時事通信社、一九六七年、二七七〜二七八頁。
- \*52 前掲『教育勅語成立過程の研究』二九四頁。
- \*53 中島昭三「井上毅と教育勅語の制定」（梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、五〇二頁）。
- \*54 前掲『教育勅語成立史——天皇制国家観の成立（下）——』一五三頁。
- \*55 一八九一年三月六日付のベル宛内村鑑三書簡（山住正己校注『教育の体系』日本近代思想大系六、岩波書店、一九九〇年、三八六頁）。
- \*56 本論文第三章第二節を参照。
- \*57 前掲『井上毅伝』史料篇第五、二九四頁。
- \*58 前掲『教育勅語成立史の研究』三六四頁。
- \*59 前掲『教育勅語成立過程の研究』二八六頁。
- \*60 本論文第一章第三節の初め（元田の基本的な思想）を参照。
- \*61 東京女子大学歴史学研究室編『史論』第三集、東京女子大学学会歴史学部会、一九五五年、一八四〜一九五頁。
- \*62 早稲田大学政治経済学会編『早稲田政治経済学雑誌』第二六四号、早稲田大学政治経済学会、一九八〇年、八八〜一一二頁。
- \*63 家永三郎『家永三郎集』第三卷（道德思想史論）、岩波書店、一九九八年、三一三〜三一六頁。

付録 (一) 教育勅語草案一覽

<p>本論文での 草案番号 (明治三十三年の 日付、タイトル、 欄外の文字など)</p>	<p>中村草案一</p>	<p>中村草案二</p>
<p>草案の用紙</p>	<p>一二行罫紙 六頁</p>	<p>文部省の 一三行罫紙 五頁</p>
<p>草案の所蔵場所・ 収録文書 (資料番号など) 二〇二二年現在</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (5)</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (2)</p>
<p>先行研究での草案名(上段)、当時の所蔵場所・図版番号など(下段)</p> <p>※：草案の一部分のみの図版 ▲：草案の一部分や欄外の文字が欠けている図版</p>	<p>海後宗臣 『教育勅語成立史の研究』 一九六五年</p>	<p>中村草案二</p> <p>「芳川文書」</p>
	<p>稲田正次 『教育勅語成立過程の研究』 一九七一年</p>	<p>中村草案一</p> <p>芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二一</p> <p>第一案</p> <p>芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 ※巻末図版七五 〜七六</p>
	<p>梅溪昇 『教育勅語成立史』 二〇〇〇年</p>	<p>記載なし</p>
	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>

中村草案五―二	中村草案五―一 〔乙案〕 〔第二一〕	中村草案四	中村草案三
文部省の 一〇行野紙 七頁	文部省の 一〇行野紙 七頁	文部省の 一〇行野紙 七頁	文部省の 一三行野紙 五頁
国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (7)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (6)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (3)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (4)
中村草案六	中村草案五	中村草案四	中村草案三
芳川三光所蔵 「芳川文書」 ※図版二二ノ二	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二二	「芳川文書」	「芳川文書」
「此案廃棄単 ニ御参考ニ供 ス」案	乙案	第四案	第三案
芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 ※卷末図版七七	芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 ※卷末図版七八	「芳川顕正文 書」	「芳川顕正文 書」
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし



<p>中村草案六一一 （「徳育の大 旨」）</p>	<p>一二行罫紙 六頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 （二冊目の徳教資料）</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>徳教資料一 （中村正直案 「徳育の大 旨」） 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料（文 部省文書）」 ▲図版二の図一 六</p>
<p>中村草案六一二 （「徳育の大 旨」）</p>	<p>一二行罫紙 六頁</p>	<p>不明</p>	<p>中村草案七 文部省旧蔵 『徳教資料』 図版二三</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>中村草案七 （「徳育の大旨」 「第一案」）</p>	<p>一〇行罫紙 六頁</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 （一）</p>	<p>中村草案八 芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二四</p>	<p>「徳育の大 旨」案 「芳川顕正文 書」</p>	<p>記載なし</p>
<p>元田草案一 （六月一七日、 「教育大旨」）</p>	<p>貴春の 一〇行罫紙 一〇頁 （巻紙状に 加工）</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 （110—36）</p>	<p>元田草案一 元田竹彦所蔵 「元田文書」 図版二五</p>	<p>「教育大旨」 原案乃至修正 案 元田竹彦所蔵 「元田永孚文 書」 ※巻頭図版三二 〜三三</p>	<p>教育大旨 記載なし</p>

<p>元田草案四―二 (六月二十九日)</p>	<p>元田草案四―一 (六月二十九日)</p>	<p>元田草案三 (「教育大旨」)</p>	<p>元田草案二 (「教育大旨」)</p>
<p>無罫紙 三頁</p>	<p>無罫紙 三頁</p>	<p>不明</p>	<p>貴春の 一〇行罫紙 一一頁 (巻紙状に 加工)</p>
<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)</p>	<p>宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (八番目の草案)</p>	<p>不明</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―37)</p>
<p>元田草案四</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>元田家旧蔵 「元田文書」中 の『教育勅諭草 案』 図版二七</p>	<p>記載なし</p>	<p>元田草案三</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>「元田文書」中 の『仁寿山房草 稿』中に旧蔵</p>	<p>元田草案二</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>元田竹彦所蔵 「元田文書」 図版二六</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>「教育大旨」 最終稿</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>「元田永孚文 書」</p>
<p>元田起草の 「第二案」</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図八</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>

元田草案五―二	元田草案五―一	元田草案四―四 (六月二十九日)	元田草案四―三 (六月二十九日)
無罫紙 二頁	無罫紙 二頁	宮内省罫紙	一―二行罫紙 三頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案二種 ／大正九年」 (九番目の草案)	不明	国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)
元田草案五 ----- 「元田文書」中 の『教育勅諭草 案』として旧蔵	記載なし	記載なし	記載なし
?	?	元田の初稿修 正案 ----- 「元田永孚文 書」	記載なし
元田起草の 「第二案」 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図八	記載なし	記載なし	記載なし

元田草案六一二	元田草案六一一	元田草案五一四？	元田草案五一三
無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	稲田が草案の用紙について記していないため、右の三編のどれかを指しているのか、別の場所にある草案を指しているのか不明（稲田、二二三頁）。	一〇行罫紙 二頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 （二冊目の教育勅諭草案）	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種／大正九年」 （七番目の草案）		国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 （110—38）
元田草案六 ----- 「元田文書」中の『教育勅諭草案』として旧蔵	記載なし	？	記載なし
記載なし	記載なし	「仁ハ」以下の元田自筆の修正別案 ----- 「元田永孚文書」	？
元田起草の「第三案」 ----- 早大中央図書館特別資料室所蔵「教育勅諭草案」 図版一の図七	記載なし	？	記載なし

井上草案二	井上草案一	元田草案六一四	元田草案六一三
法制局の 一〇行野紙 三頁	内閣の 一〇行野紙 三頁	宮内省野紙	一〇行野紙 三頁
国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (12)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (16)	不明	国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永宇関係文書』 (110-38)
井上草案一	草案一修正別 案		
芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二八	「芳川文書」	記載なし	記載なし
井上の次稿	井上の初稿	元田の初稿再 修正案	
芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版三八、 四〇	芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版三四、 三六	「元田永宇文書」	記載なし
初稿勅語草案			
国会図書館憲政資料室所蔵 「芳川顕正関係文書」 図版四の図三〇	記載なし	記載なし	記載なし

井上草案四―二	井上草案四―一	井上草案三―二	井上草案三―一
二頁 一二行罫紙	二頁 無罫紙	三頁 内閣の 一〇行罫紙	二頁 文部省の 一三行罫紙
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (11)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (10)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (20)
井上草案三	井上草案三	井上草案二	井上草案二
文部省所蔵 「文部省文書」	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版二九	「芳川文書」	「芳川文書」
記載なし	井上の次稿の 加筆修正案 芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 卷末図版七九 八〇	井上の次稿の 浄写 「芳川顕正文 書」	井上の次稿の 浄写 「芳川顕正文 書」
徳教資料二 ○ ▲図版二の図二	文部省による 勅語草案の修 正 「芳川顕正関係 文書」 図版四の図三一	記載なし	記載なし

井上草案五―三	井上草案五―二 〔第三〕	井上草案五―一 〔甲案〕	井上草案四―三
二行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 三頁	文部省の 一〇行野紙 三頁	不明
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川頭正関係文書』 (22)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川頭正関係文書』 (21)	不明
井上草案四	井上草案四	井上草案四	井上草案三
「文部省文書」	「芳川文書」	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版三〇	「元田文書」と して旧蔵
記載なし	文部上奏案 (第三)	文部上奏案 (甲案)	この草案は存在しないと指摘
	「芳川頭正文 書」	芳川三光所蔵 「芳川頭正文 書」 巻頭図版四一〜 四三	
徳教資料参	記載なし	記載なし	記載なし
早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料(文 部省文書)」 ▲図版二の図一 八			

井上草案六一三	井上草案六一二	井上草案六一一	井上草案六一四
一〇行罫紙 二頁	無罫紙 二頁	無罫紙 二頁	不明
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110-38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (六番目の草案)	不明
記載なし	井上草案五 ----- 「元田文書」	記載なし	井上草案四 ----- 「元田文書」
記載なし	記載なし	記載なし	記載なし
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 一) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図六	記載なし	記載なし



井上草案七―三	井上草案七―二	井上草案七―一	井上草案六―四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	宮内省罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (五番目の草案)	不明
記載なし	井上草案六 ----- 「元田文書」	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田自筆の文 部上奏案の最 初の修正試案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 二) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図五	記載なし	記載なし

井上草案八一三	井上草案八一二	井上草案八一	井上草案七一四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	宮内省罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110-38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二番目の草案)	不明
記載なし	井上草案七 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三一	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田自筆の文 部上奏案の第 二の修正試案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 三) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図二	記載なし	記載なし

井上草案九―三	井上草案九―二	井上草案九―一	井上草案八―四
一〇行罫紙 四頁	無罫紙 四頁	無罫紙 四頁	五樂園罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (三番目の草案)	不明
記載なし	井上草案八 ----- 「元田文書」	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田自筆の第 三の修正試案 ----- 書「元田永孚文
記載なし	元田の井上案・特別資料室所蔵 修正(その 四) ----- 「教育勅諭草 案」 図版一の図三	記載なし	記載なし

井上草案一〇―三	井上草案一〇―二	井上草案一〇―一	井上草案九―四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	五樂園罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二―番目の草案)	不明
記載なし	井上草案九 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 図版三二	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	前掲のものに 次ぐ元田自筆 の修正試案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	八月二十六日 元田別紙修正 案 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図一〇	記載なし	記載なし

井上草案一―三	井上草案一―二	井上草案一―一	井上草案一〇―四
一〇行罫紙 三頁	無罫紙 三頁	無罫紙 三頁	五樂園罫紙
国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二〇番目の草案)	不明
記載なし	井上草案十 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三三	記載なし	記載なし
記載なし	記載なし	記載なし	元田の上奏案 修正案 ----- 「元田永孚文 書」
記載なし	八月二十八日 井上再修正案 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図九	記載なし	記載なし

井上草案一三一二	井上草案一三一—一	井上草案一二	井上草案一一—四
無罫紙 六頁	無罫紙 六頁	巻紙	法制局罫紙
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草 案)	宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (一二番目の草案)	国立国会図書館憲政資 料室所蔵 『元田永孚関係文書』 (97)	不明
井上草案十二 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三五	記載なし	井上草案十一 ----- 元田竹彦所蔵 「元田文書」 図版三四	記載なし
記載なし	記載なし	元田の漢文体 の上奏案再修 正案の原本 ----- 元田竹彦所蔵 「元田永孚文 書」 巻頭図版五〇	元田の上奏案 修正案に対す る井上の修正 意見 ----- 記載なし
八月三十一日 元田再修正案 ----- 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 ▲図版一の図一	記載なし	元田別紙漢文 案草稿 ----- 国立国会図書館 憲政資料室所蔵 『元田永孚関係 文書』 図版一の図一二	記載なし

井上草案一四	井上草案一三一五	井上草案一三一四	井上草案一三一三
二〇〇字詰 原稿用紙 二頁	貴春罨紙	巻紙	一〇行罨紙 六頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目)	不明	不明	国会図書館憲政資料室 所蔵 『元田永孚関係文書』 (110-38)
元田による井 上草案十一の 加筆修正	記載なし	記載なし	記載なし
記載なし			
元田の漢文体 の上奏案再修 正案	日本文の再修 正案の浄書	日本文の再修 正案	記載なし
渡辺幾治郎旧蔵 の複写本	「元田永孚文 書」	「元田永孚文 書」	
徳教之勅語案 (八月三十一 日元田別紙漢 文案)	記載なし	記載なし	記載なし
早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図一三			

井上草案一六一三	井上草案一六一二	井上草案一六一一	井上草案一五
不明	一二行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁
不明	早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永宇書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (13)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (15)
井上草案十七	井上草案十七	井上草案十七	井上草案十六
「元田文書」	文部省旧蔵 「文部省文書」	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版三九	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版三八
この草案は存在しないと指摘	記載なし	勅語閣議案加 筆修正案 芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 巻末図版八三、 八四	文部提出閣議 案(勅諭案) 「芳川顕正文 書」
記載なし	徳教資料五 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料(文 部省文書)」 ▲図版二の図一 九	記載なし	記載なし



井上草案一九一二	井上草案一九一一	井上草案一八	井上草案一七
一二行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 二頁	文部省の 一〇行野紙 三頁
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)	国立公文書館所蔵『公 文類聚』第一四編第二 卷(類00448100)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (14)	国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (19)
井上草案二十 二	井上草案十九 ノ二 井上草案二十 二と重複?	井上草案十九	井上草案十八
「文部省文書」	総理府所蔵 『公文類聚』第 一四編卷之二 （「内閣文 書」） 図版四〇ノ二	芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版四〇	「芳川文書」
記載なし	文部提出閣議 案の最後段階	勅語閣議案加 筆最終修正案	勅語閣議案加 筆修正案の浄 写
	総理府所蔵 『公文類聚』第 一四編卷之二 巻頭カラー図版 六〜七	芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 巻末図版八七〜 八八	「芳川顕正文 書」
記載なし	上奏勅語案	記載なし	記載なし
	「公文類聚」 図版三の図二二		

<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―一</p>	<p>井上草案二〇</p>	<p>井上草案一九―四</p>	<p>井上草案一九―三</p>
<p>無罫紙 三頁</p>	<p>内閣の 一〇行罫紙 三頁</p>	<p>不明</p>	<p>不明</p>
<p>宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種 ／大正九年」 (二番目の草案)</p>	<p>国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷(類00448100)</p>	<p>不明</p>	<p>不明</p>
<p>記載なし</p>	<p>井上草案二十 三</p>	<p>井上草案二十 二</p>	<p>井上草案二十 二</p>
	<p>総理府所蔵 『公文類聚』第一四編卷之二 一四編卷之二 図版四二</p>	<p>「元田文書」</p>	<p>「芳川文書」</p>
<p>記載なし</p>	<p>十月二十日付 内閣上奏書類 中の勅語案</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
	<p>総理府所蔵 『公文類聚』第一四編卷之二 巻頭カラー図版 一〇〇―一二</p>		
<p>記載なし</p>	<p>最終決定勅語案</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
	<p>『公文類聚』 図版三の図二三</p>		

<p>推敲過程まとめ草案の下書き二―一</p>	<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―四</p>	<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―三</p>	<p>推敲過程まとめ草案の下書き一―二</p>
<p>無罫紙 四頁</p>	<p>五楽園罫紙</p>	<p>一〇行罫紙 三頁</p>	<p>無罫紙 三頁</p>
<p>宮内公文書館所蔵 「教育勅語草案一二種／大正九年」 (四番目の草案)</p>	<p>不明</p>	<p>国会図書館憲政資料室所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)</p>	<p>早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草案)</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>井上草案十三 ----- 元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三六</p>
<p>記載なし</p>	<p>「勅諭文原稿」と題する草案 ----- 「元田永孚文書」</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>井上起草の「勅諭文原稿」並に元田の修正意見 ----- 早大中央図書館特別資料室所蔵「教育勅諭草案」 図版一の図一</p>

<p>推敲過程まとめ草案の下書き二―二</p>	<p>無罫紙 四頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 (二冊目の教育勅諭草案)</p>	<p>井上草案十四</p>	<p>元田家旧蔵 「元田文書」 ▲図版三七</p>	<p>記載なし</p>	<p>「勅諭文原稿」以降の修正経過を示す元田の手控 早大中央図書館特別資料室所蔵「教育勅諭草案」 図版一の図四</p>
<p>推敲過程まとめ草案の下書き二―三</p>	<p>一〇行罫紙 四頁</p>	<p>国会図書館憲政資料室所蔵 『元田永孚関係文書』 (110―38)</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>
<p>推敲過程まとめ草案の浄書一</p>	<p>貴春の 一〇行罫紙 五頁</p>	<p>国会図書館憲政資料室所蔵 『芳川顕正関係文書』 (8)</p>	<p>井上草案十五</p>	<p>芳川三光所蔵 「芳川文書」 巻頭カラー図版二</p>	<p>元田の奉答修正案の原本 芳川三光所蔵 「芳川顕正文書」 巻頭図版四五、四九</p>	<p>記載なし</p>
<p>推敲過程まとめ草案の浄書二</p>	<p>一二行罫紙 四頁</p>	<p>早稲田大学中央図書館特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)</p>	<p>井上草案十五</p>	<p>「文部省文書」</p>	<p>記載なし</p>	<p>徳教資料四 早大中央図書館特別資料室所蔵「徳教資料(文部省文書)」 ▲図版二の図一七</p>

<p>文部省参考草案の下書き</p>	<p>文部省参考草案の 浄書</p>	<p>島田参考草案一</p>	<p>島田参考草案二</p>
<p>一二行罫紙 二頁</p>	<p>文部省の 一〇行罫紙 三頁</p>	<p>無罫紙 二頁</p>	<p>一二行罫紙 二頁</p>
<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (18)</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (17)</p>	<p>国会図書館憲政資料室 所蔵 『芳川顕正関係文書』 (9)</p>	<p>早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目の徳教資料)</p>
<p>井上草案二十 一</p>	<p>井上草案二十 一</p>	<p>井上草案二十</p>	<p>井上草案二十</p>
<p>「芳川文書」</p>	<p>「芳川文書」</p>	<p>芳川三光所蔵 「芳川文書」 図版四一(付箋 なし)</p>	<p>文部省旧蔵 「文部省文書」</p>
<p>中村の勅語閣 議案修正案</p>	<p>中村の勅語閣 議案修正案の 浄写</p>	<p>島田の勅語閣 議案加筆修正 意見</p>	<p>記載なし</p>
<p>芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 卷末図版八五 八六</p>	<p>「芳川顕正文 書」</p>	<p>芳川三光所蔵 「芳川顕正文 書」 卷末図版八一 八二(付箋あ り)</p>	<p>記載なし</p>
<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>記載なし</p>	<p>徳教資料六 早大中央図書館 特別資料室所蔵 「徳教資料(文 部省文書)」 ▲図版二の図二 一</p>

割注付き完成文書	島田参考草案―三
二〇〇字詰 原稿用紙 四頁	不明
早稲田大学中央図書館 特別資料室所蔵 『元田永孚書翰・建言 ・教育勅語関係文書』 (二冊目)	不明
完成教育勅語 文への元田朱 筆割註文書	井上草案二十
「元田文書」	「元田文書」
元田の奉答文 書	この草案は存在しないと指摘
渡辺幾治郎旧蔵 の複写本	
最終決定勅語 案 付旧文	記載なし
早大中央図書館 特別資料室所蔵 「教育勅諭草 案」 図版一の図一四	

# 付録 (二) 図版

※草案や文書の名称は、本論文で付けたものである（図版一、図版一五を除く）。

図版一	中村正直「勅語衍義序文稿」	・	・	・	四〇八
図版二	中村草案一	・	・	・	四一一
図版三	中村草案二	・	・	・	四一七
図版四	中村草案三	・	・	・	四二二
図版五	中村草案四	・	・	・	四二七
図版六	中村草案五―一	・	・	・	四三四
図版七	中村草案五―二（一部）	・	・	・	四四一
図版八	中村草案六―一	・	・	・	四四二
図版九	中村草案七	・	・	・	四四八
図版一〇	元田草案一	・	・	・	四五四
図版一一	元田草案二	・	・	・	四六四
図版一二	元田草案四―一	・	・	・	四七五
図版一三	元田草案五―一	・	・	・	四七八
図版一四	元田草案六―一	・	・	・	四八〇
図版一五	井上毅「政府ノ政策ノ関スル意見書草稿」（一部）	・	・	・	四八三
図版一六	井上草案一	・	・	・	四八四

図版一七	井上草案二	・	・	・	四八七
図版一八	井上草案三一	・	・	・	四九〇
図版一九	井上草案三二	・	・	・	四九二
図版二〇	井上草案四一	・	・	・	四九五
図版二一	井上草案五一	・	・	・	四九七
図版二二	井上草案五二(一部)	・	・	・	五〇〇
図版二三	井上草案五三	・	・	・	五〇一
図版二四	井上草案六一	・	・	・	五〇三
図版二五	井上草案七一	・	・	・	五〇五
図版二六	井上草案八一	・	・	・	五〇八
図版二七	井上草案九一	・	・	・	五一一
図版二八	井上草案一〇一	・	・	・	五一五
図版二九	井上草案一一一	・	・	・	五一八
図版三〇	井上草案一二	・	・	・	五二一
図版三一	井上草案一三一	・	・	・	五二五
図版三二	井上草案一四	・	・	・	五三一
図版三三	推敲過程まとめ草案の下書き一	・	・	・	五三三
図版三四	推敲過程まとめ草案の下書き二	・	・	・	五三六
図版三五	推敲過程まとめ草案の浄書一	・	・	・	五四〇
図版三六	井上草案一五	・	・	・	五四六



図版三七	文部省参考草案の下書き	・	・	・	五四八
図版三八	文部省参考草案の浄書	・	・	・	五五〇
図版三九	島田参考草案―一	・	・	・	五五三
図版四〇	井上草案一六一―一	・	・	・	五五六
図版四一	井上草案一七	・	・	・	五五八
図版四二	井上草案一八	・	・	・	五六一
図版四三	井上草案一九―一	・	・	・	五六三
図版四四	井上草案二〇	・	・	・	五六五
図版四五	割注付き完成文書	・	・	・	五六七
図版四六	悖ラス出処文書	・	・	・	五七一

勅語衍義序

今上御極之二十三年十月召文部  
大臣下此勅語頒布海内臣民恪  
遵奉行謹案維新以來肅紀綱  
革弊習取西法補我短雖民生之  
智識日進而教道不明德義不講  
以致風俗之日壞

今上軫念所以有此聖諭也蓋以邦  
國之勢力存乎人民之德行而立憲  
政體之邦為最然則守此聖諭  
凜々弗違俾吾邦德威輝海外者  
豈非臣民之分所當盡耶井上哲二  
郎氏作之衍義適合余意喜而題

中村家字之書

勅語衍義	今上御極	大臣下此	遵奉行謹	革弊習取	智識日進	以致風俗
------	------	------	------	------	------	------

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ天ニ出ラ△

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ天ニ出ラ△

忠孝ハ人倫ノ大本ニシテ其原ハ天ニ出ラ△

△我國ニ生ル、者ハ皆是レ朕ガ臣子ナリ其君父夕  
 ル萬世一系ノ帝室ニ對シテハ帝ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々  
 其盡スヘキ職分ヲ盡シ天意ニ叶フヲ務ムヘキ  
 父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ君ニ對シテ敬愛ノ誠ヲ致  
 ス之ヲ忠ト云ヒ父ニ對シテ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云ヒ對  
 スル所ニ別アル事ナシ故  
 ニ君父ニ對シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ大ニ得テ道ル可カラズ  
 又忠孝ヲ盡ス時ハ自ラ天意ニ叶ヒ幸福ハ求メスシテ来ルモ  
 ノゾ或ハ不運ニシテ忠孝ノ為ニ禍ヲ蒙ル事ナキニ非サレ  
 凡其忠孝ノ美名ハ千載ノ後ニ傳ハリテ永ク朽ス後世子

△

孫必不其餘慶ヲ受クハ... 是レ忠孝ノ天意ニ叶フカ  
故ナリ

忠孝ノ心ハ天ヲ畏ル、ノ心ニ出テ天ヲ畏ル、ノ心ハ人ニ

固有ノ性ニ生スサレバ天ヲ畏ル、ノ心ハ即チ神ヲ敬フノ

心ニシテ譬ハ木石ニ理紋アル愈々削レハ愈々顯ハレ其

体ヲ消滅セザル限リハ之ヲ除キ去ルヲ能ハサルガ如ク

人タル者ニ其生アラン限リハ天敵神ノ心ハ消滅スベ

カラザル者ナリ此心ノ發動ハ君父ニ對シテ忠孝トナル其

忠孝ノ心ヲ擴メテ世間ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナリ

萬善ノ本源トナリ徳義ノ根元トナルモノゾ

深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善ニモアレ

惡ニモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思



へ氏天 **臨**ノ昭 **臨**スル所ナレバ自ラ青天白日公衆  
 ノ面前ニ發覺シ掩へ氏掩ハレス隱セ氏隱カレズ其感  
 應ノ捷ナルハ聲ノ響ニ應シ影ノ形ニ從フガ如シ天人  
 一致内外洞澈顯微間ナシトハ即是ナリ之ヲ知ラバ人  
 争デカ其獨ラ慎ミ天ヲ畏レ神ヲ敬ハテハアルベキ  
 神君我心心神ノ舍 **断** **我**天通通スル者ナリ天ヲ  
 畏レ神ヲ敬フニハ先ツ我心ヲ清淨ニシテ誠實ナルヲ旨  
 トセヨ我心清淨ナラス誠實ナラスレテハ何程ニ外面ヲ  
 装フ氏天意ニハ叶フマシキソ天意ニ叶ハサル虚偽ノ行ヒ  
 ハ居父ニ對シテ真ノ忠孝ニアラガレハ世間ニ向テモ亦  
 真ノ仁愛トモナラス真ノ信義トモナラサルナリ  
 我國 **立憲政体ノ下ニ立ツ今日**



ニ於テハ君父ニ忠孝ナルト共ニ愛國ノ義ヲ專ラニ心  
掛ケヨ愛國ノ義ハ誠ヲ盡シテ天意ニ叶フニ在レバ常ニ  
仁愛信義ノ道ニ背カズ智識ト徳義ト並ビ長シ品行完  
全ナル國民トナリテ益々我國ノ品位ヲ進メ外人ヲシテ親  
シ敬ハシムルヲ期スベシ

朕ニテ自治獨立ノ良民ナリ団体トナリテハ其郷土ノ繁  
榮ヲ謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我  
國ノ富强ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛  
苦ヲモ堪エ忍ビ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ  
依頼スルコト勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レヨ

天道ハ善ニ福シ淫ニ禍スルヲ常トスルガ故ニ善ヲ好シ  
惡ヲ憎ムハ人性ノ自然ニ出ヅ去レハ勸善懲



惡ノ教ヲ奉

シ身ノ為メ國ノ為メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ

人々忽ニス可カラザル務ナリ故其本スル所何●教タルヲ問ハス焉モ

帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠義ヲ盡サント誓フ者ハ皆盡

ク善良ナル我國ノ臣民ナルゾ

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ萬國對立ノ今日ニ

在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ對シテハ忠孝ノ

誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身

ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇

耐忍ノ氣象ヲ養ヒ品行ヲ進メテ尊フベキ人タラントテ

勉メ且是ゾ誠ニ立身教國帝用ヲ愛護スル道ナルゾ之ニ及シテ遊

惰ニ流レ輕薄ニ隔リ驕ヲ好シ詐ヲ耻チザルノ萌モアラハ

其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱ナラシメ萬國ニ對立スルヲ能

ハカシ而已カハ自治獨立ノ良民トナルヲモ亦難カルベシ  
朕ガ目子タラシモノハ深ク畏レ痛ク誠メ已テ修メテ以  
テ天意ニ叶フテヲ務メヨ

忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ニメ其原實ニ天ニ出ヅ皇國ニ生ル、  
者ハ皆是レ朕カ臣子ナレハ萬世一系、  
帝室ニ對シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其盡スヘキ職分  
ヲ盡シ自己ノ良心ニ愧ズ天意ニ合フヲ務ムベシ  
父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ君ニ對シ敬愛ノ誠ヲ致ス  
之ヲ忠ト云イ父ニ對シ敬愛ノ誠ヲ致ス之ヲ孝ト云フ對  
スル所ニ別アレト誠ヲ致スノ心ニ別アルヲナシ故ニ君  
父ニ對シテ不忠不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ逭ル可ラズ又  
忠孝ヲ盡ス時ハ自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ來ル  
モノゾ或ハ不運ニメ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非  
サレト其美名ハ萬世ノ後マデモ傳ハリ永ク朽ズ後世子  
孫必ズ其餘慶ヲ受ク是レ忠孝ノ天意ニ合フガ故ナリ

天ヲ畏レ神ヲ敬ラノ心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ  
官ニ視聽ノ性アルガ如シ又水理石紋ノ如ク愈々刮リ去  
レバ愈々顯ハレ出ヅ人タル者其生アラシク限リハ其心消滅  
スルナシ斯心君父ニ對シテ發スレバ忠孝トナリ他人ニ  
對シテ發スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ萬善ノ本源  
ニシテ道義ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善ニモアレ惡ニ  
モアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ラスト思ヘテ天神  
ノ昭臨スル所ナレバ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ發覺  
シ掩ヘテ掩ハレズ隱セテ隱サレズ其感應ノ捷ナルハ  
聲ノ響ニ應シ影ノ形ニ從フガ如ク天人一致内外洞徹顯  
微間ナキナリハ即是ナリ之ヲ知ラバ人々争デカ其獨ヲ慎ミ  
天ヲ畏レ神ヲ敬ハデハアルベキ

吾心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ神ヲ  
敬フニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠實ナルヲ旨トセヨ我心清  
淨ナラズ誠實ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フモ天意ニハ  
叶フマジキソ天意ニ叶ハサル虚偽ノ行ハ君父ニ對シテ真  
ノ忠孝ニアラザレハ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛トモナラズ真  
ノ信義トモナラザルナリ他人

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ而シテ善ニ福シ淫ニ  
禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身  
ノ為メ國ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠ルべ  
カラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ帝國ヲ  
愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ善良ナル  
臣民ナリ

自治獨立ノ良民トナリ團體トナリテハ其郷土ノ繁栄ヲ



謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我國ノ富強ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲモ堪エ忍ビ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼スル一勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レヨ

立憲政体ノ下ニ立ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君愛國ノ義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念ミ忘ルベカラズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

國ノ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ萬國對立ノ今日ニ在テハ人々皆天ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ對シテハ忠孝ノ誠ヲ致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣ヲ養ヒ品行ヲ進メテ尊フベキ人タラシテ勉メヨ是ゾ誠ニ

修

立身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕ヲ  
好ミ詐ヲ耻チザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱ナラ  
シメ萬國ニ對立スルヲ能ハザル而已カハ自治獨立ノ良民  
トナルヲモ亦難カルベシ朕ガ臣子タテシモノハ深ク畏レ  
痛ク誡メ已ヲ修メテ以テ天意ニ叶フヲ務メヨ

忠孝ノ道ハ人倫ノ大本ニ其原竇ヲ夫ニ出ヅ皇國ニ	生ル者ハ皆是レ朕ガ臣子ナレバ萬世一系ノ	帝室ニ對シテハ常ニ忠孝ノ心ヲ存シ各々其盡スベキ	職分ヲ盡シ自己ノ良心ニ愧ズ夫意ニ合フテシ務ム	ベシ	父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ故ニ君父ニ對シテ不忠	不孝ナレバ罪ヲ天ニ獲テ遠ル可ラズ又忠孝ヲ盡ス時ハ	自ラ天意ニ合イ福祉ハ求メズシテ來ルモノゾ或ハ不運	ニメ忠孝ノ為ニ禍害ヲ蒙ル事ナキニ非ザレト其美名	ハ萬世ノ後マデモ傳ハリ永ク朽ズ後世子孫必ズ其	餘慶ヲ受ク是レ也孝ノ天意ニ合フガ故ナリ	天ヲ畏レ神ヲ敬ク心ハ人々固有ノ性ニ生ズ恰モ耳目ノ
------------------------	---------------------	-------------------------	------------------------	----	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	---------------------	--------------------------

ナリ

ホルコト 臣子ニシテ

文部省



官ニ視聽ノ性アルが如シ又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去  
 レバ愈々顯ハレ出ヅ斯心君父ニ對シテ發スレバ忠孝ト  
 ナリ他人ニ對シテ發スレバ仁愛トナリ信義トナル即チ萬  
 善ノ本ニメ道義ノ根元ナリ  
 深夜暗室ノ中ニ在テ發生スル所ノ一念ハ善モ惡モ  
 キモアレ自己一人ノ外ハ誰アリテ是ヲ知ルモ思ハレ  
 天神明昭臨スル所ニシテ自ラ青天白日公衆ノ面前ニ  
 發覺シ掩ヘレ掩ハレズ隱セレ隱サレズ其感應ノ捷ナ  
 ルハ聲ノ響ニ應シ影ノ形ニ從フが如ク天人一致内外  
 洞徹顯微間ナキナリ之ヲ知テバ人々爭テカ其獨ヲ慎  
 マデハアルベキ  
 吾心ハ神ノ含スル所ニシテ天ト通スル者ナリ天ヲ畏レ  
 神ヲ敬ルニハ先ヅ我心ヲ清淨ニシテ誠實ナルヲ旨トセヨ

我心清淨ナラズ誠實ナラズシテハ何程ニ外面ヲ装フモ天  
意ニハ叶フマジキゾ天意ニ叶ハザル虚偽ノ行ヒハ君父ニ  
對シテ真ノ忠孝ニアラザレバ世間ニ向テモ亦真ノ仁愛ト  
モナラズ真ノ信義トモナラザルナリ

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ヅ而シテ善ニ福シ  
淫ニ禍スルハ天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教規ニ服シ  
身ノ為メ國ノタメ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人々須臾モ怠  
ルベカラザル務ナリ故ニ何ノ教道ヲ奉ズルヲ問ハズ苟モ  
帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆皇國ノ  
善良ナル臣民ナリ

**自若** 獨立ノ良民トナリ團體トナリテハ其郷土ノ繁榮ヲ  
謀リ一身ニ於テハ其家族ノ幸福ヲ増シ積テ以テ我國ノ  
富强ヲ望ムベシ此望ヲ達センニハ如何ナル艱難辛苦ヲ

我國固有  
尚書ノ書  
ヲ修メ  
マシ

モ堪へ忍ヒ心ヲ前途ノ大成ニ傾ケヨ決シテ他人ニ依頼ス  
ル下勿レ是レ良民タルモノ、任ナリト知レ

立憲政体ノ下ニ幸ツ今日皇國ノ臣民タルモノハ益々忠君

愛國ノ義ヲ奉々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘ルベカラ

ズ智徳並ビ長ジ品行完全ナル人民トナリ國ノ品位ヲ上

進セシメ外人ヲシテ親ミ敬ハシムルヲ期スベシ

國ハ強弱ハ國民ノ品行ニ係ルヲ以テ萬國對シ今日ニ在

テハ↑↑↑皆夫ヲ畏レ神ヲ敬ヒ君父ニ對シテハ忠孝ノ誠ヲ

致シ世間ニ向テハ仁愛ヲ主トシ信義ヲ重シ一身ニ於テハ勤

儉ヲ務メ一家ニ於テハ和熟ヲ求メ常ニ剛勇耐忍ノ氣象ヲ

養ヒ品行ヲ修メテ尊フベキ人タラントヲ勉メヨ是ゾ誠ニ立

身報國ノ道ナルゾ之ニ反シテ遊惰ニ流レ輕薄ニ陥リ驕

ヲ好ミ詐ヲ耻ヂザルノ萌モアラバ其禍ハ忽ニ我國ヲ衰弱

ナラシメ萬國ニ對立スルヲ能ハザル而已カハ自治獨立ノ良民  
トナルヲモ亦難カルベシ朕カ臣子タランモノハ深ク畏レ痛  
ク誠メ臣ヲ修メテ以テ天意ニ叶フヲ務メヨ

罪ヲ天ニ得トス天ノ天心ノ知  
ハ上文ノ見れば罪ヲ知ル父  
ニ得ハトナリト云フハ心ニ合フト  
ナルト云フ

忠	孝	ノ	二	者	ハ	人	倫	ノ	大	本	ナ	リ	殊	ニ
皇	國	ニ	主	ル	者	ハ	朕	カ	惠	愛	ス	ル	所	
ノ	臣	民	ナ	レ	ハ	萬	世	一	系	ノ	帝	室	ニ	對
シ	常	ニ	忠	順	ノ	心	ヲ	以	テ	各	ノ	職		
分	ヲ	盡	シ	自	己	ノ	良	心	ニ	愧	サ	ル	ヲ	務
ム	ベ	キ	ナ	リ										
父	ハ	子	ノ	天	ナ	リ	君	ハ	臣	ノ	天	ナ	リ	臣
子	ニ	シ	テ	若	シ	君	父	ニ	對	シ	不	忠	不	孝
ナ	レ	ハ	罪	ヲ	天	ニ	得	テ	逃	ル	ベ	カ	ラ	ス

七 罪



敬天

サレバ又忠孝ヲ盡ストキハ自ラ天  
 心ニ合ヒ福祉ヲ得ルノ道ナリ或ハ  
 不幸ニシテ忠孝ノ端ニ禍害ヲ蒙  
 ムルコトアルモ美名ハ自然ト萬古  
 ニ傳ハリテ長ク朽ク不後世子孫必  
 ズ不其餘慶ヲ受クヘキナリ  
 敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ズ  
 恰モ耳目ノ官ニ視聽ノ性アルカ如  
 ク又木理石紋ノ如ク愈々刮リ去レ  
 愈々顯ハレ出ス斯ノ心君父ニ對

ニテハ忠孝トナリ社會ニ向ヘバ仁  
愛トナリ信義トナル即チ萬善ノ本  
源ナリ教育ノ根元ナリ  
深夜暗室ノ中ニ生ズル一念ハ  
善~~ノ~~ソノ惡皆天地神明ノ照<sup>臨</sup>スル所  
ニシテ青天白日公衆ノ前ニ發現ス  
テ掩フベカラズ天人一致内外洞徹  
顯微間ナシ神人ノ間感應影響ヨリ  
モ捷カナリ人々其獨ラ慎ミ之ヲ畏  
レザルヘケシヤ

吾ガ心ハ神ノ舎スル所ニシテ天ト  
通スルナリ天ヲ敬シ神ヲ敬セシニ  
ハ先ツ吾ガ心ヲ清淨純正ニセザル  
ヘカラ不苟モ吾ガ心清淨純正ナラザ  
ルトキハイカニ外面ヲ装ヘルモ天  
意ニ協ハズ君父ニ對シテ忠孝トナ  
ラズ世間ニ向ヒ仁愛トナラズ信義  
トナラザルナリ  
善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ  
出ツ而シテ善ニ福ニ淫ニ禍スルハ



天道ノ常ナリサレバ勸善懲惡ノ教  
 規ニ服ニ身ノ爲メ國ノ爲メ禍ヲ避  
 ケ福ヲ求ム故ニ何ハ教規ニ服スルヲ可カスカ  
 ラザル務ナリ故メ爲メ帝國ヲ愛  
 護ニ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者  
 ハ皆皇國ノ善良ナル臣民ナリ  
 今日皇國ノ臣民タルモハ忠君愛  
 國ノ義ヲ奉々服膺ニ仁愛信義ノ道  
 ヲ念ヒ忘ルベカラズ智徳並心長シ  
 品行完全ナル人民トナリ國ノ品位

ヲ上進セシメ外人ヲシテ望ニテ畏  
敬セシムルヲ期スベシ  
獨主ノ良民トナリ團體上ヨリ富强  
ノ國タルヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ビ以  
テ一身一家及ビ社會ノ福祉ヲ造ル  
ベシ見即チ人々自己ノ任ナリ決  
シテ他人ニ委ヌベカラズ  
國ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコト  
ナレハ今日萬國對峙ノ世ニ在リテハ  
人民各自ニ忠信ヲ主トシ禮義ヲ重

ニシ勤儉ヲ務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ  
養ヒ尊貴ナル品行ヲ植立スル<sub>コト</sub>要  
ス而シテ輕薄怠惰詐偽驕佚等ノ惡  
行ノ萌芽ヲ發生セシメザルコトヲ  
務ムベシ然ラザレバ是レ國ヲ衰弱  
ニ陷ムレ萬國ニ對峙スルコト能ハ  
サルノミカ長ク強者ノ餌トナリ獨  
主ノ良民トナルコト能ハサルベシ  
深ク畏レ痛ク滅メサルベケニヤ

中二

乙案

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇國	ニ生ル、者ハ萬世一系ノ帝室ニ對シ常	ニ忠順ノ心ヲ以テ各、ソノ職分ヲ盡シ自	己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナ	リ	父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニ	シテ若シ君父ニ對シ不忠不孝ナレハ罪	ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝	ヲ盡ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得
-------------------	-------------------	--------------------	-------------------	---	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

七部首

ルノ道ナリ或ハ不幸ニシテ忠孝ノ爲メ  
ニ禍害ヲ蒙ムルコトアルモ美名ハ自然  
ト萬古ニ傳ハリテ長ク朽チス後世子孫  
必ス其餘慶ヲ受クヘキナリ  
敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生ス  
恰モ耳目ノ官ニ視聽ノ性アルカ如ク又  
木理石紋ノ如ク愈刮リ去レハ愈顯ハレ  
出ツ斯ノ心君父ニ對シテハ忠孝トナリ  
社會ニ向ヘハ仁愛トナリ信義トナル即  
千萬善ノ本源ナリ教育ノ根元ナリ

深夜暗室ノ中ニ生スル一念ハソノ善ソ  
ノ惡皆天地神明ノ照臨スル所ニシテ青  
天白日公衆ノ前ニ發現シテ掩フヘカラ  
ス天人一致内外洞徹顯微間ナシ神人ノ  
間感應影響ヨリモ捷カナリ人々其獨ヲ  
慎ニ之ヲ畏レサルヘケンヤ  
吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通ス  
ルナリ天ヲ敬ニ神ヲ敬センニハ先ツ吾  
カ心ヲ清淨純正ニセサルヘカラス苟モ  
吾カ心清淨純正ナラサルトキハイカニ



外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハス君父ニ對  
シテ忠孝トナラス世間ニ向ヒ仁愛トナ  
ラス信義トナラザルナリ  
善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出ツ  
而シテ善ニ福ニ淫ニ禍スルハ天道ノ常  
ナリサレハ勸善懲惡ノ教規ニ服シ身ノ  
爲メ國ノ爲メ禍ヲ避ケ福ヲ求ムルハ人  
々須臾モ怠ルヘカラザル務ナリ故ニ何  
ノ教規ニ服スルヲ問ハス苟モ帝國ヲ愛  
護シ帝室ニ忠順ヲ致サント誓フ者ハ皆

皇國ノ善良ナル臣民ナリ

今日皇國ノ臣民タルモノハ忠君愛國ノ  
義ヲ拳々服膺シ仁愛信義ノ道ヲ念々忘  
ルヘカラス智徳并々長シ品行完全ナル  
人トナリ國ノ品位ヲ上進セシメ外人  
ヲシテ望ニテ畏敬セシムルコトヲ期ス  
ヘシ

獨立ノ良民トナリ團體上ヨリ富強ノ國  
タルコトヲ期シ艱難辛苦ヲ忍ビ以テ一  
身一家及ヒ社會ノ福祉ヲ造ルヘシ是レ



即チ人々自己ノ任ナリ決シテ他人ニ委  
ヌヘカラス

國ノ強弱ハ人民ノ品行ニ係ルコトナレ  
ハ今日萬國對峙ノ世ニ在リテハ人民各  
自ニ忠信ヲ主トシ禮義ヲ重ニシ勤儉ヲ  
務メ剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ尊貴ナル品  
行ヲ植主スルコトヲ要ス而シテ輕薄怠  
惰詐僞驕佚等ノ惡行ノ萌芽ヲ發生セシ  
メサルコトヲ務ムヘシ然ラサレハ是レ  
國ヲ衰弱ニ陷イレ萬國ニ對峙スルコト

能ハサルノミカ長ク強者ノ餌トナリ獨  
立ノ良民トナルコト能ハサルヘシ深ク  
畏レ痛ク誠メサルヘケニヤ

此按察棄草ニ  
御参考ニ供ス

忠孝ノ二者ハ人倫ノ大本ナリ殊ニ皇國  
ニ生ル者ハ萬世一系ノ帝室ニ對シ常  
ニ忠順ノ心ヲ以テ各ソノ職分ヲ盡シ自  
己ノ良心ニ愧チサルコトヲ務ムヘキナ  
リ  
父ハ子ノ天ナリ君ハ臣ノ天ナリ臣子ニ  
シテ若シ君父ニ對シ不忠不孝ナレハ罪  
ヲ天ニ得テ逃ルヘカラスサレハ又忠孝  
ヲ盡ストキハ自ラ天心ニ合ヒ福祉ヲ得

※複写本は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号173 (本論文序章を参照)。

(徳育の大旨)

中村正直案

忠孝ノ二者ハ、人倫ノ大本ナリ、(別行)皇  
 國ニ生(忠愛)ルモ、ハ萬世一系ノ帝室ニ  
 對シ、常ニ忠順ノ心ヲ以テ各(職分)ソノ職分  
 ヲ盡シ、自己ノ良心ニ愧チサルコトヲ  
 務ムヘキナリ、(本報)臣子  
 父ハ子ノ天ナリ、君ハ臣ノ天ナリ、臣子  
 ニシテ若シ君父ニ對シ不忠不孝ナレ  
 ハ、罪ヲ天ニ得テ逃ルヘカラズ、サレハ  
 又忠孝ヲ盡ストキハ(或は)自ラ天心ニ合ヒ  
 福祉ヲ得ルノ道ナリ、(或は)不幸ニシテ忠孝  
(萬古)ヲ為メニ禍害ヲ蒙ルコトアルモ、美名  
 ハ自然ト萬方ニ傳ハリテ長ク朽チ(或は)ズ

後世子孫必ス其ノ餘慶ヲ受クヘキナ  
 リ敬天敬神ノ心ハ人々固有ノ性ヨリ生  
 ス、恰モ耳目ノ官ニ視聽ノ性アルカ如  
 ク、又木理石紋ノ如ク、愈刮リ去レハ愈  
 顯ハレ出ツ、斯ノ心君父ニ對シテハ忠  
 孝トナリ、社會ニ向ヘハ仁愛トナリ、信  
 義トナル、即チ萬善ノ本源ナリ、教育ノ  
 根元ナリ、深夜暗室ノ中ニ生スル一念  
 ハ、ソノ善ソノ惡皆天地神明ノ照臨ス  
 ル所ニシテ、青天白日公衆ノ前ニ發現  
 シテ掩フヘカラズ、天人一致、内外洞徹、

顯〔微〕間ナシ、〔慎み畏れざるけんや〕神人ノ間感應影響ヨリモ捷カナリ、人々其ノ獨ヲ慎ミ之ヲ畏レ

サルヘケンヤ、

吾カ心ハ神ノ舍スル所ニシテ天ト通

ス〔もの〕ルナリ、天ヲ敬シ神ヲ敬セシハ先

ツ吾カ〔心ヲ〕清淨純正ニセサルヘカラ

ス、苟モ吾カ心清淨純正ナラサルトキ

ハ、イカニ外面ヲ装ヘルモ天意ニ協ハ

ス、君父ニ對シテ忠孝トナラス、世間ニ

向ヒ仁愛トナラス、信義トナラサルナ

リ、

〔前〕除

善ヲ好ミ惡ヲ惡ムハ人性ノ自然ニ出



以、而シテ善ニ福ニ淫ニ禍スルハ天道  
 ノ常ナリ、サレハ勸善懲惡ノ教規ニ服  
 シ、身ノ爲メ國ノ爲メ禍ヲ避ケ福ヲ求  
 ムルハ人々須臾モ怠ルヘカラサル務  
 ナリ、故ニ何ノ教規ニ服スルヲ問ハス  
 苟モ帝國ヲ愛護シ帝室ニ忠順ヲ致サ  
 ント誓フモノハ皆皇國ノ善良ナル臣  
 民<sup>(立憲ナリ、)</sup>ナリ、<sup>(立憲ナリ、)</sup>  
 今日皇國ハ臣民<sup>(立憲ナリ、)</sup>カタルモ<sup>(立憲ナリ、)</sup>  
 ノ義ヲ拳々服膺シ、仁愛信義ノ道ヲ念  
 々志ルヘカラス、智徳并ヒ長シ品行完  
 全ナル人民トナリ、國ノ品位ヲ上進セ

（果れんこと）

シテ、外人ヲシテ望テ畏敬セシムルコ

ト期スヘシ

獨立ノ良民トナリ、團體上ヨリ富強ノ

國タルコトヲ期シ、（各自其本分たる職業を勉む）艱難辛苦ヲ忍ビ以

テ一身一家及ヒ社會ノ福祉ヲ造ル

シ、是レ即チ人々自己ノ任ナリ、決シテ

他人ニ委スヘカラズ、

國ノ強弱ハ人（民立し、優劣行の）ニ係ルコトナ

シハ、今日萬國對峙ノ世ニ在リテハ、人

民各自ニ忠臣ヲ主トシ、禮義ヲ重ンビ、

勤儉ヲ務メ、剛勇忍耐ノ氣象ヲ養ヒ、尊

貴ナル品行ヲ植立スルコトヲ要ス、而



シテ輕薄急情詐偽驕佚等ノ悪行ノ萌（以下）

深ク茂ク（以下）芽ヲ發生セシメサルコトヲ務ム一ニ

然ラサレハ是レ國ヲ衰弱ニ陥イレ萬

國ニ對峙スルコト能ハサルノミカ長

ク強者ノ餌トナリ、獨立ノ良民トナル

コト能ハサルヘシ、深ク畏レ痛ク誠メ

サルヘケンヤ、

力一案

徳育の大旨

忠孝の二者ハ人倫の大本ナリ殊ニ

皇國ニ生ズル者ハ萬世一系の

帝室ニ對シ忠愛の心を以テ各々その

職分を盡シ自己の良心ニ愧ズルを務

ムべきナリ

父ハ子の天ナリ君ハ臣の天ナリ臣子

ナリ若シ君父ニ對シ不忠不孝ナレバ

罪を天ニ得テ逃ラスルハ又忠孝

を盡スルニ自ラ天心ニ合ヒ福祉即得

るの道や、或は志孝の爲に禍害を蒙る  
るまは美名萬古に傳り朽ちるる  
敬神の心は人、固有の性より生れ、恰も  
耳目の官は視聽の性ありとめく、又木理  
石紋の如く、愈に刮る去る愈に顯り、  
出づるの敬神の心よも、君父に對する  
忠孝とあり、社會に向ふ仁愛とあり、  
信義とあり、即ち萬善の源なりと  
深夜暗室の中、生かする一念は、その善  
の惡、皆天地神明の照臨する所なり

青天白日公衆の前不發現して

掩ふことなし天人一致内外洞徹顯微

間ありし神人の間感應影御者より捷ヤカ

あり、慎み畏まざる者んや

吾が心ハ神の寓舎する所なりて天と通ず

るものなり天を敬し神を敬せんハ先先

吾が心を清浄純正みせざるべからず

立憲政體の下に立ち今日皇國の臣民

たるものハ益ハ忠君愛國の義を奉る服

膺膺すべきハ勿論なり智徳並び長じ品

行完善なる人民となり、國の品位を上進  
せしめ、外人強しと望んで畏れおるを  
期まぐし

自治の良民となり、團體上より富強の  
國となりと期し、各自其本分なる職業を  
勉め、艱難辛苦を忍び、以て一身一家  
及び社會の福祉を造るべし、これ即ち  
人々自己の任なり、他人を委ぬべからず  
神儒佛の三道ハ、勸善懲惡の主意ハ  
本づらざるハ、無し、外教と雖も、その要



こふ歸に故に何の教道を信するや  
問ふに苟も帝國に忠順を誓ふ者ハ  
皆皇國の善良なる臣民なり  
國の強弱ハ人民の品行に係るとなり  
故に今日萬國林立し優勝劣敗の世に  
在りてハ人民各自に忠信を主とし禮  
義を重んじ勤儉を務め剛勇忍耐  
の氣象を養ひ尊卑なる品行を植  
立せらるる要に而して輕薄怠惰詐偽驕  
佚等の惡行を以て深戒と爲さざれば皆

國却して衰弱あり志むるものなり

永孚手書

# 教育大旨

謹テ述スルヲ我

天祖國ヲ開キ民ヲ撫シ皇統一系の萬世一君天壤

窮リ無シ我臣民ノ先祖我

天祖ヲ奉戴シ我子孫ニ傳ハス世々億兆無以テ我

子孫ニ傳イ

君日愛敬皇祖協和親睦常下世一心中必是

我國體ニシテ皇祖道皇リ由皇テ皇起皇ル所皇故皇外皇

轉皇ナリ所皇トシテ臣民ノ共皇ニ順皇告皇

スル所ナリ皇



中貞 春





天下ノ道五ツ。君臣ヲ第一トス。父子兄弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ。天下臣民ト共ニ由ル所ナリ。

君愛シ臣敬シ。君臣一體ニシテ義其間ニ行ハル。故ニ君臣義有リト云。父慈ニ子孝ニ。父子相離レ不親其間ニ行ハル。故ニ父子親アリト云。兄弟ノ順序アル。夫婦ノ和シテ淫セス。朋友ノ信ヲ以テ相交ハル。之ヲ五倫ノ要職ト為ス。

五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ。恭

我仁勇ノ三徳ナリ此ノ三徳ハ

天祖鏡璽劍ノ三器ニ類ハレテ傳下才天下後世示

ス者ハ智仁勇ノ三徳トモ智ハ鏡ノ明

ノ如ク仁ハ璽ノ温潤シカ如ク勇ハ

劍ノ剛断ナルカ如キニ譬言才此智仁勇

ノ三徳以テ五倫ノ要道ヲ行ヒ推シ

テ以テ天下萬事ノ根本ト為スナリ。

智ハ明ラカニシテ分別スル事ナルヲ徳トス。

善惡ヲ知公私ヲ知リ長短ヲ知リ利害ヲ知リ。

善ヲ取公ヲ取リテ私ヲ舍テ利ヲ取私ヲ取リテ公ヲ舍テ利ヲ取利ヲ取リテ身

貴春



才才要要之不不慈慈リ。舎舎キキ短短ク。舎舎テテ害害ク。舎舎テテ  
 堅堅クク行行テテ近近シシテテ女女之之ヲヲ知知ノノ徳徳トトスス。漆漆  
 博博知知和和以以知知。所所無無キキハハ以以テテ知知

トト来来ハハカカララスス

仁仁ハハ誠誠ニニシシテテ愛愛育育ススルルヲヲ徳徳トトスス。第第一一也也

君君ヲヲ愛愛シシ。父父ヲヲ愛愛シシ。兄兄弟弟夫夫婦婦。朋朋友友相相愛愛

シシ。以以テテ天天下下ノノ事事物物ニニ及及ヒヒ。悉悉クク愛愛育育保保

合合シシテテ。温温和和慈慈良良ノノ一一團團結結トト成成ルルヲヲ。仁仁

ノノ徳徳トトスス。優優柔柔姑姑息息ハハ以以テテ仁仁トト為為ススハハ

カカララスス。

智仁勇ノ三徳  
 之ヲ統ルニシテ  
 誠ニハ  
 見祖惟神ノ道  
 貴惟此誠ナ  
 道ヲ  
 忠ヲ  
 孝ヲ  
 義ヲ  
 禮ヲ  
 智ヲ  
 仁ヲ  
 勇ヲ  
 故ニ浮華輕薄虚  
 誕詐偽痛ニ戒ム  
 ル所ナリ

勇ハ義アリテ剛断果決ナルヲ徳トス。其  
 善ノ為スヘキヲ為シ。終ノ為スヘカラサル  
 シ為サス。臣ト為テハ忠ニ死シ。子ト為テハ  
 孝ニ死シ。不義ニシテハ萬金モ取ラス。  
 仁ニ當テハ大敵モ懼ル。一無怯シ。勇  
 ノ徳トス。粗暴輕躁人ヲ侮リ上ヲ凌ク  
 カ如キハ血氣ノ過ナ。勇ノ徳ニ非サルナ  
 リ。

國體ニ由リテ道半リ。道ニ率テ教アリ。教  
 國入ヲ養成スル。道ナリ。我國人ヲ養



貴春



成セント欲シテ異國ハ模擬スル力カ如キ  
 ハ國ノ得策嘉類ヲ招ク非ズル智者ヲ待テ而後  
 知カサルナリ我臣民日本亦自ラ異國人々  
 ラケランフシ思ハサルヘケンヤ

場逸國人ニシテ佛蘭西國人ヲ模擬シ露亞  
 國人ニシテ英吉利國人ヲ模擬センカ其國  
 ノ損害火ヲ見カ如クニシテ其決シテ模擬  
 ヲ欲セサルハ論ヲ待タサルナリ嗚呼我日  
 本國人ニシテ英佛國ヲ模擬シ獨逸國ヲ  
 模擬セント欲ス者其甚シキ者ナ



非カライヤ

日本國人ヲ養成スルハ何<sup>ヲ以テ</sup>先トスル。日本國  
 人ノ精神ナリ。氣魄ナリ。徳性ナリ。風俗ナ  
 リ。或<sup>レ</sup>國<sup>ノ</sup>綱<sup>ヲ</sup>禮<sup>ニ</sup>道<sup>ヲ</sup>明<sup>ニ</sup>シテ。忠<sup>ニ</sup>君<sup>ヲ</sup>愛<sup>ス</sup>國<sup>ヲ</sup>  
 敬<sup>ス</sup>神<sup>ヲ</sup>報<sup>ス</sup>本<sup>ヲ</sup>。精神<sup>ヲ</sup>養<sup>フ</sup>。義<sup>ヲ</sup>重<sup>シ</sup>シ  
 利<sup>ヲ</sup>輕<sup>シ</sup>シ。或<sup>レ</sup>尚<sup>ト</sup>トヒ勇<sup>ヲ</sup>貴<sup>フ</sup>ハ。氣魄  
 養<sup>フ</sup>ナリ。禮<sup>義</sup>廉<sup>恥</sup>守<sup>リ</sup>。敦<sup>厚</sup>節  
 儉<sup>ハ</sup>徳<sup>性</sup>ヲ養<sup>フ</sup>ナリ。老<sup>ヲ</sup>尊<sup>ヒ</sup>幼<sup>ヲ</sup>慈<sup>ミ</sup>  
 鄉<sup>隣</sup>相<sup>助</sup>ケ財<sup>ヲ</sup>通<sup>シ</sup>カシ合<sup>セ</sup>患<sup>難</sup>相  
 親<sup>ス</sup>婚<sup>娶</sup>ノ禮<sup>ヲ</sup>正<sup>シ</sup>親<sup>屬</sup>ノ交<sup>ヲ</sup>篤<sup>ク</sup>



貴 春



スルハ風俗ヲ養フ所アリ

知トモ世ニ求ムトモ須ラクホヲ厚クシテ

末ヲ薄クシスル急ニスヘキ先ニシテテ後ニスヘキ

ヲ後ニシスル精シク守ルルノ堅ク終

始シ我國人タルルノ意性シヲ忘レサルヲ留ル者ノ根本ニス

仁愛ニ世界ニ一視ス佛ノ私ニ復シテク吾

君ヲ尊シミテ以テ人ノ君又ニ及

フヘシ内外彼我ノ秩序ナリ博愛スルハ

異ニ教ニシテ我國ノ道ニ非カルナリ

新ニ興ステモ奮ニ發シ銳ニ進ムヲ復シテ

武ヲ尚ムハ

蓋 智百徳方徳方  
 トカハハ功学  
 ナリ 徳方徳方  
 都レス徳方徳方  
 生ノ業後已  
 ンテ生レリトモ  
 ス

彼ヲ知リ已テ知リ事ニ臨テ懼レ謀ヲ  
 好ンテ成カクシテ暴虎馮河心勇ハ徳ニ非ナリ  
 故ニ最戒ムル所ナリ

藝學ハ其才質ニ隨テ學フヘシ其繁ニ

テ雜ナラシヨリハ寧ロ簡ニシテ精ナラシ  
 シ欲ス虚文ヲ去リテ實行ヲ勉メ空論ヲ  
 抑ヘテ真理ヲ究ムヘシ

德育ハ畢生ノ學ヲ修メ急ルヘカラス智  
 育ハ道理ヲ知ルハ體育ハ徳智ノ二  
 ツヲ兼テ堅確スルノ地盤ナリ。三ツノ者





中学ハ智ヲ授キ  
 徳ヲ進ムルノ階梯  
 ナリ  
 師範学校ハ天下  
 之生徒ノ師表ヲ  
 リ宜シク中心ニ  
 良師純徳ヲ  
 出スルヘキノ人ヲ  
 待テ送スヘシ  
 大学ハ指本補  
 碩ノ襟任倫ノ  
 材ヲ出スル地  
 ナリ宜シク早  
 歳頃學徳ヲ  
 樹出ノ人ヲ製  
 出スヘシ



貴春

十ツヲ欠ケハ教育ノ用ヲ全クセズ

人ノ脳髓精神ヲ堅クスルハ幼雅ノ始メニ在リ

忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐中ヨリ教

養スルヲ第一トス聖賢ノ記傳古今ノ史

其年序ニ順ヒテ涉獵諳記ナルヲ要ス

凡ソ學令校則教師ノ訓導此大旨ヲ闡

云獲揚擴充シ敢テ遺フ一魚カルヘシ

以上

明治廿三年六月十七日 東楚起稿



# 教育大旨

我

天祖國ヲ開キ民ヲ育シ。皇統一系

天壤窮リ無シ。我臣民ノ先祖我

天祖ヲ奉シ。我子孫ニ傳億兆一心。萬世易ル

無シ。是君極父如ク民極子ノ如シ我國體ニシテ君民密着一體ニス。

## 皇祖

皇宗ノ教トスル所。天下臣民ノ共ニ道ト

スル所ナリ。

○ 天下ノ達道五ツ。君臣ヲ第一トス。父子兄

貴春



弟夫婦朋友之ヲ合セテ五倫ノ道トシ。天下臣民ノ共ニ由ル所ナリ。

○ 君愛シ臣敬シ。君臣一體ニシテ義甚  
胡ニ行ハル。故ニ君臣ノ義アリト云。父慈ニ  
子孝ニ。父子相合シテ親其間ニ行ハル。  
故ニ父子親アリト云。兄弟ノ順序アル。  
夫婦ノ和シテ淫セス。朋友ノ信ヲ以テ  
相交ハル。之ヲ五倫ノ要義ト為ス。  
○ 五倫ノ要義ヲ行フニ三ツノ徳アリ。智仁  
勇ナリ。此ノ三徳ハ。

天祖傳フル所ノ三種ノ神器ニ顯ハレ  
 テ天下後世ニ示シ。人々天性ノ固有  
ニ在ス。者昭々トシテ日月星々如ク此ノ  
 三徳アリ。以テ五倫ノ要義ヲ行ヒ推テ  
 以テ天下萬事ノ根本トナス者ナリ。  
 智ハ明ラカニシテ分別スルヲ徳トス。廣ク萬物ノ善惡ヲ  
理ヲ知リ。知リ。公私ヲ知リ。長短ヲ知リ。利害ヲ知ル。  
 而シテ能ク善ヲ取り惡ヲ捨テ。公ニ從ヒ私ヲ  
 去リ。長ヲ用キ短ヲ棄テ。利ニ就キ害ヲ  
 避ケ。擇フ一ノ精シク。守ル一ノ堅キ。之

貴春



シ智ノ徳トス。理ヲ知リテ義ヲ知ラス。  
博識ニシテ約ヲ得カハ。以テ智ト  
ナスヘカラス。

仁ハ公誠ニシテ博愛スルシ徳トス。第一吾  
君ヲ愛シ。吾父ヲ愛シ。兄弟夫婦朋友相  
愛シ。以テ天下人民ニ及ヒ。以テ天下ノ事物  
ニ及ヒ。悉ク愛育保合シテ。温和慈良ノ  
一團結ト成ルヲ。仁ノ徳トス。優柔不斷ハ  
以テ仁トナスヘカラス。

勇ハ義アリテ剛果決斷アルヲ徳トス。其

義理ノ為スヘキハ進テ為シ。其不義ノ  
為スヘカラサルハ敢テ為サス。臣ト為テハ忠  
ニ死シ。子ト為テハ孝ニ死シ。取ルヘカラサルハ  
萬金モ塵芥ノ如ク。仁ニ當テハ大敵モ  
避ケサルヲ。勇ノ徳トス。粗暴激昂人  
ヲ侮リ上ヲ凌クカ如キハ。勇トナスヘカラス。  
智仁勇ノ三徳之ヲ統フルニ一ヲ以テス。一ハ  
誠ナリ。誠ハ  
祖宗惟神ノ道ナリ。誠ヲ思フハ人ノ道  
ナリ。神ノ道ニ隨フヲ云ナリ。神ノ道ニ隨

フハ。忠信ヲ主トシ。常、浮薄輕佻、虛  
妄詐欺ノ行為ヲ戒シ、誠ヲ思フノ  
道ト云フナリ。

○  
國體ニ由リテ道アリ。道ニ由テ教アリ。教  
育ハ我國人ヲ養成スル所以ナリ。我國  
人ヲ養成セント欲シテ。我國體ニ本ツカス。  
我皇道ニ由ラス。我

祖宗ノ教ニ率カハスシテ。專ラ異國ノ文  
物、理學ヲ承用スルハ、猶魂魄ナキノ人  
ヲ粧飾スルカ如シ。國家ヲ舉テ將ニ魂



魄無テモソントス。國家ノ害是ヨリ太甚  
シキハナシ。今獨逸人シテ佛蘭西人ニ  
模擬シ。露西亞人シテ英吉利國人ニ模  
擬セシメントセシ乎。其國ノ損害火ヲ見  
ルカ如クニシテ。其ラ決シテ模擬スルヲ欲セ  
サルハ論ヲ待タガルナリ。嗚呼我日本人  
ニシテ。亦自ラ甘ンシテ異國人タラント欲  
シテ可ナランヤ。

○  
我國人ヲ養成スルハ。何ヲ以テ先トスル。日  
本國ノ精神ナリ。氣魄ナリ。徳性ナリ。





風俗ナリ。我國體ヲ明カニシ。テ忠君愛  
 國敬神教本シ獎勵スルハ精神ヲ養  
 成スル所以ナリ。義ヲ重シレ利ヲ輕シ。武ヲ  
 勸テシ。勇ヲ高テハ不撓不屈敢為堅忍ヲ  
 獎勵スルハ氣魄ヲ養成スル所以ナリ。禮  
 謙ヲ先ニシ廉耻ヲ守リ。敦序ヲ習フ。節  
 儉ヲ行フハ徳性ヲ養成スル所以ナリ。老ヲ  
 尊トヒ幼ヲ慈ミ。祭祀ヲ慎ミ。交際ヲ厚ク  
 シ婚娶ノ禮ヲ正クシ。御隣相助テ財ヲ  
 通シカクハ協ハスルハ風俗ヲ養成スル所以

ナリ

物皆本末アリ學問ノ要本末ヲ明カニスル  
ヲ先キトス 皇室ハ本ナリ天下ハ末ナ  
リ我國ハ本ナリ海外諸國ハ末ナリ  
君父ハ本ナリ社會ハ末ナリ德行ハ本  
ナリ文藝ハ末ナリ國體風俗ハ本ナリ改  
事法律ハ末ナリ教育ハ本ナリ事業ハ  
末ナリ故ニ道德ヲ明カニシテ知識ヲ達  
シ彝倫ニ基ヒテ事業ニ及ホスヲ本  
末ヲ愆テラズトス



本末ヲ云ハハ德育ヲ本トシ知育ヲ次トシ  
 體育ヲ末トス先後ヲ云ハハ體育ヲ先  
 キトシ知育ヲ次トシ德育ヲ後トス然レ  
 體育知育モ徳ヲ離ルハカラス故ニ徳  
 育ハ三ツノ者ヲ貫ク者トス  
 人ノ腦髓精神ヲ堅クスルハ幼稚ノ始ニア  
 リ忠孝ノ道仁義ノ旨父母ノ懐ロノ中  
 ヲリ養成スルヲ第一ノ教育トス國體ノ  
 成立スル所以聖帝明君ノ創業ノ難艱  
 忠賢義烈ノ孝悌等請熟諷誦セシム

テ脳髓ヲ感覺シ自然ノ徳性ヲ養成  
スヘシ

中學ハ知ヲ叢キ徳ヲ進ムルノ要路師  
範学校ハ天下生徒ノ方針ヲ定ムル所  
ナリ皆宜ヒク中正純良ノ人ヲ鑄造ス  
ルヲ目的トスヘシ

大學ハ将来輔弼ノ器經國ノ才ヲ出ス  
ノ地タリ宜シク卓識碩学徳量俊秀  
ノ人ヲ養成スヘシ決シテ理学哲学化学  
等ノ諸科ノ藝技ノ達特ニアラザルナリ



朕惟フニ  
 我皇祖皇宗國ヲ肇メ民ヲ育シ朕徳深存厥道久遠  
 天壤窮リ無シ汝臣民厥祖先ニ継キ惟ク  
 忠悫敬億兆一心萬世易ラス是我國ノ體  
 ナラス所道トスル所而シテ教育ノ本トスル所  
 ナリ  
 天下ノ達道五ツ君受シ臣忠ナルヨリ大ナルハ莫  
 ク父慈ニ子孝ナルヨリ重キハ莫シ兄弟ノ友順ナル  
 夫婦ノ和ナル朋友相信スル之ヲ合セテ五倫ノ道  
 トス此ノ五倫ヲ本トシテ以テ他ニ及ホシ己カ欲  
 セサル所ハ以テ人ニ施ステ無ク親族相親ニ御  
 隣相助ケ國人相保テ萬衆ヲ協和シ是我國ノ  
 達道ニシテ汝臣民共ニ由ル所ナリ

✓

祖訓ノ傳ル所ナリ

人ノ徳ハ智仁勇ヨリ大ナルハ無シ  
知識ヲ開キ仁義ヲ行キ勇武ヲ養ヒ以テ我國國有ノ善性美徳ヲ擴張スヘシ

人ノ徳ハ智仁勇ヨリ大ナルハ無シ教育ハ此徳ヲ成ス所以ナリ  
祖訓ノ在リ物ノ理ヲ窮メテ世界ニ道達スルヲ貴トシ  
善惡ノ辨本末ノ序内外先後輕重ヲ知り公私愛憎  
明カニシテ愛セサル一無シ然レモ  
親疎大ニ輕重各其所ヲ安テ  
懲ラサルノ仕ノ要トス勇ハ敢テ  
道往刑罪決断ヲ以テ責シトス然レモ  
智ハ事物ノ理ヲ窮メ世界古今ニ通達シ機敏銳  
發善ニ明カニ私ヲ去リ進テ止マサルニアリ  
仁ハ天地萬物ヲ包含シテ愛セサル一無シ  
富貴ニ濫ラス貧賤ヲ侮テラス  
業ヲ廣メ國益興盛ヲ擧  
ルヲ抑ホスアリ

養成シテ國威ヲ充大ニスルニアリ

教育ノ要ハ三徳トシテ道ヲ行フニ

スル所以ナリ



皆一心ノ良能  
純誠ニホツカサル  
ナシト云々

所以ニシテ甚要ニ  
之徳ト道ト下ニ  
アリ皆人心ノ良  
能純誠ニホツカ  
ルハナシ

勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ怍チス敢為邁往剛  
果決断臣ト為テハ忠ニ死シ子ト為テハ孝ニ死シ義  
ヲ取リ仁成ト武ヲ尚ホビ愾敵ニ國家ヲ富  
岳ノ安キニ置クニアリ  
故ヨリ教育ノ要ハ知ラ刑キ善明德ヲ進メ其業ヲ  
廣メ國ヲ安ニスル所以ナリ  
貴訓我國ハ善成スル所ニ基本トシテ凡ソ  
立教ノ異同ト風氣ノ文要トトテ尚ハス以テ  
古今ニ準シテ諺ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス  
ルハモ朕衆庶ト俱ニ道由シテ失ハサラシイテ  
庶幾フ

六月廿九日

仁ハ天地萬物ヲ包含シテ愛セザルイナク  
富貴ニ驕ラス貧賤ヲ侮トラス民業ヲ  
興シ國益ヲ廣メ萬衆ヲ協和スルニアリ  
勇ハ仰テ天ニ愧チス俯シテ人ニ怍チス  
敢為邁往剛果決断武シ尚ホビシ義ヲ守  
リ子ト為テハ孝ニ死シ臣ト為テハ忠ニ死  
シ國家ヲ扞衛シテ富岳ノ安キニ置クニ  
アリ  
凡ハ教育ハ要知ヲ開キ徳ヲ進ソ業ヲ廣メ  
國ヲ安ニスル所以シテ其の要ハ三徳ト達道



トラ養取シテ國威ヲ充大ニスル  
トニアリ比一以心ノ良能純誠ニ本ツカザル  
ナシ斯道ハ則祖宗ノ遺訓ニ我カ國臣民  
ノ確信シテ知福スヘキ所ナリ萬國  
ヲ養成スル所以テ是レ教ノ異同ト風  
氣ノ變遷トヲ向ハス以テ古今ニ傳ヘテ  
謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣  
民ト俱ニ永久ニ率由シテ失ハカラン  
シ庶幾フ

我皇祖皇宗國ヲ肇メ民ヲ育シ厥徳宏  
遠天壤窮リ無シ我臣民ノ祖先克ク忠  
ニ克ク敬シ萬世易ラス是我國體ニシテ  
人道ノ基礎教育ノ本原ナリ  
君ハ臣<sup>民</sup>ヲ愛シテ腹心股肱トナシ臣民ハ君ヲ  
敬シテ元首父母トナス父慈ニ子孝ニ兄<sup>友</sup>弟<sup>順</sup>  
<sup>恭</sup>夫婦<sup>和</sup>朋友<sup>順</sup>相信ス之ヲ合セテ五倫ノ  
道トス此ノ五倫ヲ本トシテ推シテ他ニ及ホシ  
己ノカ欲セサル所ハ以テ人ニ施スコト無ク親族



和睦シク 郷隣相助ケ 國人相保チ以テ 億兆  
ヲ 協和スルハ 我國ノ 大道ニシテ 汝臣民ノ 共  
ニ由ル所ナリ

此ノ 大道ニ由ラント 欲セハ 智ヲ 開キ 仁ヲ 體

シ 勇ヲ 養ナハサルベカラズチトナリ 智ハ 萬物ノ 理ヲ 究メ

テ 善ニ 明カニ 義ニ 精シク 進シテ 息マキ 仁ハ

國家 萬民ヲ 保シテ 愛セサル所ナリ 公 誠

私 無ク 力行 倦マサルニ あり 勇ハ 仰テ 天ニ 愧

チス 俯シテ 人ニ 忤チス 剛果 決斷 堅忍 不拔

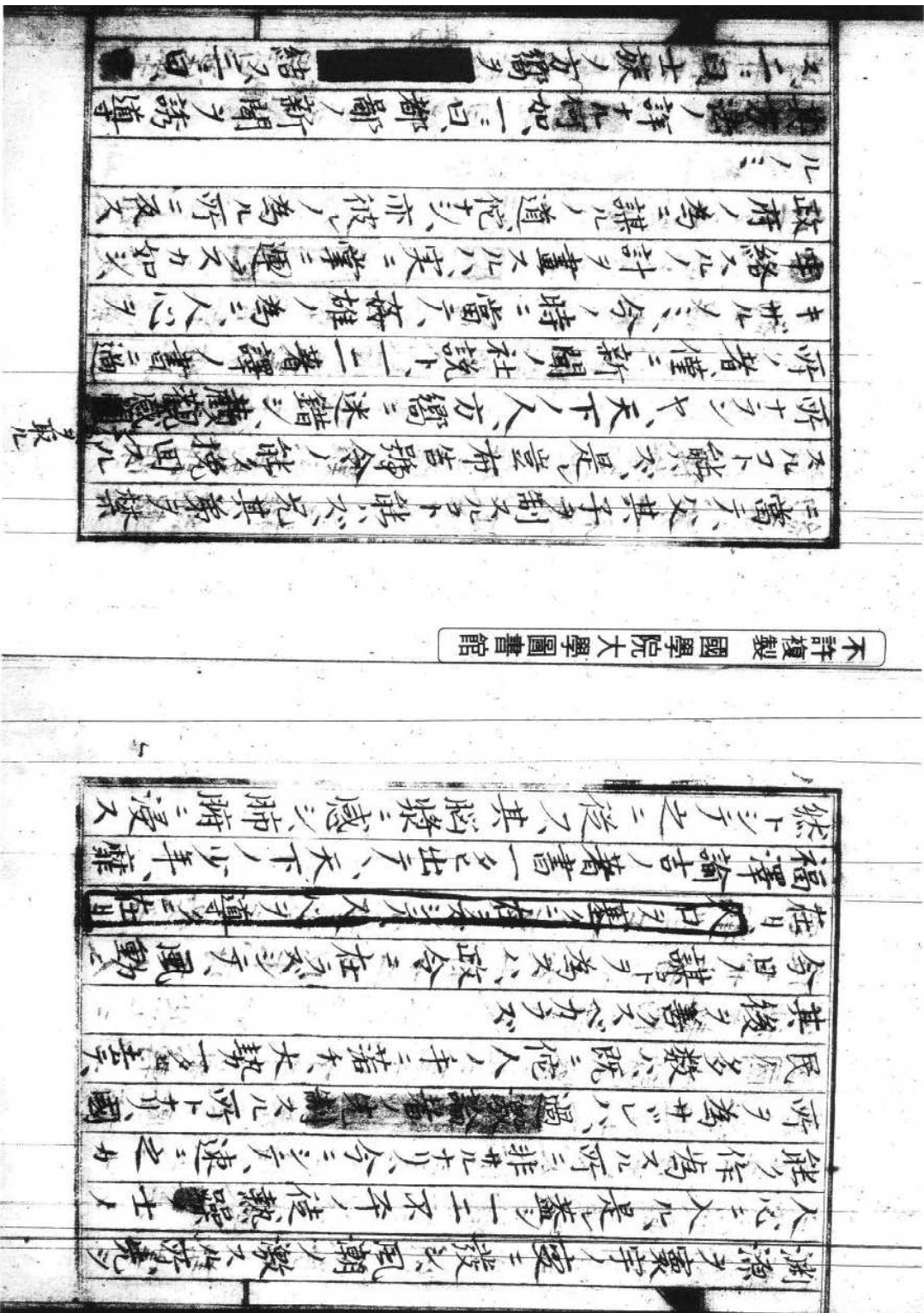
ニアリ 此三ツヲ 以テ 人ノ 大徳トシ 人性ノ

固有ニシテ我國ノ善風美俗ヲ為ス所以  
ナリ

斯道斯德ハ則祖宗ノ遺訓我國臣民同ヲ  
教育スルノ原理ニシテ各國立教ノ異國ト  
風氣ノ變遷トヲ問ハス以テ古今ニ照シテ  
謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラス汝臣民ト共  
ニ永スニ率由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ



書』国学院大学図書館調査室、一九六三年、リール番号10、文書番号A-386の三コマ目)



我カ祖我カ宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ徳ヲ樹ツ  
ルコト深厚臣民厥ノ祖考ニ継キ王室ニ忠ニ以  
③世厥ノ美ヲ濟シ以テ邦ノ光ヲ為セリ朕カ躬  
ニ遠テ大業ヲ中興シ首ノニ有司ニ詔シテ最モ  
教育ヲ慎マシム教育ノ要ハ善ニ從ヒ知ヲ進ム  
ルニ在リ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ親  
族相睦シクシ隣里相保チテ相侵サズ朋友相厚  
クシテ相欺カズ自ラ愛シテ他ニ及ホシ已レカ  
欲セザル所ハ以テ人ニ施サズ其ノ國ニ在リテ

ハ萬衆心ヲ一ニシ義勇公ニ奉シ山海八道實ニ  
祖宗ノ舊物ニシテ即チ臣民ノ郷土惟レ守リ惟  
以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス善ニ非スシテ何  
ッ乎人知ノ發達ハ世其ノ歩ヲ進メ窮極マルコ  
ト無シ乃ノ天聰ヲ啓キ乃ノ良能ヲ導キ業ヲ勉  
メ藝ヲ習ヒ各其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ  
治メ大ニシテハ公益ヲ廣メ以テ俊良ノ民ト為  
リ身ヲ立テ家ヲ利シ國ノ興運ヲ助リ知ニ非ス  
シテ何ッ乎斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ立  
教ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ古今ニ

固クシ

傳ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザルヘシ  
朕衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハザラムコトヲ願フ

月



朕惟フニ我カ皇祖皇室國ヲ肇ムルコト久遠ニ  
徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ  
克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ國ノ  
光ヲ為セルハ此レ乃國體ノ美ニシテ實ニ教育  
ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
相和ニ親族和睦ニクニ隣里相保チテ相侵サズ  
朋友相厚クシテ相欺カズ虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主  
トシ自ラ愛ミテ他ニ及ホシ己レカ欲セサル所  
ハ以テ人ニ施サズ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ

啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治  
ノ身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ廣メ世用ヲ助  
ケ若夫レ國ニ在リテハ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ  
一朝事アレハ義勇公ニ奉シ山海ハ道實ニ祖宗  
ノ舊物ニシテ即チ臣民ノ郷土惟レ守リ惟シ臣  
クシ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ翼戴ス此ノ如キハ  
即チ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス又國家興  
運ノ元素タルベシ斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニ  
シテ子孫臣民ノ俱ニ守ルベキ所凡古今ノ異同ト  
風氣ノ交遷トヲ尚ハス以テ上下ニ傳ヘテ謬ラ

ラス以テ中外ニ施シテ悖ラサルベシ朕爾衆庶  
ト俱ニ遵由シテ失ハサラムコトヲ庶幾フ

朕	惟	フ	ニ	我	カ	皇	祖	皇	宗	國	ヲ	肇	ム	ル	コ	ト	久	遠	ニ
德	ヲ	樹	ツ	ル	コ	ト	深	厚	ニ	臣	民	亦	厥	ノ	祖	考	ニ	繼	キ
克	ク	忠	ニ	克	ク	孝	ニ	億	兆	心	ヲ	一	ニ	シ	テ	以	テ	國	ノ
光	ヲ	為	セ	ル	ハ	此	レ	乃	國	體	ノ	美	ニ	シ	テ	實	ニ	教	育
ノ	本	源	ナ	リ	爾	衆	庶	父	母	ニ	孝	ニ	兄	弟	ニ	友	ニ	夫	婦
相	和	シ	親	族	相	睦	シ	ク	シ	隣	里	相	保	テ	相	侵	サ	ス	
朋	友	相	厚	ク	シ	テ	相	欺	カ	ス	虚	偽	ヲ	去	リ	勤	儉	ヲ	主
ト	シ	自	ラ	愛	シ	テ	他	ニ	及	ホ	シ	己	レ	カ	欲	セ	サ	ル	所
ハ	以	テ	人	ニ	施	サ	ス	子	弟	各	ク	其	業	ヲ	習	ヒ	知	能	ヲ
啓	蒙	シ	以	テ	其	ノ	器	ヲ	成	シ	小	ニ	シ	テ	ハ	生	計	ヲ	治
メ	身	家	ヲ	利	シ	大	ニ	シ	テ	ハ	公	益	ヲ	廣	メ	世	用	ヲ	助
ケ	若	夫	レ	國	ニ	在	リ	テ	ハ	國	憲	ヲ	重	シ	國	法	ニ	遵	ヒ

文部省

一朝事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇  
道ヲ翼戴ス此ノ如キハ即チ朕カ善良ノ臣民ナ  
ルノミナラス又國家興運ノ元素タルヘシ斯ノ  
道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守  
ルヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問  
ハス以テ上下ニ傳ヘテ謬ラス以テ中外ニ施シ  
テ悖ラサルヘシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハ  
サラムコトヲ庶幾フ



朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ  
徳ヲ樹ツルコト深厚ニ臣民亦厥ノ祖考ニ継キ  
克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ以テ國ノ光  
ヲ為セルハ此レ乃國體ノ美ニシテ實ニ教育ノ  
本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和  
シ親族和睦シクシ隣里相保テテ相侵サズ朋友  
相厚クシテ相欺カズ虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主トシ  
自ラ凌シテ他ニ及ホシ己レカ欲セザル所ハ以  
テ人ニ施サズ子弟各其ノ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發

こ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治ノ身  
家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ廣メ世用ヲ助メ若  
夫レ國ニ在リテハ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一朝  
事アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇道ヲ  
翼戴ス此ノ如キハ即チ朕カ善良ノ臣民ナルノ  
ミナラス又國家興運ノ元素タルベシ斯ノ道ハ  
實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルベ  
キ所古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ以テ  
上下ニ傳ヘテ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖ラザ  
ルベシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハザラムコ

トヲ庶幾フ

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



或國家ノ光輝ヲ發揚スル

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ  
 徳ヲ樹ツルコト深厚ト臣民亦厥ノ祖考ニ繼キ  
 克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ國  
 光シ為セルハ此レ乃國體美ニシテ實ニ教育  
 ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
 相和シ親族和睦シ隣里相保テテ相侵サス  
 朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ主  
 トシ自ら愛シテ他ニ及ホシ且レ欲ヲサレ所  
 ハ以テ人ニ施サヌ子弟各々其業ヲ習ヒ知能ヲ  
 啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治

天壤無窮ノ皇基  
光陸ニシテ皇基  
天壤無窮ノ皇基  
ヲ恢知ス

又ノ字或ハ實ニ作ル

實ノ字或ハ即子ニ作ル

推ノ字或ハ及ホスニ作ル

悖ヲカレヘシ或ハ悖ル  
コトナシニ作ル

身家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ廣メ世用ヲ助

ケ若夫レ國ニ在リキハ<sup>常ニ</sup>國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

一朝事アルハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇

道ヲ翼戴<sup>贊</sup>ス此ノ如キハ<sup>獨</sup>朕カ善良ノ臣民十

ルノ<sup>ハ</sup>シナラヌ又國家興運<sup>其基</sup>ノ素タルヘシ斯ノ

道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守

ルヘキ所凡ワ古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問

ハス以テ上下ニ傳<sup>推</sup>ヘテ謬ラス以テ中外ニ施シ

テ悖<sup>コトナシ</sup>ヲカレヘシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由シテ失ハ

サラムコトヲ庶幾フ

甲案

朕	惟	フ	ニ	我	皇	祖	皇	宗	國	ヲ	肇	ム	ル	コ	ト	久
遠	ニ	德	ヲ	樹	ツ	ル	コ	ト	深	厚	ナ	リ	臣	民	亦	厥
ノ	祖	考	ニ	繼	キ	克	ク	忠	ニ	克	ク	孝	ニ	億	兆	心
ヲ	一	ニ	シ	テ	以	テ	國	ノ	光	輝	ヲ	發	揚	セ	ル	ハ
此	レ	乃	國	體	ノ	粹	美	ニ	シ	テ	實	ニ	教	育	ノ	本
源	ナ	リ	爾	衆	庶	父	母	ニ	孝	ニ	兄	弟	ニ	友	ニ	夫
婦	相	和	キ	親	族	相	睦	ト	隣	里	相	保	チ	テ	相	侵
サ	ス	朋	友	相	厚	ク	シ	テ	相	欺	カ	ス	虚	偽	ヲ	去
リ	勤	儉	ヲ	主	ト	シ	自	ラ	愛	シ	テ	他	ニ	及	ホ	シ

子第各其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其  
ノ器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ治メ身家  
ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ廣メ世用ヲ助  
ケ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一朝事ア  
レハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運  
ヲ恢弘ス此ノ如キハ獨リ朕カ善良ノ臣  
民ナルノミナラス又國家興隆ノ基礎ト  
ルヘシ斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ  
子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ソ古今ノ  
異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハス以テ上下

了 帝 年





力  
二

リ	サ	婦	源	此	ヲ	ノ	遠	朕
勤	ス	相	ナ	レ	一	祖	ニ	惟
儉	朋	和	リ	乃	ニ	考	徳	フ
ヲ	友	キ	爾	國	シ	ニ	ヲ	ニ
主	相	親	衆	體	テ	繼	樹	我
ト	厚	族	庶	ノ	以	キ	ツ	皇
シ	ク	相	父	粹	テ	ク	ル	祖
自	シ	睦	母	美	國	ク	コ	皇
ラ	テ	ト	ニ	ニ	ノ	忠	ト	宗
愛	相	孝	孝	シ	光	ニ	深	國
シ	欺	兄	ニ	テ	輝	克	厚	ヲ
他	カ	弟	兄	實	ヲ	ク	ナ	肇
ニ	ス	友	弟	ニ	發	ク	リ	ム
及	虚	友	友	教	揚	孝	臣	ル
ホ	偽	ニ	友	育	セ	ニ	民	コ
シ	ヲ	夫	友	ル	億	亦	ト	
	去	夫	友	本	ハ	兆	厥	父



※複写本は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号173 (本論文序章を参照)。

参

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ徳  
ヲ樹ツルコト深厚ナリ臣民亦朕ノ祖考ニ継キ  
克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ以テ國ノ  
光輝ヲ發揚ヒルハ此レ乃國體ノ粹美ニシテ實  
ニ教育ノ本源ナリ爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友  
ニ夫婦相和キ親族相睦ヒ隣里相保チテ相陵サ  
ズ朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤儉ヲ  
主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各其業ヲ習  
ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ小ニシテハ  
生計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニシテハ廣益ヲ廣メ  
世用ヲ助ケ常ニ國憲ヲ重ニ國法ニ遵ヒ一朝事

アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ恢  
弘ス此ノ如キハ獨リ朕カ善良ノ臣民ナルニ  
ナラス又國家興隆ノ基礎タルハ此ノ斯道ハ實ニ  
祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所  
凡ソ方今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハス以テ  
上下ニ推シテ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコ  
トナシ朕爾衆庶ト俱ニ遵由ニシテ失ハサラムコ  
トヲ庶幾フ



朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト久遠ニ徳  
 ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我臣民亦厥ノ祖考ニ継キ克  
 ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ十心以テ國ノ光輝ヲ發  
 揚セルハ此レ乃國體ノ粹美ニシテ、此ノ國體ニ基キ此祖徳ヲ継キ國ヲ守ル實ニ教育  
 ノ本源ナリ、今爾衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦  
 相和精神ヲ養成シ親族相睦ヒ隣里相保ウテ相争ハ侵サズ朋友  
 相厚信リシテ相欺カス虚偽ヲ去リ、成実勤儉ヲ主トシ  
 茶儉公レテ持シテ衆相取カス其學ヲ勤メ子弟各々其業ヲ習ヒ知  
 能ヲ啓發シ以テ其器ヲ成シ小ニシテハ生計ヲ

✓

治其身家ヲ利按ニスルニ止マラス進テ大ニ進テ公益ヲ廣道ノ世用ヲ  
 助テ備ニ國憲ヲ重重國法ニ尊後朝事アルハ  
 義勇公難ニ奉武以テ天皇無窮ノ皇運ヲ振ス  
ス此如キハ獨リ朕カ善良ノ臣民ナルノミナラス  
世界ノ顯明花花國粹又國家興隆ノ基礎タルヘシ斯道ニ實ニ祖宗ノ  
 遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ守ルヘキ所凡ノ古今  
 ノ異同ト風氣ノ變遷トラ向ハス以テ上下ニ推シテ  
 謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾衆庶  
 下俱ニ尊由シテ失ハサランコトヲ庶幾フ



朕惟フニ。我皇祖皇宗。國ヲ肇ムルコト久  
 遠ニ。徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我臣民亦  
 克ク忠ニ。克ク孝ニ。億兆心ヲ一ニシテ。國ノ  
 光輝ヲ發揚セシハ。此レ乃國體ノ粹美  
 ニシテ。實ニ教育ノ本源ナリ。今爾<sup>臣民</sup>衆庶  
 此ノ國體ニ基ツキ。此ノ祖徳ヲ<sup>継</sup>キ。愛敬  
 心始終渝ラス。父母ニ孝ニ。兄弟ニ友ニ。  
 夫婦相和ラキ。親族相睦ヒ。朋友相<sup>厚</sup>信シテ  
 相欺カス。隣里相保チテ。相争ハス。心虚

✓

偽ヲ去リテ。誠實ヲ主トシ。恭儉己レヲ持シ。  
公信愛衆ニ及ホシ。以テ各々其學ヲ勤メ。  
其業ヲ習ヒ。知能ヲ啓發シ。德量ヲ擴充  
シ。以テ其器ヲ成シ。帝其身家ヲ安ニス  
ルニ止マラス。進ンテ公益ヲ廣メ。世道ヲ鞅興  
シ。國憲國法ヲ章明シ。以テ國家ノ基礎  
ヲ隆盛ニシ。緩急事アレハ。大節難ニ殉  
シ。義勇ヲ奮ヒ。國威ヲ宣ヘ。以テ天壤無  
窮ノ皇運ヲ恢弘スヘシ。此ノ如キハ。獨リ  
朕カ忠良ノ臣民ナルノミナラス。又世界ニ



顯著ナル國粹タルヘキナリ。斯ノ道ハ我祖  
 宗ノ遺訓ニシテ。子孫臣民ノ俱ニ守ルヘ  
 キ所。凡古今ノ異同ト風氣ノ變遷ト  
 ラ問ハス。以テ上下ニ推シテ謬ラス。以テ中外  
 ニ施シテ恃ルコトナシ。朕爾衆庶ト俱ニ  
 道由シテ。益々光大ナラシイラ庶幾フ。爾  
 臣民宜シク本志ヲ明ラカニシテ内外ノ辨ヲ審サニシテ教育ノ標準ヲ愆ル  
 ントガ按スルニ衆庶ノ二字ハ汎ク臣民ニ係ルト是レ  
 貴族ニ及ハサルノ嫌ヒアリ故ニ臣民ト改ムレハ  
 難ナシ

賢ヲ尊ト光  
ヲ安シ弱ヲ扶  
ケ幼ヲ慈シト  
廉ヲ恥シト  
博愛衆ニ及  
ホシキ和シテ同  
セス恭儉已レテ  
持シ美ヲ見テ  
敢ラ為ル見テ  
率ヒテ学ヲ勤  
ソ依テ才ヲ業ヲ期

朕惟クニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト久  
遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣民亦克  
ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ國ノ光  
輝ヲ發揚セルハ此レ我國體ノ粹美ニシテ  
實ニ教育ノ本源ナリ今爾臣民此ノ國  
體ニ基ツキ此ノ祖徳ヲ継キ愛敬推シ一  
終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相  
和ラキ親族相睦ニ朋友相厚信シテ相欺  
カス隣里相保ケテ子ヲ相學シ以テ虛偽ヲ去リ

✓



小利近功ヲ見  
スレテ大節純  
忠ヲ志シ

唯身家ヲ成  
立スルニ止マラス  
進ンテ必済ス  
テアリ 進利ヲ謀  
ラス 遠猷ヲ思  
ヒ小功ヲ見ス大  
忠ヲ志ス

緩急事アルハ  
鞠躬難ニ殉  
シ 非武殺ナキ  
謀ヲ好テ善ヲ断シ

誠實ヲ重シテ恭儉已ラシテ持シテ信愛衆  
日及本シ各々其學ヲ勤メ其業ヲ習フ  
知能ヲ啓發シ徳量ヲ擴充シ以テ其器  
ヲ成ス 管其身家ヲ安ニスルニ止マラス  
進ンテ公益ヲ廣メ世道ヲ興シ國憲國  
法ヲ章明シ以テ國家隆盛ノ基礎ヲ  
鞏固ニシ 緩急事アルハ 大節難ニ殉ヒ  
義勇ヲ奮ヒ國威ヲ宣ヘ以テ天壤無  
窮ノ皇運ヲ恢弘ス 此ノ如キハ獨リ  
朕カ忠良ノ臣民ナルノミナラス又世界ニ

美ラシテ世界ニ表彰スルニ足リ  
顯著ナル我國粹の美ヲ表スルニ足ルリ斯ノ  
道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ  
俱ニ守ルヘキ所凡古今ノ異同ト風氣ノ  
變遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シテ謬ヲス  
以テ中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民  
ト俱ニ遵由シテ益々光大ナラニコトヲ庶  
幾フ



臣民ノ下ニ此ノヲ  
入ル如何

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト  
 久遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣  
 民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニ  
 シテ國ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我國  
 ノ粹美ニシテ實ニ教育ノ本源ナリ今  
 爾臣民國體ニ基ツキ祖徳ヲ述ハ愛敬  
 惟一終始渝ラス父母ニ孝ニ兄弟ニ  
 友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ賢ヲ尊  
 小也老ヲ安ク弱ヲ扶ク幼ヲ慈王誠



宜シクテ更ニ  
字ニ換フ所

實ヲ主トシ廉耻ヲ重シ恭儉己ノヲ  
 持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及木  
 シ和シテ同セス性ニ率<sup>順</sup>循<sup>レ</sup>テ學ヲ勤ソ  
 才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ德量  
 ヲ擴充シ以テ各々其器ヲ成シ<sup>己</sup>膏身家  
 ヲ成立スルヲ正<sup>ス</sup>而<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>進<sup>ム</sup>テ必濟不<sup>レ</sup>日  
 小<sup>シ</sup>イ<sup>ハ</sup>リ<sup>宜</sup>不<sup>レ</sup>利<sup>ニ</sup>見<sup>ス</sup>テ大忠<sup>カ</sup>志<sup>シ</sup>進<sup>テ</sup>  
 功<sup>ヲ</sup>計<sup>ラ</sup>リ<sup>成</sup>利<sup>ニ</sup>安<sup>シ</sup>ク<sup>テ</sup>遠<sup>ク</sup>猷<sup>ヲ</sup>思<sup>ヒ</sup>公<sup>ニ</sup>益<sup>ヲ</sup>廣<sup>ク</sup>  
 ノ<sup>シ</sup>經<sup>ヲ</sup>論<sup>シ</sup>興<sup>シ</sup>國<sup>ノ</sup>憲<sup>ヲ</sup>法<sup>ヲ</sup>顯<sup>シ</sup>章<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>  
 國家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニ<sup>シ</sup>緩急事<sup>ヲ</sup>ア



伸ハ神武神武殺殺母母及及謀謀ヲ好好シシヲ善善ク断断シ  
 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスヘシ  
 此ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タル  
 ノミナラス又我國ノ粹美ヲ世界ニ表  
 彰スルニ足レリ斯ノ道ハ我祖宗ノ遺  
 訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ  
 所凡ソ古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ  
 問ハス以テ上下ニ推シテ謬ラス以テ  
 中外ニ施シテ悖ルコトナシ朕爾臣民

ト共ニ脩明シテ益々光大ナランコト  
ヲ庶幾フ



朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト  
久遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我臣  
民亦克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニ  
シ以テ國ノ光輝ヲ發揚セルハ此レ我  
國ノ粹美ニシテ實ニ教育ノ本源ナリ  
今爾臣民斯ノ國體ニ基ツキ祖德ヲ述  
ヘ愛敬惟レ一終始渝ラス父母ニ孝ニ  
兄弟ニ友ニ夫婦相和ラキ朋友相信シ  
誠實ヲ主トシ廉耻ヲ重シ恭儉已レ

レ

鞏固ニスヘシ此ノ如キハ獨リ朕カ忠  
 國威ヲ伸ヘ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ  
 緩急事アラハ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮  
 由リ以テ國家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ  
 益ヲ廣メ經綸ヲ興シ國憲國法ニ率ヒ  
 成ニ安ンセスシテ大忠ニ志シ進テ公  
 才ニ因テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ德量  
 ホシ和シテ同セス性ニ循ヒ學ヲ勤メ  
 ヲ持シ義ヲ見テ敢テ為シ博愛衆ニ及



良ノ臣民タルノミナラス又我國ノ粹  
 美ヲ世界ニ表彰スルニ足レリ斯ノ道  
 ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱  
 ニ遵守スヘキ所凡ソ古今ノ異同ト風  
 氣ノ變遷トヲ問ハス以テ上下ニ推シ  
 テ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ルコト  
 ナレ朕爾臣民ト俱ニ脩明シテ益々光  
 大ナラントコトヲ庶幾フ

我ハワ<sup>カ</sup>父<sup>カ</sup>道<sup>カ</sup>ト  
 河<sup>カ</sup>字<sup>カ</sup>ニテ<sup>カ</sup>ワ<sup>カ</sup>  
 ワレト<sup>カ</sup>河<sup>カ</sup>マ<sup>カ</sup>スト  
 キニハ振假名  
 ナカルハカラズ  
 我<sup>カ</sup>國<sup>カ</sup>粹美ト  
 心<sup>カ</sup>地<sup>カ</sup>ス我<sup>カ</sup>國<sup>カ</sup>  
 凡<sup>カ</sup>ノ粹美トシ  
 テハ如何  
 愛敬<sup>カ</sup>ヲ一物ト  
 シタルハ孝<sup>カ</sup>經<sup>カ</sup>ニ  
 資<sup>カ</sup>ル事<sup>カ</sup>毎<sup>カ</sup>而<sup>カ</sup>以<sup>カ</sup>

朕<sup>カ</sup>惟<sup>カ</sup>ワ<sup>カ</sup>ニ我<sup>カ</sup>皇<sup>カ</sup>祖<sup>カ</sup>皇<sup>カ</sup>宗<sup>カ</sup>國<sup>カ</sup>ヲ聲<sup>カ</sup>ムルコト久<sup>カ</sup>遠<sup>カ</sup>ニ德<sup>カ</sup>  
 樹<sup>カ</sup>ツルコト深<sup>カ</sup>厚<sup>カ</sup>ナリ我<sup>カ</sup>臣<sup>カ</sup>民<sup>カ</sup>亦<sup>カ</sup>克<sup>カ</sup>ク忠<sup>カ</sup>ニ克<sup>カ</sup>ク  
 孝<sup>カ</sup>ニ億<sup>カ</sup>兆<sup>カ</sup>心<sup>カ</sup>ヲ一<sup>カ</sup>ニシ以<sup>カ</sup>テ國<sup>カ</sup>ノ光<sup>カ</sup>輝<sup>カ</sup>ヲ發<sup>カ</sup>揚<sup>カ</sup>セル  
 ハ此<sup>カ</sup>レ我<sup>カ</sup>國<sup>カ</sup>ノ粹<sup>カ</sup>美<sup>カ</sup>ニシテ實<sup>カ</sup>ニ教<sup>カ</sup>育<sup>カ</sup>ノ本<sup>カ</sup>源<sup>カ</sup>ナリ  
 今<sup>カ</sup>爾<sup>カ</sup>臣<sup>カ</sup>民<sup>カ</sup>斯<sup>カ</sup>ノ國<sup>カ</sup>體<sup>カ</sup>ニ基<sup>カ</sup>ツキ祖<sup>カ</sup>德<sup>カ</sup>ヲ述<sup>カ</sup>ハシ愛<sup>カ</sup>敬<sup>カ</sup>惟<sup>カ</sup>  
 レ一<sup>カ</sup>終<sup>カ</sup>始<sup>カ</sup>渝<sup>カ</sup>ラズ父<sup>カ</sup>母<sup>カ</sup>ニ孝<sup>カ</sup>ニ兄<sup>カ</sup>弟<sup>カ</sup>ニ友<sup>カ</sup>ニ夫<sup>カ</sup>婦<sup>カ</sup>相<sup>カ</sup>  
 和<sup>カ</sup>ラキ朋友<sup>カ</sup>相<sup>カ</sup>信<sup>カ</sup>シ誠<sup>カ</sup>實<sup>カ</sup>ヲ主<sup>カ</sup>トシ廉<sup>カ</sup>耻<sup>カ</sup>ヲ重<sup>カ</sup>ンシ  
 恭<sup>カ</sup>儉<sup>カ</sup>己<sup>カ</sup>レヲ持<sup>カ</sup>シ義<sup>カ</sup>ヲ見<sup>カ</sup>テ敢<sup>カ</sup>テ為<sup>カ</sup>シ博<sup>カ</sup>愛<sup>カ</sup>衆<sup>カ</sup>ニ及<sup>カ</sup>  
 ボシ和<sup>カ</sup>シテ同<sup>カ</sup>セズ性<sup>カ</sup>ニ循<sup>カ</sup>ヒテ學<sup>カ</sup>ヲ勤<sup>カ</sup>メ才<sup>カ</sup>ニ因<sup>カ</sup>

7



事於父其愛

同也次於事君

以事於父其敬

同也トアレ此

惟一ノ志ニ非又

此ノ句互ラクハ曲

故ラ欠ク然ル論

ラズレノ一句亦突

出ラ覺上

和而不同孔子以

ラ君子ノ徳ヲ

顯セリ今之ヲ無

庶ニ望ム恐クハ

語上ニ過ク且改

堂ヲ諷諭スルノ

姪アリ之ヲ例ル

テ業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ德量ヲ擴充シ以テ各

々其器ヲ成シ更ニ小成ニ安シゼズシテ大忠

ニ志シ進ラ公益ヲ廣メ經綸ヲ興シ國憲國法ニ

率ト由リ以テ國家隆盛ノ規模ヲ恢弘ニシ緩急

事アリバ鞠躬難ニ殉シ武勇ヲ奮ヒ國威ヲ伸ベ

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ鞏固ニスベシ扶翼スヘシ

此ノ如キハ獨リ朕が忠良ノ臣民タルノミナラ

ズ又我國ノ粹美ヲ世世ニ表彰スルニ足レリ

斯ノ道ハ我祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ

遵守スベキ所凡ノ古今ノ異同ト風氣ノ變遷ト

依テ申上ス之ヲ悉ヤリ此ヲ插入スル禮似タリ

經綸ノ字ハ中庸ニテハ聖人神聖ノ大作用トス此ニハ極ミナラサルニ似タリ

ヲ問ハズ以テ上下ニ推シキ謬ラズ以テ中外ニ  
施シテ恃ルコトナシカレハ聯爾臣民ト共ニ修明シテ  
益々光大ナラシムコトヲ庶幾フ

明ニ進マム

詩ニ文王ノ後ヲ

公ニテ學有

緝漸ニ于光明

ト云ヘリ



皇文

國風ノ粹美ヲ國體ノ元素ニ擡フ重一重ヲ加フ

祖考ノ下ニ終始一誠ノ一ウヲ加ヘテ一篇ノ骨ヲトス

皇太后其の器ヲ成スニ徳ノ一ヲ採入スルハ器ヲ成スト徳ヲ成スト奉問ノ功

アルヲ以テ器ヲ成スノ一偏ニ止マテラハルヲ益々考フナリ

皇國ノ元素ヲタルニ是レリツ皇國ノ一義ヲ備スニ擡フ

朕惟我皇祖白皇宗肇國

志句備習光明ノ修心ハ皇業ヲ優レルヲ覺フ且光大ノ女

久遠樹徳深厚我臣民

は熱心モアレハナリ進ムノ字ハ者クフ可トスルニ似タリ

亦克忠克孝億兆一心

揚之

以殺國之<sup>揚之</sup>光輝此我國體

元素而實教育之本原

也爾臣民繼述祖考終

德不或

始不渝者於父母友於兄

誠

弟夫婦相和朋友相信

恭儉持已博愛及眾

率性為學因才習業

各成其

啓發知能成其德器

進廣公益開世務後  
急有事以身殉國可  
以扶翼天壤無窮之  
皇運矣如是不持朕  
忠良之臣民又是濟皇國家興  
隆之美矣斯道也我



祖宗之遺訓而不孫臣民  
所當俱遵守凡不問古  
今異同與風氣變遷以  
通上下而不誤所以施中外  
而庶幾存朕與爾臣民俱  
庶幾脩明而益唯光大也

朕惟フニ我カ白皇祖白皇宗

國ヲ肇ムルコト宏久遠ニ徳

ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ

臣民亦克ク忠ニ克ク孝ニ

億兆心ヲ一ニシ世々一統ノ義ヲ以テ國

✓



光輝ヲ發揚(濟)セルハ此レ我カ

國體ノ元素ニシテ實ニ教

育ノ本源ナリ一爾臣民祖先者

ニ繼述シ終始惟一誠一父母ニ

孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キ



朋友相信シ恭儉己レヲ持

シ博愛衆ニ及ホシ性ニ率

ヒテ學ヲ修メ才ニ因テ業ヲ

習ヒ知能ヲ啓發シ其德

器ヲ成ル進テ公益ヲ廣クシ

世務ヲ開キ緩急事アレハ  
躬ヲ以テ國ニ殉シ以テ天  
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼  
スヘシ此ノ如キハ獨リ朕カ忠  
良ノ臣民タルノミナラス

又



國家ノ耿光ヲ宣揚スルニ  
興隆ノ基礎ヲ爲ス

以テ皇國ノ美ヲ濟ス不足

レリ斯ノ道我カ祖宗ノ遺

訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵

守スヘキ所凡ソ古今ノ異同

ト風氣ノ變遷トヲ問ハス

以テ上下ニ通シテラザル認ラス以テ

中外ニ施シテ恃ヘシ

朕爾臣民ト俱ニ脩明拳々服

膺シテ終始惟一

奉先太ナランコトヲ庶

幾フ



※複写本は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号173 (本論文序章を参照)。

渡邊用箋

德教之勅語案

元田朱字加筆

皇	國	之	美	也	斯	道	也	我	祖	宗	之	遺	訓	而	子	孫	臣	民	所		
揚	無	窮	之	皇	運	矣	如	是	不	特	朕	忠	良	之	臣	民	又	足	以	濟	
興	國	元	素	ヲ	皇	國	ノ	美	ヲ	齊	ス	ニ	換	フ							

朕惟我皇祖皇宗肇國及遠樹德深厚我臣民亦克  
 忠克孝億兆一心以發揚國之光輝此我國體元素  
 而實教育之本源也爾臣民繼述祖考終始一誠孝  
 於父母友於兄弟夫婦相和朋友相信恭儉持己博  
 愛及衆率性為學因才習業發達知能成其德器進  
 廣公益開世務緩急有事以躬殉國可以扶翼天壤  
 無窮之皇運矣如是特朕忠良之臣民又足以濟  
 皇國之美也斯道也我祖宗之遺訓而子孫臣民所

國風ノ粹美ヲ屬  
 體ノ元素ニ換ヘテ  
 重一重ヲ加フ  
 祖考ノ下ニ終始一誠  
 ノ一句ヲ加ヘテ  
 一篇ノ骨子トス  
 原文學ヲ勤ムニ作ル  
 為スノ字恰モ好  
 シ其器ヲ成スニ徳ノ  
 字ヲ換入スルハ器  
 フ成スト徳ヲ成スト  
 學問ノ効等差アラ  
 ルヲ以テ器ヲ成ス  
 ノ一偏ニ止マラサルヲ  
 示スナリ







字功要ヲ欠ク故  
ニ修正ヲ加フ

知能ヲ成ス

備侍ヲ教育シ

修身ノ徳ヲ守ル

教育ノ全備ヲ示ス

生計ヲ治メ身家

ヲ利スルハ

勅諭ニ及ハズ故

ニ削除ス

末段斯ノ道ヲ  
一節千鈞万鈞  
然ルニ中間ノ學  
行ク揚ル正ナキ  
ニス又重要ナラス  
故ニ今一層明  
晰ナラシム

ヲ愛シテ他ニ及ホシ子弟各々其業ヲ  
習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其ノ器ヲ成シ  
小ニシテハ生計ヲ治メ身家ヲ利シ大  
ニシテハ公益ヲ廣メ世用ヲ助ケ常ニ  
國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一朝事アレハ  
義男公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ  
恢弘ス此ノ如キハ獨リ朕が善良ノ臣  
民タルノミナラズ又國家興隆ノ基礎  
タルベシ斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニ  
シテ子孫臣民ノ俱ニ守ルベキ所凡ソ



遵由シテ失ハガ  
 ランコトヲ庶幾フ  
 訓ハ斯道ニ在ル  
 氣象ヲ欠ク  
 故ニ修心不  
 遺訓ヲ奉持シテ  
 斯道ニ進カレ誠心  
 ヲ欠ク故ニ奉々云  
 ニ脩正ス

古今ノ異同ト風氣ノ變遷トヲ問ハズ  
 以テ上下ニ推シテ謬ラズ以テ中外ニ  
 施シテ恃ルコトナシ朕爾衆庶ト俱ニ  
 遵由シテ失ハガラムコトヲ庶幾フ

按スルニ厥ノ祖考ニ  
継キ一旬ハ先キ祖  
徳ヲ述ヘト改ムル故  
ニ之ヲ削ル

朕惟フニ我祖<sup>皇</sup>皇宗國ヲ肇ムルコト<sup>宏</sup>久遠

ニ徳ヲ樹ワルコト深厚ナリ。臣民亦厥ノ祖<sup>我ノ字ヲ加フ</sup>

考ニ絶キ克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一

ニシ<sup>世々</sup>以テ國ノ<sup>美</sup>光輝ヲ<sup>濟</sup>發揚セルハ此<sup>我ニ換フ</sup>乃國

體ノ粹<sup>元素</sup>々美ニシテ實ニ教育ノ本源ナリ

✓



衆庶ノ二字上下ノ包  
 スト雖ハ貴族官貢  
 二當ナラサルヲ以テ臣  
 民ニ改ム事句亦同シ

知能一偏ヲ以テ器ヲ  
 成ストスルハ教育ノ  
 主眼ヲ欠ク故ニ徳  
 量ノ一句ヲ加フ

今 臣民國體日墓祖先ニ継本シ  
 祖徳日述愛敬惟日終始

爾 衆庶父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和

朋友相信シ

キ 親族相睦御隣里相保枝相侵平サス

廉耻の重なる誠實

朋友相厚クシテ相欺カス虚偽ヲ去リ勤

恭儉己ヨラ持シ博愛衆

儉ヲ主トシ自ラ愛シテ他ニ及ホシ子弟各

姓ニ率ヒテ其學ヲ勤ソオニ因ラ

徳量ヲ成就

其業ヲ習ヒ知能ヲ啓發シ以テ其器ヲ成

生計ヲ治メ身家ヲ  
利スルヲ教育中ノ  
旨トスルハ  
勅諭ニ掲ぐニ及ハス

シハニシテハ、性計ヲ治メ身家ヲ利シ大ニ

進ニテ後論ノ要

テハ公益ヲ廣メ世用ヲ助ケ常ニ國憲ヲ

重シ國法ニ遵ヒ一朝事アレハ義勇公ニ

團服ニ

躬ヲ以テ國ニ殉シ

扶翼ニ

奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ振弘ス此

如キハ獨リ朕カ善良ノ臣民タルノミナラス

忠



尊由失ハサルハ改法  
 ニ於テハ適當セリ  
 然ハ斯ノ道ヲ行フニ  
 ハ規模狭小ニ似タリ  
 故ニ前ニ遵守トシテ  
 茲ニ於テ備用シテ  
 益々光大ト改ム

又以テ國家興隆ノ基礎朕光ヲ宣揚スルニニスルノ輝美のちテの世界の表裏トシテハ實祖我皇

皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民、俱遵ニ守ルキ所凡ソ右

今ノ異同ト風氣、變遷トヲ問ハス以テ上下ニ推通シ

テ謬ラス以テ中外ニ施シテ悖ラサルヘシルコトナカルヘシ朕爾衆庶ト臣民

俱ニ尊由ニシテ失ハサランコトヲ庶幾フ奉々服膺シテ終始惟一ナラン

と

ト

永字按スルニ久遠ノ  
 二字宏遠ニ倫ハス  
 臣民ノ上ニ我ノ字ヲ  
 加フ  
 厥ノ祖考ニ継キノ句  
 ラ者テ後ニ出シ祖  
 先ニ継述シニ作ル  
 國ノ光輝ヲ發揚  
 スルノ句末文ニ出ス  
 フ以テ之ヲ改ム  
 粹美ノ二字元素  
 ニ改ム

朕	惟	フ	ニ	我	カ	皇	祖	皇	宗	國	ヲ	肇	ル	コト
宏	遠	ニ	德	ヲ	樹	ツ	ル	コト	深	厚	ナ	リ	臣	民
我	祖	考	ニ	継	ギ	克	ク	忠	ニ	克	ク	孝	ニ	億
兆	心	ヲ	一	ニ	シ	テ	以	テ	國	ノ	光	輝	ヲ	發
我	カ	國	體	ノ	粹	美	ニ	シ	テ	實	ニ	教	育	
元	素													

世々厥ノ美ヲ濟セル

芳川  
 顯正  
 書  
 勅  
 八

家庶ニ字上下ノ包  
 マルト皇に既ニ貴  
 族衆議西院ヲ別  
 々時ハ家庶ノニ字  
 ハ貴族ハ官負ハ加ラ  
 カルノ嫌ヒアリ故ニ  
 臣民ニ改ムルヲ可ス  
 親族以下他ニ及ボシ  
 ニ至ル迄脩正シテ  
 簡明ヲ要ス

知能ハ事ヲ才ニ属  
 シテ器ヲ成スモ其

ノ本源ヤリ爾 <b>家庶</b> 父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ	臣民祖先ニ継述シ
夫婦相和キ <b>親族</b> 相睦ビ隣里相保ケテ	信ジ
相侵サズ <b>朋友</b> 相厚クシテ相欺カズ虚偽ヲ	恭 已レヲ持シ一博
去リ <b>勤儉</b> ヲ主トシ自ラ <b>愛</b> レテ他ニ及ボシ	衆
性ニ率ヒテ學ヲ脩メ才ニ因テ	德
子弟谷々其 <b>業</b> ヲ習ヒ知能ヲ <b>啓發</b> シ以	

小成ニ止マルノ嫌ヒ  
アリ教育ハ知徳  
完全ナラシメトス  
ス故ニ徳器ヲ成  
就シニ脩正シ教育  
ノ全旨ヲ示ス

生計身家ハ  
勅諭ニ掲クルニ及  
ハザルベシ

道徳ノ教育ヲ  
訓誥セラル國憲  
國法ヲ重スルハ別  
ニ掲ホニ及ハス

善良ハ忠良後  
ノ克ク忠ニ應ス

テ其ノ器ヲ成シ就不ニシテハ生計ヲ治メ身

進テ

務開キ

家ヲ利シ大ニシテハ公益ヲ廣ソ世用ヲ昭セ

緩急

常ニ國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ一朝事アレバ

躬ヲ以テ國ニ殉シ

義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ

扶翼スベシ

忠

扶弘ス此ノ如キハ獨リ朕ガ善良ノ臣民

員示



此等句ニ至リ國ノ  
光輝ヲ發揚ス  
ルヲ云最好シ

祖宗ヲ自皇祖皇  
宗ト為スハ最鄭  
重親劫ヲ承スナリ

中庸ノ原文ニ  
悖ラスニ作ル故

田<sup>タ</sup>ルノミナラズ又<sup>以テ</sup>國家興隆ノ基礎タル

耿光ヲ宣揚スル

ニ足レリ

我カ皇皇

斯ノ道ハ實ニ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫

道ス

臣民ノ俱ニ守<sup>ス</sup>ルベキ所凡ク古今ノ異同

通

ト風氣ノ變遷トシ問ハズ以テ上下ニ推<sup>ス</sup>

ラガルベシ

テ謬ラズ以テ中外ニ施シテ悖<sup>ル</sup>コトナシ朕

ニ之ヲ用ケルヲ可  
トス

道由シテ失ハ

ランコトヲ庶幾フ

此一句結末千鈞

萬介然ニ遺訓

ヲ奉體シテ斯ノ

道ニ進マント欲スル

ノ精神ヲ欠ク故

ニ拳々服膺シ

テ終始惟一ニ

作ル起ケノ億兆

一心ニ照應シテ

益々  
勅諭ノ誠切ナル  
ヲ覺フ

臣民

爾衆庶

ト

俱ニ

道

由シテ失ハ

サラム

コトヲ

拳々服膺シテ終始惟一ナラ

庶幾フ

〇

〇

〇

朱書の  
元田高地を  
さる人  
朱書の代書ト記す

二字宏遠ニ推シス  
臣民ノ上ニ我ノ字ヲ  
加ス  
厥ノ祖考ニ継キノ句  
フ者テ後ニ出シ祖  
先ニ継述シニ作ル  
國ノ光輝ヲ發揚  
スルノ句末文ニ出ス  
ヲ以テ之ヲ改ム  
粹美ノ二字元素  
ニ改ム

朕	推	フ	ニ	我	カ	皇
宏	遠	ニ	德	ヲ	樹	
厥	ノ	祖	考	ニ	繼	
兆	心	ヲ	一	ニ	シ	テ
山	ハ	此	レ	乃	國	神

我カ

勅諭案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ  
 克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ殿ノ美ヲ濟セ  
 ルハ此レ我カ國體ノ粹美ニシテ教養ノ道亦實  
 ニ此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ緜述シ父母ニ孝ニ  
 兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信ニ恭儉己レヲ  
 持ニ博愛衆ニ及ホニ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智  
 能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣ム世務  
 ヲ開キ常ニ國憲ヲ重ニ國法ニ遵ヒ緩急事アレ

文部省

文 部 省

ハ義勇公ニ奉ニ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス  
ヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミ  
ナラス又以テ皇祖皇宗ノ遺烈ヲ宣揚スルニ足  
ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ祖宗ノ遺訓ニミテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス  
之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱  
ニ拳々服膺ニテ終始惟一ナランコトヲ庶幾  
フ

勅語案

我カ皇祖皇宗ノ國ヲ肇ムルヤ宏遠ニシテ徳ヲ樹ルヤ深  
厚ナリ我カ臣子克ク忠ニ克ク孝ニ億兆其心ヲ一ニシテ  
以テ世ニ厥美ヲ濟スルハ是レ實ニ我國體ノ精華ニシテ  
教養ノ大道モ亦寔ニ此ニ淵源ス爾臣子祖先ヲ繼承シテ  
此大道ヲ履シ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相  
信シ恭儉以テ己ヲ持シ博愛以テ衆ニ及ホスベシ學ヲ修  
メ業ヲ習ヒ以テ智識ヲ啓發シ材器ヲ養成シ以テ公益ヲ  
廣メ世務ヲ勉メ進取ノ元氣ヲ旺ニスヘシ常ニ國憲ヲ重  
シ國法ニ遵ヒ事アレハ義勇公ニ奉シ以テ朕ト共ニ天壤  
無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如クハ獨リ朕カ忠良ノ



臣子タルノレニ非ス又以テ祖宗ノ功烈ヲ宣揚スル者ナリ  
斯大道ハ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫ノ俱ニ遵守スヘキ可タリ  
之ヲ百今ニ通シテ認ラヌ之ヲ中外ニ施シテ悖ラス爾臣子  
朕ト共ニ此遺訓ヲ服膺シ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ勉メヨ

勅語案

我カ皇祖皇宗ノ國ヲ肇ムルヤ宏遠  
 ニシテ徳ヲ樹ルヤ深厚ナリ我カ臣  
 子克ク忠ニ克ク孝ニ億兆其心ヲ一  
 ニシテ以テ世ニ厥美ヲ濟スルハ是  
 レ實ニ我國體ノ精華ニシテ教養ノ  
 大道モ亦寔ニ此ニ淵源ス爾臣子祖  
 先ヲ繼承シテ此大道ヲ履ニ父母ニ  
 孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相

文部省



信シ恭儉以テ己ヲ持シ博愛以テ衆  
ニ及ホスヘシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以  
テ智識ヲ啓發シ材器ヲ養成シ以テ  
公益ヲ廣メ世務ヲ勉メ進取ノ元氣  
ヲ旺ニスヘシ常ニハ國憲ヲ重シ國  
法ニ遵ヒ事アレハ則チ義勇公ニ奉  
シ以テ朕ト共ニ天壤無窮ノ皇運ヲ  
扶翼スヘシ是ノ如クハ獨リ朕カ忠  
良ノ臣子タルノミニ非ス又以テ祖  
先ノ功烈ヲ宣揚スル者ナリ

斯ノ大道ハ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫  
ノ俱ニ遵守スヘキ所タリ之ヲ古今  
ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ  
悖ラス爾臣子朕ト共ニ此遺訓ヲ服  
膺ニ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ勉ム  
ヨ

此我カ國  
或此我カ特  
殊ノ國体ニ  
係シ極當リ  
クニ似たり

教養之道ニ向  
テニ致シタ  
ルニ若シ  
支アラス  
或ハ(教養  
ノ)淵源  
實ニ此  
ニアリト  
及ム

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克  
 ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル  
 ハ此レ我カ<sup>自然</sup>國體<sup>國有ノ美風</sup>ノ精華ニシテ教養ノ道實ニ此  
 ニ淵源ス爾臣民祖先ニ<sup>君上ニ忠ニ</sup>繼述<sup>ニ</sup>父母ニ孝ニ兄弟  
 ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ  
 博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ  
 啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開  
 キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ<sup>一日</sup>遵<sup>緩急事アリ</sup>ヒ義  
 勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

兩カ祖父、冷子孫トナスヘシ 或ハ好子孫

トモ極ナラス  
道ノ字(完ニ依ルサレ)  
斯道ノ二字ニ可成此  
俣ニ致シタシ是ニ代  
工ル好字南ナキニテ  
ラズ版ル全体ニ關係  
ヲ生セン

皇ノ三君ノ...

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ  
兩カ祖先ノ令子孫トナスヘシ 或ハ好子孫  
 ス又以テ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ宣揚スルニ足ラシ  
 斯ノ道ハ實ニ我カ祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
 俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラズ  
 之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕兩臣民ト俱  
 ニ奉ク服膺シテ咸其徳ヲ一ニセシコトヲ庶幾  
 フ

此未書ハ島田重  
禮文也

終ニ致シタリト云フ此  
支アツルハ或ハ(叔美良)  
淵源家ニ此ニアリト  
及ム

一カ特  
何カ  
当可欠

朕惟フニ我  
德ヲ樹ツルコ  
ク孝ニ億兆  
ハ此シ我カ自  
ニ淵源ス爾  
ニ友ニ夫婦  
博愛衆ニ及  
啓發シ德器  
キ常ニ國憲  
勇公ニ奉シ

勅諭案

朕惟<sup>ニ</sup>我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
 遠ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ  
 克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セ  
 ルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教養ノ道不實  
 此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ継述シ父母ニ孝ニ  
 兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信ニ恭儉己レヲ  
 持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智  
 能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務  
 ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ緩急事アル

文部省



文 部 省

ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス  
ヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民シルノミ  
ナラス又以テ<sup>痛</sup>皇祖<sup>先</sup>聖<sup>先</sup>業ノ遺烈ヲ宣揚スルニ足  
ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ<sup>皇</sup>祖宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス  
之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱  
ニ拳々服膺シテ<sup>咸</sup>其德<sup>一</sup>ヲ<sup>共</sup>ニコトヲ庶幾  
フ

レ	友	述	淵	此	ヲ	我	ト	朕
ヲ	ニ	ニ	源	レ	一	力	宏	惟
持	夫	君	寶	我	ニ	臣	遠	フ
ニ	婦	上	ニ	カ	シ	民	ニ	ニ
博	相	ニ	此	國	テ	克	德	我
愛	和	忠	ニ	體	世	ク	ヲ	皇
衆	キ	ニ	在	ノ	厥	ク	樹	祖
ニ	朋	父	リ	精	ノ	忠	ツ	皇
及	友	母	爾	華	美	ニ	ル	宗
ホ	相	ニ	臣	ニ	ヲ	克	コ	國
ニ	信	孝	民	シ	濟	ク	ト	ヲ
學	ニ	兄	祖	テ	セ	孝	深	肇
ヲ	恭	弟	先	教	ル	ニ	厚	ム
修	儉	ニ	ニ	養	ハ	億	ナ	ル
メ	已	繼	繼	ノ		兆	リ	コ



業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ  
成就シ進テ公益ヲ廣ム世務ヲ開キ  
常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩  
急アルレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無  
窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ  
獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ  
ズ又以テ爾祖先ノ遺勳ヲ宣揚スル  
ニ足ラシ  
斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニ  
シテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外  
ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト  
俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセ  
ニコトヲ庶幾フ

勅諭案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ  
 徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民亦克ク忠ニ  
 克ク孝ニ億兆心ヲ一ニテ世ニ厥ノ美ヲ濟セ  
 ルハ此レ我カ國體ノ粹美ニシテ教養ノ道亦實  
 ニ此ニ淵源ス爾臣民祖先ニ建シ父母ニ孝ニ  
 兄弟ニ友ニ夫婦相和キ朋友相信ニ恭儉己レヲ  
 持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智  
 能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務  
 ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵レ緩急事アル

文部省

文 部 省

ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス  
ヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミ  
ナラス又以テ皇祖<sup>神</sup>宗ノ遺訓<sup>訓</sup>ヲ宣揚スルニ足  
ラン

風 頌 勅

斯ノ道ハ實ニ我カ<sup>神</sup>宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス  
之ヲ中外ニ施シテ悖ラサルヘシ朕爾臣民ト俱  
ニ拳々服膺シテ終始<sup>始</sup>維<sup>維</sup>女子<sup>子</sup>ト<sup>ト</sup>ニコトヲ庶幾  
フ 成具徳ヲ一ニセ





義學公：奉以天壤無窮，宜運技巧，  
 入是如子，獨眼忠良，臣分ハニ  
 カラ又以テ篇題先，遺風ヲ瞻影ニ之  
 ラシ  
 斯道：晉：我が幕業，遠訓：ニテ子孫臣民  
 俱：遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ擧ラズ  
 之ヲ中外ニ施シテ悖ラサハニ朕爾臣民俱  
 ニ拳々服膺ニ感慕復ク一ニセニコトヲ庶幾

十月五日 裁可 奏

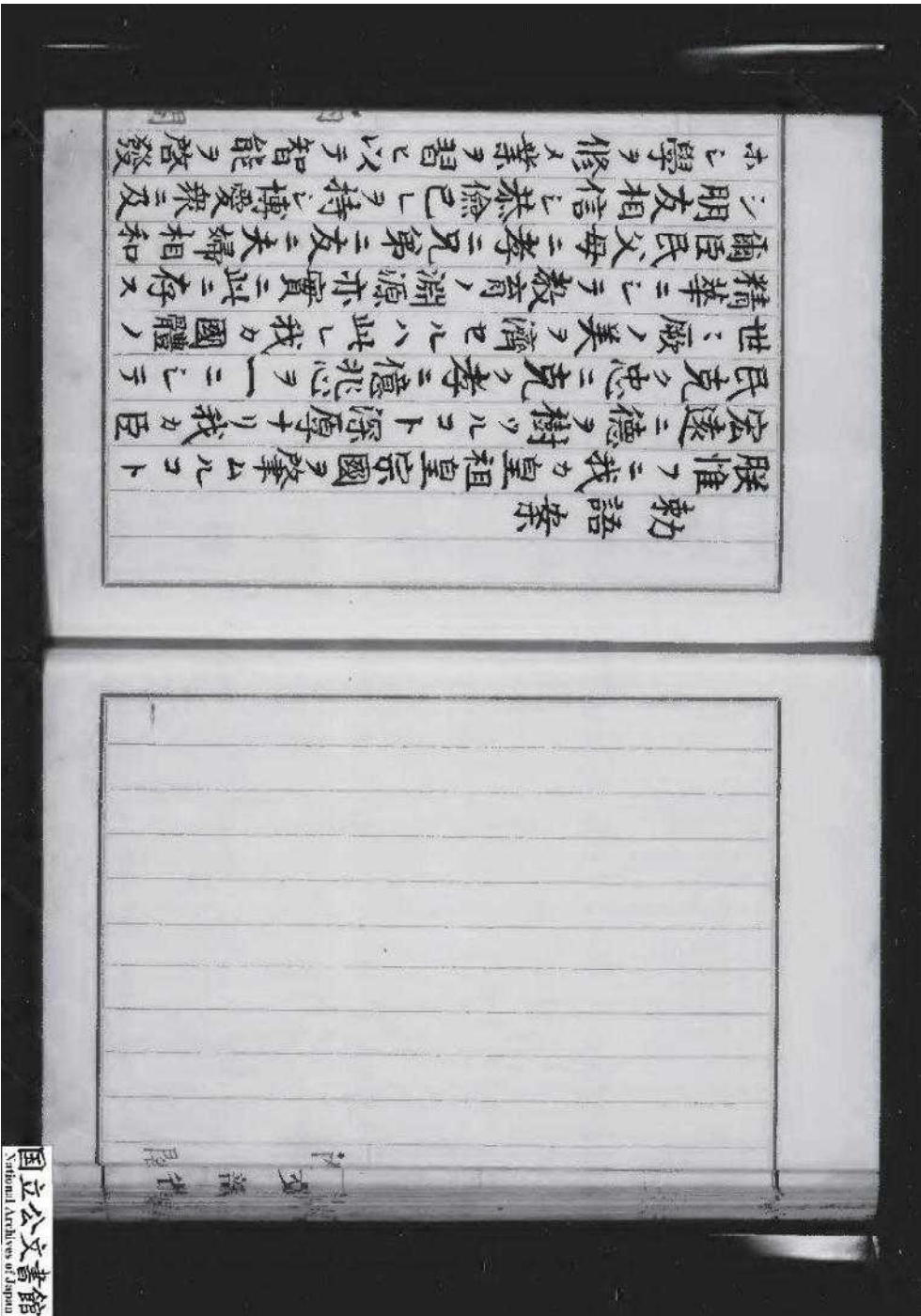
德教ニ関スル物語ノ件  
 右謹テ裁可ヲ仰ク

明治廿三年十月二十日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

図版四四 井上草案二〇 (国立公文書館所蔵『公文類聚』第一四編第二卷)

※左の画像は「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<http://www.digital.archives.go.jp>)より。「公文類聚・第十四編・明治二十三年・第二卷・政体二」の「徳教ニ関スル勅諭ヲ宣布セラル」Page 7〜8。



之徳器ヲ成就之進ヲ公益ヲ廣ク世務ヲ  
 開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩  
 急アルハ義勇公ニ奉ヒ以テ天壤無窮ノ  
 皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キハ獨リ朕カ  
 忠良ノ臣民タルハミナラス又以テ爾祖  
 先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
 斯ノ道ニ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシ  
 テ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所之ヲ  
 古今ニ通ヒテ謬ラス之ヲ中外ニ施シ  
 テ博ラズ朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服

膺ニテ威其徳ヲニセシコトヲ庶幾ク  
 明治二十三年十月三十日

御名 御璽

軍人勲章  
 別、文部省告示第...  
 同、勲章...



目) ※複写本は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号173 (本論文序章を参照)。

渡邊用箋

勅語案

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ

徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民ノ此處舊文亦

恰モヲ削除ス 克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ

テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華

舊正文元素ニ作スニシテ教育ノ淵源<sup>○</sup>舊文本源<sup>○</sup>

ト好スシ亦實ニ此ニ存ス存此スニ亦修ノ正字ヲ用テ好シト

ス 爾臣民ヲ此處舊文祖先ニ繼述<sup>○</sup>風ノ句ヲア入ルテ

ト好スシ 父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和キシ朋友相

10  
20

信シ恭ア儉リ己今レ之ヲ非持前シル博学愛ヲ衆脩ニメ及此ホ處シ舊シ文率因性レノオ意ノニル

字アアリ今之ヲ非前ル學ヲ脩メ此處舊文因レオノ意ノニル

モ害アルニ非ス前ル学ヲ脩メ此處舊文因レオノ意ノニル

就シ進テ公益ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成

シ國法ニ遵ヒケ此ノ常ニ以テ下ノ二句舊文之ヲ省

故ノ論ヲ以テ或ハ憲法ヲ非識テ要ル旨ヲト示スリ一旦

緩急アレハ義勇公ニ奉シハ此句舊文維急事ヲアレ

雖凡作意味終正文勝レ意義些異タナリト以テ天壤無窮

ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ

顯彰スルニ足ラン此句一舊文ノ取ル今之揚

正シテ祖先ノ遺風ヲ顯テ彰スルニ作ル正シテ祖先ノ遺風ヲ顯テ彰スルニ作

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫

臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所此處舊文ニ風氣ノ變遷

後ト用キルハ簡ニナリテ最ト字ス之ヲ古今

ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス舊文

スサニ更ニ修正スルハ悖テカシク永之ハ悖ラ意

文強ニ譯シテ勅諭ハカニ確ス故ニ且ツ原ノ字據

民ト不悖ラテ字ヲ用キ直ニ下ナルヲ朕爾臣民

ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ



※複写本は、国会図書館憲政資料室所蔵『元田永孚関係文書』の資料番号173(本論文序章を参照)。

渡邊用箋

勅諭文不謬不悖ノ出處

中庸

君子之道本諸身徵諸庶民考諸三王而不繆建諸  
天地而不悖質諸鬼神而無疑百世以俟聖人而不  
惑。

接スルニ繆ト謬ト意義同シ